

2023. 10. 17

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド

毎月分配型(米ドルコース)(円ヘッジコース)

追加型投信／海外／債券

◆この目論見書により行なう「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(米ドルコース)」および「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(円ヘッジコース)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年10月16日に関東財務局長に提出しており、2023年10月17日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日	: 2023年10月16日
発行者名	: 日興アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 代表取締役社長 ステファニー・ドゥルーズ
本店の所在の場所	: 東京都港区赤坂九丁目7番1号
有価証券届出書(訂正届出書を含みます。)の写しを縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

設定・運用は

日興アセットマネジメント

本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

－ 目 次 －

	頁
第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	49
第3【ファンドの経理状況】	55
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	77
第三部【委託会社等の情報】	78
約款	122

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）

- ・以下、上記を総称して、また各々を指して「ファンド」ということがあります。また、「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）」を「米ドルコース」または「毎月分配型（米ドルコース）」、「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）」を「円ヘッジコース」または「毎月分配型（円ヘッジコース）」ということがあります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンド毎に、5兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(5)【申込手数料】

申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）につきましては、販売会社が定めるものとします。

申込手数料率につきましては、販売会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜3%）が上限となっております。

(6)【申込単位】

販売会社の照会先にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

2023年10月17日から2024年4月15日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(9) 【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(1 0) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(1 1) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(1 2) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

主として、米ドル建ての新興国ソブリン債を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

② ファンドの基本的性格

＜日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）＞

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
		債 券
追加型投信	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

◇海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇債券

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル 日本 北米	ファミリーファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	欧州 アジア オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		
その他資産 (投資信託証券(債券 公債))	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	ファンド・オブ・ファンズ	なし

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇その他資産（投資信託証券（債券 公債））

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券に投資を行ないます。よって、商品分類の「投資対象資産（収益の源泉）」においては、「債券」に分類されます。

「公債」とは、目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

◇年12回（毎月）

目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

◇エマージング

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

◇為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

<日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）>

1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
		債 券
追加型投信	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産 () 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

◇海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇債券

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル 日本 北米	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	欧州 アジア オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		
その他資産 (投資信託証券(債券 公債))	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東)		
資産組合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	ファンド・オブ・ファンズ	なし

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇その他資産（投資信託証券（債券 公債））

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券に投資を行ないます。よって、商品分類の「投資対象資産（収益の源泉）」においては、「債券」に分類されます。

「公債」とは、目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

◇年12回（毎月）

目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

◇エマージング

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

◇為替ヘッジあり（フルヘッジ）

目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジを行なう旨の記載があるものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。

上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

③ ファンドの特色

特長
1

**米ドル建ての新興国ソブリン債を中心に、
幅広く分散投資を行ないます。
なお、組入債券は、米ドル以外の通貨建て債券を
含む場合があります。**

※当ファンドは、PIMCOが運用するバミューダ籍外国投資信託と、日興アセットマネジメントが運用する証券投資信託「マネーオープンマザーファンド」に投資するファンド・オブ・ファンズです。

特長
2

**毎月分配型（米ドルコース、円ヘッジコース、
ブラジルリアルコース、南アフリカランドコース、
トルコリラコース、メキシコペソコース、
インドネシアルピアコース、インドルピーコース）と、
資産成長型（米ドルコース）の各コース間で、
スイッチングが可能です。**

※原則として毎月分配型は毎月（原則15日）、資産成長型は年1回（原則1月15日）決算を行ないます。

※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合や全部または一部のファンド間でスイッチングが行えない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※毎月分配型（南アフリカランドコース、メキシコペソコース、インドネシアルピアコース、インドルピーコース）および資産成長型（米ドルコース）は、2024年1月15日をもって信託期間が終了いたします。それに伴い、2024年1月11日以降、購入申込みは受付停止とさせていただきます。

特長
3

ピムコジャパンリミテッドに運用を委託します。

ピムコジャパンリミテッドは、米国債券運用最大手の一社であるPIMCO（パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー）の日本の拠点です。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

各通貨コース

当ファンドが投資を行なう外国投資信託においては、主に米ドル建ての新興国ソブリン債に投資を行ないます。

円ヘッジコースでは、米ドル売り／円買いの為替ヘッジを行ないます。

ブラジルリアルコース、南アフリカランドコース、トルコリラコース、メキシコペソコース、インドネシアルピアコース、インドルピーコースでは、米ドル売り／各新興国通貨買いの為替取引を行ないます。

※為替ヘッジは、為替変動の影響を完全に排除できるわけではありません。

※為替取引を完全に行なうことができるとは限りませんので、各コースの通貨と完全に連動するわけではありません。

（用語説明）

ここでいう為替取引とは、「原資産通貨を売り、別の通貨を買う取引」をいいます。また、為替取引のうち、「原資産通貨を売り、円を買う取引」を為替ヘッジといいます。

主要投資対象国

- 当ファンドは、主に米ドル建ての新興国のソブリン債に投資を行います。
- 当ファンドは、「JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイド」を参考指数としています。

投資対象となる主な新興国



主要国の国債利回り(%)



※各国国債利回りは、米国、ドイツ、日本は残存5年の国債利回り、新興国はJPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイドにおける各国の国債利回りです。「新興国の平均」は、同指数の最終利回りです。

※利回りは切り捨てにて端数処理しています。

※上記の国と実際の投資対象国は異なる場合があります。

※上記データは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

<ご参考>ファンダメンタルズと信用力

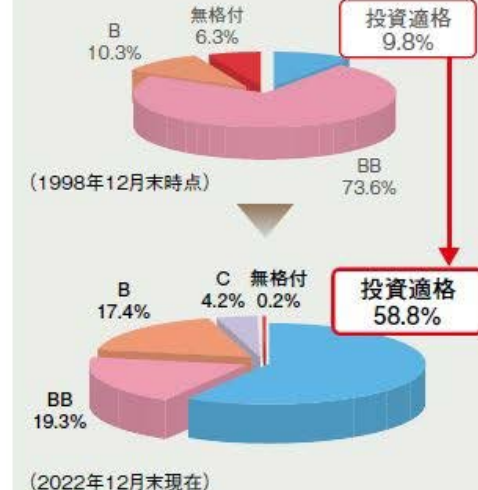
債券の信用格付と利回り



主要国の格付

(2023年7月末現在)		格付
先進国		
	ドイツ	AAA
	米国	AA+
	日本	A+
新興国		
	新興国の平均	BBB-
	カタール	AA
	中国	A+
	チリ	A+
	サウジアラビア	A
	メキシコ	BBB+
	フィリピン	BBB+
	インドネシア	BBB
	オマーン	BB
	ブラジル	BB-
	バーレーン	B+
	トルコ	B

新興国ソブリン債市場の格付別内訳



※各国の格付はスタンダード&プアーズ社が自国通貨建て長期債に付与しているものです。

※「新興国の平均」は、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイドの平均格付です。

※上記の国と実際の投資対象国は異なる場合があります。

※上記グラフ・データは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

※投資適格とは、AAA～BBB格相当の格付を付与された債券を指します。

※表示単位未満の数値の四捨五入により、構成比率の合計が100%にならない場合があります。

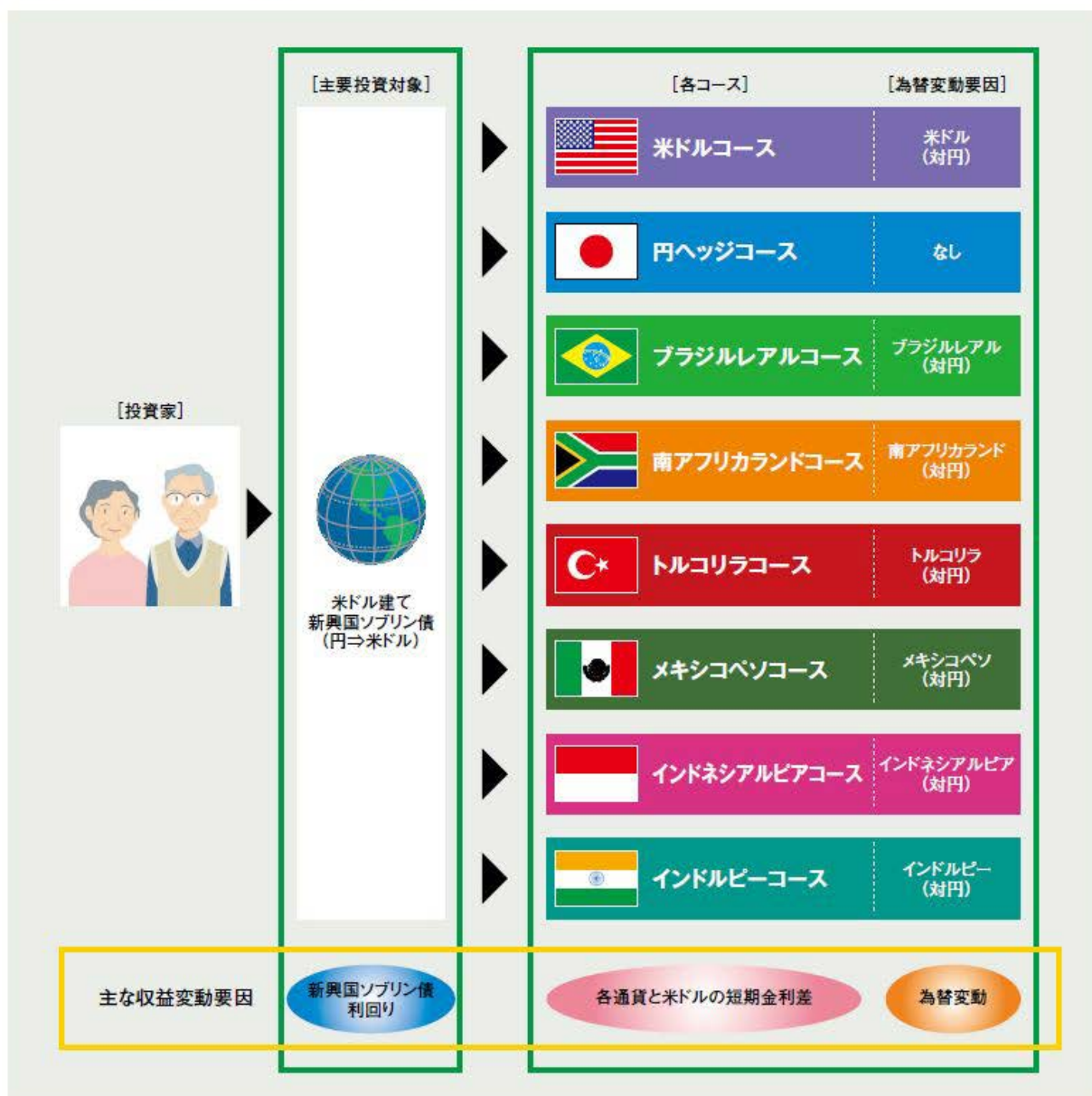
※JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバルの構成比率です。

※信頼できると判断したデータをもとに日興アセットマネジメントが作成。

各通貨コースについて

- 「ブラジルリアルコース」「南アフリカランドコース」「トルコリラコース」「メキシコペソコース」「インドネシアルピアコース」「インドルピーコース」では、米ドル売り^注／各新興国通貨買いの為替取引を行ないます。これにより、各コースは米ドル／円の変動に代えて、各新興国通貨／円の変動の影響を受けます。

注:当ファンドの実質的な投資対象(原資産)が米ドル建て資産のため。



※上記はイメージ図であり、実際と異なる場合があります。

※為替ヘッジは、為替変動の影響を完全に排除できるわけではありません。

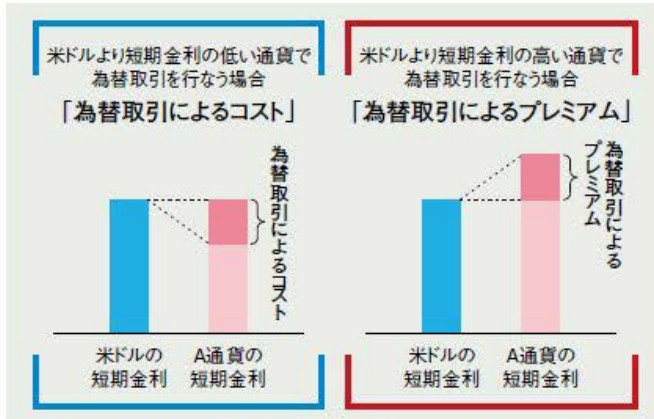
※為替取引を完全に行なうことができるとは限りませんので、各コースの通貨と完全に連動するわけではありません。

各通貨と米ドルの短期金利差が及ぼす影響

- 当ファンドの実質的な投資対象である米ドル建て資産に対し、米ドルと各コースの通貨で為替取引を行なう際に、米ドルより各コースの通貨の短期金利が高い場合、「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)」が期待されます。一方、米ドルより各コースの通貨の短期金利が低い場合、「為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)」が発生します。

※為替取引を完全に行なうことができるとは限らないため、米ドルより各コースの通貨の短期金利が高い場合でも、それを十分に享受できない可能性があります。

(米ドル資産に対する)為替取引によるコスト/プレミアムのイメージ



変動する短期金利差

「為替取引によるプレミアム」は、大きな魅力と考えられます。ただし、その水準は、両国通貨の短期金利の変化によって影響を受けるため、拡大することあれば、その逆に縮小すること考えられます。さらに、将来、短期金利差が逆転し、「為替取引によるコスト」となる可能性もあります。

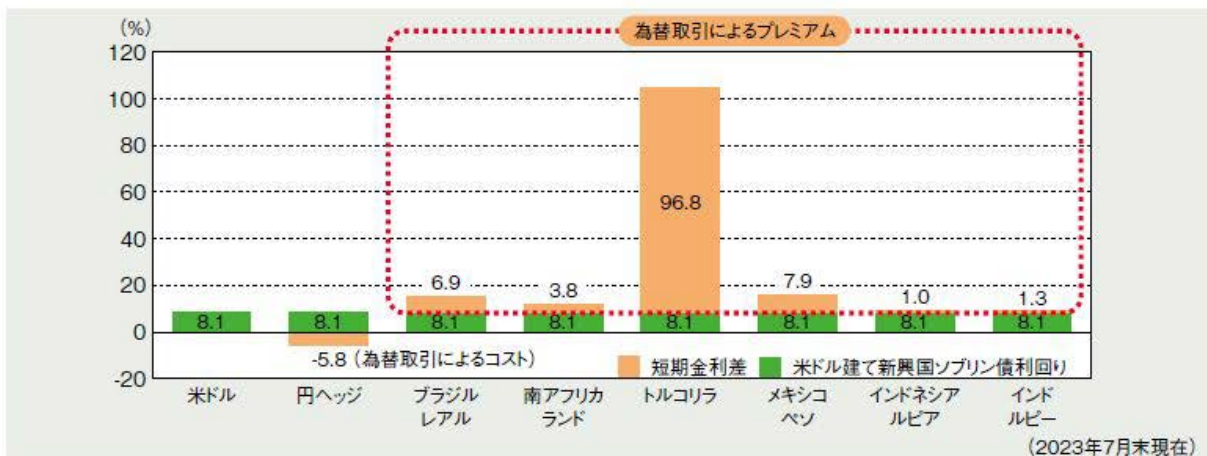


※上記はイメージ図であり、実際の金利水準や将来の運用成果等を示すものではありません。

<ご参考> 主な収益変動要因

- 債券の売買損益や為替の損益の他に、米ドル建て新興国ソブリン債からの金利と、為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)/プレミアム(金利差相当分の収益)を加えた部分が当ファンドの主な収益変動要因であり、分配金の原資になります。

米ドル建て新興国ソブリン債利回りと為替取引によるコスト/プレミアム



※為替取引によるプレミアム(コスト)の水準は、各国通貨の短期金利の変化によって影響を受けます。なお、上記グラフの短期金利差は、各国通貨のフォワードレートとスポットレートから算出した数値を用いています。

※米ドル建て新興国ソブリン債利回り:JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバースィファイドの最終利回り

※上記は、ファンドの運用における為替取引によるコスト/プレミアムとは異なるため、当ファンドの金利水準や運用成果等を示すものではありません。

※上記は切り捨てにて端数処理しています。

*為替取引には、為替ヘッジ(原資産通貨を売り、円を買う取引)が含まれています。為替ヘッジの場合、「為替取引によるプレミアム/コスト」を「為替ヘッジプレミアム/コスト」といいます。

基準価額の主な変動要因について

●各コースの基準価額には、主に以下のような変動要因があります。

↑ 基準価額の上昇要因 ↑		各コース	↓ 基準価額の下落要因 ↓	
米ドル建て 新興国債券の 利回り低下 (価格上昇)	円安／米ドル高	 資産成長型 (米ドルコース) 毎月分配型 (米ドルコース)	円高／米ドル安	米ドル建て 新興国債券の 利回り上昇 (価格下落)
	(円安／米ドル高でも プラスの影響はありません) 米ドル 短期金利 < 円短期金利	 毎月分配型 (円ヘッジ コース)	(円高／米ドル安でも マイナスの影響はありません) 米ドル 短期金利 > 円短期金利	
	円安／ブラジルレアル高 米ドル < ブラジルレアル 短期金利 < 短期金利	 毎月分配型 (ブラジル レアルコース)	円高／ブラジルレアル安 米ドル > ブラジルレアル 短期金利 > 短期金利	
	円安／南アフリカランド高 米ドル < 南アフリカランド 短期金利 < 短期金利	 毎月分配型 (南アフリカ ランドコース)	円高／南アフリカランド安 米ドル > 南アフリカランド 短期金利 > 短期金利	
	円安／トルコリラ高 米ドル < トルコリラ 短期金利 < 短期金利	 毎月分配型 (トルコリラ コース)	円高／トルコリラ安 米ドル > トルコリラ 短期金利 > 短期金利	
	円安／メキシコペソ高 米ドル < メキシコペソ 短期金利 < 短期金利	 毎月分配型 (メキシコ ペソコース)	円高／メキシコペソ安 米ドル > メキシコペソ 短期金利 > 短期金利	
	円安／インドネシアルピア高 米ドル < インドネシアルピア 短期金利 < 短期金利	 毎月分配型 (インドネシア ルピアコース)	円高／インドネシアルピア安 米ドル > インドネシアルピア 短期金利 > 短期金利	
新興国の 信用格付の 引き上げ	円安／インドルピー高 米ドル < インドルピー 短期金利 < 短期金利	 毎月分配型 (インドルピー コース)	円高／インドルピー安 米ドル > インドルピー 短期金利 > 短期金利	新興国の 信用格付の 引き下げ

※市況動向によっては、上記の通りにならない場合があります。

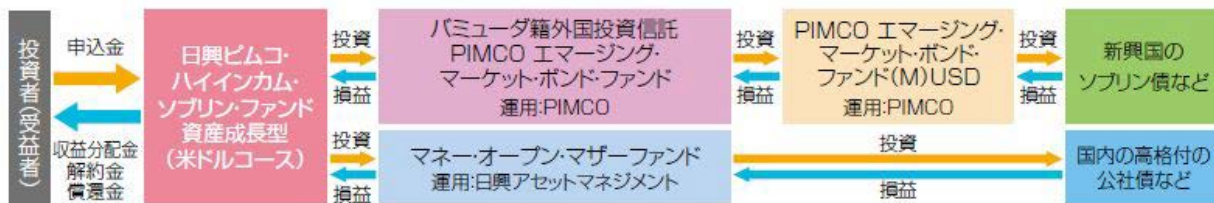
※上記は基準価額の主な変動要因の概要であり、ファンドの運用成果を約束するものでも、全ての変動要因を網羅したものでもありません。

※為替ヘッジは、為替変動の影響を完全に排除できるわけではありません。

※為替取引を完全に行なうことができるとは限りませんので、各コースの通貨と完全に連動するわけではありません。

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。





※スイッチング対象ファンドの一方のファンドに関して、委託会社が約款に定める事由に該当したと判断したことにより、購入・換金申込みの受付を中止、もしくは、既に受付けた購入・換金申込みの受付を取り消した場合、もう一方のスイッチング対象ファンドに関しても、当該ファンドについて約款に定める中止・取消事由が生じているか否かにかかわらず、原則として、スイッチングによる購入・換金申込みの受付を中止、もしくは、既に受付けたスイッチングによる購入・換金申込みの受付を取り消します。

※投資成果に大きく影響しますので、スイッチングは、十分ご検討の上、慎重にご判断ください。

■主な投資制限

＜毎月分配型(米ドルコース)、毎月分配型(円ヘッジコース)、毎月分配型(ブラジルリアルコース)、毎月分配型(南アフリカランドコース)、毎月分配型(トルコリラコース)、資産成長型(米ドルコース)＞

- ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- ・外貨建資産への直接投資は行ないません。

＜毎月分配型(メキシコペソコース)、毎月分配型(インドネシアルピアコース)、毎月分配型(インドルピーコース)＞

- ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

■分配方針

＜毎月分配型(米ドルコース)、毎月分配型(円ヘッジコース)、毎月分配型(ブラジルリアルコース)、毎月分配型(南アフリカランドコース)、毎月分配型(トルコリラコース)＞

- ・毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。

※「原則として、安定した分配を行なう」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移することなどを示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況などによっては安定した分配とならない場合があることに留意ください。

＜毎月分配型(メキシコペソコース)、毎月分配型(インドネシアルピアコース)、毎月分配型(インドルピーコース)、資産成長型(米ドルコース)＞

- ・毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



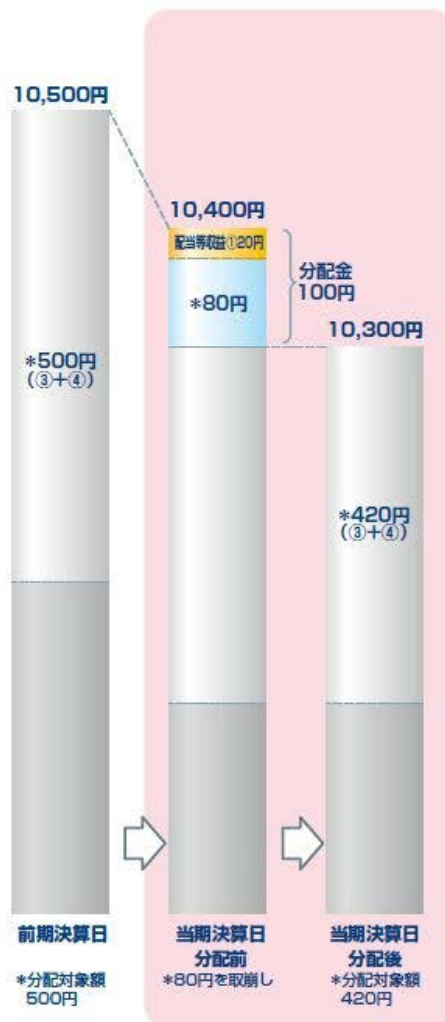
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合



前期決算から基準価額が下落した場合



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※ 上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

● 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※ 元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

- ・ 普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
- ・ 元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、(特別分配金) 元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

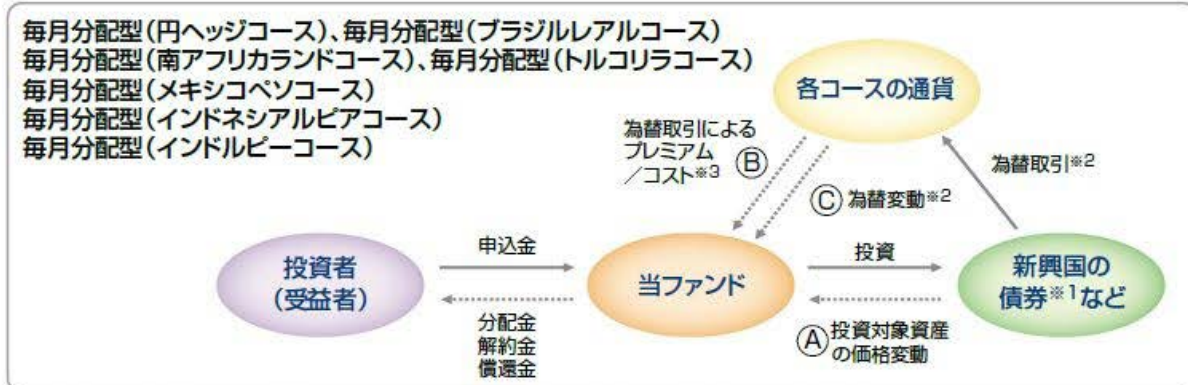
通貨選択型ファンドの収益に関する留意事項

- 通貨選択型の投資信託は、投資対象資産(株式や債券など)の運用に加えて、為替取引による通貨の運用も行っており、為替取引の対象となる通貨を選択することができます。

通貨選択型の投資信託のイメージ図



* 毎月分配型(米ドルコース)および資産成長型(米ドルコース)

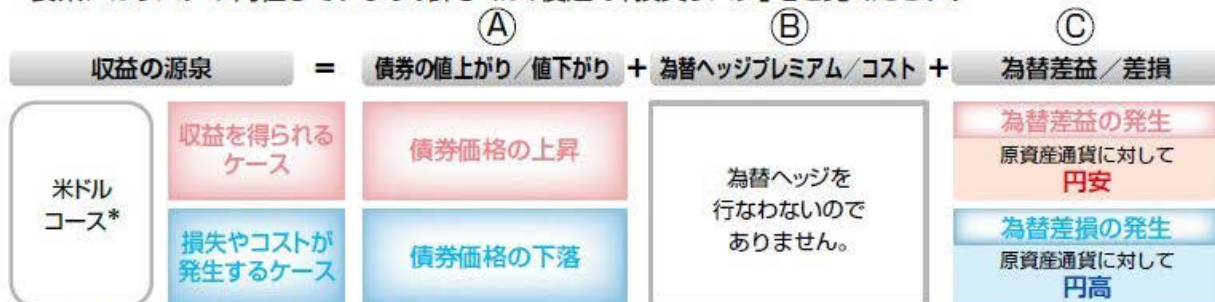


※¹ 当ファンドは、外国投資信託を通じて米ドル建ての新興国の債券に投資を行ないます。

※² 円ヘッジコースは、原則として米ドル売り/円買いの為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。各コースの通貨が円以外の場合には、各コースの通貨と円の為替変動リスクがあります。

※³ 為替取引によるプレミアム/コストは、為替取引を行なう通貨間の金利差相当分の収益/費用です。

- 通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。なお、収益源である3つの要素にはリスクが内在しています。詳しくは、後述の「投資リスク」をご覧ください。



* 毎月分配型(米ドルコース)および資産成長型(米ドルコース)



※市況動向によっては、上記の通りにならない場合があります。

*為替取引には、為替ヘッジ(原資産通貨を売り、円を買う取引)が含まれています。為替ヘッジの場合、「為替取引によるプレミアム/コスト」を「為替ヘッジプレミアム/コスト」といいます。



※市況動向によっては、上記の通りにならない場合があります。

通貨運用に関する留意事項

- 各通貨の運用に当たっては、直物為替先渡取引(NDF取引)を活用する場合があります。
- NDF取引とは、投資対象通貨を用いた受渡を行わず、主に米ドル等による差金決済のみを行なう取引のことを言います。
- NDF取引では、需給や規制などの影響により、為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)／コスト(金利差相当分の費用)が、短期金利から算出される理論上の水準から乖離する場合があります。そのため、想定している投資成果が得られない可能性があります。

「日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(米ドルコース)」のことを「毎月分配型(米ドルコース)」、
 「日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(円ヘッジコース)」のことを「毎月分配型(円ヘッジコース)」、
 「日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(ブラジルリアルコース)」のことを「毎月分配型(ブラジルリアルコース)」、
 「日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(南アフリカランドコース)」のことを「毎月分配型(南アフリカランドコース)」、
 「日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(トルコリラコース)」のことを「毎月分配型(トルコリラコース)」、
 「日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(メキシコペソコース)」のことを「毎月分配型(メキシコペソコース)」、
 「日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(インドネシアルピアコース)」のことを「毎月分配型(インドネシアルピアコース)」、
 「日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(インドルピーコース)」のことを「毎月分配型(インドルピーコース)」、
 「日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型(米ドルコース)」のことを「資産成長型(米ドルコース)」、
 と言うことがあります。

④ 信託金限度額

- ・各ファンド毎に、5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

<日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）>

2003 年 9 月 30 日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

2006 年 2 月 17 日

- ・ファンド名称変更

新名称：日興・ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型 A（ヘッジなし）

旧名称：日興・ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド（毎月分配型）

2009 年 6 月 16 日

- ・ファンド名称変更

新名称：日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）

旧名称：日興・ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型 A（ヘッジなし）

<日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）>

2006 年 3 月 7 日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

2009 年 6 月 16 日

- ・ファンド名称変更

新名称：日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）

旧名称：日興・ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型 B（ヘッジあり）

2010 年 7 月 15 日

- ・信託期間の更新（信託終了日を 2011 年 7 月 15 日から 2016 年 4 月 15 日へ変更）

2014 年 4 月 16 日

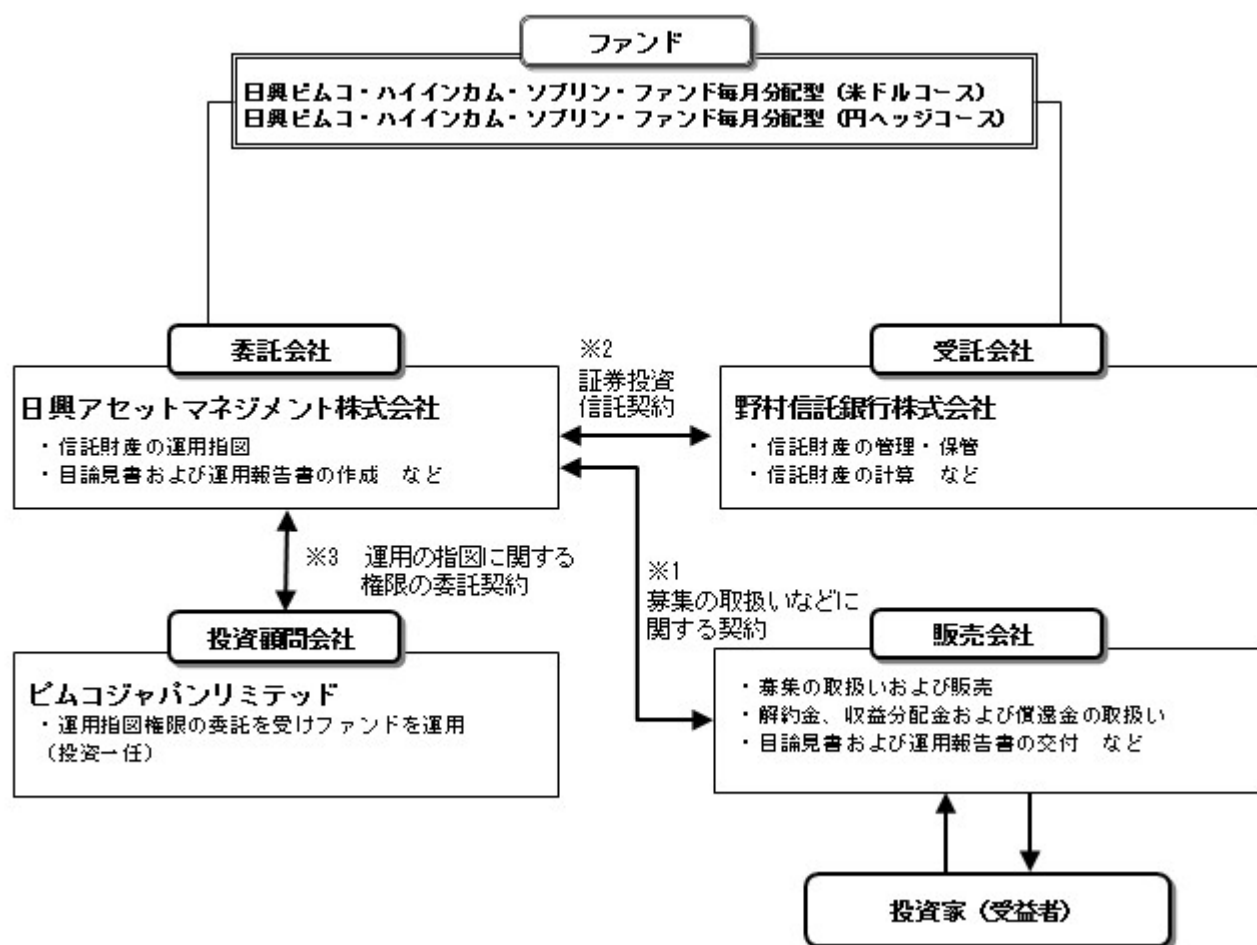
- ・信託期間の更新（信託終了日を 2016 年 4 月 15 日から 2024 年 1 月 15 日へ変更）

2023 年 4 月 15 日

- ・信託期間の更新（信託終了日を 2024 年 1 月 15 日から 2029 年 1 月 15 日へ変更）

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

※3 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



② 委託会社の概況 (2023 年 7 月末現在)

1) 資本金

17,363 百万円

2) 沿革

1959 年：日興證券投資信託委託株式会社として設立

1999 年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号	192,211,000 株	97.562%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

・以下の投資信託証券に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざし運用を行ないます。

<日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）>

バミューダ籍円建外国投資信託

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」

証券投資信託

「マネー・オープン・マザーファンド」

<日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）>

バミューダ籍円建外国投資信託

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（円ヘッジ）」

証券投資信託

「マネー・オープン・マザーファンド」

・各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性などを勘案して決定します。

・なお、各投資信託証券への投資比率には制限を設けません。

・ただし、資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

以下の投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

<日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）>

バミューダ籍円建外国投資信託

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」

証券投資信託

「マネー・オープン・マザーファンド」

<日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）>

バミューダ籍円建外国投資信託

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（円ヘッジ）」

証券投資信託

「マネー・オープン・マザーファンド」

① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券
- 2) 金銭債権
- 3) 約束手形
- 4) 為替手形

② 主として次の外国投資信託の受益証券および次のマザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

1) <日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）>

バミューダ籍円建外国投資信託

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」

<日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）>

バミューダ籍円建外国投資信託

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（円ヘッジ）」

2) 証券投資信託 「マネー・オープン・マザーファンド」

3) 短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー

4) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

④ 次の取引ができます。

- 1) 資金の借入

◆投資対象とする投資信託証券の概要

<PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド> (バミューダ籍円建外国投資信託)

<PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (円ヘッジ)> (バミューダ籍円建外国投資信託)

運用の基本方針	
基本方針	トータルリターンの最大化をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M) USD」受益証券を主要投資対象とします。
投資方針	<PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド> ・「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M) USD」受益証券を主要投資対象とし、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイド (ヘッジなし・円ベース) をベンチマークとして、これを上回る投資成果をめざしつつ、トータルリターンの最大化をめざします。 ・原則として、「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M) USD」受益証券の組入比率は高位に保ちます。ただし、投資環境などにより、組入比率を引き下げる場合もあります。 ・実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。 <PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (円ヘッジ)> ・「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M) USD」受益証券を主要投資対象とし、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイド (ヘッジあり・円ベース) をベンチマークとして、これを上回る投資成果をめざしつつ、トータルリターンの最大化をめざします。 ・原則として、「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M) USD」受益証券の組入比率は高位に保ちます。ただし、投資環境などにより、組入比率を引き下げる場合もあります。 ・実質外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、原則として為替ヘッジを行ないます。なお、ヘッジコストなどを勘案して、当該外貨建資産と異なる通貨により為替ヘッジを行なうことがあります。
主な投資制限	・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ・デリバティブおよび外国為替予約取引の利用は、原則としてヘッジ目的および資産の効率的な運用に資することを目的とします。
収益分配	毎月、原則として利子収入および売買益から分配を行なう方針です。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	有価証券売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用など。
その他	
投資顧問会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
管理会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
信託期間	無期限
決算日	原則として、毎年5月末日

※上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行ないます。

(ご参考)

< P I M C O エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M) U S D >

運用の基本方針	
基本方針	トータルリターンの最大化をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	・通常、主として新興国のソブリン債およびソブリン債に準ずる発行体が発行する債券に投資をします。これら債券には、米ドル建てのものも、米ドル以外の通貨建てのものも含まれます。 ・また、ファンドはこの他以下の債券などに投資します。 1. 米国以外の政府、その政府の部局またはその他の政府系機関の発行する債券 2. 国際機関の発行する債券 3. 米国の発行体および米国以外の発行体の社債およびC P 4. 政府および企業が発行するインフレ連動債 5. 仕組債 6. ディレード・ファンディング・ローンおよびリボルビング・クレジット・ファシリティ 7. 譲渡性預金、定期預金および銀行引受手形 8. 現先取引および逆現先取引 9. 州または地方の政府、政府の部局またはその他の政府系機関の発行する債券 10. 米国政府、政府機関、政府企業が発行または保証する証券
投資方針	・ J P モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイド（ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとし、これを上回る投資成果をめざすとともに、トータルリターンの最大化をめざします。 ・ 外貨建資産については、原則として円に対する為替ヘッジを行ないません。
主な投資制限	・ B 格（ムーディーズ社、スタンダード&プアーズ社、フィッチ社による同等格の格付、またはこれらの格付会社による格付が無い場合でも、投資顧問会社が同等格の信用度を有すると認めたもの）未満の債券への投資は、ファンドの純資産総額の 15% まで可能とします。 ・ ファンドの平均デュレーションは、通常的环境下、ベンチマークの平均デュレーション±2 年以内とします。 ・ ファンドは、1 発行体に資産の 10% を限度として投資することができます。ただし、政府証券、政府機関証券などへの投資には制限を設けません。 ・ 原則として、ファンドの純資産総額の 95% 以上が実質米ドル資産となるように投資をします。 ・ ファンドは、オプション取引、先物取引、スワップ取引などの派生商品に投資をします。 ・ 流動性の乏しい証券への投資は、ファンドの純資産総額の 15% までとします。 ・ ファンドは、全体のポートフォリオ運用戦略の一環として、または債券価格の下落を相殺するために、空売りを行なうことができます。ただし、ファンドの純資産総額の 100% を超えないものとします。 ・ 資金の借入れの合計金額がファンドの純資産総額の 10% を超える借入残高が生じる借入れは行なわないものとします。
収益分配	毎月、原則として利子収入および売買益から分配を行なう方針です。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	有価証券売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用など。

その他	
投資顧問会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
管理会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
信託期間	無期限
決算日	原則として、毎年5月末日

※上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行ないます。

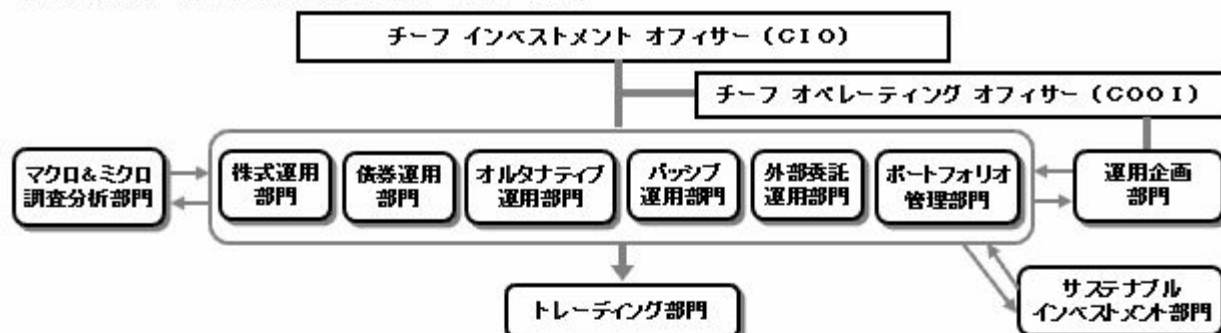
<マネー・オープン・マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	公社債への投資により、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。
主な投資対象	わが国の国債および格付の高い公社債を主要投資対象とします。
投資方針	・わが国の国債および格付の高い公社債に投資を行ない、利息等収益の確保をめざして運用を行ないます。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式（新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。）への投資は行ないません。 ・外貨建資産への投資は行ないません。 ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
信託期間	無期限（2003 年 3 月 28 日設定）
決算日	毎年 1 月 15 日（休業日の場合は翌営業日）

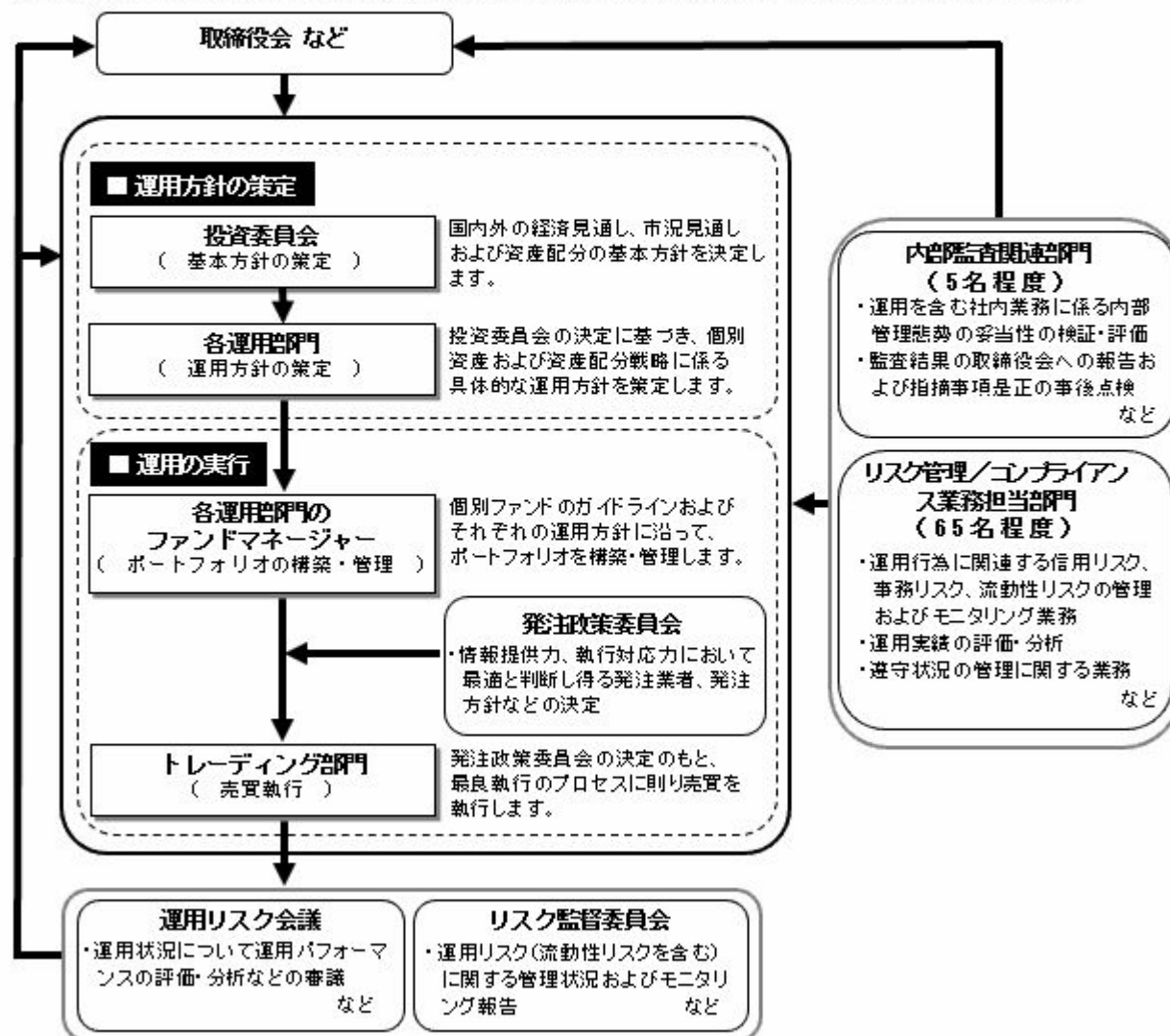
(3) 【運用体制】

<日興アセットマネジメント株式会社（委託会社）における運用体制>

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

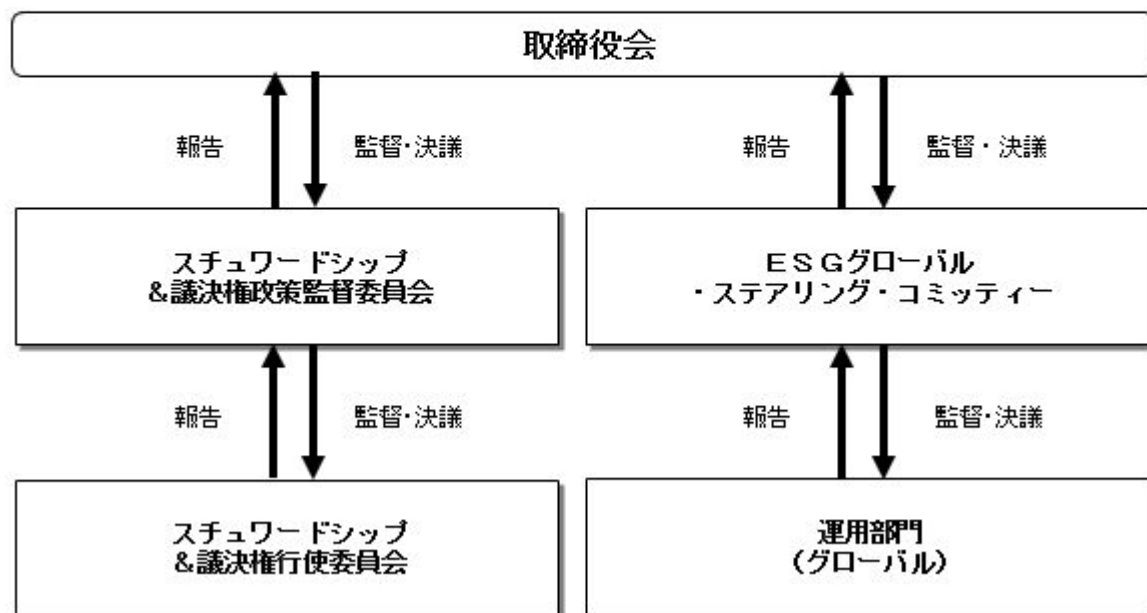
「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

「投資顧問会社」については、投資顧問会社の管理体制およびリスク管理状況のモニタリングをリスク管理業務担当部門にて行ないます。また、外部委託運用部門では外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているなどのモニタリングを行っております。

◆投資家としてのESG／フィデューシャリー・デューティー

ESG（環境、社会、企業統治）やフィデューシャリーは、当委託会社にとって最高位に位置する概念であるため、同原則に関連する決議、報告、議論は、当委託会社の取締役会にて行なうこととしています。

（スチュワードシップ&議決権政策監督委員会は、議長含め社外委員が過半数以上を占めるメンバーで構成されています）



※上記体制は2023年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

- ・当ファンドの運用は、委託会社である日興アセットマネジメント株式会社からファンドの運用の指図に関する権限の委託を受け、ピムコジャパンリミテッドが行ないます。ピムコジャパンリミテッドは、PIMCO（パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー）の日本における拠点です。
- ・投資対象である「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」および「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（円ヘッジ）」は、PIMCOが運用します。

< PIMCOにおける運用体制 >

< 優位性を発揮するPIMCOのエマージング債券運用プロセス >

PIMCOは、魅力的な投資機会を発掘するとともに、投資対象のデフォルト・リスクの回避をめざし、以下のような運用プロセスを構築しています。

ファンダメンタルズ分析

経済および金融市場のファンダメンタルズ、社会的政治的安定度、長期的な経済成長の可能性などの分析に基づいた長期予測を行ないます。

外部環境の評価

エマージング市場が先進国の経済成長および金利動向、商品市場などから受ける影響を予測します。

マーケットのテクニカル分析

流動性、エクスポージャーの集中、レバレッジ、投資家基盤の構造を含む市場ダイナミックスの分析を行ないます。

付加価値の源泉を多様化、ポートフォリオの最適化を行ないます。

※上記は 2022 年 12 月末現在のものです。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。

3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

② 収益分配金の支払い

<分配金再投資コース>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

(5) 【投資制限】

① 約款に定める投資制限

- 1) 前記「投資対象」の投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

- 2) 有価証券先物取引等のデリバティブ取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。

- 3) 外貨建資産への直接投資は行ないません。

- 4) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て（解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。

イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

ロ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

ハ) 借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内

ニ) 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

ホ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

- 5) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3 【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。基準価額変動リスクの大きいファンドですので、お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

・投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を

割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

- ・当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク

- ・一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。
- ・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。

② 流動性リスク

- ・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- ・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

③ 信用リスク

- ・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- ・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて利回りが高い反面、価格変動が大きく、デフォルトが生じるリスクが高まる場合があります。
- ・格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。
- ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

④ 為替変動リスク

◆米ドルコース

投資対象とする外国投資信託の組入資産については、原則として為替ヘッジを行なわないため、米ドルの対円での為替変動の影響を受けます。一般に外国為替相場が米ドルに対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

◆円ヘッジコース

- ・投資対象とする外国投資信託の組入資産については、原則として米ドル売り、円買いの為替ヘッジを行なうことで組入資産に対する為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、円の金利が米ドル金利より低い場合、米ドルと円の金利差相当分のヘッジコストが発生します。為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴うヘッジコストが予想以上に発生する場合があります。

⑤ カントリー・リスク

- ・投資対象国における非常事態など（金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
- ・一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。
- ・ファンドの投資対象資産が上場または取引されている諸国の税制は各国によって異なります。また、それらの諸国における税制が一方的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることもあります。以上のような要因は、ファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

<その他の留意事項>

- ・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

- ・投資対象とする投資信託証券に関する事項

- ◇諸事情により、投資対象とする投資信託証券にかかる投資や換金ができない場合があります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができなくなる場合があります。また、一時的にファンドの取得・換金ができなくなることもあります。

- ◇ファンドが投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを含みます。）と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴う資金流入などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

- ・解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

- ・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項

ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があります。

- ・運用制限や規制上の制限に関する事項

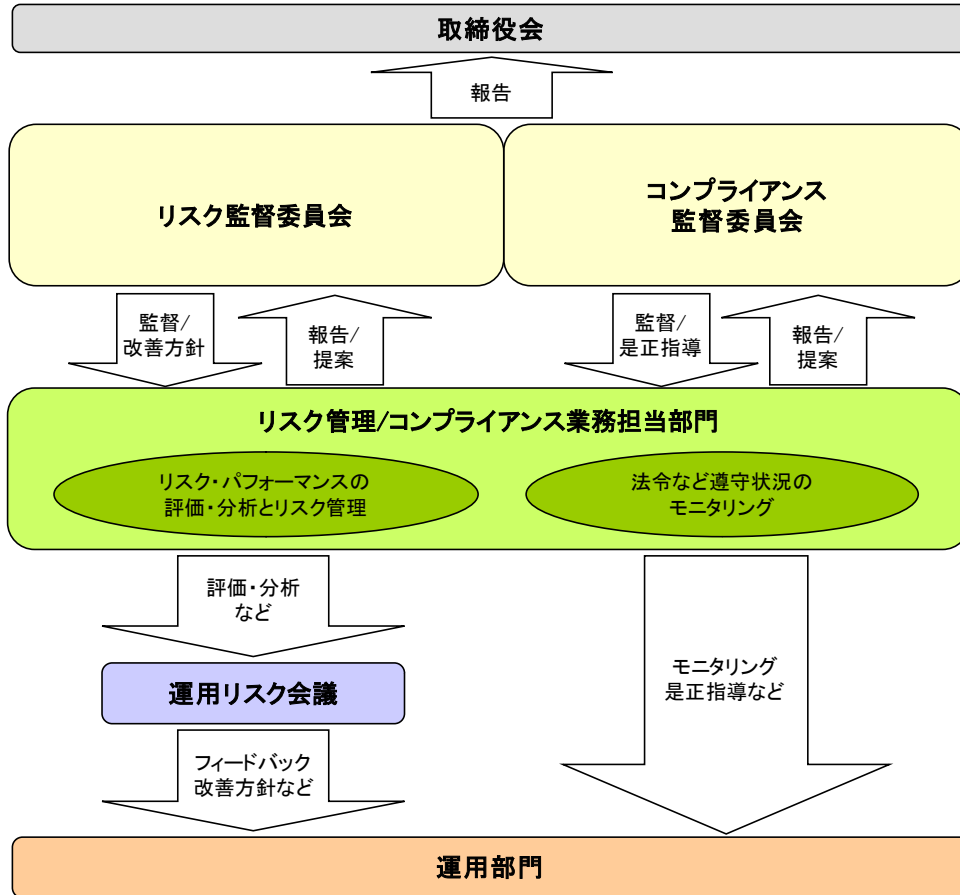
関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社もしくは運用委託先またはこれらの関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社もしくは運用委託先またはこれらの関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。

- ・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

（２）リスク管理体制

<日興アセットマネジメント株式会社（委託会社）におけるリスク管理体制>



■全社的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理／コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク（流動性リスクを含む）、市場リスク、カウンターパーティーリスク、オペレーショナルリスク（事務リスクを含む）など）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

■運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

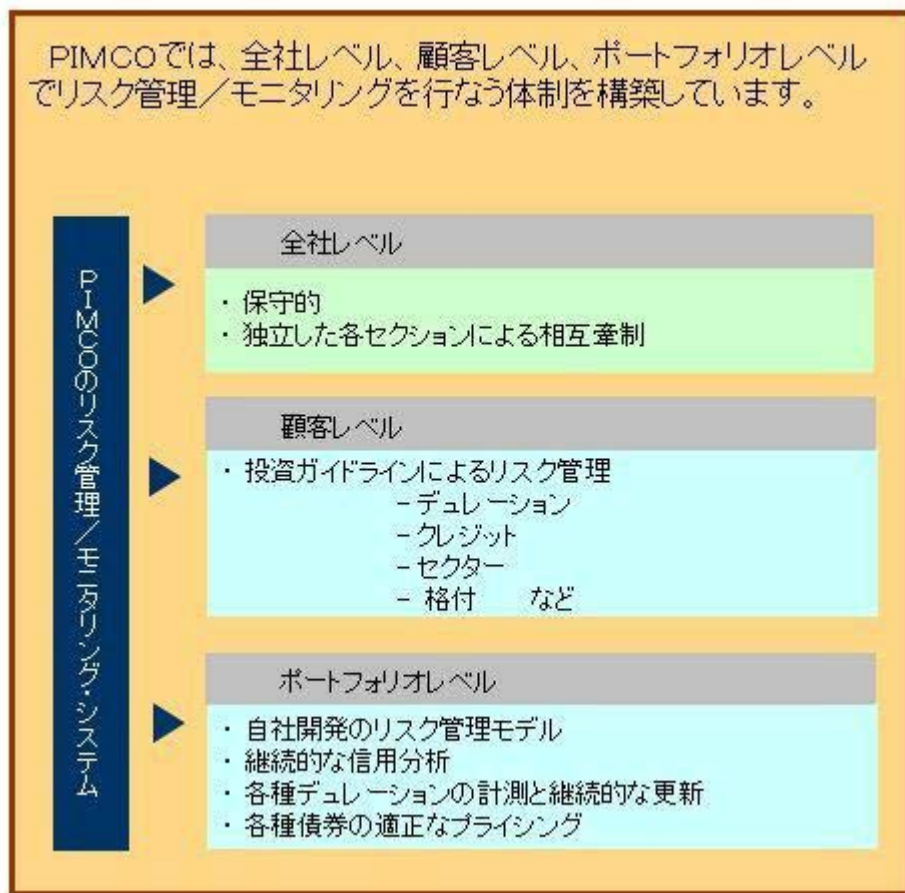
■法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記体制は2023年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

< P I M C Oにおけるリスク管理体制>

ポートフォリオのリスク管理体制について、P I M C Oは、お客様のポートフォリオ運用において実効性のある管理を行なうためには、異なる機能を有するセクションが相互牽制を働かせ、多面的なリスク管理、モニタリングを行なうことが不可欠であると考えています。全てのポートフォリオと全ての取引はポートフォリオ・マネジメント、アカウント・マネジメント、コンプライアンス／リーガルの3つの独立した部門が互いに牽制しあう形で監視することにより、システムの信頼性を保っています。

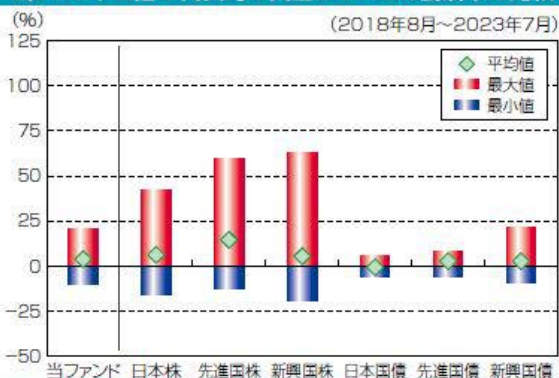


※上記は 2022 年 12 月末現在のものです。

(参考情報)

毎月分配型(米ドルコース)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	3.9%	6.3%	14.6%	5.5%	-0.5%	2.8%	2.7%
最大値	20.5%	42.1%	59.8%	62.7%	5.4%	7.9%	21.5%
最小値	-9.9%	-16.0%	-12.4%	-19.4%	-5.5%	-6.1%	-9.4%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2018年8月から2023年7月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

毎月分配型(円ヘッジコース)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	-2.4%	6.3%	14.6%	5.5%	-0.5%	2.8%	2.7%
最大値	15.9%	42.1%	59.8%	62.7%	5.4%	7.9%	21.5%
最小値	-24.9%	-16.0%	-12.4%	-19.4%	-5.5%	-6.1%	-9.4%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2018年8月から2023年7月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株……TOPIX(東証株価指数)配当込み

先進国株……MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債……NOMURA-BPI国債

先進国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ヘッジなし、円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2018年8月末の基準価額を起点として指数化しています。
※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2018年8月末の基準価額を起点として指数化しています。
※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

TOPIX（東証株価指数）配当込み

当指数は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は株式会社 J P X 総研または株式会社 J P X 総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）

当指数は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

当指数は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

NOMURA-BPI 国債

当指数は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（以下「NFRC」）が公表している指数で、その知的財産権は NFRC に帰属します。なお、NFRC は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる日興アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

当指数は、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。当指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。

JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバースィファイド（円ヘッジなし、円ベース）

当指数は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）につきましては、販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜3%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
- ・販売会社によっては、償還乗換、乗換優遇の適用を受けることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

(2) 【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額
ありません。

(3) 【信託報酬等】

- ① 信託報酬
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年 1.76%（税抜 1.6%）の率を乗じて得た額とします。
- ② 信託報酬の配分
信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

販売会社毎の各ファンド毎の 純資産総額	信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
100 億円以下の部分	1.60%	0.87%	0.70%	0.03%
100 億円超 300 億円以下の部分		0.82%	0.75%	
300 億円超 1,000 億円以下の部分		0.77%	0.80%	
1,000 億円超の部分		0.72%	0.85%	

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

※投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける信託報酬の中から支払います。

- ③ 支払時期
信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

- ① 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料。
- ② 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（日々、計上されます。）。
- ③ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

<投資対象とする投資信託証券に係る費用>

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（円ヘッジ）」

- ・有価証券売買時の売買委託手数料
- ・先物・オプション取引に要する費用 など

「マネー・オープン・マザーファンド」

- ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・信託財産に関する租税 など

※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。

※監査費用、売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度（NISA）の適用対象です。

※2024年1月1日以降、公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニア NISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※2024年1月1日以降、NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となり、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

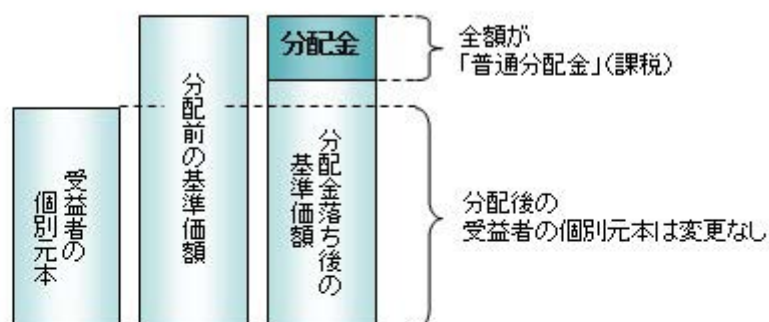
- 1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

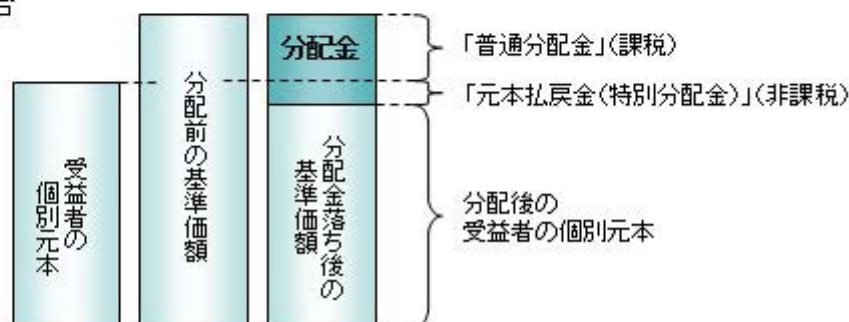
- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
 - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
 - ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は 2023 年 10 月 16 日現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）】

以下の運用状況は 2023 年 7 月 31 日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	バミューダ	13,756,511,208	98.19
親投資信託受益証券	日本	13,715,308	0.10
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	240,229,401	1.71
合計（純資産総額）		14,010,455,917	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
バミューダ	投資信託受益証券	PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド	3,132,888	4,349	13,624,929,912	4,391	13,756,511,208	98.19
日本	親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	13,508,627	1.0154	13,716,659	1.0153	13,715,308	0.10

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.19
親投資信託受益証券	0.10
合 計	98.29

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第 21 特定期間末 (2014 年 1 月 15 日)	45,196	45,654	0.6911	0.6981
第 22 特定期間末 (2014 年 7 月 15 日)	42,484	42,918	0.6846	0.6916
第 23 特定期間末 (2015 年 1 月 15 日)	40,818	41,230	0.6938	0.7008
第 24 特定期間末 (2015 年 7 月 15 日)	40,091	40,488	0.7077	0.7147
第 25 特定期間末 (2016 年 1 月 15 日)	30,539	30,906	0.5816	0.5886
第 26 特定期間末 (2016 年 7 月 15 日)	26,803	26,994	0.5618	0.5658
第 27 特定期間末 (2017 年 1 月 16 日)	25,827	26,000	0.5963	0.6003
第 28 特定期間末 (2017 年 7 月 18 日)	23,559	23,718	0.5925	0.5965
第 29 特定期間末 (2018 年 1 月 15 日)	22,351	22,504	0.5848	0.5888
第 30 特定期間末 (2018 年 7 月 17 日)	20,140	20,288	0.5466	0.5506
第 31 特定期間末 (2019 年 1 月 15 日)	18,224	18,368	0.5063	0.5103
第 32 特定期間末 (2019 年 7 月 16 日)	19,153	19,298	0.5290	0.5330
第 33 特定期間末 (2020 年 1 月 15 日)	19,578	19,725	0.5328	0.5368
第 34 特定期間末 (2020 年 7 月 15 日)	17,076	17,219	0.4786	0.4826
第 35 特定期間末 (2021 年 1 月 15 日)	16,412	16,499	0.4716	0.4741
第 36 特定期間末 (2021 年 7 月 15 日)	16,244	16,327	0.4919	0.4944
第 37 特定期間末 (2022 年 1 月 17 日)	15,106	15,187	0.4667	0.4692
第 38 特定期間末 (2022 年 7 月 15 日)	13,917	13,995	0.4457	0.4482
第 39 特定期間末 (2023 年 1 月 16 日)	13,159	13,235	0.4329	0.4354
第 40 特定期間末 (2023 年 7 月 18 日)	13,825	13,900	0.4644	0.4669
2022 年 7 月末日	13,990	—	0.4497	—
8 月末日	14,318	—	0.4653	—
9 月末日	13,770	—	0.4510	—
10 月末日	13,906	—	0.4558	—
11 月末日	13,866	—	0.4549	—
12 月末日	13,408	—	0.4406	—
2023 年 1 月末日	13,511	—	0.4438	—
2 月末日	13,749	—	0.4500	—
3 月末日	13,277	—	0.4373	—
4 月末日	13,328	—	0.4402	—
5 月末日	13,703	—	0.4539	—
6 月末日	14,310	—	0.4770	—

7 月末日	14,010	—	0.4685	—
-------	--------	---	--------	---

(注) 分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	期間	1 口当たりの分配金 (円)
第 21 特定期間	2013 年 7 月 17 日～2014 年 1 月 15 日	0.0420
第 22 特定期間	2014 年 1 月 16 日～2014 年 7 月 15 日	0.0420
第 23 特定期間	2014 年 7 月 16 日～2015 年 1 月 15 日	0.0420
第 24 特定期間	2015 年 1 月 16 日～2015 年 7 月 15 日	0.0420
第 25 特定期間	2015 年 7 月 16 日～2016 年 1 月 15 日	0.0420
第 26 特定期間	2016 年 1 月 16 日～2016 年 7 月 15 日	0.0330
第 27 特定期間	2016 年 7 月 16 日～2017 年 1 月 16 日	0.0240
第 28 特定期間	2017 年 1 月 17 日～2017 年 7 月 18 日	0.0240
第 29 特定期間	2017 年 7 月 19 日～2018 年 1 月 15 日	0.0240
第 30 特定期間	2018 年 1 月 16 日～2018 年 7 月 17 日	0.0240
第 31 特定期間	2018 年 7 月 18 日～2019 年 1 月 15 日	0.0240
第 32 特定期間	2019 年 1 月 16 日～2019 年 7 月 16 日	0.0240
第 33 特定期間	2019 年 7 月 17 日～2020 年 1 月 15 日	0.0240
第 34 特定期間	2020 年 1 月 16 日～2020 年 7 月 15 日	0.0240
第 35 特定期間	2020 年 7 月 16 日～2021 年 1 月 15 日	0.0225
第 36 特定期間	2021 年 1 月 16 日～2021 年 7 月 15 日	0.0150
第 37 特定期間	2021 年 7 月 16 日～2022 年 1 月 17 日	0.0150
第 38 特定期間	2022 年 1 月 18 日～2022 年 7 月 15 日	0.0150
第 39 特定期間	2022 年 7 月 16 日～2023 年 1 月 16 日	0.0150
第 40 特定期間	2023 年 1 月 17 日～2023 年 7 月 18 日	0.0150

③【収益率の推移】

期	期間	収益率 (%)
第 21 特定期間	2013 年 7 月 17 日～2014 年 1 月 15 日	4.92
第 22 特定期間	2014 年 1 月 16 日～2014 年 7 月 15 日	5.14
第 23 特定期間	2014 年 7 月 16 日～2015 年 1 月 15 日	7.48
第 24 特定期間	2015 年 1 月 16 日～2015 年 7 月 15 日	8.06
第 25 特定期間	2015 年 7 月 16 日～2016 年 1 月 15 日	△11.88
第 26 特定期間	2016 年 1 月 16 日～2016 年 7 月 15 日	2.27
第 27 特定期間	2016 年 7 月 16 日～2017 年 1 月 16 日	10.41
第 28 特定期間	2017 年 1 月 17 日～2017 年 7 月 18 日	3.39
第 29 特定期間	2017 年 7 月 19 日～2018 年 1 月 15 日	2.75
第 30 特定期間	2018 年 1 月 16 日～2018 年 7 月 17 日	△2.43
第 31 特定期間	2018 年 7 月 18 日～2019 年 1 月 15 日	△2.98
第 32 特定期間	2019 年 1 月 16 日～2019 年 7 月 16 日	9.22

第 33 特定期間	2019 年 7 月 17 日～2020 年 1 月 15 日	5. 26
第 34 特定期間	2020 年 1 月 16 日～2020 年 7 月 15 日	△5. 67
第 35 特定期間	2020 年 7 月 16 日～2021 年 1 月 15 日	3. 24
第 36 特定期間	2021 年 1 月 16 日～2021 年 7 月 15 日	7. 49
第 37 特定期間	2021 年 7 月 16 日～2022 年 1 月 17 日	△2. 07
第 38 特定期間	2022 年 1 月 18 日～2022 年 7 月 15 日	△1. 29
第 39 特定期間	2022 年 7 月 16 日～2023 年 1 月 16 日	0. 49
第 40 特定期間	2023 年 1 月 17 日～2023 年 7 月 18 日	10. 74

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第 21 特定期間	2013 年 7 月 17 日～2014 年 1 月 15 日	9, 759, 519, 017	10, 603, 023, 483
第 22 特定期間	2014 年 1 月 16 日～2014 年 7 月 15 日	7, 109, 668, 989	10, 442, 965, 500
第 23 特定期間	2014 年 7 月 16 日～2015 年 1 月 15 日	5, 986, 566, 965	9, 212, 964, 935
第 24 特定期間	2015 年 1 月 16 日～2015 年 7 月 15 日	5, 285, 187, 210	7, 472, 878, 137
第 25 特定期間	2015 年 7 月 16 日～2016 年 1 月 15 日	3, 532, 828, 041	7, 673, 900, 939
第 26 特定期間	2016 年 1 月 16 日～2016 年 7 月 15 日	2, 462, 130, 309	7, 253, 836, 069
第 27 特定期間	2016 年 7 月 16 日～2017 年 1 月 16 日	1, 618, 544, 694	6, 019, 604, 586
第 28 特定期間	2017 年 1 月 17 日～2017 年 7 月 18 日	1, 105, 503, 031	4, 656, 609, 067
第 29 特定期間	2017 年 7 月 19 日～2018 年 1 月 15 日	1, 264, 653, 127	2, 804, 971, 516
第 30 特定期間	2018 年 1 月 16 日～2018 年 7 月 17 日	1, 039, 995, 300	2, 412, 212, 069
第 31 特定期間	2018 年 7 月 18 日～2019 年 1 月 15 日	1, 214, 318, 026	2, 066, 466, 757
第 32 特定期間	2019 年 1 月 16 日～2019 年 7 月 16 日	2, 588, 683, 924	2, 380, 042, 277
第 33 特定期間	2019 年 7 月 17 日～2020 年 1 月 15 日	2, 751, 360, 500	2, 211, 886, 031
第 34 特定期間	2020 年 1 月 16 日～2020 年 7 月 15 日	2, 836, 972, 464	3, 901, 947, 600
第 35 特定期間	2020 年 7 月 16 日～2021 年 1 月 15 日	1, 468, 419, 004	2, 349, 019, 588
第 36 特定期間	2021 年 1 月 16 日～2021 年 7 月 15 日	1, 250, 362, 536	3, 025, 869, 868
第 37 特定期間	2021 年 7 月 16 日～2022 年 1 月 17 日	1, 335, 094, 452	1, 989, 063, 154
第 38 特定期間	2022 年 1 月 18 日～2022 年 7 月 15 日	1, 098, 264, 513	2, 245, 255, 964
第 39 特定期間	2022 年 7 月 16 日～2023 年 1 月 16 日	887, 642, 490	1, 712, 619, 152
第 40 特定期間	2023 年 1 月 17 日～2023 年 7 月 18 日	1, 489, 091, 121	2, 113, 580, 887

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）】

以下の運用状況は 2023 年 7 月 31 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	バミューダ	2,247,039,332	98.62
親投資信託受益証券	日本	2,279,669	0.10
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	29,104,515	1.28
合計（純資産総額）		2,278,423,516	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
バミューダ	投資信託受益証券	PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（円ヘッジ）	451,394	4,981	2,248,393,514	4,978	2,247,039,332	98.62
日本	親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	2,245,316	1.0153	2,279,670	1.0153	2,279,669	0.10

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.62
親投資信託受益証券	0.10
合 計	98.72

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別		純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
		分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第16 特定期間末	(2014 年 1 月 15 日)	40,310	40,535	0.8975	0.9025
第17 特定期間末	(2014 年 7 月 15 日)	29,442	29,600	0.9317	0.9367
第18 特定期間末	(2015 年 1 月 15 日)	19,680	19,797	0.8411	0.8461
第19 特定期間末	(2015 年 7 月 15 日)	15,047	15,138	0.8304	0.8354
第20 特定期間末	(2016 年 1 月 15 日)	10,291	10,361	0.7307	0.7357
第21 特定期間末	(2016 年 7 月 15 日)	9,523	9,571	0.7992	0.8032
第22 特定期間末	(2017 年 1 月 16 日)	8,052	8,094	0.7783	0.7823
第23 特定期間末	(2017 年 7 月 18 日)	6,950	6,985	0.7879	0.7919
第24 特定期間末	(2018 年 1 月 15 日)	6,060	6,091	0.7876	0.7916
第25 特定期間末	(2018 年 7 月 17 日)	5,289	5,318	0.7312	0.7352
第26 特定期間末	(2019 年 1 月 15 日)	4,820	4,848	0.7003	0.7043
第27 特定期間末	(2019 年 7 月 16 日)	5,054	5,082	0.7293	0.7333
第28 特定期間末	(2020 年 1 月 15 日)	4,797	4,824	0.7197	0.7237
第29 特定期間末	(2020 年 7 月 15 日)	4,306	4,332	0.6701	0.6741
第30 特定期間末	(2021 年 1 月 15 日)	4,163	4,187	0.6842	0.6882
第31 特定期間末	(2021 年 7 月 15 日)	4,031	4,056	0.6679	0.6719
第32 特定期間末	(2022 年 1 月 17 日)	3,515	3,538	0.6095	0.6135
第33 特定期間末	(2022 年 7 月 15 日)	2,579	2,601	0.4696	0.4736
第34 特定期間末	(2023 年 1 月 16 日)	2,556	2,578	0.4728	0.4768
第35 特定期間末	(2023 年 7 月 18 日)	2,328	2,348	0.4475	0.4515
2022 年 7 月末日		2,688	—	0.4885	—
8 月末日		2,674	—	0.4870	—
9 月末日		2,469	—	0.4517	—
10 月末日		2,413	—	0.4449	—
11 月末日		2,540	—	0.4668	—
12 月末日		2,512	—	0.4653	—
2023 年 1 月末日		2,566	—	0.4737	—
2 月末日		2,452	—	0.4574	—
3 月末日		2,434	—	0.4520	—
4 月末日		2,387	—	0.4472	—
5 月末日		2,247	—	0.4392	—
6 月末日		2,264	—	0.4457	—

7 月末日	2, 278	—	0. 4469	—
-------	--------	---	---------	---

(注) 分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	期間	1 口当たりの分配金 (円)
第 16 特定期間	2013 年 7 月 17 日～2014 年 1 月 15 日	0. 0300
第 17 特定期間	2014 年 1 月 16 日～2014 年 7 月 15 日	0. 0300
第 18 特定期間	2014 年 7 月 16 日～2015 年 1 月 15 日	0. 0300
第 19 特定期間	2015 年 1 月 16 日～2015 年 7 月 15 日	0. 0300
第 20 特定期間	2015 年 7 月 16 日～2016 年 1 月 15 日	0. 0300
第 21 特定期間	2016 年 1 月 16 日～2016 年 7 月 15 日	0. 0270
第 22 特定期間	2016 年 7 月 16 日～2017 年 1 月 16 日	0. 0240
第 23 特定期間	2017 年 1 月 17 日～2017 年 7 月 18 日	0. 0240
第 24 特定期間	2017 年 7 月 19 日～2018 年 1 月 15 日	0. 0240
第 25 特定期間	2018 年 1 月 16 日～2018 年 7 月 17 日	0. 0240
第 26 特定期間	2018 年 7 月 18 日～2019 年 1 月 15 日	0. 0240
第 27 特定期間	2019 年 1 月 16 日～2019 年 7 月 16 日	0. 0240
第 28 特定期間	2019 年 7 月 17 日～2020 年 1 月 15 日	0. 0240
第 29 特定期間	2020 年 1 月 16 日～2020 年 7 月 15 日	0. 0240
第 30 特定期間	2020 年 7 月 16 日～2021 年 1 月 15 日	0. 0240
第 31 特定期間	2021 年 1 月 16 日～2021 年 7 月 15 日	0. 0240
第 32 特定期間	2021 年 7 月 16 日～2022 年 1 月 17 日	0. 0240
第 33 特定期間	2022 年 1 月 18 日～2022 年 7 月 15 日	0. 0240
第 34 特定期間	2022 年 7 月 16 日～2023 年 1 月 16 日	0. 0240
第 35 特定期間	2023 年 1 月 17 日～2023 年 7 月 18 日	0. 0240

③【収益率の推移】

期	期間	収益率 (%)
第 16 特定期間	2013 年 7 月 17 日～2014 年 1 月 15 日	1. 24
第 17 特定期間	2014 年 1 月 16 日～2014 年 7 月 15 日	7. 15
第 18 特定期間	2014 年 7 月 16 日～2015 年 1 月 15 日	△6. 50
第 19 特定期間	2015 年 1 月 16 日～2015 年 7 月 15 日	2. 29
第 20 特定期間	2015 年 7 月 16 日～2016 年 1 月 15 日	△8. 39
第 21 特定期間	2016 年 1 月 16 日～2016 年 7 月 15 日	13. 07
第 22 特定期間	2016 年 7 月 16 日～2017 年 1 月 16 日	0. 39
第 23 特定期間	2017 年 1 月 17 日～2017 年 7 月 18 日	4. 32
第 24 特定期間	2017 年 7 月 19 日～2018 年 1 月 15 日	3. 01
第 25 特定期間	2018 年 1 月 16 日～2018 年 7 月 17 日	△4. 11
第 26 特定期間	2018 年 7 月 18 日～2019 年 1 月 15 日	△0. 94
第 27 特定期間	2019 年 1 月 16 日～2019 年 7 月 16 日	7. 57

第 28 特定期間	2019 年 7 月 17 日～2020 年 1 月 15 日	1. 97
第 29 特定期間	2020 年 1 月 16 日～2020 年 7 月 15 日	△3. 56
第 30 特定期間	2020 年 7 月 16 日～2021 年 1 月 15 日	5. 69
第 31 特定期間	2021 年 1 月 16 日～2021 年 7 月 15 日	1. 13
第 32 特定期間	2021 年 7 月 16 日～2022 年 1 月 17 日	△5. 15
第 33 特定期間	2022 年 1 月 18 日～2022 年 7 月 15 日	△19. 02
第 34 特定期間	2022 年 7 月 16 日～2023 年 1 月 16 日	5. 79
第 35 特定期間	2023 年 1 月 17 日～2023 年 7 月 18 日	△0. 27

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第 16 特定期間	2013 年 7 月 17 日～2014 年 1 月 15 日	2, 018, 009, 310	25, 929, 989, 711
第 17 特定期間	2014 年 1 月 16 日～2014 年 7 月 15 日	1, 006, 627, 176	14, 318, 210, 283
第 18 特定期間	2014 年 7 月 16 日～2015 年 1 月 15 日	691, 653, 783	8, 893, 799, 126
第 19 特定期間	2015 年 1 月 16 日～2015 年 7 月 15 日	669, 376, 548	5, 947, 285, 068
第 20 特定期間	2015 年 7 月 16 日～2016 年 1 月 15 日	884, 216, 124	4, 920, 172, 275
第 21 特定期間	2016 年 1 月 16 日～2016 年 7 月 15 日	401, 884, 945	2, 569, 955, 229
第 22 特定期間	2016 年 7 月 16 日～2017 年 1 月 16 日	534, 810, 098	2, 104, 365, 170
第 23 特定期間	2017 年 1 月 17 日～2017 年 7 月 18 日	392, 330, 898	1, 918, 858, 762
第 24 特定期間	2017 年 7 月 19 日～2018 年 1 月 15 日	264, 753, 392	1, 390, 907, 845
第 25 特定期間	2018 年 1 月 16 日～2018 年 7 月 17 日	283, 141, 619	744, 047, 437
第 26 特定期間	2018 年 7 月 18 日～2019 年 1 月 15 日	342, 247, 378	691, 979, 487
第 27 特定期間	2019 年 1 月 16 日～2019 年 7 月 16 日	996, 949, 133	950, 198, 100
第 28 特定期間	2019 年 7 月 17 日～2020 年 1 月 15 日	1, 216, 605, 214	1, 480, 712, 738
第 29 特定期間	2020 年 1 月 16 日～2020 年 7 月 15 日	870, 897, 985	1, 110, 125, 663
第 30 特定期間	2020 年 7 月 16 日～2021 年 1 月 15 日	632, 688, 606	974, 965, 007
第 31 特定期間	2021 年 1 月 16 日～2021 年 7 月 15 日	820, 636, 469	868, 533, 785
第 32 特定期間	2021 年 7 月 16 日～2022 年 1 月 17 日	346, 995, 172	616, 311, 919
第 33 特定期間	2022 年 1 月 18 日～2022 年 7 月 15 日	286, 732, 115	560, 396, 163
第 34 特定期間	2022 年 7 月 16 日～2023 年 1 月 16 日	574, 757, 688	660, 415, 203
第 35 特定期間	2023 年 1 月 17 日～2023 年 7 月 18 日	825, 454, 334	1, 031, 242, 071

(参考)

マネー・オープン・マザーファンド

以下の運用状況は 2023 年 7 月 31 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	311,710,639	100.00
合計（純資産総額）		311,710,639	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

該当事項はありません。

ロ. 種類別の投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

運用実績(毎月分配型(米ドルコース))

2023年7月31日現在

基準価額・純資産の推移



基準価額…………… 4,685円

純資産総額…………… 140.10億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2013年7月末の基準価額を起点として指数化しています。

※分配金再投資基準価額は当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものである点にご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2023年3月	2023年4月	2023年5月	2023年6月	2023年7月	直近1年間累計	設定来累計
25円	25円	25円	25円	25円	300円	12,805円

主要な資産の状況

<資産別構成比率>

PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド	98.2%
マネー・オープン・マザー・ファンド	0.1%
現金その他	1.7%

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」の状況

<債券ポートフォリオの概況>

債券比率	77%
現金その他	23%
組入銘柄数	511
平均デュレーション	6.48年
平均最終利回り	8.20%
平均格付	BBB-

<国別投資比率(上位10カ国)>

	国	比率
1	サウジアラビア	5.5%
2	南アフリカ	4.1%
3	ドミニカ	4.0%
4	メキシコ	3.8%
5	ペルー	3.3%
6	ブラジル	3.0%
7	チリ	2.9%
8	ナイジェリア	2.8%
9	コロンビア	2.6%
10	トルコ	2.6%

<通貨別構成比率>

	通貨	比率
1	米ドル	99%
2	その他	1%

※債券比率には債券とその他金融商品が含まれます。

※「国別投資比率」「通貨別構成比率」は、純資産総額に対する比率です。

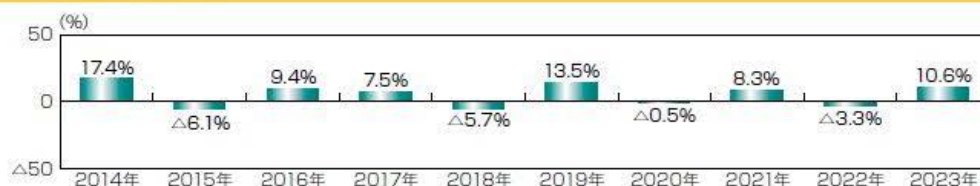
※格付は、S&P社、ムーディーズ社のものを原則としており、格付会社により格付が異なる場合は、高い方を採用しております。

※平均格付とは、データ基準日時時点で当外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、当外国投資信託に係る信用格付ではありません。

※「国別投資比率」は実質的に属する国に分類しています。

※上記は、PIMCOより提供された情報です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※当ファンドには、ベンチマークはありません。

※2023年は、2023年7月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

基準価額・純資産の推移



基準価額…………… 4,469円

純資産総額…………… 22.78億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2013年7月末の基準価額を起点として指数化しています。
※分配金再投資基準価額は当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものである点にご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2023年3月	2023年4月	2023年5月	2023年6月	2023年7月	直近1年間累計	設定来累計
40円	40円	40円	40円	40円	480円	8,430円

主要な資産の状況

<資産別構成比率>

PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(円ヘッジ)	98.6%
マネー・オープン・マザーファンド	0.1%
現金その他	1.3%

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(円ヘッジ)」の状況

<債券ポートフォリオの概況>

債券比率	77%
現金その他	23%
組入銘柄数	511
平均デュレーション	6.48年
平均最終利回り	8.20%
平均格付	BBB-

<国別投資比率(上位10カ国)>

	国	比率
1	サウジアラビア	5.5%
2	南アフリカ	4.1%
3	ドミニカ	4.0%
4	メキシコ	3.8%
5	ペルー	3.3%
6	ブラジル	3.0%
7	チリ	2.9%
8	ナイジェリア	2.8%
9	コロンビア	2.6%
10	トルコ	2.6%

<通貨別構成比率>

	通貨	比率
1	日本円	99%
2	その他	1%

※債券比率には債券とその他金融商品が含まれます。

※「国別投資比率」「通貨別構成比率」は、純資産総額に対する比率です。

※格付は、S&P社、ムーディーズ社のものを原則としており、格付会社により格付が異なる場合は、高い方を採用しております。

※平均格付とは、データ基準日時点で当外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、当外国投資信託に係る信用格付ではありません。

※「国別投資比率」は実質的に属する国に分類しています。

※上記は、PIMCOより提供された情報です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※当ファンドには、ベンチマークはありません。

※2023年は、2023年7月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

(3) スイッチング

・スイッチングとは、保有しているファンドを売却し、その売却代金をもって他のファンドを取得することで、売却するファンドと取得するファンドを同時に申込みいただきます。

・申込みの際に、スイッチングの旨をご指示ください。

・以下のファンド間でスイッチングを行なうことができます。

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）

※毎月分配型（南アフリカランドコース、メキシコペソコース、インドネシアルピアコース、インドルピーコース）および資産成長型（米ドルコース）は、2024年1月15日をもって信託期間が終了いたします。それに伴い、2024年1月11日以降、取得の申込みは受付停止とさせていただきます。

※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合や全部または一部のファンド間でスイッチングが行なえない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※スイッチング対象ファンドの一方のファンドに関して、委託会社が約款に定める事由に該当したと判断したことにより、取得の申込み・解約請求の受付を中止、もしくは、既に受け付けた取得の申込み・解約請求の受付を取り消した場合には、もう一方のスイッチング対象ファンドに関しても、当該ファンドについて約款に定める中止・取消事由が生じているか否かにかかわらず、原則として、スイッチングによる取得の申込み・解約請求の受付を中止、もしくは、既に受け付けたスイッチングによる取得の申込み・解約請求の受付を取り消します。

※投資成果に大きく影響しますので、スイッチングは、十分ご検討の上、慎重にご判断ください。

※仮に、受益者がスイッチングによらず、一方のファンドの取得の申込み、および、他方のファンドの解約請求を個別に行なった場合には、中止・取消事由が生じたファンドに関しては、取得の申込み・解約請求の受付を中止、もしくは、既に受け付けた取得の申込み・解約請求の受付を取り消しますが、中止・取消事由が生じていないもう一方のファンドに関しては、取得の申込み・解約請求の受付を、通常通り取り扱います。

(4) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(5) 取扱時間

原則として、午後3時まで、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(6) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、取得の申込み（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

(8) 申込単位

販売会社の照会先にお問い合わせください。

(9) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(10) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所※における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込み（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

- ・委託会社は、当ファンドのスイッチング元となる以下のファンド（当ファンドを除きます。）が解約請求の実行を停止した場合で、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約請求の実行の停止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に当該スイッチングの申込みを受け付けたものとして取り扱います。

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）

※毎月分配型（南アフリカランドコース、メキシコペソコース、インドネシアルピアコース、インドルピーコース）および資産成長型（米ドルコース）は、2024年1月15日をもって信託期間が終了いたします。それに伴い、2024年1月11日以降、取得の申込みは受付停止とさせていただきます。

(11) 償還乗換

- ・受益者は、証券投資信託の償還金額（手取額）の範囲内（単位型証券投資信託については、償還金額（手取額）とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数に係る申込手数料を徴収されない措置の適用を受けることができる場合があります。この償還乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求められることがあります。

(12) 乗換優遇

受益者は、信託期間終了日の1年前以内などの一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行なった販売会社において、取得申込みをする場合の手数料率が割引となる措置の適用を受けることができる場合があります。この乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

<解約請求による換金>

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

・ニューヨーク証券取引所の休業日

・解約請求日から解約代金の支払開始日までの間（解約請求日および解約代金の支払開始日を除きます。）の全ての日がニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合

(4) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などにに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。
※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

1口単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。
- ・委託会社は、当ファンドのスイッチング先となる以下のファンド（当ファンドを除きます。）が取得の申込みの受付を行わない措置を取ったときは、原則として当該スイッチングの受付を停止します。スイッチングの受付を停止した場合には、受益者は当該受付停止当日およびその前営業日のスイッチングの申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのスイッチングの申込みを撤回しない場合には、当該受付停止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）にスイッチングを受け付けたものとして取り扱います。

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）

※毎月分配型（南アフリカランドコース、メキシコペソコース、インドネシアルピアコース、インドルピーコース）および資産成長型（米ドルコース）は、2024年1月15日をもって信託期間が終了いたします。それに伴い、2024年1月11日以降、取得の申込みは受付停止とさせていただきます。

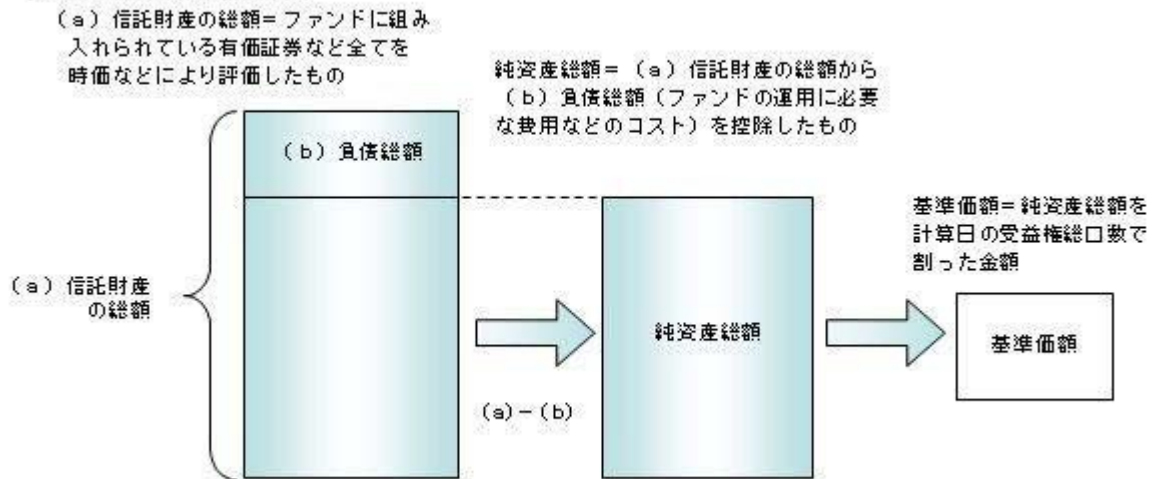
3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

◇投資信託証券（国内籍）

原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇投資信託証券（外国籍）

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

<日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）>

無期限とします（2003年9月30日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

<日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）>

2029年1月15日までとします（2006年3月7日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎月16日から翌月15日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

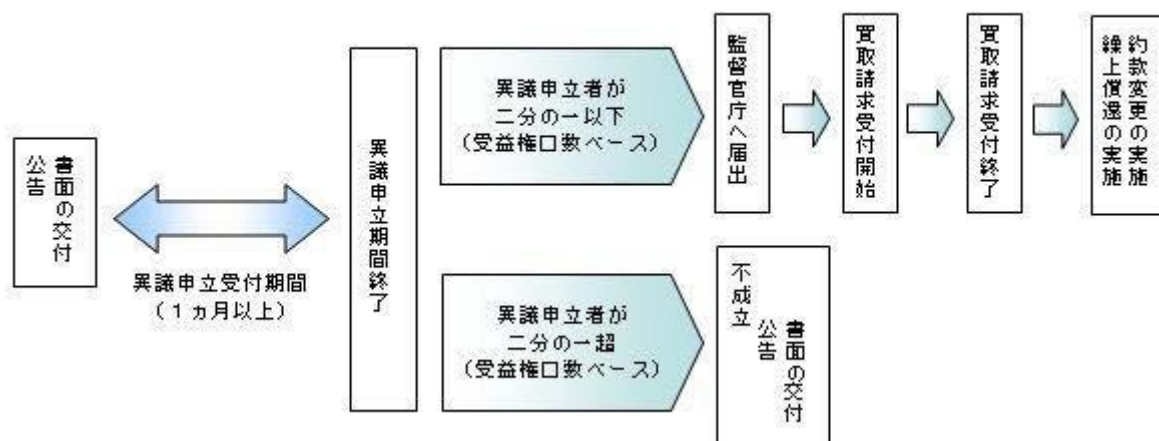
- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ) 受益者の解約により各ファンドの受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合

ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

- ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
 - 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
 - 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）
 - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
 - 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- ② 償還金について
- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
 - ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。
- ③ 信託約款の変更
- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
 - 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
 - 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
 - 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。
- ④ 異議の申立て
- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べるすることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるとときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
 - 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行わない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
 - 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

<繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ>



- ⑤ 公告
公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

- ・委託会社は、年2回（1月、7月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

⑦ 関係法人との契約について

- ・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ・投資顧問会社との運用の指図に関する権限の委託契約は、当ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

<日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）>

<日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）>

- （1） 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- （2） 当ファンドの計算期間は、6 ヶ月未満であるため、財務諸表は 6 ヶ月ごとに作成しております。
- （3） 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、2023 年 1 月 17 日から 2023 年 7 月 18 日までの特定期間の財務諸表について、P w C あらた有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年10月4日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 辻村 和之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 榊原 康太
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）の2023年1月17日から2023年7月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）の2023年7月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、日興アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2023 年 1 月 16 日現在	当期 2023 年 7 月 18 日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	282,158,606	363,917,390
投資信託受益証券	12,957,876,312	13,624,929,912
親投資信託受益証券	13,439,244	13,716,659
未収入金	71,686,638	-
流動資産合計	13,325,160,800	14,002,563,961
資産合計	13,325,160,800	14,002,563,961
負債の部		
流動負債		
未払金	49,840,120	52,148,483
未払収益分配金	75,996,351	74,435,126
未払解約金	19,338,382	27,893,763
未払受託者報酬	391,353	419,624
未払委託者報酬	20,481,319	21,961,015
未払利息	179	393
その他未払費用	52,171	55,940
流動負債合計	166,099,875	176,914,344
負債合計	166,099,875	176,914,344
純資産の部		
元本等		
元本	30,398,540,432	29,774,050,666
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△17,239,479,507	△15,948,401,049
（分配準備積立金）	1,240,823,974	1,039,888,449
元本等合計	13,159,060,925	13,825,649,617
純資産合計	13,159,060,925	13,825,649,617
負債純資産合計	13,325,160,800	14,002,563,961

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2022 年 7 月 16 日 至 2023 年 1 月 16 日	当期 自 2023 年 1 月 17 日 至 2023 年 7 月 18 日
営業収益		
受取配当金	392,472,700	382,613,300
有価証券売買等損益	△189,313,877	1,144,102,196
営業収益合計	203,158,823	1,526,715,496
営業費用		
支払利息	46,203	32,063
受託者報酬	2,330,192	2,246,970
委託者報酬	121,950,174	117,594,637
その他費用	310,639	299,835
営業費用合計	124,637,208	120,173,505
営業利益又は営業損失 (△)	78,521,615	1,406,541,991
経常利益又は経常損失 (△)	78,521,615	1,406,541,991
当期純利益又は当期純損失 (△)	78,521,615	1,406,541,991
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	5,656,071	15,486,132
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△17,305,855,561	△17,239,479,507
剰余金増加額又は欠損金減少額	935,187,009	1,171,563,614
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	935,187,009	1,171,563,614
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	483,894,235	818,661,728
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	483,894,235	818,661,728
分配金	457,782,264	452,879,287
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△17,239,479,507	△15,948,401,049

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎月 16 日から翌月 15 日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当特定期間は 2023 年 1 月 17 日から 2023 年 7 月 18 日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 2023 年 1 月 16 日現在	当期 2023 年 7 月 18 日現在
1. 期首元本額	31,223,517,094 円	30,398,540,432 円
期中追加設定元本額	887,642,490 円	1,489,091,121 円
期中一部解約元本額	1,712,619,152 円	2,113,580,887 円
2. 受益権の総数	30,398,540,432 口	29,774,050,666 口
3. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	17,239,479,507 円	15,948,401,049 円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2022 年 7 月 16 日 至 2023 年 1 月 16 日	当期 自 2023 年 1 月 17 日 至 2023 年 7 月 18 日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 48,954,252 円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 47,303,014 円
2. 分配金の計算過程 自 2022 年 7 月 16 日 至 2022 年 8 月 15 日	2. 分配金の計算過程 自 2023 年 1 月 17 日 至 2023 年 2 月 15 日
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 63,806,915 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 61,328,134 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0 円
C 信託約款に定める収益調整金 8,993,210,133 円	C 信託約款に定める収益調整金 8,908,823,487 円
D 信託約款に定める分配準備積立 金 1,435,343,983 円	D 信託約款に定める分配準備積立 金 1,234,003,691 円
E 分配対象収益 (A+B+C+D) 10,492,361,031 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D) 10,204,155,312 円
F 分配対象収益(1 万口当たり) 3,397 円	F 分配対象収益(1 万口当たり) 3,351 円
G 分配金額 77,199,298 円	G 分配金額 76,117,727 円
H 分配金額(1 万口当たり) 25 円	H 分配金額(1 万口当たり) 25 円
自 2022 年 8 月 16 日 至 2022 年 9 月 15 日	自 2023 年 2 月 16 日 至 2023 年 3 月 15 日
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 61,968,668 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 45,746,727 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0 円
C 信託約款に定める収益調整金 8,873,675,241 円	C 信託約款に定める収益調整金 8,885,998,211 円
D 信託約款に定める分配準備積立 金 1,397,233,299 円	D 信託約款に定める分配準備積立 金 1,207,214,744 円
E 分配対象収益 (A+B+C+D) 10,332,877,208 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D) 10,138,959,682 円
F 分配対象収益(1 万口当たり) 3,393 円	F 分配対象収益(1 万口当たり) 3,341 円
G 分配金額 76,130,072 円	G 分配金額 75,856,015 円
H 分配金額(1 万口当たり) 25 円	H 分配金額(1 万口当たり) 25 円

自 2022 年 9 月 16 日 至 2022 年 10 月 17 日		自 2023 年 3 月 16 日 至 2023 年 4 月 17 日		
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	44,114,189 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	47,864,440 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	8,896,885,842 円	C 信託約款に定める収益調整金	8,899,322,279 円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	1,377,493,509 円	D 信託約款に定める分配準備積立 金	1,168,942,244 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	10,318,493,540 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	10,116,128,963 円
F	分配対象収益(1 万口当たり)	3,382 円	F 分配対象収益(1 万口当たり)	3,332 円
G	分配金額	76,260,919 円	G 分配金額	75,894,286 円
H	分配金額(1 万口当たり)	25 円	H 分配金額(1 万口当たり)	25 円
自 2022 年 10 月 18 日 至 2022 年 11 月 15 日		自 2023 年 4 月 18 日 至 2023 年 5 月 15 日		
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	45,664,349 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	57,454,784 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	8,888,517,028 円	C 信託約款に定める収益調整金	8,860,803,803 円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	1,338,570,331 円	D 信託約款に定める分配準備積立 金	1,127,846,340 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	10,272,751,708 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	10,046,104,927 円
F	分配対象収益(1 万口当たり)	3,372 円	F 分配対象収益(1 万口当たり)	3,326 円
G	分配金額	76,148,166 円	G 分配金額	75,504,323 円
H	分配金額(1 万口当たり)	25 円	H 分配金額(1 万口当たり)	25 円
自 2022 年 11 月 16 日 至 2022 年 12 月 15 日		自 2023 年 5 月 16 日 至 2023 年 6 月 15 日		
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	58,346,280 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	60,536,354 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	8,883,830,059 円	C 信託約款に定める収益調整金	8,820,411,296 円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	1,299,332,209 円	D 信託約款に定める分配準備積立 金	1,093,110,780 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	10,241,508,548 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	9,974,058,430 円
F	分配対象収益(1 万口当たり)	3,366 円	F 分配対象収益(1 万口当たり)	3,321 円
G	分配金額	76,047,458 円	G 分配金額	75,071,810 円
H	分配金額(1 万口当たり)	25 円	H 分配金額(1 万口当たり)	25 円
自 2022 年 12 月 16 日 至 2023 年 1 月 16 日		自 2023 年 6 月 16 日 至 2023 年 7 月 18 日		
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	44,017,709 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	58,087,944 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	8,885,826,804 円	C 信託約款に定める収益調整金	8,758,798,737 円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	1,272,802,616 円	D 信託約款に定める分配準備積立 金	1,056,235,631 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	10,202,647,129 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	9,873,122,312 円
F	分配対象収益(1 万口当たり)	3,356 円	F 分配対象収益(1 万口当たり)	3,316 円
G	分配金額	75,996,351 円	G 分配金額	74,435,126 円
H	分配金額(1 万口当たり)	25 円	H 分配金額(1 万口当たり)	25 円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	前期 自 2022 年 7 月 16 日 至 2023 年 1 月 16 日	当期 自 2023 年 1 月 17 日 至 2023 年 7 月 18 日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価	同左

	証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	前期 2023 年 1 月 16 日現在	当期 2023 年 7 月 18 日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

前期 (2023 年 1 月 16 日現在)

売買目的有価証券

(単位 : 円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△573, 521, 638
親投資信託受益証券	1, 322
合計	△573, 520, 316

当期 (2023 年 7 月 18 日現在)

売買目的有価証券

(単位 : 円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	246, 572, 536
親投資信託受益証券	0

合計	246,572,536
----	-------------

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

前期 2023年1月16日現在		当期 2023年7月18日現在	
1口当たり純資産額	0.4329円	1口当たり純資産額	0.4644円
(1万口当たり純資産額)	(4,329円)	(1万口当たり純資産額)	(4,644円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド	3,132,888	13,624,929,912	
投資信託受益証券 合計		3,132,888	13,624,929,912	
親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	13,508,627	13,716,659	
親投資信託受益証券 合計		13,508,627	13,716,659	
合計		16,641,515	13,638,646,571	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

当ファンドは、「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同投資信託です。なお、同投資信託の財務書類は2023年4月14日提出の有価証券報告書に記載されております。

また、当ファンドは、「マネー・オープン・マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は後述の「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）」の参考情報として記載しております。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

独立監査人の監査報告書

2023年10月4日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 辻村 和之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 榊原 康太
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）の2023年1月17日から2023年7月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）の2023年7月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、日興アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 2023 年 1 月 16 日現在	当期 2023 年 7 月 18 日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	68,088,099	90,612,765
投資信託受益証券	2,504,539,500	2,282,593,060
親投資信託受益証券	2,512,831	2,272,408
未収入金	23,146,386	—
流動資産合計	2,598,286,816	2,375,478,233
資産合計	2,598,286,816	2,375,478,233
負債の部		
流動負債		
未払金	14,411,997	22,288,877
未払収益分配金	21,634,272	20,811,121
未払解約金	1,399,924	553,745
未払受託者報酬	73,311	68,183
未払委託者報酬	3,837,140	3,568,793
未払利息	43	98
その他未払費用	9,766	9,082
流動負債合計	41,366,453	47,299,899
負債合計	41,366,453	47,299,899
純資産の部		
元本等		
元本	5,408,568,038	5,202,780,301
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,851,647,675	△2,874,601,967
元本等合計	2,556,920,363	2,328,178,334
純資産合計	2,556,920,363	2,328,178,334
負債純資産合計	2,598,286,816	2,375,478,233

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2022 年 7 月 16 日 至 2023 年 1 月 16 日	当期 自 2023 年 1 月 17 日 至 2023 年 7 月 18 日
営業収益		
受取配当金	89,847,570	84,592,920
有価証券売買等損益	79,071,598	△73,231,226
営業収益合計	168,919,168	11,361,694
営業費用		
支払利息	10,044	6,794
受託者報酬	429,716	396,767
委託者報酬	22,491,730	20,767,386
その他費用	57,241	52,890
営業費用合計	22,988,731	21,223,837
営業利益又は営業損失 (△)	145,930,437	△9,862,143
経常利益又は経常損失 (△)	145,930,437	△9,862,143
当期純利益又は当期純損失 (△)	145,930,437	△9,862,143
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	△1,037,231	△1,721,132
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△2,914,390,529	△2,851,647,675
剰余金増加額又は欠損金減少額	347,196,835	567,601,596
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	347,196,835	567,601,596
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	299,864,147	455,534,278
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	299,864,147	455,534,278
分配金	131,557,502	126,880,599
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△2,851,647,675	△2,874,601,967

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎月 16 日から翌月 15 日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当特定期間は 2023 年 1 月 17 日から 2023 年 7 月 18 日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 2023 年 1 月 16 日現在	当期 2023 年 7 月 18 日現在
1. 期首元本額	5,494,225,553 円	5,408,568,038 円
期中追加設定元本額	574,757,688 円	825,454,334 円
期中一部解約元本額	660,415,203 円	1,031,242,071 円
2. 受益権の総数	5,408,568,038 口	5,202,780,301 口
3. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	2,851,647,675 円	2,874,601,967 円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2022 年 7 月 16 日 至 2023 年 1 月 16 日	当期 自 2023 年 1 月 17 日 至 2023 年 7 月 18 日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 9,311,770 円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 8,597,855 円
2. 分配金の計算過程 自 2022 年 7 月 16 日 至 2022 年 8 月 15 日	2. 分配金の計算過程 自 2023 年 1 月 17 日 至 2023 年 2 月 15 日
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 15,088,149 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 10,766,050 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0 円
C 信託約款に定める収益調整金 1,259,813,583 円	C 信託約款に定める収益調整金 1,161,948,626 円
D 信託約款に定める分配準備積立 金 0 円	D 信託約款に定める分配準備積立 金 0 円
E 分配対象収益 (A+B+C+D) 1,274,901,732 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D) 1,172,714,676 円
F 分配対象収益(1 万口当たり) 2,287 円	F 分配対象収益(1 万口当たり) 2,184 円
G 分配金額 22,292,432 円	G 分配金額 21,477,054 円
H 分配金額(1 万口当たり) 40 円 自 2022 年 8 月 16 日 至 2022 年 9 月 15 日	H 分配金額(1 万口当たり) 40 円 自 2023 年 2 月 16 日 至 2023 年 3 月 15 日
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 11,025,631 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 10,854,479 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0 円
C 信託約款に定める収益調整金 1,269,861,999 円	C 信託約款に定める収益調整金 1,147,678,996 円
D 信託約款に定める分配準備積立 金 0 円	D 信託約款に定める分配準備積立 金 0 円
E 分配対象収益 (A+B+C+D) 1,280,887,630 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D) 1,158,533,475 円
F 分配対象収益(1 万口当たり) 2,267 円	F 分配対象収益(1 万口当たり) 2,164 円
G 分配金額 22,592,935 円	G 分配金額 21,410,625 円
H 分配金額(1 万口当たり) 40 円	H 分配金額(1 万口当たり) 40 円

自 2022 年 9 月 16 日 至 2022 年 10 月 17 日			自 2023 年 3 月 16 日 至 2023 年 4 月 17 日		
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	11,154,541 円	A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	10,967,669 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	1,211,641,780 円	C	信託約款に定める収益調整金	1,131,764,029 円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	0 円	D	信託約款に定める分配準備積立 金	0 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	1,222,796,321 円	E	分配対象収益 (A+B+C+D)	1,142,731,698 円
F	分配対象収益(1 万口当たり)	2,248 円	F	分配対象収益(1 万口当たり)	2,145 円
G	分配金額	21,755,294 円	G	分配金額	21,309,239 円
H	分配金額(1 万口当たり)	40 円	H	分配金額(1 万口当たり)	40 円
自 2022 年 10 月 18 日 至 2022 年 11 月 15 日			自 2023 年 4 月 18 日 至 2023 年 5 月 15 日		
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	14,364,712 円	A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	10,896,777 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	1,194,057,318 円	C	信託約款に定める収益調整金	1,116,223,728 円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	0 円	D	信託約款に定める分配準備積立 金	0 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	1,208,422,030 円	E	分配対象収益 (A+B+C+D)	1,127,120,505 円
F	分配対象収益(1 万口当たり)	2,234 円	F	分配対象収益(1 万口当たり)	2,125 円
G	分配金額	21,628,792 円	G	分配金額	21,210,450 円
H	分配金額(1 万口当たり)	40 円	H	分配金額(1 万口当たり)	40 円
自 2022 年 11 月 16 日 至 2022 年 12 月 15 日			自 2023 年 5 月 16 日 至 2023 年 6 月 15 日		
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	14,253,626 円	A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	11,712,983 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	1,188,166,487 円	C	信託約款に定める収益調整金	1,077,320,677 円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	0 円	D	信託約款に定める分配準備積立 金	0 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	1,202,420,113 円	E	分配対象収益 (A+B+C+D)	1,089,033,660 円
F	分配対象収益(1 万口当たり)	2,221 円	F	分配対象収益(1 万口当たり)	2,108 円
G	分配金額	21,653,777 円	G	分配金額	20,662,110 円
H	分配金額(1 万口当たり)	40 円	H	分配金額(1 万口当たり)	40 円
自 2022 年 12 月 16 日 至 2023 年 1 月 16 日			自 2023 年 6 月 16 日 至 2023 年 7 月 18 日		
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	12,321,929 円	A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	12,412,152 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	1,179,766,701 円	C	信託約款に定める収益調整金	1,076,201,571 円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	0 円	D	信託約款に定める分配準備積立 金	0 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	1,192,088,630 円	E	分配対象収益 (A+B+C+D)	1,088,613,723 円
F	分配対象収益(1 万口当たり)	2,204 円	F	分配対象収益(1 万口当たり)	2,092 円
G	分配金額	21,634,272 円	G	分配金額	20,811,121 円
H	分配金額(1 万口当たり)	40 円	H	分配金額(1 万口当たり)	40 円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	前期 自 2022 年 7 月 16 日 至 2023 年 1 月 16 日	当期 自 2023 年 1 月 17 日 至 2023 年 7 月 18 日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価	同左

	証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	前期 2023 年 1 月 16 日現在	当期 2023 年 7 月 18 日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

前期 (2023 年 1 月 16 日現在)

売買目的有価証券

(単位 : 円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	9,514,648
親投資信託受益証券	247
合計	9,514,895

当期 (2023 年 7 月 18 日現在)

売買目的有価証券

(単位 : 円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	30,303,421
親投資信託受益証券	223

合計	30,303,644
----	------------

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

前期 2023年1月16日現在		当期 2023年7月18日現在	
1口当たり純資産額	0.4728円	1口当たり純資産額	0.4475円
(1万口当たり純資産額)	(4,728円)	(1万口当たり純資産額)	(4,475円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (円ヘッジ)	458,260	2,282,593,060	
投資信託受益証券 合計		458,260	2,282,593,060	
親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	2,237,944	2,272,408	
親投資信託受益証券 合計		2,237,944	2,272,408	
合計		2,696,204	2,284,865,468	

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

当ファンドは、「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (円ヘッジ)」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同投資信託です。なお、同投資信託の財務書類は2023年4月14日提出の有価証券報告書に記載されております。

また、当ファンドは、「マネー・オープン・マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

(参考)

マネー・オープン・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

	2023 年 1 月 16 日現在	2023 年 7 月 18 日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	316,785,966	311,683,893
流動資産合計	316,785,966	311,683,893
資産合計	316,785,966	311,683,893
負債の部		
流動負債		
未払解約金	708,627	135,420
未払利息	201	337
流動負債合計	708,828	135,757
負債合計	708,828	135,757
純資産の部		
元本等		
元本	311,251,070	306,834,503
剰余金		
剰余金又は欠損金 (△)	4,826,068	4,713,633
元本等合計	316,077,138	311,548,136
純資産合計	316,077,138	311,548,136
負債純資産合計	316,785,966	311,683,893

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

		2023 年 1 月 16 日現在	2023 年 7 月 18 日現在
1.	期首	2022 年 7 月 16 日	2023 年 1 月 17 日
	期首元本額	316,624,158 円	311,251,070 円
	期首からの追加設定元本額	8,119,946 円	5,790,234 円
	期首からの一部解約元本額	13,493,034 円	10,206,801 円
	元本の内訳 ※		
	上場インデックスファンド中国A株 (パンダ) E F u n d C S I 3 0 0	198,295 円	198,295 円
	上場インデックスファンド海外債券 (F T S E W G B I) 毎月分配型	19,740 円	19,740 円
	高金利先進国債券オープン (毎月分配型)	6,525,990 円	6,032,624 円
	世界銀行債券ファンド (毎月分配型)	9,201,097 円	9,000,074 円
	高金利先進国債券オープン (資産成長型)	558,277 円	558,055 円
	資源ファンド (株式と通貨) ブラジルリアル・コース	7,904,694 円	7,904,694 円
	資源ファンド (株式と通貨) 南アフリカランド・コース	2,653,229 円	2,566,967 円
	資源ファンド (株式と通貨) オーストラリアドル・コース	1,228,287 円	1,134,603 円
	グローバル3倍3分法ファンド (1年決算型)	161,056,339 円	161,056,339 円
	グローバル3倍3分法ファンド (隔月分配型)	77,255,205 円	74,152,633 円
	グローバル3倍3分法 (適格機関投資家専用)	5,692,365 円	6,283,774 円
	グローバル3倍3分法オープン (適格機関投資家専用)	460,487 円	460,487 円
	日興・G S 世界ソブリン・ファンド (毎月分配型)	6,478,429 円	6,422,994 円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型 (米ドルコース)	13,234,116 円	13,508,627 円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型 (円ヘッジコース)	2,474,477 円	2,237,944 円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型 (米ドルコース)	1,188,936 円	1,199,457 円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型 (ブラジルリアルコース)	2,088,033 円	2,128,579 円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型 (南アフリカランドコース)	428,256 円	407,036 円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型 (トルコリラコース)	10,805,868 円	9,872,986 円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型 (メキシコペソコース)	564,264 円	625,897 円
	日興・世界ソブリン・ファンド V A (適格機関投資家転売制限付)	458,318 円	470,644 円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型 (インドネシアルピアコース)	175,442 円	118,198 円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型 (インドルピーコース)	600,926 円	473,856 円
	計	311,251,070 円	306,834,503 円
2.	受益権の総数	311,251,070 口	306,834,503 口

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	自 2022 年 7 月 16 日 至 2023 年 1 月 16 日	自 2023 年 1 月 17 日 至 2023 年 7 月 18 日
--	--	--

金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	2023 年 1 月 16 日現在	2023 年 7 月 18 日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 該当事項はありません。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

2023 年 1 月 16 日現在	2023 年 7 月 18 日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0155 円 (10,155 円)
	1.0154 円 (10,154 円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は 2023 年 7 月 31 日現在です。

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）】

【純資産額計算書】

I 資産総額	14,020,346,873円
II 負債総額	9,890,956円
III 純資産総額（I－II）	14,010,455,917円
IV 発行済口数	29,907,425,566口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.4685円

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）】

【純資産額計算書】

I 資産総額	2,282,576,059円
II 負債総額	4,152,543円
III 純資産総額（I－II）	2,278,423,516円
IV 発行済口数	5,097,882,260口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.4469円

（参考）

マネー・オープン・マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	311,751,983円
II 負債総額	41,344円
III 純資産総額（I－II）	311,710,639円
IV 発行済口数	307,001,481口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0153円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものではない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2023年7月末現在	資本金	17,363,045,900円
	発行可能株式総数	230,000,000株
	発行済株式総数	197,012,500株

●過去5年間における主な資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の意思決定機関（2023年7月末現在）

・株主総会

株主総会は、取締役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行います。

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年3月31日（事業年度の終了）から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。また、取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができます。

当社の取締役会は10名以内の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び5名以内の監査等委員である取締役で構成され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役若干名を選定します。

・監査等委員会

当社の監査等委員会は、5名以内の監査等委員である取締役で構成され、監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。監査等委員会は、その決議をもって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定します。

(3) 運用の意思決定プロセス（2023年7月末現在）

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理ならびに法令など遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理／コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、2023年7月末現在の投資信託などは次の通りです。

種 類	ファンド本数	純資産額 (単位：億円)
投資信託総合計	849	270,489
株式投資信託	794	231,409
単位型	314	9,741
追加型	480	221,668
公社債投資信託	55	39,079
単位型	42	1,034
追加型	13	38,045

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 64 期事業年度（2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年6月13日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋 宗 勝 彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三 上 和 彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第64期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注

記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(1)【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第 63 期 (2022 年 3 月 31 日)		第 64 期 (2023 年 3 月 31 日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		42,427		42,036
有価証券		170		1,025
前払費用		932		908
未収入金		96	※4	410
未収委託者報酬		25,193		21,336
未収収益	※3	1,048	※3	589
関係会社短期貸付金		5,005		3,318
立替金		1,056		1,015
その他	※2	998	※2	1,233
流動資産合計		76,928		71,875
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	244	※1	245
器具備品	※1	153	※1	122
有形固定資産合計		397		367
無形固定資産				
ソフトウェア		335		390
無形固定資産合計		335		390
投資その他の資産				
投資有価証券		23,969		23,274
関係会社株式		22,366		22,366
長期差入保証金		652		375
繰延税金資産		3,678		448
投資その他の資産合計		50,667		46,465
固定資産合計		51,399		47,224
資産合計		128,328		119,099

(単位：百万円)

	第 63 期 (2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (2023 年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
預り金	651	433
未払金	9,693	7,557
未払収益分配金	7	7
未払償還金	71	71
未払手数料	8,783	6,586
その他未払金	831	892
未払費用	※3 5,572	※3 4,227
未払法人税等	2,354	-
未払消費税等	※4 3,669	-
賞与引当金	3,958	2,563
役員賞与引当金	5	218
訴訟損失引当金	7,847	-
その他	1,330	647
流動負債合計	35,083	15,648
固定負債		
退職給付引当金	1,395	1,424
賞与引当金	423	437
役員賞与引当金	-	16
その他	390	181
固定負債合計	2,209	2,059
負債合計	37,292	17,708
純資産の部		
株主資本		
資本金	17,363	17,363
資本剰余金		
資本準備金	5,220	5,220
資本剰余金合計	5,220	5,220
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	68,901	79,307
利益剰余金合計	68,901	79,307
自己株式	△2,067	△2,067
株主資本合計	89,417	99,823
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,350	2,056
繰延ヘッジ損益	△731	△488
評価・換算差額等合計	1,618	1,567
純資産合計	91,035	101,391
負債純資産合計	128,328	119,099

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第 63 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
営業収益		
委託者報酬	94,938	73,998
その他営業収益	4,743	3,479
営業収益合計	99,682	77,477
営業費用		
支払手数料	42,026	30,699
広告宣伝費	987	755
公告費	1	3
調査費	23,000	17,479
調査費	1,042	1,170
委託調査費	21,932	16,282
図書費	25	26
委託計算費	598	581
営業雑経費	1,014	948
通信費	143	139
印刷費	308	309
協会費	52	56
諸会費	13	16
その他	494	427
営業費用計	67,628	50,469
一般管理費		
給料	11,759	9,818
役員報酬	156	314
役員賞与引当金繰入額	5	234
給料・手当	7,229	6,544
賞与	143	147
賞与引当金繰入額	4,225	2,577
交際費	22	56
寄付金	29	24
旅費交通費	66	205
租税公課	429	433
不動産賃借料	937	938
退職給付費用	394	383
退職金	169	155
固定資産減価償却費	172	183
福利費	1,171	1,097
諸経費	3,888	4,291
一般管理費計	19,042	17,588
営業利益	13,010	9,420

(単位：百万円)

	第 63 期		第 64 期	
	(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)		(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	
営業外収益				
受取利息		71		107
受取配当金	※ 1	5,257	※ 1	9,255
時効成立分配金・償還金		1		1
為替差益		1,548		—
その他		58		236
営業外収益合計		6,936		9,601
営業外費用				
支払利息		177		407
デリバティブ費用		49		389
有価証券償還損		—		6
時効成立後支払分配金・償還金		9		1
為替差損		—		342
その他		39		15
営業外費用合計		275		1,163
経常利益		19,672		17,858
特別利益				
投資有価証券売却益		253		427
子会社有価減資払戻益		1,445		—
訴訟損失引当金戻入額		—	※ 3	4,481
特別利益合計		1,699		4,909
特別損失				
投資有価証券売却損		132		347
固定資産処分損		0		0
訴訟損失引当金繰入額		7,847		—
特別損失合計		7,980		347
税引前当期純利益		13,391		22,420
法人税、住民税及び事業税		3,435		1,340
法人税等還付税額	※ 2	△329		—
法人税等調整額		△1,851		3,252
法人税等合計		1,255		4,593
当期純利益		12,136		17,826

(3) 【株主資本等変動計算書】

第 63 期（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	17,363	5,220	5,220	61,956	61,956	△2,067	82,472
当期変動額							
剰余金の配当				△5,191	△5,191		△5,191
当期純利益				12,136	12,136		12,136
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	6,944	6,944	—	6,944
当期末残高	17,363	5,220	5,220	68,901	68,901	△2,067	89,417

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計	
当期首残高	1,461	115	1,577	84,049
当期変動額				
剰余金の配当				△5,191
当期純利益				12,136
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	889	△847	41	41
当期変動額合計	889	△847	41	6,985
当期末残高	2,350	△731	1,618	91,035

第 64 期（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	17,363	5,220	5,220	68,901	68,901	△2,067	89,417
当期変動額							
剰余金の配当				△7,420	△7,420		△7,420
当期純利益				17,826	17,826		17,826
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	10,406	10,406	－	10,406
当期末残高	17,363	5,220	5,220	79,307	79,307	△2,067	99,823

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計	
当期首残高	2,350	△731	1,618	91,035
当期変動額				
剰余金の配当				△7,420
当期純利益				17,826
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△294	242	△51	△51
当期変動額合計	△294	242	△51	10,355
当期末残高	2,056	△488	1,567	101,391

[注記事項]

(重要な会計方針)

項目	第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)				
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 ① 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 ② その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 市場価格のない株式等 総平均法による原価法 (2) デリバティブ 時価法				
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、2016 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table border="0"> <tr> <td>建物</td><td>3 年～15 年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>3 年～20 年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法によっております。	建物	3 年～15 年	器具備品	3 年～20 年
建物	3 年～15 年				
器具備品	3 年～20 年				
3 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。				
4 収益の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。 (1) 投資信託委託業務 当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の運用資産残高(以下「AUM」)に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資信託報酬は、各ファンドの AUM に固定料率を乗じて毎日計算され、日次で収益を認識しております。 (2) 投資顧問業務 当社は、投資顧問契約に基づき機関投資家に投資顧問サービスを提供し、ファンドの AUM に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資顧問報酬は、一般的に各ファンドの AUM に投資顧問契約で定められた固定料率を乗じて毎月計算され、月次で収益を認識しております。				

5 ヘッジ会計の方法	(3) 成功報酬 当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資信託契約または投資顧問契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。 (1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。 (3) ヘッジ方針 ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。
6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更)

第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
(時価の算定に関する会計基準の適用) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準第 31 号 2021 年 6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。本会計基準適用指針の適用が当財務諸表に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
その他有価証券の為替リスクヘッジに係るヘッジ損益について、ヘッジ対象の損益認識時に繰延ヘッジ損益を純損益に計上するに当たり、前事業年度において、「為替差損益」に含めていましたが、金額的重要性が高まったことから、ヘッジの効果をより明瞭に表示するため当事業年度よりヘッジ対象の損益区分と同一区分である投資有価証券売却益あるいは投資有価証券売却損として表示することとしております。

(重要な会計上の見積り)

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

- 1 当事業年度の財務諸表に計上した金額
訴訟損失引当金を 7,847 百万円計上しております。
- 2 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - (1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法
訴訟について将来発生しうる損失の見込額を算出し、訴訟損失引当金として計上しています。
 - (2) 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定
原告が主張する損害額に基づき、将来発生することが予想される損失の見積を行っています。
 - (3) 翌事業年度の財務諸表に与える影響
当社では、現在までに想定しうる最善の仮定に基づき訴訟損失引当金を計上しておりますが、今後の経過により、翌事業年度において訴訟損失引当金の追加計上または取り崩しを行う可能性があります。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

第 63 期 (2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (2023 年 3 月 31 日)
※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,390 百万円 器具備品 823 百万円 ※ 2 信託資産 流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客 分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に 信託しております。 ※ 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりで あります。 (流動資産) 未収収益 233 百万円 (流動負債) 未払費用 2,314 百万円 ※ 4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 「未払消費税等」として表示しております。 ※ 5 保証債務 ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピ ーティーワイ・リミテッド(旧社名「日興AMエク イティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リ ミテッド」)が発行する買戻し条件付株式の買戻請 求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネ ジメント・リミテッドは最大 5 百万豪ドルを提供す る義務を負っています。当社はヤラ・キャピタル・ マネジメント・リミテッドが負う当該資金提供義務 を保証しております。	※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,437 百万円 器具備品 879 百万円 ※ 2 信託資産 流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客 分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に 信託しております。 ※ 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりで あります。 (流動資産) 未収収益 263 百万円 (流動負債) 未払費用 1,778 百万円 ※ 4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 「未収入金」に含めて表示しております。 ※ 5 保証債務 ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピ ーティーワイ・リミテッド(旧社名「日興AMエク イティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リ ミテッド」)が発行する買戻し条件付株式の買戻請 求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネ ジメント・リミテッドは最大 448 百万円(5 百万豪 ドル)を提供する義務を負っています。当社はヤ ラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う 当該資金提供義務を保証しております。

(損益計算書関係)

第 63 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
※ 1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、 次のとおりであります。 受取配当金 5,194 百万円 ※ 2 法人税等還付税額 過年度の取引に関する法人税等の還付金相当額を 計上しています。	※ 1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、 次のとおりであります。 受取配当金 9,241 百万円 ※ 3 訴訟損失引当金戻入額 原告との和解が成立したことにより、前事業年度 に計上した訴訟損失引当金から、和解金を控除した 額を計上しております。

(株主資本等変動計算書関係)

第 63 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197, 012, 500	—	—	197, 012, 500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	2, 860, 000	—	—	2, 860, 000

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
2011 年度 ストックオプション(1)	普通株式	432, 300	—	432, 300	—	—
2016 年度 ストックオプション(1)	普通株式	1, 016, 000	—	928, 000	88, 000	—
2016 年度 ストックオプション(2)	普通株式	1, 772, 000	—	956, 000	816, 000	—
2017 年度 ストックオプション(1)	普通株式	2, 607, 000	—	1, 071, 000	1, 536, 000	—
合計		5, 827, 300	—	3, 387, 300	2, 440, 000	—

(注) 1 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

2 2016 年度ストックオプション(1)88,000 株、2016 年度ストックオプション(2)816,000 株及び 2017 年度ストックオプション(1)847,000 株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、2017 年度ストックオプション(1)689,000 株は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021 年 5 月 25 日 取締役会	普通株式	5, 191	26. 74	2021 年 3 月 31 日	2021 年 6 月 29 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022 年 5 月 27 日 取締役会	普通株式	利益剰余金	7, 420	38. 22	2022 年 3 月 31 日	2022 年 6 月 27 日

第 64 期（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197,012,500	—	—	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,860,000	—	—	2,860,000

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
2016 年度 ストックオプション(1)	普通株式	88,000	—	88,000	—	—
2016 年度 ストックオプション(2)	普通株式	816,000	—	599,000	217,000	—
2017 年度 ストックオプション(1)	普通株式	1,536,000	—	784,000	752,000	—
合計		2,440,000	—	1,391,800	969,000	—

(注) 1 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

2 2016 年度ストックオプション(2)217,000 株及び 2017 年度ストックオプション(1)752,000 株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022 年 5 月 27 日 取締役会	普通株式	7,420	38.22	2022 年 3 月 31 日	2022 年 6 月 27 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023 年 5 月 26 日 取締役会	普通株式	利益剰余金	5,092	26.23	2023 年 3 月 31 日	2023 年 6 月 27 日

(リース取引関係)

第 63 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)		第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料		オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料	
1 年内	911 百万円	1 年内	899 百万円
1 年超	4,324 百万円	1 年超	3,425 百万円
合計	5,236 百万円	合計	4,324 百万円

(金融商品関係)

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「5 ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが 1 年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日。以下、「時価算定適用指針」という。）第26項に従い経過措置を適用した投資信託及び市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額 (*4)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引(*1)				
株式関連 (*2)	△262	—	—	△262
通貨関連 (*3)	—	△1,066	—	△1,066
デリバティブ取引計	△262	△1,066	—	△1,329

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(※2) 株式関連のデリバティブ取引のうち△262百万円は、貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。

(※3) 通貨関連のデリバティブ取引の△1,066百万円は、貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。

(※4) 時価算定適用指針に従い、経過措置を適用した投資信託は上記に含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は有価証券に170百万円、投資有価証券に23,952百万円となります。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

デリバティブ取引

株式関連

株式指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用することから、その時価をレベル1に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	16
子会社株式	17,183
関連会社株式	5,183

3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	42,427			
未収委託者報酬	25,193			
未収収益	1,048			
有価証券及び投資有価証券				
投資信託	170	345	8,874	19
合計	68,839	345	8,874	19

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「5 ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが 1 年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券 其他有価証券 投資信託	6,238	18,045	—	24,283
資産計	6,238	18,045	—	24,283
デリバティブ取引(*1) 株式関連(*2)	△246	—	—	△246
通貨関連(*3)	—	△352	—	△352
デリバティブ取引計	△246	△352	—	△599

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(※2) 株式関連のデリバティブ取引のうち△246百万円は、貸借対照表上流動資産及び流動負債のその他に含まれております。

(※3) 通貨関連のデリバティブ取引の△352百万円は、貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株式関連

株式指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	16
子会社株式	17,183
関連会社株式	5,183

3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	42,036			
未収委託者報酬	21,336			
未収収益	589			
有価証券及び投資有価証券				
投資信託	1,025	204	4,520	10
合計	64,987	204	4,520	10

(有価証券関係)

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	17,183
関連会社株式	5,183

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	投資信託	20,934	17,366	3,568
	小計	20,934	17,366	3,568
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	投資信託	3,188	3,369	△180
	小計	3,188	3,369	△180
合計		24,123	20,735	3,387

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 16 百万円）については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	3,079	253	△132
合計	3,079	253	△132

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	17,183
関連会社株式	5,183

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	投資信託	17,219	13,860	3,359
	小計	17,219	13,860	3,359
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	投資信託	7,063	7,459	△395
	小計	7,063	7,459	△395
合計		24,283	21,319	2,963

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 16 百万円）については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	11,194	1,349	△221
合計	11,194	1,349	△221

(デリバティブ取引関係)

第 63 期(2022 年 3 月 31 日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引				
	売建 買建	2,306 -	- -	△ 262 -	△ 262 -
合計		2,306	-	△ 262	△ 262

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外 の取引	為替予約取引				
	売建 米ドル	4,708	-	△ 293	△ 293
合計		4,708	-	△ 293	△ 293

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	為替予約取引	投資有価証券			
	売建				
	米ドル		5,445	-	△367
	豪ドル		222	-	△20
	香港ドル		1,097	-	△59
	人民元		5,185	-	△324
	ユーロ	35	-	△0	
合計			11,986	-	△772

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

第 64 期(2023 年 3 月 31 日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	10,970	-	△ 246	△ 246
合計		10,970	-	△ 246	△ 246

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建 シンガポ ールドル	3,275	-	△ 24	△ 24
合計		3,275	-	△ 24	△ 24

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	為替予約取引 売建	投資有価証券			
	米ドル		6,132	-	△280
	豪ドル		105	-	0
	香港ドル		699	-	△34
	人民元		5,822	-	△1
	ユーロ		234	-	△10
合計			12,994	-	△328

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(持分法損益等)

第 63 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)	関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)
(1) 関連会社に対する投資の金額 5,312	(1) 関連会社に対する投資の金額 5,326
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額 15,942	(2) 持分法を適用した場合の投資の金額 16,722
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,964	(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 2,185

(退職給付関係)

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,429
勤務費用	143
利息費用	2
数理計算上の差異の発生額	△12
退職給付の支払額	△211
退職給付債務の期末残高	1,352

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,352
未積立退職給付債務	1,352
未認識数理計算上の差異	43
貸借対照表に計上された負債の額	1,395
退職給付引当金	1,395
貸借対照表に計上された負債の額	1,395

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	143
利息費用	2
数理計算上の差異の費用処理額	3
確定給付制度に係る退職給付費用	150

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎
割引率

0.3%

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、244 百万円でありました。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,352
勤務費用	133
利息費用	4
数理計算上の差異の発生額	△16
退職給付の支払額	△107
退職給付債務の期末残高	1,366

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,366
未積立退職給付債務	1,366
未認識数理計算上の差異	58
貸借対照表に計上された負債の額	1,424
退職給付引当金	1,424
貸借対照表に計上された負債の額	1,424

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	133
利息費用	4
数理計算上の差異の費用処理額	△1
確定給付制度に係る退職給付費用	136

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎 割引率	0.6%
--------------------------------	------

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、247 百万円でありました。

(ストックオプション等関係)

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプション(新株予約権)の内容

	2011 年度ストックオプション(1)	2016 年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 186 名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 16 名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式 6, 101, 700 株	普通株式 4, 437, 000 株
付与日	2011 年 10 月 7 日	2016 年 7 月 15 日
権利確定条件	2013 年 10 月 7 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 2 分の 1、4 分の 1、4 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。	2018 年 7 月 15 日 (以下「権利行使可 能初日」といいます。)、当該権利行 使可能初日から 1 年経過した日の翌 日、及び当該権利行使可能初日から 2 年経過した日の翌日まで原則とし て従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	2013 年 10 月 7 日から 2021 年 10 月 6 日まで	2018 年 7 月 15 日から 2026 年 7 月 31 日まで

	2016 年度ストックオプション(2)	2017 年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 31 名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 36 名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式 4, 409, 000 株	普通株式 4, 422, 000 株
付与日	2017 年 4 月 27 日	2018 年 4 月 27 日
権利確定条件	2019 年 4 月 27 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。	2020 年 4 月 27 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	2019 年 4 月 27 日から 2027 年 4 月 30 日まで	2020 年 4 月 27 日から 2028 年 4 月 30 日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション(新株予約権)の数

	2011 年度ストックオプション(1)	2016 年度ストックオプション(1)
付与日	2011 年 10 月 7 日	2016 年 7 月 15 日
権利確定前(株)		
期首	432,300	1,016,000
付与	0	0
失効	432,300	928,000
権利確定	0	0
権利未確定残	—	88,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	2016 年度ストックオプション(2)	2017 年度ストックオプション(1)
付与日	2017 年 4 月 27 日	2018 年 4 月 27 日
権利確定前(株)		
期首	1,772,000	2,607,000
付与	0	0
失効	956,000	1,071,000
権利確定	0	0
権利未確定残	816,000	1,536,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2011 年度ストックオプション(1)	2016 年度ストックオプション(1)
付与日	2011 年 10 月 7 日	2016 年 7 月 15 日
権利行使価格(円)	737(注) 3	558
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

	2016 年度ストックオプション(2)	2017 年度ストックオプション(1)
付与日	2017 年 4 月 27 日	2018 年 4 月 27 日
権利行使価格(円)	553	694
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

- (注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。
- 2 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 1,222 百万円
- 3 株式公開価格が 737 円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するように調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	2016 年度ストックオプション(1)	2016 年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 16 名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 31 名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式 4,437,000 株	普通株式 4,409,000 株
付与日	2016 年 7 月 15 日	2017 年 4 月 27 日
権利確定条件	2018 年 7 月 15 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。	2019 年 4 月 27 日 (以下「権利行使可 能初日」といいます。)、当該権利行 使可能初日から 1 年経過した日の翌 日、及び当該権利行使可能初日から 2 年経過した日の翌日まで原則とし て従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	2018 年 7 月 15 日から 2026 年 7 月 31 日まで	2019 年 4 月 27 日から 2027 年 4 月 30 日まで

	2017 年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 36 名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式 4,422,000 株
付与日	2018 年 4 月 27 日
権利確定条件	2020 年 4 月 27 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	2020 年 4 月 27 日から 2028 年 4 月 30 日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション(新株予約権)の数

	2016 年度ストックオプション(1)	2016 年度ストックオプション(2)
付与日	2016 年 7 月 15 日	2017 年 4 月 27 日
権利確定前(株)		
期首	88,000	816,000
付与	0	0
失効	88,000	539,000
権利確定	0	0
権利未確定残	—	217,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	2017 年度ストックオプション(1)
付与日	2018 年 4 月 27 日
権利確定前(株)	
期首	1,536,000
付与	0
失効	784,000
権利確定	0
権利未確定残	752,000
権利確定後(株)	
期首	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
権利未行使残	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2016 年度ストックオプション(1)	2016 年度ストックオプション(2)
付与日	2016 年 7 月 15 日	2017 年 4 月 27 日
権利行使価格(円)	558	553
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

	2017 年度ストックオプション(1)
付与日	2018 年 4 月 27 日
権利行使価格(円)	694
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0

(注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

2 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 344 百万円

(税効果会計関係)

第 63 期 (2022 年 3 月 31 日)		第 64 期 (2023 年 3 月 31 日)	
1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳 (単位：百万円)	1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳 (単位：百万円)
	繰延税金資産		繰延税金資産
	賞与引当金		賞与引当金
	投資有価証券評価損		投資有価証券評価損
	関係会社株式評価損		関係会社株式評価損
	退職給付引当金		退職給付引当金
	固定資産減価償却費		固定資産減価償却費
	繰延ヘッジ損益		繰延ヘッジ損益
	訴訟損失引当金		その他
	その他		繰延税金資産小計
	繰延税金資産小計		評価性引当金
	評価性引当金(注)		繰延税金資産合計
	繰延税金資産合計		
			繰延税金負債
	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金
	その他有価証券評価差額金		その他
	その他		繰延税金負債合計
	繰延税金負債合計		繰延税金資産の純額
	繰延税金資産の純額		
(注) 関係会社株式評価損に係る繰延税金資産から控除した評価性引当金が、在外子会社の減資により 1,377 百万円減少しております。			
2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
	法定実効税率		法定実効税率
	(調整)		(調整)
	交際費等永久に損金に算入されない項目		交際費等永久に損金に算入されない項目
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目		受取配当金等永久に益金に算入されない項目
	評価性引当金の減少		その他
	その他		税効果会計適用後の法人税等の負担率
	税効果会計適用後の法人税等の負担率		

(関連当事者情報)

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業 の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガ ポール 国	232,369 (SGD 千)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	資金の貸付 (米国ドル 貨建) (注 1)	—	関係会社 短期 貸付金	2,019 (USD 16,500 千)
							貸付金利息 (米国ドル 貨建) (注 1)	44 (USD 397 千)	未収収益	10 (USD 86 千)
							資金の返済 (円貨建) (注 1)	577	関係会社 短期 貸付金	—
							貸付金利息 (円貨建) (注 1)	3	未収収益	—
							資金の貸付 (シンガポール ドル貨建) (注 1)	2,788 (SGD 33,000 千)	関係会社 短期 貸付金	2,985 (SGD 33,000 千)
							貸付金利息 (シンガポール ドル貨建) (注 1)	23 (SGD 266 千)	未収収益	23 (SGD 266 千)
							減資 (注 2)	9,149 (SGD 110,000 千)	—	—
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD 千) (注 3)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	配当の受取	3,788 (USD 34,000 千)	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 融資枠 5,300 百万円 (若しくは 5,300 百万円相当額の外国通貨)、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- Nikko Asset Management International Limited の行った 110,000 千株の減資により、当社は資金の払戻を受けております。
- Nikko AM Americas Holding Co., Inc. の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は 2021 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	34,450 百万円
負債合計	6,257 百万円
純資産合計	28,192 百万円

営業収益	18,176 百万円
税引前当期純利益	5,587 百万円
当期純利益	3,956 百万円

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業 の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガ ポール 国	232,369 (SGD 千)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	資金の貸付 (シンガポールド ル貸建) (注 1)	—	関係会社 短期 貸付金	3,318 (SGD 33,000 千)
							貸付金利息 (シンガポールド ル貸建) (注 1)	103 (SGD 1,043 千)	未収収益	55 (SGD 551 千)
							資金の返済 (米国ドル貸建) (注 2)	2,019 (USD 16,500 千)	関係会社 短期 貸付金	—
							貸付金利息 (米国ドル貸建) (注 2)	3 (USD 26 千)	未収収益	—
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD 千) (注 3)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	配当の受取	7,795 (USD 58,000 千)	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 融資枠 55 百万シンガポールドル、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
2. 融資枠 5,300 百万円（若しくは 5,300 百万円相当額の外国通貨）、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しておりました（決定方針等を 2022 年 8 月 26 日付にて上記 1 に変更しております）。
3. Nikko AM Americas Holding Co., Inc. の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は 2022 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	34,828 百万円
負債合計	5,655 百万円
純資産合計	29,173 百万円

営業収益	15,864 百万円
税引前当期純利益	4,191 百万円
当期純利益	3,159 百万円

(セグメント情報等)

セグメント情報

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4 収益の計上基準」に記載のとおりです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4 収益の計上基準」に記載のとおりです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

(1株当たり情報)

項目	第 63 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
1株当たり純資産額	468 円 88 銭	522 円 22 銭
1株当たり当期純利益金額	62 円 50 銭	91 円 81 銭

(注) 1 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第 63 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
当期純利益 (百万円)	12,136	17,826
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	12,136	17,826
普通株式の期中平均株式数 (千株)	194,152	194,152
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	2016 年度ストックオプション (1) 88,000 株、2016 年度ストックオプション (2) 816,000 株、2017 年度ストックオプション (1) 1,536,000 株	2016 年度ストックオプション (2) 217,000 株、2017 年度ストックオプション (1) 752,000 株

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第 63 期 (2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (2023 年 3 月 31 日)
純資産の部の合計額 (百万円)	91,035	101,391
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	91,035	101,391
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (千株)	194,152	194,152

(重要な後発事象)

当社は 2022 年 12 月 21 日付け株式売買契約書に基づき、星州子会社の日興アセットマネジメントインターナショナルが保有する関連会社 AHAM アセットマネジメント Berhad の 20%の株式を、2023 年 4 月 19 日に 13,412 百万円で取得しました。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

<約 款>

運 用 の 基 本 方 針

約款第20条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基 本 方 針

この投資信託は、投資信託証券を中心に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をはかることを目標として運用を行ないます。

運 用 方 法

(1)投資対象

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

(2)投資態度

以下の投資信託証券に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長を目指し運用を行ないます。

バミューダ籍外国投資信託 PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド 円建受益証券
証券投資信託 マネー・オープン・マザーファンド 受益証券

各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性等を勘案して、決定します。

なお、各投資信託証券への投資比率には制限を設けません。

ただし、資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

運 用 制 限

(1) 上記投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

(2) 有価証券先物取引等のデリバティブ取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行ないません。

(3) 外貨建資産への直接投資は行ないません。

(4) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

収 益 分 配 方 針

毎決算時に、原則として次の通り、収益分配を行なう方針です。

①分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託者が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことを目指します。

③留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第2条 委託者は、金40億9,191万6,889円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条、第41条第1項、第42条第1項および第44条第2項の規定による解約の日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第4条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については40億9,191万6,889口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（追加日時異なる受益権の内容）

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第9条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在のすべての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとし、振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日に係る収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第11条 委託者は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとし、なお、第36条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に限り、1口の整数倍をもって当該取得の申込に応ずることができます。ただし、受益権の取得申込者がその申込をしようとする場合において、委託者に対し、当該取得の申込に係る受益権について、第36条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込をしないことを申し出たときは、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとし、

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が定める単位をもって取得の申込に応ずることができます。ただし、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとし、

- ③ 前2項の取得申込者は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者（第36条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

- ④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、受益権の取得の申込に応じないものとし、ただし、第36条第2項および第3項に規定する収益分配金の再投資に係る場合を除きます。

- ⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益証券の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ⑥ 前項の手料は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとし、

- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が第36条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

- ⑧ 証券投資信託の受益証券または受益権を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において

同じ。)にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券または受益権を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。)が、その償還金(信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券または受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。)をもって、当該信託終了日(信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券または受益権の買取約定日または一部解約請求日を含みます。)の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の1口当たりの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額)で取得する口数について取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

なお、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

- ⑨ 追加型証券投資信託の受益証券または受益権を保有する者が、当該信託の信託終了日の1年前の日以降に開始する委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券または受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ⑩ 第5項、第8項および第9項の規定にかかわらず、別に定める各信託(この信託を除きます。以下この項において同じ。)について、委託者がその翌々営業日の一部解約の実行を停止した場合で受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、別に定める各信託の一部解約金の手取金をもってするこの信託の取得の申込を、別に定める各信託について委託者が一部解約の実行の停止を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日(この計算日が第4項に規定する取得の申込に応じない日であるときは、この計算日以降の最初の取得の申込に応ずることができる日とします。)を取得申込日とする取得の申込とみなします。

- ⑪ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第14条 (削 除)

(記名式の受益証券の再交付)

第15条 (削 除)

(毀損した場合等の再交付)

第16条 (削 除)

(受益証券の再交付の費用)

第17条 (削 除)

(投資の対象とする資産の種類)

第18条 この信託において投資の対象とする資産の種類(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。)は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. 金銭債権
3. 約束手形

② この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

(運用の指図範囲)

第19条 委託者(第21条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。以下、第20条、第25条、第26条および第28条について同じ。)は、信託金を、主として次の外国投資信託の受益証券および日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された次のマザーファンド(その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. バミューダ籍外国投資信託 PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド
2. 証券投資信託 マネー・オープン・マザーファンド
3. 短期社債等(社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)およびコマーシャル・ペーパー
4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第19条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第22条において同じ。)、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第18条ならびに第19条第1項および第2項に定める資産への投資を行なうことができます。

② 前項の取扱いは、第25条から第27条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。

(運用の基本方針)

第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

(運用指図権限の委託)

第21条 委託者は、運用の指図(第19条第1項第1号に掲げる受益証券の運用指図に限ります。)に関する権限を次の者に委託します。

名 称：ピムコ ジャパン リミテッド

所在地：東京都港区虎ノ門4丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス18階

- ② 前項の委託を受けたものが受ける報酬は、第33条に規定する信託報酬のうち委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額は、信託財産の純資産総額に年10,000分の65以内の率を乗じて得た金額とします。
- ③ 第1項により委託を受けた者への報酬は、信託期間中の毎年3月15日および9月15日（各々、休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了時に支払います。なお、第1項により委託を受けた者との間の運用指図権限の委託に関する契約が終了する場合は、当該委託契約終了時に支払います。
- ④ 第1項の規定に関わらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。
- ⑤ 委託者と第1項により委託を受けた者との間の運用指図権限の委託に関する契約がやむを得ず終了することとなった場合、委託者は、必要な手続きを経て、新たに委託を受ける者を選任し、運用指図権限を委託するものとします。ただし、新たに委託を受ける者の選任ができず、第1項の規定に基づく運用指図権限の委託が終了した場合には、委託者は自ら運用の指図を行なうものとします。

（信託業務の委託等）

第22条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行なう体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存に係る業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者（第21条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 - 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（有価証券の保管）

第23条 （削 除）

（混蔵寄託）

第23条の2 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を

明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する投資信託受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第26条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、投資信託受益証券に係る収益分配金および有価証券等に係る利子等ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内

③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第30条 この信託の計算期間は、毎月16日から翌月15日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2003年9月30日から2003年12月15日までとし、最終計算期間の終了日は第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務等の諸費用)

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息、信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該費用に係る消費税等相当額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額)

第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の160の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

(収益分配)

第34条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 分配金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第36条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第36条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第36条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第38条に規定する時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関に支払われます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとし、当該取得により増加した受益権は、第9条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第39条第4項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

③ 委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの勧誘に係る受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとし、当該取得により増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第39条第4項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

④ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益

権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第36条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

- ⑤ 一部解約金は、第39条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑥ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとし、ただし、委託者の自らの勧誘に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとし、
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

（委託者の自らの勧誘に係る受益権の口座管理機関）

第36条の2 委託者は、委託者の自らの勧誘に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。

（受益証券の保護預り等）

第37条 （削 除）

（収益分配金および償還金の時効）

第38条 受益者が、収益分配金については第36条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第36条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（一部解約）

第39条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとし、ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとし、
- ③ 前2項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が次の第1号または第2号に該当する場合は、受益権の一部解約の請求の実行を受け付けないものとし、
 - 1. ニューヨーク証券取引所の休業日
 - 2. 一部解約の実行の請求日から当該請求日に係る第36条第4項に規定する一部解約金の支払開始日までの期間中（一部解約の実行の請求日および一部解約金の支払開始日を除きます。）の全日がニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合
- ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑥ 第4項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。以下この項において同じ。）について、委託者がその翌々営業日の追加信託を行なわない措置を取ったときは、委託者は、この信託契約の一部解約金の手取金をもってする別に定める各信託の取得申込に係る一部解約の実行を停止することができます。当該一部解約の実行が停止されたときは、受益者は当該一部解約の実行停止当日およびその前営業日を解約請求日とする一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、別に定め

る各信託について委託者が追加信託を行なわない措置を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日（この計算日が第3項に規定する一部解約の請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第5項の規定に準じて算定した価額とします。

- ⑦ 委託者は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
- ⑧ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が第3項に規定する一部解約の請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第5項の規定に準じて算定した価額とします。
- ⑨ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下ることとなった場合には、第40条の規定に従ってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

（質権口記載または記録の受益権の取り扱い）

第39条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

- 第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。
- ② 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
 - ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託契約の解約を行ないません。
 - ⑤ 委託者は、この信託契約の解約を行なわないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
 - ⑥ 前3項の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合は、適用しないものとします。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

- 第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定に従うものとします。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

- 第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

- 第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定に従い新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
(信託約款の変更)

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更を行いません。
- ⑤ 委託者は、前項の規定により信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第46条 第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第40条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公告)

第47条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(運用報告書の交付省略)

第47条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項で定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書を次のアドレスに掲載するものとします。

www.nikkoam.com/

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附 則

- 第1条 この約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。
- 第2条 第36条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- 第3条 平成18年12月29日現在の信託約款第9条、第10条および第12条から第17条までの規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2003年 9 月30日

東京都港区赤坂九丁目7番1号
委託者 日興アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

(1)別に定める各信託

約款第11条第10項および第39条第6項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース） 受益証券

運 用 の 基 本 方 針

約款第21条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基 本 方 針

この投資信託は、投資信託証券を中心に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をはかることを目標として運用を行ないます。

運 用 方 法

(1)投資対象

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

(2)投資態度

以下の投資信託証券に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長を目指し運用を行ないます。

バミューダ籍外国投資信託 PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド
（円ヘッジ） 円建受益証券

証券投資信託 マネー・オープン・マザーファンド 受益証券

各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性等を勘案して、決定します。

なお、各投資信託証券への投資比率には制限を設けません。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

運 用 制 限

(1) 上記投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

(2) 有価証券先物取引等のデリバティブ取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行ないません。

(3) 外貨建資産への直接投資は行ないません。

(4) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

収 益 分 配 方 針

第1計算期から第2計算期までは、収益分配を行ないません。第3計算期以降、毎決算時に、原則として次の通り、収益分配を行ないます。

①分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託者が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的行なうことを目指します。

③留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益（無分配期の利益を含みます。）については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第2条 委託者は、金1,096万9,462円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から2029年1月15日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第4条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については1,096万9,462口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（追加日時時の異なる受益権の内容）

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第9条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することがで

きるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在のすべての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとし、振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日に係る収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第11条 委託者は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとし、なお、第37条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に限り、1口の整数倍をもって当該取得の申込に応ずることができます。ただし、受益権の取得申込者がその申込をしようとする場合において、委託者に対し、当該取得の申込に係る受益権について、第37条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込をしないことを申し出たときは、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとし、

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が定める単位をもって取得の申込に応ずることができます。ただし、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとし、
- ③ 前2項の取得申込者は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者（第37条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、受益権の取得の申込に応じないものとし、ただし、第37条第2項および第3項に規定する収益分配金の再投資に係る場合を除きます。
- ⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益証券の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑥ 前項の手数は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとし、
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が第37条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第31条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 証券投資信託の受益証券または受益権を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあつては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。）にあつては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券または受益権を保有した受益者をい

います。以下本項において同じ。)が、その償還金(信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券または受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。)をもって、当該信託終了日(信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券または受益権の買取約定日または一部解約請求日を含みます。)の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の1口当たりの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額)で取得する口数について取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

なお、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

- ⑨ 追加型証券投資信託の受益証券または受益権を保有する者が、当該信託の信託終了日の1年前の日以降に開始する委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券または受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金ををもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ⑩ 第5項、第8項および第9項の規定にかかわらず、別に定める各信託(この信託を除きます。以下この項において同じ。)について、委託者がその翌々営業日の一部解約の実行を停止した場合で受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、別に定める各信託の一部解約金の手取金をもってするこの信託の取得の申込を、別に定める各信託について委託者が一部解約の実行の停止を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日(この計算日が第4項に規定する取得の申込に応じない日であるときは、この計算日以降の最初の取得の申込に応ずることができる日とします。)を取得申込日とする取得の申込とみなします。

- ⑪ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第14条 (削 除)

(記名式の受益証券の再交付)

第15条 (削 除)

(毀損した場合等の再交付)

第16条 (削 除)

(受益証券の再交付の費用)

第17条 (削 除)

(投資の対象とする資産の種類)

第18条 この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券

2. 金銭債権

3. 約束手形

② この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

(運用の指図範囲)

第19条 委託者（第22条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。以下、第21条、第26条、第27条および第29条について同じ。）は、信託金を、主として次の外国投資信託の受益証券および日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された次のマザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. バミューダ籍外国投資信託 P I M C O エマージング・マーケット・ボンド・ファンド
(円ヘッジ)

2. 証券投資信託 マネー・オープン・マザーファンド

3. 短期社債等（社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第20条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第23条において同じ。）、第23条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第18条ならびに第19条第1項および第2項に定める資産への投資を行なうことができます。

② 前項の取扱いは、第26条から第28条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。

(運用の基本方針)

第21条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

(運用指図権限の委託)

第22条 委託者は、運用の指図（第19条第1項第1号に掲げる受益証券の運用指図に限ります。）に関する権限を次の者に委託します。

名 称：ピムコ ジャパン リミテッド

所在地：東京都港区虎ノ門4丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス18階

- ② 前項の委託を受けたものが受ける報酬は、第34条に規定する信託報酬のうち委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額は、信託財産の純資産総額に年10,000分の65以内の率を乗じて得た金額とします。
- ③ 第1項により委託を受けた者への報酬は、信託期間中の毎年1月15日および7月15日（各々、休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了時に支払います。なお、第1項により委託を受けた者との間の運用指図権限の委託に関する契約が終了する場合は、当該委託契約終了時に支払います。
- ④ 第1項の規定に関わらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。
- ⑤ 委託者と第1項により委託を受けた者との間の運用指図権限の委託に関する契約がやむを得ず終了することとなった場合、委託者は、必要な手続きを経て、新たに委託を受ける者を選任し、運用指図権限を委託するものとします。ただし、新たに委託を受ける者の選任ができず、第1項の規定に基づく運用指図権限の委託が終了した場合には、委託者は自ら運用の指図を行なうものとします。

（信託業務の委託等）

第23条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行なう体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存に係る業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者（第22条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 - 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（有価証券の保管）

第24条 （削 除）

（混蔵寄託）

第24条の2 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第25条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を

明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第26条 委託者は、信託財産に属する投資信託受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第27条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、投資信託受益証券に係る収益分配金および有価証券等に係る利子等ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内

③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第30条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第31条 この信託の計算期間は、毎月16日から翌月15日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2006年3月7日から2006年3月15日までとし、最終計算期間の終了日は第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務等の諸費用)

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息、信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該費用に係る消費税等相当額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額)

第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の160の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

(収益分配)

第35条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。ただし、第1および第2計算期末には、収益の分配は行ないません。

1. 分配金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第36条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日（第1および第2計算期間を除きます。）の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第37条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第37条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第37条 収益分配金は、第1および第2計算期間を除く毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第37条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第39条に規定する時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日（第1および第2計算期間を除きます。）の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関に支払われます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとし、当該取得により増加した受益権は、第9条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第40条第4項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

③ 委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの勧誘に係る受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとし、当該取得により増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第40条第4項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰

属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

- ④ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第37条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。））、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。
- ⑤ 一部解約金は、第40条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑥ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとし、委託者の自らの勧誘に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとし、
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（委託者の自らの勧誘に係る受益権の口座管理機関）

第37条の2 委託者は、委託者の自らの勧誘に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。

（受益証券の保護預り等）

第38条 （削 除）

（収益分配金および償還金の時効）

第39条 受益者が、収益分配金については第37条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第37条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（一部解約）

第40条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとし、ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとし、
- ③ 前2項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が次の第1号または第2号に該当する場合は、受益権の一部解約の請求の実行を受け付けないものとし、
 - 1. ニューヨーク証券取引所の休業日
 - 2. 一部解約の実行の請求日から当該請求日に係る第37条第4項に規定する一部解約金の支払開始日までの期間中（一部解約の実行の請求日および一部解約金の支払開始日を除きます。）の全日がニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合
- ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑥ 第4項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。以下この項において同じ。）について、委託者がその翌々営業日の追加信託を行なわない措置を取ったときは、委託者は、この信託契約の一部解約金の手取金をもってする別に定める各信託の取得申込に係る一部解約の実行

を停止することができます。当該一部解約の実行が停止されたときは、受益者は当該一部解約の実行停止当日およびその前営業日を解約請求日とする一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、別に定める各信託について委託者が追加信託を行なわない措置を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日（この計算日が第3項に規定する一部解約の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第5項の規定に準じて算定した価額とします。

- ⑦ 委託者は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
- ⑧ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が第3項に規定する一部解約の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第5項の規定に準じて算定した価額とします。
- ⑨ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下ることとなった場合には、第41条の規定に従ってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

（質権口記載または記録の受益権の取り扱い）

第40条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

第41条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

- ② 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託契約の解約を行いません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約を行なわないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 前3項の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合は、適用しないものとします。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第42条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第46条の規定に従うものとします。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第43条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第46条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第44条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第45条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第46条の規定に従い新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第46条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更を行いません。

- ⑤ 委託者は、前項の規定により信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第47条 第41条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第41条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(信託期間の延長)

第48条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

(公告)

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(運用報告書の交付省略)

第49条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項で定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書を次のアドレスに掲載するものとします。

www.nikkoam.com/

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附 則

- 第1条 この約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。
- 第2条 第37条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- 第3条 平成18年12月29日現在の信託約款第9条、第10条および第12条から第17条までの規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2006年3月7日

東京都港区赤坂九丁目7番1号
委託者 日興アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

(1)別に定める各信託

約款第11条第10項および第40条第6項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース） 受益証券

2023. 10. 17

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド

毎月分配型(ブラジルリアルコース)(南アフリカランドコース)(トルコリラコース)

追加型投信／海外／債券

◆この目論見書により行なう「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(ブラジルリアルコース)」、「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(南アフリカランドコース)」および「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(トルコリラコース)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年10月16日に関東財務局長に提出しており、2023年10月17日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日	: 2023年10月16日
発行者名	: 日興アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 代表取締役社長 ステファニー・ドゥルーズ
本店の所在の場所	: 東京都港区赤坂九丁目7番1号
有価証券届出書(訂正届出書を含みます。)の写しを縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

設定・運用は

日興アセットマネジメント

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

－ 目 次 －

	頁
第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	55
第3【ファンドの経理状況】	61
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	91
第三部【委託会社等の情報】	92
約款	136

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）

- ・以下、上記を総称して、また各々を指して「ファンド」ということがあります。また、「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）」を「ブラジルリアルコース」または「毎月分配型（ブラジルリアルコース）」、「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）」を「南アフリカランドコース」または「毎月分配型（南アフリカランドコース）」、「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）」を「トルコリラコース」または「毎月分配型（トルコリラコース）」ということがあります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンド毎に、5兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(5)【申込手数料】

申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）につきましては、販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜3%）が上限となっております。

(6)【申込単位】

販売会社の照会先にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

<日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）／日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）>

2023年10月17日から2024年4月15日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

<日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）>

2023年10月17日から2024年1月11日までとします。

※毎月分配型（南アフリカランドコース）は、2024年1月15日をもって信託期間が終了いたします。

(8)【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(9) 【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

主として、米ドル建ての新興国ソブリン債を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

② ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
		債 券
追加型投信	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産 () 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

◇海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇債券

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル		
大型株	年2回	日本		
中小型株	年4回	北米		
債券	年6回	欧州	ファミリーファンド	あり
一般	(隔月)	アジア		()
公債	年12回	オセアニア		
社債	(毎月)	中南米		
その他債券	日々	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし
クレジット属性	その他	中近東		
()	()	(中東)		
不動産投信		エマージング		
その他資産				
(投資信託証券(債券 公債))				
資産複合				
()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇その他資産（投資信託証券（債券 公債））

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券に投資を行ないます。よって、商品分類の「投資対象資産（収益の源泉）」においては、「債券」に分類されます。

「公債」とは、目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

◇年12回（毎月）

目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

◇エマージング

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

◇為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。

上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

③ ファンドの特色

特長
1

**米ドル建ての新興国ソブリン債を中心に、
幅広く分散投資を行ないます。
なお、組入債券は、米ドル以外の通貨建て債券を
含む場合があります。**

※当ファンドは、PIMCOが運用するバミューダ籍外国投資信託と、日興アセットマネジメントが運用する証券投資信託「マネーオープンマザーファンド」に投資するファンド・オブ・ファンズです。

特長
2

**毎月分配型（米ドルコース、円ヘッジコース、
ブラジルリアルコース、南アフリカランドコース、
トルコリラコース、メキシコペソコース、
インドネシアルピアコース、インドルピーコース）と、
資産成長型（米ドルコース）の各コース間で、
スイッチングが可能です。**

※原則として毎月分配型は毎月（原則15日）、資産成長型は年1回（原則1月15日）決算を行ないます。

※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合や全部または一部のファンド間でスイッチングが行えない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※毎月分配型（南アフリカランドコース、メキシコペソコース、インドネシアルピアコース、インドルピーコース）および資産成長型（米ドルコース）は、2024年1月15日をもって信託期間が終了いたします。それに伴い、2024年1月11日以降、購入申込みは受付停止とさせていただきます。

特長
3

ピムコジャパンリミテッドに運用を委託します。

ピムコジャパンリミテッドは、米国債券運用最大手の一社であるPIMCO（パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー）の日本の拠点です。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

各通貨コース

当ファンドが投資を行なう外国投資信託においては、主に米ドル建ての新興国ソブリン債に投資を行ないます。

円ヘッジコースでは、米ドル売り／円買いの為替ヘッジを行ないます。

ブラジルリアルコース、南アフリカランドコース、トルコリラコース、メキシコペソコース、インドネシアルピアコース、インドルピーコースでは、米ドル売り／各新興国通貨買いの為替取引を行ないます。

※為替ヘッジは、為替変動の影響を完全に排除できるわけではありません。

※為替取引を完全に行なうことができるとは限りませんので、各コースの通貨と完全に連動するわけではありません。

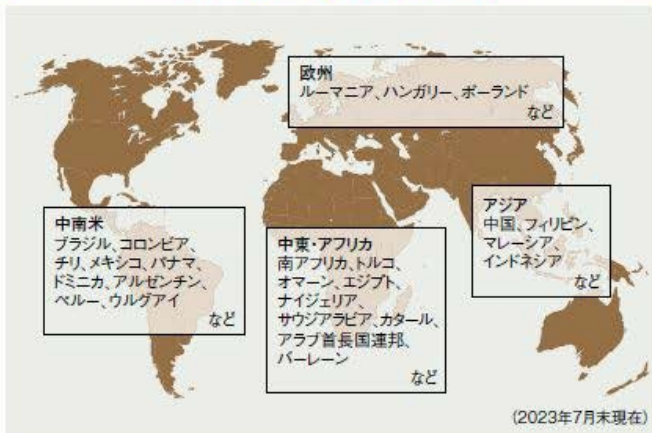
（用語説明）

ここでいう為替取引とは、「原資産通貨を売り、別の通貨を買う取引」をいいます。また、為替取引のうち、「原資産通貨を売り、円を買う取引」を為替ヘッジといいます。

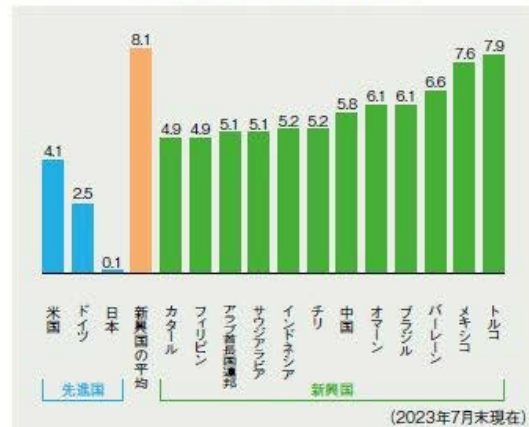
主要投資対象国

- 当ファンドは、主に米ドル建ての新興国のソブリン債に投資を行います。
- 当ファンドは、「JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバースファイド」を参考指数としています。

投資対象となる主な新興国



主要国の国債利回り(%)



※各国国債利回りは、米国、ドイツ、日本は残存5年の国債利回り、新興国はJPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバースファイドにおける各国の国債利回りです。「新興国の平均」は、同指数の最終利回りです。

※利回りは切り捨てにて端数処理しています。

※上記の国と実際の投資対象国は異なる場合があります。

※上記データは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

<ご参考>ファンダメンタルズと信用力

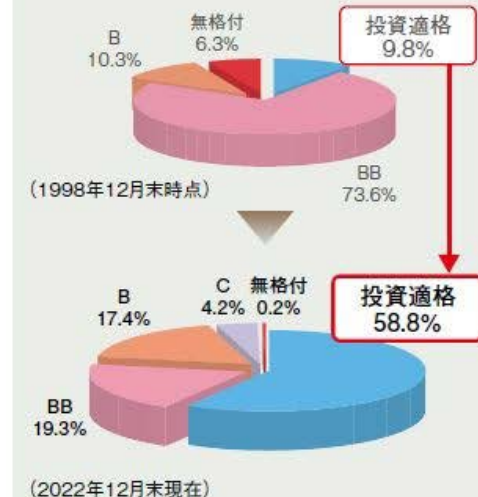
債券の信用格付と利回り



主要国の格付

(2023年7月末現在)		格付
先進国		
ドイツ	AAA	
米国	AA+	
日本	A+	
新興国		
新興国の平均	BBB-	
カタール	AA	
中国	A+	
チリ	A+	
サウジアラビア	A	
メキシコ	BBB+	
フィリピン	BBB+	
インドネシア	BBB	
オマーン	BB	
ブラジル	BB-	
バーレーン	B+	
トルコ	B	

新興国ソブリン債市場の格付別内訳



※各国の格付はスタンダード&プアーズ社が自国通貨建て長期債に付与しているものです。

※「新興国の平均」は、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバースファイドの平均格付です。

※上記の国と実際の投資対象国は異なる場合があります。

※上記グラフ・データは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

※投資適格とは、AAA～BBB格相当の格付を付与された債券を指します。

※表示単位未満の数値の四捨五入により、構成比率の合計が100%にならない場合があります。

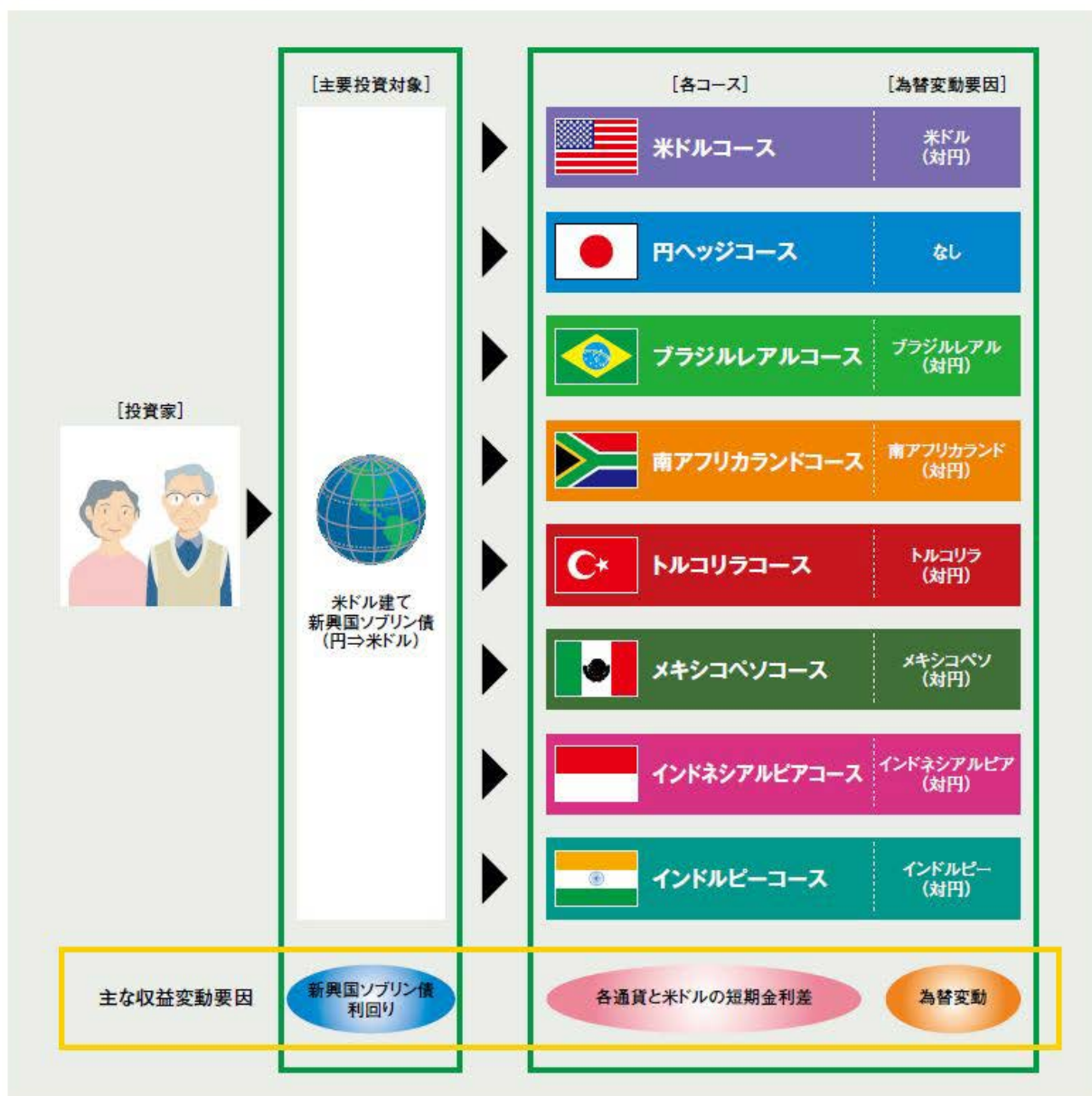
※JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバルの構成比率です。

※信頼できると判断したデータをもとに日興アセットマネジメントが作成。

各通貨コースについて

- 「ブラジルリアルコース」「南アフリカランドコース」「トルコリラコース」「メキシコペソコース」「インドネシアルピアコース」「インドルピーコース」では、米ドル売り^注／各新興国通貨買いの為替取引を行ないます。これにより、各コースは米ドル／円の変動に代えて、各新興国通貨／円の変動の影響を受けることになります。

注:当ファンドの実質的な投資対象(原資産)が米ドル建て資産のため。



※上記はイメージ図であり、実際と異なる場合があります。

※為替ヘッジは、為替変動の影響を完全に排除できるわけではありません。

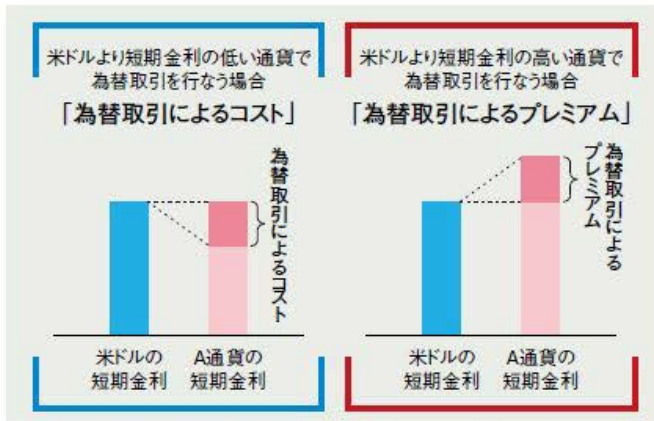
※為替取引を完全に行なうことができるとは限りませんので、各コースの通貨と完全に連動するわけではありません。

各通貨と米ドルの短期金利差が及ぼす影響

- 当ファンドの実質的な投資対象である米ドル建て資産に対し、米ドルと各コースの通貨で為替取引を行なう際に、米ドルより各コースの通貨の短期金利が高い場合、「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)」が期待されます。一方、米ドルより各コースの通貨の短期金利が低い場合、「為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)」が発生します。

※為替取引を完全に行なうことができるとは限らないため、米ドルより各コースの通貨の短期金利が高い場合でも、それを十分に享受できない可能性があります。

(米ドル資産に対する)為替取引によるコスト/プレミアムのイメージ



変動する短期金利差

「為替取引によるプレミアム」は、大きな魅力と考えられます。ただし、その水準は、両国通貨の短期金利の変化によって影響を受けるため、拡大することあれば、その逆に縮小すること考えられます。さらに、将来、短期金利差が逆転し、「為替取引によるコスト」となる可能性もあります。

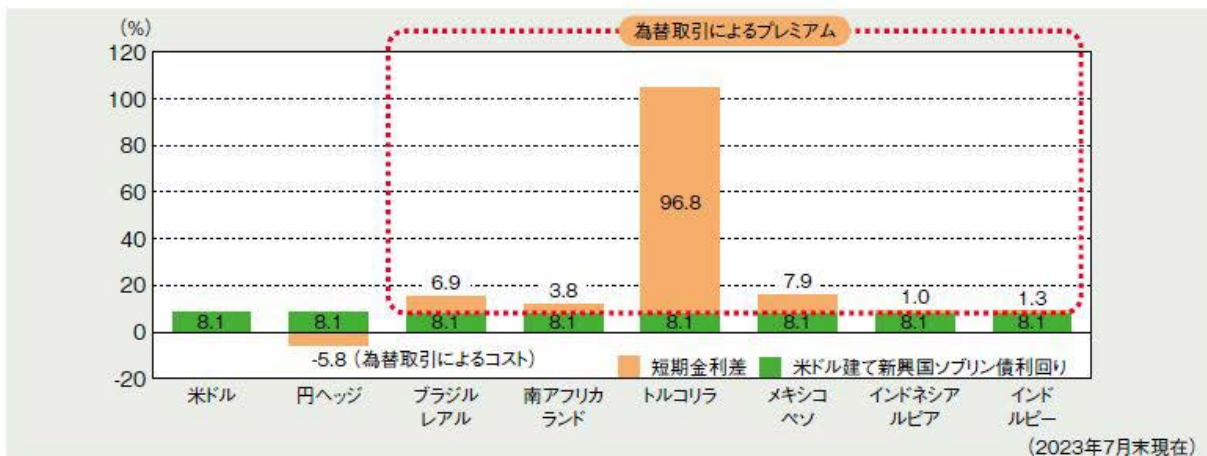


※上記はイメージ図であり、実際の金利水準や将来の運用成果等を示すものではありません。

<ご参考> 主な収益変動要因

- 債券の売買損益や為替の損益の他に、米ドル建て新興国ソブリン債からの金利と、為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)/プレミアム(金利差相当分の収益)を加えた部分が当ファンドの主な収益変動要因であり、分配金の原資になります。

米ドル建て新興国ソブリン債利回りと為替取引によるコスト/プレミアム



※為替取引によるプレミアム(コスト)の水準は、各国通貨の短期金利の変化によって影響を受けます。なお、上記グラフの短期金利差は、各国通貨のフォワードレートとスポットレートから算出した数値を用いています。

※米ドル建て新興国ソブリン債利回り:JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバースィファイドの最終利回り

※上記は、ファンドの運用における為替取引によるコスト/プレミアムとは異なるため、当ファンドの金利水準や運用成果等を示すものではありません。

※上記は切り捨てにて端数処理しています。

*為替取引には、為替ヘッジ(原資産通貨を売り、円を買う取引)が含まれています。為替ヘッジの場合、「為替取引によるプレミアム/コスト」を「為替ヘッジプレミアム/コスト」といいます。

基準価額の主な変動要因について

●各コースの基準価額には、主に以下のような変動要因があります。

↑ 基準価額の上昇要因 ↑		各コース	↓ 基準価額の下落要因 ↓	
米ドル建て 新興国債券の 利回り低下 (価格上昇)	円安／米ドル高	 資産成長型 (米ドルコース) 毎月分配型 (米ドルコース)	円高／米ドル安	米ドル建て 新興国債券の 利回り上昇 (価格下落)
	(円安／米ドル高でも プラスの影響はありません) 米ドル 短期金利 < 円短期金利	 毎月分配型 (円ヘッジ コース)	(円高／米ドル安でも マイナスの影響はありません) 米ドル 短期金利 > 円短期金利	
	円安／ブラジルレアル高 米ドル < ブラジルレアル 短期金利 < ブラジルレアル 短期金利	 毎月分配型 (ブラジル レアルコース)	円高／ブラジルレアル安 米ドル > ブラジルレアル 短期金利 > ブラジルレアル 短期金利	
	円安／南アフリカランド高 米ドル < 南アフリカランド 短期金利 < 南アフリカランド 短期金利	 毎月分配型 (南アフリカ ランドコース)	円高／南アフリカランド安 米ドル > 南アフリカランド 短期金利 > 南アフリカランド 短期金利	
	円安／トルコリラ高 米ドル < トルコリラ 短期金利 < トルコリラ 短期金利	 毎月分配型 (トルコリラ コース)	円高／トルコリラ安 米ドル > トルコリラ 短期金利 > トルコリラ 短期金利	
	円安／メキシコペソ高 米ドル < メキシコペソ 短期金利 < メキシコペソ 短期金利	 毎月分配型 (メキシコ ペソコース)	円高／メキシコペソ安 米ドル > メキシコペソ 短期金利 > メキシコペソ 短期金利	
	円安／インドネシアルピア高 米ドル < インドネシアルピア 短期金利 < インドネシアルピア 短期金利	 毎月分配型 (インドネシア ルピアコース)	円高／インドネシアルピア安 米ドル > インドネシアルピア 短期金利 > インドネシアルピア 短期金利	
新興国の 信用格付の 引き上げ	円安／インドルピー高 米ドル < インドルピー 短期金利 < インドルピー 短期金利	 毎月分配型 (インドルピー コース)	円高／インドルピー安 米ドル > インドルピー 短期金利 > インドルピー 短期金利	新興国の 信用格付の 引き下げ

※市況動向によっては、上記の通りにならない場合があります。

※上記は基準価額の主な変動要因の概要であり、ファンドの運用成果を約束するものでも、全ての変動要因を網羅したものでもありません。

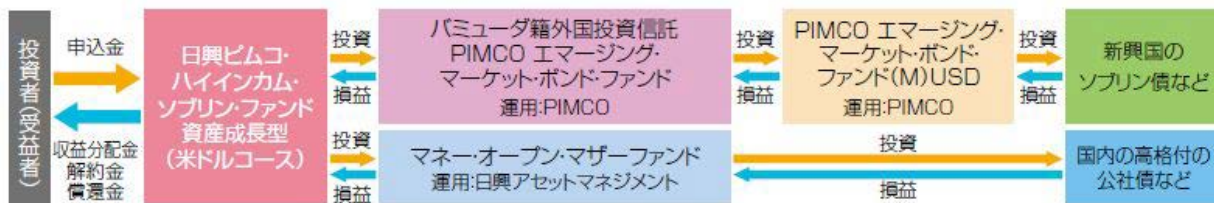
※為替ヘッジは、為替変動の影響を完全に排除できるわけではありません。

※為替取引を完全に行なうことができるとは限りませんので、各コースの通貨と完全に連動するわけではありません。

ファンドの仕組み

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。





※スイッチング対象ファンドの一方のファンドに関して、委託会社が約款に定める事由に該当したと判断したことにより、購入・換金申込みの受付を中止、もしくは、既に受付けた購入・換金申込みの受付を取り消した場合には、もう一方のスイッチング対象ファンドに関しても、当該ファンドについて約款に定める中止・取消事由が生じているか否かにかかわらず、原則として、スイッチングによる購入・換金申込みの受付を中止、もしくは、既に受付けたスイッチングによる購入・換金申込みの受付を取り消します。

※投資成果に大きく影響しますので、スイッチングは、十分ご検討の上、慎重にご判断ください。

■主な投資制限

＜毎月分配型(米ドルコース)、毎月分配型(円ヘッジコース)、毎月分配型(ブラジルリアルコース)、毎月分配型(南アフリカランドコース)、毎月分配型(トルコリラコース)、資産成長型(米ドルコース)＞

- ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- ・外貨建資産への直接投資は行ないません。

＜毎月分配型(メキシコペソコース)、毎月分配型(インドネシアルピアコース)、毎月分配型(インドルピーコース)＞

- ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

■分配方針

＜毎月分配型(米ドルコース)、毎月分配型(円ヘッジコース)、毎月分配型(ブラジルリアルコース)、毎月分配型(南アフリカランドコース)、毎月分配型(トルコリラコース)＞

- ・毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。

※「原則として、安定した分配を行なう」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移することなどを示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況などによっては安定した分配とならない場合があることに留意ください。

＜毎月分配型(メキシコペソコース)、毎月分配型(インドネシアルピアコース)、毎月分配型(インドルピーコース)、資産成長型(米ドルコース)＞

- ・毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



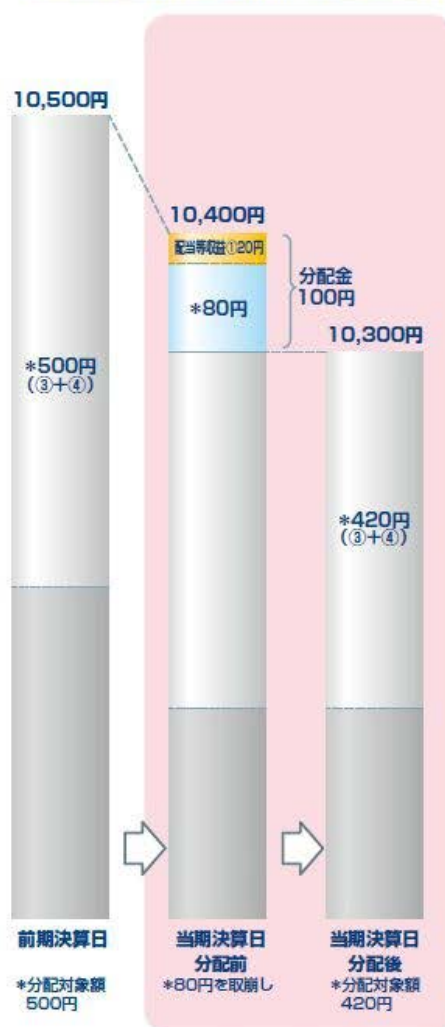
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合



前期決算から基準価額が下落した場合



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※ 上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

- ・普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
- ・元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、(特別分配金) 元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

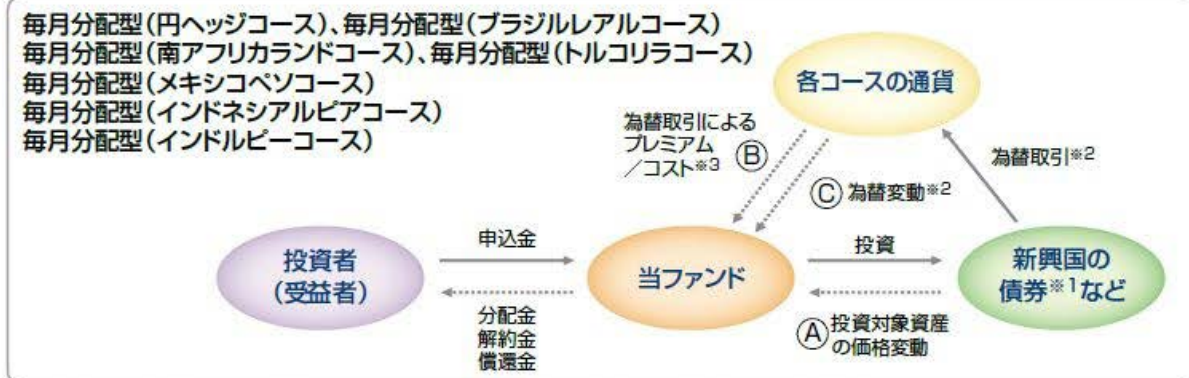
通貨選択型ファンドの収益に関する留意事項

- 通貨選択型の投資信託は、投資対象資産(株式や債券など)の運用に加えて、為替取引による通貨の運用も行っており、為替取引の対象となる通貨を選択することができます。

通貨選択型の投資信託のイメージ図



* 毎月分配型(米ドルコース)および資産成長型(米ドルコース)

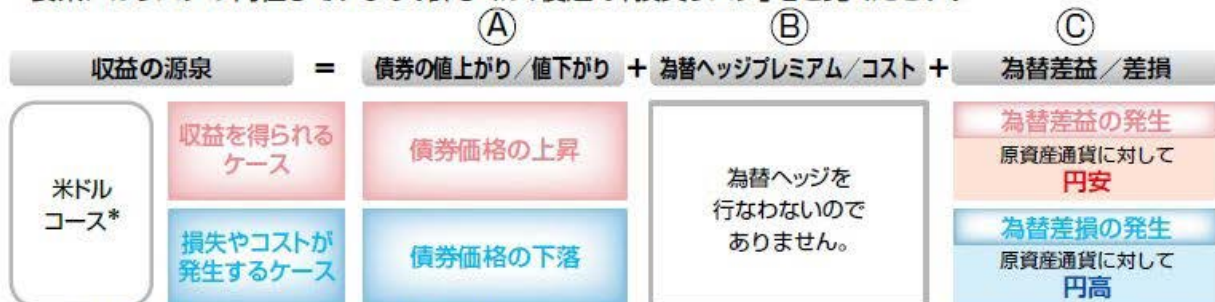


※1 当ファンドは、外国投資信託を通じて米ドル建ての新興国の債券に投資を行ないます。

※2 円ヘッジコースは、原則として米ドル売り／円買いの為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。各コースの通貨が円以外の場合には、各コースの通貨と円の為替変動リスクがあります。

※3 為替取引によるプレミアム／コストは、為替取引を行なう通貨間の金利差相当分の収益／費用です。

- 通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。なお、収益源である3つの要素にはリスクが内在しています。詳しくは、後述の「投資リスク」をご覧ください。



* 毎月分配型(米ドルコース)および資産成長型(米ドルコース)



※市況動向によっては、上記の通りにならない場合があります。

*為替取引には、為替ヘッジ(原資産通貨を売り、円を買う取引)が含まれています。為替ヘッジの場合、「為替取引によるプレミアム／コスト」を「為替ヘッジプレミアム／コスト」といいます。



※市況動向によっては、上記の通りにならない場合があります。

通貨運用に関する留意事項

- 各通貨の運用に当たっては、直物為替先渡取引(NDF取引)を活用する場合があります。
- NDF取引とは、投資対象通貨を用いた受渡を行わず、主に米ドル等による差金決済のみを行なう取引のことを言います。
- NDF取引では、需給や規制などの影響により、為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)／コスト(金利差相当分の費用)が、短期金利から算出される理論上の水準から乖離する場合があります。そのため、想定している投資成果が得られない可能性があります。

「日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(米ドルコース)」のことを「毎月分配型(米ドルコース)」、
 「日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(円ヘッジコース)」のことを「毎月分配型(円ヘッジコース)」、
 「日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(ブラジルリアルコース)」のことを「毎月分配型(ブラジルリアルコース)」、
 「日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(南アフリカランドコース)」のことを「毎月分配型(南アフリカランドコース)」、
 「日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(トルコリラコース)」のことを「毎月分配型(トルコリラコース)」、
 「日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(メキシコペソコース)」のことを「毎月分配型(メキシコペソコース)」、
 「日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(インドネシアルピアコース)」のことを「毎月分配型(インドネシアルピアコース)」、
 「日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(インドルピーコース)」のことを「毎月分配型(インドルピーコース)」、
 「日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型(米ドルコース)」のことを「資産成長型(米ドルコース)」、
 と言うことがあります。

④ 信託金限度額

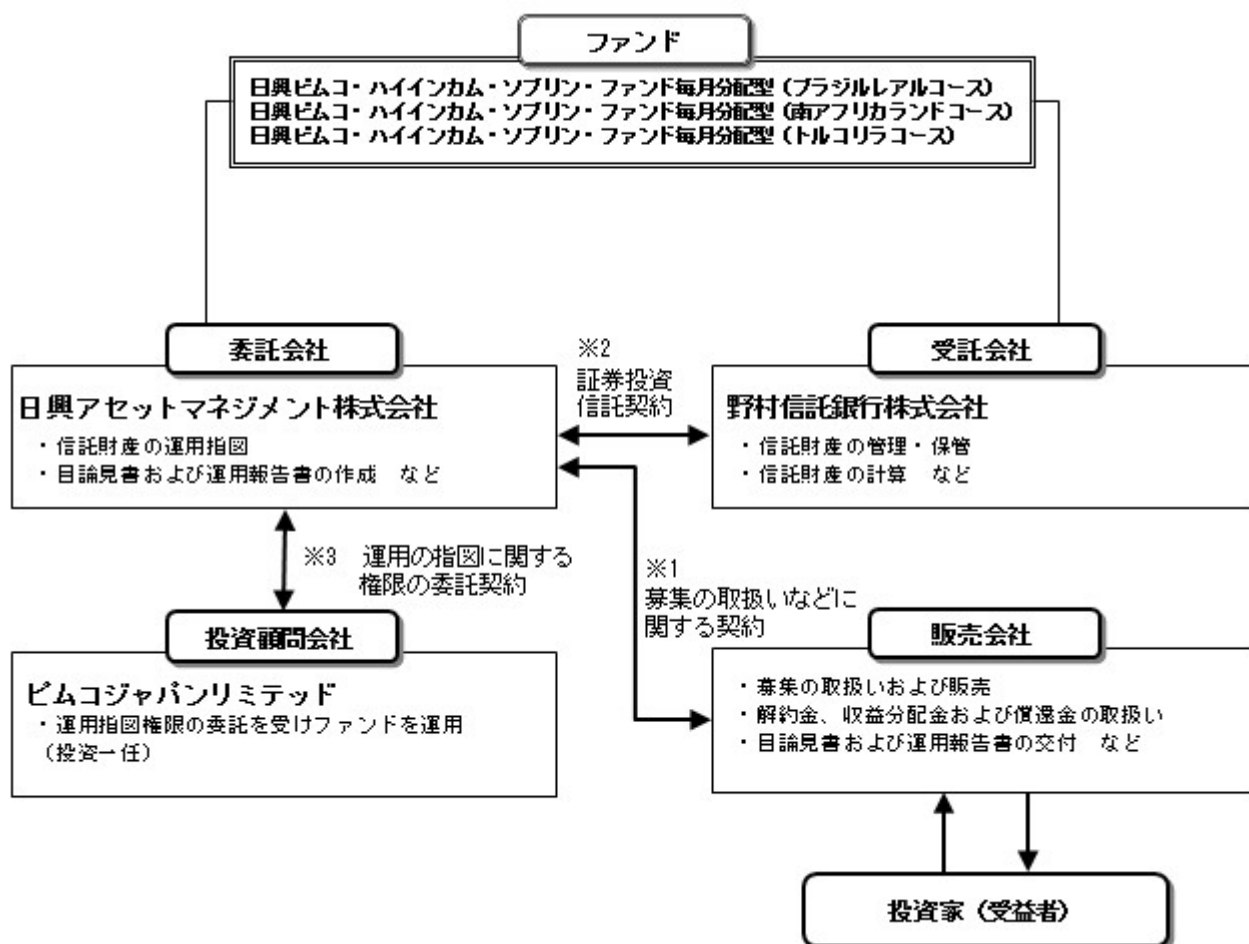
- <日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）>
- <日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）>
 - ・各ファンド毎に、5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
 - ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。
- <日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）>
 - ・1 兆円を限度として信託金を追加することができます。
 - ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

- <日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）>
 - 2009 年 7 月 10 日
 - ・ファンドの信託契約締結、運用開始
 - 2014 年 4 月 16 日
 - ・信託期間の更新（信託終了日を 2019 年 1 月 15 日から 2024 年 1 月 15 日へ変更）
 - 2023 年 4 月 15 日
 - ・信託期間の更新（信託終了日を 2024 年 1 月 15 日から 2029 年 1 月 15 日へ変更）
- <日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）>
 - 2009 年 7 月 10 日
 - ・ファンドの信託契約締結、運用開始
 - 2014 年 4 月 16 日
 - ・信託期間の更新（信託終了日を 2019 年 1 月 15 日から 2024 年 1 月 15 日へ変更）
 - 2024 年 1 月 15 日
 - ・信託終了（償還）予定
- <日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）>
 - 2009 年 7 月 10 日
 - ・ファンドの信託契約締結、運用開始
 - 2014 年 4 月 16 日
 - ・信託期間の更新（信託終了日を 2019 年 1 月 15 日から 2024 年 1 月 15 日へ変更）
 - 2023 年 4 月 15 日
 - ・信託期間の更新（信託終了日を 2024 年 1 月 15 日から 2029 年 1 月 15 日へ変更）

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

※3 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



② 委託会社の概況（2023年7月末現在）

1) 資本金

17,363 百万円

2) 沿革

1959 年：日興証券投資信託委託株式会社として設立

1999 年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号	192,211,000 株	97.562%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

・以下の投資信託証券に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざし運用を行ないます。

<日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）>

バミューダ籍円建外国投資信託

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ ブラジルリアルクラス」

証券投資信託

「マネー・オープン・マザーファンド」

<日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）>

バミューダ籍円建外国投資信託

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ 南アフリカランドクラス」

証券投資信託

「マネー・オープン・マザーファンド」

<日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）>

バミューダ籍円建外国投資信託

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ トルコリラクラス」

証券投資信託

「マネー・オープン・マザーファンド」

・各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性などを勘案して決定し

ます。

- ・なお、各投資信託証券への投資比率には制限を設けません。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

以下の投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

＜日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）＞

バミューダ籍円建外国投資信託

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ ブラジルリアルクラス」

証券投資信託

「マネー・オープン・マザーファンド」

＜日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）＞

バミューダ籍円建外国投資信託

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ 南アフリカランドクラス」

証券投資信託

「マネー・オープン・マザーファンド」

＜日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）＞

バミューダ籍円建外国投資信託

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ トルコリラクラス」

証券投資信託

「マネー・オープン・マザーファンド」

① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券
- 2) 金銭債権
- 3) 約束手形
- 4) 為替手形

② 主として次の外国投資信託の受益証券および次のマザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

1) ＜日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）＞

バミューダ籍円建外国投資信託

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ ブラジルリアルクラス」

＜日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）＞

バミューダ籍円建外国投資信託

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ 南アフリカランドクラス」

＜日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）＞

バミューダ籍円建外国投資信託

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ トルコリラクラス」

2) 証券投資信託 「マネー・オープン・マザーファンド」

3) 短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー

4) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

④ 次の取引ができます。

- 1) 資金の借入

◆投資対象とする投資信託証券の概要

＜PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ ブラジルリアルクラス＞（バミューダ籍円建外国投資信託）

＜PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ 南アフリカランドクラス＞（バミューダ籍円建外国投資信託）

＜PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ トルコリラクラス＞（バミューダ籍円建外国投資信託）

運用の基本方針	
基本方針	トータルリターンの最大化をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）USD」受益証券を主要投資対象とします。
投資方針	＜PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ ブラジルリアルクラス＞ ・「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）USD」受益証券を主要投資対象とします。 ・JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイド（ブラジルリアルヘッジ・円ベース）を参考指数とし、トータルリターンの最大化をめざします。 ・原則として、「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）USD」受益証券の組入比率は高位に保ちます。ただし、投資環境などにより、組入比率を引き下げる場合もあります。 ・原則として、ファンドの純資産相当額の米ドル売り、ブラジルリアル買いの為替取引を行ないます。 ＜PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ 南アフリカランドクラス＞ ・「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）USD」受益証券を主要投資対象とします。 ・JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイド（南アフリカランドヘッジ・円ベース）を参考指数とし、トータルリターンの最大化をめざします。 ・原則として、「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）USD」受益証券の組入比率は高位に保ちます。ただし、投資環境などにより、組入比率を引き下げる場合もあります。 ・原則として、ファンドの純資産相当額の米ドル売り、南アフリカランド買いの為替取引を行ないます。 ＜PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ トルコリラクラス＞ ・「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）USD」受益証券を主要投資対象とします。 ・JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイド（トルコリラヘッジ・円ベース）を参考指数とし、トータルリターンの最大化をめざします。 ・原則として、「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）USD」受益証券の組入比率は高位に保ちます。ただし、投資環境などにより、組入比率を引き下げる場合もあります。 ・原則として、ファンドの純資産相当額の米ドル売り、トルコリラ買いの為替取引を行ないます。
主な投資制限	・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ・デリバティブおよび外国為替予約取引の利用は、原則としてヘッジ目的および資産の効率的な運用に資することを目的とします。
収益分配	毎月、原則として利子収入および売買益から分配を行なう方針です。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

ファンドに係る費用	
信託報酬など	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	有価証券売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用など。
その他	
投資顧問会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
管理会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
信託期間	無期限
決算日	原則として、毎年5月末日

※上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行いません。

(ご参考)

< P I M C O エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M) U S D >

運用の基本方針	
基本方針	トータルリターンの最大化をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	・通常、主として新興国のソブリン債およびソブリン債に準ずる発行体が発行する債券に投資をします。これら債券には、米ドル建てのものも、米ドル以外の通貨建てのものも含まれます。 ・また、ファンドはこの他以下の債券などに投資します。 1. 米国以外の政府、その政府の部局またはその他の政府系機関の発行する債券 2. 国際機関の発行する債券 3. 米国の発行体および米国以外の発行体の社債およびC P 4. 政府および企業が発行するインフレ連動債 5. 仕組債 6. ディレード・ファンディング・ローンおよびリボルビング・クレジット・ファシリティ 7. 譲渡性預金、定期預金および銀行引受手形 8. 現先取引および逆現先取引 9. 州または地方の政府、政府の部局またはその他の政府系機関の発行する債券 10. 米国政府、政府機関、政府企業が発行または保証する証券
投資方針	・ J P モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバースファイド（ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとし、これを上回る投資成果をめざすとともに、トータルリターンの最大化をめざします。 ・ 外貨建資産については、原則として円に対する為替ヘッジを行ないません。
主な投資制限	・ B 格（ムーディーズ社、スタンダード&プアーズ社、フィッチ社による同等格の格付、またはこれらの格付会社による格付が無い場合でも、投資顧問会社が同等格の信用度を有すると認めたもの）未満の債券への投資は、ファンドの純資産総額の 15% まで可能とします。 ・ ファンドの平均デュレーションは、通常的环境下、ベンチマークの平均デュレーション±2 年以内とします。 ・ ファンドは、1 発行体に資産の 10% を限度として投資することができます。ただし、政府証券、政府機関証券などへの投資には制限を設けません。 ・ 原則として、ファンドの純資産総額の 95% 以上が実質米ドル資産となるように投資をします。 ・ ファンドは、オプション取引、先物取引、スワップ取引などの派生商品に投資をします。 ・ 流動性の乏しい証券への投資は、ファンドの純資産総額の 15% までとします。 ・ ファンドは、全体のポートフォリオ運用戦略の一環として、または債券価格の下落を相殺するために、空売りを行なうことができます。ただし、ファンドの純資産総額の 100% を超えないものとします。 ・ 資金の借入れの合計金額がファンドの純資産総額の 10% を超える借入残高が生じる借入れは行なわないものとします。
収益分配	毎月、原則として利子収入および売買益から分配を行なう方針です。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	有価証券売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用など。
その他	
投資顧問会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
管理会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー

信託期間	無期限
決算日	原則として、毎年5月末日

※上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行ないます。

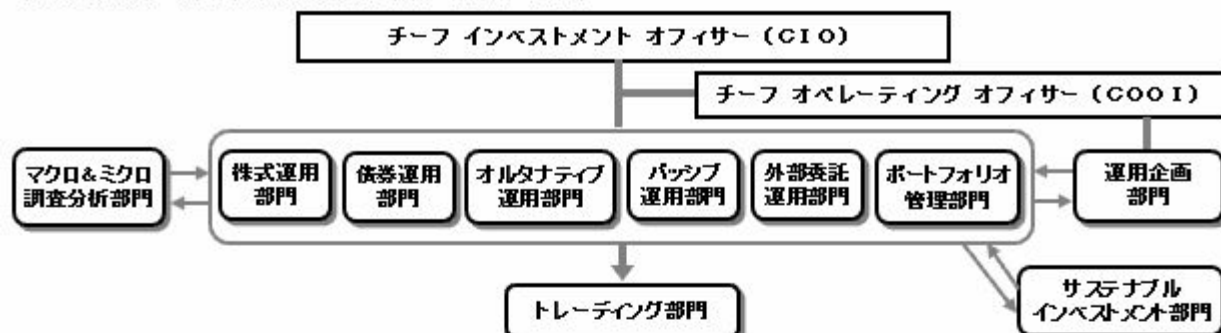
<マネー・オープン・マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	公社債への投資により、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。
主な投資対象	わが国の国債および格付の高い公社債を主要投資対象とします。
投資方針	- わが国の国債および格付の高い公社債に投資を行ない、利息等収益の確保をめざして運用を行ないます。 - ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	- 株式（新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。）への投資は行ないません。 - 外貨建資産への投資は行ないません。 - デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 - 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
信託期間	無期限（2003年3月28日設定）
決算日	毎年1月15日（休業日の場合は翌営業日）

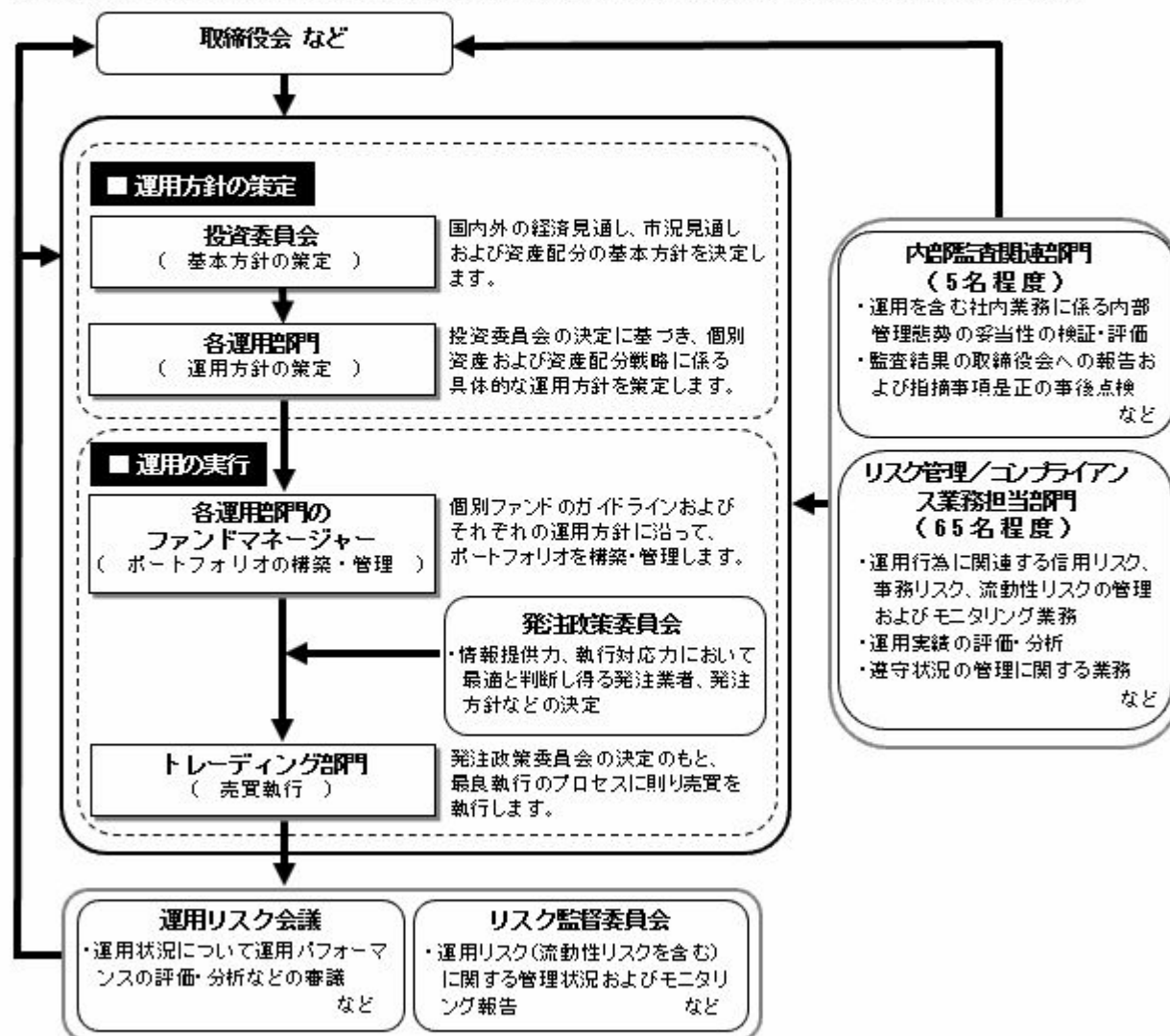
(3)【運用体制】

<日興アセットマネジメント株式会社（委託会社）における運用体制>

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

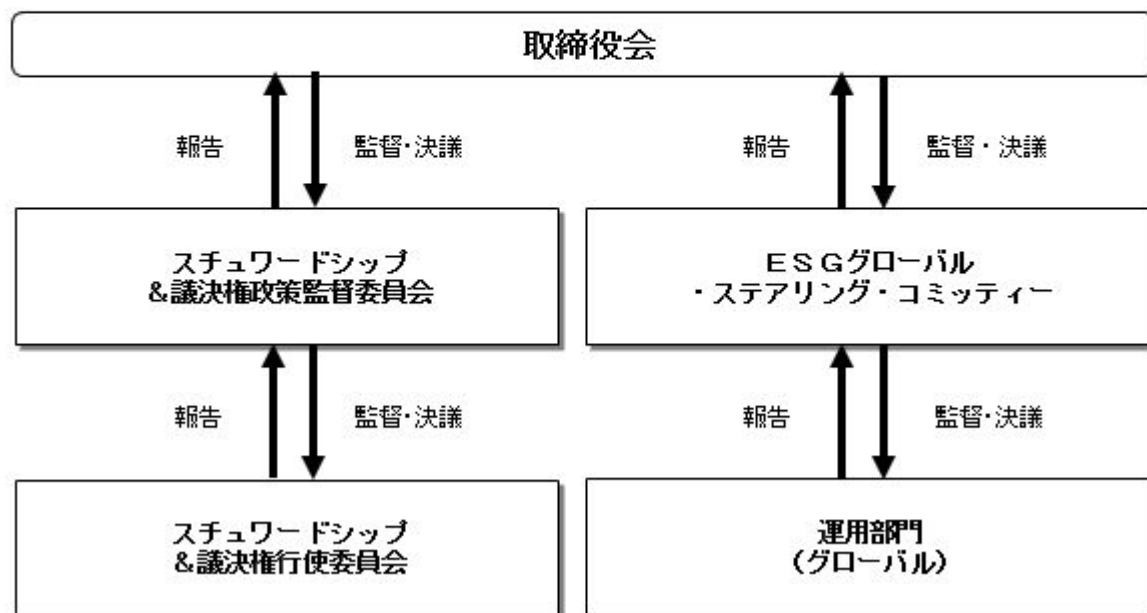
「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行なっており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

「投資顧問会社」については、投資顧問会社の管理体制およびリスク管理状況のモニタリングをリスク管理業務担当部門にて行ないます。また、外部委託運用部門では外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているなどのモニタリングを行なっています。

◆投資家としてのESG／フィデューシャリー・デューティー

ESG（環境、社会、企業統治）やフィデューシャリーは、当委託会社にとって最高位に位置する概念であるため、同原則に関連する決議、報告、議論は、当委託会社の取締役会にて行なうこととしています。

（スチュワードシップ&議決権政策監督委員会は、議長含め社外委員が過半数以上を占めるメンバーで構成されています）



※上記体制は2023年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

- ・当ファンドの運用は、委託会社である日興アセットマネジメント株式会社からファンドの運用の指図に関する権限の委託を受け、ピムコジャパンリミテッドが行ないます。ピムコジャパンリミテッドは、PIMCO（パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー）の日本における拠点です。
- ・投資対象である「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ ブラジルリアルクラス」、「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ 南アフリカランドクラス」、「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ トルコリラクラス」は、PIMCOが運用します。

< PIMCOにおける運用体制 >

< 優位性を発揮するPIMCOのエマージング債券運用プロセス >

PIMCOは、魅力的な投資機会を発掘するとともに、投資対象のデフォルト・リスクの回避をめざし、以下のような運用プロセスを構築しています。

ファンダメンタルズ分析

経済および金融市場のファンダメンタルズ、社会的政治的安定度、長期的な経済成長の可能性などの分析に基づいた長期予測を行ないます。

外部環境の評価

エマージング市場が先進国の経済成長および金利動向、商品市場などから受ける影響を予測します。

マーケットのテクニカル分析

流動性、エクスポージャーの集中、レバレッジ、投資家基盤の構造を含む市場ダイナミックスの分析を行ないます。

付加価値の源泉を多様化、ポートフォリオの最適化を行ないます。

※上記は 2022 年 12 月末現在のものです。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。

3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

② 収益分配金の支払い

<分配金再投資コース>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

(5) 【投資制限】

① 約款に定める投資制限

- 1) 前記「投資対象」の投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

- 2) 有価証券先物取引等のデリバティブ取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。

- 3) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

- 4) 外貨建資産への直接投資は行ないません。

- 5) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て（解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。

イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

ロ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

ハ) 借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内

ニ) 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

ホ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

- 6) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3 【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。基準価額変動リスクの大きいファンドですので、お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

- ・投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク

- ・一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。
- ・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。

② 流動性リスク

- ・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- ・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

③ 信用リスク

- ・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- ・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて利回りが高い反面、価格変動が大きく、デフォルトが生じるリスクが高まる場合があります。
- ・格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。
- ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

④ 為替変動リスク

◆ブラジルレアルコース

- ・投資対象とする外国投資信託の組入資産については、原則として米ドル売り、ブラジルレアル買いの為替取引を行なうため、ブラジルレアルの対円での為替変動の影響を受けます。一般に外国為替相場がブラジルレアルに対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。なお、為替取引を完全に行なうことができるとは限らないため、場合によってはブラジルレアルと米ドルの2通貨間の金利差を十分に享受することができない可能性や、米ドルの対円での為替変動の影響を受ける可能性があります。また、ブラジルレアルの金利が米ドル金利より低い場合、米ドルとブラジルレアルの金利差相当分の為替取引によるコストが発生します。
- ・一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

◆南アフリカランドコース

- ・投資対象とする外国投資信託の組入資産については、原則として米ドル売り、南アフリカランド買いの為替取引を行なうため、南アフリカランドの対円での為替変動の影響を受けます。一般に外国為替相場が南アフリカランドに対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。なお、為替取引を完全に行なうことができるとは限らないため、場合によっては南アフリカランドと米ドルの2通貨間の金利差を十分に享受することができない可能性や、米ドルの対円での為替変動の影響を受ける可能性があります。また、南アフリカランドの金利が米ドル金利より低い場合、米ドルと南アフリカランドの金利差相当分の為替取引によるコストが発生します。
- ・一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

◆トルコリラコース

- ・投資対象とする外国投資信託の組入資産については、原則として米ドル売り、トルコリラ買いの為替取引を行なうため、トルコリラの対円での為替変動の影響を受けます。一般に外国為替相場がトルコリラに対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。なお、為替取引を完全に行なうことができるとは限らないため、場合によってはトルコリラと米ドルの2通貨間の金利差を十分に享受することができない可能性や、米ドルの対円での為替変動の影響を受ける可能性があります。また、トルコリラの金利が米ドル金利より低い場合、米ドルとトルコリラの金利差相当分の為替取引によるコスト

トが発生します。

- ・一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

⑤ カントリー・リスク

- ・投資対象国における非常事態など（金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
- ・一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。
- ・ファンドの投資対象資産が上場または取引されている諸国の税制は各国によって異なります。また、それらの諸国における税制が一方的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることもあります。以上のような要因は、ファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

＜その他の留意事項＞

- ・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

- ・投資対象とする投資信託証券に関する事項

◇諸事情により、投資対象とする投資信託証券にかかる投資や換金ができない場合があります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができなくなる場合があります。また、一時的にファンドの取得・換金ができなくなることもあります。

◇ファンドが投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを含みます。）と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴う資金流出入などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

- ・解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

- ・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項

ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があります。

- ・運用制限や規制上の制限に関する事項

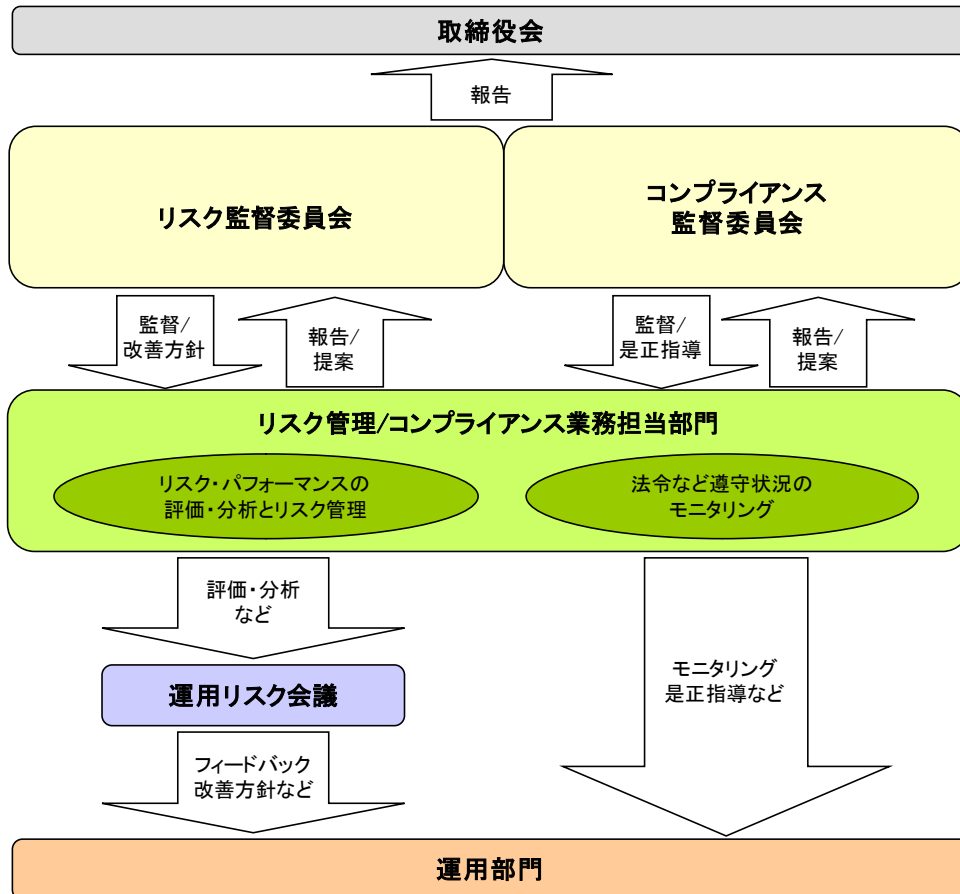
関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社もしくは運用委託先またはこれらの関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社もしくは運用委託先またはこれらの関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。

- ・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

(2) リスク管理体制

<日興アセットマネジメント株式会社（委託会社）におけるリスク管理体制>



■全社的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理／コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク（流動性リスクを含む）、市場リスク、カウンターパーティーリスク、オペレーショナルリスク（事務リスクを含む）など）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

■運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

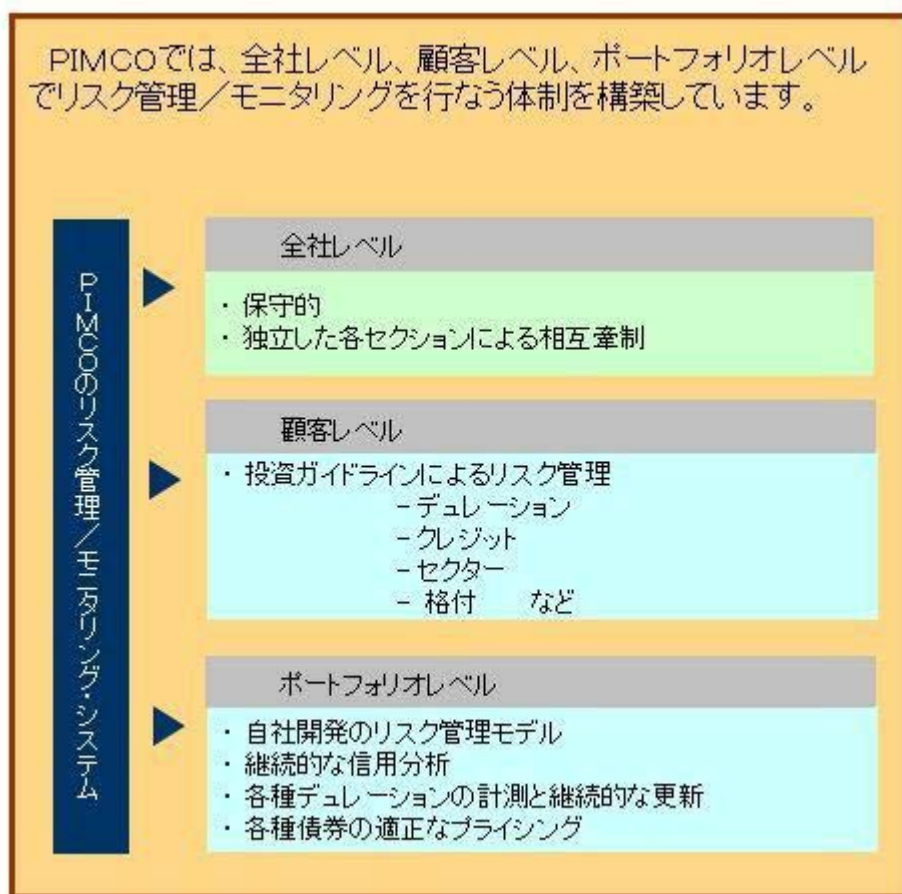
■法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記体制は2023年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

< P I M C Oにおけるリスク管理体制>

ポートフォリオのリスク管理体制について、P I M C Oは、お客様のポートフォリオ運用において実効性のある管理を行なうためには、異なる機能を有するセクションが相互牽制を働かせ、多面的なリスク管理、モニタリングを行なうことが不可欠であると考えています。全てのポートフォリオと全ての取引はポートフォリオ・マネジメント、アカウント・マネジメント、コンプライアンス／リーガルの3つの独立した部門が互いに牽制しあう形で監視することにより、システムの信頼性を保っています。

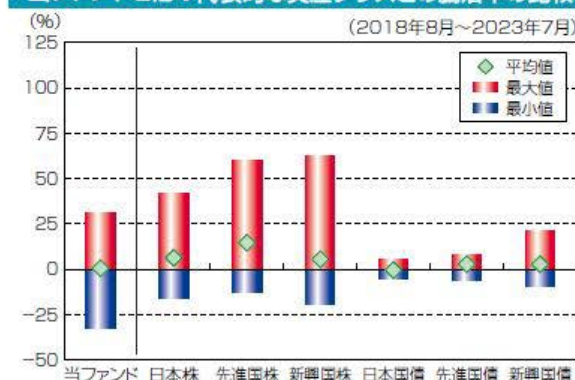


※上記は 2022 年 12 月末現在のものです。

(参考情報)

毎月分配型(ブラジルリアルコース)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	0.5%	6.3%	14.6%	5.5%	-0.5%	2.8%	2.7%
最大値	31.5%	42.1%	59.8%	62.7%	5.4%	7.9%	21.5%
最小値	-32.8%	-16.0%	-12.4%	-19.4%	-5.5%	-6.1%	-9.4%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2018年8月から2023年7月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

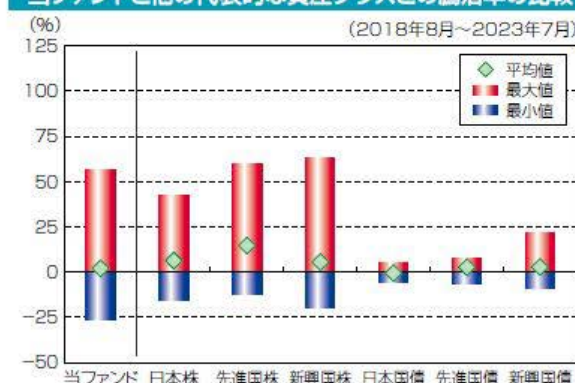
当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
 ※分配金再投資基準価額は、2018年8月末の基準価額を起点として指数化しています。
 ※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

毎月分配型(南アフリカランドコース)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	1.9%	6.3%	14.6%	5.5%	-0.5%	2.8%	2.7%
最大値	56.3%	42.1%	59.8%	62.7%	5.4%	7.9%	21.5%
最小値	-26.1%	-16.0%	-12.4%	-19.4%	-5.5%	-6.1%	-9.4%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2018年8月から2023年7月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

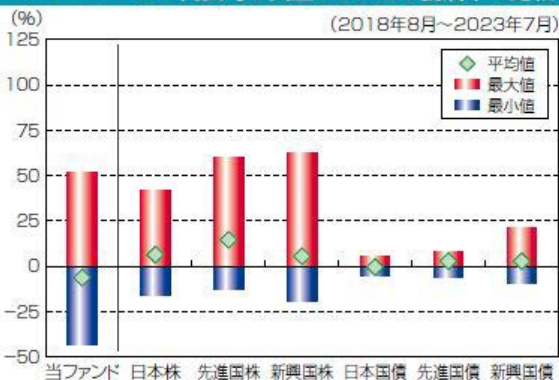
当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
 ※分配金再投資基準価額は、2018年8月末の基準価額を起点として指数化しています。
 ※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

毎月分配型(トルコリラコース)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	-6.4%	6.3%	14.6%	5.5%	-0.5%	2.8%	2.7%
最大値	51.9%	42.1%	59.8%	62.7%	5.4%	7.9%	21.5%
最小値	-43.6%	-16.0%	-12.4%	-19.4%	-5.5%	-6.1%	-9.4%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2018年8月から2023年7月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株……TOPIX(東証株価指数)配当込み

先進国株……MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

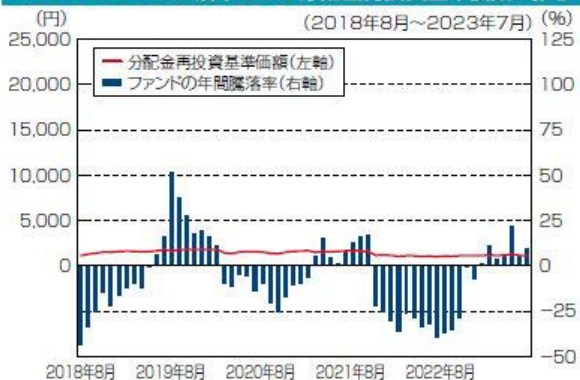
日本国債……NOMURA-BPI国債

先進国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバル・リターン・インデックス(円ヘッジなし、円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2018年8月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

TOPIX（東証株価指数）配当込み

当指数は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は株式会社 J P X 総研または株式会社 J P X 総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）

当指数は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

当指数は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

NOMURA-BPI 国債

当指数は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（以下「NFRC」）が公表している指数で、その知的財産権は NFRC に帰属します。なお、NFRC は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる日興アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

当指数は、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。当指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。

JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド（円ヘッジなし、円ベース）

当指数は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）につきましては、販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜3%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
- ・販売会社によっては、償還乗換、乗換優遇の適用を受けることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

(2) 【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額
ありません。

(3) 【信託報酬等】

- ① 信託報酬
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年 1.76%（税抜 1.6%）の率を乗じて得た額とします。
- ② 信託報酬の配分
信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

販売会社毎の各ファンド毎の 純資産総額	信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
100 億円以下の部分	1.60%	0.87%	0.70%	0.03%
100 億円超 300 億円以下の部分		0.82%	0.75%	
300 億円超 1,000 億円以下の部分		0.77%	0.80%	
1,000 億円超の部分		0.72%	0.85%	

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

※投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける信託報酬の中から支払います。

- ③ 支払時期
信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4) 【その他の手数料等】

以下の諸費用およびそれに付随する消費税等相当額について、委託会社は、その支払いをファンドのために行ない、ファンドの日々の純資産総額に対して年率 0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限として、支

払金額の支弁を信託財産から受けることができます。(以下「実費方式」といいます。) また、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、見積額に基づいて見積率を算出し、かかる見積率を信託財産の純資産総額に乗じて得た額をかかるとする諸費用の合計額とみなして、信託財産から支弁を受けることができます。(以下「見積方式」といいます。) ただし、委託会社は、信託財産の規模などを考慮して、信託の設定時または期中に、かかる諸費用の見積率を見直し、年率 0.1%を上限として、これを変更することができます。委託会社は、実費方式または見積方式のいずれを用いるかについて、信託期間を通じて随時、見直すことができます。これら諸費用は、委託会社が定めた時期に、信託財産から支払います。

- ① 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用。
- ② 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用。
- ③ 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
- ④ 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
- ⑤ 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
- ⑥ ファンドの受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用。
- ⑦ 格付の取得に要する費用。
- ⑧ ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用。

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

- ① 組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

<投資対象とする投資信託証券に係る費用>

- 「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ ブラジルリアルクラス」
- 「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ 南アフリカランドクラス」
- 「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ トルコリラクラス」
- ・有価証券売買時の売買委託手数料
- ・先物・オプション取引に要する費用 など

- 「マネー・オープン・マザーファンド」
- ・組入る有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・信託財産に関する租税 など

※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。

*売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度（NISA）の適用対象です。

※2024 年 1 月 1 日以降、公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA の適用対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニア NISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※2024 年 1 月 1 日以降、NISA をご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となり、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1 口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

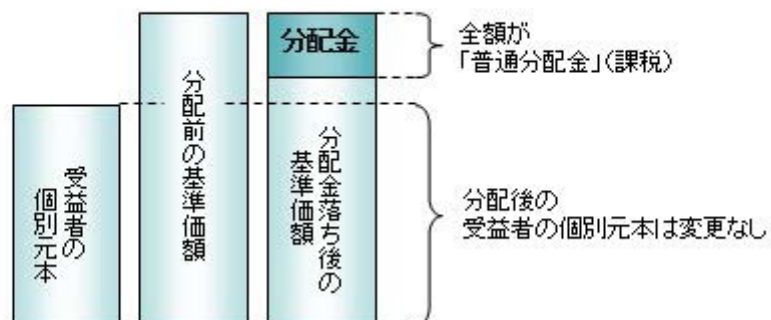
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の 1 口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の 1 口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

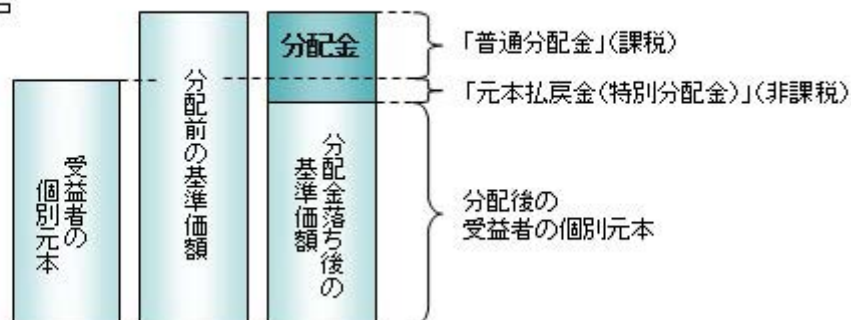
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は 2023 年 10 月 16 日現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）】

以下の運用状況は 2023 年 7 月 31 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	バミューダ	2,198,794,013	98.52
親投資信託受益証券	日本	2,161,146	0.10
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	30,964,832	1.39
合計（純資産総額）		2,231,919,991	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
バミューダ	投資信託受益証券	PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ ブラジルリアルクラス	540,377	3,928	2,122,600,856	4,069	2,198,794,013	98.52
日本	親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	2,128,579	1.0154	2,161,359	1.0153	2,161,146	0.10

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.52
親投資信託受益証券	0.10
合 計	98.61

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第10 特定期間末 (2014 年 1 月 15 日)	23,916	24,435	0.7373	0.7533
第11 特定期間末 (2014 年 7 月 15 日)	21,449	21,905	0.7523	0.7683
第12 特定期間末 (2015 年 1 月 15 日)	19,738	20,237	0.6329	0.6489
第13 特定期間末 (2015 年 7 月 15 日)	18,386	18,772	0.5242	0.5352
第14 特定期間末 (2016 年 1 月 15 日)	10,744	10,932	0.3434	0.3494
第15 特定期間末 (2016 年 7 月 15 日)	10,586	10,663	0.4163	0.4193
第16 特定期間末 (2017 年 1 月 16 日)	10,131	10,196	0.4669	0.4699
第17 特定期間末 (2017 年 7 月 18 日)	8,992	9,047	0.4876	0.4906
第18 特定期間末 (2018 年 1 月 15 日)	7,797	7,845	0.4888	0.4918
第19 特定期間末 (2018 年 7 月 17 日)	5,543	5,585	0.3892	0.3922
第20 特定期間末 (2019 年 1 月 15 日)	5,035	5,075	0.3783	0.3813
第21 特定期間末 (2019 年 7 月 16 日)	5,177	5,217	0.3919	0.3949
第22 特定期間末 (2020 年 1 月 15 日)	4,724	4,763	0.3591	0.3621
第23 特定期間末 (2020 年 7 月 15 日)	2,874	2,910	0.2407	0.2437
第24 特定期間末 (2021 年 1 月 15 日)	2,652	2,669	0.2408	0.2423
第25 特定期間末 (2021 年 7 月 15 日)	2,700	2,715	0.2575	0.2590
第26 特定期間末 (2022 年 1 月 17 日)	2,202	2,217	0.2305	0.2320
第27 特定期間末 (2022 年 7 月 15 日)	2,156	2,170	0.2382	0.2397
第28 特定期間末 (2023 年 1 月 16 日)	2,157	2,170	0.2541	0.2556
第29 特定期間末 (2023 年 7 月 18 日)	2,190	2,201	0.2966	0.2981
2022 年 7 月末日	2,269	—	0.2503	—
8 月末日	2,408	—	0.2687	—
9 月末日	2,178	—	0.2474	—
10 月末日	2,260	—	0.2549	—
11 月末日	2,233	—	0.2559	—
12 月末日	2,130	—	0.2510	—
2023 年 1 月末日	2,193	—	0.2613	—
2 月末日	2,181	—	0.2615	—
3 月末日	2,154	—	0.2590	—
4 月末日	2,217	—	0.2681	—
5 月末日	2,129	—	0.2756	—
6 月末日	2,304	—	0.3025	—

7 月末日	2, 231	—	0. 3069	—
-------	--------	---	---------	---

(注) 分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	期間	1 口当たりの分配金 (円)
第 10 特定期間	2013 年 7 月 17 日～2014 年 1 月 15 日	0. 0960
第 11 特定期間	2014 年 1 月 16 日～2014 年 7 月 15 日	0. 0960
第 12 特定期間	2014 年 7 月 16 日～2015 年 1 月 15 日	0. 0960
第 13 特定期間	2015 年 1 月 16 日～2015 年 7 月 15 日	0. 0760
第 14 特定期間	2015 年 7 月 16 日～2016 年 1 月 15 日	0. 0460
第 15 特定期間	2016 年 1 月 16 日～2016 年 7 月 15 日	0. 0270
第 16 特定期間	2016 年 7 月 16 日～2017 年 1 月 16 日	0. 0180
第 17 特定期間	2017 年 1 月 17 日～2017 年 7 月 18 日	0. 0180
第 18 特定期間	2017 年 7 月 19 日～2018 年 1 月 15 日	0. 0180
第 19 特定期間	2018 年 1 月 16 日～2018 年 7 月 17 日	0. 0180
第 20 特定期間	2018 年 7 月 18 日～2019 年 1 月 15 日	0. 0180
第 21 特定期間	2019 年 1 月 16 日～2019 年 7 月 16 日	0. 0180
第 22 特定期間	2019 年 7 月 17 日～2020 年 1 月 15 日	0. 0180
第 23 特定期間	2020 年 1 月 16 日～2020 年 7 月 15 日	0. 0180
第 24 特定期間	2020 年 7 月 16 日～2021 年 1 月 15 日	0. 0165
第 25 特定期間	2021 年 1 月 16 日～2021 年 7 月 15 日	0. 0090
第 26 特定期間	2021 年 7 月 16 日～2022 年 1 月 17 日	0. 0090
第 27 特定期間	2022 年 1 月 18 日～2022 年 7 月 15 日	0. 0090
第 28 特定期間	2022 年 7 月 16 日～2023 年 1 月 16 日	0. 0090
第 29 特定期間	2023 年 1 月 17 日～2023 年 7 月 18 日	0. 0090

③【収益率の推移】

期	期間	収益率 (%)
第 10 特定期間	2013 年 7 月 17 日～2014 年 1 月 15 日	3. 70
第 11 特定期間	2014 年 1 月 16 日～2014 年 7 月 15 日	15. 05
第 12 特定期間	2014 年 7 月 16 日～2015 年 1 月 15 日	△3. 11
第 13 特定期間	2015 年 1 月 16 日～2015 年 7 月 15 日	△5. 17
第 14 特定期間	2015 年 7 月 16 日～2016 年 1 月 15 日	△25. 72
第 15 特定期間	2016 年 1 月 16 日～2016 年 7 月 15 日	29. 09
第 16 特定期間	2016 年 7 月 16 日～2017 年 1 月 16 日	16. 48
第 17 特定期間	2017 年 1 月 17 日～2017 年 7 月 18 日	8. 29
第 18 特定期間	2017 年 7 月 19 日～2018 年 1 月 15 日	3. 94
第 19 特定期間	2018 年 1 月 16 日～2018 年 7 月 17 日	△16. 69
第 20 特定期間	2018 年 7 月 18 日～2019 年 1 月 15 日	1. 82
第 21 特定期間	2019 年 1 月 16 日～2019 年 7 月 16 日	8. 35

第 22 特定期間	2019 年 7 月 17 日～2020 年 1 月 15 日	△3. 78
第 23 特定期間	2020 年 1 月 16 日～2020 年 7 月 15 日	△27. 96
第 24 特定期間	2020 年 7 月 16 日～2021 年 1 月 15 日	6. 90
第 25 特定期間	2021 年 1 月 16 日～2021 年 7 月 15 日	10. 67
第 26 特定期間	2021 年 7 月 16 日～2022 年 1 月 17 日	△6. 99
第 27 特定期間	2022 年 1 月 18 日～2022 年 7 月 15 日	7. 25
第 28 特定期間	2022 年 7 月 16 日～2023 年 1 月 16 日	10. 45
第 29 特定期間	2023 年 1 月 17 日～2023 年 7 月 18 日	20. 27

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第 10 特定期間	2013 年 7 月 17 日～2014 年 1 月 15 日	6, 103, 694, 507	6, 898, 379, 460
第 11 特定期間	2014 年 1 月 16 日～2014 年 7 月 15 日	5, 384, 559, 838	9, 309, 561, 565
第 12 特定期間	2014 年 7 月 16 日～2015 年 1 月 15 日	7, 940, 678, 092	5, 264, 952, 473
第 13 特定期間	2015 年 1 月 16 日～2015 年 7 月 15 日	9, 966, 221, 496	6, 079, 020, 993
第 14 特定期間	2015 年 7 月 16 日～2016 年 1 月 15 日	5, 027, 469, 982	8, 809, 152, 083
第 15 特定期間	2016 年 1 月 16 日～2016 年 7 月 15 日	2, 122, 683, 599	7, 985, 231, 468
第 16 特定期間	2016 年 7 月 16 日～2017 年 1 月 16 日	2, 589, 155, 520	6, 317, 631, 765
第 17 特定期間	2017 年 1 月 17 日～2017 年 7 月 18 日	2, 038, 682, 680	5, 297, 801, 462
第 18 特定期間	2017 年 7 月 19 日～2018 年 1 月 15 日	1, 221, 128, 617	3, 710, 057, 835
第 19 特定期間	2018 年 1 月 16 日～2018 年 7 月 17 日	510, 868, 912	2, 220, 593, 350
第 20 特定期間	2018 年 7 月 18 日～2019 年 1 月 15 日	744, 713, 160	1, 677, 504, 194
第 21 特定期間	2019 年 1 月 16 日～2019 年 7 月 16 日	1, 008, 284, 016	1, 106, 612, 377
第 22 特定期間	2019 年 7 月 17 日～2020 年 1 月 15 日	1, 204, 875, 939	1, 262, 197, 911
第 23 特定期間	2020 年 1 月 16 日～2020 年 7 月 15 日	665, 090, 117	1, 880, 160, 791
第 24 特定期間	2020 年 7 月 16 日～2021 年 1 月 15 日	671, 168, 802	1, 595, 689, 527
第 25 特定期間	2021 年 1 月 16 日～2021 年 7 月 15 日	352, 988, 433	882, 313, 606
第 26 特定期間	2021 年 7 月 16 日～2022 年 1 月 17 日	451, 878, 454	1, 380, 268, 265
第 27 特定期間	2022 年 1 月 18 日～2022 年 7 月 15 日	1, 280, 671, 944	1, 783, 324, 380
第 28 特定期間	2022 年 7 月 16 日～2023 年 1 月 16 日	374, 518, 246	940, 483, 913
第 29 特定期間	2023 年 1 月 17 日～2023 年 7 月 18 日	756, 753, 176	1, 861, 840, 815

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）】

以下の運用状況は 2023 年 7 月 31 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	バミューダ	433,428,732	98.54
親投資信託受益証券	日本	413,263	0.09
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	6,027,820	1.37
合計（純資産総額）		439,869,815	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
バミューダ	投資信託受益証券	PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ 南アフリカランドクラス	141,228	2,959	417,893,652	3,069	433,428,732	98.54
日本	親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	407,036	1.0154	413,304	1.0153	413,263	0.09

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.54
親投資信託受益証券	0.09
合 計	98.63

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第10 特定期間末 (2014 年 1 月 15 日)	2,466	2,524	0.6303	0.6453
第11 特定期間末 (2014 年 7 月 15 日)	3,178	3,259	0.5893	0.6043
第12 特定期間末 (2015 年 1 月 15 日)	4,812	4,949	0.5233	0.5383
第13 特定期間末 (2015 年 7 月 15 日)	4,599	4,698	0.4676	0.4776
第14 特定期間末 (2016 年 1 月 15 日)	2,063	2,106	0.2838	0.2898
第15 特定期間末 (2016 年 7 月 15 日)	1,868	1,886	0.3120	0.3150
第16 特定期間末 (2017 年 1 月 16 日)	1,874	1,890	0.3556	0.3586
第17 特定期間末 (2017 年 7 月 18 日)	1,662	1,675	0.3742	0.3772
第18 特定期間末 (2018 年 1 月 15 日)	1,515	1,527	0.3895	0.3925
第19 特定期間末 (2018 年 7 月 17 日)	1,188	1,198	0.3504	0.3534
第20 特定期間末 (2019 年 1 月 15 日)	1,029	1,039	0.3138	0.3168
第21 特定期間末 (2019 年 7 月 16 日)	960	969	0.3240	0.3270
第22 特定期間末 (2020 年 1 月 15 日)	933	942	0.3171	0.3201
第23 特定期間末 (2020 年 7 月 15 日)	669	677	0.2400	0.2430
第24 特定期間末 (2021 年 1 月 15 日)	679	683	0.2605	0.2620
第25 特定期間末 (2021 年 7 月 15 日)	675	678	0.2869	0.2884
第26 特定期間末 (2022 年 1 月 17 日)	557	561	0.2653	0.2668
第27 特定期間末 (2022 年 7 月 15 日)	453	456	0.2340	0.2355
第28 特定期間末 (2023 年 1 月 16 日)	438	441	0.2330	0.2345
第29 特定期間末 (2023 年 7 月 18 日)	427	429	0.2347	0.2362
2022 年 7 月末日	475	—	0.2444	—
8 月末日	483	—	0.2479	—
9 月末日	445	—	0.2280	—
10 月末日	440	—	0.2298	—
11 月末日	464	—	0.2427	—
12 月末日	445	—	0.2366	—
2023 年 1 月末日	435	—	0.2318	—
2 月末日	417	—	0.2225	—
3 月末日	417	—	0.2230	—
4 月末日	406	—	0.2197	—
5 月末日	388	—	0.2107	—
6 月末日	423	—	0.2323	—

7 月末日	439	—	0.2431	—
-------	-----	---	--------	---

(注) 分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	期間	1 口当たりの分配金 (円)
第 10 特定期間	2013 年 7 月 17 日～2014 年 1 月 15 日	0.0900
第 11 特定期間	2014 年 1 月 16 日～2014 年 7 月 15 日	0.0900
第 12 特定期間	2014 年 7 月 16 日～2015 年 1 月 15 日	0.0900
第 13 特定期間	2015 年 1 月 16 日～2015 年 7 月 15 日	0.0700
第 14 特定期間	2015 年 7 月 16 日～2016 年 1 月 15 日	0.0440
第 15 特定期間	2016 年 1 月 16 日～2016 年 7 月 15 日	0.0270
第 16 特定期間	2016 年 7 月 16 日～2017 年 1 月 16 日	0.0180
第 17 特定期間	2017 年 1 月 17 日～2017 年 7 月 18 日	0.0180
第 18 特定期間	2017 年 7 月 19 日～2018 年 1 月 15 日	0.0180
第 19 特定期間	2018 年 1 月 16 日～2018 年 7 月 17 日	0.0180
第 20 特定期間	2018 年 7 月 18 日～2019 年 1 月 15 日	0.0180
第 21 特定期間	2019 年 1 月 16 日～2019 年 7 月 16 日	0.0180
第 22 特定期間	2019 年 7 月 17 日～2020 年 1 月 15 日	0.0180
第 23 特定期間	2020 年 1 月 16 日～2020 年 7 月 15 日	0.0180
第 24 特定期間	2020 年 7 月 16 日～2021 年 1 月 15 日	0.0165
第 25 特定期間	2021 年 1 月 16 日～2021 年 7 月 15 日	0.0090
第 26 特定期間	2021 年 7 月 16 日～2022 年 1 月 17 日	0.0090
第 27 特定期間	2022 年 1 月 18 日～2022 年 7 月 15 日	0.0090
第 28 特定期間	2022 年 7 月 16 日～2023 年 1 月 16 日	0.0090
第 29 特定期間	2023 年 1 月 17 日～2023 年 7 月 18 日	0.0090

③【収益率の推移】

期	期間	収益率 (%)
第 10 特定期間	2013 年 7 月 17 日～2014 年 1 月 15 日	△1.25
第 11 特定期間	2014 年 1 月 16 日～2014 年 7 月 15 日	7.77
第 12 特定期間	2014 年 7 月 16 日～2015 年 1 月 15 日	4.07
第 13 特定期間	2015 年 1 月 16 日～2015 年 7 月 15 日	2.73
第 14 特定期間	2015 年 7 月 16 日～2016 年 1 月 15 日	△29.90
第 15 特定期間	2016 年 1 月 16 日～2016 年 7 月 15 日	19.45
第 16 特定期間	2016 年 7 月 16 日～2017 年 1 月 16 日	19.74
第 17 特定期間	2017 年 1 月 17 日～2017 年 7 月 18 日	10.29
第 18 特定期間	2017 年 7 月 19 日～2018 年 1 月 15 日	8.90
第 19 特定期間	2018 年 1 月 16 日～2018 年 7 月 17 日	△5.42
第 20 特定期間	2018 年 7 月 18 日～2019 年 1 月 15 日	△5.31
第 21 特定期間	2019 年 1 月 16 日～2019 年 7 月 16 日	8.99

第 22 特定期間	2019 年 7 月 17 日～2020 年 1 月 15 日	3. 43
第 23 特定期間	2020 年 1 月 16 日～2020 年 7 月 15 日	△18. 64
第 24 特定期間	2020 年 7 月 16 日～2021 年 1 月 15 日	15. 42
第 25 特定期間	2021 年 1 月 16 日～2021 年 7 月 15 日	13. 59
第 26 特定期間	2021 年 7 月 16 日～2022 年 1 月 17 日	△4. 39
第 27 特定期間	2022 年 1 月 18 日～2022 年 7 月 15 日	△8. 41
第 28 特定期間	2022 年 7 月 16 日～2023 年 1 月 16 日	3. 42
第 29 特定期間	2023 年 1 月 17 日～2023 年 7 月 18 日	4. 59

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第 10 特定期間	2013 年 7 月 17 日～2014 年 1 月 15 日	1, 398, 879, 568	462, 297, 733
第 11 特定期間	2014 年 1 月 16 日～2014 年 7 月 15 日	2, 273, 816, 976	792, 098, 801
第 12 特定期間	2014 年 7 月 16 日～2015 年 1 月 15 日	4, 969, 689, 862	1, 168, 174, 154
第 13 特定期間	2015 年 1 月 16 日～2015 年 7 月 15 日	3, 032, 037, 905	2, 389, 438, 120
第 14 特定期間	2015 年 7 月 16 日～2016 年 1 月 15 日	989, 714, 433	3, 559, 022, 766
第 15 特定期間	2016 年 1 月 16 日～2016 年 7 月 15 日	443, 063, 590	1, 722, 104, 627
第 16 特定期間	2016 年 7 月 16 日～2017 年 1 月 16 日	417, 532, 183	1, 136, 360, 038
第 17 特定期間	2017 年 1 月 17 日～2017 年 7 月 18 日	465, 967, 867	1, 294, 617, 442
第 18 特定期間	2017 年 7 月 19 日～2018 年 1 月 15 日	270, 796, 869	822, 247, 494
第 19 特定期間	2018 年 1 月 16 日～2018 年 7 月 17 日	218, 866, 534	716, 999, 011
第 20 特定期間	2018 年 7 月 18 日～2019 年 1 月 15 日	211, 408, 530	322, 616, 137
第 21 特定期間	2019 年 1 月 16 日～2019 年 7 月 16 日	390, 440, 723	707, 765, 962
第 22 特定期間	2019 年 7 月 17 日～2020 年 1 月 15 日	408, 350, 370	427, 739, 754
第 23 特定期間	2020 年 1 月 16 日～2020 年 7 月 15 日	221, 293, 813	376, 785, 633
第 24 特定期間	2020 年 7 月 16 日～2021 年 1 月 15 日	274, 037, 303	456, 823, 553
第 25 特定期間	2021 年 1 月 16 日～2021 年 7 月 15 日	118, 826, 195	372, 160, 653
第 26 特定期間	2021 年 7 月 16 日～2022 年 1 月 17 日	128, 008, 819	378, 003, 919
第 27 特定期間	2022 年 1 月 18 日～2022 年 7 月 15 日	47, 290, 177	212, 102, 187
第 28 特定期間	2022 年 7 月 16 日～2023 年 1 月 16 日	52, 083, 042	107, 403, 155
第 29 特定期間	2023 年 1 月 17 日～2023 年 7 月 18 日	58, 094, 289	120, 632, 930

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）】

以下の運用状況は 2023 年 7 月 31 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	バミューダ	9,826,119,496	99.11
親投資信託受益証券	日本	10,024,042	0.10
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	78,232,902	0.79
合計（純資産総額）		9,914,376,440	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
バミューダ	投資信託受益証券	PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ トルコリラクラス	9,558,482	1,030	9,845,236,460	1,028	9,826,119,496	99.11
日本	親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	9,872,986	1.0154	10,025,029	1.0153	10,024,042	0.10

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.11
親投資信託受益証券	0.10
合 計	99.21

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第10 特定期間末 (2014 年 1 月 15 日)	328,689	338,839	0.4857	0.5007
第11 特定期間末 (2014 年 7 月 15 日)	343,404	352,298	0.4633	0.4753
第12 特定期間末 (2015 年 1 月 15 日)	328,321	337,914	0.4107	0.4227
第13 特定期間末 (2015 年 7 月 15 日)	248,120	253,884	0.3444	0.3524
第14 特定期間末 (2016 年 1 月 15 日)	133,428	136,147	0.2454	0.2504
第15 特定期間末 (2016 年 7 月 15 日)	95,177	96,133	0.2489	0.2514
第16 特定期間末 (2017 年 1 月 16 日)	61,267	62,014	0.2050	0.2075
第17 特定期間末 (2017 年 7 月 18 日)	59,983	60,667	0.2191	0.2216
第18 特定期間末 (2018 年 1 月 15 日)	61,916	62,663	0.2074	0.2099
第19 特定期間末 (2018 年 7 月 17 日)	42,000	42,405	0.1556	0.1571
第20 特定期間末 (2019 年 1 月 15 日)	34,168	34,290	0.1398	0.1403
第21 特定期間末 (2019 年 7 月 16 日)	35,512	35,622	0.1604	0.1609
第22 特定期間末 (2020 年 1 月 15 日)	34,275	34,375	0.1713	0.1718
第23 特定期間末 (2020 年 7 月 15 日)	25,569	25,659	0.1418	0.1423
第24 特定期間末 (2021 年 1 月 15 日)	22,973	23,054	0.1430	0.1435
第25 特定期間末 (2021 年 7 月 15 日)	20,971	21,046	0.1400	0.1405
第26 特定期間末 (2022 年 1 月 17 日)	12,675	12,743	0.0940	0.0945
第27 特定期間末 (2022 年 7 月 15 日)	10,597	10,661	0.0826	0.0831
第28 特定期間末 (2023 年 1 月 16 日)	10,807	10,868	0.0883	0.0888
第29 特定期間末 (2023 年 7 月 18 日)	9,945	10,004	0.0842	0.0847
2022 年 7 月末日	10,510	—	0.0821	—
8 月末日	11,167	—	0.0879	—
9 月末日	10,842	—	0.0857	—
10 月末日	11,313	—	0.0901	—
11 月末日	11,416	—	0.0918	—
12 月末日	10,951	—	0.0893	—
2023 年 1 月末日	11,106	—	0.0910	—
2 月末日	11,357	—	0.0935	—
3 月末日	10,842	—	0.0897	—
4 月末日	11,129	—	0.0924	—
5 月末日	11,629	—	0.0974	—
6 月末日	10,347	—	0.0874	—

7 月末日	9,914	—	0.0840	—
-------	-------	---	--------	---

(注) 分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	期間	1 口当たりの分配金 (円)
第 10 特定期間	2013 年 7 月 17 日～2014 年 1 月 15 日	0.0900
第 11 特定期間	2014 年 1 月 16 日～2014 年 7 月 15 日	0.0780
第 12 特定期間	2014 年 7 月 16 日～2015 年 1 月 15 日	0.0720
第 13 特定期間	2015 年 1 月 16 日～2015 年 7 月 15 日	0.0560
第 14 特定期間	2015 年 7 月 16 日～2016 年 1 月 15 日	0.0360
第 15 特定期間	2016 年 1 月 16 日～2016 年 7 月 15 日	0.0225
第 16 特定期間	2016 年 7 月 16 日～2017 年 1 月 16 日	0.0150
第 17 特定期間	2017 年 1 月 17 日～2017 年 7 月 18 日	0.0150
第 18 特定期間	2017 年 7 月 19 日～2018 年 1 月 15 日	0.0150
第 19 特定期間	2018 年 1 月 16 日～2018 年 7 月 17 日	0.0120
第 20 特定期間	2018 年 7 月 18 日～2019 年 1 月 15 日	0.0050
第 21 特定期間	2019 年 1 月 16 日～2019 年 7 月 16 日	0.0030
第 22 特定期間	2019 年 7 月 17 日～2020 年 1 月 15 日	0.0030
第 23 特定期間	2020 年 1 月 16 日～2020 年 7 月 15 日	0.0030
第 24 特定期間	2020 年 7 月 16 日～2021 年 1 月 15 日	0.0030
第 25 特定期間	2021 年 1 月 16 日～2021 年 7 月 15 日	0.0030
第 26 特定期間	2021 年 7 月 16 日～2022 年 1 月 17 日	0.0030
第 27 特定期間	2022 年 1 月 18 日～2022 年 7 月 15 日	0.0030
第 28 特定期間	2022 年 7 月 16 日～2023 年 1 月 16 日	0.0030
第 29 特定期間	2023 年 1 月 17 日～2023 年 7 月 18 日	0.0030

③【収益率の推移】

期	期間	収益率 (%)
第 10 特定期間	2013 年 7 月 17 日～2014 年 1 月 15 日	△3.34
第 11 特定期間	2014 年 1 月 16 日～2014 年 7 月 15 日	11.45
第 12 特定期間	2014 年 7 月 16 日～2015 年 1 月 15 日	4.19
第 13 特定期間	2015 年 1 月 16 日～2015 年 7 月 15 日	△2.51
第 14 特定期間	2015 年 7 月 16 日～2016 年 1 月 15 日	△18.29
第 15 特定期間	2016 年 1 月 16 日～2016 年 7 月 15 日	10.59
第 16 特定期間	2016 年 7 月 16 日～2017 年 1 月 16 日	△11.61
第 17 特定期間	2017 年 1 月 17 日～2017 年 7 月 18 日	14.20
第 18 特定期間	2017 年 7 月 19 日～2018 年 1 月 15 日	1.51
第 19 特定期間	2018 年 1 月 16 日～2018 年 7 月 17 日	△19.19
第 20 特定期間	2018 年 7 月 18 日～2019 年 1 月 15 日	△6.94
第 21 特定期間	2019 年 1 月 16 日～2019 年 7 月 16 日	16.88

第 22 特定期間	2019 年 7 月 17 日～2020 年 1 月 15 日	8.67
第 23 特定期間	2020 年 1 月 16 日～2020 年 7 月 15 日	△15.47
第 24 特定期間	2020 年 7 月 16 日～2021 年 1 月 15 日	2.96
第 25 特定期間	2021 年 1 月 16 日～2021 年 7 月 15 日	0.00
第 26 特定期間	2021 年 7 月 16 日～2022 年 1 月 17 日	△30.71
第 27 特定期間	2022 年 1 月 18 日～2022 年 7 月 15 日	△8.94
第 28 特定期間	2022 年 7 月 16 日～2023 年 1 月 16 日	10.53
第 29 特定期間	2023 年 1 月 17 日～2023 年 7 月 18 日	△1.25

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第 10 特定期間	2013 年 7 月 17 日～2014 年 1 月 15 日	215,447,629,332	89,282,548,767
第 11 特定期間	2014 年 1 月 16 日～2014 年 7 月 15 日	211,451,338,079	146,982,061,268
第 12 特定期間	2014 年 7 月 16 日～2015 年 1 月 15 日	201,166,629,841	142,928,485,499
第 13 特定期間	2015 年 1 月 16 日～2015 年 7 月 15 日	112,481,417,222	191,485,650,246
第 14 特定期間	2015 年 7 月 16 日～2016 年 1 月 15 日	26,220,594,002	202,882,589,356
第 15 特定期間	2016 年 1 月 16 日～2016 年 7 月 15 日	11,054,830,444	172,421,491,402
第 16 特定期間	2016 年 7 月 16 日～2017 年 1 月 16 日	5,635,112,183	89,181,466,271
第 17 特定期間	2017 年 1 月 17 日～2017 年 7 月 18 日	18,929,571,411	43,964,886,151
第 18 特定期間	2017 年 7 月 19 日～2018 年 1 月 15 日	56,491,531,462	31,728,038,279
第 19 特定期間	2018 年 1 月 16 日～2018 年 7 月 17 日	13,700,167,005	42,263,247,559
第 20 特定期間	2018 年 7 月 18 日～2019 年 1 月 15 日	12,628,307,733	38,186,135,636
第 21 特定期間	2019 年 1 月 16 日～2019 年 7 月 16 日	9,747,761,622	32,835,779,866
第 22 特定期間	2019 年 7 月 17 日～2020 年 1 月 15 日	9,685,352,102	30,891,083,242
第 23 特定期間	2020 年 1 月 16 日～2020 年 7 月 15 日	2,021,956,055	21,857,170,877
第 24 特定期間	2020 年 7 月 16 日～2021 年 1 月 15 日	2,046,412,893	21,709,417,517
第 25 特定期間	2021 年 1 月 16 日～2021 年 7 月 15 日	2,202,112,460	13,012,852,367
第 26 特定期間	2021 年 7 月 16 日～2022 年 1 月 17 日	2,195,870,878	17,157,065,784
第 27 特定期間	2022 年 1 月 18 日～2022 年 7 月 15 日	2,224,628,849	8,827,785,072
第 28 特定期間	2022 年 7 月 16 日～2023 年 1 月 16 日	1,879,495,470	7,788,933,154
第 29 特定期間	2023 年 1 月 17 日～2023 年 7 月 18 日	1,991,943,920	6,206,765,193

(参考)

マネー・オープン・マザーファンド

以下の運用状況は 2023 年 7 月 31 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	311,710,639	100.00
合計（純資産総額）		311,710,639	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

該当事項はありません。

ロ. 種類別の投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

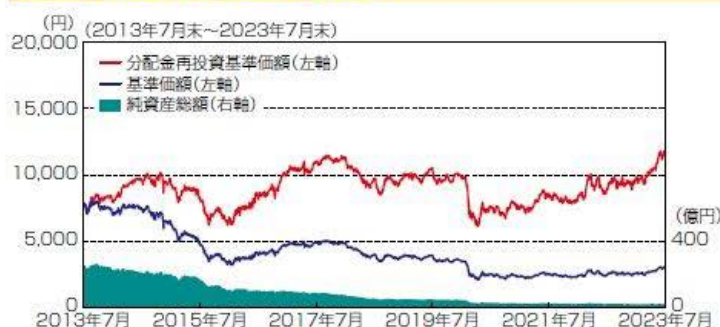
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

運用実績(毎月分配型(ブラジルリアルコース)) 2023年7月31日現在

基準価額・純資産の推移



基準価額…………… 3,069円

純資産総額…………… 22.31億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2013年7月末の基準価額を起点として指数化しています。
※分配金再投資基準価額は当ファンドに過去10年間で分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものである点にご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2023年3月	2023年4月	2023年5月	2023年6月	2023年7月	直近1年間累計	設定来累計
15円	15円	15円	15円	15円	180円	13,625円

主要な資産の状況

<資産別構成比率>

PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ ブラジルリアルクラス	98.5%
マネー・オープン・マザーファンド	0.1%
現金その他	1.4%

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ ブラジルリアルクラス」の状況

<債券ポートフォリオの概況>

債券比率	77%
現金その他	23%
組入銘柄数	511
平均デュレーション	6.48年
平均最終利回り	8.20%
平均格付	BBB-

<国別投資比率(上位10カ国)>

国	比率
1 サウジアラビア	5.5%
2 南アフリカ	4.1%
3 ドミニカ	4.0%
4 メキシコ	3.8%
5 ベルギー	3.3%
6 ブラジル	3.0%
7 チリ	2.9%
8 ナイジェリア	2.8%
9 コロンビア	2.6%
10 トルコ	2.6%

<通貨別構成比率>

通貨	比率
1 ブラジルリアル	100%
2 その他	0%

※債券比率には債券とその他金融商品が含まれます。

※「国別投資比率」「通貨別構成比率」は、純資産総額に対する比率です。

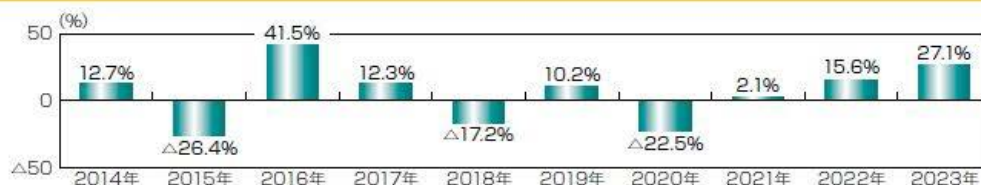
※格付は、S&P社、ムーディーズ社のものを原則としており、格付会社により格付が異なる場合は、高い方を採用しております。

※平均格付とは、データ基準日時点で当外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、当外国投資信託に係る信用格付ではありません。

※「国別投資比率」は実質的に属する国に分類しています。

※上記は、PIMCOより提供された情報です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※当ファンドには、ベンチマークはありません。

※2023年は、2023年7月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

基準価額・純資産の推移



基準価額……………2,431円

純資産総額……………4.39億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
 ※分配金再投資基準価額は、2013年7月末の基準価額を起点として指数化しています。
 ※分配金再投資基準価額は当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものである点にご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2023年3月	2023年4月	2023年5月	2023年6月	2023年7月	直近1年間累計	設定来累計
15円	15円	15円	15円	15円	180円	12,885円

主要な資産の状況

<資産別構成比率>

PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ 南アフリカランドクラス	98.5%
マネー・オープン・マザーファンド	0.1%
現金その他	1.4%

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ 南アフリカランドクラス」の状況

<債券ポートフォリオの概況>

債券比率	77%
現金その他	23%
組入銘柄数	511
平均デュレーション	6.48年
平均最終利回り	8.20%
平均格付	BBB-

<国別投資比率(上位10ヵ国)>

	国	比率
1	サウジアラビア	5.5%
2	南アフリカ	4.1%
3	ドミニカ	4.0%
4	メキシコ	3.8%
5	ペルー	3.3%
6	ブラジル	3.0%
7	チリ	2.9%
8	ナイジェリア	2.8%
9	コロンビア	2.6%
10	トルコ	2.6%

<通貨別構成比率>

	通貨	比率
1	南アフリカランド	99%
2	その他	1%

※債券比率には債券とその他金融商品が含まれます。

※「国別投資比率」「通貨別構成比率」は、純資産総額に対する比率です。

※格付は、S&P社、ムーディーズ社のものを原則としており、格付会社により格付が異なる場合は、高い方を採用しております。

※平均格付とは、データ基準日時点で当外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、当外国投資信託に係る信用格付ではありません。

※「国別投資比率」は実質的に属する国に分類しています。

※上記は、PIMCOより提供された情報です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※当ファンドには、ベンチマークはありません。

※2023年は、2023年7月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

基準価額・純資産の推移



基準価額..... 840円

純資産総額..... 99.14億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2013年7月末の基準価額を起点として指数化しています。
※分配金再投資基準価額は当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものである点にご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2023年3月	2023年4月	2023年5月	2023年6月	2023年7月	直近1年間累計	設定来累計
5円	5円	5円	5円	5円	60円	11,315円

主要な資産の状況

<資産別構成比率>

PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡトルコリラクラス	99.1%
マネー・オープン・マザーファンド	0.1%
現金その他	0.8%

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡトルコリラクラス」の状況

<債券ポートフォリオの概況>

債券比率	77%
現金その他	23%
組入銘柄数	511
平均デュレーション	6.48年
平均最終利回り	8.20%
平均格付	BBB-

<国別投資比率(上位10ヵ国)>

	国	比率
1	サウジアラビア	5.5%
2	南アフリカ	4.1%
3	ドミニカ	4.0%
4	メキシコ	3.8%
5	ペルー	3.3%
6	ブラジル	3.0%
7	チリ	2.9%
8	ナイジェリア	2.8%
9	コロンビア	2.6%
10	トルコ	2.6%

<通貨別構成比率>

	通貨	比率
1	トルコリラ	100%
2	その他	0%

※債券比率には債券とその他金融商品が含まれます。

※「国別投資比率」「通貨別構成比率」は、純資産総額に対する比率です。

※格付は、S&P社、ムーディーズ社のものを原則としており、格付会社により格付が異なる場合は、高い方を採用しております。

※平均格付とは、データ基準日時点で当外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、当外国投資信託に係る信用格付ではありません。

※「国別投資比率」は実質的に属する国に分類しています。

※上記は、PIMCOより提供された情報です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※当ファンドには、ベンチマークはありません。

※2023年は、2023年7月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

※毎月分配型（南アフリカランドコース）は、2024年1月15日をもって信託期間が終了いたします。

（1）申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

（2）コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

（3）スイッチング

・スイッチングとは、保有しているファンドを売却し、その売却代金をもって他のファンドを取得することで、売却するファンドと取得するファンドを同時に申込みいただきます。

・申込みの際に、スイッチングの旨をご指示ください。

・以下のファンド間でスイッチングを行なうことができます。

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）

※毎月分配型（南アフリカランドコース、メキシコペソコース、インドネシアルピアコース、インドルピーコース）および資産成長型（米ドルコース）は、2024年1月15日をもって信託期間が終了いたします。それに伴い、2024年1月11日以降、取得の申込みは受付停止とさせていただきます。

※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合や全部または一部のファンド間でスイッチングが行なえない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※スイッチング対象ファンドの一方のファンドに関して、委託会社が約款に定める事由に該当したと判断したことにより、取得の申込み・解約請求の受付を中止、もしくは、既に受け付けた取得の申込み・解約請求の受付を取り消した場合には、もう一方のスイッチング対象ファンドに関しても、当該ファンドについて約款に定める中止・取消事由が生じているか否かにかかわらず、原則として、スイッチングによる取得の申込み・解約請求の受付を中止、もしくは、既に受け付けたスイッチングによる取得の申込み・解約請求の受付を取り消します。

※投資成果に大きく影響しますので、スイッチングは、十分ご検討の上、慎重にご判断ください。

※仮に、受益者がスイッチングによらず、一方のファンドの取得の申込み、および、他方のファンドの解約請求を個別に行なった場合には、中止・取消事由が生じたファンドに関しては、取得の申込み・解約請求の受付を中止、もしくは、既に受け付けた取得の申込み・解約請求の受付を取り消しますが、中止・取消事由が生じていないもう一方のファンドに関しては、取得の申込み・解約請求の受付を、通常通り取り扱います。

（4）申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（5）取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（6）取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、取得の申込み（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（7）申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

（8）申込単位

販売会社の照会先にお問い合わせください。

(9) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(10) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所[※]における取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込み（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

- ・委託会社は、当ファンドのスイッチング元となる以下のファンド（当ファンドを除きます。）が解約請求の実行を停止した場合で、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約請求の実行の停止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に当該スイッチングの申込みを受け付けたものとして取り扱います。

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）

※毎月分配型（南アフリカランドコース、メキシコペソコース、インドネシアルピアコース、インドルピーコース）および資産成長型（米ドルコース）は、2024年1月15日をもって信託期間が終了いたします。それに伴い、2024年1月11日以降、取得の申込みは受付停止とさせていただきます。

(11) 償還乗換

- ・受益者は、証券投資信託の償還金額（手取額）の範囲内（単位型証券投資信託については、償還金額（手取額）とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数に係る申込手数料を徴収されない措置の適用を受けることができる場合があります。この償還乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求められることがあります。

(12) 乗換優遇

受益者は、信託期間終了日の1年前以内などの一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行なった販売会社において、取得申込みをする場合の手数料率が割引となる措置の適用を受けることができます。この乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

※毎月分配型（南アフリカランドコース）は、2024年1月15日をもって信託期間が終了いたします。

<解約請求による換金>

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・解約請求日から解約代金の支払開始日までの間（解約請求日および解約代金の支払開始日を除きます。）の全ての日がニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合

(4) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基つき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受

付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

1口単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

- ・委託会社は、当ファンドのスイッチング先となる以下のファンド（当ファンドを除きます。）が取得の申込みの受付を行わない措置を取ったときは、原則として当該スイッチングの受付を停止します。スイッチングの受付を停止した場合には、受益者は当該受付停止当日およびその前営業日のスイッチングの申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのスイッチングの申込みを撤回しない場合には、当該受付停止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）にスイッチングを受け付けたものとして取り扱います。

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）

※毎月分配型（南アフリカランドコース、メキシコペソコース、インドネシアルピアコース、インドルピーコース）および資産成長型（米ドルコース）は、2024年1月15日をもって信託期間が終了いたします。それに伴い、2024年1月11日以降、取得の申込みは受付停止とさせていただきます。

3 【資産管理等の概要】

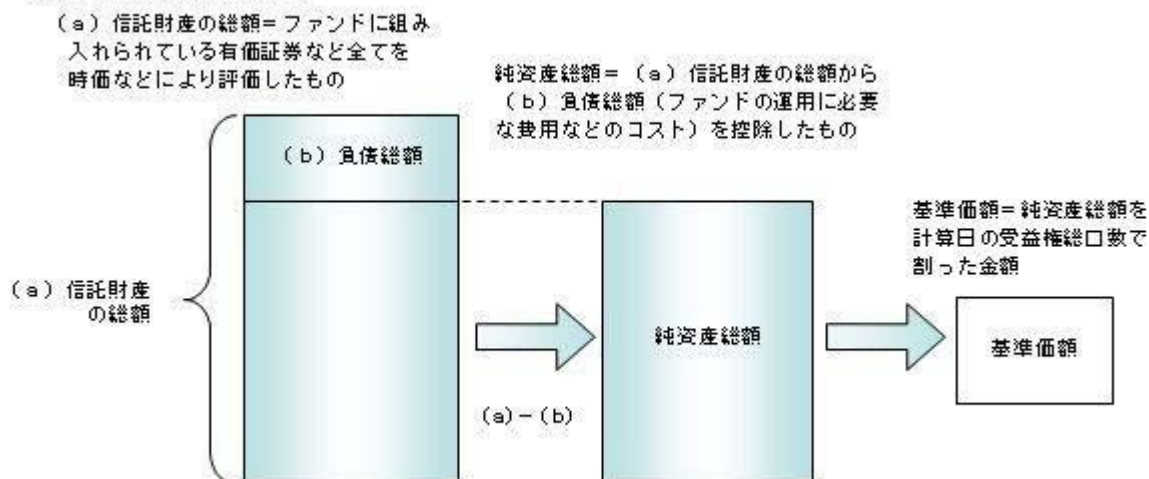
(1) 【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価

額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

◇投資信託証券（国内籍）

原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇投資信託証券（外国籍）

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

<日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）／日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）>

2029年1月15日までとします（2009年7月10日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

<日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）>

2024年1月15日までとします（2009年7月10日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎月16日から翌月15日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

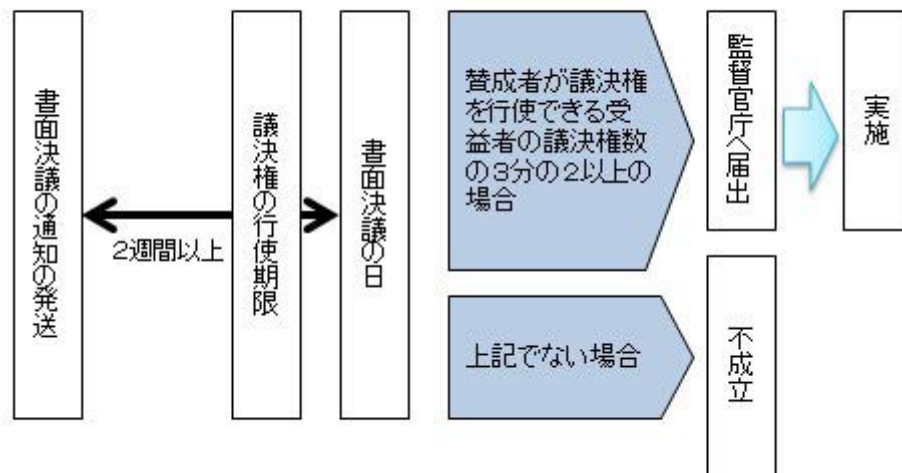
(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

- イ) 受益者の解約により各ファンドの純資産総額が 10 億円を下回ることとなった場合
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
- イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
 - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- ② 償還金について
- ・ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して 5 営業日まで）から受益者に支払います。
 - ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。
- ③ 信託約款の変更など
- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
 - 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
 - 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。
- ④ 書面決議
- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の 2 週間前までに知っている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
 - 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
 - 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行ないます。
 - 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
 - 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
 - 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

<書面決議の主な流れ>



⑤ 公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

- ・委託会社は、年2回（1月、7月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

⑦ 関係法人との契約について

- ・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ・投資顧問会社との運用の指図に関する権限の委託契約は、当ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

<日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）>
<日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）>
<日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）>

- （1） 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- （2） 当ファンドの計算期間は、6 ヶ月未満であるため、財務諸表は 6 ヶ月ごとに作成しております。
- （3） 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、2023 年 1 月 17 日から 2023 年 7 月 18 日までの特定期間の財務諸表について、P w C あらた有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年10月4日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 辻村 和之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 榊原 康太
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）の2023年1月17日から2023年7月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）の2023年7月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、日興アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込

まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2023 年 1 月 16 日現在	当期 2023 年 7 月 18 日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	49,792,888	58,726,094
投資信託受益証券	2,123,334,192	2,158,498,848
親投資信託受益証券	2,120,397	2,161,359
未収入金	13,418,280	40,762
流動資産合計	2,188,665,757	2,219,427,063
資産合計	2,188,665,757	2,219,427,063
負債の部		
流動負債		
未払金	13,754,006	12,604,906
未払収益分配金	12,734,270	11,076,638
未払解約金	2,586	1,312,202
未払受託者報酬	62,388	67,597
未払委託者報酬	3,265,524	3,538,209
未払利息	31	63
その他未払費用	1,313,120	667,668
流動負債合計	31,131,925	29,267,283
負債合計	31,131,925	29,267,283
純資産の部		
元本等		
元本	8,489,513,569	7,384,425,930
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△6,331,979,737	△5,194,266,150
（分配準備積立金）	24,740,319	28,677,687
元本等合計	2,157,533,832	2,190,159,780
純資産合計	2,157,533,832	2,190,159,780
負債純資産合計	2,188,665,757	2,219,427,063

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2022 年 7 月 16 日 至 2023 年 1 月 16 日	当期 自 2023 年 1 月 17 日 至 2023 年 7 月 18 日
営業収益		
受取配当金	97,772,275	89,611,775
有価証券売買等損益	150,948,964	346,138,703
営業収益合計	248,721,239	435,750,478
営業費用		
支払利息	8,487	6,404
受託者報酬	377,949	363,873
委託者報酬	19,782,252	19,046,201
その他費用	633,769	707,158
営業費用合計	20,802,457	20,123,636
営業利益又は営業損失 (△)	227,918,782	415,626,842
経常利益又は経常損失 (△)	227,918,782	415,626,842
当期純利益又は当期純損失 (△)	227,918,782	415,626,842
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	3,247,897	9,182,244
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△6,898,774,234	△6,331,979,737
剰余金増加額又は欠損金減少額	699,732,964	1,349,244,371
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	699,732,964	1,349,244,371
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	278,653,896	545,335,125
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	278,653,896	545,335,125
分配金	78,955,456	72,640,257
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△6,331,979,737	△5,194,266,150

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎月 16 日から翌月 15 日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当特定期間は 2023 年 1 月 17 日から 2023 年 7 月 18 日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 2023 年 1 月 16 日現在	当期 2023 年 7 月 18 日現在
1. 期首元本額	9,055,479,236 円	8,489,513,569 円
期中追加設定元本額	374,518,246 円	756,753,176 円
期中一部解約元本額	940,483,913 円	1,861,840,815 円
2. 受益権の総数	8,489,513,569 口	7,384,425,930 口
3. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	6,331,979,737 円	5,194,266,150 円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2022 年 7 月 16 日 至 2023 年 1 月 16 日	当期 自 2023 年 1 月 17 日 至 2023 年 7 月 18 日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 8,190,018 円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 7,885,269 円
2. 分配金の計算過程 自 2022 年 7 月 16 日 至 2022 年 8 月 15 日	2. 分配金の計算過程 自 2023 年 1 月 17 日 至 2023 年 2 月 15 日
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 16,480,761 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 14,537,268 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0 円
C 信託約款に定める収益調整金 1,040,191,922 円	C 信託約款に定める収益調整金 966,175,923 円
D 信託約款に定める分配準備積立 金 20,775,100 円	D 信託約款に定める分配準備積立 金 24,313,278 円
E 分配対象収益 (A+B+C+D) 1,077,447,783 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D) 1,005,026,469 円
F 分配対象収益(1 万口当たり) 1,194 円	F 分配対象収益(1 万口当たり) 1,200 円
G 分配金額 13,533,604 円	G 分配金額 12,556,230 円
H 分配金額(1 万口当たり) 15 円	H 分配金額(1 万口当たり) 15 円
自 2022 年 8 月 16 日 至 2022 年 9 月 15 日	自 2023 年 2 月 16 日 至 2023 年 3 月 15 日
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 15,265,750 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 12,295,859 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0 円
C 信託約款に定める収益調整金 1,010,286,848 円	C 信託約款に定める収益調整金 960,281,739 円
D 信託約款に定める分配準備積立 金 22,873,910 円	D 信託約款に定める分配準備積立 金 25,862,877 円
E 分配対象収益 (A+B+C+D) 1,048,426,508 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D) 998,440,475 円
F 分配対象収益(1 万口当たり) 1,196 円	F 分配対象収益(1 万口当たり) 1,200 円
G 分配金額 13,142,435 円	G 分配金額 12,476,204 円
H 分配金額(1 万口当たり) 15 円	H 分配金額(1 万口当たり) 15 円

自 2022 年 9 月 16 日 至 2022 年 10 月 17 日		自 2023 年 3 月 16 日 至 2023 年 4 月 17 日		
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	12,766,996 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	15,041,895 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	1,021,439,503 円	C 信託約款に定める収益調整金	952,628,061 円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	24,877,162 円	D 信託約款に定める分配準備積立 金	25,407,604 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	1,059,083,661 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	993,077,560 円
F	分配対象収益(1 万口当たり)	1,196 円	F 分配対象収益(1 万口当たり)	1,203 円
G	分配金額	13,281,034 円	G 分配金額	12,375,868 円
H	分配金額(1 万口当たり)	15 円	H 分配金額(1 万口当たり)	15 円
自 2022 年 10 月 18 日 至 2022 年 11 月 15 日		自 2023 年 4 月 18 日 至 2023 年 5 月 15 日		
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	13,022,843 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	14,461,097 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	1,018,309,385 円	C 信託約款に定める収益調整金	970,696,908 円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	24,063,747 円	D 信託約款に定める分配準備積立 金	27,906,895 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	1,055,395,975 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	1,013,064,900 円
F	分配対象収益(1 万口当たり)	1,195 円	F 分配対象収益(1 万口当たり)	1,205 円
G	分配金額	13,237,469 円	G 分配金額	12,601,788 円
H	分配金額(1 万口当たり)	15 円	H 分配金額(1 万口当たり)	15 円
自 2022 年 11 月 16 日 至 2022 年 12 月 15 日		自 2023 年 5 月 16 日 至 2023 年 6 月 15 日		
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	14,288,577 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	13,884,722 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	1,002,200,217 円	C 信託約款に定める収益調整金	890,754,146 円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	23,359,771 円	D 信託約款に定める分配準備積立 金	26,484,089 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	1,039,848,565 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	931,122,957 円
F	分配対象収益(1 万口当たり)	1,197 円	F 分配対象収益(1 万口当たり)	1,208 円
G	分配金額	13,026,644 円	G 分配金額	11,553,529 円
H	分配金額(1 万口当たり)	15 円	H 分配金額(1 万口当たり)	15 円
自 2022 年 12 月 16 日 至 2023 年 1 月 16 日		自 2023 年 6 月 16 日 至 2023 年 7 月 18 日		
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	13,487,382 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	12,806,458 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	979,793,103 円	C 信託約款に定める収益調整金	854,663,839 円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	23,987,207 円	D 信託約款に定める分配準備積立 金	26,947,867 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	1,017,267,692 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	894,418,164 円
F	分配対象収益(1 万口当たり)	1,198 円	F 分配対象収益(1 万口当たり)	1,211 円
G	分配金額	12,734,270 円	G 分配金額	11,076,638 円
H	分配金額(1 万口当たり)	15 円	H 分配金額(1 万口当たり)	15 円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	前期 自 2022 年 7 月 16 日 至 2023 年 1 月 16 日	当期 自 2023 年 1 月 17 日 至 2023 年 7 月 18 日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価	同左

	証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	前期 2023 年 1 月 16 日現在	当期 2023 年 7 月 18 日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

前期 (2023 年 1 月 16 日現在)

売買目的有価証券

(単位 : 円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	6,794,950
親投資信託受益証券	△1
合計	6,794,949

当期 (2023 年 7 月 18 日現在)

売買目的有価証券

(単位 : 円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	42,586,550
親投資信託受益証券	212

合計	42,586,762
----	------------

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

前期 2023年1月16日現在		当期 2023年7月18日現在	
1口当たり純資産額	0.2541円	1口当たり純資産額	0.2966円
(1万口当たり純資産額)	(2,541円)	(1万口当たり純資産額)	(2,966円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ ブラジルリアルクラス	549,516	2,158,498,848	
投資信託受益証券 合計		549,516	2,158,498,848	
親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	2,128,579	2,161,359	
親投資信託受益証券 合計		2,128,579	2,161,359	
合計		2,678,095	2,160,660,207	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

当ファンドは、「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ ブラジルリアルクラス」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同投資信託です。なお、同投資信託の財務書類は2023年4月14日提出の有価証券報告書に記載されております。

また、当ファンドは、「マネー・オープン・マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は後述の「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）」の参考情報として記載しております。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

独立監査人の監査報告書

2023年10月4日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 辻村 和之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 榊原 康太
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）の2023年1月17日から2023年7月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）の2023年7月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、日興アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込

まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 2023 年 1 月 16 日現在	当期 2023 年 7 月 18 日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	10,278,400	12,790,498
投資信託受益証券	432,216,498	421,139,675
親投資信託受益証券	434,893	413,304
未収入金	3,516,000	6,247
流動資産合計	446,445,791	434,349,724
資産合計	446,445,791	434,349,724
負債の部		
流動負債		
未払金	3,594,120	3,292,254
未払収益分配金	2,824,781	2,730,973
未払解約金	17,350	227,736
未払受託者報酬	12,841	12,634
未払委託者報酬	672,441	661,671
未払利息	6	13
その他未払費用	473,139	200,544
流動負債合計	7,594,678	7,125,825
負債合計	7,594,678	7,125,825
純資産の部		
元本等		
元本	1,883,187,466	1,820,648,825
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,444,336,353	△1,393,424,926
（分配準備積立金）	21,834,285	22,705,594
元本等合計	438,851,113	427,223,899
純資産合計	438,851,113	427,223,899
負債純資産合計	446,445,791	434,349,724

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2022 年 7 月 16 日 至 2023 年 1 月 16 日	当期 自 2023 年 1 月 17 日 至 2023 年 7 月 18 日
営業収益		
受取配当金	22,290,150	21,605,750
有価証券売買等損益	△2,586,425	1,422,159
営業収益合計	19,703,725	23,027,909
営業費用		
支払利息	1,610	916
受託者報酬	76,667	68,607
委託者報酬	4,015,365	3,593,671
その他費用	232,386	207,967
営業費用合計	4,326,028	3,871,161
営業利益又は営業損失 (△)	15,377,697	19,156,748
経常利益又は経常損失 (△)	15,377,697	19,156,748
当期純利益又は当期純損失 (△)	15,377,697	19,156,748
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	△460,345	52,270
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△1,484,986,251	△1,444,336,353
剰余金増加額又は欠損金減少額	81,742,445	93,694,469
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	81,742,445	93,694,469
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	39,670,915	45,203,076
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	39,670,915	45,203,076
分配金	17,259,674	16,684,444
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△1,444,336,353	△1,393,424,926

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎月 16 日から翌月 15 日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当特定期間は 2023 年 1 月 17 日から 2023 年 7 月 18 日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 2023 年 1 月 16 日現在	当期 2023 年 7 月 18 日現在
1. 期首元本額	1,938,507,579 円	1,883,187,466 円
期中追加設定元本額	52,083,042 円	58,094,289 円
期中一部解約元本額	107,403,155 円	120,632,930 円
2. 受益権の総数	1,883,187,466 口	1,820,648,825 口
3. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	1,444,336,353 円	1,393,424,926 円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2022 年 7 月 16 日 至 2023 年 1 月 16 日	当期 自 2023 年 1 月 17 日 至 2023 年 7 月 18 日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 1,662,311 円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 1,487,731 円
2. 分配金の計算過程 自 2022 年 7 月 16 日 至 2022 年 8 月 15 日	2. 分配金の計算過程 自 2023 年 1 月 17 日 至 2023 年 2 月 15 日
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 3,681,833 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 2,958,436 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0 円
C 信託約款に定める収益調整金 77,362,718 円	C 信託約款に定める収益調整金 75,209,014 円
D 信託約款に定める分配準備積立 金 20,751,124 円	D 信託約款に定める分配準備積立 金 21,647,841 円
E 分配対象収益 (A+B+C+D) 101,795,675 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D) 99,815,291 円
F 分配対象収益(1 万口当たり) 523 円	F 分配対象収益(1 万口当たり) 532 円
G 分配金額 2,914,259 円	G 分配金額 2,811,805 円
H 分配金額(1 万口当たり) 15 円	H 分配金額(1 万口当たり) 15 円
自 2022 年 8 月 16 日 至 2022 年 9 月 15 日	自 2023 年 2 月 16 日 至 2023 年 3 月 15 日
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 2,991,198 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 3,024,710 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0 円
C 信託約款に定める収益調整金 77,632,586 円	C 信託約款に定める収益調整金 75,343,316 円
D 信託約款に定める分配準備積立 金 21,447,096 円	D 信託約款に定める分配準備積立 金 21,661,097 円
E 分配対象収益 (A+B+C+D) 102,070,880 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D) 100,029,123 円
F 分配対象収益(1 万口当たり) 524 円	F 分配対象収益(1 万口当たり) 533 円
G 分配金額 2,920,102 円	G 分配金額 2,811,805 円
H 分配金額(1 万口当たり) 15 円	H 分配金額(1 万口当たり) 15 円

自 2022 年 9 月 16 日 至 2022 年 10 月 17 日		自 2023 年 3 月 16 日 至 2023 年 4 月 17 日		
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	2,990,493 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	3,109,478 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	76,742,356 円	C 信託約款に定める収益調整金	75,114,448 円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	21,131,157 円	D 信託約款に定める分配準備積立 金	21,671,126 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	100,864,006 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	99,895,052 円
F	分配対象収益(1 万口当たり)	524 円	F 分配対象収益(1 万口当たり)	535 円
G	分配金額	2,882,448 円	G 分配金額	2,799,314 円
H	分配金額(1 万口当たり)	15 円	H 分配金額(1 万口当たり)	15 円
自 2022 年 10 月 18 日 至 2022 年 11 月 15 日		自 2023 年 4 月 18 日 至 2023 年 5 月 15 日		
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	3,581,748 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	2,989,591 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	76,509,340 円	C 信託約款に定める収益調整金	74,345,307 円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	21,072,743 円	D 信託約款に定める分配準備積立 金	21,641,847 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	101,163,831 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	98,976,745 円
F	分配対象収益(1 万口当たり)	528 円	F 分配対象収益(1 万口当たり)	536 円
G	分配金額	2,870,689 円	G 分配金額	2,767,332 円
H	分配金額(1 万口当たり)	15 円	H 分配金額(1 万口当たり)	15 円
自 2022 年 11 月 16 日 至 2022 年 12 月 15 日		自 2023 年 5 月 16 日 至 2023 年 6 月 15 日		
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	3,316,473 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	3,513,382 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	75,998,042 円	C 信託約款に定める収益調整金	74,383,492 円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	21,497,491 円	D 信託約款に定める分配準備積立 金	21,682,848 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	100,812,006 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	99,579,722 円
F	分配対象収益(1 万口当たり)	531 円	F 分配対象収益(1 万口当たり)	540 円
G	分配金額	2,847,395 円	G 分配金額	2,763,215 円
H	分配金額(1 万口当たり)	15 円	H 分配金額(1 万口当たり)	15 円
自 2022 年 12 月 16 日 至 2023 年 1 月 16 日		自 2023 年 6 月 16 日 至 2023 年 7 月 18 日		
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	2,942,024 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	3,383,566 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	75,469,432 円	C 信託約款に定める収益調整金	73,634,121 円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	21,717,042 円	D 信託約款に定める分配準備積立 金	22,053,001 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	100,128,498 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	99,070,688 円
F	分配対象収益(1 万口当たり)	531 円	F 分配対象収益(1 万口当たり)	544 円
G	分配金額	2,824,781 円	G 分配金額	2,730,973 円
H	分配金額(1 万口当たり)	15 円	H 分配金額(1 万口当たり)	15 円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	前期 自 2022 年 7 月 16 日 至 2023 年 1 月 16 日	当期 自 2023 年 1 月 17 日 至 2023 年 7 月 18 日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価	同左

	証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	前期 2023 年 1 月 16 日現在	当期 2023 年 7 月 18 日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

前期 (2023 年 1 月 16 日現在)

売買目的有価証券

(単位 : 円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△9,612,722
親投資信託受益証券	41
合計	△9,612,681

当期 (2023 年 7 月 18 日現在)

売買目的有価証券

(単位 : 円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	10,861,728
親投資信託受益証券	40

合計	10,861,768
----	------------

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

前期 2023年1月16日現在		当期 2023年7月18日現在	
1口当たり純資産額	0.2330円	1口当たり純資産額	0.2347円
(1万口当たり純資産額)	(2,330円)	(1万口当たり純資産額)	(2,347円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ 南アフリカランドクラス	142,325	421,139,675	
投資信託受益証券 合計		142,325	421,139,675	
親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	407,036	413,304	
親投資信託受益証券 合計		407,036	413,304	
合計		549,361	421,552,979	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

当ファンドは、「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ 南アフリカランドクラス」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同投資信託です。なお、同投資信託の財務書類は2023年4月14日提出の有価証券報告書に記載されております。

また、当ファンドは、「マネー・オープン・マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は後述の「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）」の参考情報として記載しております。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

独立監査人の監査報告書

2023年10月4日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 辻村 和之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 榊原 康太
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）の2023年1月17日から2023年7月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）の2023年7月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、日興アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 2023 年 1 月 16 日現在	当期 2023 年 7 月 18 日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	137,565,510	219,124,367
投資信託受益証券	10,696,404,768	9,845,236,460
親投資信託受益証券	10,973,358	10,025,029
未収入金	91,035,022	53,572
流動資産合計	10,935,978,658	10,074,439,428
資産合計	10,935,978,658	10,074,439,428
負債の部		
流動負債		
未払金	42,533,400	45,724,790
未払収益分配金	61,178,014	59,070,603
未払解約金	4,995,469	6,680,704
未払受託者報酬	320,559	312,543
未払委託者報酬	16,776,349	16,357,165
未払利息	87	237
その他未払費用	2,450,829	1,247,108
流動負債合計	128,254,707	129,393,150
負債合計	128,254,707	129,393,150
純資産の部		
元本等		
元本	122,356,028,559	118,141,207,286
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△111,548,304,608	△108,196,161,008
（分配準備積立金）	600,093,723	443,989,823
元本等合計	10,807,723,951	9,945,046,278
純資産合計	10,807,723,951	9,945,046,278
負債純資産合計	10,935,978,658	10,074,439,428

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2022 年 7 月 16 日 至 2023 年 1 月 16 日	当期 自 2023 年 1 月 17 日 至 2023 年 7 月 18 日
営業収益		
受取配当金	309,841,995	292,593,020
有価証券売買等損益	902,979,034	△303,766,152
営業収益合計	1,212,821,029	△11,173,132
営業費用		
支払利息	24,131	16,414
受託者報酬	1,860,037	1,826,453
委託者報酬	97,345,282	95,587,801
その他費用	1,504,551	1,449,045
営業費用合計	100,734,001	98,879,713
営業利益又は営業損失 (△)	1,112,087,028	△110,052,845
経常利益又は経常損失 (△)	1,112,087,028	△110,052,845
当期純利益又は当期純損失 (△)	1,112,087,028	△110,052,845
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	2,262,121	7,949,708
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△117,668,190,261	△111,548,304,608
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,099,328,015	5,640,684,392
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,099,328,015	5,640,684,392
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,713,926,939	1,810,634,199
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,713,926,939	1,810,634,199
分配金	375,340,330	359,904,040
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△111,548,304,608	△108,196,161,008

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎月 16 日から翌月 15 日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当特定期間は 2023 年 1 月 17 日から 2023 年 7 月 18 日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 2023 年 1 月 16 日現在	当期 2023 年 7 月 18 日現在
1. 期首元本額	128,265,466,243 円	122,356,028,559 円
期中追加設定元本額	1,879,495,470 円	1,991,943,920 円
期中一部解約元本額	7,788,933,154 円	6,206,765,193 円
2. 受益権の総数	122,356,028,559 口	118,141,207,286 口
3. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	111,548,304,608 円	108,196,161,008 円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2022 年 7 月 16 日 至 2023 年 1 月 16 日	当期 自 2023 年 1 月 17 日 至 2023 年 7 月 18 日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 39,864,551 円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 39,172,924 円
2. 分配金の計算過程 自 2022 年 7 月 16 日 至 2022 年 8 月 15 日	2. 分配金の計算過程 自 2023 年 1 月 17 日 至 2023 年 2 月 15 日
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 51,463,677 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 47,791,621 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0 円
C 信託約款に定める収益調整金 15,433,182,061 円	C 信託約款に定める収益調整金 14,731,960,687 円
D 信託約款に定める分配準備積立 金 746,603,927 円	D 信託約款に定める分配準備積立 金 595,315,985 円
E 分配対象収益 (A+B+C+D) 16,231,249,665 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D) 15,375,068,293 円
F 分配対象収益(1 万口当たり) 1,272 円	F 分配対象収益(1 万口当たり) 1,263 円
G 分配金額 63,765,417 円	G 分配金額 60,829,210 円
H 分配金額(1 万口当たり) 5 円	H 分配金額(1 万口当たり) 5 円
自 2022 年 8 月 16 日 至 2022 年 9 月 15 日	自 2023 年 2 月 16 日 至 2023 年 3 月 15 日
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 50,210,648 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 44,411,469 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0 円
C 信託約款に定める収益調整金 15,328,203,466 円	C 信託約款に定める収益調整金 14,647,259,757 円
D 信託約款に定める分配準備積立 金 727,038,796 円	D 信託約款に定める分配準備積立 金 577,413,361 円
E 分配対象収益 (A+B+C+D) 16,105,452,910 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D) 15,269,084,587 円
F 分配対象収益(1 万口当たり) 1,271 円	F 分配対象収益(1 万口当たり) 1,262 円
G 分配金額 63,322,637 円	G 分配金額 60,473,440 円
H 分配金額(1 万口当たり) 5 円	H 分配金額(1 万口当たり) 5 円

自 2022 年 9 月 16 日 至 2022 年 10 月 17 日			自 2023 年 3 月 16 日 至 2023 年 4 月 17 日		
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	34,912,264 円	A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	31,677,134 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	15,255,681,046 円	C	信託約款に定める収益調整金	14,598,810,306 円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	708,927,475 円	D	信託約款に定める分配準備積立 金	558,261,357 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	15,999,520,785 円	E	分配対象収益 (A+B+C+D)	15,188,748,797 円
F	分配対象収益(1 万口当たり)	1,269 円	F	分配対象収益(1 万口当たり)	1,260 円
G	分配金額	63,016,615 円	G	分配金額	60,268,493 円
H	分配金額(1 万口当たり)	5 円	H	分配金額(1 万口当たり)	5 円
自 2022 年 10 月 18 日 至 2022 年 11 月 15 日			自 2023 年 4 月 18 日 至 2023 年 5 月 15 日		
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	48,406,105 円	A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	46,140,817 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	15,090,492,144 円	C	信託約款に定める収益調整金	14,534,179,235 円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	672,027,774 円	D	信託約款に定める分配準備積立 金	526,078,975 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	15,810,926,023 円	E	分配対象収益 (A+B+C+D)	15,106,399,027 円
F	分配対象収益(1 万口当たり)	1,268 円	F	分配対象収益(1 万口当たり)	1,258 円
G	分配金額	62,328,465 円	G	分配金額	59,996,653 円
H	分配金額(1 万口当たり)	5 円	H	分配金額(1 万口当たり)	5 円
自 2022 年 11 月 16 日 至 2022 年 12 月 15 日			自 2023 年 5 月 16 日 至 2023 年 6 月 15 日		
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	47,006,360 円	A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	30,416,786 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	14,946,942,705 円	C	信託約款に定める収益調整金	14,358,661,433 円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	650,236,800 円	D	信託約款に定める分配準備積立 金	504,434,872 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	15,644,185,865 円	E	分配対象収益 (A+B+C+D)	14,893,513,091 円
F	分配対象収益(1 万口当たり)	1,267 円	F	分配対象収益(1 万口当たり)	1,256 円
G	分配金額	61,729,182 円	G	分配金額	59,265,641 円
H	分配金額(1 万口当たり)	5 円	H	分配金額(1 万口当たり)	5 円
自 2022 年 12 月 16 日 至 2023 年 1 月 16 日			自 2023 年 6 月 16 日 至 2023 年 7 月 18 日		
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	32,990,047 円	A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	31,068,634 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	14,815,066,332 円	C	信託約款に定める収益調整金	14,313,440,177 円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	628,281,690 円	D	信託約款に定める分配準備積立 金	471,991,792 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	15,476,338,069 円	E	分配対象収益 (A+B+C+D)	14,816,500,603 円
F	分配対象収益(1 万口当たり)	1,264 円	F	分配対象収益(1 万口当たり)	1,254 円
G	分配金額	61,178,014 円	G	分配金額	59,070,603 円
H	分配金額(1 万口当たり)	5 円	H	分配金額(1 万口当たり)	5 円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	前期 自 2022 年 7 月 16 日 至 2023 年 1 月 16 日	当期 自 2023 年 1 月 17 日 至 2023 年 7 月 18 日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価	同左

	証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	前期 2023 年 1 月 16 日現在	当期 2023 年 7 月 18 日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

前期 (2023 年 1 月 16 日現在)

売買目的有価証券

(単位 : 円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△361, 170, 244
親投資信託受益証券	1, 079
合計	△361, 169, 165

当期 (2023 年 7 月 18 日現在)

売買目的有価証券

(単位 : 円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△808, 887, 846
親投資信託受益証券	986

合計	△808,886,860
----	--------------

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

前期 2023年1月16日現在		当期 2023年7月18日現在	
1口当たり純資産額	0.0883円	1口当たり純資産額	0.0842円
(1万口当たり純資産額)	(883円)	(1万口当たり純資産額)	(842円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ トルコリラクラス	9,558,482	9,845,236,460	
投資信託受益証券 合計		9,558,482	9,845,236,460	
親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	9,872,986	10,025,029	
親投資信託受益証券 合計		9,872,986	10,025,029	
合計		19,431,468	9,855,261,489	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

当ファンドは、「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ トルコリラクラス」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同投資信託です。なお、同投資信託の財務書類は2023年4月14日提出の有価証券報告書に記載されております。

また、当ファンドは、「マネー・オープン・マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

(参考)

マネー・オープン・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

	2023 年 1 月 16 日現在	2023 年 7 月 18 日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	316,785,966	311,683,893
流動資産合計	316,785,966	311,683,893
資産合計	316,785,966	311,683,893
負債の部		
流動負債		
未払解約金	708,627	135,420
未払利息	201	337
流動負債合計	708,828	135,757
負債合計	708,828	135,757
純資産の部		
元本等		
元本	311,251,070	306,834,503
剰余金		
剰余金又は欠損金 (△)	4,826,068	4,713,633
元本等合計	316,077,138	311,548,136
純資産合計	316,077,138	311,548,136
負債純資産合計	316,785,966	311,683,893

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

		2023 年 1 月 16 日現在	2023 年 7 月 18 日現在
1.	期首	2022 年 7 月 16 日	2023 年 1 月 17 日
	期首元本額	316,624,158 円	311,251,070 円
	期首からの追加設定元本額	8,119,946 円	5,790,234 円
	期首からの一部解約元本額	13,493,034 円	10,206,801 円
	元本の内訳 ※		
	上場インデックスファンド中国A株 (パンダ) E F u n d C S I 3 0 0	198,295 円	198,295 円
	上場インデックスファンド海外債券 (F T S E W G B I) 毎月分配型	19,740 円	19,740 円
	高金利先進国債券オープン (毎月分配型)	6,525,990 円	6,032,624 円
	世界銀行債券ファンド (毎月分配型)	9,201,097 円	9,000,074 円
	高金利先進国債券オープン (資産成長型)	558,277 円	558,055 円
	資源ファンド (株式と通貨) ブラジルリアル・コース	7,904,694 円	7,904,694 円
	資源ファンド (株式と通貨) 南アフリカランド・コース	2,653,229 円	2,566,967 円
	資源ファンド (株式と通貨) オーストラリアドル・コース	1,228,287 円	1,134,603 円
	グローバル3倍3分法ファンド (1年決算型)	161,056,339 円	161,056,339 円
	グローバル3倍3分法ファンド (隔月分配型)	77,255,205 円	74,152,633 円
	グローバル3倍3分法 (適格機関投資家専用)	5,692,365 円	6,283,774 円
	グローバル3倍3分法オープン (適格機関投資家専用)	460,487 円	460,487 円
	日興・G S 世界ソブリン・ファンド (毎月分配型)	6,478,429 円	6,422,994 円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型 (米ドルコース)	13,234,116 円	13,508,627 円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型 (円ヘッジコース)	2,474,477 円	2,237,944 円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型 (米ドルコース)	1,188,936 円	1,199,457 円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型 (ブラジルリアルコース)	2,088,033 円	2,128,579 円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型 (南アフリカランドコース)	428,256 円	407,036 円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型 (トルコリラコース)	10,805,868 円	9,872,986 円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型 (メキシコペソコース)	564,264 円	625,897 円
	日興・世界ソブリン・ファンド V A (適格機関投資家転売制限付)	458,318 円	470,644 円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型 (インドネシアルピアコース)	175,442 円	118,198 円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型 (インドルピーコース)	600,926 円	473,856 円
	計	311,251,070 円	306,834,503 円
2.	受益権の総数	311,251,070 口	306,834,503 口

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	自 2022 年 7 月 16 日 至 2023 年 1 月 16 日	自 2023 年 1 月 17 日 至 2023 年 7 月 18 日
--	--	--

金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	2023 年 1 月 16 日現在	2023 年 7 月 18 日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 該当事項はありません。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

2023 年 1 月 16 日現在	2023 年 7 月 18 日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0155 円 (10,155 円)
	1.0154 円 (10,154 円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2023年7月31日現在です。

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）】

【純資産額計算書】

I 資産総額	2,244,140,057円
II 負債総額	12,220,066円
III 純資産総額（I－II）	2,231,919,991円
IV 発行済口数	7,272,970,978口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.3069円

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）】

【純資産額計算書】

I 資産総額	441,647,077円
II 負債総額	1,777,262円
III 純資産総額（I－II）	439,869,815円
IV 発行済口数	1,809,571,357口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.2431円

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）】

【純資産額計算書】

I 資産総額	9,929,936,642円
II 負債総額	15,560,202円
III 純資産総額（I－II）	9,914,376,440円
IV 発行済口数	118,076,268,615口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.0840円

（参考）

マネー・オープン・マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	311,751,983円
II 負債総額	41,344円
III 純資産総額（I－II）	311,710,639円
IV 発行済口数	307,001,481口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0153円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2023年7月末現在	資本金	17,363,045,900円
	発行可能株式総数	230,000,000株
	発行済株式総数	197,012,500株

●過去5年間における主な資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の意思決定機関（2023年7月末現在）

・株主総会

株主総会は、取締役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行います。

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年3月31日（事業年度の終了）から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。また、取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができます。

当社の取締役会は10名以内の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び5名以内の監査等委員である取締役で構成され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役若干名を選定します。

・監査等委員会

当社の監査等委員会は、5名以内の監査等委員である取締役で構成され、監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。監査等委員会は、その決議をもって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定します。

(3) 運用の意思決定プロセス（2023年7月末現在）

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理ならびに法令など遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理／コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、2023年7月末現在の投資信託などは次の通りです。

種 類	ファンド本数	純資産額 (単位：億円)
投資信託総合計	849	270,489
株式投資信託	794	231,409
単位型	314	9,741
追加型	480	221,668
公社債投資信託	55	39,079
単位型	42	1,034
追加型	13	38,045

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 64 期事業年度（2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年6月13日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋 宗 勝 彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三 上 和 彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第64期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注

記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(1)【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第 63 期 (2022 年 3 月 31 日)		第 64 期 (2023 年 3 月 31 日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		42,427		42,036
有価証券		170		1,025
前払費用		932		908
未収入金		96	※4	410
未収委託者報酬		25,193		21,336
未収収益	※3	1,048	※3	589
関係会社短期貸付金		5,005		3,318
立替金		1,056		1,015
その他	※2	998	※2	1,233
流動資産合計		76,928		71,875
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	244	※1	245
器具備品	※1	153	※1	122
有形固定資産合計		397		367
無形固定資産				
ソフトウェア		335		390
無形固定資産合計		335		390
投資その他の資産				
投資有価証券		23,969		23,274
関係会社株式		22,366		22,366
長期差入保証金		652		375
繰延税金資産		3,678		448
投資その他の資産合計		50,667		46,465
固定資産合計		51,399		47,224
資産合計		128,328		119,099

(単位：百万円)

	第 63 期 (2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (2023 年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
預り金	651	433
未払金	9,693	7,557
未払収益分配金	7	7
未払償還金	71	71
未払手数料	8,783	6,586
その他未払金	831	892
未払費用	※3 5,572	※3 4,227
未払法人税等	2,354	-
未払消費税等	※4 3,669	-
賞与引当金	3,958	2,563
役員賞与引当金	5	218
訴訟損失引当金	7,847	-
その他	1,330	647
流動負債合計	35,083	15,648
固定負債		
退職給付引当金	1,395	1,424
賞与引当金	423	437
役員賞与引当金	-	16
その他	390	181
固定負債合計	2,209	2,059
負債合計	37,292	17,708
純資産の部		
株主資本		
資本金	17,363	17,363
資本剰余金		
資本準備金	5,220	5,220
資本剰余金合計	5,220	5,220
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	68,901	79,307
利益剰余金合計	68,901	79,307
自己株式	△2,067	△2,067
株主資本合計	89,417	99,823
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,350	2,056
繰延ヘッジ損益	△731	△488
評価・換算差額等合計	1,618	1,567
純資産合計	91,035	101,391
負債純資産合計	128,328	119,099

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第 63 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
営業収益		
委託者報酬	94,938	73,998
その他営業収益	4,743	3,479
営業収益合計	99,682	77,477
営業費用		
支払手数料	42,026	30,699
広告宣伝費	987	755
公告費	1	3
調査費	23,000	17,479
調査費	1,042	1,170
委託調査費	21,932	16,282
図書費	25	26
委託計算費	598	581
営業雑経費	1,014	948
通信費	143	139
印刷費	308	309
協会費	52	56
諸会費	13	16
その他	494	427
営業費用計	67,628	50,469
一般管理費		
給料	11,759	9,818
役員報酬	156	314
役員賞与引当金繰入額	5	234
給料・手当	7,229	6,544
賞与	143	147
賞与引当金繰入額	4,225	2,577
交際費	22	56
寄付金	29	24
旅費交通費	66	205
租税公課	429	433
不動産賃借料	937	938
退職給付費用	394	383
退職金	169	155
固定資産減価償却費	172	183
福利費	1,171	1,097
諸経費	3,888	4,291
一般管理費計	19,042	17,588
営業利益	13,010	9,420

(単位：百万円)

	第 63 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
営業外収益		
受取利息	71	107
受取配当金	※ 1 5,257	※ 1 9,255
時効成立分配金・償還金	1	1
為替差益	1,548	—
その他	58	236
営業外収益合計	6,936	9,601
営業外費用		
支払利息	177	407
デリバティブ費用	49	389
有価証券償還損	—	6
時効成立後支払分配金・償還金	9	1
為替差損	—	342
その他	39	15
営業外費用合計	275	1,163
経常利益	19,672	17,858
特別利益		
投資有価証券売却益	253	427
子会社有償減資払戻益	1,445	—
訴訟損失引当金戻入額	—	※ 3 4,481
特別利益合計	1,699	4,909
特別損失		
投資有価証券売却損	132	347
固定資産処分損	0	0
訴訟損失引当金繰入額	7,847	—
特別損失合計	7,980	347
税引前当期純利益	13,391	22,420
法人税、住民税及び事業税	3,435	1,340
法人税等還付税額	※ 2 △329	—
法人税等調整額	△1,851	3,252
法人税等合計	1,255	4,593
当期純利益	12,136	17,826

(3) 【株主資本等変動計算書】

第 63 期（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	17,363	5,220	5,220	61,956	61,956	△2,067	82,472
当期変動額							
剰余金の配当				△5,191	△5,191		△5,191
当期純利益				12,136	12,136		12,136
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	6,944	6,944	—	6,944
当期末残高	17,363	5,220	5,220	68,901	68,901	△2,067	89,417

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計	
当期首残高	1,461	115	1,577	84,049
当期変動額				
剰余金の配当				△5,191
当期純利益				12,136
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	889	△847	41	41
当期変動額合計	889	△847	41	6,985
当期末残高	2,350	△731	1,618	91,035

第 64 期（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	17,363	5,220	5,220	68,901	68,901	△2,067	89,417
当期変動額							
剰余金の配当				△7,420	△7,420		△7,420
当期純利益				17,826	17,826		17,826
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	10,406	10,406	－	10,406
当期末残高	17,363	5,220	5,220	79,307	79,307	△2,067	99,823

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計	
当期首残高	2,350	△731	1,618	91,035
当期変動額				
剰余金の配当				△7,420
当期純利益				17,826
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△294	242	△51	△51
当期変動額合計	△294	242	△51	10,355
当期末残高	2,056	△488	1,567	101,391

[注記事項]

(重要な会計方針)

項目	第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)				
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 ① 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 ② その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 市場価格のない株式等 総平均法による原価法 (2) デリバティブ 時価法				
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、2016 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table border="0"> <tr> <td>建物</td><td>3 年～15 年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>3 年～20 年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法によっております。	建物	3 年～15 年	器具備品	3 年～20 年
建物	3 年～15 年				
器具備品	3 年～20 年				
3 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。				
4 収益の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。 (1) 投資信託委託業務 当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の運用資産残高(以下「AUM」)に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資信託報酬は、各ファンドの AUM に固定料率を乗じて毎日計算され、日次で収益を認識しております。 (2) 投資顧問業務 当社は、投資顧問契約に基づき機関投資家に投資顧問サービスを提供し、ファンドの AUM に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資顧問報酬は、一般的に各ファンドの AUM に投資顧問契約で定められた固定料率を乗じて毎月計算され、月次で収益を認識しております。				

5 ヘッジ会計の方法	(3) 成功報酬 当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資信託契約または投資顧問契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。 (1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。 (3) ヘッジ方針 ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。
6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更)

第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
(時価の算定に関する会計基準の適用) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準第 31 号 2021 年 6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。本会計基準適用指針の適用が当財務諸表に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
その他有価証券の為替リスクヘッジに係るヘッジ損益について、ヘッジ対象の損益認識時に繰延ヘッジ損益を純損益に計上するに当たり、前事業年度において、「為替差損益」に含めていましたが、金額的重要性が高まったことから、ヘッジの効果をより明瞭に表示するため当事業年度よりヘッジ対象の損益区分と同一区分である投資有価証券売却益あるいは投資有価証券売却損として表示することとしております。

(重要な会計上の見積り)

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 当事業年度の財務諸表に計上した金額

訴訟損失引当金を 7,847 百万円計上しております。

2 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

訴訟について将来発生しうる損失の見込額を算出し、訴訟損失引当金として計上しています。

(2) 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

原告が主張する損害額に基づき、将来発生することが予想される損失の見積を行っています。

(3) 翌事業年度の財務諸表に与える影響

当社では、現在までに想定しうる最善の仮定に基づき訴訟損失引当金を計上しておりますが、今後の経過により、翌事業年度において訴訟損失引当金の追加計上または取り崩しを行う可能性があります。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

第 63 期 (2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (2023 年 3 月 31 日)
※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,390 百万円 器具備品 823 百万円 ※ 2 信託資産 流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客 分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に 信託しております。 ※ 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりで あります。 (流動資産) 未収収益 233 百万円 (流動負債) 未払費用 2,314 百万円 ※ 4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 「未払消費税等」として表示しております。 ※ 5 保証債務 ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピ ーティーワイ・リミテッド(旧社名「日興AMエク イティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リ ミテッド」)が発行する買戻し条件付株式の買戻請 求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネ ジメント・リミテッドは最大 5 百万豪ドルを提供す る義務を負っています。当社はヤラ・キャピタル・ マネジメント・リミテッドが負う当該資金提供義務 を保証しております。	※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,437 百万円 器具備品 879 百万円 ※ 2 信託資産 流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客 分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に 信託しております。 ※ 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりで あります。 (流動資産) 未収収益 263 百万円 (流動負債) 未払費用 1,778 百万円 ※ 4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 「未収入金」に含めて表示しております。 ※ 5 保証債務 ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピ ーティーワイ・リミテッド(旧社名「日興AMエク イティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リ ミテッド」)が発行する買戻し条件付株式の買戻請 求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネ ジメント・リミテッドは最大 448 百万円(5 百万豪 ドル)を提供する義務を負っています。当社はヤ ラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う 当該資金提供義務を保証しております。

(損益計算書関係)

第 63 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
※ 1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、 次のとおりであります。 受取配当金 5,194 百万円 ※ 2 法人税等還付税額 過年度の取引に関する法人税等の還付金相当額を 計上しています。	※ 1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、 次のとおりであります。 受取配当金 9,241 百万円 ※ 3 訴訟損失引当金戻入額 原告との和解が成立したことにより、前事業年度 に計上した訴訟損失引当金から、和解金を控除した 額を計上しております。

(株主資本等変動計算書関係)

第 63 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197, 012, 500	—	—	197, 012, 500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	2, 860, 000	—	—	2, 860, 000

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
2011 年度 ストックオプション(1)	普通株式	432, 300	—	432, 300	—	—
2016 年度 ストックオプション(1)	普通株式	1, 016, 000	—	928, 000	88, 000	—
2016 年度 ストックオプション(2)	普通株式	1, 772, 000	—	956, 000	816, 000	—
2017 年度 ストックオプション(1)	普通株式	2, 607, 000	—	1, 071, 000	1, 536, 000	—
合計		5, 827, 300	—	3, 387, 300	2, 440, 000	—

(注) 1 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

2 2016 年度ストックオプション(1)88,000 株、2016 年度ストックオプション(2)816,000 株及び 2017 年度ストックオプション(1)847,000 株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、2017 年度ストックオプション(1)689,000 株は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021 年 5 月 25 日 取締役会	普通株式	5, 191	26. 74	2021 年 3 月 31 日	2021 年 6 月 29 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022 年 5 月 27 日 取締役会	普通株式	利益剰余金	7, 420	38. 22	2022 年 3 月 31 日	2022 年 6 月 27 日

第 64 期（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197,012,500	—	—	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,860,000	—	—	2,860,000

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
2016 年度 ストックオプション(1)	普通株式	88,000	—	88,000	—	—
2016 年度 ストックオプション(2)	普通株式	816,000	—	599,000	217,000	—
2017 年度 ストックオプション(1)	普通株式	1,536,000	—	784,000	752,000	—
合計		2,440,000	—	1,391,800	969,000	—

(注) 1 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

2 2016 年度ストックオプション(2)217,000 株及び 2017 年度ストックオプション(1)752,000 株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022 年 5 月 27 日 取締役会	普通株式	7,420	38.22	2022 年 3 月 31 日	2022 年 6 月 27 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023 年 5 月 26 日 取締役会	普通株式	利益剰余金	5,092	26.23	2023 年 3 月 31 日	2023 年 6 月 27 日

(リース取引関係)

第 63 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)		第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料		オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料	
1 年内	911 百万円	1 年内	899 百万円
1 年超	4,324 百万円	1 年超	3,425 百万円
合計	5,236 百万円	合計	4,324 百万円

(金融商品関係)

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「5 ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが 1 年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日。以下、「時価算定適用指針」という。）第26項に従い経過措置を適用した投資信託及び市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額 (*4)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引(*1)				
株式関連 (*2)	△262	—	—	△262
通貨関連 (*3)	—	△1,066	—	△1,066
デリバティブ取引計	△262	△1,066	—	△1,329

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(※2) 株式関連のデリバティブ取引のうち△262百万円は、貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。

(※3) 通貨関連のデリバティブ取引の△1,066百万円は、貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。

(※4) 時価算定適用指針に従い、経過措置を適用した投資信託は上記に含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は有価証券に170百万円、投資有価証券に23,952百万円となります。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

デリバティブ取引

株式関連

株式指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用することから、その時価をレベル1に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	16
子会社株式	17,183
関連会社株式	5,183

3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	42,427			
未収委託者報酬	25,193			
未収収益	1,048			
有価証券及び投資有価証券				
投資信託	170	345	8,874	19
合計	68,839	345	8,874	19

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「5 ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが 1 年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券 其他有価証券 投資信託	6,238	18,045	—	24,283
資産計	6,238	18,045	—	24,283
デリバティブ取引(*1)				
株式関連(*2)	△246	—	—	△246
通貨関連(*3)	—	△352	—	△352
デリバティブ取引計	△246	△352	—	△599

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(※2) 株式関連のデリバティブ取引のうち△246百万円は、貸借対照表上流動資産及び流動負債のその他に含まれております。

(※3) 通貨関連のデリバティブ取引の△352百万円は、貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株式関連

株式指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	16
子会社株式	17,183
関連会社株式	5,183

3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	42,036			
未収委託者報酬	21,336			
未収収益	589			
有価証券及び投資有価証券				
投資信託	1,025	204	4,520	10
合計	64,987	204	4,520	10

(有価証券関係)

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	17,183
関連会社株式	5,183

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	投資信託	20,934	17,366	3,568
	小計	20,934	17,366	3,568
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	投資信託	3,188	3,369	△180
	小計	3,188	3,369	△180
合計		24,123	20,735	3,387

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 16 百万円）については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	3,079	253	△132
合計	3,079	253	△132

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	17,183
関連会社株式	5,183

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	投資信託	17,219	13,860	3,359
	小計	17,219	13,860	3,359
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	投資信託	7,063	7,459	△395
	小計	7,063	7,459	△395
合計		24,283	21,319	2,963

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 16 百万円）については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	11,194	1,349	△221
合計	11,194	1,349	△221

(デリバティブ取引関係)

第 63 期(2022 年 3 月 31 日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引				
	売建	2,306	-	△ 262	△ 262
	買建	-	-	-	-
合計		2,306	-	△ 262	△ 262

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外 の取引	為替予約取引				
	売建 米ドル	4,708	-	△ 293	△ 293
合計		4,708	-	△ 293	△ 293

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	為替予約取引 売建	投資有価証券			
	米ドル		5,445	-	△367
	豪ドル		222	-	△20
	香港ドル		1,097	-	△59
	人民元		5,185	-	△324
	ユーロ		35	-	△0
合計			11,986	-	△772

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

第 64 期(2023 年 3 月 31 日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	10,970	-	△ 246	△ 246
合計		10,970	-	△ 246	△ 246

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建 シンガポ ールドル	3,275	-	△ 24	△ 24
合計		3,275	-	△ 24	△ 24

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	為替予約取引 売建	投資有価証券			
	米ドル		6,132	-	△280
	豪ドル		105	-	0
	香港ドル		699	-	△34
	人民元		5,822	-	△1
	ユーロ		234	-	△10
合計			12,994	-	△328

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(持分法損益等)

第 63 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)	関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)
(1) 関連会社に対する投資の金額 5,312	(1) 関連会社に対する投資の金額 5,326
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額 15,942	(2) 持分法を適用した場合の投資の金額 16,722
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,964	(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 2,185

(退職給付関係)

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,429
勤務費用	143
利息費用	2
数理計算上の差異の発生額	△12
退職給付の支払額	△211
退職給付債務の期末残高	1,352

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,352
未積立退職給付債務	1,352
未認識数理計算上の差異	43
貸借対照表に計上された負債の額	1,395
退職給付引当金	1,395
貸借対照表に計上された負債の額	1,395

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	143
利息費用	2
数理計算上の差異の費用処理額	3
確定給付制度に係る退職給付費用	150

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.3%

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、244 百万円でありました。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,352
勤務費用	133
利息費用	4
数理計算上の差異の発生額	△16
退職給付の支払額	△107
退職給付債務の期末残高	1,366

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,366
未積立退職給付債務	1,366
未認識数理計算上の差異	58
貸借対照表に計上された負債の額	1,424
退職給付引当金	1,424
貸借対照表に計上された負債の額	1,424

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	133
利息費用	4
数理計算上の差異の費用処理額	△1
確定給付制度に係る退職給付費用	136

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.6%

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、247 百万円でありました。

(ストックオプション等関係)

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプション(新株予約権)の内容

	2011 年度ストックオプション(1)	2016 年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 186 名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 16 名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式 6, 101, 700 株	普通株式 4, 437, 000 株
付与日	2011 年 10 月 7 日	2016 年 7 月 15 日
権利確定条件	2013 年 10 月 7 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 2 分の 1、4 分の 1、4 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。	2018 年 7 月 15 日 (以下「権利行使可 能初日」といいます。)、当該権利行 使可能初日から 1 年経過した日の翌 日、及び当該権利行使可能初日から 2 年経過した日の翌日まで原則とし て従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	2013 年 10 月 7 日から 2021 年 10 月 6 日まで	2018 年 7 月 15 日から 2026 年 7 月 31 日まで

	2016 年度ストックオプション(2)	2017 年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 31 名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 36 名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式 4, 409, 000 株	普通株式 4, 422, 000 株
付与日	2017 年 4 月 27 日	2018 年 4 月 27 日
権利確定条件	2019 年 4 月 27 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。	2020 年 4 月 27 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	2019 年 4 月 27 日から 2027 年 4 月 30 日まで	2020 年 4 月 27 日から 2028 年 4 月 30 日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション(新株予約権)の数

	2011 年度ストックオプション(1)	2016 年度ストックオプション(1)
付与日	2011 年 10 月 7 日	2016 年 7 月 15 日
権利確定前(株)		
期首	432,300	1,016,000
付与	0	0
失効	432,300	928,000
権利確定	0	0
権利未確定残	—	88,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	2016 年度ストックオプション(2)	2017 年度ストックオプション(1)
付与日	2017 年 4 月 27 日	2018 年 4 月 27 日
権利確定前(株)		
期首	1,772,000	2,607,000
付与	0	0
失効	956,000	1,071,000
権利確定	0	0
権利未確定残	816,000	1,536,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2011 年度ストックオプション(1)	2016 年度ストックオプション(1)
付与日	2011 年 10 月 7 日	2016 年 7 月 15 日
権利行使価格(円)	737(注) 3	558
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

	2016 年度ストックオプション(2)	2017 年度ストックオプション(1)
付与日	2017 年 4 月 27 日	2018 年 4 月 27 日
権利行使価格(円)	553	694
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

- (注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。
- 2 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 1,222 百万円
- 3 株式公開価格が 737 円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するように調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	2016 年度ストックオプション(1)	2016 年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 16 名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 31 名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式 4,437,000 株	普通株式 4,409,000 株
付与日	2016 年 7 月 15 日	2017 年 4 月 27 日
権利確定条件	2018 年 7 月 15 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。	2019 年 4 月 27 日 (以下「権利行使可 能初日」といいます。)、当該権利行 使可能初日から 1 年経過した日の翌 日、及び当該権利行使可能初日から 2 年経過した日の翌日まで原則とし て従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	2018 年 7 月 15 日から 2026 年 7 月 31 日まで	2019 年 4 月 27 日から 2027 年 4 月 30 日まで

	2017 年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 36 名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式 4,422,000 株
付与日	2018 年 4 月 27 日
権利確定条件	2020 年 4 月 27 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	2020 年 4 月 27 日から 2028 年 4 月 30 日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション(新株予約権)の数

	2016 年度ストックオプション(1)	2016 年度ストックオプション(2)
付与日	2016 年 7 月 15 日	2017 年 4 月 27 日
権利確定前(株)		
期首	88,000	816,000
付与	0	0
失効	88,000	539,000
権利確定	0	0
権利未確定残	—	217,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	2017 年度ストックオプション(1)
付与日	2018 年 4 月 27 日
権利確定前(株)	
期首	1,536,000
付与	0
失効	784,000
権利確定	0
権利未確定残	752,000
権利確定後(株)	
期首	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
権利未行使残	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2016 年度ストックオプション(1)	2016 年度ストックオプション(2)
付与日	2016 年 7 月 15 日	2017 年 4 月 27 日
権利行使価格(円)	558	553
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

	2017 年度ストックオプション(1)
付与日	2018 年 4 月 27 日
権利行使価格(円)	694
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0

(注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

2 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 344 百万円

(税効果会計関係)

第 63 期 (2022 年 3 月 31 日)		第 64 期 (2023 年 3 月 31 日)	
1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳 (単位：百万円)	1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳 (単位：百万円)
	繰延税金資産		繰延税金資産
	賞与引当金		賞与引当金
	投資有価証券評価損		投資有価証券評価損
	関係会社株式評価損		関係会社株式評価損
	退職給付引当金		退職給付引当金
	固定資産減価償却費		固定資産減価償却費
	繰延ヘッジ損益		繰延ヘッジ損益
	訴訟損失引当金		その他
	その他		繰延税金資産小計
	繰延税金資産小計		評価性引当金
	評価性引当金(注)		繰延税金資産合計
	繰延税金資産合計		
			繰延税金負債
	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金
	その他有価証券評価差額金		その他
	その他		繰延税金負債合計
	繰延税金負債合計		繰延税金資産の純額
	繰延税金資産の純額		
(注) 関係会社株式評価損に係る繰延税金資産から控除した評価性引当金が、在外子会社の減資により 1,377 百万円減少しております。			
2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
	法定実効税率		法定実効税率
	(調整)		(調整)
	交際費等永久に損金に算入されない項目		交際費等永久に損金に算入されない項目
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目		受取配当金等永久に益金に算入されない項目
	評価性引当金の減少		その他
	その他		税効果会計適用後の法人税等の負担率
	税効果会計適用後の法人税等の負担率		

(関連当事者情報)

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業 の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガ ポール 国	232,369 (SGD 千)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	資金の貸付 (米国ドル 貨建) (注 1)	—	関係会社 短期 貸付金	2,019 (USD 16,500 千)
							貸付金利息 (米国ドル 貨建) (注 1)	44 (USD 397 千)	未収収益	10 (USD 86 千)
							資金の返済 (円貨建) (注 1)	577	関係会社 短期 貸付金	—
							貸付金利息 (円貨建) (注 1)	3	未収収益	—
							資金の貸付 (シンガポール ドル貨建) (注 1)	2,788 (SGD 33,000 千)	関係会社 短期 貸付金	2,985 (SGD 33,000 千)
							貸付金利息 (シンガポール ドル貨建) (注 1)	23 (SGD 266 千)	未収収益	23 (SGD 266 千)
							減資 (注 2)	9,149 (SGD 110,000 千)	—	—
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD 千) (注 3)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	配当の受取	3,788 (USD 34,000 千)	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 融資枠 5,300 百万円 (若しくは 5,300 百万円相当額の外国通貨)、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- 2 Nikko Asset Management International Limited の行った 110,000 千株の減資により、当社は資金の払戻を受けております。
- 3 Nikko AM Americas Holding Co., Inc. の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は 2021 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	34,450 百万円
負債合計	6,257 百万円
純資産合計	28,192 百万円

営業収益	18,176 百万円
税引前当期純利益	5,587 百万円
当期純利益	3,956 百万円

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業 の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガ ポール 国	232,369 (SGD 千)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	資金の貸付 (シンガポールド ル貸建) (注 1)	—	関係会社 短期 貸付金	3,318 (SGD 33,000 千)
							貸付金利息 (シンガポールド ル貸建) (注 1)	103 (SGD 1,043 千)	未収収益	55 (SGD 551 千)
							資金の返済 (米国ドル貸建) (注 2)	2,019 (USD 16,500 千)	関係会社 短期 貸付金	—
							貸付金利息 (米国ドル貸建) (注 2)	3 (USD 26 千)	未収収益	—
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD 千) (注 3)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	配当の受取	7,795 (USD 58,000 千)	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 融資枠 55 百万シンガポールドル、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
2. 融資枠 5,300 百万円（若しくは 5,300 百万円相当額の外国通貨）、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しておりました（決定方針等を 2022 年 8 月 26 日付にて上記 1 に変更しております）。
3. Nikko AM Americas Holding Co., Inc. の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は 2022 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	34,828 百万円
負債合計	5,655 百万円
純資産合計	29,173 百万円

営業収益	15,864 百万円
税引前当期純利益	4,191 百万円
当期純利益	3,159 百万円

(セグメント情報等)

セグメント情報

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4 収益の計上基準」に記載のとおりです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4 収益の計上基準」に記載のとおりです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

(1株当たり情報)

項目	第 63 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
1株当たり純資産額	468 円 88 銭	522 円 22 銭
1株当たり当期純利益金額	62 円 50 銭	91 円 81 銭

(注) 1 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第 63 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
当期純利益 (百万円)	12,136	17,826
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	12,136	17,826
普通株式の期中平均株式数 (千株)	194,152	194,152
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	2016 年度ストックオプション (1) 88,000 株、2016 年度ストックオプション (2) 816,000 株、2017 年度ストックオプション (1) 1,536,000 株	2016 年度ストックオプション (2) 217,000 株、2017 年度ストックオプション (1) 752,000 株

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第 63 期 (2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (2023 年 3 月 31 日)
純資産の部の合計額 (百万円)	91,035	101,391
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	91,035	101,391
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (千株)	194,152	194,152

(重要な後発事象)

当社は 2022 年 12 月 21 日付け株式売買契約書に基づき、星州子会社の日興アセットマネジメントインターナショナルが保有する関連会社 AHAM アセットマネジメント Berhad の 20%の株式を、2023 年 4 月 19 日に 13,412 百万円で取得しました。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）、（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（３）、（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

<約 款>

運用の基本方針

約款第17条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基本方針

この投資信託は、投資信託証券を中心に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をはかることを目標として運用を行ないます。

運用方法

(1)投資対象

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

(2)投資態度

以下の投資信託証券に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長を目指し運用を行ないます。

バミューダ籍外国投資信託 PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ
ブラジルリアルクラス 円建受益証券

証券投資信託 マネー・オープン・マザーファンド 受益証券

各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性等を勘案して、決定します。

なお、各投資信託証券への投資比率には制限を設けません。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

運用制限

(1)上記投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

(2)有価証券先物取引等のデリバティブ取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行ないません。

(3)投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

(4)外貨建資産への直接投資は行ないません。

(5)一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

収益分配方針

第1計算期は収益分配を行ないません。第2計算期以降、毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行ないます。

①分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託者が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことを目指します。

③留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益（無分配期の利益を含みます。）については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース） 約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第2条 委託者は、金47億2,766万7,849円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

③ 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から2029年1月15日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第4条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については47億2,766万7,849口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（追加日時の異なる受益権の内容）

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第9条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第10条 受託者は、第2条第1項の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係

る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第11条 委託者は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。なお、第33条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に限り、1口の整数倍をもって当該取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、受益権の取得申込者がその申込をしようとする場合において、委託者に対し、当該取得の申込に係る受益権について、第33条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込をしないことを申し出たときは、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。

② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が定める単位をもって取得申込に応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込に応ずることができるものとします。

③ 前2項の取得申込者は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者（第33条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、受益権の取得の申込に応じないものとします。ただし、第33条第2項および第3項に規定する収益分配金の再投資に係る場合を除きます。

⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑥ 前項の手数料の額は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。

⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が第33条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第27条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑧ 証券投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。以下本条において同じ。）を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあつては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。）にあつては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取約定日または一部解約請求日を含みます。）の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の1口当たりの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあつては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数について取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

なお、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関は、

当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

- ⑨ 追加型証券投資信託の受益証券を保有する者が、当該信託の信託終了日の1年前の日以降に開始する委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑩ 第5項、第8項および第9項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。以下この項において同じ。）について、委託者がその翌々営業日の一部解約の実行を停止した場合で受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、別に定める各信託の一部解約金の手取金をもってするこの信託の取得の申込を、別に定める各信託について委託者が一部解約の実行の停止を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日（この計算日が第4項に規定する取得の申込に応じない日であるときは、この計算日以降の最初の取得の申込に応ずることができる日とします。）を取得申込日とする取得の申込とみなします。
- ⑪ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消することができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第14条 この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
 2. 金銭債権
 3. 約束手形
- ② この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。
1. 為替手形

（運用の指図範囲）

第15条 委託者（第18条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。以下、第17条、第22条、第23条および第25条について同じ。）は、信託金を、主として次の外国投資信託の受益証券および日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された次のマザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とし

た証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. バミューダ籍外国投資信託 PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ
ブラジルリアルクラス
 2. 証券投資信託 マネー・オープン・マザーファンド
 3. 短期社債等(社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)およびコマーシャル・ペーパー
 4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- ② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図ができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

- 第16条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、第3項および第19条において同じ。)、第19条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第14条ならびに第15条第1項および第2項に定める資産への投資を行なうことができます。
- ② 前項の取扱いは、第22条から第24条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。
- ③ 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- ④ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第14条ならびに第15条第1項および第2項に定める資産への投資等および第22条から第24条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ⑤ 前4項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

- 第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

(運用指図権限の委託)

- 第18条 委託者は、運用の指図(第15条第1項第1号に掲げる受益証券の運用指図に限ります。)に関する権限を次の者に委託します。

名 称：ピムコ ジャパン リミテッド

所在地：東京都港区虎ノ門4丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス18階

- ② 前項の委託を受けたものが受ける報酬は、第30条に規定する信託報酬のうち委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額は、信託財産の純資産総額に年10,000分の65以内の率を乗じて得た金額とします。

- ③ 前項の報酬は、信託期間中の毎年1月15日および7月15日（各々、休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了時に、第1項により委託を受けた者に支払います。なお、第1項により委託を受けた者との間の運用指図権限の委託に関する契約が終了する場合は、当該委託契約終了時に支払います。
- ④ 第1項の規定に関わらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。
- ⑤ 委託者と第1項により委託を受けた者との間の運用指図権限の委託に関する契約がやむを得ず終了することとなった場合、委託者は、必要な手続きを経て、新たに委託を受ける者を選任し、運用指図権限を委託するものとします。ただし、新たに委託を受ける者の選任ができず、第1項の規定に基づく運用指図権限の委託が終了した場合には、委託者は自ら運用の指図を行なうものとします。

（信託業務の委託等）

第19条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存に係る業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者（第18条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 - 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第20条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

- 第21条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券の売却等の指図）

第22条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券またはマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第23条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、投資信託

証券に係る収益分配金、有価証券等に係る利子等ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内
- ③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- ④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- ⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第25条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第26条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第27条 この信託の計算期間は、毎月16日から翌月15日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2009年7月10日から2009年7月15日までとし、最終計算期間の終了日は第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第28条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務等の諸費用)

第29条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息（第2項各号に掲げる諸費用を含め、以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 前項に定める諸費用のほか、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
1. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
 2. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
 3. 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 4. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 6. この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
 7. 格付の取得に要する費用
 8. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
- ③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。
- ④ 前項に基づいて実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託者は、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託者は、かかる見積率に上限を付することとし、その上限の範囲内で、かかる見積率を何時にても見直すことができるものとします。
- ⑤ 前項の場合において、第2項に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率（前項に規定する見積率の上限は、年万分の10とします。）を乗じて得た額とし、第27条に規定する計算期間を通じて毎日計上され、委託者が定めた時期に信託財産中から支弁するものとします。

（信託報酬等の額）

第30条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第27条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の160の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

（収益分配）

第31条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。ただし、第1計算期末には、収益の分配は行ないません。

1. 分配金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第32条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日（第1計算期を除きます。）の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第33条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金

を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第33条 収益分配金は、第1計算期を除く毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第33条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。））、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日（第1計算期を除きます。）の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関に支払われます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとしします。当該取得により増加した受益権は、第9条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第35条第4項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

③ 委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの勧誘に係る受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとしします。当該取得により増加した受益権は、第9条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第35条第4項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

④ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第33条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。））、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑤ 一部解約金は、第35条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。

⑥ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとしします。ただし、委託者の自らの勧誘に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとしします。

⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

(委託者の自らの勧誘に係る受益権の口座管理機関)

第33条の2 委託者は、委託者の自らの勧誘に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。

(収益分配金および償還金の時効)

第34条 受益者が、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第33条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(一部解約)

第35条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、受益権の一部解約の実行を受け付けないものとします。
 - 1. 一部解約の実行の請求日がニューヨーク証券取引所の休業日
 - 2. 一部解約の実行の請求日から当該請求日に係る第33条第4項に規定する一部解約金の支払開始日までの期間中（一部解約の実行の請求日および一部解約金の支払開始日を除きます。）の全日がニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合
- ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑥ 第4項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。以下この項において同じ。）について、委託者がその翌々営業日の追加信託を行なわない措置を取ったときは、委託者は、この信託契約の一部解約金の手取金をもってする別に定める各信託の取得申込に係る一部解約の実行を停止することができます。当該一部解約の実行が停止されたときは、受益者は当該一部解約の実行停止当日およびその前営業日を解約請求日とする一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、別に定める各信託について委託者が追加信託を行なわない措置を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日（この計算日が第3項に規定する一部解約の請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第5項の規定に準じて算定した価額とします。
- ⑦ 委託者は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
- ⑧ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が第3項に規定する一部解約の請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第5項の規定に準じて算定した価額とします。
- ⑨ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、純資産総額が10億円を下ることとなった場合には、第37条の規定に従ってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

（質権口記載または記録の受益権の取り扱い）

第36条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

第37条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

- ② 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口

数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、この信託契約に係る知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 第2項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合ならびに、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定に従うものとします。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条第4項に該当する場合には、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合にあつては、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第29条の2に規定する「軽微な併合」を除きます。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、この信託約款に係る知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当

該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対者の買取請求の不適用)

第43条 この信託は、委託者が第35条第1項の一部解約の請求を受け付けた場合にこの信託契約の一部を解約する委託者指図型投資信託に該当するため、第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合に、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者であっても、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することはできません。

(信託期間の延長)

第44条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第45条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(公告)

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。

www.nikkoam.com/

- ② 前項の規定に関わらず、事故その他やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載することとします。

(運用報告書の交付省略)

第46条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項で定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書を次のアドレスに掲載するものとします。

www.nikkoam.com/

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第47条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附 則

- 第1条 この約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。
- 第2条 第33条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2009年7月10日

東京都港区赤坂九丁目7番1号
委託者 日興アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

(1)別に定める各信託

約款第11条第10項および第35条第6項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース） 受益証券

運用の基本方針

約款第17条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基本方針

この投資信託は、投資信託証券を中心に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をはかることを目標として運用を行ないます。

運用方法

(1)投資対象

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

(2)投資態度

以下の投資信託証券に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長を目指し運用を行ないます。

バミューダ籍外国投資信託 PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ

南アフリカランドクラス 円建受益証券

証券投資信託 マネー・オープン・マザーファンド 受益証券

各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性等を勘案して、決定します。

なお、各投資信託証券への投資比率には制限を設けません。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

運用制限

(1) 上記投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

(2) 有価証券先物取引等のデリバティブ取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行ないません。

(3) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

(4) 外貨建資産への直接投資は行ないません。

(5) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

収益分配方針

第1計算期は収益分配を行ないません。第2計算期以降、毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行ないます。

①分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託者が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的行なうことを目指します。

③留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益（無分配期の利益を含みます。）については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース） 約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第2条 委託者は、金1億3,530万258円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

③ 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から2024年1月15日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第4条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については1億3,530万258口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（追加日時異なる受益権の内容）

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第9条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第10条 受託者は、第2条第1項の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係

る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第11条 委託者は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。なお、第33条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に限り、1口の整数倍をもって当該取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、受益権の取得申込者がその申込をしようとする場合において、委託者に対し、当該取得の申込に係る受益権について、第33条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込をしないことを申し出たときは、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。

② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が定める単位をもって取得申込に応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込に応ずることができるものとします。

③ 前2項の取得申込者は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者（第33条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、受益権の取得の申込に応じないものとします。ただし、第33条第2項および第3項に規定する収益分配金の再投資に係る場合を除きます。

⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑥ 前項の手数料の額は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。

⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が第33条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第27条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑧ 証券投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。以下本条において同じ。）を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあつては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。）にあつては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取約定日または一部解約請求日を含みます。）の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の1口当たりの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあつては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数について取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

なお、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関は、

当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

- ⑨ 追加型証券投資信託の受益証券を保有する者が、当該信託の信託終了日の1年前の日以降に開始する委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑩ 第5項、第8項および第9項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。以下この項において同じ。）について、委託者がその翌々営業日の一部解約の実行を停止した場合で受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、別に定める各信託の一部解約金の手取金をもってするこの信託の取得の申込を、別に定める各信託について委託者が一部解約の実行の停止を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日（この計算日が第4項に規定する取得の申込に応じない日であるときは、この計算日以降の最初の取得の申込に応ずることができる日とします。）を取得申込日とする取得の申込とみなします。
- ⑪ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消することができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第14条 この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
 2. 金銭債権
 3. 約束手形
- ② この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。
1. 為替手形

（運用の指図範囲）

第15条 委託者（第18条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。以下、第17条、第22条、第23条および第25条について同じ。）は、信託金を、主として次の外国投資信託の受益証券および日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された次のマザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とし

た証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. バミューダ籍外国投資信託 PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ
南アフリカランドクラス
 2. 証券投資信託 マネー・オープン・マザーファンド
 3. 短期社債等(社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)およびコマーシャル・ペーパー
 4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- ② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図ができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

- 第16条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、第3項および第19条において同じ。)、第19条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第14条ならびに第15条第1項および第2項に定める資産への投資を行なうことができます。
- ② 前項の取扱い、第22条から第24条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。
- ③ 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- ④ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第14条ならびに第15条第1項および第2項に定める資産への投資等および第22条から第24条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ⑤ 前4項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

- 第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

(運用指図権限の委託)

- 第18条 委託者は、運用の指図(第15条第1項第1号に掲げる受益証券の運用指図に限ります。)に関する権限を次の者に委託します。

名 称：ピムコ ジャパン リミテッド

所在地：東京都港区虎ノ門4丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス18階

- ② 前項の委託を受けたものが受ける報酬は、第30条に規定する信託報酬のうち委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額は、信託財産の純資産総額に年10,000分の65以内の率を乗じて得た金額とします。

- ③ 前項の報酬は、信託期間中の毎年1月15日および7月15日（各々、休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了時に、第1項により委託を受けた者に支払います。なお、第1項により委託を受けた者との間の運用指図権限の委託に関する契約が終了する場合は、当該委託契約終了時に支払います。
- ④ 第1項の規定に関わらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。
- ⑤ 委託者と第1項により委託を受けた者との間の運用指図権限の委託に関する契約がやむを得ず終了することとなった場合、委託者は、必要な手続きを経て、新たに委託を受ける者を選任し、運用指図権限を委託するものとします。ただし、新たに委託を受ける者の選任ができず、第1項の規定に基づく運用指図権限の委託が終了した場合には、委託者は自ら運用の指図を行なうものとします。

（信託業務の委託等）

第19条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存に係る業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者（第18条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 - 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第20条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

- 第21条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券の売却等の指図）

第22条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券またはマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第23条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、投資信託

証券に係る収益分配金、有価証券等に係る利子等ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内

③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第25条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第26条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第27条 この信託の計算期間は、毎月16日から翌月15日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2009年7月10日から2009年7月15日までとし、最終計算期間の終了日は第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第28条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務等の諸費用)

第29条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息（第2項各号に掲げる諸費用を含め、以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 前項に定める諸費用のほか、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
1. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
 2. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
 3. 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 4. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 6. この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
 7. 格付の取得に要する費用
 8. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
- ③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。
- ④ 前項に基づいて実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託者は、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託者は、かかる見積率に上限を付することとし、その上限の範囲内で、かかる見積率を何時にても見直すことができるものとします。
- ⑤ 前項の場合において、第2項に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率（前項に規定する見積率の上限は、年万分の10とします。）を乗じて得た額とし、第27条に規定する計算期間を通じて毎日計上され、委託者が定めた時期に信託財産中から支弁するものとします。

（信託報酬等の額）

第30条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第27条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の160の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

（収益分配）

第31条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。ただし、第1計算期末には、収益の分配は行ないません。

1. 分配金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第32条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日（第1計算期を除きます。）の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第33条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金

を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第33条 収益分配金は、第1計算期を除く毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第33条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。））、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日（第1計算期を除きます。）の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関に支払われます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとしします。当該取得により増加した受益権は、第9条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第35条第4項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

③ 委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの勧誘に係る受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとしします。当該取得により増加した受益権は、第9条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第35条第4項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

④ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第33条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。））、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑤ 一部解約金は、第35条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。

⑥ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとしします。ただし、委託者の自らの勧誘に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとしします。

⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

(委託者の自らの勧誘に係る受益権の口座管理機関)

第33条の2 委託者は、委託者の自らの勧誘に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。

(収益分配金および償還金の時効)

第34条 受益者が、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第33条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(一部解約)

第35条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、受益権の一部解約の実行を受け付けないものとします。
 - 1. 一部解約の実行の請求日がニューヨーク証券取引所の休業日
 - 2. 一部解約の実行の請求日から当該請求日に係る第33条第4項に規定する一部解約金の支払開始日までの期間中（一部解約の実行の請求日および一部解約金の支払開始日を除きます。）の全日がニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合
- ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑥ 第4項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。以下この項において同じ。）について、委託者がその翌々営業日の追加信託を行なわない措置を取ったときは、委託者は、この信託契約の一部解約金の手取金をもってする別に定める各信託の取得申込に係る一部解約の実行を停止することができます。当該一部解約の実行が停止されたときは、受益者は当該一部解約の実行停止当日およびその前営業日を解約請求日とする一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、別に定める各信託について委託者が追加信託を行なわない措置を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日（この計算日が第3項に規定する一部解約の請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第5項の規定に準じて算定した価額とします。
- ⑦ 委託者は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
- ⑧ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が第3項に規定する一部解約の請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第5項の規定に準じて算定した価額とします。
- ⑨ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、純資産総額が10億円を下ることとなった場合には、第37条の規定に従ってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

（質権口記載または記録の受益権の取り扱い）

第36条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

第37条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

- ② 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口

数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、この信託契約に係る知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 第2項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合ならびに、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定に従うものとします。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社を引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条第4項に該当する場合には、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合にあつては、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第29条の2に規定する「軽微な併合」を除きます。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、この信託約款に係る知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当

該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対者の買取請求の不適用)

第43条 この信託は、委託者が第35条第1項の一部解約の請求を受け付けた場合にこの信託契約の一部を解約する委託者指図型投資信託に該当するため、第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合に、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者であっても、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することはできません。

(信託期間の延長)

第44条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第45条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(公告)

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。

www.nikkoam.com/

- ② 前項の規定に関わらず、事故その他やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載することとします。

(運用報告書の交付省略)

第46条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項で定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書を次のアドレスに掲載するものとします。

www.nikkoam.com/

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第47条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附 則

- 第1条 この約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。
- 第2条 第33条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2009年7月10日

東京都港区赤坂九丁目7番1号
委託者 日興アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

(1)別に定める各信託

約款第11条第10項および第35条第6項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース） 受益証券

<追加型証券投資信託 日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）>

運 用 の 基 本 方 針

約款第17条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基 本 方 針

この投資信託は、投資信託証券を中心に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をはかることを目標として運用を行ないます。

運 用 方 法

(1)投資対象

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

(2)投資態度

以下の投資信託証券に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長を目指し運用を行ないます。

パミューダ籍外国投資信託 PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ
トルコリラクラス 円建受益証券

証券投資信託 マネー・オープン・マザーファンド 受益証券

各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性等を勘案して、決定します。

なお、各投資信託証券への投資比率には制限を設けません。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

運 用 制 限

(1)上記投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

(2)有価証券先物取引等のデリバティブ取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行ないません。

(3)投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

(4)外貨建資産への直接投資は行ないません。

(5)一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

収 益 分 配 方 針

第1計算期は収益分配を行ないません。第2計算期以降、毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行ないます。

①分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託者が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことを目指します。

③留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益（無分配期の利益を含みます。）については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース） 約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第2条 委託者は、金4,417万1,600円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意の上、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

③ 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から2029年1月15日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第4条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については4,417万1,600口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（追加日時異なる受益権の内容）

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第9条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第10条 受託者は、第2条第1項の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係

る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第11条 委託者は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。なお、第33条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に限り、1口の整数倍をもって当該取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、受益権の取得申込者がその申込をしようとする場合において、委託者に対し、当該取得の申込に係る受益権について、第33条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込をしないことを申し出たときは、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。

② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が定める単位をもって取得申込に応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込に応ずることができるものとします。

③ 前2項の取得申込者は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者（第33条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、受益権の取得の申込に応じないものとします。ただし、第33条第2項および第3項に規定する収益分配金の再投資に係る場合を除きます。

⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑥ 前項の手数料の額は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。

⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が第33条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第27条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑧ 証券投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。以下本条において同じ。）を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあつては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。）にあつては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取約定日または一部解約請求日を含みます。）の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の1口当たりの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあつては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数について取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

なお、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関は、

当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

- ⑨ 追加型証券投資信託の受益証券を保有する者が、当該信託の信託終了日の1年前の日以降に開始する委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑩ 第5項、第8項および第9項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。以下この項において同じ。）について、委託者がその翌々営業日の一部解約の実行を停止した場合で受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、別に定める各信託の一部解約金の手取金をもってするこの信託の取得の申込を、別に定める各信託について委託者が一部解約の実行の停止を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日（この計算日が第4項に規定する取得の申込に応じない日であるときは、この計算日以降の最初の取得の申込に応ずることができる日とします。）を取得申込日とする取得の申込とみなします。
- ⑪ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消することができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第14条 この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
 2. 金銭債権
 3. 約束手形
- ② この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。
1. 為替手形

（運用の指図範囲）

第15条 委託者（第18条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。以下、第17条、第22条、第23条および第25条について同じ。）は、信託金を、主として次の外国投資信託の受益証券および日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された次のマザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とし

た証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. バミューダ籍外国投資信託 PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ
トルコリラクラス
 2. 証券投資信託 マネー・オープン・マザーファンド
 3. 短期社債等(社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)およびコマーシャル・ペーパー
 4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- ② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図ができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

- 第16条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、第3項および第19条において同じ。)、第19条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第14条ならびに第15条第1項および第2項に定める資産への投資を行なうことができます。
- ② 前項の取扱いは、第22条から第24条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。
- ③ 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- ④ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第14条ならびに第15条第1項および第2項に定める資産への投資等および第22条から第24条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ⑤ 前4項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

- 第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

(運用指図権限の委託)

- 第18条 委託者は、運用の指図(第15条第1項第1号に掲げる受益証券の運用指図に限ります。)に関する権限を次の者に委託します。

名 称：ピムコ ジャパン リミテッド

所在地：東京都港区虎ノ門4丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス18階

- ② 前項の委託を受けたものが受ける報酬は、第30条に規定する信託報酬のうち委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額は、信託財産の純資産総額に年10,000分の65以内の率を乗じて得た金額とします。

- ③ 前項の報酬は、信託期間中の毎年1月15日および7月15日（各々、休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了時に、第1項により委託を受けた者に支払います。なお、第1項により委託を受けた者との間の運用指図権限の委託に関する契約が終了する場合は、当該委託契約終了時に支払います。
- ④ 第1項の規定に関わらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。
- ⑤ 委託者と第1項により委託を受けた者との間の運用指図権限の委託に関する契約がやむを得ず終了することとなった場合、委託者は、必要な手続きを経て、新たに委託を受ける者を選任し、運用指図権限を委託するものとします。ただし、新たに委託を受ける者の選任ができず、第1項の規定に基づく運用指図権限の委託が終了した場合には、委託者は自ら運用の指図を行なうものとします。

（信託業務の委託等）

第19条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者（第18条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第20条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第21条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券の売却等の指図）

第22条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券またはマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第23条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、投資信託

証券に係る収益分配金、有価証券等に係る利子等ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内
- ③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- ④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- ⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第25条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第26条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第27条 この信託の計算期間は、毎月16日から翌月15日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2009年7月10日から2009年7月15日までとし、最終計算期間の終了日は第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第28条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務等の諸費用)

第29条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息（第2項各号に掲げる諸費用を含め、以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 前項に定める諸費用のほか、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
1. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
 2. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
 3. 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 4. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 6. この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
 7. 格付の取得に要する費用
 8. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
- ③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。
- ④ 前項に基づいて実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託者は、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託者は、かかる見積率に上限を付することとし、その上限の範囲内で、かかる見積率を何時にても見直すことができるものとします。
- ⑤ 前項の場合において、第2項に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率（前項に規定する見積率の上限は、年万分の10とします。）を乗じて得た額とし、第27条に規定する計算期間を通じて毎日計上され、委託者が定めた時期に信託財産中から支弁するものとします。

（信託報酬等の額）

第30条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第27条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の160の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

（収益分配）

第31条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。ただし、第1計算期末には、収益の分配は行ないません。

1. 分配金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第32条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日（第1計算期を除きます。）の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第33条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金

を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第33条 収益分配金は、第1計算期を除く毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第33条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。））、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日（第1計算期を除きます。）の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関に支払われます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとしします。当該取得により増加した受益権は、第9条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第35条第4項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

③ 委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの勧誘に係る受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとしします。当該取得により増加した受益権は、第9条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第35条第4項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

④ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第33条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。））、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑤ 一部解約金は、第35条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。

⑥ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとしします。ただし、委託者の自らの勧誘に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとしします。

⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

(委託者の自らの勧誘に係る受益権の口座管理機関)

第33条の2 委託者は、委託者の自らの勧誘に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。

(収益分配金および償還金の時効)

第34条 受益者が、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第33条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(一部解約)

第35条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、受益権の一部解約の実行を受け付けないものとします。
 - 1. 一部解約の実行の請求日がニューヨーク証券取引所の休業日
 - 2. 一部解約の実行の請求日から当該請求日に係る第33条第4項に規定する一部解約金の支払開始日までの期間中（一部解約の実行の請求日および一部解約金の支払開始日を除きます。）の全日がニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合
- ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑥ 第4項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。以下この項において同じ。）について、委託者がその翌々営業日の追加信託を行なわない措置を取ったときは、委託者は、この信託契約の一部解約金の手取金をもってする別に定める各信託の取得申込に係る一部解約の実行を停止することができます。当該一部解約の実行が停止されたときは、受益者は当該一部解約の実行停止当日およびその前営業日を解約請求日とする一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、別に定める各信託について委託者が追加信託を行なわない措置を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日（この計算日が第3項に規定する一部解約の請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第5項の規定に準じて算定した価額とします。
- ⑦ 委託者は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
- ⑧ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が第3項に規定する一部解約の請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第5項の規定に準じて算定した価額とします。
- ⑨ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、純資産総額が10億円を下ることとなった場合には、第37条の規定に従ってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

（質権口記載または記録の受益権の取り扱い）

第36条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

第37条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

- ② 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口

数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、この信託契約に係る知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 第2項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合ならびに、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定に従うものとします。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条第4項に該当する場合には、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合にあつては、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第29条の2に規定する「軽微な併合」を除きます。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、この信託約款に係る知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当

該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対者の買取請求の不適用)

第43条 この信託は、委託者が第35条第1項の一部解約の請求を受け付けた場合にこの信託契約の一部を解約する委託者指図型投資信託に該当するため、第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合に、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者であっても、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することはできません。

(信託期間の延長)

第44条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第45条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(公告)

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。

www.nikkoam.com/

- ② 前項の規定に関わらず、事故その他やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載することとします。

(運用報告書の交付省略)

第46条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項で定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書を次のアドレスに掲載するものとします。

www.nikkoam.com/

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第47条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附 則

- 第1条 この約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。
- 第2条 第33条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2009年7月10日

東京都港区赤坂九丁目7番1号
委託者 日興アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

(1)別に定める各信託

約款第11条第10項および第35条第6項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース） 受益証券

2023. 10. 17

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド

毎月分配型(メキシコペソコース)

追加型投信／海外／債券

◆この目論見書により行なう「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(メキシコペソコース)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年10月16日に関東財務局長に提出しており、2023年10月17日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日	: 2023年10月16日
発行者名	: 日興アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 代表取締役社長 ステファニー・ドゥルーズ
本店の所在の場所	: 東京都港区赤坂九丁目7番1号
有価証券届出書(訂正届出書を含みます。)の写しを縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

設定・運用は

日興アセットマネジメント

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

－ 目 次 －

	頁
第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	41
第3【ファンドの経理状況】	47
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	57
第三部【委託会社等の情報】	58
約款	102

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース）

- ・以下「ファンド」といいます。また、「メキシコペソコース」または「毎月分配型（メキシコペソコース）」ということがあります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

5兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(5)【申込手数料】

申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）につきましては、販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜3%）が上限となっております。

(6)【申込単位】

販売会社の照会先にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

2023年10月17日から2024年1月11日までとします。

※当ファンドは、2024年1月15日をもって信託期間が終了いたします。

(8)【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(9)【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

主として、米ドル建ての新興国ソブリン債を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

② ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
		債 券
追加型投信	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産 () 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

◇海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇債券

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル 日本 北米	ファミリーファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	欧州 アジア オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		
その他資産 (投資信託証券(債券 公債))	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	ファンド・オブ・ファンズ	なし

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇その他資産（投資信託証券（債券 公債））

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券に投資を行いません。よって、商品分類の「投資対象資産（収益の源泉）」においては、「債券」に分類されます。

「公債」とは、目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

◇年12回（毎月）

目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

◇エマージング

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

◇為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。

上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

③ ファンドの特色

特長
1

**米ドル建ての新興国ソブリン債を中心に、
幅広く分散投資を行ないます。
なお、組入債券は、米ドル以外の通貨建て債券を
含む場合があります。**

※当ファンドは、PIMCOが運用するバミューダ籍外国投資信託と、日興アセットマネジメントが運用する証券投資信託「マネーオープンマザーファンド」に投資するファンド・オブ・ファンズです。

特長
2

**毎月分配型（米ドルコース、円ヘッジコース、
ブラジルレアルコース、南アフリカランドコース、
トルコリラコース、メキシコペソコース、
インドネシアルピアコース、インドルピーコース）と、
資産成長型（米ドルコース）の各コース間で、
スイッチングが可能です。**

※原則として毎月分配型は毎月（原則15日）、資産成長型は年1回（原則1月15日）決算を行ないます。

※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合や全部または一部のファンド間でスイッチングが行えない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※毎月分配型（南アフリカランドコース、メキシコペソコース、インドネシアルピアコース、インドルピーコース）および資産成長型（米ドルコース）は、2024年1月15日をもって信託期間が終了いたします。それに伴い、2024年1月11日以降、購入申込みは受付停止とさせていただきます。

特長
3

ピムコジャパンリミテッドに運用を委託します。

ピムコジャパンリミテッドは、米国債券運用最大手の一社であるPIMCO（パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー）の日本の拠点です。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

各通貨コース

当ファンドが投資を行なう外国投資信託においては、主に米ドル建ての新興国ソブリン債に投資を行ないます。

円ヘッジコースでは、米ドル売り／円買いの為替ヘッジを行ないます。

ブラジルレアルコース、南アフリカランドコース、トルコリラコース、メキシコペソコース、インドネシアルピアコース、インドルピーコースでは、米ドル売り／各新興国通貨買いの為替取引を行ないます。

※為替ヘッジは、為替変動の影響を完全に排除できるわけではありません。

※為替取引を完全に行なうことができるとは限りませんので、各コースの通貨と完全に連動するわけではありません。

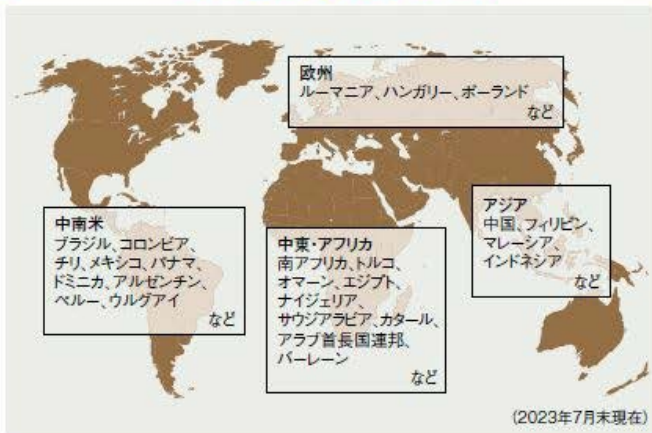
（用語説明）

ここでいう為替取引とは、「原資産通貨を売り、別の通貨を買う取引」をいいます。また、為替取引のうち、「原資産通貨を売り、円を買う取引」を為替ヘッジといいます。

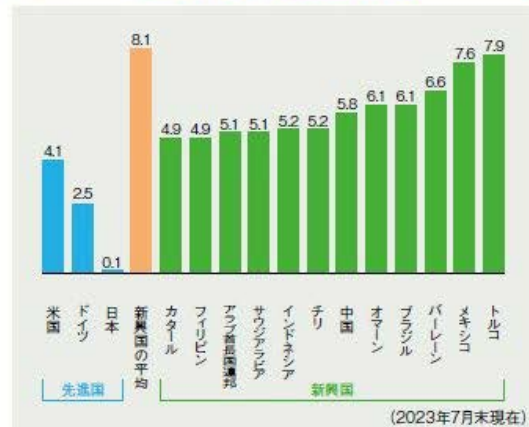
主要投資対象国

- 当ファンドは、主に米ドル建ての新興国のソブリン債に投資を行います。
- 当ファンドは、「JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバースファイド」を参考指数としています。

投資対象となる主な新興国



主要国の国債利回り(%)



※各国国債利回りは、米国、ドイツ、日本は残存5年の国債利回り、新興国はJPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバースファイドにおける各国の国債利回りです。「新興国の平均」は、同指数の最終利回りです。

※利回りは切り捨てにて端数処理しています。

※上記の国と実際の投資対象国は異なる場合があります。

※上記データは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

<ご参考>ファンダメンタルズと信用力

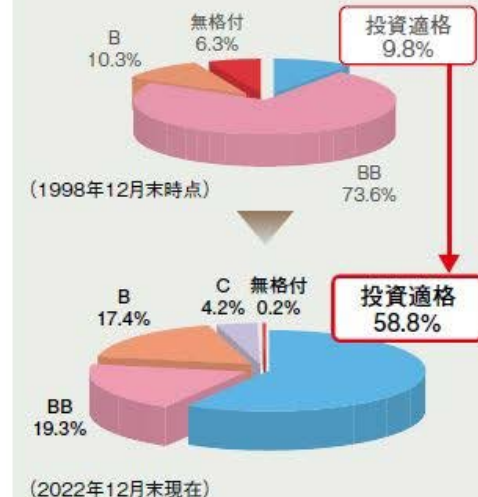
債券の信用格付と利回り



主要国の格付

(2023年7月末現在)		格付
先進国		
	ドイツ	AAA
	米国	AA+
	日本	A+
新興国		
	新興国の平均	BBB-
	カタール	AA
	中国	A+
	チリ	A+
	サウジアラビア	A
	メキシコ	BBB+
	フィリピン	BBB+
	インドネシア	BBB
	オマーン	BB
	ブラジル	BB-
	バーレーン	B+
	トルコ	B

新興国ソブリン債市場の格付別内訳



※各国の格付はスタンダード&プアーズ社が自国通貨建て長期債に付与しているものです。

※「新興国の平均」は、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバースファイドの平均格付です。

※上記の国と実際の投資対象国は異なる場合があります。

※上記グラフ・データは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

※投資適格とは、AAA～BBB格相当の格付を付与された債券を指します。

※表示単位未満の数値の四捨五入により、構成比率の合計が100%にならない場合があります。

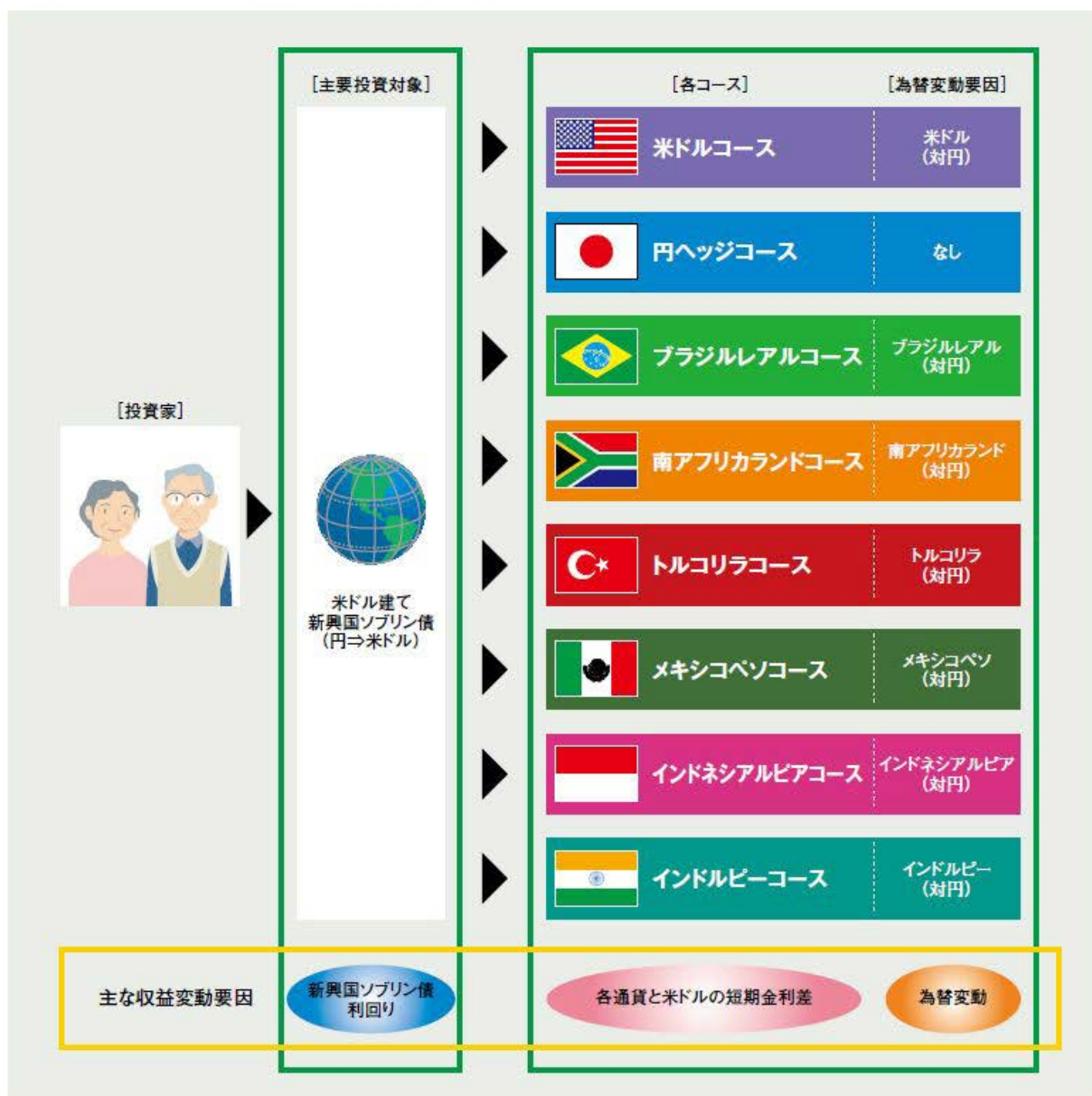
※JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバルの構成比率です。

※信頼できると判断したデータをもとに日興アセットマネジメントが作成。

各通貨コースについて

- 「ブラジルリアルコース」「南アフリカランドコース」「トルコリラコース」「メキシコペソコース」「インドネシアルピアコース」「インドルピーコース」では、米ドル売り^注／各新興国通貨買いの為替取引を行ないます。これにより、各コースは米ドル／円の変動に代えて、各新興国通貨／円の変動の影響を受けます。

注:当ファンドの実質的な投資対象(原資産)が米ドル建て資産のため。



※上記はイメージ図であり、実際と異なる場合があります。

※為替ヘッジは、為替変動の影響を完全に排除できるわけではありません。

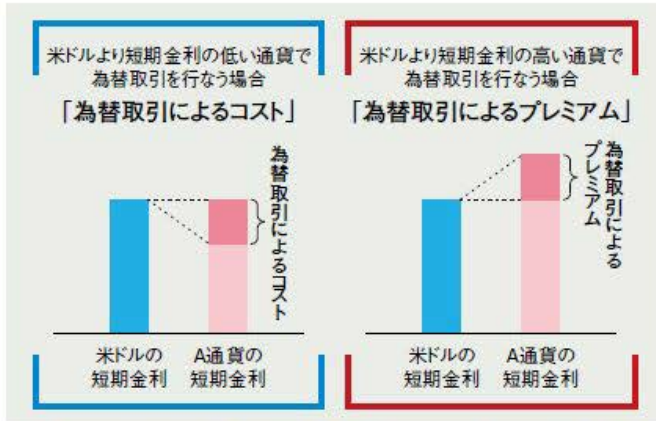
※為替取引を完全に行なうことができるとは限りませんので、各コースの通貨と完全に連動するわけではありません。

各通貨と米ドルの短期金利差が及ぼす影響

- 当ファンドの実質的な投資対象である米ドル建て資産に対し、米ドルと各コースの通貨で為替取引を行なう際に、米ドルより各コースの通貨の短期金利が高い場合、「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)」が期待されます。一方、米ドルより各コースの通貨の短期金利が低い場合、「為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)」が発生します。

※為替取引を完全に行なうことができるとは限らないため、米ドルより各コースの通貨の短期金利が高い場合でも、それを十分に享受できない可能性があります。

(米ドル資産に対する)為替取引によるコスト/プレミアムのイメージ



変動する短期金利差

「為替取引によるプレミアム」は、大きな魅力と考えられます。ただし、その水準は、両国通貨の短期金利の変化によって影響を受けるため、拡大することあれば、その逆に縮小すること考えられます。さらに、将来、短期金利差が逆転し、「為替取引によるコスト」となる可能性もあります。

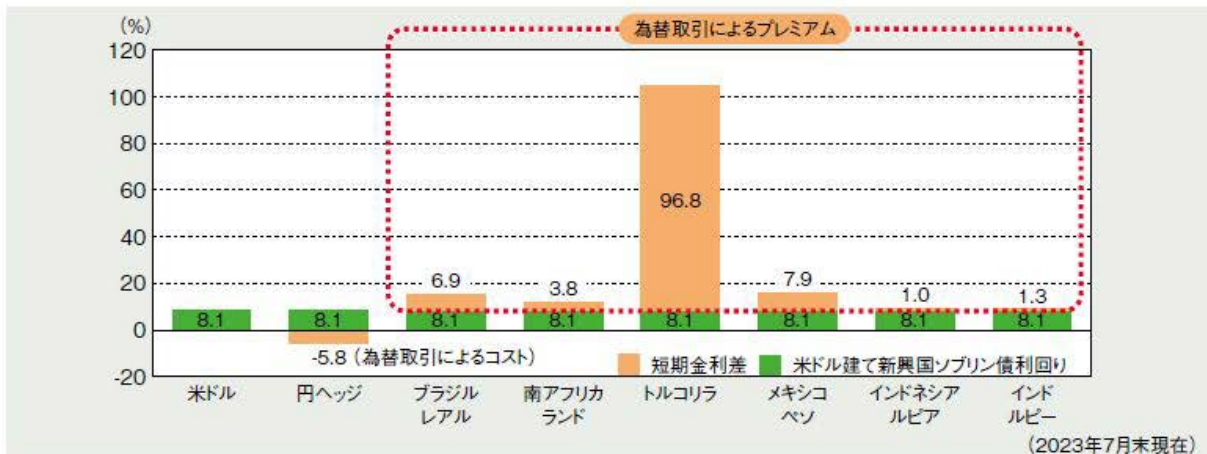


※上記はイメージ図であり、実際の金利水準や将来の運用成果等を示すものではありません。

<ご参考> 主な収益変動要因

- 債券の売買損益や為替の損益の他に、米ドル建て新興国ソブリン債からの金利と、為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)/プレミアム(金利差相当分の収益)を加えた部分が当ファンドの主な収益変動要因であり、分配金の原資になります。

米ドル建て新興国ソブリン債利回りと為替取引によるコスト/プレミアム



※為替取引によるプレミアム(コスト)の水準は、各国通貨の短期金利の変化によって影響を受けます。なお、上記グラフの短期金利差は、各国通貨のフォワードレートとスポットレートから算出した数値を用いています。

※米ドル建て新興国ソブリン債利回り:JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイドの最終利回り

※上記は、ファンドの運用における為替取引によるコスト/プレミアムとは異なるため、当ファンドの金利水準や運用成果等を示すものではありません。

※上記は切り捨てにて端数処理しています。

*為替取引には、為替ヘッジ(原資産通貨を売り、円を買う取引)が含まれています。為替ヘッジの場合、「為替取引によるプレミアム/コスト」を「為替ヘッジプレミアム/コスト」といいます。

基準価額の主な変動要因について

●各コースの基準価額には、主に以下のような変動要因があります。

↑ 基準価額の上昇要因 ↑		各コース	↓ 基準価額の下落要因 ↓	
米ドル建て 新興国債券の 利回り低下 (価格上昇)	円安／米ドル高	 資産成長型 (米ドルコース) 毎月分配型 (米ドルコース)	円高／米ドル安	米ドル建て 新興国債券の 利回り上昇 (価格下落)
	(円安／米ドル高でも プラスの影響はありません) 米ドル 短期金利 < 円短期金利	 毎月分配型 (円ヘッジ コース)	(円高／米ドル安でも マイナスの影響はありません) 米ドル 短期金利 > 円短期金利	
	円安／ブラジルレアル高 米ドル < ブラジルレアル 短期金利 < ブラジルレアル 短期金利	 毎月分配型 (ブラジル レアルコース)	円高／ブラジルレアル安 米ドル > ブラジルレアル 短期金利 > ブラジルレアル 短期金利	
	円安／南アフリカランド高 米ドル < 南アフリカランド 短期金利 < 南アフリカランド 短期金利	 毎月分配型 (南アフリカ ランドコース)	円高／南アフリカランド安 米ドル > 南アフリカランド 短期金利 > 南アフリカランド 短期金利	
	円安／トルコリラ高 米ドル < トルコリラ 短期金利 < トルコリラ 短期金利	 毎月分配型 (トルコリラ コース)	円高／トルコリラ安 米ドル > トルコリラ 短期金利 > トルコリラ 短期金利	
	円安／メキシコペソ高 米ドル < メキシコペソ 短期金利 < メキシコペソ 短期金利	 毎月分配型 (メキシコ ペソコース)	円高／メキシコペソ安 米ドル > メキシコペソ 短期金利 > メキシコペソ 短期金利	
	円安／インドネシアルピア高 米ドル < インドネシアルピア 短期金利 < インドネシアルピア 短期金利	 毎月分配型 (インドネシア ルピアコース)	円高／インドネシアルピア安 米ドル > インドネシアルピア 短期金利 > インドネシアルピア 短期金利	
新興国の 信用格付の 引き上げ	円安／インドルピー高 米ドル < インドルピー 短期金利 < インドルピー 短期金利	 毎月分配型 (インドルピー コース)	円高／インドルピー安 米ドル > インドルピー 短期金利 > インドルピー 短期金利	新興国の 信用格付の 引き下げ

※市況動向によっては、上記の通りにならない場合があります。

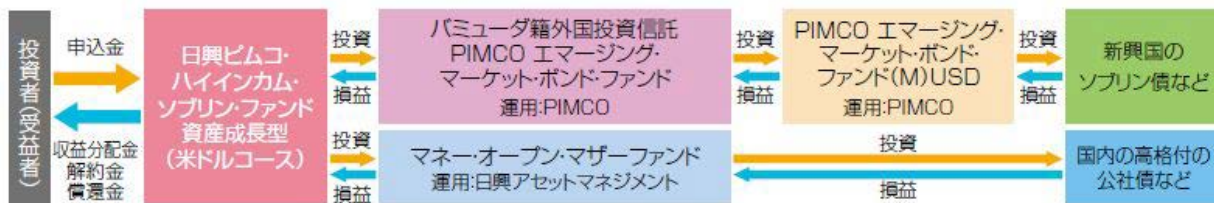
※上記は基準価額の主な変動要因の概要であり、ファンドの運用成果を約束するものでも、全ての変動要因を網羅したものでもありません。

※為替ヘッジは、為替変動の影響を完全に排除できるわけではありません。

※為替取引を完全に行なうことができるとは限りませんので、各コースの通貨と完全に連動するわけではありません。

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。





※スイッチング対象ファンドの一方のファンドに関して、委託会社が約款に定める事由に該当したと判断したことにより、購入・換金申込みの受付を中止、もしくは、既に受付けた購入・換金申込みの受付を取り消した場合、もう一方のスイッチング対象ファンドに関しても、当該ファンドについて約款に定める中止・取消事由が生じているか否かにかかわらず、原則として、スイッチングによる購入・換金申込みの受付を中止、もしくは、既に受付けたスイッチングによる購入・換金申込みの受付を取り消します。

※投資成果に大きく影響しますので、スイッチングは、十分ご検討の上、慎重にご判断ください。

■主な投資制限

＜毎月分配型(米ドルコース)、毎月分配型(円ヘッジコース)、毎月分配型(ブラジルリアルコース)、毎月分配型(南アフリカランドコース)、毎月分配型(トルコリラコース)、資産成長型(米ドルコース)＞

- ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- ・外貨建資産への直接投資は行ないません。

＜毎月分配型(メキシコペソコース)、毎月分配型(インドネシアルピアコース)、毎月分配型(インドルピーコース)＞

- ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

■分配方針

＜毎月分配型(米ドルコース)、毎月分配型(円ヘッジコース)、毎月分配型(ブラジルリアルコース)、毎月分配型(南アフリカランドコース)、毎月分配型(トルコリラコース)＞

- ・毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。

※「原則として、安定した分配を行なう」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移することなどを示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況などによっては安定した分配とならない場合があることに留意ください。

＜毎月分配型(メキシコペソコース)、毎月分配型(インドネシアルピアコース)、毎月分配型(インドルピーコース)、資産成長型(米ドルコース)＞

- ・毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



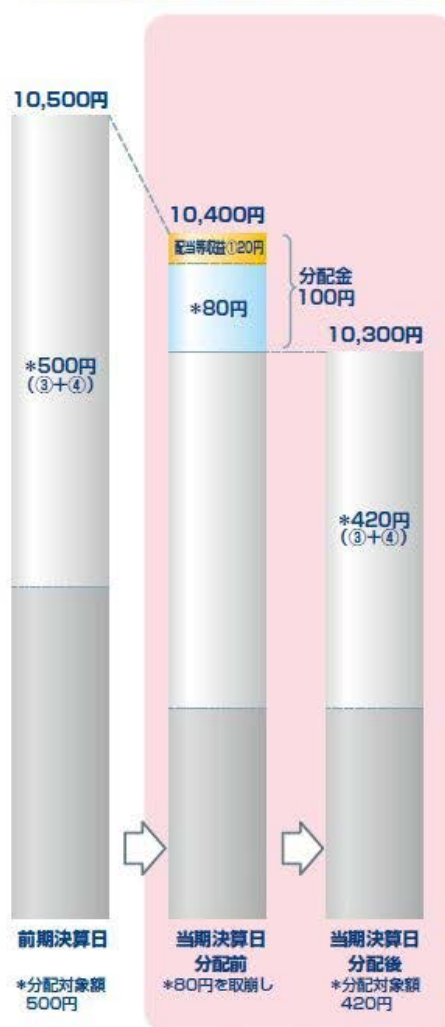
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合



前期決算から基準価額が下落した場合



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※ 上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

- ・普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
- ・元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、(特別分配金) 元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

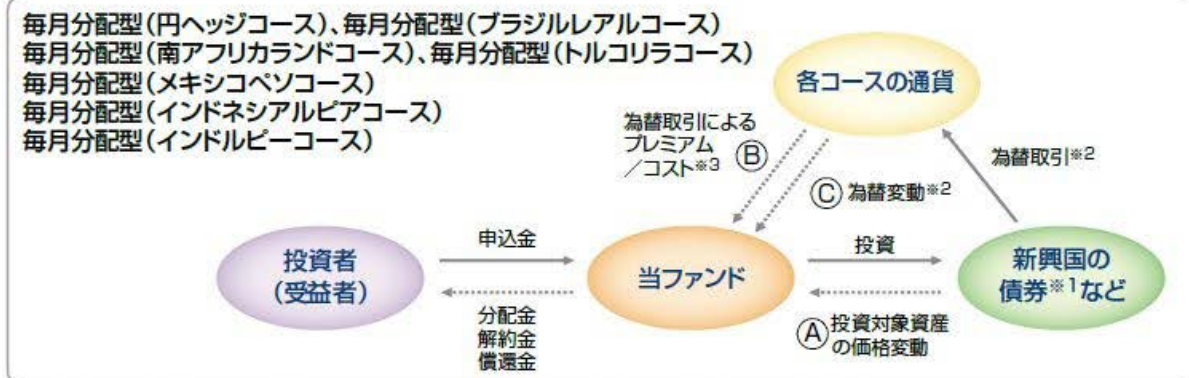
通貨選択型ファンドの収益に関する留意事項

- 通貨選択型の投資信託は、投資対象資産(株式や債券など)の運用に加えて、為替取引による通貨の運用も行っており、為替取引の対象となる通貨を選択することができます。

通貨選択型の投資信託のイメージ図



* 毎月分配型(米ドルコース)および資産成長型(米ドルコース)

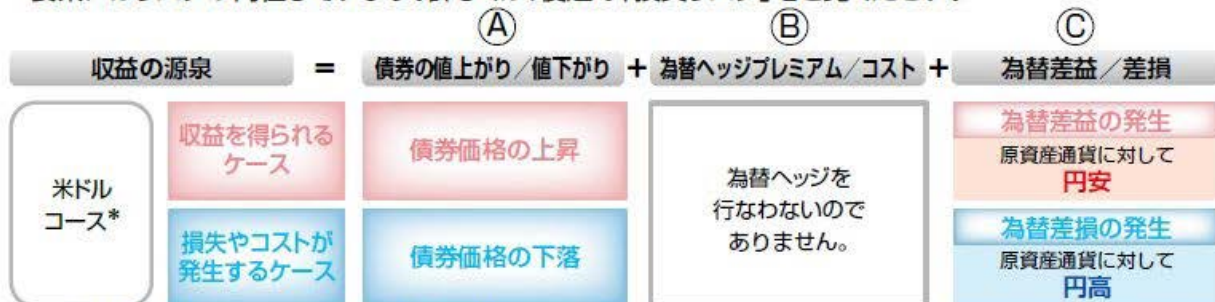


※1 当ファンドは、外国投資信託を通じて米ドル建ての新興国の債券に投資を行ないます。

※2 円ヘッジコースは、原則として米ドル売り/円買いの為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。各コースの通貨が円以外の場合には、各コースの通貨と円の為替変動リスクがあります。

※3 為替取引によるプレミアム/コストは、為替取引を行なう通貨間の金利差相当分の収益/費用です。

- 通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。なお、収益源である3つの要素にはリスクが内在しています。詳しくは、後述の「投資リスク」をご覧ください。



* 毎月分配型(米ドルコース)および資産成長型(米ドルコース)



※市況動向によっては、上記の通りにならない場合があります。

*為替取引には、為替ヘッジ(原資産通貨を売り、円を買う取引)が含まれています。為替ヘッジの場合、「為替取引によるプレミアム/コスト」を「為替ヘッジプレミアム/コスト」といいます。



※市況動向によっては、上記の通りにならない場合があります。

通貨運用に関する留意事項

- 各通貨の運用に当たっては、直物為替先渡取引(NDF取引)を活用する場合があります。
- NDF取引とは、投資対象通貨を用いた受渡を行わず、主に米ドル等による差金決済のみを行なう取引のことを言います。
- NDF取引では、需給や規制などの影響により、為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)／コスト(金利差相当分の費用)が、短期金利から算出される理論上の水準から乖離する場合があります。そのため、想定している投資成果が得られない可能性があります。

「日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(米ドルコース)」のことを「毎月分配型(米ドルコース)」、
 「日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(円ヘッジコース)」のことを「毎月分配型(円ヘッジコース)」、
 「日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(ブラジルリアルコース)」のことを「毎月分配型(ブラジルリアルコース)」、
 「日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(南アフリカランドコース)」のことを「毎月分配型(南アフリカランドコース)」、
 「日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(トルコリラコース)」のことを「毎月分配型(トルコリラコース)」、
 「日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(メキシコペソコース)」のことを「毎月分配型(メキシコペソコース)」、
 「日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(インドネシアルピアコース)」のことを「毎月分配型(インドネシアルピアコース)」、
 「日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(インドルピーコース)」のことを「毎月分配型(インドルピーコース)」、
 「日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型(米ドルコース)」のことを「資産成長型(米ドルコース)」、
 と言うことがあります。

④ 信託金限度額

- ・ 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

2013 年 1 月 16 日

- ・ ファンドの信託契約締結、当初自己設定、運用開始

2014 年 4 月 16 日

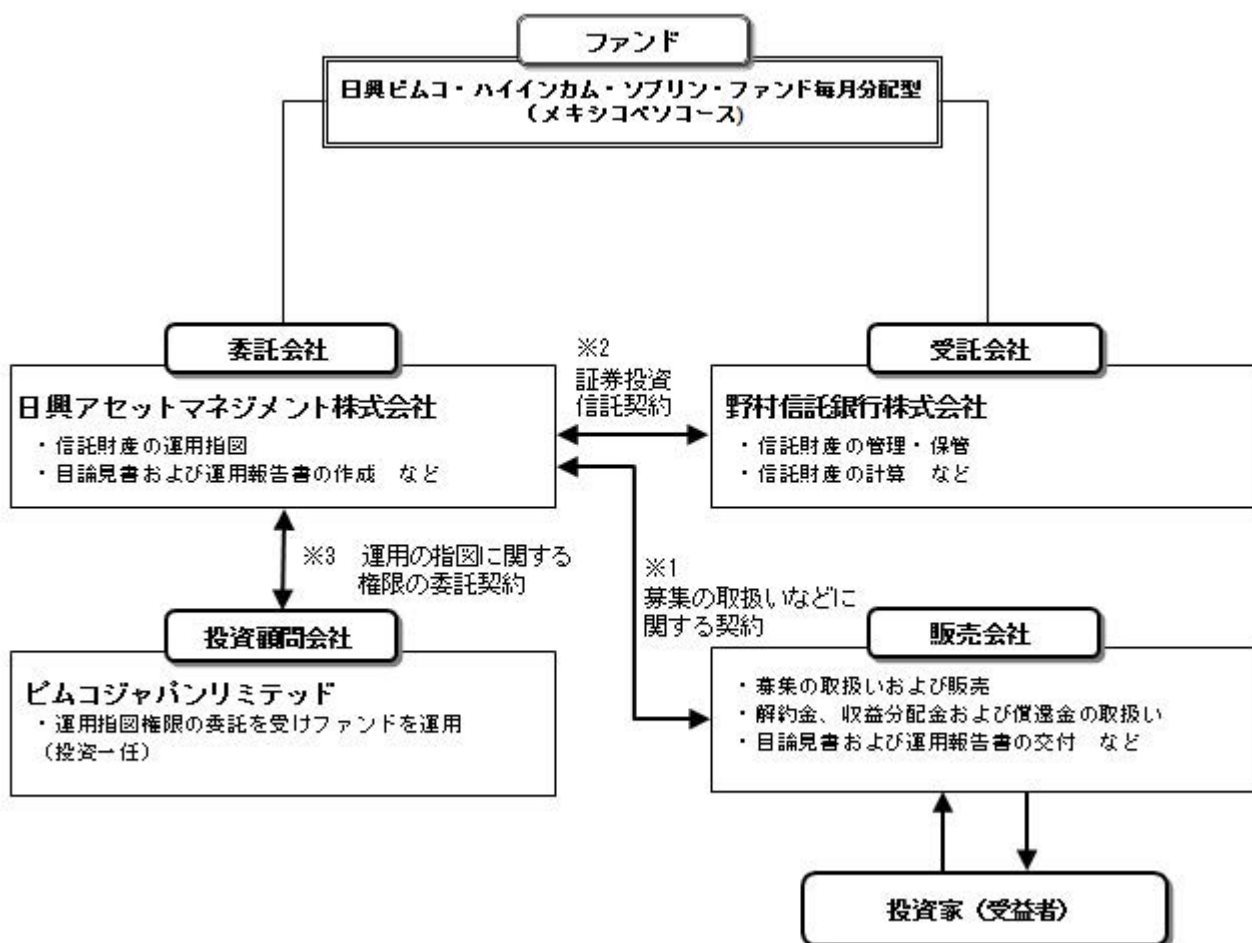
- ・ 信託期間の更新（信託終了日を 2019 年 1 月 15 日から 2024 年 1 月 15 日へ変更）

2024 年 1 月 15 日

- ・ 信託終了（償還）予定

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

※3 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



② 委託会社の概況 (2023 年 7 月末現在)

1) 資本金

17,363 百万円

2) 沿革

1959 年：日興證券投資信託委託株式会社として設立

1999 年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号	192,211,000 株	97.562%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

- ・主として、新興国の債券を主要投資対象とする別に定める投資信託証券の一部、またはすべてに投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざし運用を行ないます。
- ・投資信託証券の合計組入比率は、高位を保つことを原則とします。各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性などを勘案して決定します。なお、資金動向などによっては、各投資信託証券への投資比率を引き下げることがあります。
- ・別に定める投資信託証券については、収益機会の追求やリスクの分散などを目的として、適宜見直しを行ないます。この際、定性評価や定量評価などを勘案のうえ、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を外したりする場合があります。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券
- 2) 金銭債権
- 3) 約束手形
- 4) 為替手形

② 主として、別に定めるマザーファンドの受益証券および別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

- 1) 短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第 66 条第 1 号に規定する短期社債、同法第 117 条に規定する相互会社の社債、同法第 118 条に規定する特定社債および同法第 120 条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー

- 2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) の証券の性質を有するもの
- 3) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
 - 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
- ④ 次の取引ができます。
 - 1) 外国為替予約取引
 - 2) 資金の借入

◆投資対象とする投資信託証券の概要

< P I M C O エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ メキシコペソクラス> (バミューダ籍円建外国投資信託)

運用の基本方針	
基本方針	トータルリターンの最大化をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	「P I M C O エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M) U S D」受益証券を主要投資対象とします。
投資方針	・「P I M C O エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M) U S D」受益証券を主要投資対象とします。 ・ J P モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバースファイド (メキシコペソヘッジ・円ベース) を参考指数とし、トータルリターンの最大化をめざします。 ・原則として、「P I M C O エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M) U S D」受益証券の組入比率は高位に保ちます。ただし、投資環境などにより、組入比率を引き下げる場合もあります。 ・原則として、ファンドの純資産相当額の米ドル売り、メキシコペソ買いの為替取引を行ないます。
主な投資制限	・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ・デリバティブおよび外国為替予約取引の利用は、原則としてヘッジ目的および資産の効率的な運用に資することを目的とします。
収益分配	毎月、原則として利子収入および売買益から分配を行なう方針です。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	有価証券売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用など。
その他	
投資顧問会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
管理会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
信託期間	無期限
決算日	原則として、毎年5月末日

※上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行ないます。

(ご参考)

< P I M C O エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M) U S D >

運用の基本方針	
基本方針	トータルリターンの最大化をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	・通常、主として新興国のソブリン債およびソブリン債に準ずる発行体が発行する債券に投資をします。これら債券には、米ドル建てのものも、米ドル以外の通貨建てのものも含まれます。 ・また、ファンドはこの他以下の債券などに投資します。 1. 米国以外の政府、その政府の部局またはその他の政府系機関の発行する債券 2. 国際機関の発行する債券 3. 米国の発行体および米国以外の発行体の社債およびC P 4. 政府および企業が発行するインフレ連動債 5. 仕組債 6. ディレード・ファンディング・ローンおよびリボルビング・クレジット・ファシリティ 7. 譲渡性預金、定期預金および銀行引受手形 8. 現先取引および逆現先取引 9. 州または地方の政府、政府の部局またはその他の政府系機関の発行する債券 10. 米国政府、政府機関、政府企業が発行または保証する証券
投資方針	・ J P モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバースファイド（ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとし、これを上回る投資成果をめざすとともに、トータルリターンの最大化をめざします。 ・ 外貨建資産については、原則として円に対する為替ヘッジを行ないません。
主な投資制限	・ B 格（ムーディーズ社、スタンダード&プアーズ社、フィッチ社による同等格の格付、またはこれらの格付会社による格付が無い場合でも、投資顧問会社が同等格の信用度を有すると認めたもの）未満の債券への投資は、ファンドの純資産総額の 15% まで可能とします。 ・ ファンドの平均デュレーションは、通常的环境下では、ベンチマークの平均デュレーション±2 年以内とします。 ・ ファンドは、1 発行体に資産の 10% を限度として投資することができます。ただし、政府証券、政府機関証券などへの投資には制限を設けません。 ・ 原則として、ファンドの純資産総額の 95% 以上が実質米ドル資産となるように投資をします。 ・ ファンドは、オプション取引、先物取引、スワップ取引などの派生商品に投資をします。 ・ 流動性の乏しい証券への投資は、ファンドの純資産総額の 15% までとします。 ・ ファンドは、全体のポートフォリオ運用戦略の一環として、または債券価格の下落を相殺するために、空売りを行なうことができます。ただし、ファンドの純資産総額の 100% を超えないものとします。 ・ 資金の借入れの合計金額がファンドの純資産総額の 10% を超える借入残高が生じる借入れは行なわないものとします。
収益分配	毎月、原則として利子収入および売買益から分配を行なう方針です。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	有価証券売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用など。
その他	
投資顧問会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー

管理会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
信託期間	無期限
決算日	原則として、毎年5月末日

※上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行ないます。

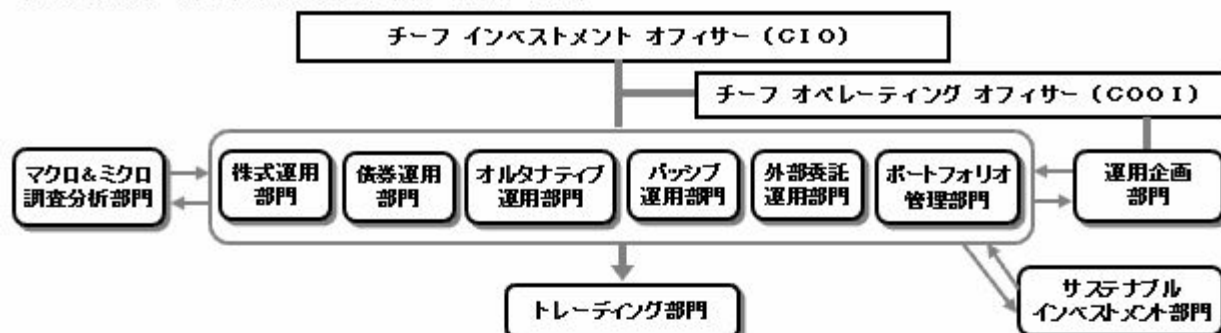
<マネー・オープン・マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	公社債への投資により、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。
主な投資対象	わが国の国債および格付の高い公社債を主要投資対象とします。
投資方針	・わが国の国債および格付の高い公社債に投資を行ない、利息等収益の確保をめざして運用を行ないます。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式（新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。）への投資は行ないません。 ・外貨建資産への投資は行ないません。 ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
信託期間	無期限（2003 年 3 月 28 日設定）
決算日	毎年 1 月 15 日（休業日の場合は翌営業日）

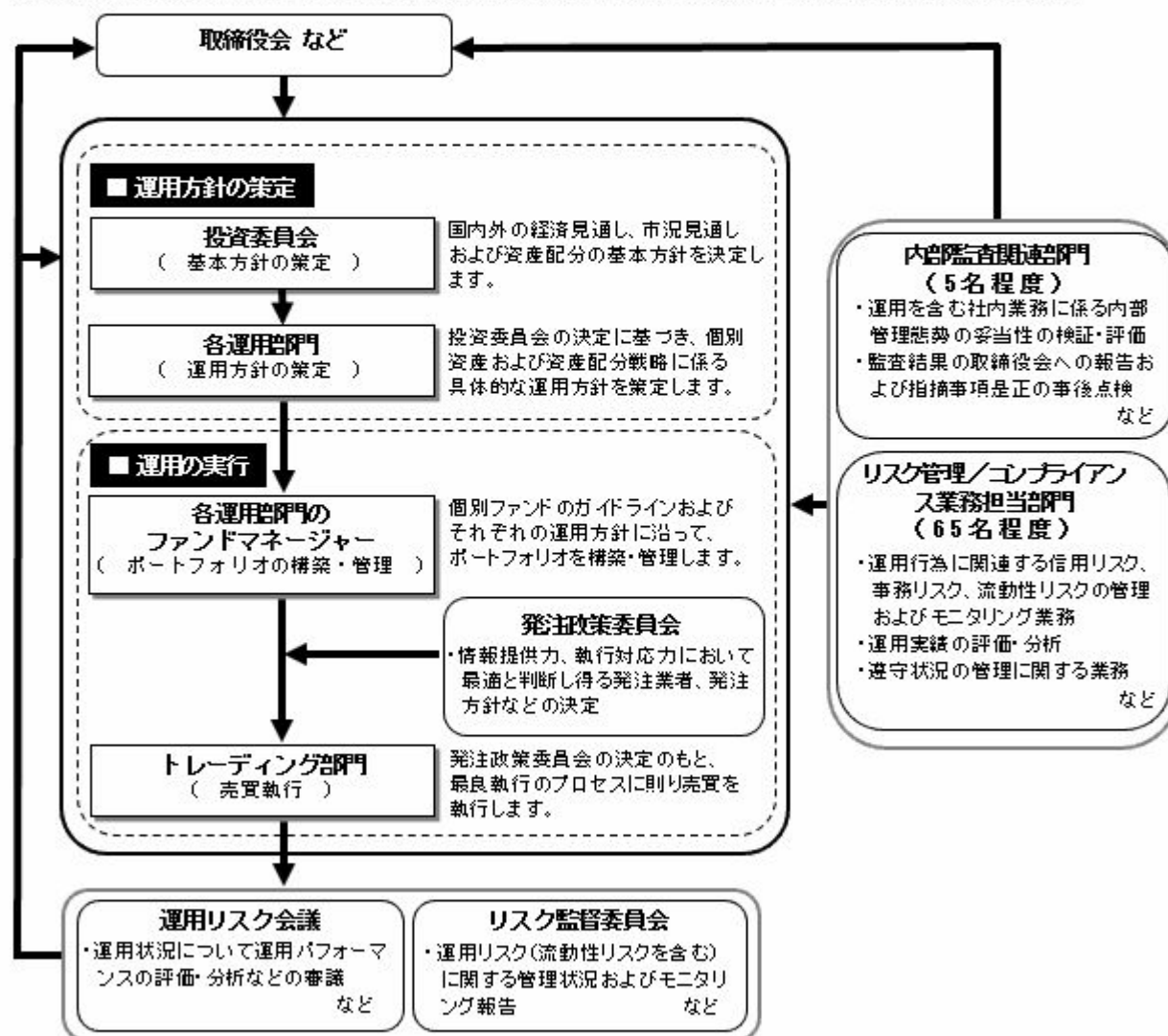
(3) 【運用体制】

＜日興アセットマネジメント株式会社（委託会社）における運用体制＞

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

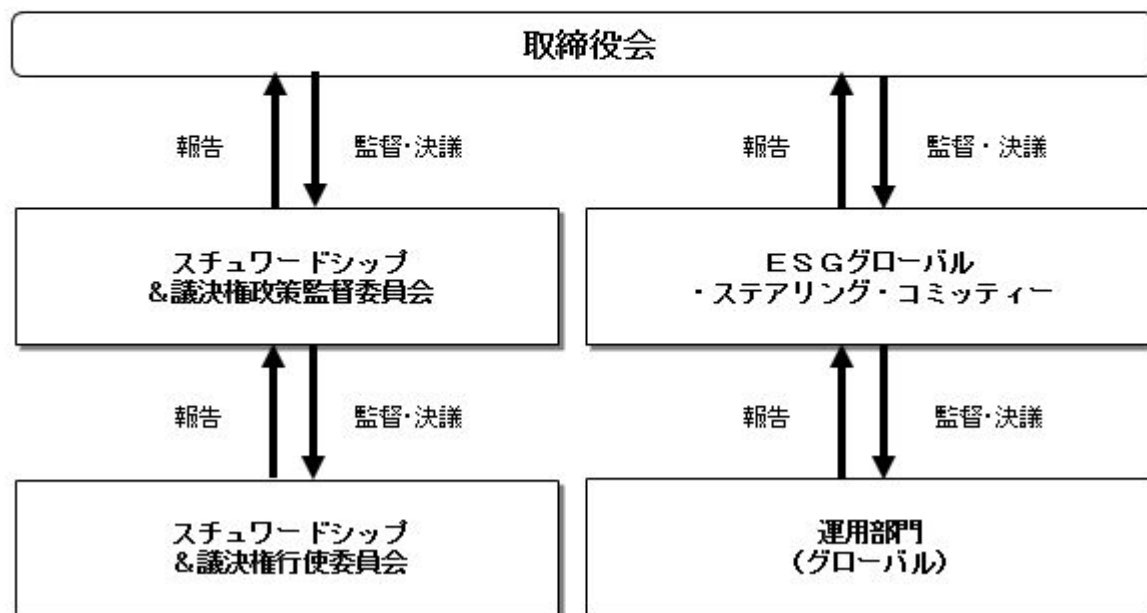
「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

「投資顧問会社」については、投資顧問会社の管理体制およびリスク管理状況のモニタリングをリスク管理業務担当部門にて行ないます。また、外部委託運用部門では外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているなどのモニタリングを行っております。

◆投資家としてのESG／フィデューシャリー・デューティー

ESG（環境、社会、企業統治）やフィデューシャリーは、当委託会社にとって最高位に位置する概念であるため、同原則に関連する決議、報告、議論は、当委託会社の取締役会にて行なうこととしています。

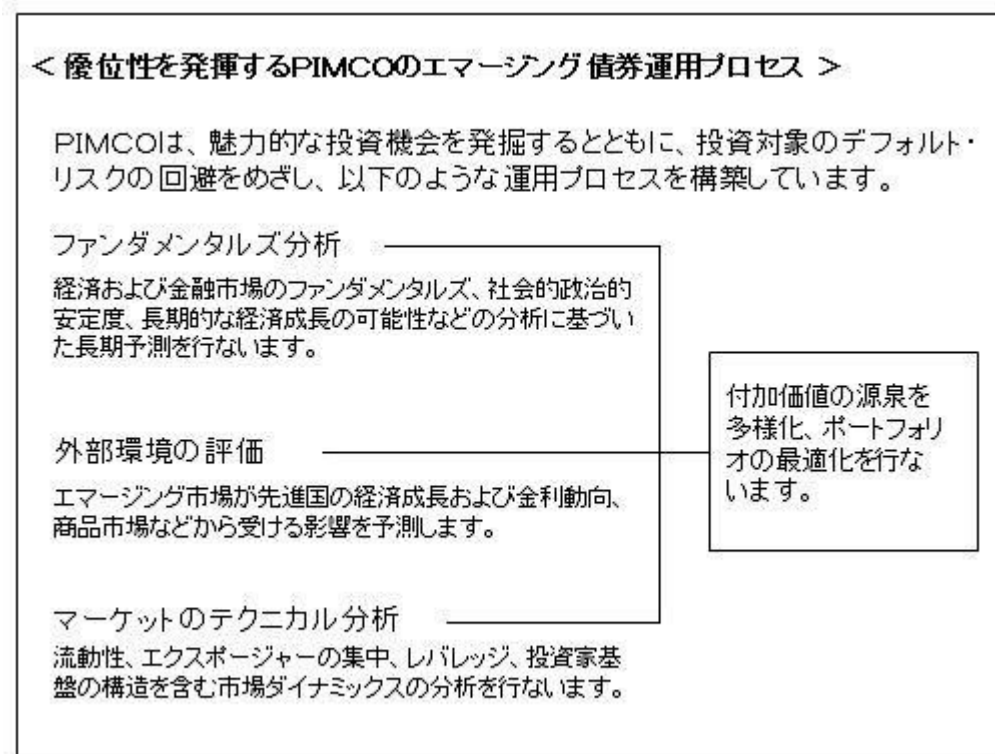
（スチュワードシップ&議決権政策監督委員会は、議長含め社外委員が過半数以上を占めるメンバーで構成されています）



※上記体制は2023年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

- ・当ファンドの運用は、委託会社である日興アセットマネジメント株式会社からファンドの運用の指図に関する権限の委託を受け、ピムコジャパンリミテッドが行ないます。ピムコジャパンリミテッドは、PIMCO（パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー）の日本における拠点です。
- ・投資対象である「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ メキシコペソクラス」は、PIMCOが運用します。

< PIMCOにおける運用体制 >



※上記は 2022 年 12 月末現在のものです。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行います。

② 収益分配金の支払い

＜分配金再投資コース＞

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

＜分配金受取りコース＞

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

(5) 【投資制限】

① 約款に定める投資制限

1) 投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

2) 有価証券先物取引等のデリバティブ取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。

3) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

4) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

5) 信託財産に属する外貨建資産の時価総額と投資信託証券またはマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

6) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て（解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。

イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

ロ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

ハ) 借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内

ニ) 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

ホ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

7) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3 【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。基準価額変動リスクの大きいファンドですので、お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

- ・投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様へ帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク

- ・一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。
- ・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。

② 流動性リスク

- ・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- ・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

③ 信用リスク

- ・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- ・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて利回りが高い反面、価格変動が大きく、デフォルトが生じるリスクが高まる場合があります。
- ・格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。
- ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

④ 為替変動リスク

- ・投資対象とする外国投資信託の組入資産については、原則として米ドル売り、メキシコペソ買いの為替取引を行なうため、メキシコペソの対円での為替変動の影響を受けます。一般に外国為替相場がメキシコペソに対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。なお、為替取引を完全に行なうことができるとは限らないため、場合によってはメキシコペソと米ドルの2通貨間の金利差を十分に享受することができない可能性や、米ドルの対円での為替変動の影響を受ける可能性があります。また、メキシコペソの金利が米ドル金利より低い場合、米ドルとメキシコペソの金利差相当分の為替取引によるコストが発生します。
- ・一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

⑤ カントリー・リスク

- ・投資対象国における非常事態など（金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
- ・一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。
- ・ファンドの投資対象資産が上場または取引されている諸国の税制は各国によって異なります。また、それらの諸国における税制が一方的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることもあります。以上のような要因は、ファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

＜その他の留意事項＞

・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

・投資対象とする投資信託証券に関する事項

◇諸事情により、投資対象とする投資信託証券にかかる投資や換金ができない場合があります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができなくなる場合があります。また、一時的にファンドの取得・換金ができなくなることもあります。

◇ファンドが投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを含みます。）と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴う資金流出入などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

・解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項

ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があります。

・運用制限や規制上の制限に関する事項

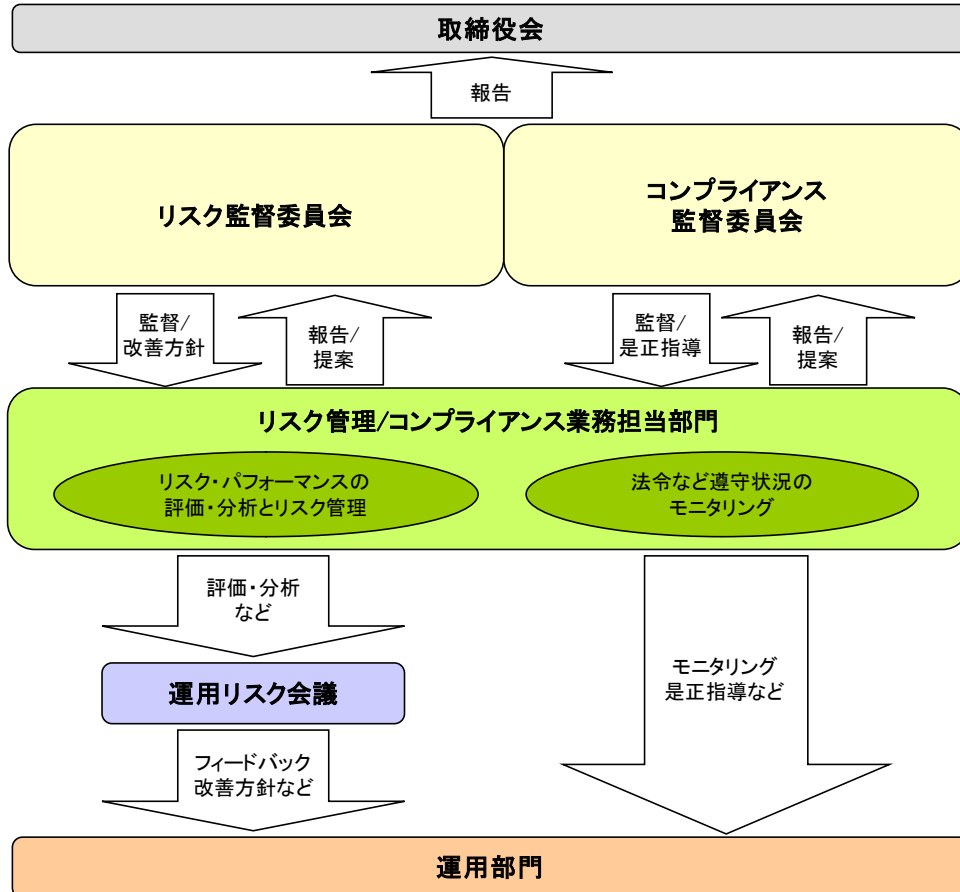
関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社もしくは運用委託先またはこれらの関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社もしくは運用委託先またはこれらの関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。

・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

(2) リスク管理体制

<日興アセットマネジメント株式会社（委託会社）におけるリスク管理体制>



■全社的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理／コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク（流動性リスクを含む）、市場リスク、カウンターパーティーリスク、オペレーショナルリスク（事務リスクを含む）など）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

■運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

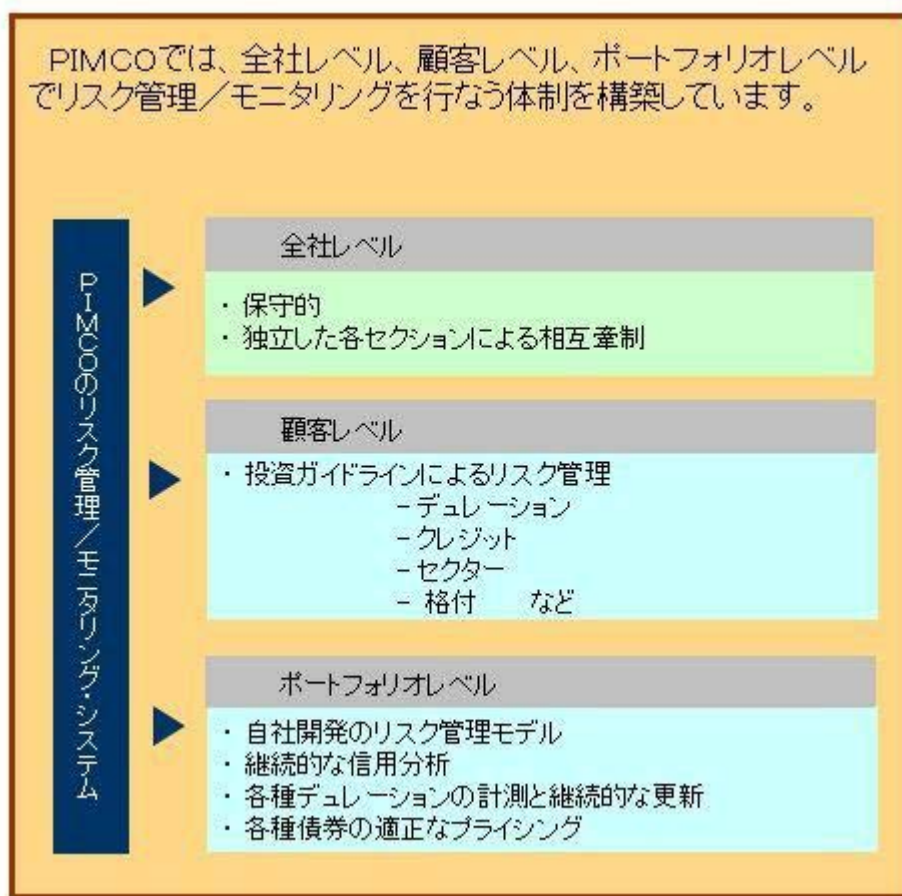
■法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記体制は2023年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

< P I M C Oにおけるリスク管理体制>

ポートフォリオのリスク管理体制について、P I M C Oは、お客様のポートフォリオ運用において実効性のある管理を行なうためには、異なる機能を有するセクションが相互牽制を働かせ、多面的なリスク管理、モニタリングを行なうことが不可欠であると考えています。全てのポートフォリオと全ての取引はポートフォリオ・マネジメント、アカウント・マネジメント、コンプライアンス／リーガルの3つの独立した部門が互いに牽制しあう形で監視することにより、システムの信頼性を保っています。

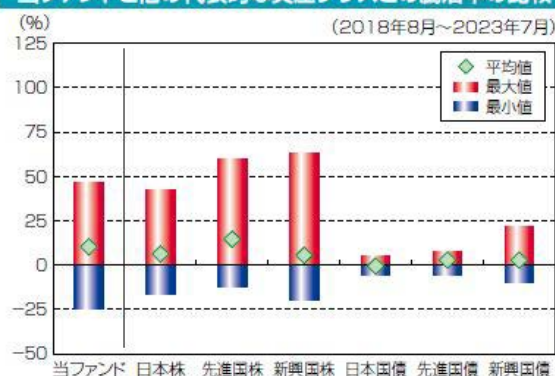


※上記は 2022 年 12 月末現在のものです。

(参考情報)

毎月分配型(メキシコペソコース)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	10.3%	6.3%	14.6%	5.5%	-0.5%	2.8%	2.7%
最大値	46.4%	42.1%	59.8%	62.7%	5.4%	7.9%	21.5%
最小値	-24.9%	-16.0%	-12.4%	-19.4%	-5.5%	-6.1%	-9.4%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2018年8月から2023年7月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株 ……TOPIX(東証株価指数)配当込み

先進国株 ……MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

新興国株 ……MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債 ……NOMURA-BPI国債

先進国債 ……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債 ……JPモルガンGBI-EMグローバルディバースファイド(円ヘッジなし、円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2018年8月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

TOPIX（東証株価指数）配当込み

当指数は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は株式会社 J P X 総研または株式会社 J P X 総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）

当指数は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

当指数は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

NOMURA-BPI 国債

当指数は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（以下「NFRC」）が公表している指数で、その知的財産権は NFRC に帰属します。なお、NFRC は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる日興アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

当指数は、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。当指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。

JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド（円ヘッジなし、円ベース）

当指数は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）につきましては、販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜3%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
- ・販売会社によっては、償還乗換、乗換優遇の適用を受けることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

(2) 【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額
ありません。

(3) 【信託報酬等】

- ① 信託報酬
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年 1.76%（税抜 1.6%）の率を乗じて得た額とします。
- ② 信託報酬の配分
信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

販売会社毎の純資産総額	信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
100 億円以下の部分	1.60%	0.87%	0.70%	0.03%
100 億円超 300 億円以下の部分		0.82%	0.75%	
300 億円超 1,000 億円以下の部分		0.77%	0.80%	
1,000 億円超の部分		0.72%	0.85%	

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

※投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける信託報酬の中から支払います。

- ③ 支払時期
信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4) 【その他の手数料等】

以下の諸費用およびそれに付随する消費税等相当額について、委託会社は、その支払いをファンドのために行ない、ファンドの日々の純資産総額に対して年率 0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限として、支

払金額の支弁を信託財産から受けることができます。(以下「実費方式」といいます。)なお、①から⑦までに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。また、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、見積額に基づいて見積率を算出し、かかる見積率を信託財産の純資産総額に乗じて得た額をかかるとする諸費用の合計額とみなして、信託財産から支弁を受けることができます。

(以下「見積方式」といいます。)ただし、委託会社は、信託財産の規模などを考慮して、信託の設定時または期中に、かかる諸費用の見積率を見直し、年率 0.1%を上限として、これを変更することができます。委託会社は、実費方式または見積方式のいずれを用いるかについて、信託期間を通じて随時、見直すことができます。これら諸費用は、委託会社が定めた時期に、信託財産から支払います。

- ① ファンドの計理業務(設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等)およびこれに付随する業務(法定帳簿管理、法定報告等)に係る費用。
- ② 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用。
- ③ 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書(これらの訂正に係る書類を含みます。)の作成、印刷および提出に係る費用。
- ④ 目論見書および仮目論見書(これらの訂正事項分を含みます。)の作成、印刷および交付に係る費用(これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)
- ⑤ 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用(これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)
- ⑥ 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用(これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)
- ⑦ ファンドの受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用。
- ⑧ 格付の取得に要する費用。
- ⑨ ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用。

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

- ① 組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

<投資対象とする投資信託証券に係る費用>

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ メキシコペソクラス」

- ・有価証券売買時の売買委託手数料
- ・先物・オプション取引に要する費用 など

「マネー・オープン・マザーファンド」

- ・組入る有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・信託財産に関する租税 など

※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。

*売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度(NISA)の適用対象です。

※2024年1月1日以降、公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニア NISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※2024 年 1 月 1 日以降、NISA をご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となり、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1 口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

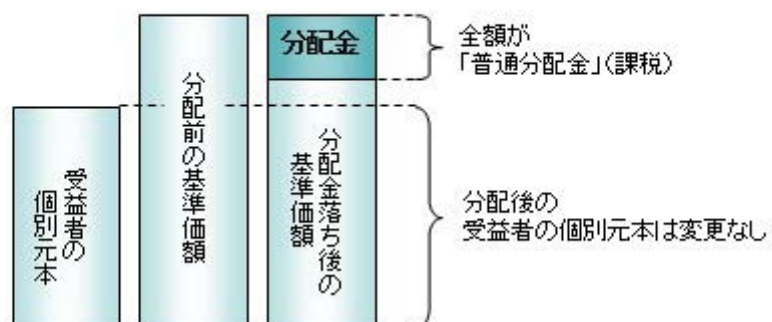
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の 1 口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の 1 口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

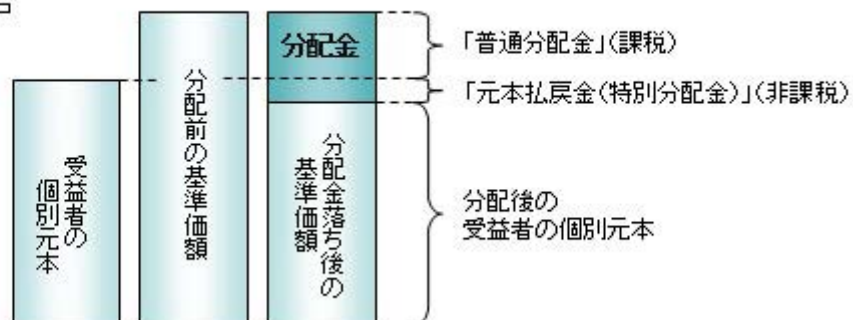
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は 2023 年 10 月 16 日現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース）】

以下の運用状況は 2023 年 7 月 31 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	バミューダ	671,976,036	98.45
親投資信託受益証券	日本	666,685	0.10
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	9,918,497	1.45
合計（純資産総額）		682,561,218	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
バミューダ	投資信託受益証券	PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ メキシコペソクラス	77,212	8,509.84	657,061,766	8,703	671,976,036	98.45
日本	親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	656,639	1.0153	666,686	1.0153	666,685	0.10

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.45
親投資信託受益証券	0.10
合 計	98.55

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別		純資産総額 (百万円)		1 口当たり純資産額 (円)	
		分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第 2 特定期間末	(2014 年 1 月 15 日)	10,017	10,098	0.9927	1.0007
第 3 特定期間末	(2014 年 7 月 15 日)	8,740	8,809	1.0071	1.0151
第 4 特定期間末	(2015 年 1 月 15 日)	6,816	6,875	0.9351	0.9431
第 5 特定期間末	(2015 年 7 月 15 日)	4,872	4,916	0.9026	0.9106
第 6 特定期間末	(2016 年 1 月 15 日)	2,539	2,570	0.6636	0.6716
第 7 特定期間末	(2016 年 7 月 15 日)	1,836	1,848	0.6254	0.6294
第 8 特定期間末	(2017 年 1 月 16 日)	1,443	1,453	0.5715	0.5755
第 9 特定期間末	(2017 年 7 月 18 日)	1,755	1,765	0.7144	0.7184
第 10 特定期間末	(2018 年 1 月 15 日)	1,466	1,475	0.6717	0.6757
第 11 特定期間末	(2018 年 7 月 17 日)	1,287	1,295	0.6579	0.6619
第 12 特定期間末	(2019 年 1 月 15 日)	1,136	1,143	0.6237	0.6277
第 13 特定期間末	(2019 年 7 月 16 日)	1,085	1,092	0.6712	0.6752
第 14 特定期間末	(2020 年 1 月 15 日)	1,033	1,039	0.7054	0.7094
第 15 特定期間末	(2020 年 7 月 15 日)	771	777	0.5371	0.5411
第 16 特定期間末	(2021 年 1 月 15 日)	789	794	0.6145	0.6185
第 17 特定期間末	(2021 年 7 月 15 日)	761	765	0.6431	0.6471
第 18 特定期間末	(2022 年 1 月 17 日)	641	645	0.6108	0.6148
第 19 特定期間末	(2022 年 7 月 15 日)	537	540	0.5910	0.5950
第 20 特定期間末	(2023 年 1 月 16 日)	577	580	0.6507	0.6547
第 21 特定期間末	(2023 年 7 月 18 日)	701	704	0.8065	0.8105
2022 年 7 月末日		551	—	0.6118	—
8 月末日		575	—	0.6429	—
9 月末日		556	—	0.6278	—
10 月末日		580	—	0.6504	—
11 月末日		593	—	0.6668	—
12 月末日		572	—	0.6450	—
2023 年 1 月末日		565	—	0.6694	—
2 月末日		587	—	0.6977	—
3 月末日		592	—	0.6918	—
4 月末日		578	—	0.7026	—
5 月末日		625	—	0.7464	—
6 月末日		671	—	0.8130	—

7 月末日	682	—	0. 8239	—
-------	-----	---	---------	---

(注) 分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	期間	1 口当たりの分配金 (円)
第 2 特定期間	2013 年 7 月 17 日～2014 年 1 月 15 日	0. 0480
第 3 特定期間	2014 年 1 月 16 日～2014 年 7 月 15 日	0. 0480
第 4 特定期間	2014 年 7 月 16 日～2015 年 1 月 15 日	0. 0480
第 5 特定期間	2015 年 1 月 16 日～2015 年 7 月 15 日	0. 0480
第 6 特定期間	2015 年 7 月 16 日～2016 年 1 月 15 日	0. 0480
第 7 特定期間	2016 年 1 月 16 日～2016 年 7 月 15 日	0. 0360
第 8 特定期間	2016 年 7 月 16 日～2017 年 1 月 16 日	0. 0240
第 9 特定期間	2017 年 1 月 17 日～2017 年 7 月 18 日	0. 0240
第 10 特定期間	2017 年 7 月 19 日～2018 年 1 月 15 日	0. 0240
第 11 特定期間	2018 年 1 月 16 日～2018 年 7 月 17 日	0. 0240
第 12 特定期間	2018 年 7 月 18 日～2019 年 1 月 15 日	0. 0240
第 13 特定期間	2019 年 1 月 16 日～2019 年 7 月 16 日	0. 0240
第 14 特定期間	2019 年 7 月 17 日～2020 年 1 月 15 日	0. 0240
第 15 特定期間	2020 年 1 月 16 日～2020 年 7 月 15 日	0. 0240
第 16 特定期間	2020 年 7 月 16 日～2021 年 1 月 15 日	0. 0240
第 17 特定期間	2021 年 1 月 16 日～2021 年 7 月 15 日	0. 0240
第 18 特定期間	2021 年 7 月 16 日～2022 年 1 月 17 日	0. 0240
第 19 特定期間	2022 年 1 月 18 日～2022 年 7 月 15 日	0. 0240
第 20 特定期間	2022 年 7 月 16 日～2023 年 1 月 16 日	0. 0240
第 21 特定期間	2023 年 1 月 17 日～2023 年 7 月 18 日	0. 0240

③【収益率の推移】

期	期間	収益率 (%)
第 2 特定期間	2013 年 7 月 17 日～2014 年 1 月 15 日	3. 42
第 3 特定期間	2014 年 1 月 16 日～2014 年 7 月 15 日	6. 29
第 4 特定期間	2014 年 7 月 16 日～2015 年 1 月 15 日	△2. 38
第 5 特定期間	2015 年 1 月 16 日～2015 年 7 月 15 日	1. 66
第 6 特定期間	2015 年 7 月 16 日～2016 年 1 月 15 日	△21. 16
第 7 特定期間	2016 年 1 月 16 日～2016 年 7 月 15 日	△0. 33
第 8 特定期間	2016 年 7 月 16 日～2017 年 1 月 16 日	△4. 78
第 9 特定期間	2017 年 1 月 17 日～2017 年 7 月 18 日	29. 20
第 10 特定期間	2017 年 7 月 19 日～2018 年 1 月 15 日	△2. 62
第 11 特定期間	2018 年 1 月 16 日～2018 年 7 月 17 日	1. 52
第 12 特定期間	2018 年 7 月 18 日～2019 年 1 月 15 日	△1. 55
第 13 特定期間	2019 年 1 月 16 日～2019 年 7 月 16 日	11. 46

第 14 特定期間	2019 年 7 月 17 日～2020 年 1 月 15 日	8.67
第 15 特定期間	2020 年 1 月 16 日～2020 年 7 月 15 日	△20.46
第 16 特定期間	2020 年 7 月 16 日～2021 年 1 月 15 日	18.88
第 17 特定期間	2021 年 1 月 16 日～2021 年 7 月 15 日	8.56
第 18 特定期間	2021 年 7 月 16 日～2022 年 1 月 17 日	△1.29
第 19 特定期間	2022 年 1 月 18 日～2022 年 7 月 15 日	0.69
第 20 特定期間	2022 年 7 月 16 日～2023 年 1 月 16 日	14.16
第 21 特定期間	2023 年 1 月 17 日～2023 年 7 月 18 日	27.63

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第 2 特定期間	2013 年 7 月 17 日～2014 年 1 月 15 日	2,139,412,333	1,103,525,409
第 3 特定期間	2014 年 1 月 16 日～2014 年 7 月 15 日	1,484,524,814	2,896,970,023
第 4 特定期間	2014 年 7 月 16 日～2015 年 1 月 15 日	736,500,135	2,125,754,957
第 5 特定期間	2015 年 1 月 16 日～2015 年 7 月 15 日	294,720,549	2,185,567,281
第 6 特定期間	2015 年 7 月 16 日～2016 年 1 月 15 日	130,763,457	1,702,535,277
第 7 特定期間	2016 年 1 月 16 日～2016 年 7 月 15 日	69,867,671	959,934,279
第 8 特定期間	2016 年 7 月 16 日～2017 年 1 月 16 日	267,027,445	677,584,751
第 9 特定期間	2017 年 1 月 17 日～2017 年 7 月 18 日	528,916,103	597,655,650
第 10 特定期間	2017 年 7 月 19 日～2018 年 1 月 15 日	200,063,539	474,423,761
第 11 特定期間	2018 年 1 月 16 日～2018 年 7 月 17 日	94,319,144	320,721,764
第 12 特定期間	2018 年 7 月 18 日～2019 年 1 月 15 日	47,550,320	182,408,397
第 13 特定期間	2019 年 1 月 16 日～2019 年 7 月 16 日	133,853,505	338,238,093
第 14 特定期間	2019 年 7 月 17 日～2020 年 1 月 15 日	120,464,188	273,157,970
第 15 特定期間	2020 年 1 月 16 日～2020 年 7 月 15 日	179,725,083	208,201,158
第 16 特定期間	2020 年 7 月 16 日～2021 年 1 月 15 日	70,974,010	223,154,451
第 17 特定期間	2021 年 1 月 16 日～2021 年 7 月 15 日	86,329,403	187,129,926
第 18 特定期間	2021 年 7 月 16 日～2022 年 1 月 17 日	22,131,745	155,180,626
第 19 特定期間	2022 年 1 月 18 日～2022 年 7 月 15 日	18,294,411	159,826,078
第 20 特定期間	2022 年 7 月 16 日～2023 年 1 月 16 日	38,966,163	60,801,122
第 21 特定期間	2023 年 1 月 17 日～2023 年 7 月 18 日	248,495,087	266,049,287

運用実績(毎月分配型(メキシコペソコース))

2023年7月31日現在

基準価額・純資産の推移



基準価額…………… 8,239円

純資産総額…………… 6.82億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2013年7月末の基準価額を起点として指数化しています。
※分配金再投資基準価額は当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものである点にご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2023年3月	2023年4月	2023年5月	2023年6月	2023年7月	直近1年間累計	設定来累計
40円	40円	40円	40円	40円	480円	6,520円

主要な資産の状況

<資産別構成比率>

PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ メキシコペソクラス	98.4%
マネー・オープン・マザーファンド	0.1%
現金その他	1.5%

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ メキシコペソクラス」の状況

<債券ポートフォリオの概況>

債券比率	77%
現金その他	23%
組入銘柄数	511
平均デュレーション	6.48年
平均最終利回り	8.20%
平均格付	BBB-

<国別投資比率(上位10カ国)>

	国	比率
1	サウジアラビア	5.5%
2	南アフリカ	4.1%
3	ドミニカ	4.0%
4	メキシコ	3.8%
5	ペルー	3.3%
6	ブラジル	3.0%
7	チリ	2.9%
8	ナイジェリア	2.8%
9	コロンビア	2.6%
10	トルコ	2.6%

<通貨別構成比率>

	通貨	比率
1	メキシコペソ	100%
2	その他	0%

※債券比率には債券とその他金融商品が含まれます。
※「国別投資比率」「通貨別構成比率」は、純資産総額に対する比率です。
※格付は、S&P社、ムーディーズ社のものを原則としており、格付会社により格付が異なる場合は、高い方を採用しております。
※平均格付とは、データ基準日時点で当外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加算平均したものであり、当外国投資信託に係る信用格付ではありません。
※「国別投資比率」は実質的に属する国に分類しています。

※上記は、PIMCOより提供された情報です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※当ファンドには、ベンチマークはありません。

※2023年は、2023年7月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

※当ファンドは、2024年1月15日をもって信託期間が終了いたします。

(1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

(3) スイッチング

・スイッチングとは、保有しているファンドを売却し、その売却代金をもって他のファンドを取得することで、売却するファンドと取得するファンドを同時に申込みいただきます。

・申込みの際に、スイッチングの旨をご指示ください。

・以下のファンド間でスイッチングを行なうことができます。

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）

※毎月分配型（南アフリカランドコース、メキシコペソコース、インドネシアルピアコース、インドルピーコース）および資産成長型（米ドルコース）は、2024年1月15日をもって信託期間が終了いたします。それに伴い、2024年1月11日以降、取得の申込みは受付停止とさせていただきます。

※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合や全部または一部のファンド間でスイッチングが行なえない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※スイッチング対象ファンドの一方のファンドに関して、委託会社が約款に定める事由に該当したと判断したことにより、取得の申込み・解約請求の受付を中止、もしくは、既に受け付けた取得の申込み・解約請求の受付を取り消した場合には、もう一方のスイッチング対象ファンドに関しても、当該ファンドについて約款に定める中止・取消事由が生じているか否かにかかわらず、原則として、スイッチングによる取得の申込み・解約請求の受付を中止、もしくは、既に受け付けたスイッチングによる取得の申込み・解約請求の受付を取り消します。

※投資成果に大きく影響しますので、スイッチングは、十分ご検討の上、慎重にご判断ください。

※仮に、受益者がスイッチングによらず、一方のファンドの取得の申込み、および、他方のファンドの解約請求を個別に行なった場合には、中止・取消事由が生じたファンドに関しては、取得の申込み・解約請求の受付を中止、もしくは、既に受け付けた取得の申込み・解約請求の受付を取り消しますが、中止・取消事由が生じていないもう一方のファンドに関しては、取得の申込み・解約請求の受付を、通常通り取り扱います。

(4) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(5) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(6) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、取得の申込み（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

(8) 申込単位

販売会社の照会先にお問い合わせください。

(9) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(10) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所[※]における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込み（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

- ・委託会社は、当ファンドのスイッチング元となる以下のファンド（当ファンドを除きます。）が解約請求の実行を停止した場合で、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約請求の実行の停止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に当該スイッチングの申込みを受け付けたものとして取り扱います。

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）

※毎月分配型（南アフリカランドコース、メキシコペソコース、インドネシアルピアコース、インドルピーコース）および資産成長型（米ドルコース）は、2024年1月15日をもって信託期間が終了いたします。それに伴い、2024年1月11日以降、取得の申込みは受付停止とさせていただきます。

(11) 償還乗換

- ・受益者は、証券投資信託の償還金額（手取額）の範囲内（単位型証券投資信託については、償還金額（手取額）とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数に係る申込手数料を徴収されない措置の適用を受けることができる場合があります。この償還乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求められることがあります。

(12) 乗換優遇

受益者は、信託期間終了日の1年前以内などの一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行なった販売会社において、取得申込みをする場合の手数料率が割引となる措置の適用を受けることができます。この乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

※当ファンドは、2024年1月15日をもって信託期間が終了いたします。

＜解約請求による換金＞

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

・ニューヨーク証券取引所の休業日

・解約請求日から解約代金の支払開始日までの間（解約請求日および解約代金の支払開始日を除きます。）の全ての日がニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合

(4) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などにに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

1口単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。
- ・委託会社は、当ファンドのスイッチング先となる以下のファンド（当ファンドを除きます。）が取得の申込みの受付を行なわない措置を取ったときは、原則として当該スイッチングの受付を停止します。スイッチングの受付を停止した場合には、受益者は当該受付停止当日およびその前営業日のスイッチングの申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのスイッチングの申込みを撤回しない場合には、当該受付停止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）にスイッチングを受け付けたものとして取り扱います。

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）

※毎月分配型（南アフリカランドコース、メキシコペソコース、インドネシアルピアコース、インドルピーコース）および資産成長型（米ドルコース）は、2024年1月15日をもって信託期間が終了いたします。それに伴い、2024年1月11日以降、取得の申込みは受付停止とさせていただきます。

3 【資産管理等の概要】

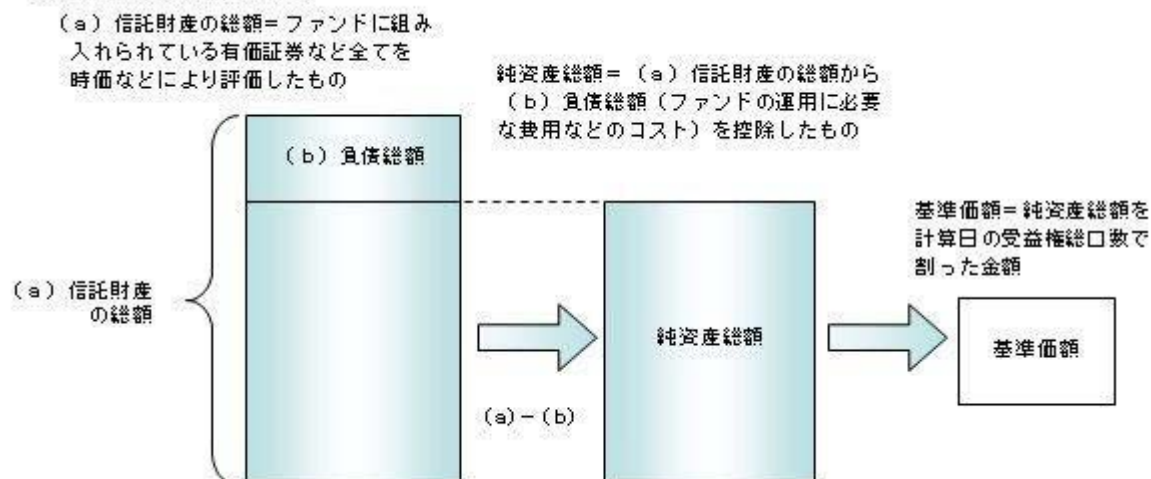
(1) 【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を指します。

額)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当りに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

◇投資信託証券 (国内籍)

原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇投資信託証券 (外国籍)

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産 (外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。) の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2024年1月15日までとします (2013年1月16日設定)。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎月16日から翌月15日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

① 信託の終了 (繰上償還)

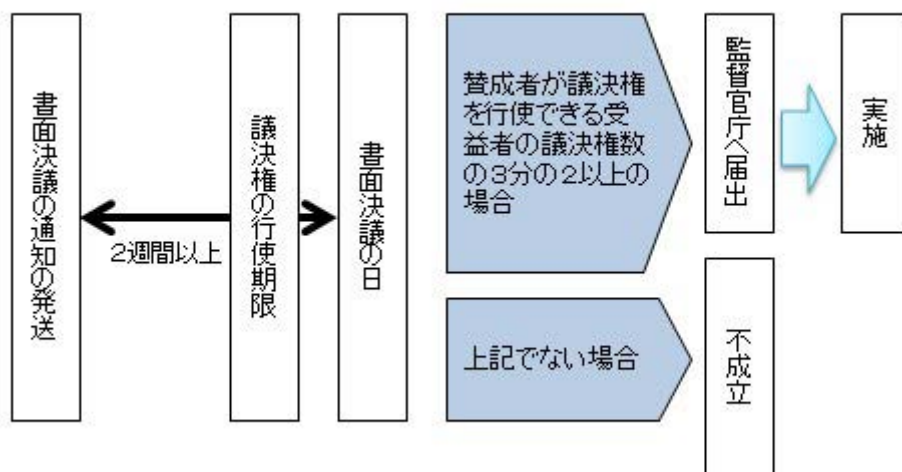
- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ) 受益者の解約により純資産総額が10億円を下回ることとなった場合

ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

- ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
- イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
- ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
- ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
- ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- ② 償還金について
- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
 - ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。
- ③ 信託約款の変更など
- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。
- ④ 書面決議
- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知っている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができするため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

<書面決議の主な流れ>



⑤ 公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

- ・委託会社は、年2回（1月、7月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

⑦ 関係法人との契約について

- ・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ・投資顧問会社との運用の指図に関する権限の委託契約は、当ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は、6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、2023年1月17日から2023年7月18日までの特定期間の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年10月4日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 辻村 和之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 榊原 康太
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース）の2023年1月17日から2023年7月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース）の2023年7月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、日興アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2023 年 1 月 16 日現在	当期 2023 年 7 月 18 日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	12,446,537	69,288,089
投資信託受益証券	567,804,168	640,041,159
親投資信託受益証券	573,010	635,535
未収入金	4,313,766	9,557
流動資産合計	585,137,481	709,974,340
資産合計	585,137,481	709,974,340
負債の部		
流動負債		
未払金	2,961,549	3,878,088
未払収益分配金	3,548,321	3,478,104
未払解約金	2,626	5,561
未払受託者報酬	16,626	20,118
未払委託者報酬	870,500	1,053,246
未払利息	7	74
その他未払費用	557,504	292,898
流動負債合計	7,957,133	8,728,089
負債合計	7,957,133	8,728,089
純資産の部		
元本等		
元本	887,080,348	869,526,148
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△309,900,000	△168,279,897
（分配準備積立金）	17,221,305	26,311,227
元本等合計	577,180,348	701,246,251
純資産合計	577,180,348	701,246,251
負債純資産合計	585,137,481	709,974,340

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2022 年 7 月 16 日 至 2023 年 1 月 16 日	当期 自 2023 年 1 月 17 日 至 2023 年 7 月 18 日
営業収益		
受取配当金	22,682,745	21,164,265
有価証券売買等損益	57,816,523	135,868,981
営業収益合計	80,499,268	157,033,246
営業費用		
支払利息	2,078	2,260
受託者報酬	95,818	100,145
委託者報酬	5,017,492	5,243,919
その他費用	290,411	303,538
営業費用合計	5,405,799	5,649,862
営業利益又は営業損失 (△)	75,093,469	151,383,384
経常利益又は経常損失 (△)	75,093,469	151,383,384
当期純利益又は当期純損失 (△)	75,093,469	151,383,384
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	523,006	3,218,341
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△371,784,153	△309,900,000
剰余金増加額又は欠損金減少額	22,389,341	71,705,061
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	22,389,341	71,705,061
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	13,698,050	57,763,235
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	13,698,050	57,763,235
分配金	21,377,601	20,486,766
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△309,900,000	△168,279,897

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎月 16 日から翌月 15 日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当特定期間は 2023 年 1 月 17 日から 2023 年 7 月 18 日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 2023 年 1 月 16 日現在	当期 2023 年 7 月 18 日現在
1. 期首元本額	908,915,307 円	887,080,348 円
期中追加設定元本額	38,966,163 円	248,495,087 円
期中一部解約元本額	60,801,122 円	266,049,287 円
2. 受益権の総数	887,080,348 口	869,526,148 口
3. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	309,900,000 円	168,279,897 円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2022 年 7 月 16 日 至 2023 年 1 月 16 日	当期 自 2023 年 1 月 17 日 至 2023 年 7 月 18 日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 2,077,213 円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 2,170,952 円
2. 分配金の計算過程 自 2022 年 7 月 16 日 至 2022 年 8 月 15 日	2. 分配金の計算過程 自 2023 年 1 月 17 日 至 2023 年 2 月 15 日
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 3,755,526 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 3,445,119 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0 円
C 信託約款に定める収益調整金 138,592,406 円	C 信託約款に定める収益調整金 131,019,769 円
D 信託約款に定める分配準備積立 金 19,629,642 円	D 信託約款に定める分配準備積立 金 16,256,613 円
E 分配対象収益 (A+B+C+D) 161,977,574 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D) 150,721,501 円
F 分配対象収益(1 万口当たり) 1,802 円	F 分配対象収益(1 万口当たり) 1,785 円
G 分配金額 3,595,401 円	G 分配金額 3,375,963 円
H 分配金額(1 万口当たり) 40 円	H 分配金額(1 万口当たり) 40 円
自 2022 年 8 月 16 日 至 2022 年 9 月 15 日	自 2023 年 2 月 16 日 至 2023 年 3 月 15 日
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 3,558,127 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 2,760,779 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0 円
C 信託約款に定める収益調整金 137,494,207 円	C 信託約款に定める収益調整金 133,316,923 円
D 信託約款に定める分配準備積立 金 19,216,292 円	D 信託約款に定める分配準備積立 金 16,047,109 円
E 分配対象収益 (A+B+C+D) 160,268,626 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D) 152,124,811 円
F 分配対象収益(1 万口当たり) 1,802 円	F 分配対象収益(1 万口当たり) 1,778 円
G 分配金額 3,556,752 円	G 分配金額 3,422,150 円
H 分配金額(1 万口当たり) 40 円	H 分配金額(1 万口当たり) 40 円

自 2022 年 9 月 16 日 至 2022 年 10 月 17 日		自 2023 年 3 月 16 日 至 2023 年 4 月 17 日		
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	2,872,625 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	3,470,174 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	137,914,741 円	C 信託約款に定める収益調整金	132,578,365 円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	19,063,631 円	D 信託約款に定める分配準備積立 金	15,190,828 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	159,850,997 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	151,239,367 円
F	分配対象収益(1 万口当たり)	1,794 円	F 分配対象収益(1 万口当たり)	1,778 円
G	分配金額	3,562,786 円	G 分配金額	3,400,667 円
H	分配金額(1 万口当たり)	40 円	H 分配金額(1 万口当たり)	40 円
自 2022 年 10 月 18 日 至 2022 年 11 月 15 日		自 2023 年 4 月 18 日 至 2023 年 5 月 15 日		
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	3,593,563 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	3,335,213 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	137,594,128 円	C 信託約款に定める収益調整金	127,726,945 円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	18,241,783 円	D 信託約款に定める分配準備積立 金	14,627,395 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	159,429,474 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	145,689,553 円
F	分配対象収益(1 万口当たり)	1,795 円	F 分配対象収益(1 万口当たり)	1,779 円
G	分配金額	3,552,475 円	G 分配金額	3,274,504 円
H	分配金額(1 万口当たり)	40 円	H 分配金額(1 万口当たり)	40 円
自 2022 年 11 月 16 日 至 2022 年 12 月 15 日		自 2023 年 5 月 16 日 至 2023 年 6 月 15 日		
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	2,869,611 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	3,478,741 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	138,035,305 円	C 信託約款に定める収益調整金	139,433,844 円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	18,253,755 円	D 信託約款に定める分配準備積立 金	14,331,370 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	159,158,671 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	157,243,955 円
F	分配対象収益(1 万口当たり)	1,787 円	F 分配対象収益(1 万口当たり)	1,779 円
G	分配金額	3,561,866 円	G 分配金額	3,535,378 円
H	分配金額(1 万口当たり)	40 円	H 分配金額(1 万口当たり)	40 円
自 2022 年 12 月 16 日 至 2023 年 1 月 16 日		自 2023 年 6 月 16 日 至 2023 年 7 月 18 日		
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	3,338,364 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	3,229,156 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	14,393,063 円
C	信託約款に定める収益調整金	137,574,126 円	C 信託約款に定める収益調整金	139,274,662 円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	17,431,262 円	D 信託約款に定める分配準備積立 金	12,167,112 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	158,343,752 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	169,063,993 円
F	分配対象収益(1 万口当たり)	1,784 円	F 分配対象収益(1 万口当たり)	1,944 円
G	分配金額	3,548,321 円	G 分配金額	3,478,104 円
H	分配金額(1 万口当たり)	40 円	H 分配金額(1 万口当たり)	40 円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	前期 自 2022 年 7 月 16 日 至 2023 年 1 月 16 日	当期 自 2023 年 1 月 17 日 至 2023 年 7 月 18 日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価	同左

	証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	前期 2023 年 1 月 16 日現在	当期 2023 年 7 月 18 日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

前期 (2023 年 1 月 16 日現在)

売買目的有価証券

(単位 : 円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	4,197,355
親投資信託受益証券	56
合計	4,197,411

当期 (2023 年 7 月 18 日現在)

売買目的有価証券

(単位 : 円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	23,111,234
親投資信託受益証券	61

合計	23,111,295
----	------------

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

前期 2023年1月16日現在		当期 2023年7月18日現在	
1口当たり純資産額	0.6507円	1口当たり純資産額	0.8065円
(1万口当たり純資産額)	(6,507円)	(1万口当たり純資産額)	(8,065円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ メキシコペソクラス	75,237	640,041,159	
投資信託受益証券 合計		75,237	640,041,159	
親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	625,897	635,535	
親投資信託受益証券 合計		625,897	635,535	
合計		701,134	640,676,694	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2023年7月31日現在です。

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース）】

【純資産額計算書】

I 資産総額	683,912,904円
II 負債総額	1,351,686円
III 純資産総額（I－II）	682,561,218円
IV 発行済口数	828,418,919口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.8239円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2023年7月末現在	資本金	17,363,045,900円
	発行可能株式総数	230,000,000株
	発行済株式総数	197,012,500株

●過去5年間における主な資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の意思決定機関（2023年7月末現在）

・株主総会

株主総会は、取締役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行います。

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年3月31日（事業年度の終了）から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。また、取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができます。

当社の取締役会は10名以内の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び5名以内の監査等委員である取締役で構成され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役若干名を選定します。

・監査等委員会

当社の監査等委員会は、5名以内の監査等委員である取締役で構成され、監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。監査等委員会は、その決議をもって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定します。

(3) 運用の意思決定プロセス（2023年7月末現在）

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理ならびに法令など遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理／コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、2023年7月末現在の投資信託などは次の通りです。

種 類	ファンド本数	純資産額 (単位：億円)
投資信託総合計	849	270,489
株式投資信託	794	231,409
単位型	314	9,741
追加型	480	221,668
公社債投資信託	55	39,079
単位型	42	1,034
追加型	13	38,045

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 64 期事業年度（2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年6月13日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋 宗 勝 彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三 上 和 彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第64期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注

記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(1)【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第 63 期 (2022 年 3 月 31 日)		第 64 期 (2023 年 3 月 31 日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		42,427		42,036
有価証券		170		1,025
前払費用		932		908
未収入金		96	※4	410
未収委託者報酬		25,193		21,336
未収収益	※3	1,048	※3	589
関係会社短期貸付金		5,005		3,318
立替金		1,056		1,015
その他	※2	998	※2	1,233
流動資産合計		76,928		71,875
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	244	※1	245
器具備品	※1	153	※1	122
有形固定資産合計		397		367
無形固定資産				
ソフトウェア		335		390
無形固定資産合計		335		390
投資その他の資産				
投資有価証券		23,969		23,274
関係会社株式		22,366		22,366
長期差入保証金		652		375
繰延税金資産		3,678		448
投資その他の資産合計		50,667		46,465
固定資産合計		51,399		47,224
資産合計		128,328		119,099

(単位：百万円)

	第 63 期 (2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (2023 年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
預り金	651	433
未払金	9,693	7,557
未払収益分配金	7	7
未払償還金	71	71
未払手数料	8,783	6,586
その他未払金	831	892
未払費用 ※3	5,572	※3 4,227
未払法人税等	2,354	-
未払消費税等 ※4	3,669	-
賞与引当金	3,958	2,563
役員賞与引当金	5	218
訴訟損失引当金	7,847	-
その他	1,330	647
流動負債合計	35,083	15,648
固定負債		
退職給付引当金	1,395	1,424
賞与引当金	423	437
役員賞与引当金	-	16
その他	390	181
固定負債合計	2,209	2,059
負債合計	37,292	17,708
純資産の部		
株主資本		
資本金	17,363	17,363
資本剰余金		
資本準備金	5,220	5,220
資本剰余金合計	5,220	5,220
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	68,901	79,307
利益剰余金合計	68,901	79,307
自己株式	△2,067	△2,067
株主資本合計	89,417	99,823
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,350	2,056
繰延ヘッジ損益	△731	△488
評価・換算差額等合計	1,618	1,567
純資産合計	91,035	101,391
負債純資産合計	128,328	119,099

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第 63 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
営業収益		
委託者報酬	94,938	73,998
その他営業収益	4,743	3,479
営業収益合計	99,682	77,477
営業費用		
支払手数料	42,026	30,699
広告宣伝費	987	755
公告費	1	3
調査費	23,000	17,479
調査費	1,042	1,170
委託調査費	21,932	16,282
図書費	25	26
委託計算費	598	581
営業雑経費	1,014	948
通信費	143	139
印刷費	308	309
協会費	52	56
諸会費	13	16
その他	494	427
営業費用計	67,628	50,469
一般管理費		
給料	11,759	9,818
役員報酬	156	314
役員賞与引当金繰入額	5	234
給料・手当	7,229	6,544
賞与	143	147
賞与引当金繰入額	4,225	2,577
交際費	22	56
寄付金	29	24
旅費交通費	66	205
租税公課	429	433
不動産賃借料	937	938
退職給付費用	394	383
退職金	169	155
固定資産減価償却費	172	183
福利費	1,171	1,097
諸経費	3,888	4,291
一般管理費計	19,042	17,588
営業利益	13,010	9,420

(単位：百万円)

	第 63 期		第 64 期	
	(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)		(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	
営業外収益				
受取利息		71		107
受取配当金	※ 1	5,257	※ 1	9,255
時効成立分配金・償還金		1		1
為替差益		1,548		—
その他		58		236
営業外収益合計		6,936		9,601
営業外費用				
支払利息		177		407
デリバティブ費用		49		389
有価証券償還損		—		6
時効成立後支払分配金・償還金		9		1
為替差損		—		342
その他		39		15
営業外費用合計		275		1,163
経常利益		19,672		17,858
特別利益				
投資有価証券売却益		253		427
子会社有償減資払戻益		1,445		—
訴訟損失引当金戻入額		—	※ 3	4,481
特別利益合計		1,699		4,909
特別損失				
投資有価証券売却損		132		347
固定資産処分損		0		0
訴訟損失引当金繰入額		7,847		—
特別損失合計		7,980		347
税引前当期純利益		13,391		22,420
法人税、住民税及び事業税		3,435		1,340
法人税等還付税額	※ 2	△329		—
法人税等調整額		△1,851		3,252
法人税等合計		1,255		4,593
当期純利益		12,136		17,826

(3) 【株主資本等変動計算書】

第63期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	17,363	5,220	5,220	61,956	61,956	△2,067	82,472
当期変動額							
剰余金の配当				△5,191	△5,191		△5,191
当期純利益				12,136	12,136		12,136
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	6,944	6,944	—	6,944
当期末残高	17,363	5,220	5,220	68,901	68,901	△2,067	89,417

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計	
当期首残高	1,461	115	1,577	84,049
当期変動額				
剰余金の配当				△5,191
当期純利益				12,136
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	889	△847	41	41
当期変動額合計	889	△847	41	6,985
当期末残高	2,350	△731	1,618	91,035

第 64 期（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	17,363	5,220	5,220	68,901	68,901	△2,067	89,417
当期変動額							
剰余金の配当				△7,420	△7,420		△7,420
当期純利益				17,826	17,826		17,826
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	10,406	10,406	－	10,406
当期末残高	17,363	5,220	5,220	79,307	79,307	△2,067	99,823

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計	
当期首残高	2,350	△731	1,618	91,035
当期変動額				
剰余金の配当				△7,420
当期純利益				17,826
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△294	242	△51	△51
当期変動額合計	△294	242	△51	10,355
当期末残高	2,056	△488	1,567	101,391

[注記事項]

(重要な会計方針)

項目	第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)				
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 ① 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 ② その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 市場価格のない株式等 総平均法による原価法 (2) デリバティブ 時価法				
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、2016 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table border="0"> <tr> <td>建物</td><td>3 年～15 年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>3 年～20 年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法によっております。	建物	3 年～15 年	器具備品	3 年～20 年
建物	3 年～15 年				
器具備品	3 年～20 年				
3 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。				
4 収益の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。 (1) 投資信託委託業務 当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の運用資産残高(以下「AUM」)に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資信託報酬は、各ファンドの AUM に固定料率を乗じて毎日計算され、日次で収益を認識しております。 (2) 投資顧問業務 当社は、投資顧問契約に基づき機関投資家に投資顧問サービスを提供し、ファンドの AUM に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資顧問報酬は、一般的に各ファンドの AUM に投資顧問契約で定められた固定料率を乗じて毎月計算され、月次で収益を認識しております。				

5 ヘッジ会計の方法	(3) 成功報酬 当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資信託契約または投資顧問契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。 (1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。 (3) ヘッジ方針 ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。
6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更)

第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
(時価の算定に関する会計基準の適用) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準第 31 号 2021 年 6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。本会計基準適用指針の適用が当財務諸表に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
その他有価証券の為替リスクヘッジに係るヘッジ損益について、ヘッジ対象の損益認識時に繰延ヘッジ損益を純損益に計上するに当たり、前事業年度において、「為替差損益」に含めていましたが、金額的重要性が高まったことから、ヘッジの効果をより明瞭に表示するため当事業年度よりヘッジ対象の損益区分と同一区分である投資有価証券売却益あるいは投資有価証券売却損として表示することとしております。

(重要な会計上の見積り)

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 当事業年度の財務諸表に計上した金額

訴訟損失引当金を 7,847 百万円計上しております。

2 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

訴訟について将来発生しうる損失の見込額を算出し、訴訟損失引当金として計上しています。

(2) 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

原告が主張する損害額に基づき、将来発生することが予想される損失の見積を行っています。

(3) 翌事業年度の財務諸表に与える影響

当社では、現在までに想定しうる最善の仮定に基づき訴訟損失引当金を計上しておりますが、今後の経過により、翌事業年度において訴訟損失引当金の追加計上または取り崩しを行う可能性があります。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

第 63 期 (2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (2023 年 3 月 31 日)
※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,390 百万円 器具備品 823 百万円 ※ 2 信託資産 流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客 分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に 信託しております。 ※ 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりで あります。 (流動資産) 未収収益 233 百万円 (流動負債) 未払費用 2,314 百万円 ※ 4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 「未払消費税等」として表示しております。 ※ 5 保証債務 ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピ ーティーワイ・リミテッド(旧社名「日興AMエク イティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リ ミテッド」)が発行する買戻し条件付株式の買戻請 求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネ ジメント・リミテッドは最大 5 百万豪ドルを提供す る義務を負っています。当社はヤラ・キャピタル・ マネジメント・リミテッドが負う当該資金提供義務 を保証しております。	※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,437 百万円 器具備品 879 百万円 ※ 2 信託資産 流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客 分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に 信託しております。 ※ 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりで あります。 (流動資産) 未収収益 263 百万円 (流動負債) 未払費用 1,778 百万円 ※ 4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 「未収入金」に含めて表示しております。 ※ 5 保証債務 ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピ ーティーワイ・リミテッド(旧社名「日興AMエク イティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リ ミテッド」)が発行する買戻し条件付株式の買戻請 求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネ ジメント・リミテッドは最大 448 百万円(5 百万豪 ドル)を提供する義務を負っています。当社はヤ ラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う 当該資金提供義務を保証しております。

(損益計算書関係)

第 63 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
※ 1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、 次のとおりであります。 受取配当金 5,194 百万円 ※ 2 法人税等還付税額 過年度の取引に関する法人税等の還付金相当額を 計上しています。	※ 1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、 次のとおりであります。 受取配当金 9,241 百万円 ※ 3 訴訟損失引当金戻入額 原告との和解が成立したことにより、前事業年度 に計上した訴訟損失引当金から、和解金を控除した 額を計上しております。

(株主資本等変動計算書関係)

第 63 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197, 012, 500	—	—	197, 012, 500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	2, 860, 000	—	—	2, 860, 000

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
2011 年度 ストックオプション(1)	普通株式	432, 300	—	432, 300	—	—
2016 年度 ストックオプション(1)	普通株式	1, 016, 000	—	928, 000	88, 000	—
2016 年度 ストックオプション(2)	普通株式	1, 772, 000	—	956, 000	816, 000	—
2017 年度 ストックオプション(1)	普通株式	2, 607, 000	—	1, 071, 000	1, 536, 000	—
合計		5, 827, 300	—	3, 387, 300	2, 440, 000	—

(注) 1 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

2 2016 年度ストックオプション(1)88,000 株、2016 年度ストックオプション(2)816,000 株及び 2017 年度ストックオプション(1)847,000 株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、2017 年度ストックオプション(1)689,000 株は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021 年 5 月 25 日 取締役会	普通株式	5, 191	26. 74	2021 年 3 月 31 日	2021 年 6 月 29 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022 年 5 月 27 日 取締役会	普通株式	利益剰余金	7, 420	38. 22	2022 年 3 月 31 日	2022 年 6 月 27 日

第 64 期（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197,012,500	—	—	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,860,000	—	—	2,860,000

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
2016 年度 ストックオプション(1)	普通株式	88,000	—	88,000	—	—
2016 年度 ストックオプション(2)	普通株式	816,000	—	599,000	217,000	—
2017 年度 ストックオプション(1)	普通株式	1,536,000	—	784,000	752,000	—
合計		2,440,000	—	1,391,800	969,000	—

(注) 1 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

2 2016 年度ストックオプション(2)217,000 株及び 2017 年度ストックオプション(1)752,000 株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022 年 5 月 27 日 取締役会	普通株式	7,420	38.22	2022 年 3 月 31 日	2022 年 6 月 27 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023 年 5 月 26 日 取締役会	普通株式	利益剰余金	5,092	26.23	2023 年 3 月 31 日	2023 年 6 月 27 日

(リース取引関係)

第 63 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)		第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料		オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料	
1 年内	911 百万円	1 年内	899 百万円
1 年超	4,324 百万円	1 年超	3,425 百万円
合計	5,236 百万円	合計	4,324 百万円

(金融商品関係)

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「5 ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが 1 年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日。以下、「時価算定適用指針」という。）第26項に従い経過措置を適用した投資信託及び市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額 (*4)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引(*1)				
株式関連 (*2)	△262	—	—	△262
通貨関連 (*3)	—	△1,066	—	△1,066
デリバティブ取引計	△262	△1,066	—	△1,329

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(※2) 株式関連のデリバティブ取引のうち△262百万円は、貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。

(※3) 通貨関連のデリバティブ取引の△1,066百万円は、貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。

(※4) 時価算定適用指針に従い、経過措置を適用した投資信託は上記に含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は有価証券に170百万円、投資有価証券に23,952百万円となります。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

デリバティブ取引

株式関連

株式指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用することから、その時価をレベル1に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	16
子会社株式	17,183
関連会社株式	5,183

3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	42,427			
未収委託者報酬	25,193			
未収収益	1,048			
有価証券及び投資有価証券				
投資信託	170	345	8,874	19
合計	68,839	345	8,874	19

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「5 ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが 1 年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券 其他有価証券 投資信託	6,238	18,045	—	24,283
資産計	6,238	18,045	—	24,283
デリバティブ取引(*1)				
株式関連(*2)	△246	—	—	△246
通貨関連(*3)	—	△352	—	△352
デリバティブ取引計	△246	△352	—	△599

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(※2) 株式関連のデリバティブ取引のうち△246百万円は、貸借対照表上流動資産及び流動負債のその他に含まれております。

(※3) 通貨関連のデリバティブ取引の△352百万円は、貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株式関連

株式指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	16
子会社株式	17,183
関連会社株式	5,183

3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	42,036			
未収委託者報酬	21,336			
未収収益	589			
有価証券及び投資有価証券				
投資信託	1,025	204	4,520	10
合計	64,987	204	4,520	10

(有価証券関係)

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	17,183
関連会社株式	5,183

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	投資信託	20,934	17,366	3,568
	小計	20,934	17,366	3,568
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	投資信託	3,188	3,369	△180
	小計	3,188	3,369	△180
合計		24,123	20,735	3,387

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 16 百万円）については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	3,079	253	△132
合計	3,079	253	△132

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	17,183
関連会社株式	5,183

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	投資信託	17,219	13,860	3,359
	小計	17,219	13,860	3,359
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	投資信託	7,063	7,459	△395
	小計	7,063	7,459	△395
合計		24,283	21,319	2,963

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 16 百万円）については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	11,194	1,349	△221
合計	11,194	1,349	△221

(デリバティブ取引関係)

第 63 期(2022 年 3 月 31 日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引				
	売建 買建	2,306 -	- -	△ 262 -	△ 262 -
合計		2,306	-	△ 262	△ 262

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外 の取引	為替予約取引				
	売建 米ドル	4,708	-	△ 293	△ 293
合計		4,708	-	△ 293	△ 293

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	為替予約取引 売建	投資有価証券			
	米ドル		5,445	-	△367
	豪ドル		222	-	△20
	香港ドル		1,097	-	△59
	人民元		5,185	-	△324
	ユーロ		35	-	△0
合計			11,986	-	△772

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

第 64 期(2023 年 3 月 31 日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	10,970	-	△ 246	△ 246
合計		10,970	-	△ 246	△ 246

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建 シンガポ ールドル	3,275	-	△ 24	△ 24
合計		3,275	-	△ 24	△ 24

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	為替予約取引 売建	投資有価証券			
	米ドル		6,132	-	△280
	豪ドル		105	-	0
	香港ドル		699	-	△34
	人民元		5,822	-	△1
	ユーロ		234	-	△10
合計			12,994	-	△328

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(持分法損益等)

第 63 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円) (1) 関連会社に対する投資の金額 5,312 (2) 持分法を適用した場合の投資の金額 15,942 (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,964	関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円) (1) 関連会社に対する投資の金額 5,326 (2) 持分法を適用した場合の投資の金額 16,722 (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 2,185

(退職給付関係)

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランズプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,429
勤務費用	143
利息費用	2
数理計算上の差異の発生額	△12
退職給付の支払額	△211
退職給付債務の期末残高	1,352

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,352
未積立退職給付債務	1,352
未認識数理計算上の差異	43
貸借対照表に計上された負債の額	1,395
退職給付引当金	1,395
貸借対照表に計上された負債の額	1,395

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	143
利息費用	2
数理計算上の差異の費用処理額	3
確定給付制度に係る退職給付費用	150

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.3%

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、244 百万円でありました。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,352
勤務費用	133
利息費用	4
数理計算上の差異の発生額	△16
退職給付の支払額	△107
退職給付債務の期末残高	1,366

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,366
未積立退職給付債務	1,366
未認識数理計算上の差異	58
貸借対照表に計上された負債の額	1,424
退職給付引当金	1,424
貸借対照表に計上された負債の額	1,424

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	133
利息費用	4
数理計算上の差異の費用処理額	△1
確定給付制度に係る退職給付費用	136

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.6%

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、247 百万円でありました。

(ストックオプション等関係)

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプション(新株予約権)の内容

	2011 年度ストックオプション(1)	2016 年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 186 名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 16 名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式 6, 101, 700 株	普通株式 4, 437, 000 株
付与日	2011 年 10 月 7 日	2016 年 7 月 15 日
権利確定条件	2013 年 10 月 7 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 2 分の 1、4 分の 1、4 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。	2018 年 7 月 15 日 (以下「権利行使可 能初日」といいます。)、当該権利行 使可能初日から 1 年経過した日の翌 日、及び当該権利行使可能初日から 2 年経過した日の翌日まで原則とし て従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	2013 年 10 月 7 日から 2021 年 10 月 6 日まで	2018 年 7 月 15 日から 2026 年 7 月 31 日まで

	2016 年度ストックオプション(2)	2017 年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 31 名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 36 名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式 4, 409, 000 株	普通株式 4, 422, 000 株
付与日	2017 年 4 月 27 日	2018 年 4 月 27 日
権利確定条件	2019 年 4 月 27 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。	2020 年 4 月 27 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	2019 年 4 月 27 日から 2027 年 4 月 30 日まで	2020 年 4 月 27 日から 2028 年 4 月 30 日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション(新株予約権)の数

	2011 年度ストックオプション(1)	2016 年度ストックオプション(1)
付与日	2011 年 10 月 7 日	2016 年 7 月 15 日
権利確定前(株)		
期首	432,300	1,016,000
付与	0	0
失効	432,300	928,000
権利確定	0	0
権利未確定残	—	88,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	2016 年度ストックオプション(2)	2017 年度ストックオプション(1)
付与日	2017 年 4 月 27 日	2018 年 4 月 27 日
権利確定前(株)		
期首	1,772,000	2,607,000
付与	0	0
失効	956,000	1,071,000
権利確定	0	0
権利未確定残	816,000	1,536,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2011 年度ストックオプション(1)	2016 年度ストックオプション(1)
付与日	2011 年 10 月 7 日	2016 年 7 月 15 日
権利行使価格(円)	737(注) 3	558
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

	2016 年度ストックオプション(2)	2017 年度ストックオプション(1)
付与日	2017 年 4 月 27 日	2018 年 4 月 27 日
権利行使価格(円)	553	694
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

- (注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。
- 2 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 1,222 百万円
- 3 株式公開価格が 737 円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するように調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	2016 年度ストックオプション(1)	2016 年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 16 名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 31 名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式 4,437,000 株	普通株式 4,409,000 株
付与日	2016 年 7 月 15 日	2017 年 4 月 27 日
権利確定条件	2018 年 7 月 15 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。	2019 年 4 月 27 日 (以下「権利行使可 能初日」といいます。)、当該権利行 使可能初日から 1 年経過した日の翌 日、及び当該権利行使可能初日から 2 年経過した日の翌日まで原則とし て従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	2018 年 7 月 15 日から 2026 年 7 月 31 日まで	2019 年 4 月 27 日から 2027 年 4 月 30 日まで

	2017 年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 36 名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式 4,422,000 株
付与日	2018 年 4 月 27 日
権利確定条件	2020 年 4 月 27 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	2020 年 4 月 27 日から 2028 年 4 月 30 日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション(新株予約権)の数

	2016 年度ストックオプション(1)	2016 年度ストックオプション(2)
付与日	2016 年 7 月 15 日	2017 年 4 月 27 日
権利確定前(株)		
期首	88,000	816,000
付与	0	0
失効	88,000	539,000
権利確定	0	0
権利未確定残	—	217,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	2017 年度ストックオプション(1)
付与日	2018 年 4 月 27 日
権利確定前(株)	
期首	1,536,000
付与	0
失効	784,000
権利確定	0
権利未確定残	752,000
権利確定後(株)	
期首	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
権利未行使残	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2016 年度ストックオプション(1)	2016 年度ストックオプション(2)
付与日	2016 年 7 月 15 日	2017 年 4 月 27 日
権利行使価格(円)	558	553
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

	2017 年度ストックオプション(1)
付与日	2018 年 4 月 27 日
権利行使価格(円)	694
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0

(注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

2 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 344 百万円

(税効果会計関係)

第 63 期 (2022 年 3 月 31 日)		第 64 期 (2023 年 3 月 31 日)	
1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳 (単位：百万円)	1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳 (単位：百万円)
	繰延税金資産		繰延税金資産
	賞与引当金		賞与引当金
	投資有価証券評価損		投資有価証券評価損
	関係会社株式評価損		関係会社株式評価損
	退職給付引当金		退職給付引当金
	固定資産減価償却費		固定資産減価償却費
	繰延ヘッジ損益		繰延ヘッジ損益
	訴訟損失引当金		その他
	その他		繰延税金資産小計
	繰延税金資産小計		評価性引当金
	評価性引当金(注)		繰延税金資産合計
	繰延税金資産合計		
			繰延税金負債
	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金
	その他有価証券評価差額金		その他
	その他		繰延税金負債合計
	繰延税金負債合計		繰延税金資産の純額
	繰延税金資産の純額		
(注) 関係会社株式評価損に係る繰延税金資産から控除した評価性引当金が、在外子会社の減資により 1,377 百万円減少しております。			
2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
	法定実効税率		法定実効税率
	(調整)		(調整)
	交際費等永久に損金に算入されない項目		交際費等永久に損金に算入されない項目
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目		受取配当金等永久に益金に算入されない項目
	評価性引当金の減少		その他
	その他		税効果会計適用後の法人税等の負担率
	税効果会計適用後の法人税等の負担率		

(関連当事者情報)

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業 の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガ ポール 国	232,369 (SGD 千)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	資金の貸付 (米国ドル 貨建) (注 1)	—	関係会社 短期 貸付金	2,019 (USD 16,500 千)
							貸付金利息 (米国ドル 貨建) (注 1)	44 (USD 397 千)	未収収益	10 (USD 86 千)
							資金の返済 (円貨建) (注 1)	577	関係会社 短期 貸付金	—
							貸付金利息 (円貨建) (注 1)	3	未収収益	—
							資金の貸付 (シンガポール ドル貨建) (注 1)	2,788 (SGD 33,000 千)	関係会社 短期 貸付金	2,985 (SGD 33,000 千)
							貸付金利息 (シンガポール ドル貨建) (注 1)	23 (SGD 266 千)	未収収益	23 (SGD 266 千)
							減資 (注 2)	9,149 (SGD 110,000 千)	—	—
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD 千) (注 3)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	配当の受取	3,788 (USD 34,000 千)	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 融資枠 5,300 百万円 (若しくは 5,300 百万円相当額の外国通貨)、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- 2 Nikko Asset Management International Limited の行った 110,000 千株の減資により、当社は資金の払戻を受けております。
- 3 Nikko AM Americas Holding Co., Inc. の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は 2021 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	34,450 百万円
負債合計	6,257 百万円
純資産合計	28,192 百万円

営業収益	18,176 百万円
税引前当期純利益	5,587 百万円
当期純利益	3,956 百万円

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業 の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガ ポール 国	232,369 (SGD 千)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	資金の貸付 (シンガポールド ル貨建) (注 1)	—	関係会社 短期 貸付金	3,318 (SGD 33,000 千)
							貸付金利息 (シンガポールド ル貨建) (注 1)	103 (SGD 1,043 千)	未収収益	55 (SGD 551 千)
							資金の返済 (米国ドル貨建) (注 2)	2,019 (USD 16,500 千)	関係会社 短期 貸付金	—
							貸付金利息 (米国ドル貨建) (注 2)	3 (USD 26 千)	未収収益	—
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD 千) (注 3)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	配当の受取	7,795 (USD 58,000 千)	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 融資枠 55 百万シンガポールドル、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
2. 融資枠 5,300 百万円（若しくは 5,300 百万円相当額の外国通貨）、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しておりました（決定方針等を 2022 年 8 月 26 日付にて上記 1 に変更しております）。
3. Nikko AM Americas Holding Co., Inc. の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は 2022 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	34,828 百万円
負債合計	5,655 百万円
純資産合計	29,173 百万円

営業収益	15,864 百万円
税引前当期純利益	4,191 百万円
当期純利益	3,159 百万円

(セグメント情報等)

セグメント情報

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4 収益の計上基準」に記載のとおりです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4 収益の計上基準」に記載のとおりです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

(1株当たり情報)

項目	第 63 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
1 株当たり純資産額	468 円 88 銭	522 円 22 銭
1 株当たり当期純利益金額	62 円 50 銭	91 円 81 銭

(注) 1 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第 63 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
当期純利益 (百万円)	12,136	17,826
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	12,136	17,826
普通株式の期中平均株式数 (千株)	194,152	194,152
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	2016 年度ストックオプション (1) 88,000 株、2016 年度ストックオプション (2) 816,000 株、2017 年度ストックオプション (1) 1,536,000 株	2016 年度ストックオプション (2) 217,000 株、2017 年度ストックオプション (1) 752,000 株

3 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第 63 期 (2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (2023 年 3 月 31 日)
純資産の部の合計額 (百万円)	91,035	101,391
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	91,035	101,391
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (千株)	194,152	194,152

(重要な後発事象)

当社は 2022 年 12 月 21 日付け株式売買契約書に基づき、星州子会社の日興アセットマネジメントインターナショナルが保有する関連会社 AHAM アセットマネジメント Berhad の 20%の株式を、2023 年 4 月 19 日に 13,412 百万円で取得しました。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

<約 款>

運用の基本方針

約款第17条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基本方針

この投資信託は、投資信託証券を中心に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をはかることを目標として運用を行ないます。

運用方法

(1)投資対象

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

(2)投資態度

主として、新興国の債券を主要投資対象とする別に定める投資信託証券の一部、またはすべてに投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長を目指し運用を行ないます。

投資信託証券の合計組入率は、高位を保つことを原則とします。各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性等を勘案して決定します。なお、資金動向等によっては、各投資信託証券への投資比率を引き下げることがあります。

別に定める投資信託証券については、収益機会の追求やリスクの分散などを目的として、適宜見直しを行ないます。この際、定性評価や定量評価等を勘案のうえ、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を外したりする場合があります。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

運用制限

- (1)投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- (2)有価証券先物取引等のデリバティブ取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行ないません。
- (3)投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- (4)外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- (5)外国為替の売買の予約取引の指図は、約款第20条の範囲で行ないます。
- (6)一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

収益分配方針

第1計算期は収益分配を行ないません。第2計算期以降、毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行ないます。

①分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

③留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益（無分配期の利益を含みます。）については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース） 約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第2条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

③ 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から2024年1月15日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第4条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第20条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（追加日時異なる受益権の内容）

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第9条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新

たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第10条 受託者は、第2条第1項の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第11条 委託者は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。なお、第35条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に限り、1口の整数倍をもって当該取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、受益権の取得申込者がその申込をしようとする場合において、委託者に対し、当該取得の申込に係る受益権について、第35条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込をしないことを申し出たときは、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。

② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が定める単位をもって取得申込に応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込に応ずることができるものとします。

③ 前2項の取得申込者は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者（第36条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、受益権の取得の申込に応じないものとします。ただし、第35条第2項および第3項に規定する収益分配金の再投資に係る場合を除きます。

⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑥ 前項の手数料の額は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。

⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が第35条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第29条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑧ 証券投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。以下本条において同じ。）を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあつては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。）にあつては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取約定日または一部解約請求日を含みます。）の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の1口当たりの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあつては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大

きい額)で取得する口数について取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

なお、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

- ⑨ 追加型証券投資信託の受益証券を保有する者が、当該信託の信託終了日の1年前の日以降に開始する委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ⑩ 第5項、第8項および第9項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。以下この項において同じ。）について、委託者がその翌々営業日の一部解約の実行を停止した場合で受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、別に定める各信託の一部解約金の手取金をもってするこの信託の取得の申込を、別に定める各信託について委託者が一部解約の実行の停止を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日（この計算日が第4項に規定する取得の申込に応じない日であるときは、この計算日以降の最初の取得の申込に応ずることができる日とします。）を取得申込日とする取得の申込とみなします。

- ⑪ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消することができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第14条 この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. 金銭債権
3. 約束手形

- ② この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

（運用の指図範囲）

第15条 委託者（第18条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。以下、第17条、第20条、第24条、第25条および第27条について同じ。）は、信託金を、主として日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定めるマザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等（社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第16条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、第3項および第21条において同じ。）、第21条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第14条ならびに第15条第1項および第2項に定める資産への投資を行なうことができます。

② 前項の取扱いは、第20条および第24条から第26条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。

③ 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

④ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第14条ならびに第15条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第20条および第24条から第26条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

⑤ 前4項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

（運用指図権限の委託）

第18条 委託者は、運用の指図に関する権限について、次に定める内容を次の者に委託します。

委託の内容：PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ メキシコペソクラス

円建受益証券の運用の指図に関する権限

商 号：ピムコ ジャパン リミテッド

所 在 地：東京都港区虎ノ門4丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス18階

- ② 前項の委託を受けたものが受ける報酬は、第32条に規定する信託報酬のうち委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額は、信託財産の純資産総額に年10,000分の65以内の率を乗じて得た金額とします。
- ③ 前項の報酬は、信託期間中の毎年1月15日および7月15日（各々、休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了時に、第1項により委託を受けた者に支払います。なお、第1項により委託を受けた者との間の運用指図権限の委託に関する契約が終了する場合は、当該委託契約終了時に支払います。
- ④ 第1項の規定に関わらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。
- ⑤ 委託者と第1項により委託を受けた者との間の運用指図権限の委託に関する契約がやむを得ず終了することとなった場合、委託者は、必要な手続きを経て、新たに委託を受ける者を選任し、運用指図権限を委託するものとします。ただし、新たに委託を受ける者の選任ができず、第1項の規定に基づく運用指図権限の委託が終了した場合には、委託者は自ら運用の指図を行なうものとします。

（特別な場合の外貨建有価証券への投資制限）

第19条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図）

第20条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額と投資信託証券またはマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する投資信託証券またはマザーファンドの時価総額に当該投資信託証券またはマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信託業務の委託等）

第21条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存に係る業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者（第18条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 - 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第22条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第23条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券またはマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第25条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、投資信託証券に係る収益分配金、有価証券等に係る利子等ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内
- ③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- ④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- ⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第27条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第28条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第29条 この信託の計算期間は、毎月16日から翌月15日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2013年1月16日から2013年2月15日までとし、最

終計算期間の終了日は第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第30条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務等の諸費用)

第31条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息（第2項各号に掲げる諸費用を含め、以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 前項に定める諸費用のほか、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。なお、第1号から第7号までに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。
 1. この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用
 2. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
 3. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
 4. 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 5. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 6. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 7. この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
 8. 格付の取得に要する費用
 9. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
- ③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。
- ④ 前項に基づいて実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託者は、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託者は、かかる見積率に上限を付することとし、その上限の範囲内で、かかる見積率を何時にても見直すことができるものとします。
- ⑤ 前項の場合において、第2項に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率（前項に規定する見積率の上限は、年万分の10とします。）を乗じて得た額とし、第29条に規定する計算期間を通じて毎日計上され、委託者が定めた時期に信託財産中から支弁するものとします。

(信託報酬等の額)

第32条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の160の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁しま

す。

(収益分配)

第33条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。ただし、第1計算期には、収益の分配は行ないません。

1. 分配金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第34条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日（第1計算期を除きます。）の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第35条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第35条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第35条 収益分配金は、第1計算期を除く毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第36条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日（第1計算期を除きます。）の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関に支払われます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとしします。当該取得により増加した受益権は、第9条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第38条第4項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

③ 委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの勧誘に係る受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとしします。当該取得により増加した受益権は、第9条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第38条第4項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

④ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第36条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ⑤ 一部解約金は、第38条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑥ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの勧誘に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(委託者の自らの勧誘に係る受益権の口座管理機関)

第36条 委託者は、委託者の自らの勧誘に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。

(収益分配金および償還金の時効)

第37条 受益者が、収益分配金については第35条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第35条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(一部解約)

第38条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、受益権の一部解約の実行を受け付けられないものとします。

- 1. 一部解約の実行の請求日がニューヨーク証券取引所の休業日
- 2. 一部解約の実行の請求日から当該請求日に係る第35条第5項に規定する一部解約金の支払開始日までの期間中（一部解約の実行の請求日および一部解約金の支払開始日を除きます。）の全日がニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合

- ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑥ 第4項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。以下この項において同じ。）について、委託者がその翌々営業日の追加信託を行なわない措置を取ったときは、委託者は、この信託契約の一部解約金の手取金をもってする別に定める各信託の取得申込に係る一部解約の実行を停止することができます。当該一部解約の実行が停止されたときは、受益者は当該一部解約の実行停止当日およびその前営業日を解約請求日とする一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、別に定める各信託について委託者が追加信託を行なわない措置を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日（この計算日が第3項に規定する一部解約の請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第5項の規定に準じて算定した価額とします。

- ⑦ 委託者は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。

- ⑧ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が第3項に規定する一部解約の請求を受け付けられない日であるときは、この計

算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。)を一部解約の実行の請求日として、第5項の規定に準じて算定した価額とします。

- ⑨ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、純資産総額が10億円を下ることとなった場合には、第40条の規定に従ってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第39条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

- ② 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合ならびに、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定に従うものとします。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条第4項に該当する場合には、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資

法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合にあつては、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第29条の2に規定する「軽微な併合」を除きます。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対者の買取請求の不適用）

第46条 この信託は、委託者が第38条第1項の一部解約の請求を受け付けた場合にこの信託契約の一部を解約する委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合に、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者であっても、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することはできません。

（信託期間の延長）

第47条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第48条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

（公告）

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。

www.nikkoam.com/

- ② 前項の規定に関わらず、事故その他やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載することとします。

（運用報告書の交付省略）

第49条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項で定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書を次のアドレスに掲載するものとします。

www.nikkoam.com/

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付するものとします。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附 則

- 第1条 この約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。
- 第2条 第35条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2013年1月16日

東京都港区赤坂九丁目7番1号
委託者 日興アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

(1)運用の基本方針に規定する「別に定める投資信託証券」

(イ)約款第15条に規定する「別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券」とは、次のものをいいます。

バミューダ籍外国投資信託

P I M C O エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ メキシコペソクラス 円建受益証券

(ロ)約款第15条に規定する「別に定めるマザーファンドの受益証券」とは、次のものをいいます。

証券投資信託 マネー・オープン・マザーファンド 受益証券

(2)別に定める各信託

約款第11条第10項および第38条第6項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース） 受益証券

2023. 10. 17

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド

毎月分配型(インドネシアルピアコース)(インドルピーコース)

追加型投信／海外／債券

◆この目論見書により行なう「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(インドネシアルピアコース)」および「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(インドルピーコース)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年10月16日に関東財務局長に提出しており、2023年10月17日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日	: 2023年10月16日
発行者名	: 日興アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 代表取締役社長 ステファニー・ドゥルーズ
本店の所在の場所	: 東京都港区赤坂九丁目7番1号
有価証券届出書(訂正届出書を含みます。)	: 該当事項はありません。
の写しを縦覧に供する場所	

設定・運用は

日興アセットマネジメント

本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

－ 目 次 －

	頁
第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	46
第3【ファンドの経理状況】	52
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	70
第三部【委託会社等の情報】	71
約款	115

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）

- ・以下、上記を総称して、また各々を指して「ファンド」ということがあります。また、「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）」を「インドネシアルピアコース」または「毎月分配型（インドネシアルピアコース）」、「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）」を「インドルピーコース」または「毎月分配型（インドルピーコース）」ということがあります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

5兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(5)【申込手数料】

申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）につきましては、販売会社が定めるものとします。

申込手数料率につきましては、販売会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜3%）が上限となっております。

(6)【申込単位】

販売会社の照会先にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

2023年10月17日から2024年1月11日までとします。

※当ファンドは、2024年1月15日をもって信託期間が終了いたします。

(8)【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(9) 【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

主として、米ドル建ての新興国ソブリン債を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

② ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
		債 券
追加型投信	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産 () 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

◇海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇債券

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド	あり ()
	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・	なし
	その他 ()	アフリカ	ファンズ	
その他資産 (投資信託証券(債券 公債))		中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇その他資産（投資信託証券（債券 公債））

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券に投資を行いません。よって、商品分類の「投資対象資産（収益の源泉）」においては、「債券」に分類されます。

「公債」とは、目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

◇年12回（毎月）

目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

◇エマージング

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

◇為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。

上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

③ ファンドの特色

特長
1

**米ドル建ての新興国ソブリン債を中心に、
幅広く分散投資を行ないます。
なお、組入債券は、米ドル以外の通貨建て債券を
含む場合があります。**

※当ファンドは、PIMCOが運用するバミューダ籍外国投資信託と、日興アセットマネジメントが運用する証券投資信託「マネーオープンマザーファンド」に投資するファンド・オブ・ファンズです。

特長
2

**毎月分配型（米ドルコース、円ヘッジコース、
ブラジルリアルコース、南アフリカランドコース、
トルコリラコース、メキシコペソコース、
インドネシアルピアコース、インドルピーコース）と、
資産成長型（米ドルコース）の各コース間で、
スイッチングが可能です。**

※原則として毎月分配型は毎月（原則15日）、資産成長型は年1回（原則1月15日）決算を行ないます。

※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合や全部または一部のファンド間でスイッチングが行なえない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※毎月分配型（南アフリカランドコース、メキシコペソコース、インドネシアルピアコース、インドルピーコース）および資産成長型（米ドルコース）は、2024年1月15日をもって信託期間が終了いたします。それに伴い、2024年1月11日以降、購入申込みは受付停止とさせていただきます。

特長
3

ピムコジャパンリミテッドに運用を委託します。

ピムコジャパンリミテッドは、米国債券運用最大手の一社であるPIMCO（パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー）の日本の拠点です。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

各通貨コース

当ファンドが投資を行なう外国投資信託においては、主に米ドル建ての新興国ソブリン債に投資を行ないます。

円ヘッジコースでは、米ドル売り／円買いの為替ヘッジを行ないます。

ブラジルリアルコース、南アフリカランドコース、トルコリラコース、メキシコペソコース、インドネシアルピアコース、インドルピーコースでは、米ドル売り／各新興国通貨買いの為替取引を行ないます。

※為替ヘッジは、為替変動の影響を完全に排除できるわけではありません。

※為替取引を完全に行なうことができるとは限りませんので、各コースの通貨と完全に連動するわけではありません。

（用語説明）

ここでいう為替取引とは、「原資産通貨を売り、別の通貨を買う取引」をいいます。また、為替取引のうち、「原資産通貨を売り、円を買う取引」を為替ヘッジといいます。

主要投資対象国

- 当ファンドは、主に米ドル建ての新興国のソブリン債に投資を行います。
- 当ファンドは、「JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバースファイド」を参考指数としています。

投資対象となる主な新興国



主要国の国債利回り(%)



※各国国債利回りは、米国、ドイツ、日本は残存5年の国債利回り、新興国はJPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバースファイドにおける各国の国債利回りです。「新興国の平均」は、同指数の最終利回りです。

※利回りは切り捨てにて端数処理しています。

※上記の国と実際の投資対象国は異なる場合があります。

※上記データは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

<ご参考>ファンダメンタルズと信用力

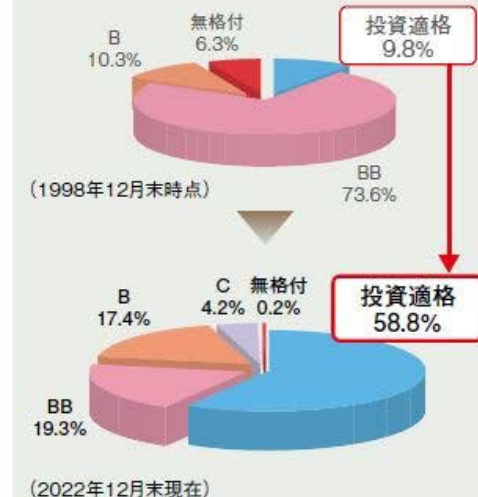
債券の信用格付と利回り



主要国の格付

(2023年7月末現在)		格付
先進国		
	ドイツ	AAA
	米国	AA+
	日本	A+
新興国		
	新興国の平均	BBB-
	カタール	AA
	中国	A+
	チリ	A+
	サウジアラビア	A
	メキシコ	BBB+
	フィリピン	BBB+
	インドネシア	BBB
	オマーン	BB
	ブラジル	BB-
	バーレーン	B+
	トルコ	B

新興国ソブリン債市場の格付別内訳



※各国の格付はスタンダード&プアーズ社が自国通貨建て長期債に付与しているものです。

※「新興国の平均」は、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバースファイドの平均格付です。

※上記の国と実際の投資対象国は異なる場合があります。

※上記グラフ・データは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

※投資適格とは、AAA～BBB格相当の格付を付与された債券を指します。

※表示単位未満の数値の四捨五入により、構成比率の合計が100%にならない場合があります。

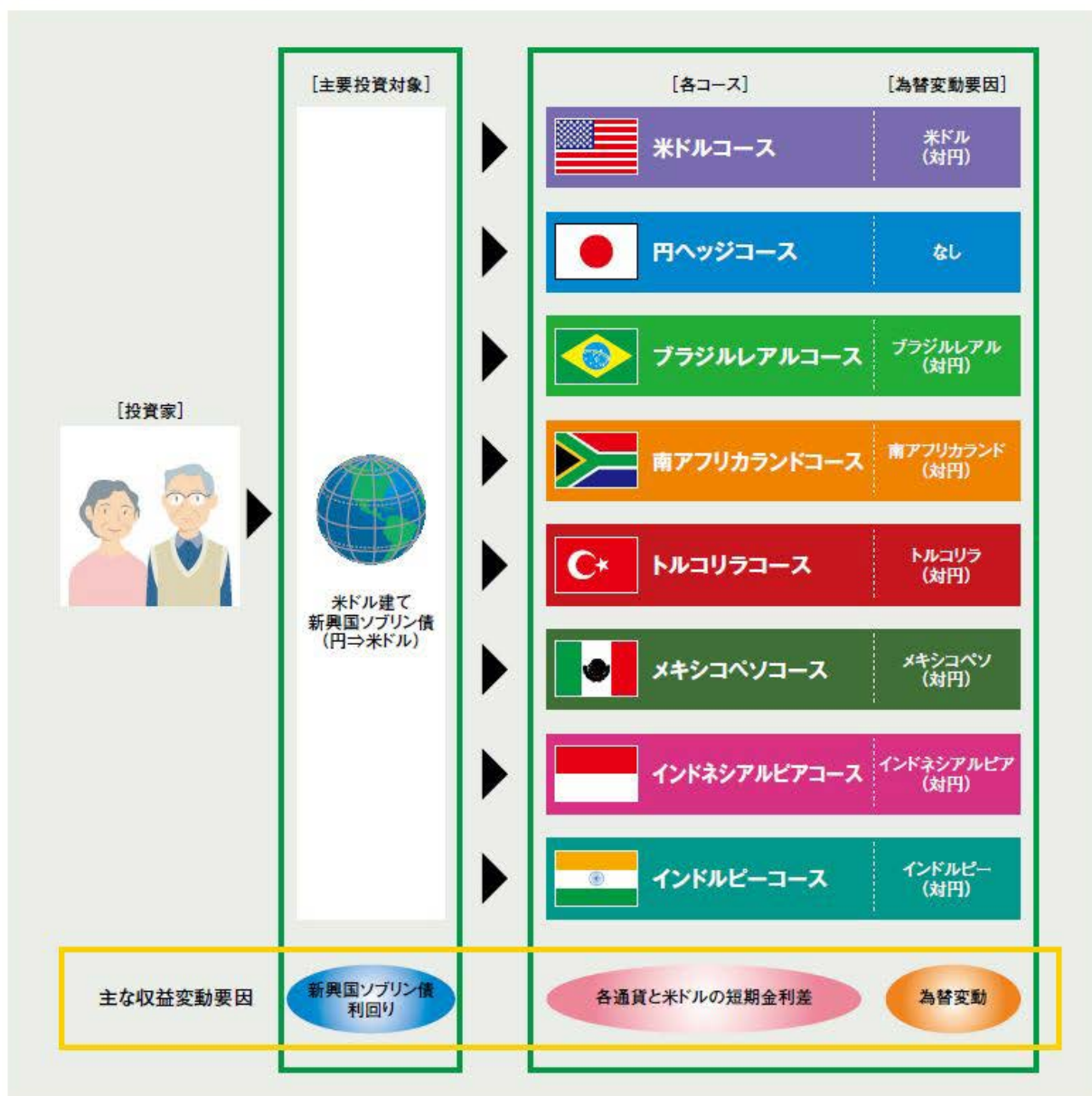
※JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバルの構成比率です。

※信頼できると判断したデータをもとに日興アセットマネジメントが作成。

各通貨コースについて

- 「ブラジルリアルコース」「南アフリカランドコース」「トルコリラコース」「メキシコペソコース」「インドネシアルピアコース」「インドルピーコース」では、米ドル売り^注／各新興国通貨買いの為替取引を行ないます。これにより、各コースは米ドル／円の変動に代えて、各新興国通貨／円の変動の影響を受けます。

注:当ファンドの実質的な投資対象(原資産)が米ドル建て資産のため。



※上記はイメージ図であり、実際と異なる場合があります。

※為替ヘッジは、為替変動の影響を完全に排除できるわけではありません。

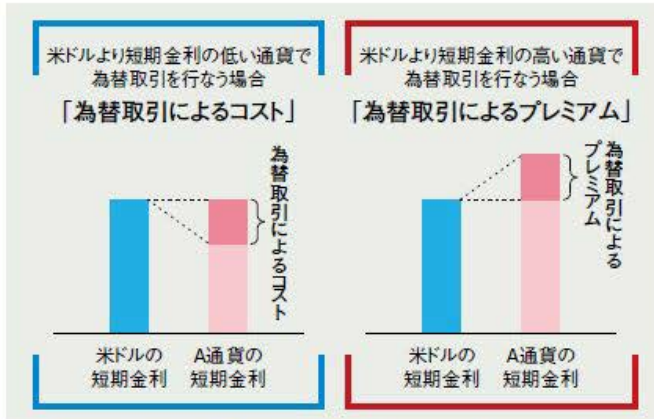
※為替取引を完全に行なうことができるとは限りませんので、各コースの通貨と完全に連動するわけではありません。

各通貨と米ドルの短期金利差が及ぼす影響

- 当ファンドの実質的な投資対象である米ドル建て資産に対し、米ドルと各コースの通貨で為替取引を行なう際に、米ドルより各コースの通貨の短期金利が高い場合、「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)」が期待されます。一方、米ドルより各コースの通貨の短期金利が低い場合、「為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)」が発生します。

※為替取引を完全に行なうことができるとは限らないため、米ドルより各コースの通貨の短期金利が高い場合でも、それを十分に享受できない可能性があります。

(米ドル資産に対する)為替取引によるコスト/プレミアムのイメージ



変動する短期金利差

「為替取引によるプレミアム」は、大きな魅力と考えられます。ただし、その水準は、両国通貨の短期金利の変化によって影響を受けるため、拡大することあれば、その逆に縮小すること考えられます。さらに、将来、短期金利差が逆転し、「為替取引によるコスト」となる可能性もあります。

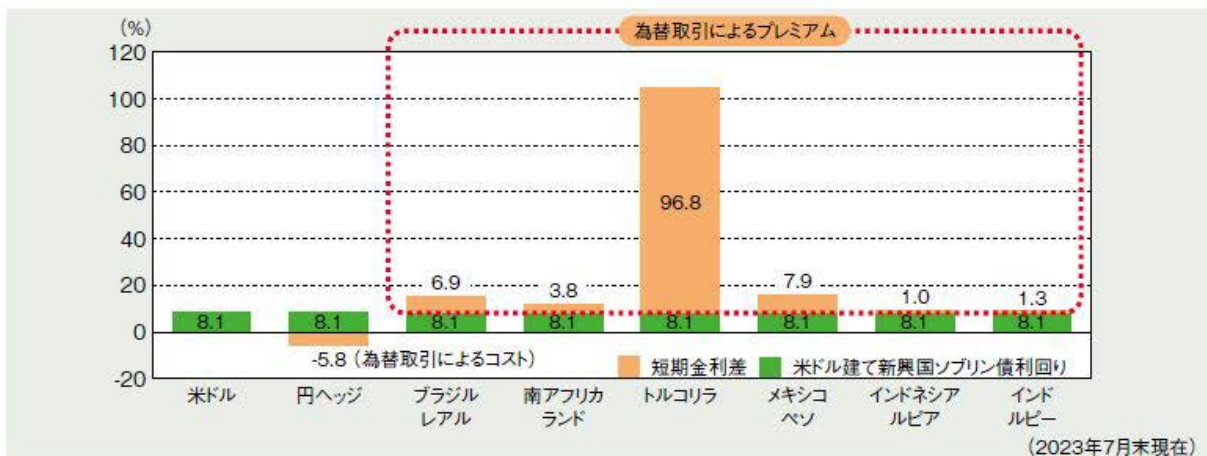


※上記はイメージ図であり、実際の金利水準や将来の運用成果等を示すものではありません。

<ご参考> 主な収益変動要因

- 債券の売買損益や為替の損益の他に、米ドル建て新興国ソブリン債からの金利と、為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)/プレミアム(金利差相当分の収益)を加えた部分が当ファンドの主な収益変動要因であり、分配金の原資になります。

米ドル建て新興国ソブリン債利回りと為替取引によるコスト/プレミアム



※為替取引によるプレミアム(コスト)の水準は、各国通貨の短期金利の変化によって影響を受けます。なお、上記グラフの短期金利差は、各国通貨のフォワードレートとスポットレートから算出した数値を用いています。

※米ドル建て新興国ソブリン債利回り:JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバースィファイドの最終利回り

※上記は、ファンドの運用における為替取引によるコスト/プレミアムとは異なるため、当ファンドの金利水準や運用成果等を示すものではありません。

※上記は切り捨てにて端数処理しています。

*為替取引には、為替ヘッジ(原資産通貨を売り、円を買う取引)が含まれています。為替ヘッジの場合、「為替取引によるプレミアム/コスト」を「為替ヘッジプレミアム/コスト」といいます。

基準価額の主な変動要因について

●各コースの基準価額には、主に以下のような変動要因があります。

↑ 基準価額の上昇要因 ↑		各コース	↓ 基準価額の下落要因 ↓	
米ドル建て 新興国債券の 利回り低下 (価格上昇)	円安／米ドル高	 資産成長型 (米ドルコース) 毎月分配型 (米ドルコース)	円高／米ドル安	米ドル建て 新興国債券の 利回り上昇 (価格下落)
	(円安／米ドル高でも プラスの影響はありません) 米ドル 短期金利 < 円短期金利	 毎月分配型 (円ヘッジ コース)	(円高／米ドル安でも マイナスの影響はありません) 米ドル 短期金利 > 円短期金利	
	円安／ブラジルレアル高 米ドル < ブラジルレアル 短期金利 < ブラジルレアル 短期金利	 毎月分配型 (ブラジル レアルコース)	円高／ブラジルレアル安 米ドル > ブラジルレアル 短期金利 > ブラジルレアル 短期金利	
	円安／南アフリカランド高 米ドル < 南アフリカランド 短期金利 < 南アフリカランド 短期金利	 毎月分配型 (南アフリカ ランドコース)	円高／南アフリカランド安 米ドル > 南アフリカランド 短期金利 > 南アフリカランド 短期金利	
	円安／トルコリラ高 米ドル < トルコリラ 短期金利 < トルコリラ 短期金利	 毎月分配型 (トルコリラ コース)	円高／トルコリラ安 米ドル > トルコリラ 短期金利 > トルコリラ 短期金利	
	円安／メキシコペソ高 米ドル < メキシコペソ 短期金利 < メキシコペソ 短期金利	 毎月分配型 (メキシコ ペソコース)	円高／メキシコペソ安 米ドル > メキシコペソ 短期金利 > メキシコペソ 短期金利	
	円安／インドネシアルピア高 米ドル < インドネシアルピア 短期金利 < インドネシアルピア 短期金利	 毎月分配型 (インドネシア ルピアコース)	円高／インドネシアルピア安 米ドル > インドネシアルピア 短期金利 > インドネシアルピア 短期金利	
新興国の 信用格付の 引き上げ	円安／インドルピー高 米ドル < インドルピー 短期金利 < インドルピー 短期金利	 毎月分配型 (インドルピー コース)	円高／インドルピー安 米ドル > インドルピー 短期金利 > インドルピー 短期金利	新興国の 信用格付の 引き下げ

※市況動向によっては、上記の通りにならない場合があります。

※上記は基準価額の主な変動要因の概要であり、ファンドの運用成果を約束するものでも、全ての変動要因を網羅したものでもありません。

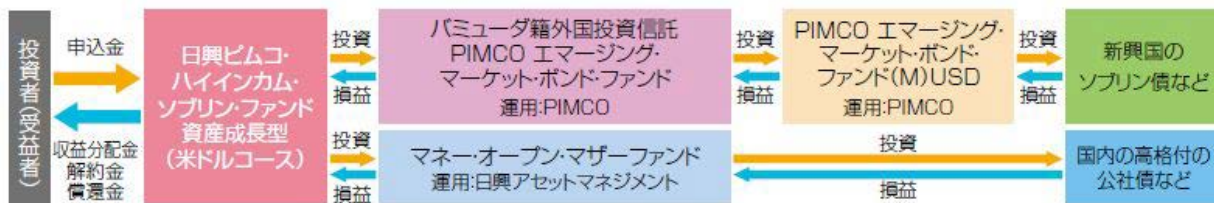
※為替ヘッジは、為替変動の影響を完全に排除できるわけではありません。

※為替取引を完全に行なうことができるとは限りませんので、各コースの通貨と完全に連動するわけではありません。

ファンドの仕組み

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。





※スイッチング対象ファンドの一方のファンドに関して、委託会社が約款に定める事由に該当したと判断したことにより、購入・換金申込みの受付を中止、もしくは、既に受付けた購入・換金申込みの受付を取り消した場合には、もう一方のスイッチング対象ファンドに対しても、当該ファンドについて約款に定める中止・取消事由が生じているか否かにかかわらず、原則として、スイッチングによる購入・換金申込みの受付を中止、もしくは、既に受付けたスイッチングによる購入・換金申込みの受付を取り消します。

※投資成果に大きく影響しますので、スイッチングは、十分ご検討の上、慎重にご判断ください。

■主な投資制限

＜毎月分配型(米ドルコース)、毎月分配型(円ヘッジコース)、毎月分配型(ブラジルリアルコース)、毎月分配型(南アフリカランドコース)、毎月分配型(トルコリラコース)、資産成長型(米ドルコース)＞

- ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- ・外貨建資産への直接投資は行ないません。

＜毎月分配型(メキシコペソコース)、毎月分配型(インドネシアルピアコース)、毎月分配型(インドルピーコース)＞

- ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

■分配方針

＜毎月分配型(米ドルコース)、毎月分配型(円ヘッジコース)、毎月分配型(ブラジルリアルコース)、毎月分配型(南アフリカランドコース)、毎月分配型(トルコリラコース)＞

- ・毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。

※「原則として、安定した分配を行なう」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移することなどを示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況などによっては安定した分配とならない場合があることに留意ください。

＜毎月分配型(メキシコペソコース)、毎月分配型(インドネシアルピアコース)、毎月分配型(インドルピーコース)、資産成長型(米ドルコース)＞

- ・毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



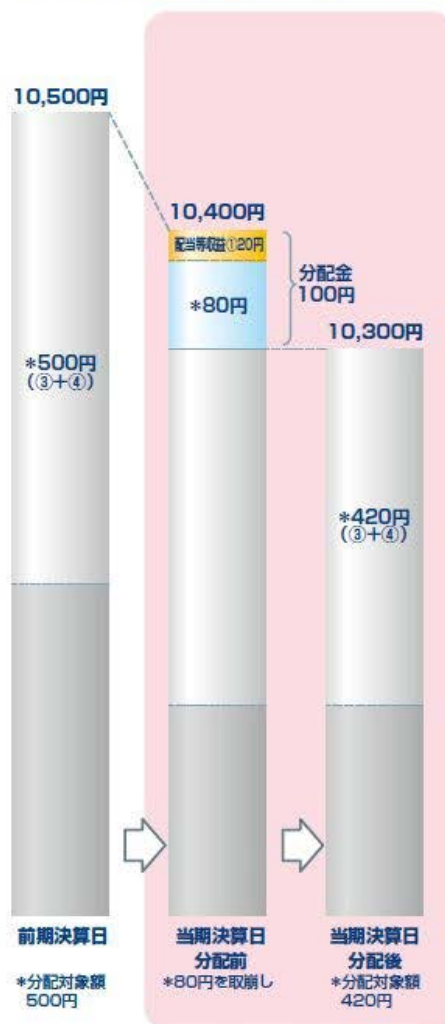
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合



前期決算から基準価額が下落した場合



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※ 上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

- ・普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
- ・元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、(特別分配金) 元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

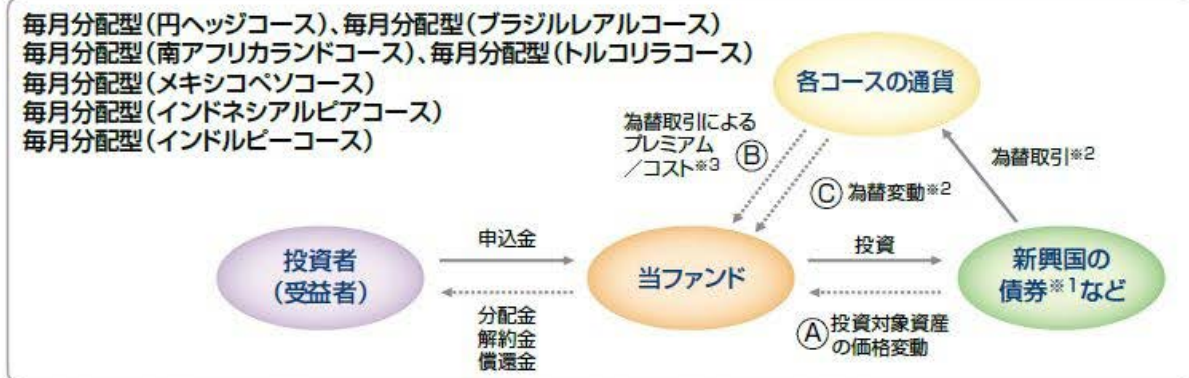
通貨選択型ファンドの収益に関する留意事項

- 通貨選択型の投資信託は、投資対象資産(株式や債券など)の運用に加えて、為替取引による通貨の運用も行っており、為替取引の対象となる通貨を選択することができます。

通貨選択型の投資信託のイメージ図



* 毎月分配型(米ドルコース)および資産成長型(米ドルコース)

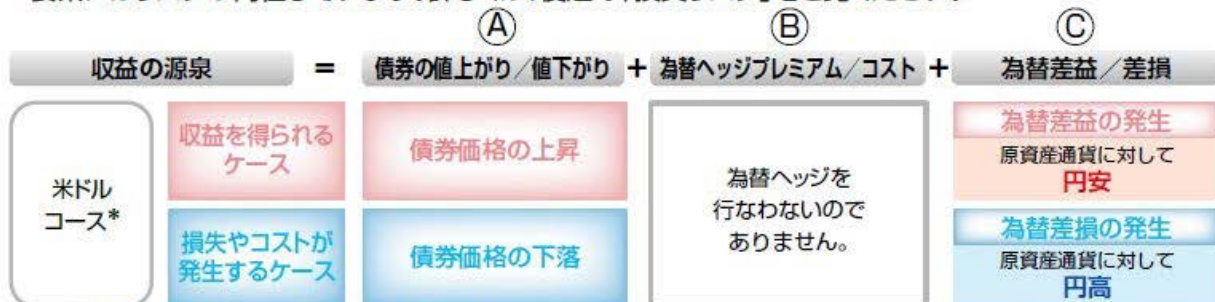


※1 当ファンドは、外国投資信託を通じて米ドル建ての新興国の債券に投資を行ないます。

※2 円ヘッジコースは、原則として米ドル売り/円買いの為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。各コースの通貨が円以外の場合には、各コースの通貨と円の為替変動リスクがあります。

※3 為替取引によるプレミアム/コストは、為替取引を行なう通貨間の金利差相当分の収益/費用です。

- 通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。なお、収益源である3つの要素にはリスクが内在しています。詳しくは、後述の「投資リスク」をご覧ください。



* 毎月分配型(米ドルコース)および資産成長型(米ドルコース)



※市況動向によっては、上記の通りにならない場合があります。

*為替取引には、為替ヘッジ(原資産通貨を売り、円を買う取引)が含まれています。為替ヘッジの場合、「為替取引によるプレミアム/コスト」を「為替ヘッジプレミアム/コスト」といいます。



※市況動向によっては、上記の通りにならない場合があります。

通貨運用に関する留意事項

- 各通貨の運用に当たっては、直物為替先渡取引(NDF取引)を活用する場合があります。
- NDF取引とは、投資対象通貨を用いた受渡を行わず、主に米ドル等による差金決済のみを行なう取引のことを言います。
- NDF取引では、需給や規制などの影響により、為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)／コスト(金利差相当分の費用)が、短期金利から算出される理論上の水準から乖離する場合があります。そのため、想定している投資成果が得られない可能性があります。

「日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(米ドルコース)」のことを「毎月分配型(米ドルコース)」、
 「日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(円ヘッジコース)」のことを「毎月分配型(円ヘッジコース)」、
 「日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(ブラジルリアルコース)」のことを「毎月分配型(ブラジルリアルコース)」、
 「日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(南アフリカランドコース)」のことを「毎月分配型(南アフリカランドコース)」、
 「日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(トルコリラコース)」のことを「毎月分配型(トルコリラコース)」、
 「日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(メキシコペソコース)」のことを「毎月分配型(メキシコペソコース)」、
 「日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(インドネシアルピアコース)」のことを「毎月分配型(インドネシアルピアコース)」、
 「日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(インドルピーコース)」のことを「毎月分配型(インドルピーコース)」、
 「日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型(米ドルコース)」のことを「資産成長型(米ドルコース)」、
 と言うことがあります。

④ 信託金限度額

- ・各ファンド毎に、5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

2015 年 4 月 16 日

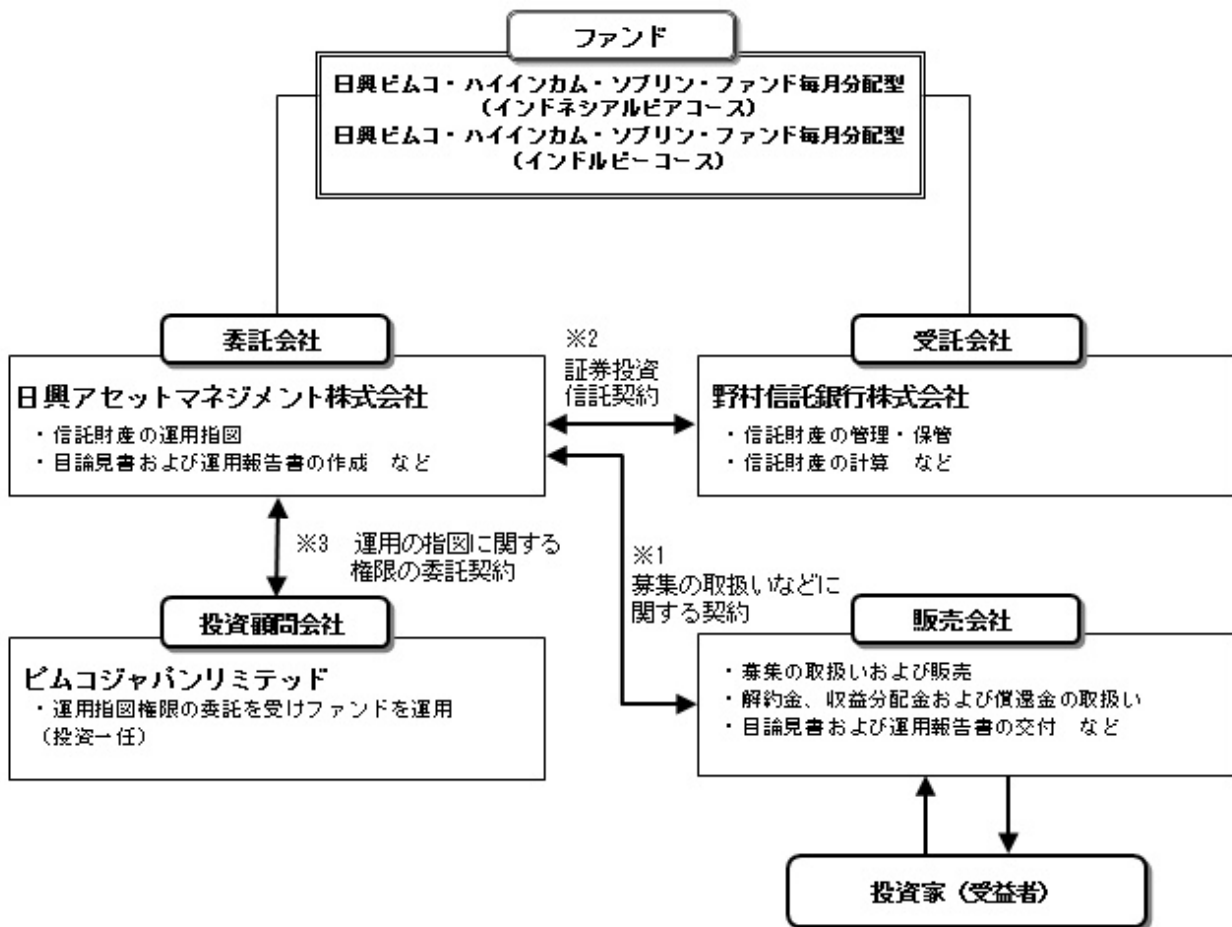
- ・ファンドの信託契約締結、当初自己設定、運用開始

2024 年 1 月 15 日

- ・信託終了（償還）予定

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

※3 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



② 委託会社の概況（2023年7月末現在）

1) 資本金

17,363 百万円

2) 沿革

1959 年：日興証券投資信託委託株式会社として設立

1999 年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	192,211,000 株	97.562%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ・主として、新興国の債券を主要投資対象とする別に定める投資信託証券の一部、またはすべてに投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざし運用を行ないます。
- ・投資信託証券の合計組入比率は、高位を保つことを原則とします。各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性などを勘案して決定します。なお、資金動向などによっては、各投資信託証券への投資比率を引き下げることもあります。
- ・別に定める投資信託証券については、収益機会の追求やリスクの分散などを目的として、適宜見直しを行ないます。この際、定性評価や定量評価などを勘案のうえ、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を外したりする場合があります。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券
- 2) 金銭債権
- 3) 約束手形
- 4) 為替手形

② 主として、別に定めるマザーファンドの受益証券および別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券なら

びに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

- 1) 短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
 - 2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)の証券の性質を有するもの
 - 3) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
- 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
- ④ 次の取引ができます。
- 1) 外国為替予約取引
 - 2) 資金の借入

◆投資対象とする投資信託証券の概要

< P I M C O エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ インドネシアルピアクラス> (バミューダ籍円建外国投資信託)

< P I M C O エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ インドルピークラス> (バミューダ籍円建外国投資信託)

運用の基本方針	
基本方針	トータルリターンの最大化をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	「P I M C O エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M) U S D」受益証券を主要投資対象とします。
投資方針	< P I M C O エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ インドネシアルピアクラス> ・「P I M C O エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M) U S D」受益証券を主要投資対象とします。 ・J Pモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバースファイド (インドネシアルピアヘッジ・円ベース) を参考指数とし、トータルリターンの最大化をめざします。 ・原則として、「P I M C O エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M) U S D」受益証券の組入比率は高位に保ちます。ただし、投資環境などにより、組入比率を引き下げる場合もあります。 ・原則として、ファンドの純資産相当額の米ドル売り、インドネシアルピア買いの為替取引を行ないます。 < P I M C O エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ インドルピークラス> ・「P I M C O エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M) U S D」受益証券を主要投資対象とします。 ・J Pモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバースファイド (インドルピーヘッジ・円ベース) を参考指数とし、トータルリターンの最大化をめざします。 ・原則として、「P I M C O エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M) U S D」受益証券の組入比率は高位に保ちます。ただし、投資環境などにより、組入比率を引き下げる場合もあります。 ・原則として、ファンドの純資産相当額の米ドル売り、インドルピー買いの為替取引を行ないます。
主な投資制限	・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ・デリバティブおよび外国為替予約取引の利用は、原則としてヘッジ目的および資産の効率的な運用に資することを目的とします。
収益分配	毎月、原則として利子収入および売買益から分配を行なう方針です。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	有価証券売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用など。
その他	
投資顧問会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
管理会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
信託期間	無期限
決算日	原則として、毎年5月末日

※上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行ないます。

(ご参考)

< P I M C O エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M) U S D >

運用の基本方針	
基本方針	トータルリターンの最大化をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	・通常、主として新興国のソブリン債およびソブリン債に準ずる発行体が発行する債券に投資をします。これら債券には、米ドル建てのものも、米ドル以外の通貨建てのものも含まれます。 ・また、ファンドはこの他以下の債券などに投資します。 1. 米国以外の政府、その政府の部局またはその他の政府系機関の発行する債券 2. 国際機関の発行する債券 3. 米国の発行体および米国以外の発行体の社債およびC P 4. 政府および企業が発行するインフレ連動債 5. 仕組債 6. ディレード・ファンディング・ローンおよびリボルビング・クレジット・ファシリティ 7. 譲渡性預金、定期預金および銀行引受手形 8. 現先取引および逆現先取引 9. 州または地方の政府、政府の部局またはその他の政府系機関の発行する債券 10. 米国政府、政府機関、政府企業が発行または保証する証券
投資方針	・ J P モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバースファイド（ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとし、これを上回る投資成果をめざすとともに、トータルリターンの最大化をめざします。 ・ 外貨建資産については、原則として円に対する為替ヘッジを行ないません。
主な投資制限	・ B 格（ムーディーズ社、スタンダード&プアーズ社、フィッチ社による同等格の格付、またはこれらの格付会社による格付が無い場合でも、投資顧問会社が同等格の信用度を有すると認めたもの）未満の債券への投資は、ファンドの純資産総額の 15% まで可能とします。 ・ ファンドの平均デュレーションは、通常的环境下、ベンチマークの平均デュレーション±2 年以内とします。 ・ ファンドは、1 発行体に資産の 10% を限度として投資することができます。ただし、政府証券、政府機関証券などへの投資には制限を設けません。 ・ 原則として、ファンドの純資産総額の 95% 以上が実質米ドル資産となるように投資をします。 ・ ファンドは、オプション取引、先物取引、スワップ取引などの派生商品に投資をします。 ・ 流動性の乏しい証券への投資は、ファンドの純資産総額の 15% までとします。 ・ ファンドは、全体のポートフォリオ運用戦略の一環として、または債券価格の下落を相殺するために、空売りを行なうことができます。ただし、ファンドの純資産総額の 100% を超えないものとします。 ・ 資金の借入れの合計金額がファンドの純資産総額の 10% を超える借入残高が生じる借入れは行なわないものとします。
収益分配	毎月、原則として利子収入および売買益から分配を行なう方針です。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	有価証券売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用など。
その他	
投資顧問会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
管理会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー

信託期間	無期限
決算日	原則として、毎年5月末日

※上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行ないます。

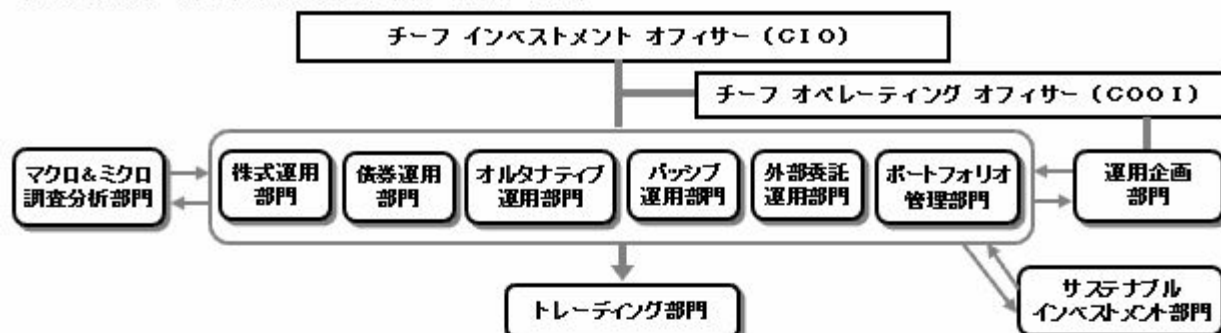
<マネー・オープン・マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	公社債への投資により、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。
主な投資対象	わが国の国債および格付の高い公社債を主要投資対象とします。
投資方針	- わが国の国債および格付の高い公社債に投資を行ない、利息等収益の確保をめざして運用を行ないます。 - ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	- 株式（新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。）への投資は行ないません。 - 外貨建資産への投資は行ないません。 - デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 - 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
信託期間	無期限（2003年3月28日設定）
決算日	毎年1月15日（休業日の場合は翌営業日）

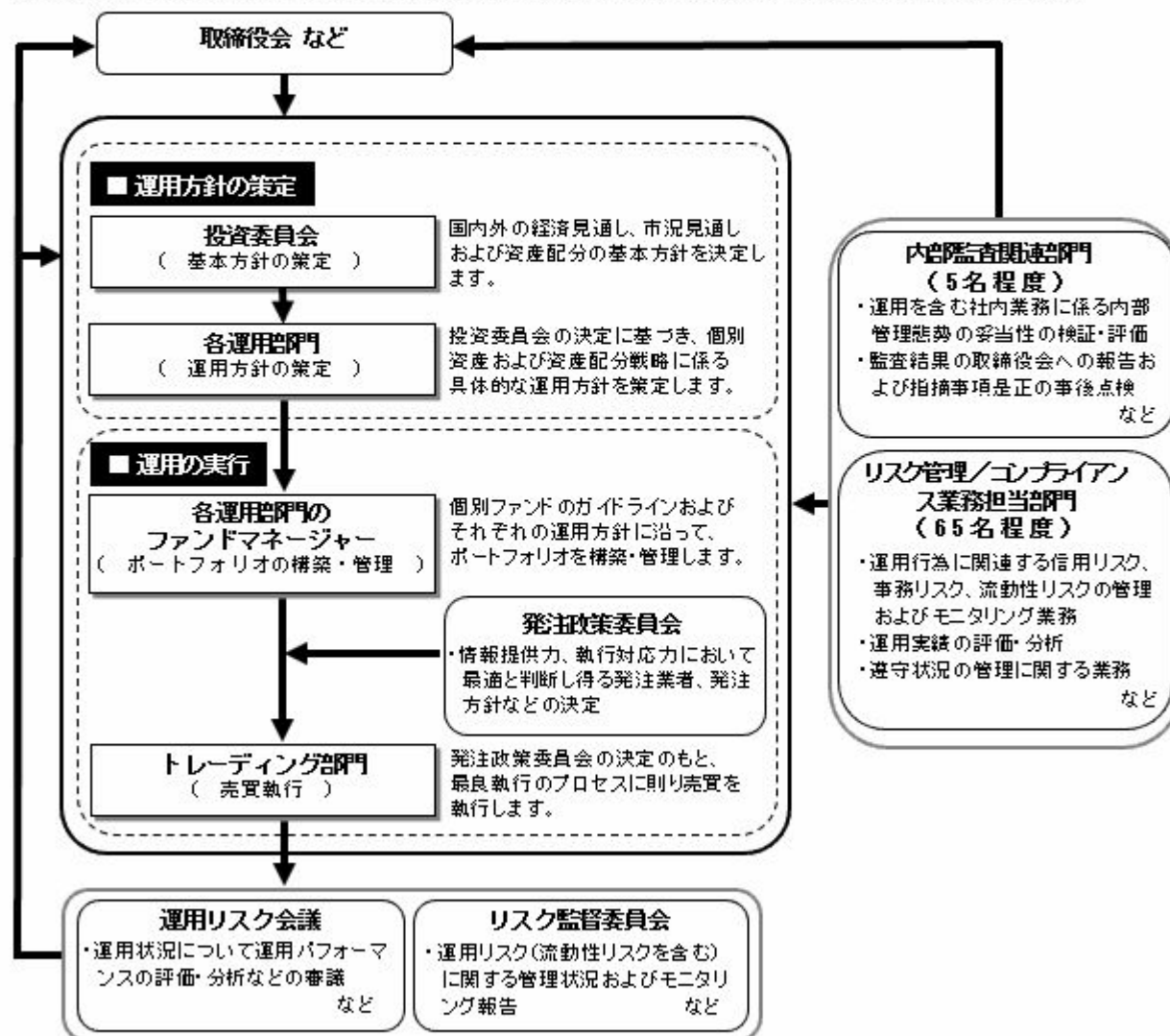
(3)【運用体制】

<日興アセットマネジメント株式会社（委託会社）における運用体制>

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

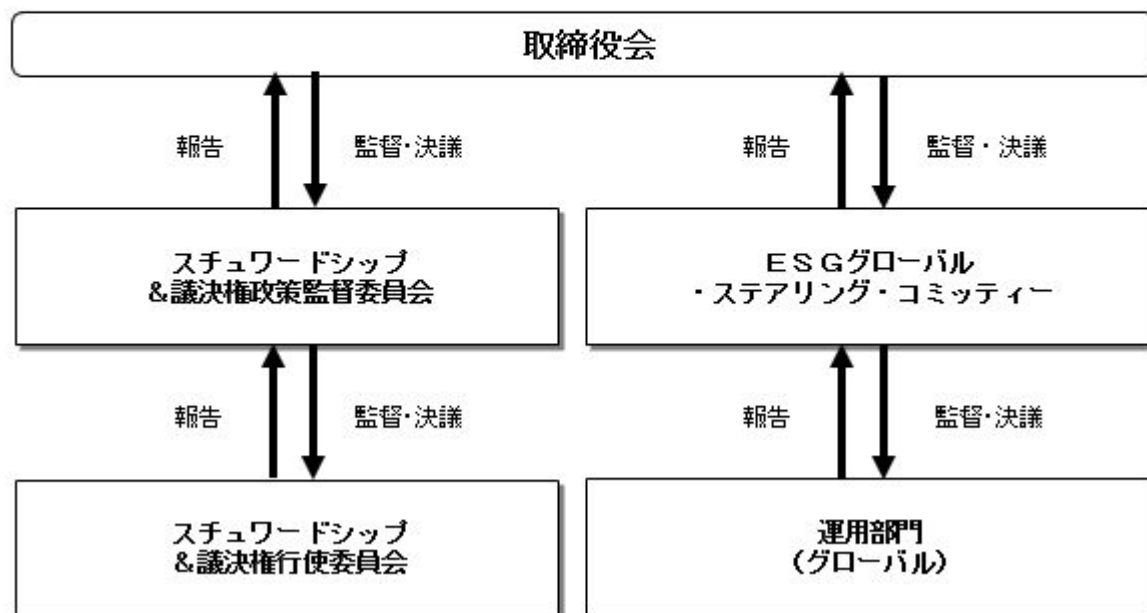
「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

「投資顧問会社」については、投資顧問会社の管理体制およびリスク管理状況のモニタリングをリスク管理業務担当部門にて行ないます。また、外部委託運用部門では外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているなどのモニタリングを行っております。

◆投資家としてのESG／フィデューシャリー・デューティー

ESG（環境、社会、企業統治）やフィデューシャリーは、当委託会社にとって最高位に位置する概念であるため、同原則に関連する決議、報告、議論は、当委託会社の取締役会にて行なうこととしています。

（スチュワードシップ&議決権政策監督委員会は、議長含め社外委員が過半数以上を占めるメンバーで構成されています）



※上記体制は2023年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

- ・当ファンドの運用は、委託会社である日興アセットマネジメント株式会社からファンドの運用の指図に関する権限の委託を受け、ピムコジャパンリミテッドが行ないます。ピムコジャパンリミテッドは、PIMCO（パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー）の日本における拠点です。
 - ・投資対象である「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ インドネシアルピアクラス」、「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ インドルピークラス」は、PIMCOが運用します。
- < PIMCOにおける運用体制 >

< 優位性を発揮するPIMCOのエマージング債券運用プロセス >

PIMCOは、魅力的な投資機会を発掘するとともに、投資対象のデフォルト・リスクの回避をめざし、以下のような運用プロセスを構築しています。

ファンダメンタルズ分析

経済および金融市場のファンダメンタルズ、社会的政治的安定度、長期的な経済成長の可能性などの分析に基づいた長期予測を行ないます。

外部環境の評価

エマージング市場が先進国の経済成長および金利動向、商品市場などから受ける影響を予測します。

マーケットのテクニカル分析

流動性、エクスポージャーの集中、レバレッジ、投資家基盤の構造を含む市場ダイナミックスの分析を行ないます。

付加価値の源泉を多様化、ポートフォリオの最適化を行ないます。

※上記は 2022 年 12 月末現在のものです。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行います。

② 収益分配金の支払い

<分配金再投資コース>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

(5) 【投資制限】

① 約款に定める投資制限

1) 投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

2) 有価証券先物取引等のデリバティブ取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。

3) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

4) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

5) 信託財産に属する外貨建資産の時価総額と投資信託証券またはマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

6) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て（解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。

イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

ロ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

ハ) 借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内

ニ) 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

ホ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

7) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3 【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。基準価額変動リスクの大きいファンドです

ので、お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

- ・投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様へ帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク

- ・一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。
- ・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。

② 流動性リスク

- ・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- ・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

③ 信用リスク

- ・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- ・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて利回りが高い反面、価格変動が大きく、デフォルトが生じるリスクが高まる場合があります。
- ・格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。
- ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

④ 為替変動リスク

◆インドネシアルピアコース

- ・投資対象とする外国投資信託の組入資産については、原則として米ドル売り、インドネシアルピア買いの為替取引を行なうため、インドネシアルピアの対円での為替変動の影響を受けます。一般に外国為替相場がインドネシアルピアに対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。なお、為替取引を完全に行なうことができるとは限らないため、場合によってはインドネシアルピアと米ドルの2通貨間の金利差を十分に享受することができない可能性や、米ドルの対円での為替変動の影響を受ける可能性があります。また、インドネシアルピアの金利が米ドル金利より低い場合、米ドルとインドネシアルピアの金利差相当分の為替取引によるコストが発生します。
- ・一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

◆インドルピーコース

- ・投資対象とする外国投資信託の組入資産については、原則として米ドル売り、インドルピー買いの為替取引を行なうため、インドルピーの対円での為替変動の影響を受けます。一般に外国為替相場がインドルピーに対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。なお、為替取引を完全に行なうことができるとは限らないため、場合によってはインドルピーと米ドルの2通貨間の金利差を十分に享受することができない可能性や、米ドルの対円での為替変動の影響を受ける可能性があります。また、インドルピーの金利が米ドル金利より低い場合、米ドルとインドルピーの金利差相当分の為替取引によるコストが発生します。
- ・一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

⑤ カントリー・リスク

- ・投資対象国における非常事態など（金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運

用ができない場合があります。

- ・一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。
- ・ファンドの投資対象資産が上場または取引されている諸国の税制は各国によって異なります。また、それらの諸国における税制が一方的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることもあります。以上のような要因は、ファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

<その他の留意事項>

- ・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

- ・投資対象とする投資信託証券に関する事項

◇諸事情により、投資対象とする投資信託証券にかかる投資や換金ができない場合があります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができなくなる場合があります。また、一時的にファンドの取得・換金ができなくなることもあります。

◇ファンドが投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを含みます。）と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴う資金流入入などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

- ・解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

- ・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項

ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があります。

- ・運用制限や規制上の制限に関する事項

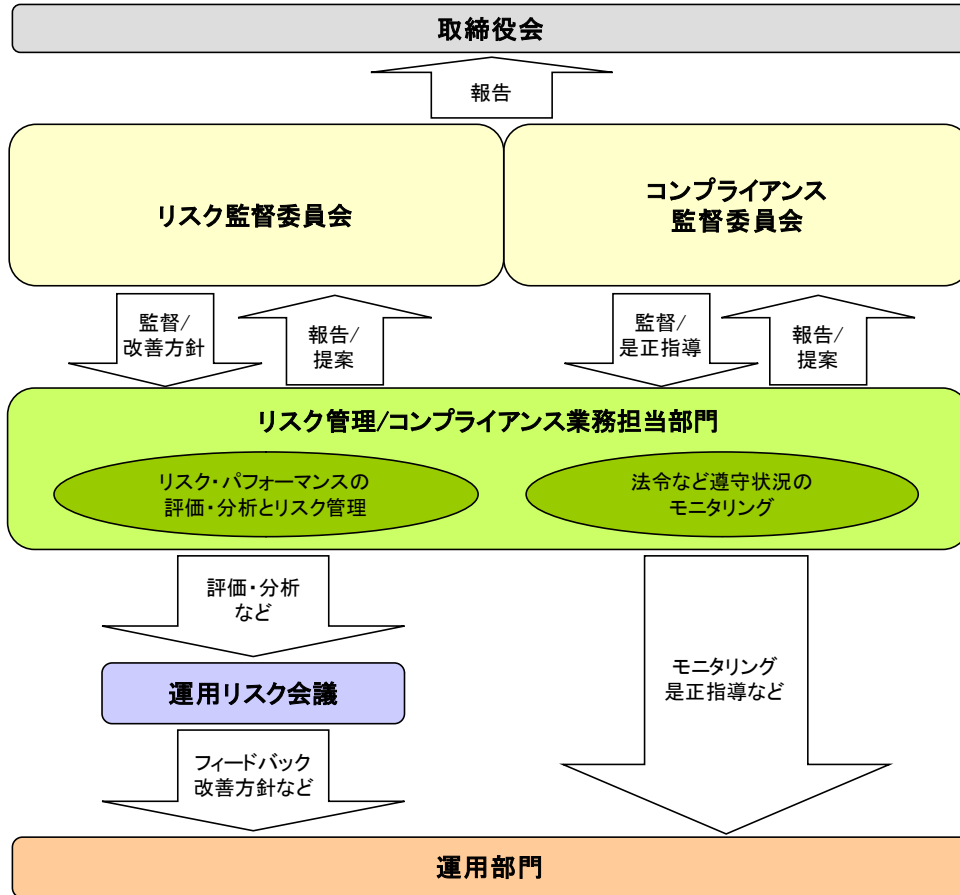
関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社もしくは運用委託先またはこれらの関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社もしくは運用委託先またはこれらの関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。

- ・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

(2) リスク管理体制

<日興アセットマネジメント株式会社（委託会社）におけるリスク管理体制>



■全社的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理／コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク（流動性リスクを含む）、市場リスク、カウンターパーティーリスク、オペレーショナルリスク（事務リスクを含む）など）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

■運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

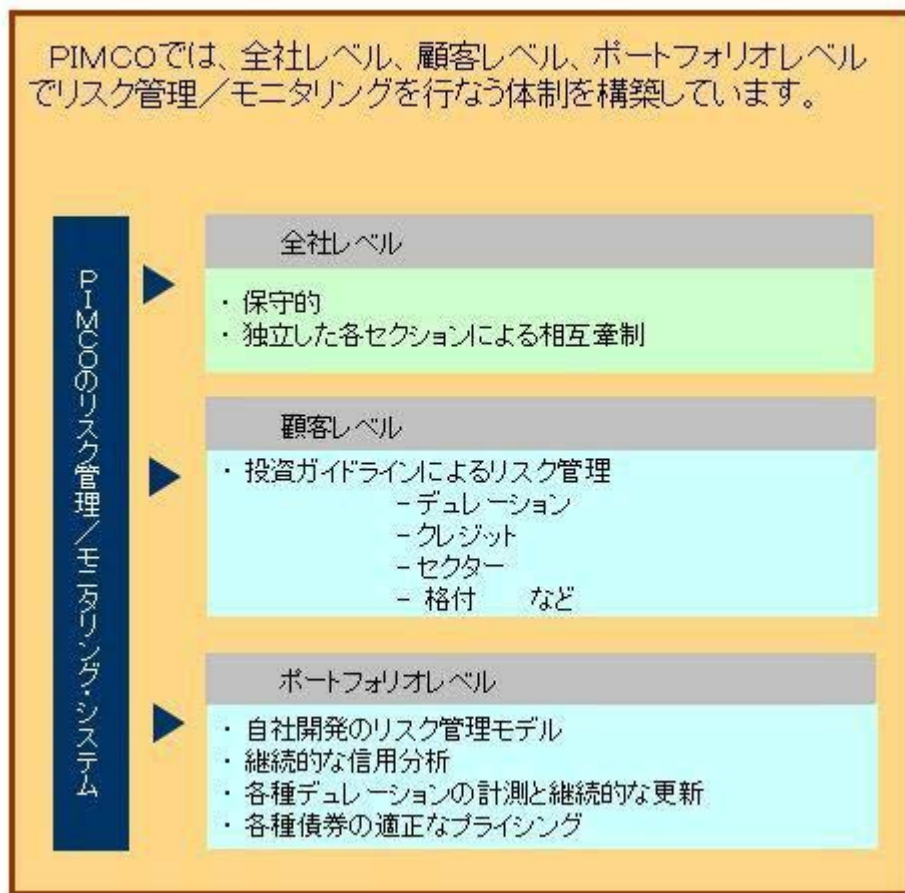
■法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記体制は2023年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

< P I M C Oにおけるリスク管理体制>

ポートフォリオのリスク管理体制について、P I M C Oは、お客様のポートフォリオ運用において実効性のある管理を行なうためには、異なる機能を有するセクションが相互牽制を働かせ、多面的なリスク管理、モニタリングを行なうことが不可欠であると考えています。全てのポートフォリオと全ての取引はポートフォリオ・マネジメント、アカウント・マネジメント、コンプライアンス／リーガルの3つの独立した部門が互いに牽制しあう形で監視することにより、システムの信頼性を保っています。



※上記は 2022 年 12 月末現在のものです。

(参考情報)

毎月分配型(インドネシアルピアコース)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	5.5%	6.3%	14.6%	5.5%	-0.5%	2.8%	2.7%
最大値	36.4%	42.1%	59.8%	62.7%	5.4%	7.9%	21.5%
最小値	-17.0%	-16.0%	-12.4%	-19.4%	-5.5%	-6.1%	-9.4%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2018年8月から2023年7月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
 ※分配金再投資基準価額は、2018年8月末の基準価額を起点として指数化しています。
 ※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

毎月分配型(インドルピーコース)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	3.9%	6.3%	14.6%	5.5%	-0.5%	2.8%	2.7%
最大値	26.2%	42.1%	59.8%	62.7%	5.4%	7.9%	21.5%
最小値	-12.3%	-16.0%	-12.4%	-19.4%	-5.5%	-6.1%	-9.4%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2018年8月から2023年7月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
 ※分配金再投資基準価額は、2018年8月末の基準価額を起点として指数化しています。
 ※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株……TOPIX(東証株価指数)配当込み

先進国株……MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債……NOMURA-BPI国債

先進国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ヘッジなし、円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

TOPIX（東証株価指数）配当込み

当指数は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は株式会社 J P X 総研または株式会社 J P X 総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）

当指数は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

当指数は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

NOMURA-BPI 国債

当指数は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（以下「NFRC」）が公表している指数で、その知的財産権は NFRC に帰属します。なお、NFRC は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる日興アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

当指数は、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。当指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。

JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバースィファイド（円ヘッジなし、円ベース）

当指数は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）につきましては、販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜3%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
- ・販売会社によっては、償還乗換、乗換優遇の適用を受けることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

(2) 【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額
ありません。

(3) 【信託報酬等】

- ① 信託報酬
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年 1.76%（税抜 1.6%）の率を乗じて得た額とします。
- ② 信託報酬の配分
信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

販売会社毎の各ファンド毎の 純資産総額	信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
100 億円以下の部分	1.60%	0.87%	0.70%	0.03%
100 億円超 300 億円以下の部分		0.82%	0.75%	
300 億円超 1,000 億円以下の部分		0.77%	0.80%	
1,000 億円超の部分		0.72%	0.85%	

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

※投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける信託報酬の中から支払います。

- ③ 支払時期
信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4) 【その他の手数料等】

以下の諸費用およびそれに付随する消費税等相当額について、委託会社は、その支払いをファンドのために行ない、ファンドの日々の純資産総額に対して年率 0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限として、支

払金額の支弁を信託財産から受けることができます。(以下「実費方式」といいます。)なお、①から⑦までに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。また、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、見積額に基づいて見積率を算出し、かかる見積率を信託財産の純資産総額に乗じて得た額をかかるとする諸費用の合計額とみなして、信託財産から支弁を受けることができます。

(以下「見積方式」といいます。)ただし、委託会社は、信託財産の規模などを考慮して、信託の設定時または期中に、かかる諸費用の見積率を見直し、年率 0.1%を上限として、これを変更することができます。委託会社は、実費方式または見積方式のいずれを用いるかについて、信託期間を通じて随時、見直すことができます。これら諸費用は、委託会社が定めた時期に、信託財産から支払います。

- ① ファンドの計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用。
- ② 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用。
- ③ 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用。
- ④ 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
- ⑤ 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
- ⑥ 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
- ⑦ ファンドの受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用。
- ⑧ 格付の取得に要する費用。
- ⑨ ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用。

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

- ① 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

<投資対象とする投資信託証券に係る費用>

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ インドネシアルピークラス」

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ インドルピークラス」

- ・有価証券売買時の売買委託手数料
- ・先物・オプション取引に要する費用 など

「マネー・オープン・マザーファンド」

- ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・信託財産に関する租税 など

※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。

※売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度（NISA）の適用対象です。

※2024 年 1 月 1 日以降、公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA の適用対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することも

できます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニア NISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※2024 年 1 月 1 日以降、NISA をご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となり、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1 口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

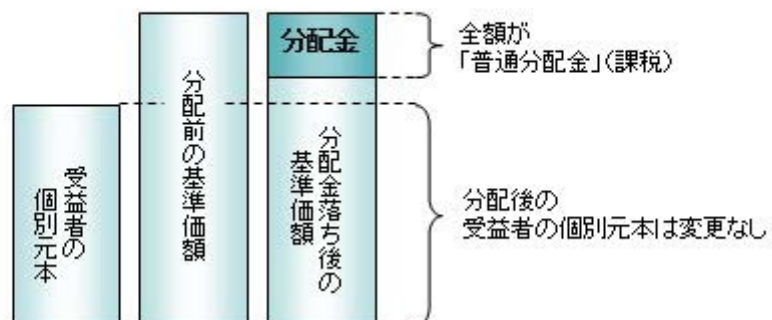
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の 1 口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の 1 口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

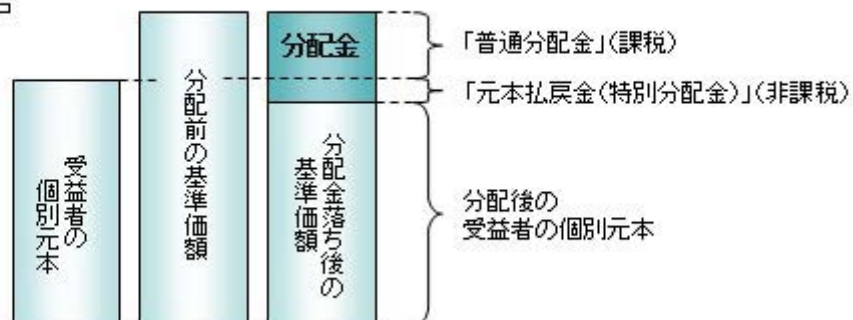
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は 2023 年 10 月 16 日現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）】

以下の運用状況は 2023 年 7 月 31 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	バミューダ	115,596,196	95.11
親投資信託受益証券	日本	119,952	0.10
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	5,819,873	4.79
合計（純資産総額）		121,536,021	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
バミューダ	投資信託受益証券	PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ インドネシアルピアクラス	13,316	8,648	115,156,768	8,681	115,596,196	95.11
日本	親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	118,145	1.0154	119,965	1.0153	119,952	0.10

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	95.11
親投資信託受益証券	0.10
合 計	95.21

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1 特定期間末 (2015 年 7 月 15 日)	12	13	0.9795	0.9895
第2 特定期間末 (2016 年 1 月 15 日)	26	26	0.8231	0.8331
第3 特定期間末 (2016 年 7 月 15 日)	31	31	0.8694	0.8744
第4 特定期間末 (2017 年 1 月 16 日)	68	68	0.9314	0.9364
第5 特定期間末 (2017 年 7 月 18 日)	76	76	0.9464	0.9514
第6 特定期間末 (2018 年 1 月 15 日)	99	100	0.9537	0.9587
第7 特定期間末 (2018 年 7 月 17 日)	79	80	0.8511	0.8561
第8 特定期間末 (2019 年 1 月 15 日)	98	98	0.8383	0.8433
第9 特定期間末 (2019 年 7 月 16 日)	196	197	0.9017	0.9067
第10 特定期間末 (2020 年 1 月 15 日)	300	301	0.9508	0.9558
第11 特定期間末 (2020 年 7 月 15 日)	259	260	0.8270	0.8320
第12 特定期間末 (2021 年 1 月 15 日)	259	260	0.8614	0.8664
第13 特定期間末 (2021 年 7 月 15 日)	266	268	0.8871	0.8921
第14 特定期間末 (2022 年 1 月 17 日)	261	262	0.8689	0.8739
第15 特定期間末 (2022 年 7 月 15 日)	238	240	0.8037	0.8087
第16 特定期間末 (2023 年 1 月 16 日)	180	181	0.7727	0.7777
第17 特定期間末 (2023 年 7 月 18 日)	122	123	0.8304	0.8354
2022 年 7 月末日	244	—	0.8194	—
8 月末日	236	—	0.8485	—
9 月末日	220	—	0.8086	—
10 月末日	218	—	0.8009	—
11 月末日	210	—	0.7860	—
12 月末日	179	—	0.7642	—
2023 年 1 月末日	186	—	0.7983	—
2 月末日	184	—	0.7956	—
3 月末日	165	—	0.7842	—
4 月末日	140	—	0.8052	—
5 月末日	124	—	0.8158	—
6 月末日	127	—	0.8524	—
7 月末日	121	—	0.8328	—

(注) 分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

② 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	2015年4月16日～2015年7月15日	0.0200
第2特定期間	2015年7月16日～2016年1月15日	0.0600
第3特定期間	2016年1月16日～2016年7月15日	0.0450
第4特定期間	2016年7月16日～2017年1月16日	0.0300
第5特定期間	2017年1月17日～2017年7月18日	0.0300
第6特定期間	2017年7月19日～2018年1月15日	0.0300
第7特定期間	2018年1月16日～2018年7月17日	0.0300
第8特定期間	2018年7月18日～2019年1月15日	0.0300
第9特定期間	2019年1月16日～2019年7月16日	0.0300
第10特定期間	2019年7月17日～2020年1月15日	0.0300
第11特定期間	2020年1月16日～2020年7月15日	0.0300
第12特定期間	2020年7月16日～2021年1月15日	0.0300
第13特定期間	2021年1月16日～2021年7月15日	0.0300
第14特定期間	2021年7月16日～2022年1月17日	0.0300
第15特定期間	2022年1月18日～2022年7月15日	0.0300
第16特定期間	2022年7月16日～2023年1月16日	0.0300
第17特定期間	2023年1月17日～2023年7月18日	0.0300

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1特定期間	2015年4月16日～2015年7月15日	△0.05
第2特定期間	2015年7月16日～2016年1月15日	△9.84
第3特定期間	2016年1月16日～2016年7月15日	11.09
第4特定期間	2016年7月16日～2017年1月16日	10.58
第5特定期間	2017年1月17日～2017年7月18日	4.83
第6特定期間	2017年7月19日～2018年1月15日	3.94
第7特定期間	2018年1月16日～2018年7月17日	△7.61
第8特定期間	2018年7月18日～2019年1月15日	2.02
第9特定期間	2019年1月16日～2019年7月16日	11.14
第10特定期間	2019年7月17日～2020年1月15日	8.77
第11特定期間	2020年1月16日～2020年7月15日	△9.87
第12特定期間	2020年7月16日～2021年1月15日	7.79
第13特定期間	2021年1月16日～2021年7月15日	6.47
第14特定期間	2021年7月16日～2022年1月17日	1.33
第15特定期間	2022年1月18日～2022年7月15日	△4.05
第16特定期間	2022年7月16日～2023年1月16日	△0.12
第17特定期間	2023年1月17日～2023年7月18日	11.35

（注）各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4)【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第1 特定期間	2015 年 4 月 16 日～2015 年 7 月 15 日	13, 279, 044	127, 373
第2 特定期間	2015 年 7 月 16 日～2016 年 1 月 15 日	144, 910, 151	126, 109, 270
第3 特定期間	2016 年 1 月 16 日～2016 年 7 月 15 日	6, 138, 357	2, 273, 850
第4 特定期間	2016 年 7 月 16 日～2017 年 1 月 16 日	49, 714, 201	12, 132, 246
第5 特定期間	2017 年 1 月 17 日～2017 年 7 月 18 日	20, 439, 949	13, 205, 729
第6 特定期間	2017 年 7 月 19 日～2018 年 1 月 15 日	48, 996, 295	24, 937, 087
第7 特定期間	2018 年 1 月 16 日～2018 年 7 月 17 日	3, 218, 318	14, 115, 310
第8 特定期間	2018 年 7 月 18 日～2019 年 1 月 15 日	28, 845, 763	5, 530, 902
第9 特定期間	2019 年 1 月 16 日～2019 年 7 月 16 日	142, 975, 672	42, 517, 239
第10 特定期間	2019 年 7 月 17 日～2020 年 1 月 15 日	114, 316, 849	16, 002, 755
第11 特定期間	2020 年 1 月 16 日～2020 年 7 月 15 日	52, 392, 471	54, 824, 416
第12 特定期間	2020 年 7 月 16 日～2021 年 1 月 15 日	21, 637, 588	34, 255, 604
第13 特定期間	2021 年 1 月 16 日～2021 年 7 月 15 日	13, 786, 169	13, 824, 949
第14 特定期間	2021 年 7 月 16 日～2022 年 1 月 17 日	7, 388, 626	7, 625, 522
第15 特定期間	2022 年 1 月 18 日～2022 年 7 月 15 日	20, 957, 396	24, 207, 262
第16 特定期間	2022 年 7 月 16 日～2023 年 1 月 16 日	5, 179, 529	69, 249, 001
第17 特定期間	2023 年 1 月 17 日～2023 年 7 月 18 日	5, 892, 807	91, 886, 365

(注)第1 特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）】

以下の運用状況は 2023 年 7 月 31 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	バミューダ	471,021,039	98.01
親投資信託受益証券	日本	481,105	0.10
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	9,095,168	1.89
合計（純資産総額）		480,597,312	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
バミューダ	投資信託受益証券	PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ インドルピークラス	66,519	7,025	467,295,975	7,081	471,021,039	98.01
日本	親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	473,856	1.0154	481,153	1.0153	481,105	0.10

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.01
親投資信託受益証券	0.10
合 計	98.11

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1 特定期間末（2015 年 7 月 15 日）	104	105	0.9922	1.0022
第2 特定期間末（2016 年 1 月 15 日）	172	174	0.7944	0.8044
第3 特定期間末（2016 年 7 月 15 日）	351	353	0.7837	0.7887
第4 特定期間末（2017 年 1 月 16 日）	601	604	0.8375	0.8425
第5 特定期間末（2017 年 7 月 18 日）	793	798	0.8975	0.9025
第6 特定期間末（2018 年 1 月 15 日）	1,332	1,339	0.9164	0.9214
第7 特定期間末（2018 年 7 月 17 日）	1,477	1,486	0.8206	0.8256
第8 特定期間末（2019 年 1 月 15 日）	1,304	1,312	0.7579	0.7629
第9 特定期間末（2019 年 7 月 16 日）	1,225	1,232	0.8350	0.8400
第10 特定期間末（2020 年 1 月 15 日）	1,217	1,225	0.8345	0.8395
第11 特定期間末（2020 年 7 月 15 日）	981	988	0.7334	0.7384
第12 特定期間末（2021 年 1 月 15 日）	992	998	0.7584	0.7634
第13 特定期間末（2021 年 7 月 15 日）	894	900	0.7875	0.7925
第14 特定期間末（2022 年 1 月 17 日）	924	930	0.7627	0.7677
第15 特定期間末（2022 年 7 月 15 日）	831	837	0.6950	0.7000
第16 特定期間末（2023 年 1 月 16 日）	618	623	0.6637	0.6687
第17 特定期間末（2023 年 7 月 18 日）	487	490	0.7057	0.7107
2022 年 7 月末日	842	—	0.7023	—
8 月末日	808	—	0.7274	—
9 月末日	757	—	0.6917	—
10 月末日	763	—	0.6957	—
11 月末日	742	—	0.6968	—
12 月末日	614	—	0.6647	—
2023 年 1 月末日	633	—	0.6782	—
2 月末日	605	—	0.6792	—
3 月末日	559	—	0.6663	—
4 月末日	529	—	0.6731	—
5 月末日	492	—	0.6867	—
6 月末日	510	—	0.7259	—
7 月末日	480	—	0.7107	—

(注) 分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

② 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	2015年4月16日～2015年7月15日	0.0200
第2特定期間	2015年7月16日～2016年1月15日	0.0600
第3特定期間	2016年1月16日～2016年7月15日	0.0450
第4特定期間	2016年7月16日～2017年1月16日	0.0300
第5特定期間	2017年1月17日～2017年7月18日	0.0300
第6特定期間	2017年7月19日～2018年1月15日	0.0300
第7特定期間	2018年1月16日～2018年7月17日	0.0300
第8特定期間	2018年7月18日～2019年1月15日	0.0300
第9特定期間	2019年1月16日～2019年7月16日	0.0300
第10特定期間	2019年7月17日～2020年1月15日	0.0300
第11特定期間	2020年1月16日～2020年7月15日	0.0300
第12特定期間	2020年7月16日～2021年1月15日	0.0300
第13特定期間	2021年1月16日～2021年7月15日	0.0300
第14特定期間	2021年7月16日～2022年1月17日	0.0300
第15特定期間	2022年1月18日～2022年7月15日	0.0300
第16特定期間	2022年7月16日～2023年1月16日	0.0300
第17特定期間	2023年1月17日～2023年7月18日	0.0300

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1特定期間	2015年4月16日～2015年7月15日	1.22
第2特定期間	2015年7月16日～2016年1月15日	△13.89
第3特定期間	2016年1月16日～2016年7月15日	4.32
第4特定期間	2016年7月16日～2017年1月16日	10.69
第5特定期間	2017年1月17日～2017年7月18日	10.75
第6特定期間	2017年7月19日～2018年1月15日	5.45
第7特定期間	2018年1月16日～2018年7月17日	△7.18
第8特定期間	2018年7月18日～2019年1月15日	△3.98
第9特定期間	2019年1月16日～2019年7月16日	14.13
第10特定期間	2019年7月17日～2020年1月15日	3.53
第11特定期間	2020年1月16日～2020年7月15日	△8.52
第12特定期間	2020年7月16日～2021年1月15日	7.50
第13特定期間	2021年1月16日～2021年7月15日	7.79
第14特定期間	2021年7月16日～2022年1月17日	0.66
第15特定期間	2022年1月18日～2022年7月15日	△4.94
第16特定期間	2022年7月16日～2023年1月16日	△0.19
第17特定期間	2023年1月17日～2023年7月18日	10.85

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第1 特定期間	2015 年 4 月 16 日～2015 年 7 月 15 日	106,433,084	890,035
第2 特定期間	2015 年 7 月 16 日～2016 年 1 月 15 日	173,760,421	62,499,098
第3 特定期間	2016 年 1 月 16 日～2016 年 7 月 15 日	251,500,730	19,734,250
第4 特定期間	2016 年 7 月 16 日～2017 年 1 月 16 日	310,024,616	40,955,498
第5 特定期間	2017 年 1 月 17 日～2017 年 7 月 18 日	432,136,575	265,129,105
第6 特定期間	2017 年 7 月 19 日～2018 年 1 月 15 日	659,098,774	89,622,410
第7 特定期間	2018 年 1 月 16 日～2018 年 7 月 17 日	393,111,364	47,267,367
第8 特定期間	2018 年 7 月 18 日～2019 年 1 月 15 日	63,168,302	142,498,099
第9 特定期間	2019 年 1 月 16 日～2019 年 7 月 16 日	79,130,268	332,368,453
第10 特定期間	2019 年 7 月 17 日～2020 年 1 月 15 日	70,892,960	79,024,659
第11 特定期間	2020 年 1 月 16 日～2020 年 7 月 15 日	38,312,390	159,396,138
第12 特定期間	2020 年 7 月 16 日～2021 年 1 月 15 日	31,121,321	61,069,184
第13 特定期間	2021 年 1 月 16 日～2021 年 7 月 15 日	23,183,512	195,329,331
第14 特定期間	2021 年 7 月 16 日～2022 年 1 月 17 日	109,373,437	33,991,530
第15 特定期間	2022 年 1 月 18 日～2022 年 7 月 15 日	24,669,885	40,492,156
第16 特定期間	2022 年 7 月 16 日～2023 年 1 月 16 日	30,813,737	294,085,308
第17 特定期間	2023 年 1 月 17 日～2023 年 7 月 18 日	132,820,800	374,778,602

(注)第1 特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

運用実績(毎月分配型(インドネシアルピアコース)) 2023年7月31日現在

基準価額・純資産の推移



基準価額..... 8,328円

純資産総額..... 1.21億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであることにご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2023年3月	2023年4月	2023年5月	2023年6月	2023年7月	直近1年間累計	設定来累計
50円	50円	50円	50円	50円	600円	5,450円

主要な資産の状況

<資産別構成比率>

PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ インドネシアルピアクラス	95.1%
マネー・オープン・マザー・ファンド	0.1%
現金その他	4.8%

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ インドネシアルピアクラス」の状況

<債券ポートフォリオの概況>

債券比率	77%
現金その他	23%
組入銘柄数	511
平均デュレーション	6.48年
平均最終利回り	8.20%
平均格付	BBB-

<国別投資比率(上位10カ国)>

	国	比率
1	サウジアラビア	5.5%
2	南アフリカ	4.1%
3	ドミニカ	4.0%
4	メキシコ	3.8%
5	ペルー	3.3%
6	ブラジル	3.0%
7	チリ	2.9%
8	ナイジェリア	2.8%
9	コロンビア	2.6%
10	トルコ	2.6%

<通貨別構成比率>

	通貨	比率
1	インドネシアルピア	99%
2	その他	1%

※債券比率には債券とその他金融商品が含まれます。

※「国別投資比率」「通貨別構成比率」は、純資産総額に対する比率です。

※格付は、S&P社、ムーディーズ社のものを原則としており、格付会社により格付が異なる場合は、高い方を採用しております。

※平均格付とは、データ基準日時点で当外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、当外国投資信託に係る信用格付ではありません。

※「国別投資比率」は実質的に属する国に分類しています。

※上記は、PIMCOより提供された情報です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

※当ファンドには、ベンチマークはありません。

※2015年は、設定時から2015年末までの騰落率です。

※2023年は、2023年7月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

基準価額・純資産の推移



基準価額…………… 7,107円

純資産総額…………… 4.80億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることに留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2023年3月	2023年4月	2023年5月	2023年6月	2023年7月	直近1年間累計	設定来累計
50円	50円	50円	50円	50円	600円	5,450円

主要な資産の状況

<資産別構成比率>

PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ インドルピークラス	98.0%
マネー・オープン・マザーファンド	0.1%
現金その他	1.9%

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ インドルピークラス」の状況

<債券ポートフォリオの概況>

債券比率	77%
現金その他	23%
組入銘柄数	511
平均デュレーション	6.48年
平均最終利回り	8.20%
平均格付	BBB-

<国別投資比率(上位10カ国)>

国	比率
1 サウジアラビア	5.5%
2 南アフリカ	4.1%
3 ドミニカ	4.0%
4 メキシコ	3.8%
5 ベルギー	3.3%
6 ブラジル	3.0%
7 チリ	2.9%
8 ナイジェリア	2.8%
9 コロンビア	2.6%
10 トルコ	2.6%

<通貨別構成比率>

通貨	比率
1 インドルピー	99%
2 その他	1%

※債券比率には債券とその他の金融商品が含まれます。

※「国別投資比率」「通貨別構成比率」は、純資産総額に対する比率です。

※格付は、S&P社、ムーディーズ社のものを原則としており、格付会社により格付が異なる場合は、高い方を採用しております。

※平均格付とは、データ基準日時点で当外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、当外国投資信託に係る信用格付ではありません。

※「国別投資比率」は実質的に属する国に分類しています。

※上記は、PIMCOより提供された情報です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※当ファンドには、ベンチマークはありません。

※2015年は、設定時から2015年末までの騰落率です。

※2023年は、2023年7月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

※当ファンドは、2024年1月15日をもって信託期間が終了いたします。

(1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

(3) スイッチング

・スイッチングとは、保有しているファンドを売却し、その売却代金をもって他のファンドを取得することで、売却するファンドと取得するファンドを同時に申込みいただきます。

・申込みの際に、スイッチングの旨をご指示ください。

・以下のファンド間でスイッチングを行なうことができます。

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）

※毎月分配型（南アフリカランドコース、メキシコペソコース、インドネシアルピアコース、インドルピーコース）および資産成長型（米ドルコース）は、2024年1月15日をもって信託期間が終了いたします。それに伴い、2024年1月11日以降、取得の申込みは受付停止とさせていただきます。

※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合や全部または一部のファンド間でスイッチングが行なえない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※スイッチング対象ファンドの一方のファンドに関して、委託会社が約款に定める事由に該当したと判断したことにより、取得の申込み・解約請求の受付を中止、もしくは、既に受け付けた取得の申込み・解約請求の受付を取り消した場合には、もう一方のスイッチング対象ファンドに関しても、当該ファンドについて約款に定める中止・取消事由が生じているか否かにかかわらず、原則として、スイッチングによる取得の申込み・解約請求の受付を中止、もしくは、既に受け付けたスイッチングによる取得の申込み・解約請求の受付を取り消します。

※投資成果に大きく影響しますので、スイッチングは、十分ご検討の上、慎重にご判断ください。

※仮に、受益者がスイッチングによらず、一方のファンドの取得の申込み、および、他方のファンドの解約請求を個別に行なった場合には、中止・取消事由が生じたファンドに関しては、取得の申込み・解約請求の受付を中止、もしくは、既に受け付けた取得の申込み・解約請求の受付を取り消しますが、中止・取消事由が生じていないもう一方のファンドに関しては、取得の申込み・解約請求の受付を、通常通り取り扱います。

(4) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(5) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(6) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、取得の申込み（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

(8) 申込単位

販売会社の照会先にお問い合わせください。

(9) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(10) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所[※]における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込み（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

- ・委託会社は、当ファンドのスイッチング元となる以下のファンド（当ファンドを除きます。）が解約請求の実行を停止した場合で、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約請求の実行の停止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に当該スイッチングの申込みを受け付けたものとして取り扱います。

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）

※毎月分配型（南アフリカランドコース、メキシコペソコース、インドネシアルピアコース、インドルピーコース）および資産成長型（米ドルコース）は、2024年1月15日をもって信託期間が終了いたします。それに伴い、2024年1月11日以降、取得の申込みは受付停止とさせていただきます。

(11) 償還乗換

- ・受益者は、証券投資信託の償還金額（手取額）の範囲内（単位型証券投資信託については、償還金額（手取額）とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数に係る申込手数料を徴収されない措置の適用を受けることができる場合があります。この償還乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求められることがあります。

(12) 乗換優遇

受益者は、信託期間終了日の1年前以内などの一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行なった販売会社において、取得申込みをする場合の手数料率が割引となる措置の適用を受けることができます。この乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

※当ファンドは、2024年1月15日をもって信託期間が終了いたします。

<解約請求による換金>

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

・ニューヨーク証券取引所の休業日

・解約請求日から解約代金の支払開始日までの間（解約請求日および解約代金の支払開始日を除きます。）の全ての日がニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合

(4) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

1口単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。
- ・委託会社は、当ファンドのスイッチング先となる以下のファンド（当ファンドを除きます。）が取得の申込みの受付を行なわない措置を取ったときは、原則として当該スイッチングの受付を停止します。スイッチングの受付を停止した場合には、受益者は当該受付停止当日およびその前営業日のスイッチングの申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのスイッチングの申込みを撤回しない場合には、当該受付停止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）にスイッチングを受け付けたものとして取り扱います。

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）

※毎月分配型（南アフリカランドコース、メキシコペソコース、インドネシアルピアコース、インドルピーコース）および資産成長型（米ドルコース）は、2024年1月15日をもって信託期間が終了いたします。それに伴い、2024年1月11日以降、取得の申込みは受付停止とさせていただきます。

3 【資産管理等の概要】

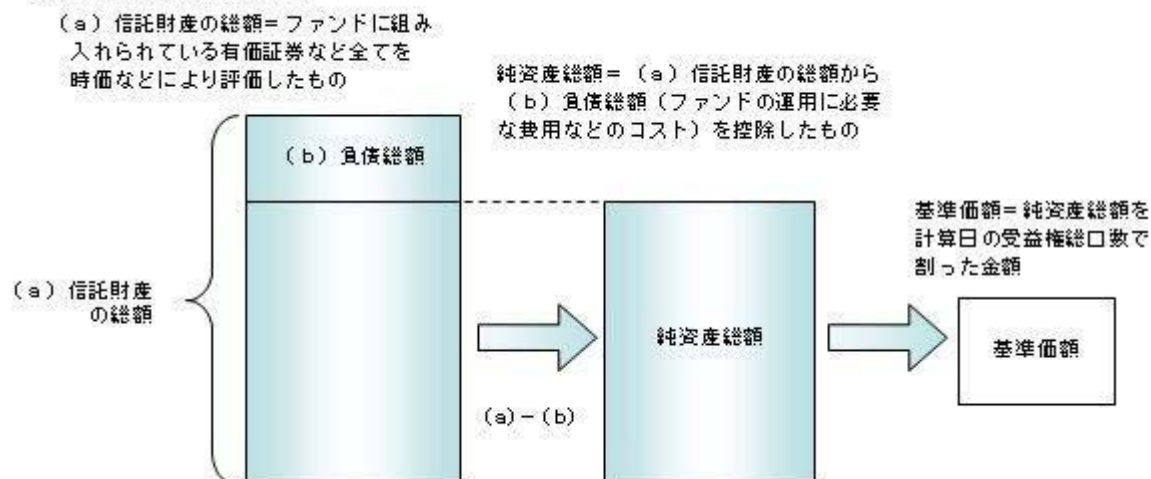
(1) 【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を指します。

額)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当りに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

◇投資信託証券 (国内籍)

原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇投資信託証券 (外国籍)

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産 (外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。) の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2024年1月15日までとします (2015年4月16日設定)。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎月16日から翌月15日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

① 信託の終了 (繰上償還)

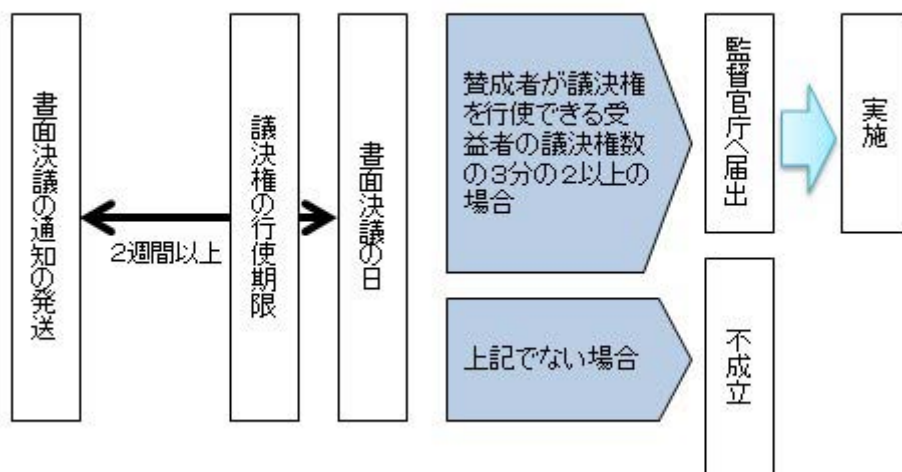
- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ) 受益者の解約により各ファンドの純資産総額が10億円を下回ることとなった場合

ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

- ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
- イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
- ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
- ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
- ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- ② 償還金について
- ・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
 - ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。
- ③ 信託約款の変更など
- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。
- ④ 書面決議
- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知っている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができするため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

<書面決議の主な流れ>



⑤ 公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

- ・委託会社は、年2回（1月、7月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

⑦ 関係法人との契約について

- ・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ・投資顧問会社との運用の指図に関する権限の委託契約は、当ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

<日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）>

<日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）>

- （1） 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- （2） 当ファンドの計算期間は、6 ヶ月未満であるため、財務諸表は 6 ヶ月ごとに作成しております。
- （3） 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、2023 年 1 月 17 日から 2023 年 7 月 18 日までの特定期間の財務諸表について、PwC あらた有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年10月4日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 辻村 和之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 榊原 康太
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）の2023年1月17日から2023年7月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）の2023年7月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、日興アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込

まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2023 年 1 月 16 日現在	当期 2023 年 7 月 18 日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	10,359,691	7,658,527
投資信託受益証券	171,150,100	115,156,768
親投資信託受益証券	178,161	120,018
未収入金	1,265,896	1,067,785
流動資産合計	182,953,848	124,003,098
資産合計	182,953,848	124,003,098
負債の部		
流動負債		
未払金	1,056,286	721,980
未払収益分配金	1,166,189	736,221
未払解約金	1,111	173
未払受託者報酬	5,370	3,716
未払委託者報酬	281,532	194,992
未払利息	6	8
その他未払費用	230,195	73,453
流動負債合計	2,740,689	1,730,543
負債合計	2,740,689	1,730,543
純資産の部		
元本等		
元本	233,237,863	147,244,305
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△53,024,704	△24,971,750
（分配準備積立金）	4,984,851	2,584,616
元本等合計	180,213,159	122,272,555
純資産合計	180,213,159	122,272,555
負債純資産合計	182,953,848	124,003,098

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2022 年 7 月 16 日 至 2023 年 1 月 16 日	当期 自 2023 年 1 月 17 日 至 2023 年 7 月 18 日
営業収益		
受取配当金	8,112,115	5,528,765
有価証券売買等損益	△4,998,086	12,224,495
営業収益合計	3,114,029	17,753,260
営業費用		
支払利息	2,303	963
受託者報酬	36,921	25,148
委託者報酬	1,935,088	1,319,316
その他費用	111,931	76,267
営業費用合計	2,086,243	1,421,694
営業利益又は営業損失 (△)	1,027,786	16,331,566
経常利益又は経常損失 (△)	1,027,786	16,331,566
当期純利益又は当期純損失 (△)	1,027,786	16,331,566
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	△211,134	1,134,184
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△58,366,265	△53,024,704
剰余金増加額又は欠損金減少額	13,057,719	19,442,935
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	13,057,719	19,442,935
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	954,193	1,141,595
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	954,193	1,141,595
分配金	8,000,885	5,445,768
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△53,024,704	△24,971,750

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎月 16 日から翌月 15 日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当特定期間は 2023 年 1 月 17 日から 2023 年 7 月 18 日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 2023 年 1 月 16 日現在	当期 2023 年 7 月 18 日現在
1. 期首元本額	297,307,335 円	233,237,863 円
期中追加設定元本額	5,179,529 円	5,892,807 円
期中一部解約元本額	69,249,001 円	91,886,365 円
2. 受益権の総数	233,237,863 口	147,244,305 口
3. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	53,024,704 円	24,971,750 円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2022 年 7 月 16 日 至 2023 年 1 月 16 日	当期 自 2023 年 1 月 17 日 至 2023 年 7 月 18 日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 801,052 円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 546,107 円
2. 分配金の計算過程 自 2022 年 7 月 16 日 至 2022 年 8 月 15 日	2. 分配金の計算過程 自 2023 年 1 月 17 日 至 2023 年 2 月 15 日
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 1,465,961 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 1,108,216 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0 円
C 信託約款に定める収益調整金 26,770,191 円	C 信託約款に定める収益調整金 21,176,178 円
D 信託約款に定める分配準備積立 金 7,923,321 円	D 信託約款に定める分配準備積立 金 4,980,095 円
E 分配対象収益 (A+B+C+D) 36,159,473 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D) 27,264,489 円
F 分配対象収益(1 万口当たり) 1,217 円	F 分配対象収益(1 万口当たり) 1,166 円
G 分配金額 1,484,450 円	G 分配金額 1,168,340 円
H 分配金額(1 万口当たり) 50 円	H 分配金額(1 万口当たり) 50 円
自 2022 年 8 月 16 日 至 2022 年 9 月 15 日	自 2023 年 2 月 16 日 至 2023 年 3 月 15 日
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 1,260,215 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 818,197 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0 円
C 信託約款に定める収益調整金 24,894,761 円	C 信託約款に定める収益調整金 19,373,523 円
D 信託約款に定める分配準備積立 金 7,302,086 円	D 信託約款に定める分配準備積立 金 4,472,479 円
E 分配対象収益 (A+B+C+D) 33,457,062 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D) 24,664,199 円
F 分配対象収益(1 万口当たり) 1,213 円	F 分配対象収益(1 万口当たり) 1,155 円
G 分配金額 1,378,363 円	G 分配金額 1,067,596 円
H 分配金額(1 万口当たり) 50 円	H 分配金額(1 万口当たり) 50 円

自 2022 年 9 月 16 日 至 2022 年 10 月 17 日		自 2023 年 3 月 16 日 至 2023 年 4 月 17 日		
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	1,019,355 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	884,216 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	24,653,787 円	C 信託約款に定める収益調整金	16,463,481 円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	7,095,778 円	D 信託約款に定める分配準備積立 金	3,576,494 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	32,768,920 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	20,924,191 円
F	分配対象収益(1 万口当たり)	1,201 円	F 分配対象収益(1 万口当たり)	1,153 円
G	分配金額	1,364,217 円	G 分配金額	906,681 円
H	分配金額(1 万口当たり)	50 円	H 分配金額(1 万口当たり)	50 円
自 2022 年 10 月 18 日 至 2022 年 11 月 15 日		自 2023 年 4 月 18 日 至 2023 年 5 月 15 日		
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	1,033,901 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	704,007 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	24,199,558 円	C 信託約款に定める収益調整金	14,920,065 円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	6,597,717 円	D 信託約款に定める分配準備積立 金	3,182,255 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	31,831,176 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	18,806,327 円
F	分配対象収益(1 万口当たり)	1,189 円	F 分配対象収益(1 万口当たり)	1,146 円
G	分配金額	1,337,828 円	G 分配金額	819,932 円
H	分配金額(1 万口当たり)	50 円	H 分配金額(1 万口当たり)	50 円
自 2022 年 11 月 16 日 至 2022 年 12 月 15 日		自 2023 年 5 月 16 日 至 2023 年 6 月 15 日		
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	1,062,912 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	711,992 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	22,985,059 円	C 信託約款に定める収益調整金	13,610,531 円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	5,958,545 円	D 信託約款に定める分配準備積立 金	2,776,961 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	30,006,516 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	17,099,484 円
F	分配対象収益(1 万口当たり)	1,181 円	F 分配対象収益(1 万口当たり)	1,144 円
G	分配金額	1,269,838 円	G 分配金額	746,998 円
H	分配金額(1 万口当たり)	50 円	H 分配金額(1 万口当たり)	50 円
自 2022 年 12 月 16 日 至 2023 年 1 月 16 日		自 2023 年 6 月 16 日 至 2023 年 7 月 18 日		
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	883,108 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	633,867 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	21,123,258 円	C 信託約款に定める収益調整金	13,430,050 円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	5,267,932 円	D 信託約款に定める分配準備積立 金	2,686,970 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	27,274,298 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	16,750,887 円
F	分配対象収益(1 万口当たり)	1,169 円	F 分配対象収益(1 万口当たり)	1,137 円
G	分配金額	1,166,189 円	G 分配金額	736,221 円
H	分配金額(1 万口当たり)	50 円	H 分配金額(1 万口当たり)	50 円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	前期 自 2022 年 7 月 16 日 至 2023 年 1 月 16 日	当期 自 2023 年 1 月 17 日 至 2023 年 7 月 18 日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価	同左

	証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	前期 2023 年 1 月 16 日現在	当期 2023 年 7 月 18 日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

前期 (2023 年 1 月 16 日現在)

売買目的有価証券

(単位 : 円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△3,178,925
親投資信託受益証券	△1
合計	△3,178,926

当期 (2023 年 7 月 18 日現在)

売買目的有価証券

(単位 : 円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	773,127
親投資信託受益証券	11

合計	773,138
----	---------

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

前期 2023年1月16日現在		当期 2023年7月18日現在	
1口当たり純資産額	0.7727円	1口当たり純資産額	0.8304円
(1万口当たり純資産額)	(7,727円)	(1万口当たり純資産額)	(8,304円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ インドネシアルピアクラス	13,316	115,156,768	
投資信託受益証券 合計		13,316	115,156,768	
親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	118,198	120,018	
親投資信託受益証券 合計		118,198	120,018	
合計		131,514	115,276,786	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年10月4日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 辻村 和之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 榊原 康太
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）の2023年1月17日から2023年7月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）の2023年7月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、日興アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 2023 年 1 月 16 日現在	当期 2023 年 7 月 18 日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	22,736,713	17,854,283
投資信託受益証券	606,246,104	477,081,800
親投資信託受益証券	610,240	481,153
未収入金	-	17,942
流動資産合計	629,593,057	495,435,178
資産合計	629,593,057	495,435,178
負債の部		
流動負債		
未払金	4,328,312	3,707,508
未払収益分配金	4,661,893	3,452,104
未払解約金	6,567	7,206
未払受託者報酬	18,433	14,731
未払委託者報酬	965,251	771,393
未払利息	14	19
その他未払費用	785,133	265,640
流動負債合計	10,765,603	8,218,601
負債合計	10,765,603	8,218,601
純資産の部		
元本等		
元本	932,378,755	690,420,953
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△313,551,301	△203,204,376
（分配準備積立金）	16,739,008	9,748,219
元本等合計	618,827,454	487,216,577
純資産合計	618,827,454	487,216,577
負債純資産合計	629,593,057	495,435,178

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2022 年 7 月 16 日 至 2023 年 1 月 16 日	当期 自 2023 年 1 月 17 日 至 2023 年 7 月 18 日
営業収益		
受取配当金	34,866,370	25,589,685
有価証券売買等損益	△23,753,169	35,641,808
営業収益合計	11,113,201	61,231,493
営業費用		
支払利息	3,641	2,218
受託者報酬	127,320	90,983
委託者報酬	6,666,204	4,764,737
その他費用	385,882	275,779
営業費用合計	7,183,047	5,133,717
営業利益又は営業損失 (△)	3,930,154	56,097,776
経常利益又は経常損失 (△)	3,930,154	56,097,776
当期純利益又は当期純損失 (△)	3,930,154	56,097,776
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	△348,208	4,011,932
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△364,614,436	△313,551,301
剰余金増加額又は欠損金減少額	88,292,795	121,861,015
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	88,292,795	121,861,015
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,356,672	39,950,712
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,356,672	39,950,712
分配金	32,151,350	23,649,222
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△313,551,301	△203,204,376

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎月 16 日から翌月 15 日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当特定期間は 2023 年 1 月 17 日から 2023 年 7 月 18 日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 2023 年 1 月 16 日現在	当期 2023 年 7 月 18 日現在
1. 期首元本額	1, 195, 650, 326 円	932, 378, 755 円
期中追加設定元本額	30, 813, 737 円	132, 820, 800 円
期中一部解約元本額	294, 085, 308 円	374, 778, 602 円
2. 受益権の総数	932, 378, 755 口	690, 420, 953 口
3. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	313, 551, 301 円	203, 204, 376 円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2022 年 7 月 16 日 至 2023 年 1 月 16 日	当期 自 2023 年 1 月 17 日 至 2023 年 7 月 18 日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 2, 759, 794 円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 1, 972, 546 円
2. 分配金の計算過程 自 2022 年 7 月 16 日 至 2022 年 8 月 15 日	2. 分配金の計算過程 自 2023 年 1 月 17 日 至 2023 年 2 月 15 日
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 6, 241, 366 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 4, 271, 733 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0 円
C 信託約款に定める収益調整金 108, 073, 429 円	C 信託約款に定める収益調整金 82, 552, 683 円
D 信託約款に定める分配準備積立 金 24, 376, 708 円	D 信託約款に定める分配準備積立 金 16, 126, 497 円
E 分配対象収益 (A+B+C+D) 138, 691, 503 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D) 102, 950, 913 円
F 分配対象収益(1 万口当たり) 1, 155 円	F 分配対象収益(1 万口当たり) 1, 132 円
G 分配金額 5, 999, 051 円	G 分配金額 4, 546, 372 円
H 分配金額(1 万口当たり) 50 円 自 2022 年 8 月 16 日 至 2022 年 9 月 15 日	H 分配金額(1 万口当たり) 50 円 自 2023 年 2 月 16 日 至 2023 年 3 月 15 日
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 5, 686, 353 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 4, 036, 413 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0 円
C 信託約款に定める収益調整金 98, 871, 331 円	C 信託約款に定める収益調整金 77, 949, 715 円
D 信託約款に定める分配準備積立 金 22, 386, 712 円	D 信託約款に定める分配準備積立 金 14, 538, 659 円
E 分配対象収益 (A+B+C+D) 126, 944, 396 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D) 96, 524, 787 円
F 分配対象収益(1 万口当たり) 1, 157 円	F 分配対象収益(1 万口当たり) 1, 129 円
G 分配金額 5, 482, 126 円	G 分配金額 4, 273, 037 円
H 分配金額(1 万口当たり) 50 円	H 分配金額(1 万口当たり) 50 円

自 2022 年 9 月 16 日 至 2022 年 10 月 17 日		自 2023 年 3 月 16 日 至 2023 年 4 月 17 日		
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	4,709,484 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	3,823,895 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	98,876,157 円	C 信託約款に定める収益調整金	73,318,922 円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	22,522,627 円	D 信託約款に定める分配準備積立 金	13,363,466 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	126,108,268 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	90,506,283 円
F	分配対象収益(1 万口当たり)	1,150 円	F 分配対象収益(1 万口当たり)	1,127 円
G	分配金額	5,479,256 円	G 分配金額	4,015,064 円
H	分配金額(1 万口当たり)	50 円	H 分配金額(1 万口当たり)	50 円
自 2022 年 10 月 18 日 至 2022 年 11 月 15 日		自 2023 年 4 月 18 日 至 2023 年 5 月 15 日		
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	5,287,352 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	3,670,454 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	98,286,341 円	C 信託約款に定める収益調整金	71,172,555 円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	21,538,673 円	D 信託約款に定める分配準備積立 金	12,731,830 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	125,112,366 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	87,574,839 円
F	分配対象収益(1 万口当たり)	1,149 円	F 分配対象収益(1 万口当たり)	1,124 円
G	分配金額	5,442,738 円	G 分配金額	3,894,979 円
H	分配金額(1 万口当たり)	50 円	H 分配金額(1 万口当たり)	50 円
自 2022 年 11 月 16 日 至 2022 年 12 月 15 日		自 2023 年 5 月 16 日 至 2023 年 6 月 15 日		
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	4,373,110 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	3,586,739 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	91,922,223 円	C 信託約款に定める収益調整金	63,724,942 円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	19,910,824 円	D 信託約款に定める分配準備積立 金	10,774,750 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	116,206,157 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	78,086,431 円
F	分配対象収益(1 万口当たり)	1,142 円	F 分配対象収益(1 万口当たり)	1,125 円
G	分配金額	5,086,286 円	G 分配金額	3,467,666 円
H	分配金額(1 万口当たり)	50 円	H 分配金額(1 万口当たり)	50 円
自 2022 年 12 月 16 日 至 2023 年 1 月 16 日		自 2023 年 6 月 16 日 至 2023 年 7 月 18 日		
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	4,000,119 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	3,365,501 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	84,447,443 円	C 信託約款に定める収益調整金	64,453,257 円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	17,400,782 円	D 信託約款に定める分配準備積立 金	9,834,822 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	105,848,344 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	77,653,580 円
F	分配対象収益(1 万口当たり)	1,135 円	F 分配対象収益(1 万口当たり)	1,124 円
G	分配金額	4,661,893 円	G 分配金額	3,452,104 円
H	分配金額(1 万口当たり)	50 円	H 分配金額(1 万口当たり)	50 円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	前期 自 2022 年 7 月 16 日 至 2023 年 1 月 16 日	当期 自 2023 年 1 月 17 日 至 2023 年 7 月 18 日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価	同左

	証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	前期 2023 年 1 月 16 日現在	当期 2023 年 7 月 18 日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

前期 (2023 年 1 月 16 日現在)

売買目的有価証券

(単位 : 円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△18,420,444
親投資信託受益証券	△1
合計	△18,420,445

当期 (2023 年 7 月 18 日現在)

売買目的有価証券

(単位 : 円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	5,136,523
親投資信託受益証券	47

合計	5,136,570
----	-----------

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

前期 2023年1月16日現在		当期 2023年7月18日現在	
1口当たり純資産額	0.6637円	1口当たり純資産額	0.7057円
(1万口当たり純資産額)	(6,637円)	(1万口当たり純資産額)	(7,057円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ インドルピークラス	67,912	477,081,800	
投資信託受益証券 合計		67,912	477,081,800	
親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	473,856	481,153	
親投資信託受益証券 合計		473,856	481,153	
合計		541,768	477,562,953	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は 2023 年 7 月 31 日現在です。

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）】

【純資産額計算書】

I 資産総額	121, 882, 659円
II 負債総額	346, 638円
III 純資産総額（I－II）	121, 536, 021円
IV 発行済口数	145, 927, 882口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0. 8328円

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）】

【純資産額計算書】

I 資産総額	491, 185, 419円
II 負債総額	10, 588, 107円
III 純資産総額（I－II）	480, 597, 312円
IV 発行済口数	676, 218, 564口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0. 7107円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものではない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2023年7月末現在	資本金	17,363,045,900円
	発行可能株式総数	230,000,000株
	発行済株式総数	197,012,500株

●過去5年間における主な資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の意思決定機関（2023年7月末現在）

・株主総会

株主総会は、取締役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行います。

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年3月31日（事業年度の終了）から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。また、取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができます。

当社の取締役会は10名以内の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び5名以内の監査等委員である取締役で構成され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役若干名を選定します。

・監査等委員会

当社の監査等委員会は、5名以内の監査等委員である取締役で構成され、監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。監査等委員会は、その決議をもって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定します。

(3) 運用の意思決定プロセス（2023年7月末現在）

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理ならびに法令など遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理／コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、2023年7月末現在の投資信託などは次の通りです。

種 類	ファンド本数	純資産額 (単位：億円)
投資信託総合計	849	270,489
株式投資信託	794	231,409
単位型	314	9,741
追加型	480	221,668
公社債投資信託	55	39,079
単位型	42	1,034
追加型	13	38,045

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 64 期事業年度（2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年6月13日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋 宗 勝 彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三 上 和 彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第64期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注

記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(1)【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第 63 期 (2022 年 3 月 31 日)		第 64 期 (2023 年 3 月 31 日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		42,427		42,036
有価証券		170		1,025
前払費用		932		908
未収入金		96	※4	410
未収委託者報酬		25,193		21,336
未収収益	※3	1,048	※3	589
関係会社短期貸付金		5,005		3,318
立替金		1,056		1,015
その他	※2	998	※2	1,233
流動資産合計		76,928		71,875
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	244	※1	245
器具備品	※1	153	※1	122
有形固定資産合計		397		367
無形固定資産				
ソフトウェア		335		390
無形固定資産合計		335		390
投資その他の資産				
投資有価証券		23,969		23,274
関係会社株式		22,366		22,366
長期差入保証金		652		375
繰延税金資産		3,678		448
投資その他の資産合計		50,667		46,465
固定資産合計		51,399		47,224
資産合計		128,328		119,099

(単位：百万円)

	第 63 期 (2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (2023 年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
預り金	651	433
未払金	9,693	7,557
未払収益分配金	7	7
未払償還金	71	71
未払手数料	8,783	6,586
その他未払金	831	892
未払費用 ※3	5,572	※3 4,227
未払法人税等	2,354	-
未払消費税等 ※4	3,669	-
賞与引当金	3,958	2,563
役員賞与引当金	5	218
訴訟損失引当金	7,847	-
その他	1,330	647
流動負債合計	35,083	15,648
固定負債		
退職給付引当金	1,395	1,424
賞与引当金	423	437
役員賞与引当金	-	16
その他	390	181
固定負債合計	2,209	2,059
負債合計	37,292	17,708
純資産の部		
株主資本		
資本金	17,363	17,363
資本剰余金		
資本準備金	5,220	5,220
資本剰余金合計	5,220	5,220
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	68,901	79,307
利益剰余金合計	68,901	79,307
自己株式	△2,067	△2,067
株主資本合計	89,417	99,823
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,350	2,056
繰延ヘッジ損益	△731	△488
評価・換算差額等合計	1,618	1,567
純資産合計	91,035	101,391
負債純資産合計	128,328	119,099

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第 63 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
営業収益		
委託者報酬	94,938	73,998
その他営業収益	4,743	3,479
営業収益合計	99,682	77,477
営業費用		
支払手数料	42,026	30,699
広告宣伝費	987	755
公告費	1	3
調査費	23,000	17,479
調査費	1,042	1,170
委託調査費	21,932	16,282
図書費	25	26
委託計算費	598	581
営業雑経費	1,014	948
通信費	143	139
印刷費	308	309
協会費	52	56
諸会費	13	16
その他	494	427
営業費用計	67,628	50,469
一般管理費		
給料	11,759	9,818
役員報酬	156	314
役員賞与引当金繰入額	5	234
給料・手当	7,229	6,544
賞与	143	147
賞与引当金繰入額	4,225	2,577
交際費	22	56
寄付金	29	24
旅費交通費	66	205
租税公課	429	433
不動産賃借料	937	938
退職給付費用	394	383
退職金	169	155
固定資産減価償却費	172	183
福利費	1,171	1,097
諸経費	3,888	4,291
一般管理費計	19,042	17,588
営業利益	13,010	9,420

(単位：百万円)

	第 63 期		第 64 期	
	(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)		(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	
営業外収益				
受取利息		71		107
受取配当金	※ 1	5,257	※ 1	9,255
時効成立分配金・償還金		1		1
為替差益		1,548		—
その他		58		236
営業外収益合計		6,936		9,601
営業外費用				
支払利息		177		407
デリバティブ費用		49		389
有価証券償還損		—		6
時効成立後支払分配金・償還金		9		1
為替差損		—		342
その他		39		15
営業外費用合計		275		1,163
経常利益		19,672		17,858
特別利益				
投資有価証券売却益		253		427
子会社有償減資払戻益		1,445		—
訴訟損失引当金戻入額		—	※ 3	4,481
特別利益合計		1,699		4,909
特別損失				
投資有価証券売却損		132		347
固定資産処分損		0		0
訴訟損失引当金繰入額		7,847		—
特別損失合計		7,980		347
税引前当期純利益		13,391		22,420
法人税、住民税及び事業税		3,435		1,340
法人税等還付税額	※ 2	△329		—
法人税等調整額		△1,851		3,252
法人税等合計		1,255		4,593
当期純利益		12,136		17,826

(3) 【株主資本等変動計算書】

第 63 期（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	17,363	5,220	5,220	61,956	61,956	△2,067	82,472
当期変動額							
剰余金の配当				△5,191	△5,191		△5,191
当期純利益				12,136	12,136		12,136
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	6,944	6,944	—	6,944
当期末残高	17,363	5,220	5,220	68,901	68,901	△2,067	89,417

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計	
当期首残高	1,461	115	1,577	84,049
当期変動額				
剰余金の配当				△5,191
当期純利益				12,136
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	889	△847	41	41
当期変動額合計	889	△847	41	6,985
当期末残高	2,350	△731	1,618	91,035

第 64 期（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	17,363	5,220	5,220	68,901	68,901	△2,067	89,417
当期変動額							
剰余金の配当				△7,420	△7,420		△7,420
当期純利益				17,826	17,826		17,826
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	10,406	10,406	－	10,406
当期末残高	17,363	5,220	5,220	79,307	79,307	△2,067	99,823

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計	
当期首残高	2,350	△731	1,618	91,035
当期変動額				
剰余金の配当				△7,420
当期純利益				17,826
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△294	242	△51	△51
当期変動額合計	△294	242	△51	10,355
当期末残高	2,056	△488	1,567	101,391

[注記事項]

(重要な会計方針)

項目	第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)				
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 ① 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 ② その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 市場価格のない株式等 総平均法による原価法 (2) デリバティブ 時価法				
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、2016 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table border="0"> <tr> <td>建物</td><td>3 年～15 年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>3 年～20 年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法によっております。	建物	3 年～15 年	器具備品	3 年～20 年
建物	3 年～15 年				
器具備品	3 年～20 年				
3 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。				
4 収益の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。 (1) 投資信託委託業務 当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の運用資産残高(以下「AUM」)に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資信託報酬は、各ファンドの AUM に固定料率を乗じて毎日計算され、日次で収益を認識しております。 (2) 投資顧問業務 当社は、投資顧問契約に基づき機関投資家に投資顧問サービスを提供し、ファンドの AUM に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資顧問報酬は、一般的に各ファンドの AUM に投資顧問契約で定められた固定料率を乗じて毎月計算され、月次で収益を認識しております。				

5 ヘッジ会計の方法	(3) 成功報酬 当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資信託契約または投資顧問契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。 (1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。 (3) ヘッジ方針 ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。
6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更)

第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
(時価の算定に関する会計基準の適用) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準第 31 号 2021 年 6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。本会計基準適用指針の適用が当財務諸表に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
その他有価証券の為替リスクヘッジに係るヘッジ損益について、ヘッジ対象の損益認識時に繰延ヘッジ損益を純損益に計上するに当たり、前事業年度において、「為替差損益」に含めていましたが、金額的重要性が高まったことから、ヘッジの効果をより明瞭に表示するため当事業年度よりヘッジ対象の損益区分と同一区分である投資有価証券売却益あるいは投資有価証券売却損として表示することとしております。

(重要な会計上の見積り)

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 当事業年度の財務諸表に計上した金額

訴訟損失引当金を 7,847 百万円計上しております。

2 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

訴訟について将来発生しうる損失の見込額を算出し、訴訟損失引当金として計上しています。

(2) 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

原告が主張する損害額に基づき、将来発生することが予想される損失の見積を行っています。

(3) 翌事業年度の財務諸表に与える影響

当社では、現在までに想定しうる最善の仮定に基づき訴訟損失引当金を計上しておりますが、今後の経過により、翌事業年度において訴訟損失引当金の追加計上または取り崩しを行う可能性があります。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

第 63 期 (2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (2023 年 3 月 31 日)
※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,390 百万円 器具備品 823 百万円 ※ 2 信託資産 流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客 分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に 信託しております。 ※ 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりで あります。 (流動資産) 未収収益 233 百万円 (流動負債) 未払費用 2,314 百万円 ※ 4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 「未払消費税等」として表示しております。 ※ 5 保証債務 ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピ ーティーワイ・リミテッド(旧社名「日興AMエク イティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リ ミテッド」)が発行する買戻し条件付株式の買戻請 求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネ ジメント・リミテッドは最大 5 百万豪ドルを提供す る義務を負っています。当社はヤラ・キャピタル・ マネジメント・リミテッドが負う当該資金提供義務 を保証しております。	※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,437 百万円 器具備品 879 百万円 ※ 2 信託資産 流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客 分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に 信託しております。 ※ 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりで あります。 (流動資産) 未収収益 263 百万円 (流動負債) 未払費用 1,778 百万円 ※ 4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 「未収入金」に含めて表示しております。 ※ 5 保証債務 ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピ ーティーワイ・リミテッド(旧社名「日興AMエク イティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リ ミテッド」)が発行する買戻し条件付株式の買戻請 求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネ ジメント・リミテッドは最大 448 百万円(5 百万豪 ドル)を提供する義務を負っています。当社はヤ ラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う 当該資金提供義務を保証しております。

(損益計算書関係)

第 63 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
※ 1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、 次のとおりであります。 受取配当金 5,194 百万円 ※ 2 法人税等還付税額 過年度の取引に関する法人税等の還付金相当額を 計上しています。	※ 1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、 次のとおりであります。 受取配当金 9,241 百万円 ※ 3 訴訟損失引当金戻入額 原告との和解が成立したことにより、前事業年度 に計上した訴訟損失引当金から、和解金を控除した 額を計上しております。

(株主資本等変動計算書関係)

第 63 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197, 012, 500	—	—	197, 012, 500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	2, 860, 000	—	—	2, 860, 000

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
2011 年度 ストックオプション(1)	普通株式	432, 300	—	432, 300	—	—
2016 年度 ストックオプション(1)	普通株式	1, 016, 000	—	928, 000	88, 000	—
2016 年度 ストックオプション(2)	普通株式	1, 772, 000	—	956, 000	816, 000	—
2017 年度 ストックオプション(1)	普通株式	2, 607, 000	—	1, 071, 000	1, 536, 000	—
合計		5, 827, 300	—	3, 387, 300	2, 440, 000	—

(注) 1 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

2 2016 年度ストックオプション(1)88,000 株、2016 年度ストックオプション(2)816,000 株及び 2017 年度ストックオプション(1)847,000 株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、2017 年度ストックオプション(1)689,000 株は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021 年 5 月 25 日 取締役会	普通株式	5, 191	26. 74	2021 年 3 月 31 日	2021 年 6 月 29 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022 年 5 月 27 日 取締役会	普通株式	利益剰余金	7, 420	38. 22	2022 年 3 月 31 日	2022 年 6 月 27 日

第 64 期（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197,012,500	—	—	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,860,000	—	—	2,860,000

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
2016 年度 ストックオプション(1)	普通株式	88,000	—	88,000	—	—
2016 年度 ストックオプション(2)	普通株式	816,000	—	599,000	217,000	—
2017 年度 ストックオプション(1)	普通株式	1,536,000	—	784,000	752,000	—
合計		2,440,000	—	1,391,800	969,000	—

(注) 1 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

2 2016 年度ストックオプション(2)217,000 株及び 2017 年度ストックオプション(1)752,000 株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022 年 5 月 27 日 取締役会	普通株式	7,420	38.22	2022 年 3 月 31 日	2022 年 6 月 27 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023 年 5 月 26 日 取締役会	普通株式	利益剰余金	5,092	26.23	2023 年 3 月 31 日	2023 年 6 月 27 日

(リース取引関係)

第 63 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)		第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料		オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料	
1 年内	911 百万円	1 年内	899 百万円
1 年超	4,324 百万円	1 年超	3,425 百万円
合計	5,236 百万円	合計	4,324 百万円

(金融商品関係)

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「5 ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが 1 年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日。以下、「時価算定適用指針」という。）第26項に従い経過措置を適用した投資信託及び市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額 (*4)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引(*1)				
株式関連 (*2)	△262	—	—	△262
通貨関連 (*3)	—	△1,066	—	△1,066
デリバティブ取引計	△262	△1,066	—	△1,329

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(※2) 株式関連のデリバティブ取引のうち△262百万円は、貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。

(※3) 通貨関連のデリバティブ取引の△1,066百万円は、貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。

(※4) 時価算定適用指針に従い、経過措置を適用した投資信託は上記に含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は有価証券に170百万円、投資有価証券に23,952百万円となります。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

デリバティブ取引

株式関連

株式指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用することから、その時価をレベル1に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	16
子会社株式	17,183
関連会社株式	5,183

3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	42,427			
未収委託者報酬	25,193			
未収収益	1,048			
有価証券及び投資有価証券				
投資信託	170	345	8,874	19
合計	68,839	345	8,874	19

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「5 ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが 1 年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券 其他有価証券 投資信託	6,238	18,045	—	24,283
資産計	6,238	18,045	—	24,283
デリバティブ取引(*1)				
株式関連(*2)	△246	—	—	△246
通貨関連(*3)	—	△352	—	△352
デリバティブ取引計	△246	△352	—	△599

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(※2) 株式関連のデリバティブ取引のうち△246百万円は、貸借対照表上流動資産及び流動負債のその他に含まれております。

(※3) 通貨関連のデリバティブ取引の△352百万円は、貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株式関連

株式指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	16
子会社株式	17,183
関連会社株式	5,183

3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	42,036			
未収委託者報酬	21,336			
未収収益	589			
有価証券及び投資有価証券				
投資信託	1,025	204	4,520	10
合計	64,987	204	4,520	10

(有価証券関係)

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	17,183
関連会社株式	5,183

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	投資信託	20,934	17,366	3,568
	小計	20,934	17,366	3,568
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	投資信託	3,188	3,369	△180
	小計	3,188	3,369	△180
合計		24,123	20,735	3,387

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 16 百万円）については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	3,079	253	△132
合計	3,079	253	△132

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	17,183
関連会社株式	5,183

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	投資信託	17,219	13,860	3,359
	小計	17,219	13,860	3,359
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	投資信託	7,063	7,459	△395
	小計	7,063	7,459	△395
合計		24,283	21,319	2,963

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 16 百万円）については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	11,194	1,349	△221
合計	11,194	1,349	△221

(デリバティブ取引関係)

第 63 期(2022 年 3 月 31 日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引				
	売建	2,306	-	△ 262	△ 262
	買建	-	-	-	-
合計		2,306	-	△ 262	△ 262

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外 の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	4,708	-	△ 293	△ 293
合計		4,708	-	△ 293	△ 293

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	為替予約取引 売建	投資有価証券			
	米ドル		5,445	-	△367
	豪ドル		222	-	△20
	香港ドル		1,097	-	△59
	人民元		5,185	-	△324
	ユーロ		35	-	△0
合計			11,986	-	△772

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

第 64 期(2023 年 3 月 31 日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	10,970	-	△ 246	△ 246
合計		10,970	-	△ 246	△ 246

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建 シンガポ ールドル	3,275	-	△ 24	△ 24
合計		3,275	-	△ 24	△ 24

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	為替予約取引 売建	投資有価証券			
	米ドル		6,132	-	△280
	豪ドル		105	-	0
	香港ドル		699	-	△34
	人民元		5,822	-	△1
	ユーロ		234	-	△10
合計			12,994	-	△328

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(持分法損益等)

第 63 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)	関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)
(1) 関連会社に対する投資の金額 5,312	(1) 関連会社に対する投資の金額 5,326
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額 15,942	(2) 持分法を適用した場合の投資の金額 16,722
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,964	(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 2,185

(退職給付関係)

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,429
勤務費用	143
利息費用	2
数理計算上の差異の発生額	△12
退職給付の支払額	△211
退職給付債務の期末残高	1,352

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,352
未積立退職給付債務	1,352
未認識数理計算上の差異	43
貸借対照表に計上された負債の額	1,395
退職給付引当金	1,395
貸借対照表に計上された負債の額	1,395

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	143
利息費用	2
数理計算上の差異の費用処理額	3
確定給付制度に係る退職給付費用	150

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎
割引率

0.3%

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、244 百万円でありました。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,352
勤務費用	133
利息費用	4
数理計算上の差異の発生額	△16
退職給付の支払額	△107
退職給付債務の期末残高	1,366

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,366
未積立退職給付債務	1,366
未認識数理計算上の差異	58
貸借対照表に計上された負債の額	1,424
退職給付引当金	1,424
貸借対照表に計上された負債の額	1,424

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	133
利息費用	4
数理計算上の差異の費用処理額	△1
確定給付制度に係る退職給付費用	136

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎 割引率	0.6%
--------------------------------	------

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、247 百万円でありました。

(ストックオプション等関係)

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプション(新株予約権)の内容

	2011 年度ストックオプション(1)	2016 年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 186 名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 16 名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式 6, 101, 700 株	普通株式 4, 437, 000 株
付与日	2011 年 10 月 7 日	2016 年 7 月 15 日
権利確定条件	2013 年 10 月 7 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 2 分の 1、4 分の 1、4 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。	2018 年 7 月 15 日 (以下「権利行使可 能初日」といいます。)、当該権利行 使可能初日から 1 年経過した日の翌 日、及び当該権利行使可能初日から 2 年経過した日の翌日まで原則とし て従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	2013 年 10 月 7 日から 2021 年 10 月 6 日まで	2018 年 7 月 15 日から 2026 年 7 月 31 日まで

	2016 年度ストックオプション(2)	2017 年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 31 名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 36 名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式 4, 409, 000 株	普通株式 4, 422, 000 株
付与日	2017 年 4 月 27 日	2018 年 4 月 27 日
権利確定条件	2019 年 4 月 27 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。	2020 年 4 月 27 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	2019 年 4 月 27 日から 2027 年 4 月 30 日まで	2020 年 4 月 27 日から 2028 年 4 月 30 日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション(新株予約権)の数

	2011 年度ストックオプション(1)	2016 年度ストックオプション(1)
付与日	2011 年 10 月 7 日	2016 年 7 月 15 日
権利確定前(株)		
期首	432,300	1,016,000
付与	0	0
失効	432,300	928,000
権利確定	0	0
権利未確定残	—	88,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	2016 年度ストックオプション(2)	2017 年度ストックオプション(1)
付与日	2017 年 4 月 27 日	2018 年 4 月 27 日
権利確定前(株)		
期首	1,772,000	2,607,000
付与	0	0
失効	956,000	1,071,000
権利確定	0	0
権利未確定残	816,000	1,536,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2011 年度ストックオプション(1)	2016 年度ストックオプション(1)
付与日	2011 年 10 月 7 日	2016 年 7 月 15 日
権利行使価格(円)	737(注) 3	558
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

	2016 年度ストックオプション(2)	2017 年度ストックオプション(1)
付与日	2017 年 4 月 27 日	2018 年 4 月 27 日
権利行使価格(円)	553	694
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

- (注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。
- 2 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 1,222 百万円
- 3 株式公開価格が 737 円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するように調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	2016 年度ストックオプション(1)	2016 年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 16 名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 31 名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式 4,437,000 株	普通株式 4,409,000 株
付与日	2016 年 7 月 15 日	2017 年 4 月 27 日
権利確定条件	2018 年 7 月 15 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。	2019 年 4 月 27 日 (以下「権利行使可 能初日」といいます。)、当該権利行 使可能初日から 1 年経過した日の翌 日、及び当該権利行使可能初日から 2 年経過した日の翌日まで原則とし て従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	2018 年 7 月 15 日から 2026 年 7 月 31 日まで	2019 年 4 月 27 日から 2027 年 4 月 30 日まで

	2017 年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 36 名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式 4,422,000 株
付与日	2018 年 4 月 27 日
権利確定条件	2020 年 4 月 27 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	2020 年 4 月 27 日から 2028 年 4 月 30 日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション(新株予約権)の数

	2016 年度ストックオプション(1)	2016 年度ストックオプション(2)
付与日	2016 年 7 月 15 日	2017 年 4 月 27 日
権利確定前(株)		
期首	88,000	816,000
付与	0	0
失効	88,000	539,000
権利確定	0	0
権利未確定残	—	217,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	2017 年度ストックオプション(1)
付与日	2018 年 4 月 27 日
権利確定前(株)	
期首	1,536,000
付与	0
失効	784,000
権利確定	0
権利未確定残	752,000
権利確定後(株)	
期首	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
権利未行使残	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2016 年度ストックオプション(1)	2016 年度ストックオプション(2)
付与日	2016 年 7 月 15 日	2017 年 4 月 27 日
権利行使価格(円)	558	553
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

	2017 年度ストックオプション(1)
付与日	2018 年 4 月 27 日
権利行使価格(円)	694
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0

(注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

2 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 344 百万円

(税効果会計関係)

第 63 期 (2022 年 3 月 31 日)		第 64 期 (2023 年 3 月 31 日)	
1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳 (単位：百万円)	1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳 (単位：百万円)
	繰延税金資産		繰延税金資産
	賞与引当金		賞与引当金
	投資有価証券評価損		投資有価証券評価損
	関係会社株式評価損		関係会社株式評価損
	退職給付引当金		退職給付引当金
	固定資産減価償却費		固定資産減価償却費
	繰延ヘッジ損益		繰延ヘッジ損益
	訴訟損失引当金		その他
	その他		繰延税金資産小計
	繰延税金資産小計		評価性引当金
	評価性引当金(注)		繰延税金資産合計
	繰延税金資産合計		
			繰延税金負債
	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金
	その他有価証券評価差額金		その他
	その他		繰延税金負債合計
	繰延税金負債合計		繰延税金資産の純額
	繰延税金資産の純額		
(注) 関係会社株式評価損に係る繰延税金資産から控除した評価性引当金が、在外子会社の減資により 1,377 百万円減少しております。			
2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
	法定実効税率		法定実効税率
	(調整)		(調整)
	交際費等永久に損金に算入されない項目		交際費等永久に損金に算入されない項目
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目		受取配当金等永久に益金に算入されない項目
	評価性引当金の減少		その他
	その他		税効果会計適用後の法人税等の負担率
	税効果会計適用後の法人税等の負担率		

(関連当事者情報)

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業 の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガ ポール 国	232,369 (SGD 千)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	資金の貸付 (米国ドル 貨建) (注 1)	—	関係会社 短期 貸付金	2,019 (USD 16,500 千)
							貸付金利息 (米国ドル 貨建) (注 1)	44 (USD 397 千)	未収収益	10 (USD 86 千)
							資金の返済 (円貨建) (注 1)	577	関係会社 短期 貸付金	—
							貸付金利息 (円貨建) (注 1)	3	未収収益	—
							資金の貸付 (シンガポール ドル貨建) (注 1)	2,788 (SGD 33,000 千)	関係会社 短期 貸付金	2,985 (SGD 33,000 千)
							貸付金利息 (シンガポール ドル貨建) (注 1)	23 (SGD 266 千)	未収収益	23 (SGD 266 千)
							減資 (注 2)	9,149 (SGD 110,000 千)	—	—
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD 千) (注 3)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	配当の受取	3,788 (USD 34,000 千)	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 融資枠 5,300 百万円 (若しくは 5,300 百万円相当額の外国通貨)、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- 2 Nikko Asset Management International Limited の行った 110,000 千株の減資により、当社は資金の払戻を受けております。
- 3 Nikko AM Americas Holding Co., Inc. の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は 2021 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	34,450 百万円
負債合計	6,257 百万円
純資産合計	28,192 百万円

営業収益	18,176 百万円
税引前当期純利益	5,587 百万円
当期純利益	3,956 百万円

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業 の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガ ポール 国	232,369 (SGD 千)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	資金の貸付 (シンガポールド ル貸建) (注 1)	—	関係会社 短期 貸付金	3,318 (SGD 33,000 千)
							貸付金利息 (シンガポールド ル貸建) (注 1)	103 (SGD 1,043 千)	未収収益	55 (SGD 551 千)
							資金の返済 (米国ドル貸建) (注 2)	2,019 (USD 16,500 千)	関係会社 短期 貸付金	—
							貸付金利息 (米国ドル貸建) (注 2)	3 (USD 26 千)	未収収益	—
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD 千) (注 3)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	配当の受取	7,795 (USD 58,000 千)	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 融資枠 55 百万シンガポールドル、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
2. 融資枠 5,300 百万円（若しくは 5,300 百万円相当額の外国通貨）、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しておりました（決定方針等を 2022 年 8 月 26 日付にて上記 1 に変更しております）。
3. Nikko AM Americas Holding Co., Inc. の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は 2022 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	34,828 百万円
負債合計	5,655 百万円
純資産合計	29,173 百万円

営業収益	15,864 百万円
税引前当期純利益	4,191 百万円
当期純利益	3,159 百万円

(セグメント情報等)

セグメント情報

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4 収益の計上基準」に記載のとおりです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4 収益の計上基準」に記載のとおりです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

(1株当たり情報)

項目	第 63 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
1株当たり純資産額	468 円 88 銭	522 円 22 銭
1株当たり当期純利益金額	62 円 50 銭	91 円 81 銭

(注) 1 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第 63 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
当期純利益 (百万円)	12,136	17,826
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	12,136	17,826
普通株式の期中平均株式数 (千株)	194,152	194,152
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	2016 年度ストックオプション (1) 88,000 株、2016 年度ストックオプション (2) 816,000 株、2017 年度ストックオプション (1) 1,536,000 株	2016 年度ストックオプション (2) 217,000 株、2017 年度ストックオプション (1) 752,000 株

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第 63 期 (2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (2023 年 3 月 31 日)
純資産の部の合計額 (百万円)	91,035	101,391
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	91,035	101,391
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (千株)	194,152	194,152

(重要な後発事象)

当社は 2022 年 12 月 21 日付け株式売買契約書に基づき、星州子会社の日興アセットマネジメントインターナショナルが保有する関連会社 AHAM アセットマネジメント Berhad の 20%の株式を、2023 年 4 月 19 日に 13,412 百万円で取得しました。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

<約 款>

運用の基本方針

約款第17条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基本方針

この投資信託は、投資信託証券を中心に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をはかることを目標として運用を行ないます。

運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として、新興国の債券を主要投資対象とする別に定める投資信託証券の一部、またはすべてに投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長を目指し運用を行ないます。

投資信託証券の合計組入率は、高位を保つことを原則とします。各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性等を勘案して決定します。なお、資金動向等によっては、各投資信託証券への投資比率を引き下げることがあります。

別に定める投資信託証券については、収益機会の追求やリスクの分散などを目的として、適宜見直しを行ないます。この際、定性評価や定量評価等を勘案のうえ、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を外したりする場合があります。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

運用制限

- (1) 投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- (2) 有価証券先物取引等のデリバティブ取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行ないません。
- (3) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- (4) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- (5) 外国為替の売買の予約取引の指図は、約款第20条の範囲で行ないます。
- (6) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

収益分配方針

第1計算期は収益分配を行ないません。第2計算期以降、毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行ないます。

① 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 分配対象額についての分配方針

分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

③ 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益（無分配期の利益を含みます。）については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース） 約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第2条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

③ 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から2024年1月15日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第4条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第20条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（追加日時異なる受益権の内容）

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第9条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新

たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第10条 受託者は、第2条第1項の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第11条 委託者は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。なお、第35条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に限り、1口の整数倍をもって当該取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、受益権の取得申込者がその申込をしようとする場合において、委託者に対し、当該取得の申込に係る受益権について、第35条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込をしないことを申し出たときは、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。

② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が定める単位をもって取得申込に応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込に応ずることができるものとします。

③ 前2項の取得申込者は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者（第36条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、受益権の取得の申込に応じないものとします。ただし、第35条第2項および第3項に規定する収益分配金の再投資に係る場合を除きます。

⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑥ 前項の手数料の額は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。

⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が第35条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第29条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑧ 証券投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。以下本条において同じ。）を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあつては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。）にあつては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取約定日または一部解約請求日を含みます。）の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の1口当たりの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあつては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大

きい額)で取得する口数について取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

なお、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

- ⑨ 追加型証券投資信託の受益証券を保有する者が、当該信託の信託終了日の1年前の日以降に開始する委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ⑩ 第5項、第8項および第9項の規定にかかわらず、別に定める各信託(この信託を除きます。以下この項において同じ。)について、委託者がその翌々営業日の一部解約の実行を停止した場合で受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、別に定める各信託の一部解約金の手取金をもってするこの信託の取得の申込を、別に定める各信託について委託者が一部解約の実行の停止を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日(この計算日が第4項に規定する取得の申込に応じない日であるときは、この計算日以降の最初の取得の申込に応ずることができる日とします。)を取得申込日とする取得の申込とみなします。

- ⑪ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消することができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第14条 この信託において投資の対象とする資産の種類(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。)は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. 金銭債権
3. 約束手形

- ② この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

(運用の指図範囲)

第15条 委託者（第18条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。以下、第17条、第20条、第24条、第25条および第27条について同じ。）は、信託金を、主として日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定めるマザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等（社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第16条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、第3項および第21条において同じ。）、第21条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第14条ならびに第15条第1項および第2項に定める資産への投資を行なうことができます。

② 前項の取扱いは、第20条および第24条から第26条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。

③ 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

④ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第14条ならびに第15条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第20条および第24条から第26条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

⑤ 前4項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

（運用指図権限の委託）

第18条 委託者は、運用の指図に関する権限について、次に定める内容を次の者に委託します。

委託の内容：PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ インドネシアルピア

クラス 円建受益証券の運用の指図に関する権限

商 号：ピムコ ジャパン リミテッド

所 在 地：東京都港区虎ノ門4丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス18階

- ② 前項の委託を受けたものが受ける報酬は、第32条に規定する信託報酬のうち委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額は、信託財産の純資産総額に年10,000分の65以内の率を乗じて得た金額とします。
- ③ 前項の報酬は、信託期間中の毎年1月15日および7月15日（各々、休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了時に、第1項により委託を受けた者に支払います。なお、第1項により委託を受けた者との間の運用指図権限の委託に関する契約が終了する場合は、当該委託契約終了時に支払います。
- ④ 第1項の規定に関わらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。
- ⑤ 委託者と第1項により委託を受けた者との間の運用指図権限の委託に関する契約がやむを得ず終了することとなった場合、委託者は、必要な手続きを経て、新たに委託を受ける者を選任し、運用指図権限を委託するものとします。ただし、新たに委託を受ける者の選任ができず、第1項の規定に基づく運用指図権限の委託が終了した場合には、委託者は自ら運用の指図を行なうものとします。

（特別な場合の外貨建有価証券への投資制限）

第19条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図）

第20条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額と投資信託証券またはマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する投資信託証券またはマザーファンドの時価総額に当該投資信託証券またはマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信託業務の委託等）

第21条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存に係る業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者（第18条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 - 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第22条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第23条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券またはマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第25条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、投資信託証券に係る収益分配金、有価証券等に係る利子等ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内
- ③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- ④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- ⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第27条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第28条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第29条 この信託の計算期間は、毎月16日から翌月15日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2015年4月16日から2015年5月15日までとし、最

終計算期間の終了日は第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第30条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務等の諸費用)

第31条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息（第2項各号に掲げる諸費用を含め、以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 前項に定める諸費用のほか、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。なお、第1号から第7号までに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。
 1. この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用
 2. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
 3. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
 4. 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 5. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 6. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 7. この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
 8. 格付の取得に要する費用
 9. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
- ③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。
- ④ 前項に基づいて実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託者は、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託者は、かかる見積率に上限を付することとし、その上限の範囲内で、かかる見積率を何時にても見直すことができるものとします。
- ⑤ 前項の場合において、第2項に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率（前項に規定する見積率の上限は、年万分の10とします。）を乗じて得た額とし、第3条に規定する計算期間の全部または一部において計上され、委託者が定めた時期に信託財産中から支弁するものとします。
- ⑥ 委託者は、第3項に定める方法または第4項に定める方法のいずれを用いるかについて、第3条に規定する信託期間を通じて随時、見直すことができます。

(信託報酬等の額)

第32条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の160の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

(収益分配)

第33条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。ただし、第1計算期には、収益の分配は行ないません。

1. 分配金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第34条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日（第1計算期を除きます。）の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第35条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第35条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第35条 収益分配金は、第1計算期を除く毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第36条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。））、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日（第1計算期を除きます。）の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関に支払われます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとし、当該取得により増加した受益権は、第9条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第38条第4項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

- ③ 委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの勧誘に係る受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとし、当該取得により増加した受益権は、第9条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第38条第4項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

- ④ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第36条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。））、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開

設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ⑤ 一部解約金は、第38条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑥ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの勧誘に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(委託者の自らの勧誘に係る受益権の口座管理機関)

第36条 委託者は、委託者の自らの勧誘に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。

(収益分配金および償還金の時効)

第37条 受益者が、収益分配金については第35条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第35条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(一部解約)

第38条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、受益権の一部解約の実行を受け付けないものとします。
 - 1. 一部解約の実行の請求日がニューヨーク証券取引所の休業日
 - 2. 一部解約の実行の請求日から当該請求日に係る第35条第5項に規定する一部解約金の支払開始日までの期間中（一部解約の実行の請求日および一部解約金の支払開始日を除きます。）の全日がニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合
- ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑥ 第4項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。以下この項において同じ。）について、委託者がその翌々営業日の追加信託を行なわない措置を取ったときは、委託者は、この信託契約の一部解約金の手取金をもってする別に定める各信託の取得申込に係る一部解約の実行を停止することができます。当該一部解約の実行が停止されたときは、受益者は当該一部解約の実行停止当日およびその前営業日を解約請求日とする一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、別に定める各信託について委託者が追加信託を行なわない措置を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日（この計算日が第3項に規定する一部解約の請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第5項の規定に準じて算定した価額とします。
- ⑦ 委託者は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
- ⑧ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日および

その前営業日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が第3項に規定する一部解約の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第5項の規定に準じて算定した価額とします。

- ⑨ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、純資産総額が10億円を下ることとなった場合には、第40条の規定に従ってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

（質権口記載または記録の受益権の取り扱い）

第39条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

- ② 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合ならびに、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定に従うものとします。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条第4項に該当する場合には、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

- 第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとし、
- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合にあつては、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第29条の2に規定する「軽微な併合」を除きます。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
 - ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
 - ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
 - ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対者の買取請求の不適用)

- 第46条 この信託は、委託者が第38条第1項の一部解約の請求を受け付けた場合にこの信託契約の一部を解約する委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合に、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者であっても、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することはできません。

(信託期間の延長)

- 第47条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

- 第48条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。
- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 - 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(公告)

- 第49条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。

www.nikkoam.com/

- ② 前項の規定に関わらず、事故その他やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載することとします。

(運用報告書の交付省略)

- 第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項で定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書を次のアドレスに掲載するものとし、

www.nikkoam.com/

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付するものとし、

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第51条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附 則

第1条 この約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第35条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2015年4月16日

東京都港区赤坂九丁目7番1号
委託者 日興アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

(1)運用の基本方針に規定する「別に定める投資信託証券」

(イ)約款第15条に規定する「別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券」とは、次のものをいいます。

バミューダ籍外国投資信託

P I M C O エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ インドネシアルピアクラス 円建受益証券

(ロ)約款第15条に規定する「別に定めるマザーファンドの受益証券」とは、次のものをいいます。

証券投資信託 マネー・オープン・マザーファンド 受益証券

(2)別に定める各信託

約款第11条第10項および第38条第6項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース） 受益証券

運用の基本方針

約款第17条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基本方針

この投資信託は、投資信託証券を中心に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をはかることを目標として運用を行ないます。

運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として、新興国の債券を主要投資対象とする別に定める投資信託証券の一部、またはすべてに投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長を目指し運用を行ないます。

投資信託証券の合計組入率は、高位を保つことを原則とします。各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性等を勘案して決定します。なお、資金動向等によっては、各投資信託証券への投資比率を引き下げることがあります。

別に定める投資信託証券については、収益機会の追求やリスクの分散などを目的として、適宜見直しを行ないます。この際、定性評価や定量評価等を勘案のうえ、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を外したりする場合があります。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

運用制限

- (1) 投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- (2) 有価証券先物取引等のデリバティブ取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行ないません。
- (3) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- (4) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- (5) 外国為替の売買の予約取引の指図は、約款第20条の範囲で行ないます。
- (6) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

収益分配方針

第1計算期は収益分配を行ないません。第2計算期以降、毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行ないます。

① 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 分配対象額についての分配方針

分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

③ 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益（無分配期の利益を含みます。）については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース） 約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第2条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

③ 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から2024年1月15日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第4条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第20条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（追加日時異なる受益権の内容）

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第9条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新

たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第10条 受託者は、第2条第1項の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第11条 委託者は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。なお、第35条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に限り、1口の整数倍をもって当該取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、受益権の取得申込者がその申込をしようとする場合において、委託者に対し、当該取得の申込に係る受益権について、第35条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込をしないことを申し出たときは、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。

② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が定める単位をもって取得申込に応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込に応ずることができるものとします。

③ 前2項の取得申込者は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者（第36条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、受益権の取得の申込に応じないものとします。ただし、第35条第2項および第3項に規定する収益分配金の再投資に係る場合を除きます。

⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑥ 前項の手数料の額は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。

⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が第35条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第29条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑧ 証券投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。以下本条において同じ。）を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあつては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。）にあつては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取約定日または一部解約請求日を含みます。）の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の1口当たりの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあつては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大

きい額)で取得する口数について取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

なお、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

- ⑨ 追加型証券投資信託の受益証券を保有する者が、当該信託の信託終了日の1年前の日以降に開始する委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ⑩ 第5項、第8項および第9項の規定にかかわらず、別に定める各信託(この信託を除きます。以下この項において同じ。)について、委託者がその翌々営業日の一部解約の実行を停止した場合で受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、別に定める各信託の一部解約金の手取金をもってするこの信託の取得の申込を、別に定める各信託について委託者が一部解約の実行の停止を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日(この計算日が第4項に規定する取得の申込に応じない日であるときは、この計算日以降の最初の取得の申込に応ずることができる日とします。)を取得申込日とする取得の申込とみなします。

- ⑪ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消することができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第14条 この信託において投資の対象とする資産の種類(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。)は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. 金銭債権
3. 約束手形

- ② この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

(運用の指図範囲)

第15条 委託者（第18条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。以下、第17条、第20条、第24条、第25条および第27条について同じ。）は、信託金を、主として日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定めるマザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等（社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第16条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、第3項および第21条において同じ。）、第21条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第14条ならびに第15条第1項および第2項に定める資産への投資を行なうことができます。

② 前項の取扱いは、第20条および第24条から第26条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。

③ 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

④ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第14条ならびに第15条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第20条および第24条から第26条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

⑤ 前4項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

（運用指図権限の委託）

第18条 委託者は、運用の指図に関する権限について、次に定める内容を次の者に委託します。

委託の内容：PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ インドルピークラス

円建受益証券の運用の指図に関する権限

商 号：ピムコ ジャパン リミテッド

所 在 地：東京都港区虎ノ門4丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス18階

- ② 前項の委託を受けたものが受ける報酬は、第32条に規定する信託報酬のうち委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額は、信託財産の純資産総額に年10,000分の65以内の率を乗じて得た金額とします。
- ③ 前項の報酬は、信託期間中の毎年1月15日および7月15日（各々、休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了時に、第1項により委託を受けた者に支払います。なお、第1項により委託を受けた者との間の運用指図権限の委託に関する契約が終了する場合は、当該委託契約終了時に支払います。
- ④ 第1項の規定に関わらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。
- ⑤ 委託者と第1項により委託を受けた者との間の運用指図権限の委託に関する契約がやむを得ず終了することとなった場合、委託者は、必要な手続きを経て、新たに委託を受ける者を選任し、運用指図権限を委託するものとします。ただし、新たに委託を受ける者の選任ができず、第1項の規定に基づく運用指図権限の委託が終了した場合には、委託者は自ら運用の指図を行なうものとします。

（特別な場合の外貨建有価証券への投資制限）

第19条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図）

第20条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額と投資信託証券またはマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する投資信託証券またはマザーファンドの時価総額に当該投資信託証券またはマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信託業務の委託等）

第21条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者（第18条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第22条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第23条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券またはマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第25条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、投資信託証券に係る収益分配金、有価証券等に係る利子等ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内
- ③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- ④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- ⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第27条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第28条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第29条 この信託の計算期間は、毎月16日から翌月15日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2015年4月16日から2015年5月15日までとし、最

終計算期間の終了日は第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第30条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務等の諸費用)

第31条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息（第2項各号に掲げる諸費用を含め、以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 前項に定める諸費用のほか、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。なお、第1号から第7号までに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。
 1. この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用
 2. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
 3. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
 4. 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 5. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 6. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 7. この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
 8. 格付の取得に要する費用
 9. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
- ③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。
- ④ 前項に基づいて実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託者は、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託者は、かかる見積率に上限を付することとし、その上限の範囲内で、かかる見積率を何時にても見直すことができるものとします。
- ⑤ 前項の場合において、第2項に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率（前項に規定する見積率の上限は、年万分の10とします。）を乗じて得た額とし、第3条に規定する計算期間の全部または一部において計上され、委託者が定めた時期に信託財産中から支弁するものとします。
- ⑥ 委託者は、第3項に定める方法または第4項に定める方法のいずれを用いるかについて、第3条に規定する信託期間を通じて随時、見直すことができます。

(信託報酬等の額)

第32条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の160の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

(収益分配)

第33条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。ただし、第1計算期には、収益の分配は行ないません。

1. 分配金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第34条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日（第1計算期を除きます。）の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第35条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第35条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第35条 収益分配金は、第1計算期を除く毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第36条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。））、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日（第1計算期を除きます。）の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関に支払われます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとし、当該取得により増加した受益権は、第9条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第38条第4項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

- ③ 委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの勧誘に係る受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとし、当該取得により増加した受益権は、第9条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第38条第4項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

- ④ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第36条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。））、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開

設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ⑤ 一部解約金は、第38条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑥ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの勧誘に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(委託者の自らの勧誘に係る受益権の口座管理機関)

第36条 委託者は、委託者の自らの勧誘に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。

(収益分配金および償還金の時効)

第37条 受益者が、収益分配金については第35条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第35条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(一部解約)

第38条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、受益権の一部解約の実行を受け付けないものとします。
 - 1. 一部解約の実行の請求日がニューヨーク証券取引所の休業日
 - 2. 一部解約の実行の請求日から当該請求日に係る第35条第5項に規定する一部解約金の支払開始日までの期間中（一部解約の実行の請求日および一部解約金の支払開始日を除きます。）の全日がニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合
- ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑥ 第4項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。以下この項において同じ。）について、委託者がその翌々営業日の追加信託を行なわない措置を取ったときは、委託者は、この信託契約の一部解約金の手取金をもってする別に定める各信託の取得申込に係る一部解約の実行を停止することができます。当該一部解約の実行が停止されたときは、受益者は当該一部解約の実行停止当日およびその前営業日を解約請求日とする一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、別に定める各信託について委託者が追加信託を行なわない措置を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日（この計算日が第3項に規定する一部解約の請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第5項の規定に準じて算定した価額とします。
- ⑦ 委託者は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
- ⑧ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日および

その前営業日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が第3項に規定する一部解約の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第5項の規定に準じて算定した価額とします。

- ⑨ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、純資産総額が10億円を下ることとなった場合には、第40条の規定に従ってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

（質権口記載または記録の受益権の取り扱い）

第39条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

- ② 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合ならびに、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定に従うものとします。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条第4項に該当する場合には、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合にあつては、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第29条の2に規定する「軽微な併合」を除きます。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対者の買取請求の不適用)

第46条 この信託は、委託者が第38条第1項の一部解約の請求を受け付けた場合にこの信託契約の一部を解約する委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合に、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者であっても、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することはできません。

(信託期間の延長)

第47条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第48条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(公告)

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。

www.nikkoam.com/

② 前項の規定に関わらず、事故その他やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載することとします。

(運用報告書の交付省略)

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項で定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書を次のアドレスに掲載するものとしします。

www.nikkoam.com/

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付するものとしします。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第51条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附 則

第1条 この約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第35条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2015年4月16日

東京都港区赤坂九丁目7番1号
委託者 日興アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

(1)運用の基本方針に規定する「別に定める投資信託証券」

(イ)約款第15条に規定する「別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券」とは、次のものをいいます。

バミューダ籍外国投資信託

PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ インドルピークラス 円建受益証券

(ロ)約款第15条に規定する「別に定めるマザーファンドの受益証券」とは、次のものをいいます。

証券投資信託 マネー・オープン・マザーファンド 受益証券

(2)別に定める各信託

約款第11条第10項および第38条第6項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース） 受益証券

2023. 10. 17

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド

資産成長型(米ドルコース)

追加型投信／海外／債券

◆この目論見書により行なう「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型(米ドルコース)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年10月16日に関東財務局長に提出しており、2023年10月17日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日	: 2023年10月16日
発行者名	: 日興アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 代表取締役社長 ステファニー・ドゥルーズ
本店の所在の場所	: 東京都港区赤坂九丁目7番1号
有価証券届出書(訂正届出書を含みます。)の写しを縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

設定・運用は

日興アセットマネジメント

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

－ 目 次 －

	頁
第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	41
第3【ファンドの経理状況】	47
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	114
第三部【委託会社等の情報】	115
約款	159

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）

- ・以下「ファンド」といいます。また、「米ドルコース」または「資産成長型（米ドルコース）」ということがあります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

5兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(5)【申込手数料】

申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）につきましては、販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜3%）が上限となっております。

(6)【申込単位】

販売会社の照会先にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

2023年10月17日から2024年1月11日までとします。

※当ファンドは、2024年1月15日をもって信託期間が終了いたします。

(8)【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(9)【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

主として、米ドル建ての新興国ソブリン債を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

② ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
		債 券
追加型投信	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

◇海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇債券

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド	あり ()
	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
	日々	中南米		
不動産投信	その他 ()	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(債券 公債))		中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇その他資産（投資信託証券（債券 公債））

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券に投資を行ないます。よって、商品分類の「投資対象資産（収益の源泉）」においては、「債券」に分類されます。

「公債」とは、目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

◇年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

◇エマージング

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

◇為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。

上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

③ ファンドの特色

特長
1

**米ドル建ての新興国ソブリン債を中心に、
幅広く分散投資を行ないます。
なお、組入債券は、米ドル以外の通貨建て債券を
含む場合があります。**

※当ファンドは、PIMCOが運用するバミューダ籍外国投資信託と、日興アセットマネジメントが運用する証券投資信託「マネーオープンマザーファンド」に投資するファンド・オブ・ファンズです。

特長
2

**毎月分配型（米ドルコース、円ヘッジコース、
ブラジルリアルコース、南アフリカランドコース、
トルコリラコース、メキシコペソコース、
インドネシアルピアコース、インドルピーコース）と、
資産成長型（米ドルコース）の各コース間で、
スイッチングが可能です。**

※原則として毎月分配型は毎月（原則15日）、資産成長型は年1回（原則1月15日）決算を行ないます。

※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合や全部または一部のファンド間でスイッチングが行えない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※毎月分配型（南アフリカランドコース、メキシコペソコース、インドネシアルピアコース、インドルピーコース）および資産成長型（米ドルコース）は、2024年1月15日をもって信託期間が終了いたします。それに伴い、2024年1月11日以降、購入申込みは受付停止とさせていただきます。

特長
3

ピムコジャパンリミテッドに運用を委託します。

ピムコジャパンリミテッドは、米国債券運用最大手の一社であるPIMCO（パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー）の日本の拠点です。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

各通貨コース

当ファンドが投資を行なう外国投資信託においては、主に米ドル建ての新興国ソブリン債に投資を行ないます。

円ヘッジコースでは、米ドル売り／円買いの為替ヘッジを行ないます。

ブラジルリアルコース、南アフリカランドコース、トルコリラコース、メキシコペソコース、インドネシアルピアコース、インドルピーコースでは、米ドル売り／各新興国通貨買いの為替取引を行ないます。

※為替ヘッジは、為替変動の影響を完全に排除できるわけではありません。

※為替取引を完全に行なうことができるとは限りませんので、各コースの通貨と完全に連動するわけではありません。

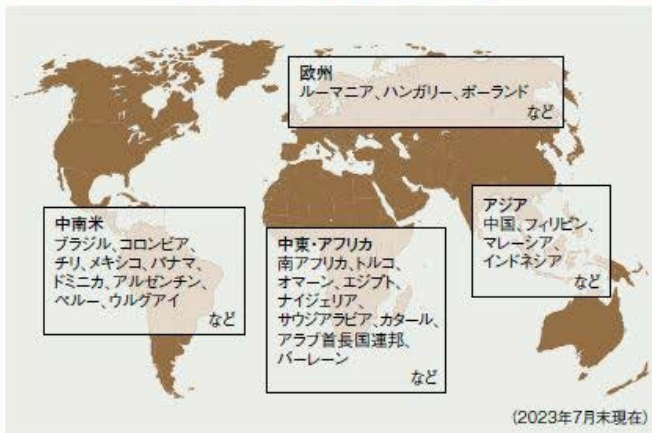
（用語説明）

ここでいう為替取引とは、「原資産通貨を売り、別の通貨を買う取引」をいいます。また、為替取引のうち、「原資産通貨を売り、円を買う取引」を為替ヘッジといいます。

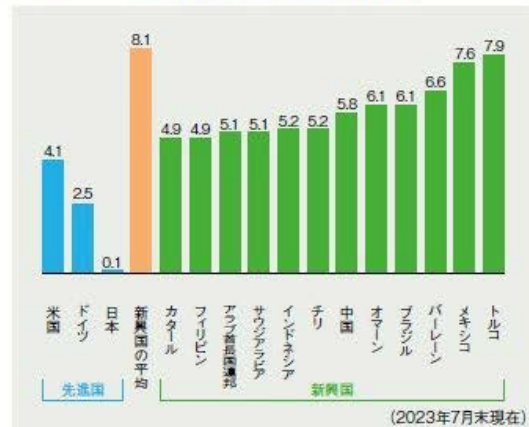
主要投資対象国

- 当ファンドは、主に米ドル建ての新興国のソブリン債に投資を行います。
- 当ファンドは、「JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバースファイド」を参考指数としています。

投資対象となる主な新興国



主要国の国債利回り(%)



※各国国債利回りは、米国、ドイツ、日本は残存5年の国債利回り、新興国はJPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバースファイドにおける各国の国債利回りです。「新興国の平均」は、同指数の最終利回りです。

※利回りは切り捨てにて端数処理しています。

※上記の国と実際の投資対象国は異なる場合があります。

※上記データは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

<ご参考>ファンダメンタルズと信用力

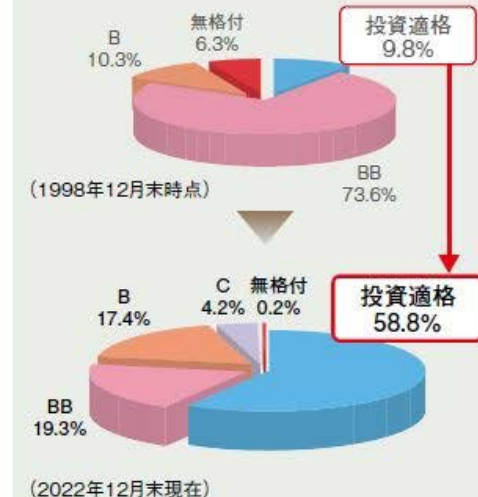
債券の信用格付と利回り



主要国の格付

(2023年7月末現在)		格付
先進国		
	ドイツ	AAA
	米国	AA+
	日本	A+
新興国		
	新興国の平均	BBB-
	カタール	AA
	中国	A+
	チリ	A+
	サウジアラビア	A
	メキシコ	BBB+
	フィリピン	BBB+
	インドネシア	BBB
	オマーン	BB
	ブラジル	BB-
	バーレーン	B+
	トルコ	B

新興国ソブリン債市場の格付別内訳



※各国の格付はスタンダード&プアーズ社が自国通貨建て長期債に付与しているものです。

※「新興国の平均」は、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバースファイドの平均格付です。

※上記の国と実際の投資対象国は異なる場合があります。

※上記グラフ・データは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

※投資適格とは、AAA～BBB格相当の格付を付与された債券を指します。

※表示単位未満の数値の四捨五入により、構成比率の合計が100%にならない場合があります。

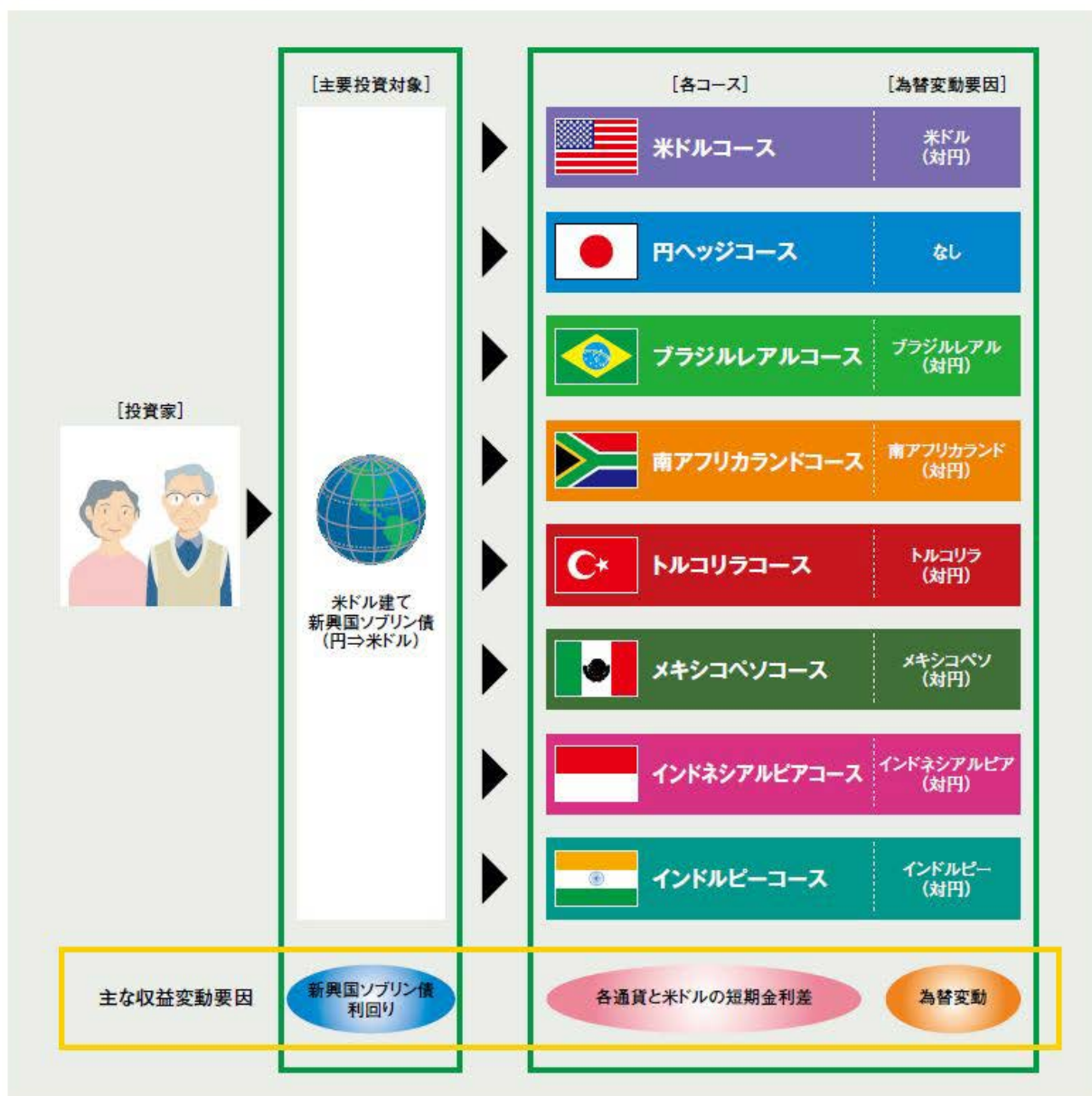
※JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバルの構成比率です。

※信頼できると判断したデータをもとに日興アセットマネジメントが作成。

各通貨コースについて

- 「ブラジルリアルコース」「南アフリカランドコース」「トルコリラコース」「メキシコペソコース」「インドネシアルピアコース」「インドルピーコース」では、米ドル売り^注／各新興国通貨買いの為替取引を行ないます。これにより、各コースは米ドル／円の変動に代えて、各新興国通貨／円の変動の影響を受けることになります。

注:当ファンドの実質的な投資対象(原資産)が米ドル建て資産のため。



※上記はイメージ図であり、実際と異なる場合があります。

※為替ヘッジは、為替変動の影響を完全に排除できるわけではありません。

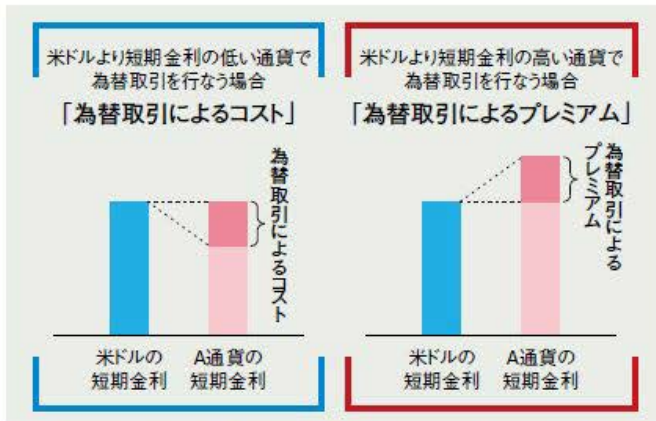
※為替取引を完全に行なうことができるとは限りませんので、各コースの通貨と完全に連動するわけではありません。

各通貨と米ドルの短期金利差が及ぼす影響

- 当ファンドの実質的な投資対象である米ドル建て資産に対し、米ドルと各コースの通貨で為替取引を行なう際に、米ドルより各コースの通貨の短期金利が高い場合、「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)」が期待されます。一方、米ドルより各コースの通貨の短期金利が低い場合、「為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)」が発生します。

※為替取引を完全に行なうことができるとは限らないため、米ドルより各コースの通貨の短期金利が高い場合でも、それを十分に享受できない可能性があります。

(米ドル資産に対する)為替取引によるコスト/プレミアムのイメージ



変動する短期金利差

「為替取引によるプレミアム」は、大きな魅力と考えられます。ただし、その水準は、両国通貨の短期金利の変化によって影響を受けるため、拡大することあれば、その逆に縮小すること考えられます。さらに、将来、短期金利差が逆転し、「為替取引によるコスト」となる可能性もあります。

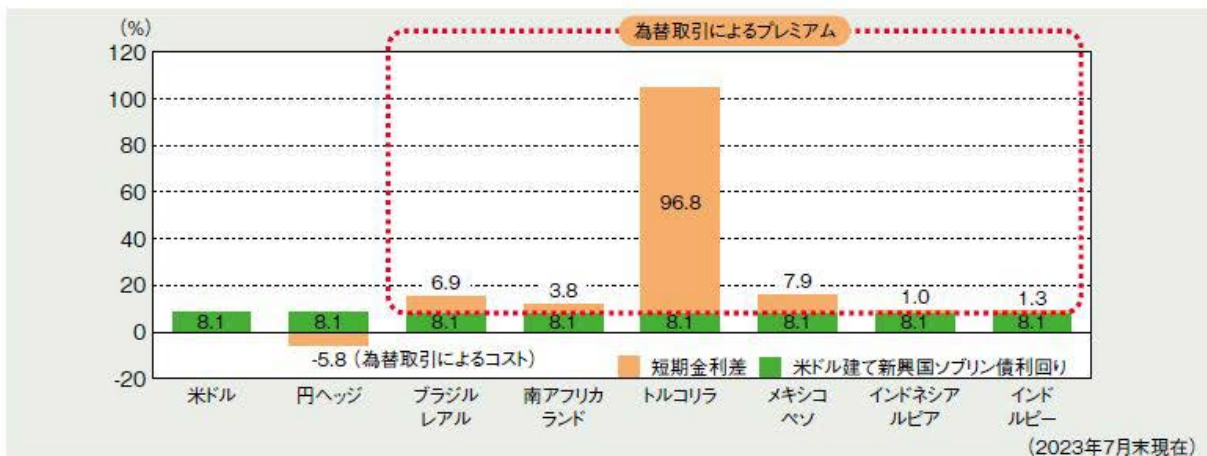


※上記はイメージ図であり、実際の金利水準や将来の運用成果等を示すものではありません。

<ご参考> 主な収益変動要因

- 債券の売買損益や為替の損益の他に、米ドル建て新興国ソブリン債からの金利と、為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)/プレミアム(金利差相当分の収益)を加えた部分が当ファンドの主な収益変動要因であり、分配金の原資になります。

米ドル建て新興国ソブリン債利回りと為替取引によるコスト/プレミアム



※為替取引によるプレミアム(コスト)の水準は、各国通貨の短期金利の変化によって影響を受けます。なお、上記グラフの短期金利差は、各国通貨のフォワードレートとスポットレートから算出した数値を用いています。

※米ドル建て新興国ソブリン債利回り:JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバースィファイドの最終利回り

※上記は、ファンドの運用における為替取引によるコスト/プレミアムとは異なるため、当ファンドの金利水準や運用成果等を示すものではありません。

※上記は切り捨てにて端数処理しています。

*為替取引には、為替ヘッジ(原資産通貨を売り、円を買う取引)が含まれています。為替ヘッジの場合、「為替取引によるプレミアム/コスト」を「為替ヘッジプレミアム/コスト」といいます。

基準価額の主な変動要因について

●各コースの基準価額には、主に以下のような変動要因があります。

↑ 基準価額の上昇要因 ↑		各コース	↓ 基準価額の下落要因 ↓	
米ドル建て 新興国債券の 利回り低下 (価格上昇)	円安／米ドル高	 資産成長型 (米ドルコース) 毎月分配型 (米ドルコース)	円高／米ドル安	米ドル建て 新興国債券の 利回り上昇 (価格下落)
	(円安／米ドル高でも プラスの影響はありません) 米ドル 短期金利 < 円短期金利	 毎月分配型 (円ヘッジ コース)	(円高／米ドル安でも マイナスの影響はありません) 米ドル 短期金利 > 円短期金利	
	円安／ブラジルレアル高 米ドル < ブラジルレアル 短期金利 < ブラジルレアル 短期金利	 毎月分配型 (ブラジル レアルコース)	円高／ブラジルレアル安 米ドル > ブラジルレアル 短期金利 > ブラジルレアル 短期金利	
	円安／南アフリカランド高 米ドル < 南アフリカランド 短期金利 < 南アフリカランド 短期金利	 毎月分配型 (南アフリカ ランドコース)	円高／南アフリカランド安 米ドル > 南アフリカランド 短期金利 > 南アフリカランド 短期金利	
	円安／トルコリラ高 米ドル < トルコリラ 短期金利 < トルコリラ 短期金利	 毎月分配型 (トルコリラ コース)	円高／トルコリラ安 米ドル > トルコリラ 短期金利 > トルコリラ 短期金利	
	円安／メキシコペソ高 米ドル < メキシコペソ 短期金利 < メキシコペソ 短期金利	 毎月分配型 (メキシコ ペソコース)	円高／メキシコペソ安 米ドル > メキシコペソ 短期金利 > メキシコペソ 短期金利	
	円安／インドネシアルピア高 米ドル < インドネシアルピア 短期金利 < インドネシアルピア 短期金利	 毎月分配型 (インドネシア ルピアコース)	円高／インドネシアルピア安 米ドル > インドネシアルピア 短期金利 > インドネシアルピア 短期金利	
新興国の 信用格付の 引き上げ	円安／インドルピー高 米ドル < インドルピー 短期金利 < インドルピー 短期金利	 毎月分配型 (インドルピー コース)	円高／インドルピー安 米ドル > インドルピー 短期金利 > インドルピー 短期金利	新興国の 信用格付の 引き下げ

※市況動向によっては、上記の通りにならない場合があります。

※上記は基準価額の主な変動要因の概要であり、ファンドの運用成果を約束するものでも、全ての変動要因を網羅したものでもありません。

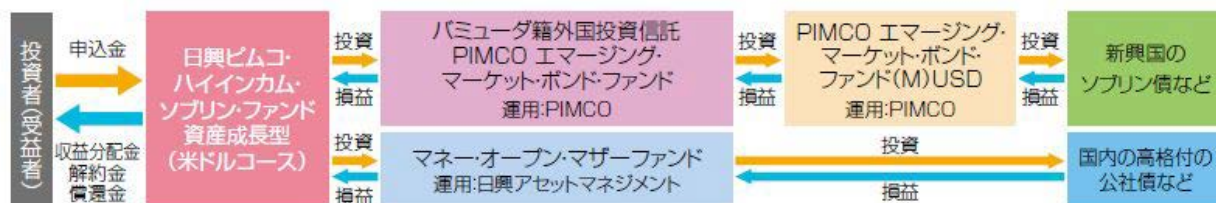
※為替ヘッジは、為替変動の影響を完全に排除できるわけではありません。

※為替取引を完全に行なうことができるとは限りませんので、各コースの通貨と完全に連動するわけではありません。

ファンドの仕組み

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。





※スイッチング対象ファンドの一方のファンドに関して、委託会社が約款に定める事由に該当したと判断したことにより、購入・換金申込みの受付を中止、もしくは、既に受付けた購入・換金申込みの受付を取り消した場合には、もう一方のスイッチング対象ファンドに関しても、当該ファンドについて約款に定める中止・取消事由が生じているか否かにかかわらず、原則として、スイッチングによる購入・換金申込みの受付を中止、もしくは、既に受付けたスイッチングによる購入・換金申込みの受付を取り消します。

※投資成果に大きく影響しますので、スイッチングは、十分ご検討の上、慎重にご判断ください。

■主な投資制限

＜毎月分配型(米ドルコース)、毎月分配型(円ヘッジコース)、毎月分配型(ブラジルリアルコース)、毎月分配型(南アフリカランドコース)、毎月分配型(トルコリラコース)、資産成長型(米ドルコース)＞

- ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- ・外貨建資産への直接投資は行ないません。

＜毎月分配型(メキシコペソコース)、毎月分配型(インドネシアルピアコース)、毎月分配型(インドルピーコース)＞

- ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

■分配方針

＜毎月分配型(米ドルコース)、毎月分配型(円ヘッジコース)、毎月分配型(ブラジルリアルコース)、毎月分配型(南アフリカランドコース)、毎月分配型(トルコリラコース)＞

- ・毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。

※「原則として、安定した分配を行なう」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移することなどを示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況などによっては安定した分配とならない場合があることに留意ください。

＜毎月分配型(メキシコペソコース)、毎月分配型(インドネシアルピアコース)、毎月分配型(インドルピーコース)、資産成長型(米ドルコース)＞

- ・毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



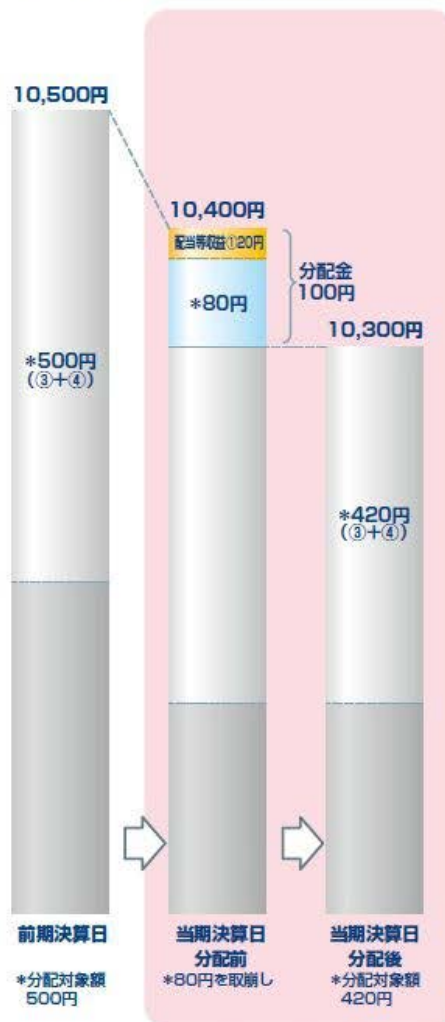
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合



前期決算から基準価額が下落した場合



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※ 上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

- ・普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
- ・元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、(特別分配金) 元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

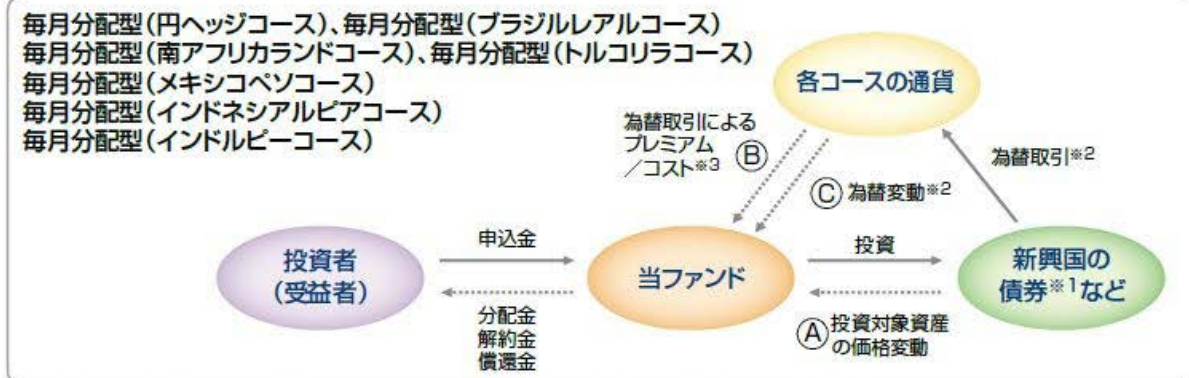
通貨選択型ファンドの収益に関する留意事項

- 通貨選択型の投資信託は、投資対象資産(株式や債券など)の運用に加えて、為替取引による通貨の運用も行っており、為替取引の対象となる通貨を選択することができます。

通貨選択型の投資信託のイメージ図



*毎月分配型(米ドルコース)および資産成長型(米ドルコース)

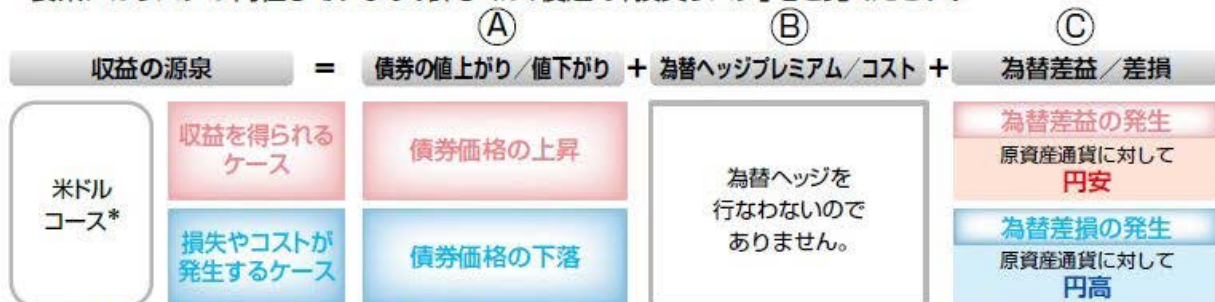


※1 当ファンドは、外国投資信託を通じて米ドル建ての新興国の債券に投資を行ないます。

※2 円ヘッジコースは、原則として米ドル売り/円買いの為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。各コースの通貨が円以外の場合には、各コースの通貨と円の為替変動リスクがあります。

※3 為替取引によるプレミアム/コストは、為替取引を行なう通貨間の金利差相当分の収益/費用です。

- 通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。なお、収益源である3つの要素にはリスクが内在しています。詳しくは、後述の「投資リスク」をご覧ください。



*毎月分配型(米ドルコース)および資産成長型(米ドルコース)



※市況動向によっては、上記の通りにならない場合があります。

*為替取引には、為替ヘッジ(原資産通貨を売り、円を買う取引)が含まれています。為替ヘッジの場合、「為替取引によるプレミアム/コスト」を「為替ヘッジプレミアム/コスト」といいます。



※市況動向によっては、上記の通りにならない場合があります。

通貨運用に関する留意事項

- 各通貨の運用に当たっては、直物為替先渡取引(NDF取引)を活用する場合があります。
- NDF取引とは、投資対象通貨を用いた受渡を行わず、主に米ドル等による差金決済のみを行なう取引のことを言います。
- NDF取引では、需給や規制などの影響により、為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)／コスト(金利差相当分の費用)が、短期金利から算出される理論上の水準から乖離する場合があります。そのため、想定している投資成果が得られない可能性があります。

「日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(米ドルコース)」のことを「毎月分配型(米ドルコース)」、
 「日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(円ヘッジコース)」のことを「毎月分配型(円ヘッジコース)」、
 「日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(ブラジルリアルコース)」のことを「毎月分配型(ブラジルリアルコース)」、
 「日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(南アフリカランドコース)」のことを「毎月分配型(南アフリカランドコース)」、
 「日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(トルコリラコース)」のことを「毎月分配型(トルコリラコース)」、
 「日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(メキシコペソコース)」のことを「毎月分配型(メキシコペソコース)」、
 「日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(インドネシアルピアコース)」のことを「毎月分配型(インドネシアルピアコース)」、
 「日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(インドルピーコース)」のことを「毎月分配型(インドルピーコース)」、
 「日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型(米ドルコース)」のことを「資産成長型(米ドルコース)」、
 と言うことがあります。

④ 信託金限度額

- ・ 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

2008 年 11 月 12 日

- ・ ファンドの信託契約締結、当初自己設定、運用開始

2009 年 6 月 16 日

- ・ ファンド名称変更

新名称：日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）

旧名称：日興・ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（ヘッジなし）

2014 年 4 月 16 日

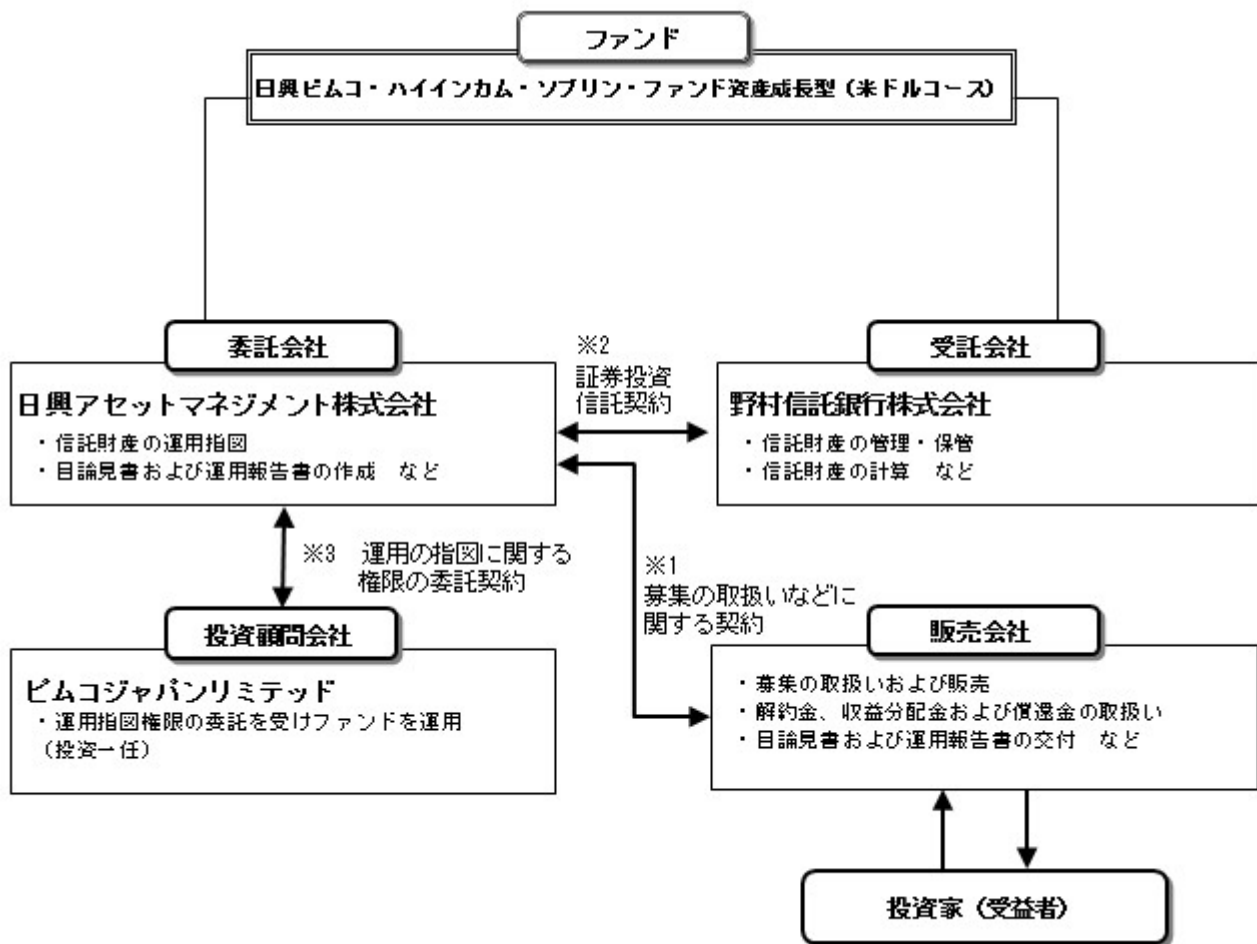
- ・ 信託期間の更新（信託終了日を 2019 年 1 月 15 日から 2024 年 1 月 15 日へ変更）

2024 年 1 月 15 日

- ・ 信託終了（償還）予定

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

※3 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



② 委託会社の概況（2023 年 7 月末現在）

1) 資本金

17,363 百万円

2) 沿革

1959 年：日興証券投資信託委託株式会社として設立

1999 年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号	192,211,000 株	97.562%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- 以下の投資信託証券に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざし運用を行ないます。
バミューダ籍円建外国投資信託
「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」
証券投資信託
「マネー・オープン・マザーファンド」
- 各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性などを勘案して決定します。
- なお、各投資信託証券への投資比率には制限を設けません。
- ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

以下の投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

バミューダ籍円建外国投資信託

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」

証券投資信託

「マネー・オープン・マザーファンド」

① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券
- 2) 金銭債権
- 3) 約束手形
- 4) 為替手形

② 主として次の外国投資信託の受益証券および次のマザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

- 1) バミューダ籍円建外国投資信託 「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」

- 2) 証券投資信託 「マネー・オープン・マザーファンド」
 - 3) 短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第 66 条第 1 号に規定する短期社債、同法第 117 条に規定する相互会社の社債、同法第 118 条に規定する特定社債および同法第 120 条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
 - 4) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
- 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
- ④ 次の取引ができます。
- 1) 資金の借入

◆投資対象とする投資信託証券の概要

<PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド> (バミューダ籍円建外国投資信託)

運用の基本方針	
基本方針	トータルリターンの最大化をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M) USD」受益証券を主要投資対象とします。
投資方針	・「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M) USD」受益証券を主要投資対象とし、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバースファイド（ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとして、これを上回る投資成果をめざしつつ、トータルリターンの最大化をめざします。 ・原則として、「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M) USD」受益証券の組入比率は高位に保ちます。ただし、投資環境などにより、組入比率を引き下げる場合もあります。 ・実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
主な投資制限	・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ・デリバティブおよび外国為替予約取引の利用は、原則としてヘッジ目的および資産の効率的な運用に資することを目的とします。
収益分配	毎月、原則として利子収入および売買益から分配を行なう方針です。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	有価証券売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用など。
その他	
投資顧問会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
管理会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
信託期間	無期限
決算日	原則として、毎年5月末日

※上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行ないます。

(ご参考)

< P I M C O エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M) U S D >

運用の基本方針	
基本方針	トータルリターンの最大化をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	・通常、主として新興国のソブリン債およびソブリン債に準ずる発行体が発行する債券に投資をします。これら債券には、米ドル建てのものも、米ドル以外の通貨建てのものも含まれます。 ・また、ファンドはこの他以下の債券などに投資します。 1. 米国以外の政府、その政府の部局またはその他の政府系機関の発行する債券 2. 国際機関の発行する債券 3. 米国の発行体および米国以外の発行体の社債およびC P 4. 政府および企業が発行するインフレ連動債 5. 仕組債 6. ディレード・ファンディング・ローンおよびリボルビング・クレジット・ファシリティ 7. 譲渡性預金、定期預金および銀行引受手形 8. 現先取引および逆現先取引 9. 州または地方の政府、政府の部局またはその他の政府系機関の発行する債券 10. 米国政府、政府機関、政府企業が発行または保証する証券
投資方針	・ J P モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバースファイド（ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとし、これを上回る投資成果をめざすとともに、トータルリターンの最大化をめざします。 ・ 外貨建資産については、原則として円に対する為替ヘッジを行ないません。
主な投資制限	・ B 格（ムーディーズ社、スタンダード&プアーズ社、フィッチ社による同等格の格付、またはこれらの格付会社による格付が無い場合でも、投資顧問会社が同等格の信用度を有すると認めたもの）未満の債券への投資は、ファンドの純資産総額の 15% まで可能とします。 ・ ファンドの平均デュレーションは、通常的环境下、ベンチマークの平均デュレーション±2 年以内とします。 ・ ファンドは、1 発行体に資産の 10% を限度として投資することができます。ただし、政府証券、政府機関証券などへの投資には制限を設けません。 ・ 原則として、ファンドの純資産総額の 95% 以上が実質米ドル資産となるように投資をします。 ・ ファンドは、オプション取引、先物取引、スワップ取引などの派生商品に投資をします。 ・ 流動性の乏しい証券への投資は、ファンドの純資産総額の 15% までとします。 ・ ファンドは、全体のポートフォリオ運用戦略の一環として、または債券価格の下落を相殺するために、空売りを行なうことができます。ただし、ファンドの純資産総額の 100% を超えないものとします。 ・ 資金の借入れの合計金額がファンドの純資産総額の 10% を超える借入残高が生じる借入れは行なわないものとします。
収益分配	毎月、原則として利子収入および売買益から分配を行なう方針です。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	有価証券売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用など。
その他	
投資顧問会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
管理会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー

信託期間	無期限
決算日	原則として、毎年5月末日

※上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行ないます。

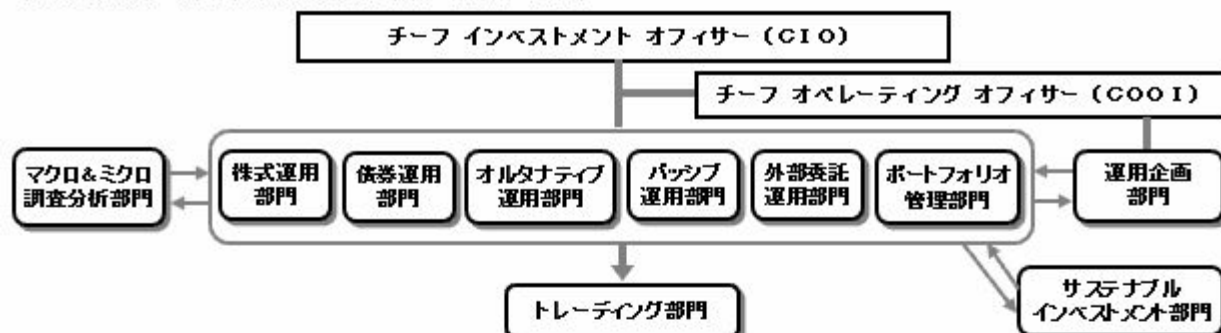
<マネー・オープン・マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	公社債への投資により、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。
主な投資対象	わが国の国債および格付の高い公社債を主要投資対象とします。
投資方針	- わが国の国債および格付の高い公社債に投資を行ない、利息等収益の確保をめざして運用を行ないます。 - ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	- 株式（新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。）への投資は行ないません。 - 外貨建資産への投資は行ないません。 - デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 - 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
信託期間	無期限（2003年3月28日設定）
決算日	毎年1月15日（休業日の場合は翌営業日）

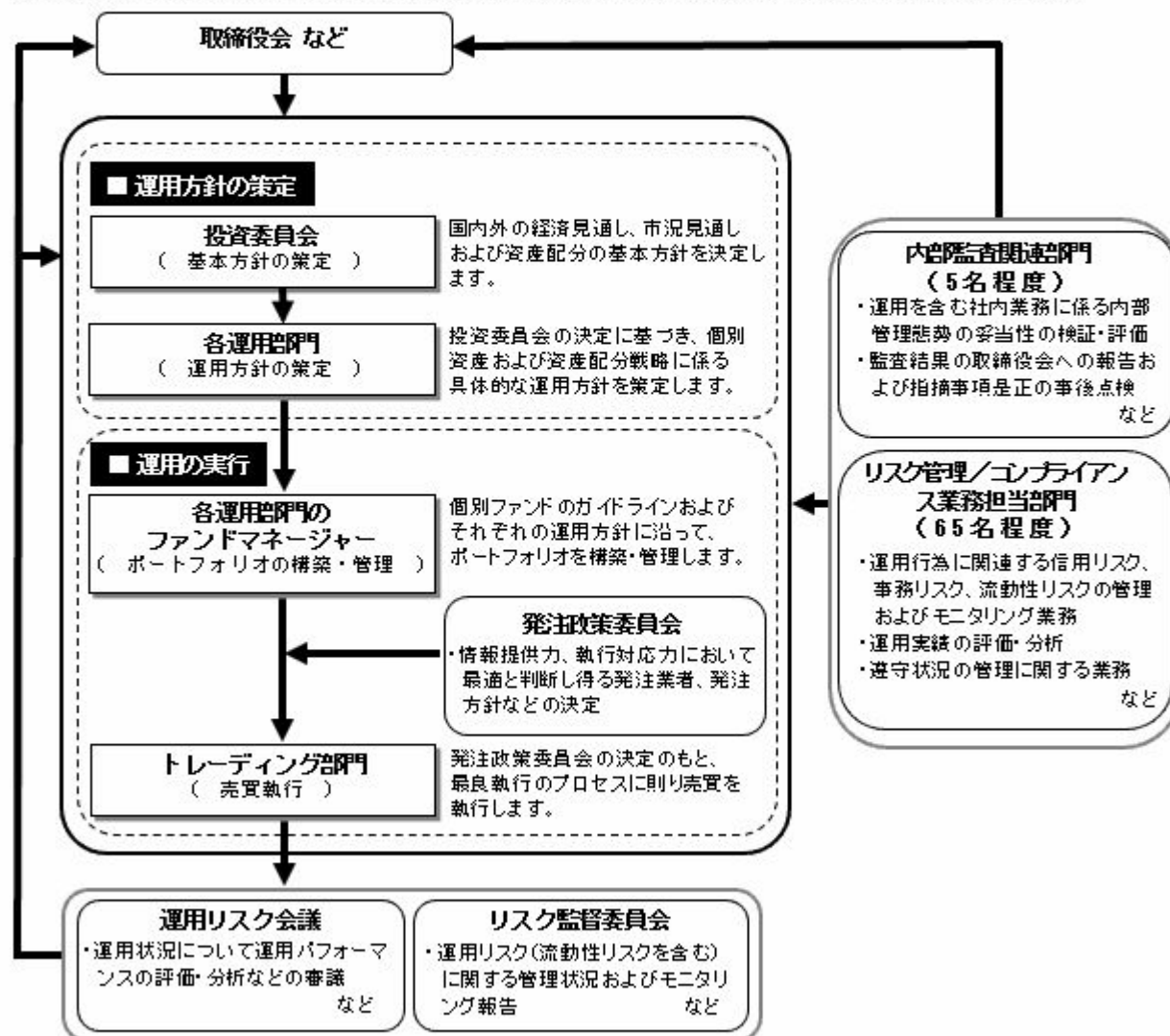
(3) 【運用体制】

<日興アセットマネジメント株式会社（委託会社）における運用体制>

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

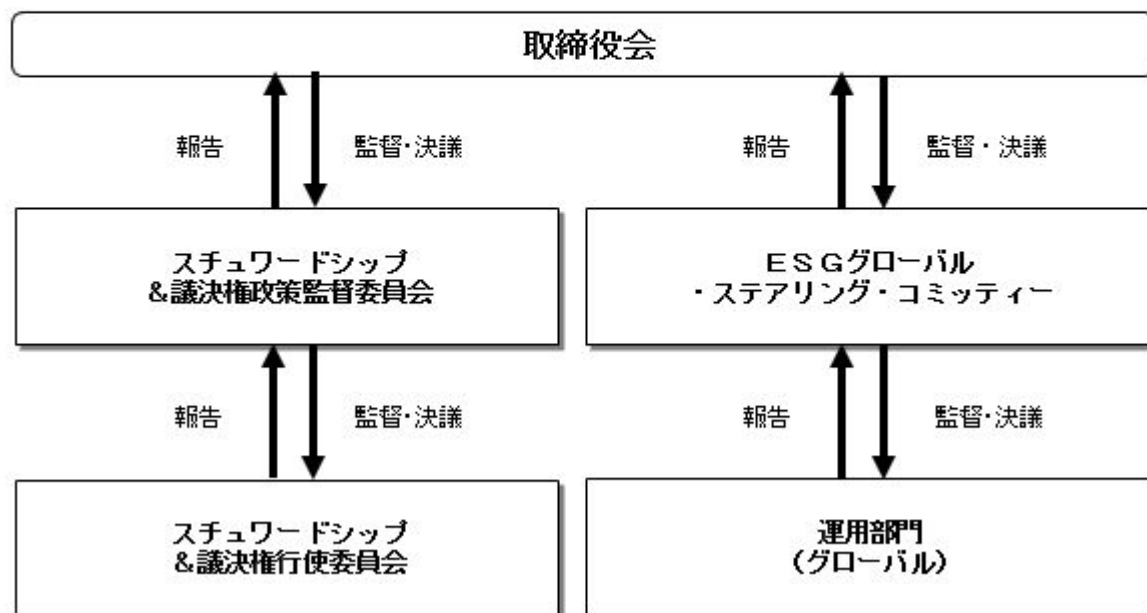
「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行なっており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

「投資顧問会社」については、投資顧問会社の管理体制およびリスク管理状況のモニタリングをリスク管理業務担当部門にて行ないます。また、外部委託運用部門では外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているなどのモニタリングを行なっています。

◆投資家としてのESG／フィデューシャリー・デューティー

ESG（環境、社会、企業統治）やフィデューシャリーは、当委託会社にとって最高位に位置する概念であるため、同原則に関連する決議、報告、議論は、当委託会社の取締役会にて行なうこととしています。

（スチュワードシップ&議決権政策監督委員会は、議長含め社外委員が過半数以上を占めるメンバーで構成されています）



※上記体制は2023年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

- ・当ファンドの運用は、委託会社である日興アセットマネジメント株式会社からファンドの運用の指図に関する権限の委託を受け、ピムコジャパンリミテッドが行ないます。ピムコジャパンリミテッドは、PIMCO（パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー）の日本における拠点です。
- ・投資対象である「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」は、PIMCOが運用します。

< PIMCOにおける運用体制 >

< 優位性を発揮するPIMCOのエマージング債券運用プロセス >

PIMCOは、魅力的な投資機会を発掘するとともに、投資対象のデフォルト・リスクの回避をめざし、以下のような運用プロセスを構築しています。

ファンダメンタルズ分析

経済および金融市場のファンダメンタルズ、社会的政治的安定度、長期的な経済成長の可能性などの分析に基づいた長期予測を行ないます。

外部環境の評価

エマージング市場が先進国の経済成長および金利動向、商品市場などから受ける影響を予測します。

マーケットのテクニカル分析

流動性、エクスポージャーの集中、レバレッジ、投資家基盤の構造を含む市場ダイナミックスの分析を行ないます。

付加価値の源泉を多様化、ポートフォリオの最適化を行ないます。

※上記は 2022 年 12 月末現在のものです。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行います。

② 収益分配金の支払い

＜分配金再投資コース＞

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

＜分配金受取りコース＞

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

(5) 【投資制限】

① 約款に定める投資制限

1) 前記「投資対象」の投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

2) 有価証券先物取引等のデリバティブ取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。

3) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

4) 外貨建資産への直接投資は行ないません。

5) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て（解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。

イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

ロ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

ハ) 借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内

ニ) 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

ホ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

6) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3 【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。基準価額変動リスクの大きいファンドですので、お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

- ・投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク

- ・一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。
- ・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。

② 流動性リスク

- ・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- ・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

③ 信用リスク

- ・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- ・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて利回りが高い反面、価格変動が大きく、デフォルトが生じるリスクが高まる場合があります。
- ・格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。
- ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

④ 為替変動リスク

投資対象とする外国投資信託の組入資産については、原則として為替ヘッジを行なわないため、米ドルの対円での為替変動の影響を受けます。一般に外国為替相場が米ドルに対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

⑤ カントリー・リスク

- ・投資対象国における非常事態など（金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
- ・一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。
- ・ファンドの投資対象資産が上場または取引されている諸国の税制は各国によって異なります。また、それらの諸国における税制が一方的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることもあります。以上のような要因は、ファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

<その他の留意事項>

・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

- ・投資対象とする投資信託証券に関する事項
 - ◇諸事情により、投資対象とする投資信託証券にかかる投資や換金ができない場合があります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができなくなる場合があります。また、一時的にファンドの取得・換金ができなくなることもあります。
 - ◇ファンドが投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを含みます。）と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴う資金流出入などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ・解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項

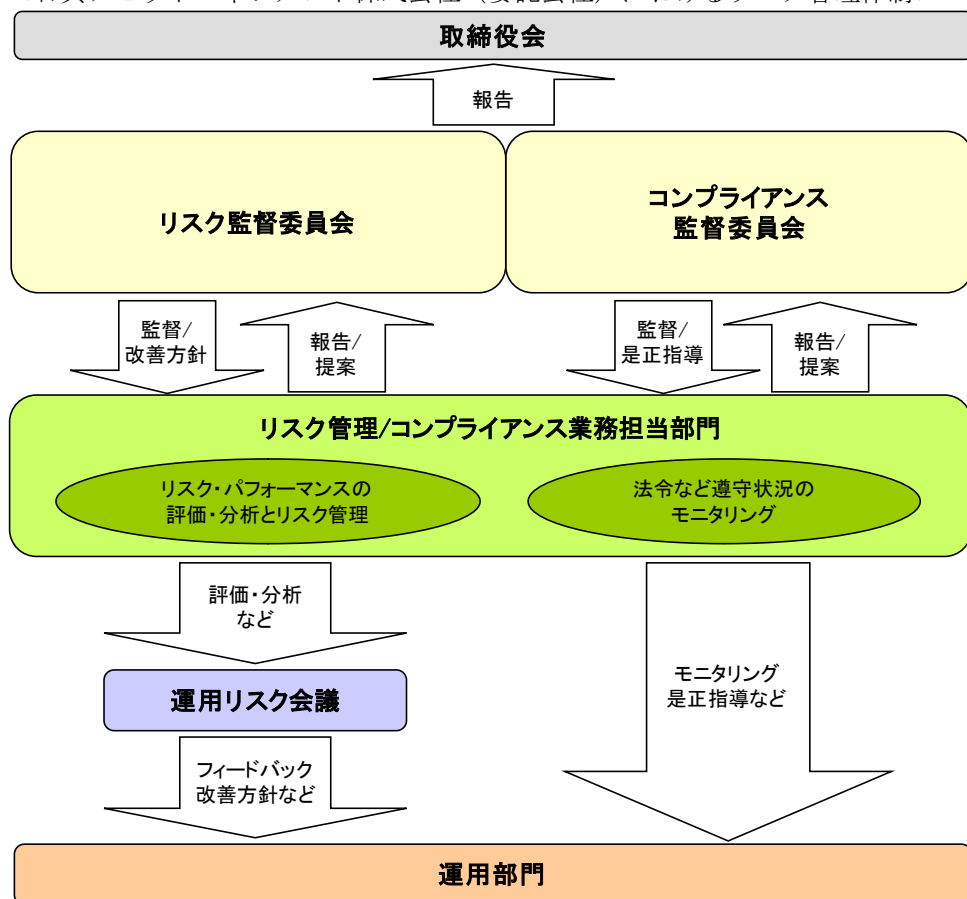
一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。
- ・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項

ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があります。
- ・運用制限や規制上の制限に関する事項

関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社もしくは運用委託先またはこれらの関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社もしくは運用委託先またはこれらの関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。
- ・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

＜日興アセットマネジメント株式会社（委託会社）におけるリスク管理体制＞



当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理／コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク（流動性リスクを含む）、市場リスク、カウンターパーティーリスク、オペレーショナルリスク（事務リスクを含む）など）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

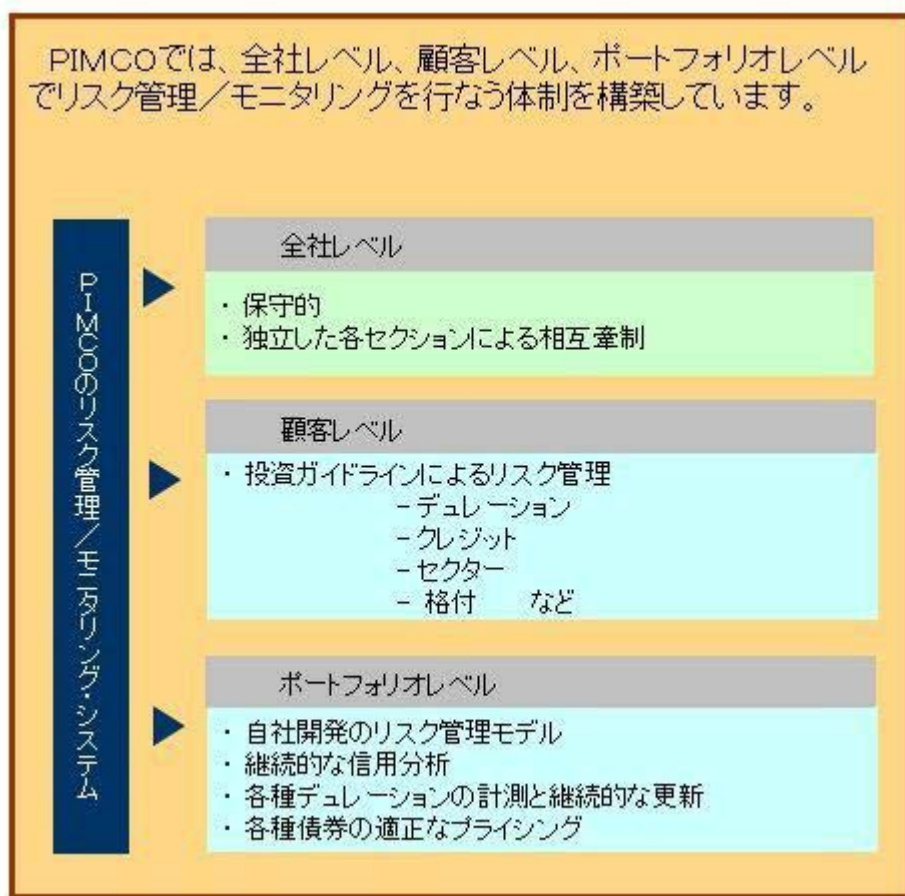
ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行います。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行われるなど、適切に管理・監督を行います。

-28-

< P I M C Oにおけるリスク管理体制>

ポートフォリオのリスク管理体制について、P I M C Oは、お客様のポートフォリオ運用において実効性のある管理を行なうためには、異なる機能を有するセクションが相互牽制を働かせ、多面的なリスク管理、モニタリングを行なうことが不可欠であると考えています。全てのポートフォリオと全ての取引はポートフォリオ・マネジメント、アカウント・マネジメント、コンプライアンス／リーガルの3つの独立した部門が互いに牽制しあう形で監視することにより、システムの信頼性を保っています。



※上記は 2022 年 12 月末現在のものです。

(参考情報)

資産成長型(米ドルコース)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	3.8%	6.3%	14.6%	5.5%	-0.5%	2.8%	2.7%
最大値	20.1%	42.1%	59.8%	62.7%	5.4%	7.9%	21.5%
最小値	-9.9%	-16.0%	-12.4%	-19.4%	-5.5%	-6.1%	-9.4%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2018年8月から2023年7月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
 ※分配金再投資基準価額は、2018年8月末の基準価額を起点として指数化しています。
 ※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株 …… TOPIX(東証株価指数)配当込み

先進国株 …… MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

新興国株 …… MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債 …… NOMURA-BPI国債

先進国債 …… FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債 …… JPモルガンGBI-EMグローバルディバースファイド(円ヘッジなし、円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

TOPIX（東証株価指数）配当込み

当指数は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は株式会社 J P X 総研または株式会社 J P X 総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）

当指数は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

当指数は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

NOMURA-BPI 国債

当指数は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（以下「NFRC」）が公表している指数で、その知的財産権は NFRC に帰属します。なお、NFRC は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる日興アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

当指数は、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。当指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。

JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド（円ヘッジなし、円ベース）

当指数は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）につきましては、販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜3%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
- ・販売会社によっては、償還乗換、乗換優遇の適用を受けることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

(2) 【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額
ありません。

(3) 【信託報酬等】

- ① 信託報酬
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年 1.76%（税抜 1.6%）の率を乗じて得た額とします。
- ② 信託報酬の配分
信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

販売会社毎の純資産総額	信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
100 億円以下の部分	1.60%	0.87%	0.70%	0.03%
100 億円超 300 億円以下の部分		0.82%	0.75%	
300 億円超 1,000 億円以下の部分		0.77%	0.80%	
1,000 億円超の部分		0.72%	0.85%	

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

※投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける信託報酬の中から支払います。

- ③ 支払時期
信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4) 【その他の手数料等】

以下の諸費用およびそれに付随する消費税等相当額について、委託会社は、その支払いをファンドのために行

ない、ファンドの日々の純資産総額に対して年率 0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限として、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。(以下「実費方式」といいます。) また、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、見積額に基づいて見積率を算出し、かかる見積率を信託財産の純資産総額に乗じて得た額をかかるとする諸費用の合計額とみなして、信託財産から支弁を受けることができます。(以下「見積方式」といいます。) ただし、委託会社は、信託財産の規模などを考慮して、信託の設定時または期中に、かかる諸費用の見積率を見直し、年率 0.1%を上限として、これを変更することができます。委託会社は、実費方式または見積方式のいずれを用いるかについて、信託期間を通じて随時、見直すことができます。これら諸費用は、委託会社が定めた時期に、信託財産から支払います。

- ① 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用。
- ② 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用。
- ③ 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
- ④ 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
- ⑤ 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
- ⑥ ファンドの受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用。
- ⑦ 格付の取得に要する費用。
- ⑧ ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用。

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

- ① 組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

<投資対象とする投資信託証券に係る費用>

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」

- ・有価証券売買時の売買委託手数料
- ・先物・オプション取引に要する費用 など

「マネー・オープン・マザーファンド」

- ・組入る有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・信託財産に関する租税 など

※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。

*売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度（NISA）の適用対象です。

※2024 年 1 月 1 日以降、公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA の適用対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方

税 5 %) の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5 %）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニア NISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※2024 年 1 月 1 日以降、NISA をご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となり、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1 口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

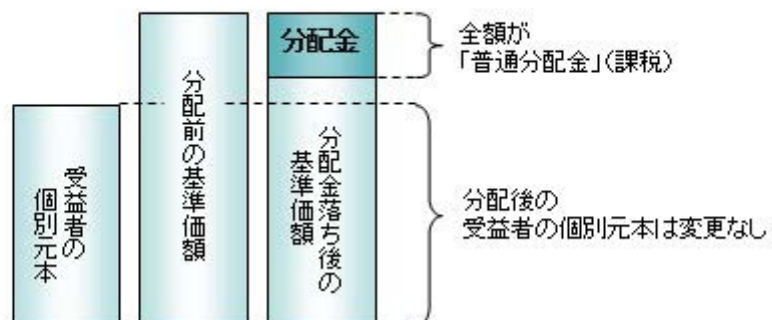
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の 1 口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の 1 口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

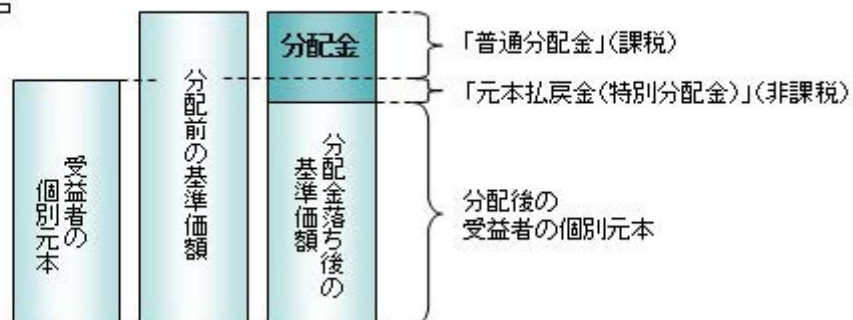
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は 2023 年 10 月 16 日現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）】

以下の運用状況は 2023 年 7 月 31 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	バミューダ	1,180,827,720	97.61
親投資信託受益証券	日本	1,216,086	0.10
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	27,710,048	2.29
合計（純資産総額）		1,209,753,854	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
バミューダ	投資信託受益証券	PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド	268,920	4,003.59	1,076,645,422	4,391	1,180,827,720	97.61
日本	親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	1,197,761	1.0153	1,216,087	1.0153	1,216,086	0.10

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	97.61
親投資信託受益証券	0.10
合 計	97.71

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第6計算期間末（2014年1月15日）	608	610	1.8039	1.8109
第7計算期間末（2015年1月15日）	983	986	2.0355	2.0425
第8計算期間末（2016年1月15日）	792	795	1.9241	1.9311
第9計算期間末（2017年1月16日）	709	711	2.1739	2.1809
第10計算期間末（2018年1月15日）	771	773	2.3005	2.3075
第11計算期間末（2019年1月15日）	1,016	1,019	2.1709	2.1779
第12計算期間末（2020年1月15日）	1,568	1,572	2.4891	2.4961
第13計算期間末（2021年1月15日）	1,476	1,477	2.4235	2.4260
第14計算期間末（2022年1月17日）	1,369	1,371	2.5447	2.5472
第15計算期間末（2023年1月16日）	1,153	1,154	2.5164	2.5189
2022年7月末日	1,252	—	2.5328	—
8月末日	1,285	—	2.6339	—
9月末日	1,249	—	2.5671	—
10月末日	1,233	—	2.6082	—
11月末日	1,214	—	2.6171	—
12月末日	1,174	—	2.5493	—
2023年1月末日	1,177	—	2.5794	—
2月末日	1,188	—	2.6290	—
3月末日	1,154	—	2.5696	—
4月末日	1,160	—	2.6013	—
5月末日	1,191	—	2.6963	—
6月末日	1,232	—	2.8472	—
7月末日	1,209	—	2.8129	—

② 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第6期	2013年1月16日～2014年1月15日	0.0070
第7期	2014年1月16日～2015年1月15日	0.0070
第8期	2015年1月16日～2016年1月15日	0.0070
第9期	2016年1月16日～2017年1月16日	0.0070
第10期	2017年1月17日～2018年1月15日	0.0070
第11期	2018年1月16日～2019年1月15日	0.0070

第12期	2019年1月16日～2020年1月15日	0.0070
第13期	2020年1月16日～2021年1月15日	0.0025
第14期	2021年1月16日～2022年1月17日	0.0025
第15期	2022年1月18日～2023年1月16日	0.0025
当中間期	2023年1月17日～2023年7月16日	—

③【収益率の推移】

期	期間	収益率 (%)
第6期	2013年1月16日～2014年1月15日	9.38
第7期	2014年1月16日～2015年1月15日	13.23
第8期	2015年1月16日～2016年1月15日	△5.13
第9期	2016年1月16日～2017年1月16日	13.35
第10期	2017年1月17日～2018年1月15日	6.15
第11期	2018年1月16日～2019年1月15日	△5.33
第12期	2019年1月16日～2020年1月15日	14.98
第13期	2020年1月16日～2021年1月15日	△2.54
第14期	2021年1月16日～2022年1月17日	5.10
第15期	2022年1月18日～2023年1月16日	△1.01
当中間期	2023年1月17日～2023年7月16日	9.94

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第6期	2013年1月16日～2014年1月15日	450,072,145	220,441,681
第7期	2014年1月16日～2015年1月15日	362,447,028	216,770,270
第8期	2015年1月16日～2016年1月15日	157,563,060	228,771,498
第9期	2016年1月16日～2017年1月16日	24,309,903	109,656,415
第10期	2017年1月17日～2018年1月15日	66,229,048	57,336,842
第11期	2018年1月16日～2019年1月15日	155,651,946	22,800,832
第12期	2019年1月16日～2020年1月15日	247,700,712	85,831,390
第13期	2020年1月16日～2021年1月15日	70,551,204	91,419,141
第14期	2021年1月16日～2022年1月17日	38,972,365	109,864,422
第15期	2022年1月18日～2023年1月16日	49,860,784	129,645,764
当中間期	2023年1月17日～2023年7月16日	24,361,615	51,406,281

(参考)

マネー・オープン・マザーファンド

以下の運用状況は 2023 年 7 月 31 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	311,710,639	100.00
合計（純資産総額）		311,710,639	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

該当事項はありません。

ロ. 種類別の投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

運用実績(資産成長型(米ドルコース))

2023年7月31日現在

基準価額・純資産の推移



基準価額……………28,129円

純資産総額……………12.09億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2013年7月末の基準価額を起点として指数化しています。
※分配金再投資基準価額は当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものである点にご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2019年1月	2020年1月	2021年1月	2022年1月	2023年1月	設定来累計
70円	70円	25円	25円	25円	845円

主要な資産の状況

＜資産別構成比率＞

PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド	97.6%
マネー・オープン・マザー・ファンド	0.1%
現金その他	2.3%

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」の状況

＜債券ポートフォリオの概況＞

債券比率	77%
現金その他	23%
組入銘柄数	511
平均デュレーション	6.48年
平均最終利回り	8.20%
平均格付	BBB-

＜国別投資比率(上位10カ国)＞

	国	比率
1	サウジアラビア	5.5%
2	南アフリカ	4.1%
3	ドミニカ	4.0%
4	メキシコ	3.8%
5	ペルー	3.3%
6	ブラジル	3.0%
7	チリ	2.9%
8	ナイジェリア	2.8%
9	コロンビア	2.6%
10	トルコ	2.6%

＜通貨別構成比率＞

	通貨	比率
1	米ドル	99%
2	その他	1%

※債券比率には債券とその他の金融商品が含まれます。

※「国別投資比率」「通貨別構成比率」は、純資産総額に対する比率です。

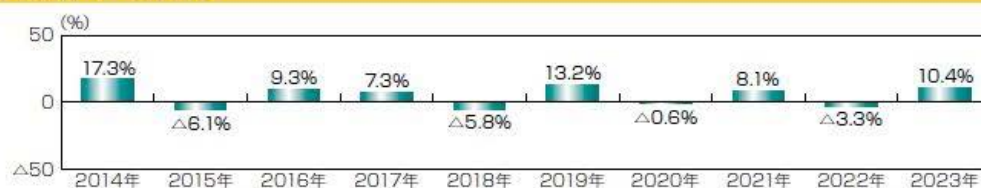
※格付は、S&P社、ムーディーズ社のものを原則としており、格付会社により格付が異なる場合は、高い方を採用しております。

※平均格付とは、データ基準日時点で当外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加平均したものであり、当外国投資信託に係る信用格付ではありません。

※「国別投資比率」は実質的に属する国に分類しています。

※上記は、PIMCOより提供された情報です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※当ファンドには、ベンチマークはありません。

※2023年は、2023年7月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

※当ファンドは、2024年1月15日をもって信託期間が終了いたします。

(1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

(3) スイッチング

・スイッチングとは、保有しているファンドを売却し、その売却代金をもって他のファンドを取得することで、売却するファンドと取得するファンドを同時に申込みいただきます。

・申込みの際に、スイッチングの旨をご指示ください。

・以下のファンド間でスイッチングを行なうことができます。

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）

※毎月分配型（南アフリカランドコース、メキシコペソコース、インドネシアルピアコース、インドルピーコース）および資産成長型（米ドルコース）は、2024年1月15日をもって信託期間が終了いたします。それに伴い、2024年1月11日以降、取得の申込みは受付停止とさせていただきます。

※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合や全部または一部のファンド間でスイッチングが行なえない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※スイッチング対象ファンドの一方のファンドに関して、委託会社が約款に定める事由に該当したと判断したことにより、取得の申込み・解約請求の受付を中止、もしくは、既に受け付けた取得の申込み・解約請求の受付を取り消した場合には、もう一方のスイッチング対象ファンドに関しても、当該ファンドについて約款に定める中止・取消事由が生じているか否かにかかわらず、原則として、スイッチングによる取得の申込み・解約請求の受付を中止、もしくは、既に受け付けたスイッチングによる取得の申込み・解約請求の受付を取り消します。

※投資成果に大きく影響しますので、スイッチングは、十分ご検討の上、慎重にご判断ください。

※仮に、受益者がスイッチングによらず、一方のファンドの取得の申込み、および、他方のファンドの解約請求を個別に行なった場合には、中止・取消事由が生じたファンドに関しては、取得の申込み・解約請求の受付を中止、もしくは、既に受け付けた取得の申込み・解約請求の受付を取り消しますが、中止・取消事由が生じていないもう一方のファンドに関しては、取得の申込み・解約請求の受付を、通常通り取り扱います。

(4) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(5) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(6) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、取得の申込み（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

(8) 申込単位

販売会社の照会先にお問い合わせください。

(9) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(10) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所[※]における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込み（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

- ・委託会社は、当ファンドのスイッチング元となる以下のファンド（当ファンドを除きます。）が解約請求の実行を停止した場合で、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約請求の実行の停止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に当該スイッチングの申込みを受け付けたものとして取り扱います。

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）

※毎月分配型（南アフリカランドコース、メキシコペソコース、インドネシアルピアコース、インドルピーコース）および資産成長型（米ドルコース）は、2024年1月15日をもって信託期間が終了いたします。それに伴い、2024年1月11日以降、取得の申込みは受付停止とさせていただきます。

(11) 償還乗換

- ・受益者は、証券投資信託の償還金額（手取額）の範囲内（単位型証券投資信託については、償還金額（手取額）とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数に係る申込手数料を徴収されない措置の適用を受けることができる場合があります。この償還乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求められることがあります。

(12) 乗換優遇

受益者は、信託期間終了日の1年前以内などの一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行なった販売会社において、取得申込みをする場合の手数料率が割引となる措置の適用を受けることができます。この乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

※当ファンドは、2024年1月15日をもって信託期間が終了いたします。

<解約請求による換金>

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の扱いとなります。

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日

- ・解約請求日から解約代金の支払開始日までの間（解約請求日および解約代金の支払開始日を除きます。）の全ての日がニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合

(4) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などにに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

1口単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

- ・委託会社は、当ファンドのスイッチング先となる以下のファンド（当ファンドを除きます。）が取得の申込みの受付を行なわない措置を取ったときは、原則として当該スイッチングの受付を停止します。スイッチングの受付を停止した場合には、受益者は当該受付停止当日およびその前営業日のスイッチングの申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのスイッチングの申込みを撤回しない場合には、当該受付停止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）にスイッチングを受け付けたものとして取り扱います。

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）

※毎月分配型（南アフリカランドコース、メキシコペソコース、インドネシアルピアコース、インドルピーコース）および資産成長型（米ドルコース）は、2024年1月15日をもって信託期間が終了いたします。それに伴ない、2024年1月11日以降、取得の申込みは受付停止とさせていただきます。

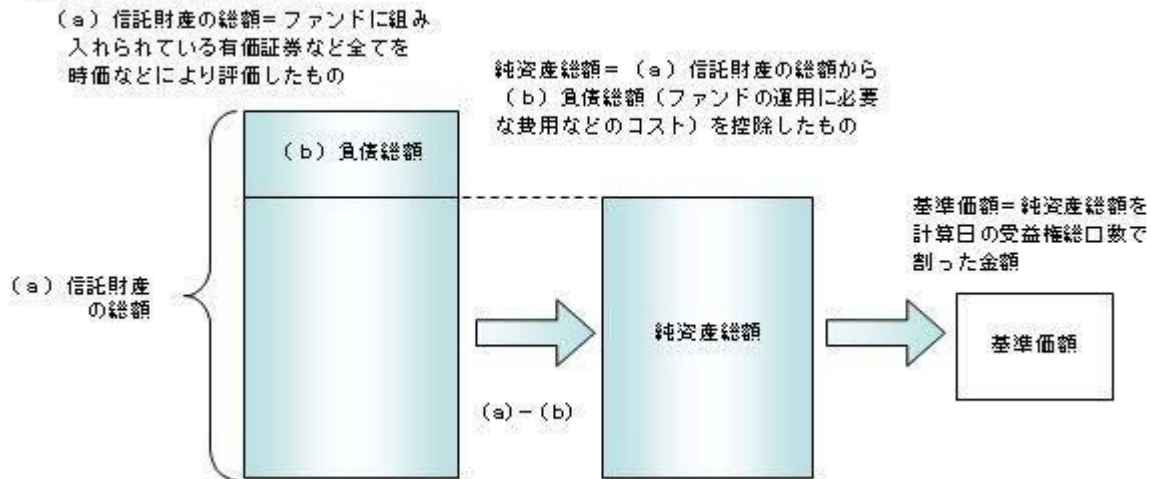
3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・ 信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

◇投資信託証券（国内籍）

原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇投資信託証券（外国籍）

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2024 年 1 月 15 日までとします（2008 年 11 月 12 日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年 1 月 16 日から翌年 1 月 15 日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 受益者の解約により純資産総額が 10 億円を下回ることとなった場合
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還

させます。

イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合

ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）

ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。

・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

③ 信託約款の変更など

1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。

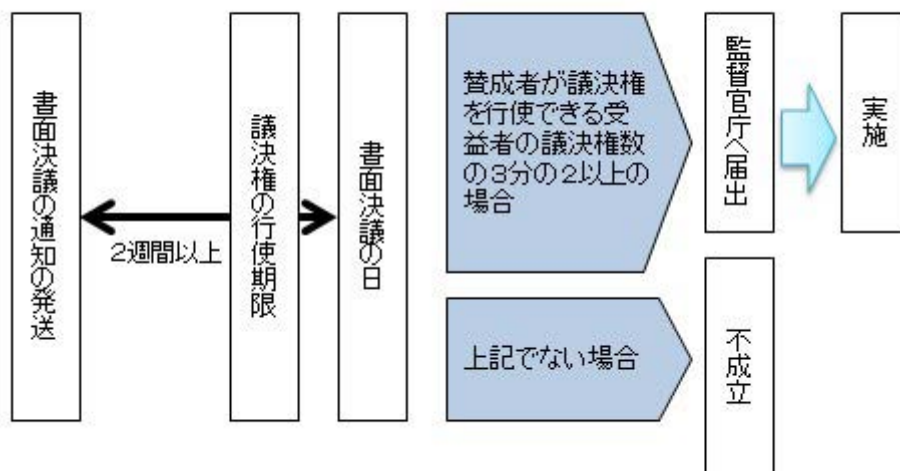
3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。

5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができするため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

<書面決議の主な流れ>



⑤ 公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済

新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

- ・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

⑦ 関係法人との契約について

- ・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ・投資顧問会社との運用の指図に関する権限の委託契約は、当ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期計算期間(2022年1月18日から2023年1月16日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年4月5日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 辻村 和之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 榎原 康太
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）の2022年1月18日から2023年1月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）の2023年1月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、日興アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 14 期 2022 年 1 月 17 日現在	第 15 期 2023 年 1 月 16 日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	58,285,790	43,440,667
投資信託受益証券	1,334,936,420	1,122,091,320
親投資信託受益証券	1,410,504	1,207,364
流動資産合計	1,394,632,714	1,166,739,351
資産合計	1,394,632,714	1,166,739,351
負債の部		
流動負債		
未払金	10,016,176	-
未払収益分配金	1,345,622	1,146,160
未払解約金	41,374	56,109
未払受託者報酬	235,150	207,075
未払委託者報酬	12,309,100	10,839,982
未払利息	31	27
その他未払費用	978,742	794,044
流動負債合計	24,926,195	13,043,397
負債合計	24,926,195	13,043,397
純資産の部		
元本等		
元本	538,248,999	458,464,019
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	831,457,520	695,231,935
（分配準備積立金）	386,588,465	338,737,175
元本等合計	1,369,706,519	1,153,695,954
純資産合計	1,369,706,519	1,153,695,954
負債純資産合計	1,394,632,714	1,166,739,351

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 14 期 自 2021 年 1 月 16 日 至 2022 年 1 月 17 日	第 15 期 自 2022 年 1 月 18 日 至 2023 年 1 月 16 日
営業収益		
受取配当金	76,287,380	70,915,720
有価証券売買等損益	22,255,425	△63,553,620
営業収益合計	98,542,805	7,362,100
営業費用		
支払利息	5,308	10,439
受託者報酬	469,851	417,109
委託者報酬	24,594,977	21,834,658
その他費用	1,009,982	821,999
営業費用合計	26,080,118	23,084,205
営業利益又は営業損失 (△)	72,462,687	△15,722,105
経常利益又は経常損失 (△)	72,462,687	△15,722,105
当期純利益又は当期純損失 (△)	72,462,687	△15,722,105
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	12,382,779	△1,260,711
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	867,139,434	831,457,520
剰余金増加額又は欠損金減少額	62,162,752	79,854,487
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	62,162,752	79,854,487
剰余金減少額又は欠損金増加額	156,578,952	200,472,518
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	156,578,952	200,472,518
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	1,345,622	1,146,160
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	831,457,520	695,231,935

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年1月16日から翌年1月15日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当計算期間は2022年1月18日から2023年1月16日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	第14期 2022年1月17日現在	第15期 2023年1月16日現在
1. 期首元本額	609,141,056円	538,248,999円
期中追加設定元本額	38,972,365円	49,860,784円
期中一部解約元本額	109,864,422円	129,645,764円
2. 受益権の総数	538,248,999口	458,464,019口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第14期 自2021年1月16日 至2022年1月17日	第15期 自2022年1月18日 至2023年1月16日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 10,182,436円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 9,039,625円
2. 分配金の計算過程	2. 分配金の計算過程
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 50,949,686円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 42,414,651円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益 0円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益 0円
C 信託約款に定める収益調整金 1,019,103,751円	C 信託約款に定める収益調整金 902,153,745円
D 信託約款に定める分配準備積立 金 336,984,401円	D 信託約款に定める分配準備積立 金 297,468,684円
E 分配対象収益 (A+B+C+D) 1,407,037,838円	E 分配対象収益 (A+B+C+D) 1,242,037,080円
F 分配対象収益(1万口当たり) 26,141円	F 分配対象収益(1万口当たり) 27,091円
G 分配金額 1,345,622円	G 分配金額 1,146,160円
H 分配金額(1万口当たり) 25円	H 分配金額(1万口当たり) 25円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	第14期 自2021年1月16日 至2022年1月17日	第15期 自2022年1月18日 至2023年1月16日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資	同左

	するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

	第 14 期 2022 年 1 月 17 日現在	第 15 期 2023 年 1 月 16 日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

第 14 期 (2022 年 1 月 17 日現在)

売買目的有価証券

(単位 : 円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	15,311,535
親投資信託受益証券	277
合計	15,311,812

第 15 期 (2023 年 1 月 16 日現在)

売買目的有価証券

(単位 : 円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△57,144,311
親投資信託受益証券	△1
合計	△57,144,312

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

第 14 期	第 15 期
--------	--------

2022 年 1 月 17 日現在		2023 年 1 月 16 日現在	
1 口当たり純資産額	2. 5447 円	1 口当たり純資産額	2. 5164 円
(1 万口当たり純資産額)	(25, 447 円)	(1 万口当たり純資産額)	(25, 164 円)

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド	281,085	1,122,091,320	
投資信託受益証券 合計		281,085	1,122,091,320	
親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	1,188,936	1,207,364	
親投資信託受益証券 合計		1,188,936	1,207,364	
合計		1,470,021	1,123,298,684	

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

当ファンドは、「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同投資信託です。なお、同投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

また、当ファンドは、「マネー・オープン・マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド

同投資信託はバミューダ籍のオープン・エンド契約型円建外国投資信託であります。同投資信託は、計算期間（2021 年 6 月 1 日から 2022 年 5 月 31 日まで）が終了し、現地において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成され、独立の監査人による監査を受けております。

同投資信託の「資産・負債計算書」、「損益計算書」およびそれに続く「純資産変動計算書」などは、委託会社が同投資信託の投資顧問会社から入手した 2022 年 5 月 31 日現在の財務書類の原文の一部を翻訳したものであります。

資産・負債計算書

2022 年 5 月 31 日現在

(金額単位：受益証券 1 口当たり金額を除き、千米ドル)

P I M C O エ
マーキング・
マーケット・
ボンド・ファ
ンド

P I M C O エ
マーキング・
マーケット・
ボンド・ファ
ンド (M)

資産：

投資（公正価値）

投資有価証券*	\$	477	\$	259, 528
親投資信託受益証券		119, 557		0
金融デリバティブ商品				
上場または中央清算		0		265
店頭		0		1, 854
現金		0		0
取引相手先預け金		0		1, 216
外貨（公正価値）		0		270
投資売却に係る未収金		0		2, 217
TBA 投資売却に係る未収金		0		3, 524
未収利息・配当金		0		3, 221
その他の資産		0		22
		120, 034		272, 117

負債：

借入およびその他の金融取引

リバースレポ契約に係る未払金	\$	0	\$	5, 754
空売りに係る未払金		0		170
金融デリバティブ商品				
上場または中央清算		0		286
店頭		0		2, 605
投資購入に係る未払金		0		2, 129
TBA 投資購入に係る未払金		0		7, 408
未払利息		0		7
未実行ローン・コミットメントに係る未払金		0		1, 518
取引相手先からの預かり金		0		901
ファンド受益証券買戻に係る未払金		0		0
未払運用報酬		0		0
		0		20, 778

純資産	\$	120, 034	\$	251, 339
投資有価証券（原価）	\$	477	\$	327, 283
親投資信託受益証券（原価）	\$	112, 014	\$	0
保有外国通貨（原価）	\$	0	\$	261
売建に係る受取金	\$	0	\$	170
金融デリバティブ商品の取得原価またはプレミアム（純額）	\$	0	\$	(11)
* 内レポ契約	\$	0	\$	0

純資産：	\$	120, 034		N/A
米ドル		N/A	\$	251, 339
発行済受益証券数：		3, 703		N/A
米ドル		N/A		15, 486
受益証券 1 口当たりの純資産価額および買戻価格：				
（機能通貨表示）	\$	32. 41		N/A
（純資産価額報告通貨表示）	¥	4, 170		N/A

米ドル

(機能通貨表示)

N/A \$

16.23

残高ゼロには、実際の金額を四捨五入した結果千未満となったケースが含まれている。

損益計算書

2022 年 5 月 31 日に終了した会計年度

	P I M C O エ マーキング・ マーケット・ ボンド・ファ ンド		P I M C O エ マーキング・ マーケット・ ボンド・ファ ンド (M)	
(金額単位：千米ドル)				
投資収益：				
受取利息(外国源泉税控除後*)	\$	0	\$	18,848
収益合計		0		18,848
費用：				
運用報酬		0		0
支払利息		0		44
その他費用		0		0
費用合計		0		44
投資純利益		0		18,804
実現純利益（損失）：				
投資有価証券		0		(1,860)
親投資信託受益証券		9,191		0
上場または中央清算金融デリバティブ商品		0		1,010
店頭金融デリバティブ商品		(9)		4,446
外貨		9		(772)
実現純利益（損失）		9,191		2,824
未実現評価益（評価損）の純変動額：				
投資有価証券		0		(63,263)
親投資信託受益証券		(28,754)		0
上場または中央清算金融デリバティブ商品		0		(485)
店頭金融デリバティブ商品		0		(1,084)
外貨建資産および負債		0		382
未実現評価損の純変動額		(28,754)		(64,450)
純損失		(19,563)		(61,626)
運用による純資産の純減少額	\$	(19,563)	\$	(42,822)
* 外国源泉税	\$	0	\$	51

残高ゼロには、実際の金額を四捨五入した結果千未満となったケースが含まれている。

純資産変動計算書

2022 年 5 月 31 日に終了した会計年度

	P I M C O エ マーキング・ マーケット・ ボンド・ファ ンド	P I M C O エ マーキング・ マーケット・ ボンド・ファ ンド (M)
(金額単位：千米ドル)		
純資産の増加（減少）の内訳：		
運用：		
投資純利益	\$ 0	\$ 18,804
実現純利益（損失）	9,191	2,824
未実現評価損の純変動額	(28,754)	(64,450)
運用による純減少額	(19,563)	(42,822)
受益者への分配金：		
分配金合計	(8,076)	N/A
ファンド受益証券取引：		
ファンド受益証券取引による純（減少額）＊	(13,414)	(115,676)
純資産の（減少額）合計	(41,053)	(158,498)
純資産：		
期首残高	161,087	409,837
期末残高	\$ 120,034	\$ 251,339

残高ゼロには、実際の金額を四捨五入した結果千未満となったケースが含まれている。

＊ 財務書類に対する注記の注 12 を参照のこと。

添付の注記参照

投資明細表

PIMCOエマージング・マーケット・ボンド・ファンド

(金額は千単位*、ただし株式、契約、受益証券およびオンス (もしあれば) の数を除く)

2022 年 5 月 31 日現在

	元本金額 (単位：千)	評価額 (単位：千)
投資有価証券 0.4%		
短期金融商品 0.4%		
定期預金 0.4%		
Australia and New Zealand Banking Group Ltd. 0.400% due 06/01/2022	\$ 8	\$ 8
Bank of Nova Scotia 0.400% due 06/01/2022	111	111
BNP Paribas Bank 0.400% due 06/01/2022	9	9
Citibank N.A. 0.400% due 06/01/2022	57	57
DBS Bank Ltd. 0.400% due 06/01/2022	114	114
JPMorgan Chase Bank N.A. 0.400% due 06/01/2022	114	114
Royal Bank of Canada 0.400% due 06/01/2022	2	2
Sumitomo Mitsui Banking Corp. 0.400% due 06/01/2022	4	4
Sumitomo Mitsui Trust Bank Ltd. 0.400% due 06/01/2022	58	58
		<u>477</u>
短期金融商品合計 (取得原価 \$ 477)		<u>477</u>
投資有価証券合計 (取得原価 \$ 477)		<u>477</u>
	口数 (単位：千)	
親投資信託受益証券 99.6%		
その他の投資会社(a) 99.6%		
PIMCO Emerging Markets Bond Fund (M) (取得原価 \$ 112,014)	7,367	119,557
親投資信託受益証券合計 (取得原価 \$ 112,014)		<u>119,557</u>
投資合計 100.0%		
(取得原価 \$ 112,491)	\$	120,034
純資産 100.0%	\$	<u>120,034</u>

投資明細表に対する注記：

* 残高ゼロには、実際の金額を四捨五入した結果千未満となったケースが含まれている。

(a) 米ドルクラス受益証券

金融デリバティブ商品の公正価値

損益計算書に対する金融デリバティブ商品の影響（2022 年 5 月 31 日に終了した会計年度）：

	ヘッジ商品として計上されていないデリバティブ					合計
	コモディティ契約	クレジット契約	エクイティ契約	外国為替契約	金利契約	
金融デリバティブ商品に係る実現純利益（損失）						
店頭						
外国為替先渡契約	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (9)	\$ 0	\$ (9)

公正価値の測定

以下は、ファンドの資産と負債を評価するために使用された 2022 年 5 月 31 日現在の情報に基づいた公正価値の要約である。

カテゴリー	レベル 1	レベル 2	レベル 3	公正価値 (2022 年 5 月 31 日現在)
投資有価証券（公正価値）				
短期金融商品	\$ 0	\$ 477	\$ 0	\$ 477
親投資信託受益証券（公正価値）				
その他の投資会社	119,557	0	0	119,557
投資合計	\$ 119,557	\$ 477	\$ 0	\$ 120,034

2022 年 5 月 31 日に終了した年度においてレベル 3 で重要な移動はなかった。

添付の注記参照

投資明細表

PIMCOエマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M)

(金額は千単位*、ただし株式、契約、受益証券およびオンス (もしあれば) の数を除く)

2022 年 5 月 31 日現在

元本金額
(単位：千)

評価額
(単位：千)

投資有価証券 103.3%

アンゴラ 0.9%

ソブリン債 0.9%

Angolan Government International Bond

8.000% due 11/26/2029	\$	200	\$	187
8.250% due 05/09/2028		500		483
8.750% due 04/14/2032		500		474
9.125% due 11/26/2049		600		528
9.375% due 05/08/2048		800		718

アンゴラ合計

2,390

(取得原価 \$ 2,462)

アルゼンチン 1.7%

ソブリン債 1.7%

Argentina Government International Bond

0.500% due 07/09/2030		410		121
1.000% due 07/09/2029		1,170		349
1.125% due 07/09/2035		2,300		632
1.125% due 07/09/2046		1,380		393
2.000% due 01/09/2038		2,085		731
2.500% due 07/09/2041		2,565		836

Provincia de Buenos Aires

3.900% due 09/01/2037		300		115
-----------------------	--	-----	--	-----

Provincia de Entre Rios Argentina

5.000% due 08/08/2028 (a)		655		462
---------------------------	--	-----	--	-----

Provincia de la Rioja

4.750% due 02/24/2028		850		561
-----------------------	--	-----	--	-----

アルゼンチン合計

4,200

(取得原価 \$ 6,386)

アルメニア 0.3%

ソブリン債 0.3%

Armenia Government International Bond

3.600% due 02/02/2031		800		587
3.950% due 09/26/2029		300		241

アルメニア合計

828

(取得原価 \$ 1,079)

アゼルバイジャン 1.5%

社債等 1.5%

Southern Gas Corridor CJSC

6.875% due 03/24/2026		1,000		1,039
-----------------------	--	-------	--	-------

State Oil Company of the Azerbaijan Republic

4.750% due 03/13/2023		2,670		2,666
-----------------------	--	-------	--	-------

アゼルバイジャン合計

3,705

(取得原価 \$ 3,771)

バハマ 0.3%

ソブリン債 0.3%

Bahamas Government International Bond

6.000% due 11/21/2028	1,100	840
バハマ合計		840
(取得原価 \$ 1,100)		
バーレーン 1.3%		
ソブリン債 1.3%		
Bahrain Government International Bond		
4.250% due 01/25/2028	800	746
5.625% due 09/30/2031	2,200	2,056
6.125% due 07/05/2022	400	401
バーレーン合計		3,203
(取得原価 \$ 3,461)		
ベラルーシ 0.0%		
ソブリン債 0.0%		
Republic of Belarus International Bond		
5.875% due 02/24/2026	200	32
6.200% due 02/28/2030	400	63
ベラルーシ合計		95
(取得原価 \$ 577)		
バミューダ 0.2%		
社債等 0.2%		
Star Energy Geothermal Darajat II		
4.850% due 10/14/2038	700	635
バミューダ合計		635
(取得原価 \$ 700)		
ブラジル 1.8%		
社債等 0.3%		
CSN Inova Ventures		
6.750% due 01/28/2028	600	589
Globo Comunicacao e Participacoes S.A.		
4.875% due 01/22/2030	200	173
Odebrecht Oil & Gas Finance Ltd. (b)		
0.000% due 06/30/2022	3,680	16
0.000% due 07/01/2022	770	3
		781
ソブリン債 1.0%		
Brazil Government International Bond		
4.750% due 01/14/2050	900	685
5.000% due 01/27/2045	800	642
Brazil Minas SPE via State of Minas Gerais		
5.333% due 02/15/2028	1,217	1,229
		2,556
仕組債 0.5%		
Vale S.A.		
3.202% due 03/30/2171 (b)	BRL 13,080	1,175
ブラジル合計		4,512
(取得原価 \$ 5,217)		
英領バージン諸島 0.7%		
社債等 0.2%		
Champion Path Holdings Ltd.		
4.850% due 01/27/2028	600	414

ソブリン債 0.5%			
1MDB Global Investments Ltd.			
4.400% due 03/09/2023		1,300	1,271
英領バージン諸島合計			1,685
(取得原価 \$ 1,906)			
カメルーン 0.2%			
ソブリン債 0.2%			
Republic of Cameroon International Bond			
5.950% due 07/07/2032	EUR	600	521
カメルーン合計			521
(取得原価 \$ 712)			
ケイマン諸島 6.1%			
社債等 6.1%			
Bioceanico Sovereign Certificate Ltd.			
0.000% due 06/05/2034	\$	1,912	1,295
CK Hutchison International 19 II Ltd.			
3.375% due 09/06/2049 (j)		1,100	916
Country Garden Holdings Co. Ltd.			
5.125% due 01/17/2025		200	127
Geely Automobile Holdings Ltd.			
4.000% due 12/09/2024 (b)		300	288
HPHT Finance 21 Ltd.			
2.000% due 03/19/2026		400	375
Interoceanica V Finance Ltd.			
0.000% due 05/15/2030		1,769	1,413
Kaisa Group Holdings Ltd. (a)			
9.375% due 06/30/2024		300	50
9.750% due 09/28/2023		300	50
11.250% due 04/09/2049		300	51
11.700% due 11/11/2025		200	33
Lima Metro Line 2 Finance Ltd.			
5.875% due 07/05/2034		584	585
MAF Sukuk Ltd.			
4.638% due 05/14/2029		800	812
MGM China Holdings Ltd.			
4.750% due 02/01/2027		600	484
Odebrecht Drilling Norbe VIII/IX Ltd.			
7.350% due 12/01/2026 (c)		7,541	4,619
Peru Enhanced Pass-Through Finance Ltd.			
0.000% due 06/02/2025		1,315	1,249
Poinsettia Finance Ltd.			
6.625% due 06/17/2031		1,040	990
S.A. Global Sukuk Ltd.			
2.694% due 06/17/2031		200	184
Sands China Ltd.			
5.400% due 08/08/2028		700	618
Seazen Group Ltd.			
4.450% due 07/13/2025		800	496
Sunac China Holdings Ltd. (a)			
7.000% due 07/09/2025		500	85
7.500% due 02/01/2024		200	35
7.950% due 10/11/2023		600	106
Zhongsheng Group Holdings Ltd.			
3.000% due 01/13/2026		400	376

ケイマン諸島合計		15,237
(取得原価 \$ 18,650)		
チリ 3.5%		
社債等 1.7%		
Banco Santander Chile		
2.700% due 01/10/2025	600	576
Corp. Nacional del Cobre de Chile		
3.700% due 01/30/2050	300	243
Embotelladora Andina S.A.		
3.950% due 01/21/2050	200	159
Empresa de los Ferrocarriles del Estado		
3.068% due 08/18/2050	500	323
3.830% due 09/14/2061	400	289
Empresa de Transporte de Pasajeros Metro S.A.		
3.650% due 05/07/2030	200	184
4.700% due 05/07/2050 (j)	700	636
Empresa Nacional del Petroleo		
3.450% due 09/16/2031	500	426
Engie Energia Chile S.A.		
4.500% due 01/29/2025	900	902
Sociedad Quimica y Minera de Chile S.A.		
4.250% due 05/07/2029	500	489
		4,227
ソブリン債 1.8%		
Chile Government International Bond		
2.750% due 01/31/2027	3,100	2,975
3.100% due 05/07/2041	600	484
3.250% due 09/21/2071	700	503
3.500% due 01/31/2034	300	278
4.340% due 03/07/2042	400	374
		4,614
チリ合計		8,841
(取得原価 \$ 9,921)		
中国 0.6%		
社債等 0.6%		
Chalco Hong Kong Investment Co. Ltd.		
2.100% due 07/28/2026	1,000	928
China Huadian Overseas Development 2018 Ltd.		
3.375% due 06/23/2025 (b)	600	592
Yango Justice International Ltd.		
7.500% due 04/15/2024 (a)	200	18
中国合計		1,538
(取得原価 \$ 1,799)		
コロンビア 2.5%		
社債等 0.2%		
Ecopetrol S.A.		
5.875% due 05/28/2045	500	408
ソブリン債 2.3%		
Colombia Government International Bond		
3.875% due 02/15/2061	500	336
4.000% due 02/26/2024	1,200	1,198
4.125% due 05/15/2051	600	423

5.200% due 05/15/2049	2,000	1,586
5.625% due 02/26/2044	900	758
7.375% due 09/18/2037	1,400	1,464
		5,765
コロンビア合計		6,173
(取得原価 \$ 7,539)		

コスタリカ 0.7%

ソブリン債 0.7%

Costa Rica Government International Bond

4.250% due 01/26/2023	800	806
5.625% due 04/30/2043	200	163
7.000% due 04/04/2044	750	693
7.158% due 03/12/2045	200	189
コスタリカ合計		1,851

(取得原価 \$ 1,940)

ドミニカ共和国 2.3%

ソブリン債 2.3%

Dominican Republic International Bond

5.300% due 01/21/2041	700	554
5.500% due 02/22/2029	500	474
5.875% due 01/30/2060	950	744
5.950% due 01/25/2027	450	450
6.000% due 07/19/2028	700	691
6.000% due 02/22/2033	1,100	1,021
6.400% due 06/05/2049	1,500	1,275
6.850% due 01/27/2045	700	631
ドミニカ共和国合計		5,840

(取得原価 \$ 6,556)

エクアドル 1.6%

ソブリン債 1.6%

Ecuador Government International Bond

0.000% due 07/31/2030	481	266
0.500% due 07/31/2040	2,202	1,211
1.000% due 07/31/2035	2,459	1,582
5.000% due 07/31/2030	1,042	868
エクアドル合計		3,927

(取得原価 \$ 4,039)

エジプト 2.3%

ソブリン債 2.3%

Egypt Government International Bond

4.750% due 04/11/2025	EUR	100	97
4.750% due 04/16/2026		2,100	1,932
6.375% due 04/11/2031		2,700	2,205
7.053% due 01/15/2032	\$	200	157
7.500% due 02/16/2061		400	271
7.625% due 05/29/2032		300	241
7.903% due 02/21/2048		1,000	708
8.500% due 01/31/2047		200	146
エジプト合計			5,757

(取得原価 \$ 7,206)

エルサルバドル 0.5%

ソブリン債 0.5%

El Salvador Government International Bond		
7.125% due 01/20/2050	150	58
7.625% due 09/21/2034	2,775	1,085
エルサルバドル合計		<u>1,143</u>
(取得原価 \$ 3,004)		
エチオピア 0.1%		
ソブリン債 0.1%		
Ethiopia Government International Bond		
6.625% due 12/11/2024	500	315
エチオピア合計		<u>315</u>
(取得原価 \$ 500)		
ジョージア 0.1%		
ソブリン債 0.1%		
Georgia Government International Bond		
2.750% due 04/22/2026	200	174
ジョージア合計		<u>174</u>
(取得原価 \$ 175)		
ガーナ 1.5%		
ソブリン債 1.5%		
Republic of Ghana International Bond		
0.000% due 04/07/2025 (j)	300	169
7.625% due 05/16/2029	500	270
7.750% due 04/07/2029 (j)	1,400	766
8.125% due 03/26/2032	600	322
8.625% due 04/07/2034	400	211
8.750% due 03/11/2061	2,100	1,073
8.875% due 05/07/2042	500	259
8.950% due 03/26/2051	1,400	720
ガーナ合計		<u>3,790</u>
(取得原価 \$ 6,493)		
グアテマラ 2.1%		
社債等 1.3%		
Industrial Senior Trust		
5.500% due 11/01/2022	3,200	3,219
ソブリン債 0.8%		
Guatemala Government Bond		
4.650% due 10/07/2041	300	245
5.375% due 04/24/2032	400	392
5.750% due 06/06/2022	800	798
6.125% due 06/01/2050	700	651
		<u>2,086</u>
グアテマラ合計		<u>5,305</u>
(取得原価 \$ 5,446)		
香港 0.4%		
社債等 0.3%		
Huarong Finance 2017 Co. Ltd.		
4.950% due 11/07/2047	200	152
Huarong Finance 2019 Co. Ltd.		
2.631% due 02/24/2023	400	395
4.500% due 05/29/2029	300	272
		<u>819</u>

ソブリン債 0.1%			
Airport Authority			
2.400% due 03/08/2028 (b)		300	266
香港合計			1,085
(取得原価 \$ 1,131)			
ハンガリー0.6%			
ソブリン債 0.6%			
Hungary Government International Bond			
1.750% due 06/05/2035	EUR	200	171
2.125% due 09/22/2031	\$	1,700	1,375
ハンガリー合計			1,546
(取得原価 \$ 1,792)			
インド 0.8%			
社債等 0.5%			
Adani Transmission Step-One Ltd.			
4.250% due 05/21/2036		350	304
Indian Railway Finance Corp. Ltd.			
3.950% due 02/13/2050		300	235
Muthoot Finance Ltd.			
4.400% due 09/02/2023		700	694
			1,233
ソブリン債 0.3%			
Export-Import Bank of India			
3.250% due 01/15/2030		800	721
インド合計			1,954
(取得原価 \$ 2,147)			
インドネシア 2.0%			
社債等 1.4%			
Freeport Indonesia PT			
5.315% due 04/14/2032		500	488
Pertamina Persero PT			
4.175% due 01/21/2050		400	338
6.450% due 05/30/2044		700	755
6.500% due 11/07/2048 (j)		1,000	1,084
Perusahaan Perseroan Persero PT Perusahaan Listrik Negara			
4.375% due 02/05/2050 (j)		300	241
5.250% due 05/15/2047		200	182
6.150% due 05/21/2048		500	496
			3,584
ソブリン債 0.6%			
Indonesia Government International Bond			
1.100% due 03/12/2033	EUR	200	167
5.250% due 01/17/2042	\$	400	414
Perusahaan Penerbit SBSN Indonesia III			
4.700% due 06/06/2032 (d)		800	816
			1,397
インドネシア合計			4,981
(取得原価 \$ 5,212)			
アイルランド 0.1%			

社債等 0.0%			
Alfa Bank A0 Via Alfa Bond Issuance PLC			
5.950% due 04/15/2030 (a) (f)		500	35
ソブリン債 0.1%			
Republic of Angola Via Avenir Issuer II Ireland DAC			
6.927% due 02/19/2027		143	134
アイルランド合計			169
(取得原価 \$ 634)			
イスラエル 1.0%			
社債等 1.0%			
Israel Electric Corp. Ltd.			
3.750% due 02/22/2032		1,200	1,104
5.000% due 11/12/2024		300	309
Leviathan Bond Ltd.			
6.125% due 06/30/2025		1,100	1,100
イスラエル合計			2,513
(取得原価 \$ 2,612)			
コートジボワール 1.0%			
ソブリン債 1.0%			
Ivory Coast Government International Bond			
4.875% due 01/30/2032	EUR	500	446
5.250% due 03/22/2030		1,050	989
5.750% due 12/31/2032	\$	526	497
5.875% due 10/17/2031	EUR	200	190
6.625% due 03/22/2048		400	340
コートジボワール合計			2,462
(取得原価 \$ 3,047)			
ジャマイカ 0.1%			
社債等 0.1%			
TransJamaican Highway Ltd.			
5.750% due 10/10/2036	\$	193	179
ジャマイカ合計			179
(取得原価 \$ 193)			
ジャージー、チャンネル諸島 0.5%			
社債等 0.5%			
Corsair International Ltd.			
4.850% due 01/28/2027	EUR	900	926
5.200% due 01/28/2029		400	408
ジャージー、チャンネル諸島合計			1,334
(取得原価 \$ 1,452)			
ヨルダン 0.6%			
ソブリン債 0.6%			
Jordan Government International Bond			
5.750% due 01/31/2027	\$	1,100	1,051
5.850% due 07/07/2030		200	178
7.375% due 10/10/2047		400	344
ヨルダン合計			1,573
(取得原価 \$ 1,783)			
カザフスタン 2.2%			

社債等 2.2%

Development Bank of Kazakhstan JSC

4.125% due 12/10/2022	1,000	998
-----------------------	-------	-----

KazMunayGas National Co. JSC

4.750% due 04/24/2025	900	859
-----------------------	-----	-----

5.375% due 04/24/2030	600	557
-----------------------	-----	-----

5.750% due 04/19/2047	300	255
-----------------------	-----	-----

Tengizchevroil Finance Company International Ltd.

3.250% due 08/15/2030	1,400	1,126
-----------------------	-------	-------

4.000% due 08/15/2026	2,000	1,792
-----------------------	-------	-------

カザフスタン合計		<u>5,587</u>
----------	--	--------------

(取得原価 \$ 6,300)

ケニア 0.6%

ソブリン債 0.6%

Republic of Kenya Government International Bond

8.000% due 05/22/2032	1,800	1,564
-----------------------	-------	-------

ケニア合計		<u>1,564</u>
-------	--	--------------

(取得原価 \$ 1,909)

ルクセンブルク 1.6%

社債等 1.6%

Aroundtown S.A.

5.375% due 03/21/2029	2,200	2,137
-----------------------	-------	-------

Gazprom PJSC Via Gaz Capital S.A.

4.950% due 03/23/2027	700	210
-----------------------	-----	-----

5.150% due 02/11/2026	1,500	450
-----------------------	-------	-----

Guara Norte Sarl

5.198% due 06/15/2034	192	164
-----------------------	-----	-----

NE Property BV

1.875% due 10/09/2026	EUR 600	570
-----------------------	---------	-----

Petrorio Luxembourg Trading Sarl

6.125% due 06/09/2026	\$ 500	480
-----------------------	--------	-----

ルクセンブルク合計		<u>4,011</u>
-----------	--	--------------

(取得原価 \$ 5,791)

マレーシア 1.4%

社債等 1.1%

Petronas Capital Ltd.

3.404% due 04/28/2061	1,900	1,505
-----------------------	-------	-------

4.550% due 04/21/2050	200	200
-----------------------	-----	-----

4.800% due 04/21/2060	1,100	1,142
-----------------------	-------	-------

	<u>2,847</u>
--	--------------

ソブリン債 0.3%

Malaysia Sukuk Global Bhd

4.080% due 04/27/2046	750	749
-----------------------	-----	-----

マレーシア合計		<u>3,596</u>
---------	--	--------------

(取得原価 \$ 4,500)

マーシャル諸島 0.0%

社債等 0.0%

Nakilat, Inc.

6.267% due 12/31/2033	68	75
-----------------------	----	----

マーシャル諸島合計		<u>75</u>
-----------	--	-----------

(取得原価 \$ 80)

モーリシャス 0.2%		
社債等 0.2%		
Greenko Solar Mauritius Ltd.		
5.950% due 07/29/2026	400	391
モーリシャス合計		391
(取得原価 \$ 400)		

メキシコ 3.1%		
社債等 2.4%		
America Movil SAB de C.V.		
5.375% due 04/04/2032	700	666
Petroleos Mexicanos		
6.350% due 02/12/2048	1,653	1,154
6.625% due 06/15/2038	780	599
6.700% due 02/16/2032	395	342
6.950% due 01/28/2060	2,500	1,780
7.690% due 01/23/2050	1,917	1,494
		6,035

ソブリン債 0.7%		
Mexico Government International Bond		
2.659% due 05/24/2031	400	346
4.000% due 03/15/2115	EUR 200	175
5.000% due 04/27/2051	\$ 200	183
5.750% due 10/12/2110	1,200	1,104
		1,808
メキシコ合計		7,843
(取得原価 \$ 10,283)		

モンゴル 0.9%		
ソブリン債 0.9%		
Mongolia Government International Bond		
3.500% due 07/07/2027	1,000	857
5.625% due 05/01/2023	646	643
8.750% due 03/09/2024	800	822
モンゴル合計		2,322
(取得原価 \$ 2,473)		

モロッコ 1.1%		
社債等 0.4%		
OCP S.A.		
3.750% due 06/23/2031	700	583
5.125% due 06/23/2051	800	598
		1,181

ソブリン債 0.7%		
Morocco Government International Bond		
2.375% due 12/15/2027	400	344
4.000% due 12/15/2050	800	558
4.250% due 12/11/2022	800	803
		1,705
モロッコ合計		2,886
(取得原価 \$ 3,447)		

多国籍 0.3%
 社債等 0.3%
 ATP Tower Holdings LLC

4.050% due 04/27/2026		800	690
多国籍合計			690
(取得原価 \$ 800)			
ナミビア 0.4%			
ソブリン債 0.4%			
Namibia Government International Bond			
5.250% due 10/29/2025		1,000	935
ナミビア合計			935
(取得原価 \$ 996)			
オランダ 1.2%			
社債等 0.6%			
Kazakhstan Temir Zholy Finance BV			
6.950% due 07/10/2042		1,000	950
Metinvest BV			
7.750% due 04/23/2023		200	123
8.500% due 04/23/2026		200	123
Prosus NV			
1.539% due 08/03/2028	EUR	300	266
2.031% due 08/03/2032		100	80
			1,542
ソブリン債 0.6%			
Republic of Angola Via Avenir II BV			
4.771% due 12/07/2023	\$	680	672
7.845% due 07/01/2023		754	763
			1,435
オランダ合計			2,977
(取得原価 \$ 3,608)			
ナイジェリア 3.0%			
バンクローン債務 0.3%			
Bank of Industry Ltd.			
6.803% due 12/14/2023		711	715
社債等 0.2%			
BOI Finance BV			
7.500% due 02/16/2027	EUR	700	675
ソブリン債 2.5%			
Nigeria Government International Bond			
6.125% due 09/28/2028	\$	800	655
6.375% due 07/12/2023		200	200
6.500% due 11/28/2027		2,800	2,416
7.143% due 02/23/2030		700	579
7.375% due 09/28/2033		500	397
8.250% due 09/28/2051		500	375
8.747% due 01/21/2031		1,900	1,663
			6,285
ナイジェリア合計			7,675
(取得原価 \$ 8,927)			
オマーン 2.5%			
ソブリン債 2.5%			
Oman Government International Bond			
4.125% due 01/17/2023		700	702

5.625% due 01/17/2028	1,400	1,413
6.000% due 08/01/2029	1,700	1,733
6.250% due 01/25/2031	500	516
6.500% due 03/08/2047	400	366
6.750% due 01/17/2048	700	656
7.000% due 01/25/2051	700	671
Oman Sovereign Sukuk Co.		
4.397% due 06/01/2024	200	200
オマーン合計		6,257
(取得原価 \$ 6,119)		
パキスタン 1.1%		
ソブリン債 1.1%		
Pakistan Government International Bond		
6.000% due 04/08/2026	200	150
6.875% due 12/05/2027	1,000	749
7.375% due 04/08/2031	700	478
8.875% due 04/08/2051	1,400	907
Third Pakistan International Sukuk Co. Ltd.		
5.625% due 12/05/2022	400	377
パキスタン合計		2,661
(取得原価 \$ 3,287)		
パナマ 1.8%		
社債等 0.4%		
Aeropuerto Internacional de Tocumen S.A.		
5.125% due 08/11/2061	500	420
Banco General S.A.		
5.250% due 05/07/2031 (b)	700	658
		1,078
ソブリン債 1.4%		
Panama Government International Bond		
4.000% due 09/22/2024	200	203
4.300% due 04/29/2053	1,600	1,361
4.500% due 04/01/2056	300	258
4.500% due 01/19/2063	200	169
6.700% due 01/26/2036 (j)	1,200	1,364
		3,355
パナマ合計		4,433
(取得原価 \$ 5,307)		
パラグアイ 0.2%		
ソブリン債 0.2%		
Paraguay Government International Bond		
3.849% due 06/28/2033	200	176
5.400% due 03/30/2050	300	257
6.100% due 08/11/2044	200	192
パラグアイ合計		625
(取得原価 \$ 811)		
ペルー 1.9%		
社債等 1.5%		
ALICORP SAA		
6.875% due 04/17/2027	PEN 3,600	925
Banco de Credito del Peru S.A.		
4.650% due 09/17/2024	4,000	1,022

Compania de Minas Buenaventura SAA		
5.500% due 07/23/2026	\$	200
InRetail Consumer		185
3.250% due 03/22/2028		900
Petroleos del Peru S.A.		781
5.625% due 06/19/2047		1,100
		862
		<u>3,775</u>

ソブリン債 0.4%

Peru Government International Bond		
3.000% due 01/15/2034	800	690
3.230% due 07/28/2121	500	340
		<u>1,030</u>
ペルー合計		<u>4,805</u>

(取得原価 \$ 5,865)

フィリピン 0.8%

社債等 0.6%

JGSH Philippines Ltd.		
4.125% due 07/09/2030	900	843
PLDT, Inc.		
3.450% due 06/23/2050	800	640
		<u>1,483</u>

ソブリン債 0.2%

Philippines Government International Bond

2.650% due 12/10/2045	200	154
3.200% due 07/06/2046	600	491
		<u>645</u>
フィリピン合計		<u>2,128</u>

(取得原価 \$ 2,539)

カタール 0.4%

社債等 0.4%

Qatar Energy		
3.125% due 07/12/2041	600	504
3.300% due 07/12/2051	300	247
Ras Laffan Liquefied Natural Gas Co. Ltd. III		
5.838% due 09/30/2027	260	274
カタール合計		<u>1,025</u>

(取得原価 \$ 1,192)

ルーマニア 1.5%

ソブリン債 1.5%

Romania Government International Bond		
1.750% due 07/13/2030	EUR	1,200
2.125% due 03/07/2028		1,014
2.625% due 12/02/2040		600
2.875% due 04/13/2042		565
3.375% due 01/28/2050		400
3.750% due 02/07/2034		289
4.625% due 04/03/2049		1,000
		726
		400
		302
		600
		548
		300
		276
ルーマニア合計		<u>3,720</u>

(取得原価 \$ 5,212)

ロシア 0.2%

ソブリン債 0.2%

Russia Government International Bond		
2.875% due 12/04/2025	300	60
4.875% due 09/16/2023	\$ 200	57
5.100% due 03/28/2035	1,000	175
5.625% due 04/04/2042	1,000	230
5.875% due 09/16/2043	200	46
ロシア合計		568
(取得原価 \$ 1,636)		
ルワンダ 0.1%		
ソブリン債 0.1%		
Rwanda International Government Bond		
5.500% due 08/09/2031	400	335
ルワンダ合計		335
(取得原価 \$ 400)		
サウジアラビア 1.2%		
社債等 0.9%		
Saudi Arabian Oil Co.		
3.500% due 11/24/2070 (j)	2,800	2,174
4.250% due 04/16/2039	200	194
		2,368
ソブリン債 0.3%		
Saudi Government International Bond		
3.450% due 02/02/2061	800	641
サウジアラビア合計		3,009
(取得原価 \$ 3,818)		
セネガル 0.6%		
ソブリン債 0.6%		
Senegal Government International Bond		
4.750% due 03/13/2028	EUR 1,200	1,187
5.375% due 06/08/2037	300	245
セネガル合計		1,432
(取得原価 \$ 1,855)		
セルビア 0.4%		
ソブリン債 0.4%		
Serbia Government International Bond		
1.000% due 09/23/2028	100	84
1.650% due 03/03/2033	300	227
3.125% due 05/15/2027	600	586
セルビア合計		897
(取得原価 \$ 1,141)		
シンガポール 0.6%		
社債等 0.6%		
Medco Bell Pte Ltd.		
6.375% due 01/30/2027	\$ 800	742
Singapore Airlines Ltd.		
3.375% due 01/19/2029	700	651
シンガポール合計		1,393
(取得原価 \$ 1,487)		
南アフリカ 6.1%		
バンクローン債務 0.6%		

Sasol Financing Ltd.			
2.078-2.140% due 11/23/2022 (e)		1,678	1,661
社債等 3.5%			
Absa Group Ltd.			
6.375% due 05/27/2026 (b) (f)		400	377
AngloGold Ashanti Holdings PLC			
3.750% due 10/01/2030		400	347
Development Bank of Southern Africa Ltd.			
8.600% due 10/21/2024 (i)	ZAR	37,900	2,416
Eskom Holdings SOC Ltd.			
4.314% due 07/23/2027	\$	1,000	911
6.350% due 08/10/2028		1,800	1,776
6.750% due 08/06/2023		1,000	986
Growthpoint Properties International Pty Ltd.			
5.872% due 05/02/2023		1,700	1,707
Transnet SOC Ltd.			
4.000% due 07/26/2022		200	198
			8,718
ソブリン債 2.0%			
South Africa Government International Bond			
4.850% due 09/30/2029		1,300	1,212
4.875% due 04/14/2026		600	596
5.750% due 09/30/2049		2,400	1,947
5.875% due 04/20/2032		400	381
7.300% due 04/20/2052		300	283
10.500% due 12/21/2026	ZAR	8,400	584
			5,003
南アフリカ合計			15,382
(取得原価 \$ 16,415)			
スリランカ 0.8%			
ソブリン債 0.8%			
Sri Lanka Government International Bond (a)			
5.750% due 04/18/2023	\$	1,000	396
5.875% due 07/25/2022 (j)		200	98
6.125% due 06/03/2025		200	83
6.750% due 04/18/2028		1,100	432
7.550% due 03/28/2030		2,500	981
スリランカ合計			1,990
(取得原価 \$ 3,697)			
国際機関 0.1%			
ソブリン債 0.1%			
Eastern & Southern African Trade & Development Bank			
4.125% due 06/30/2028		200	181
国際機関合計			181
(取得原価 \$ 200)			
タンザニア 0.1%			
バンクローン債務 0.1%			
United Republic of Tanzania			
5.526% due 06/23/2022		243	242
タンザニア合計			242
(取得原価 \$ 243)			

タイ 0.1%			
社債等 0.1%			
GC Treasury Center Co. Ltd.			
2.980% due 03/18/2031		300	258
タイ合計			258
(取得原価 \$ 296)			
チュニジア 0.4%			
ソブリン債 0.4%			
Tunisian Republic			
3.280% due 08/09/2027	¥	200,000	900
チュニジア合計			900
(取得原価 \$ 1,694)			
トルコ 2.5%			
バンクローン債務 0.7%			
SOCAR Turkey Enerji A/S			
3.450% due 08/11/2026	EUR	1,600	1,617
社債等 0.1%			
Yapi ve Kredi Bankasi A/S			
5.850% due 06/21/2024	\$	200	190
ソブリン債 1.7%			
Turkey Government International Bond			
4.875% due 04/16/2043		2,100	1,367
5.750% due 05/11/2047		3,300	2,275
5.875% due 06/26/2031		600	481
5.950% due 01/15/2031		300	243
			4,366
トルコ合計			6,173
(取得原価 \$ 7,694)			
ウクライナ 1.3%			
社債等 0.2%			
NPC Ukrenergo			
6.875% due 11/09/2026		1,100	379
ソブリン債 1.1%			
Ukraine Government International Bond			
4.375% due 01/27/2030	EUR	800	313
6.876% due 05/21/2029	\$	200	74
7.253% due 03/15/2033		1,600	591
7.375% due 09/25/2032		800	295
7.750% due 09/01/2023		2,200	980
7.750% due 09/01/2024		1,100	439
7.750% due 09/01/2025		300	113
			2,805
ウクライナ合計			3,184
(取得原価 \$ 7,636)			
アラブ首長国連邦 0.5%			
社債等 0.3%			
DP World Ltd.			
5.625% due 09/25/2048		500	479
Kuwait Projects Co. SPC Ltd.			

5.000% due 03/15/2023	200	198
		677
ソブリン債 0.2%		
Finance Department Government of Sharjah		
3.625% due 03/10/2033	400	348
4.375% due 03/10/2051	200	150
		498
アラブ首長国連邦合計		1,175
(取得原価 \$ 1,349)		
英国 1.5%		
社債等 1.5%		
Antofagasta PLC		
2.375% due 10/14/2030	300	248
NatWest Group PLC		
4.445% due 05/08/2030	200	195
4.892% due 05/18/2029	2,800	2,804
NatWest Markets PLC		
1.000% due 05/28/2024	EUR 200	212
State Savings Bank of Ukraine Via SSB #1 PLC		
9.375% due 03/10/2023	\$ 100	58
Ukraine Railways Via Rail Capital Markets PLC		
8.250% due 07/09/2024	800	260
		3,777
ソブリン債 0.0%		
Ukreximbank Via Biz Finance PLC		
9.750% due 01/22/2025	263	108
英国合計		3,885
(取得原価 \$ 4,764)		
米国 8.5%		
社債等 1.3%		
DAE Funding LLC		
2.625% due 03/20/2025	200	187
3.375% due 03/20/2028	200	179
Ford Motor Credit Co. LLC		
3.550% due 10/07/2022	600	601
Rio Oil Finance Trust Series 2014-3		
9.750% due 01/06/2027	530	576
Rio Oil Finance Trust Series 2018-1		
8.200% due 04/06/2028	1,299	1,385
Rutas 2 & 7 Finance Ltd.		
0.000% due 09/30/2036	677	434
		3,362
モーゲージ担保証券 0.4%		
Adjustable Rate Mortgage Trust		
2.703% due 01/25/2036 (a)	13	12
Alternative Loan Trust		
2.800% due 11/25/2035 (a)	64	59
Banc of America Mortgage Trust		
2.715% due 02/25/2036 (a)	10	10
Chase Mortgage Finance Trust		
3.342% due 03/25/2037 (a)	15	15
Citigroup Mortgage Loan Trust		

2.360% due 03/25/2034	3	3
2.579% due 07/25/2046 (a)	15	14
Citigroup Mortgage Loan Trust, Inc.		
3.134% due 12/25/2035 (a)	69	44
Countrywide Home Loan Mortgage Pass-Through Trust		
2.892% due 09/25/2047 (a)	8	7
GSMPS Mortgage Loan Trust		
1.356% due 01/25/2036 (a)	147	124
HarborView Mortgage Loan Trust		
2.893% due 08/19/2036 (a)	1	1
HomeBanc Mortgage Trust		
1.366% due 12/25/2036	13	13
IndyMac INDX Mortgage Loan Trust (a)		
2.926% due 09/25/2035	56	50
3.279% due 06/25/2035	22	21
Luminent Mortgage Trust		
1.366% due 12/25/2036 (a)	8	8
Merrill Lynch Mortgage-Backed Securities Trust		
2.733% due 04/25/2037 (a)	24	23
Morgan Stanley Mortgage Loan Trust		
2.070% due 06/25/2036	4	4
Sequoia Mortgage Trust		
1.915% due 01/20/2047 (a)	9	6
Structured Asset Mortgage Investments II Trust		
1.156% due 02/25/2037	419	392
WaMu Mortgage Pass-Through Certificates		
1.376% due 05/25/2034	71	71
WaMu Mortgage Pass-Through Certificates Trust (a)		
2.536% due 01/25/2037	24	22
2.713% due 12/25/2036	13	13
2.771% due 04/25/2037	14	14
2.881% due 09/25/2036	19	18
3.096% due 12/25/2036	45	44
3.341% due 05/25/2037	28	24
		1,012

仕組債 0.3%

JPMorgan Structured Products BV (i)

12.000% due 08/28/2026	ZMW	3,800	149
12.000% due 01/04/2027		3,200	122
14.000% due 12/09/2031		10,700	365
			636

米国政府機関債 1.5%

Fannie Mae, TBA (d)

2.500% due 06/01/2052	\$	350	322
3.500% due 07/01/2052		3,600	3,520
			3,842

米国財務省債務証券 5.0%

U.S. Treasury Bonds

1.750% due 08/15/2041		2,200	1,711
2.000% due 11/15/2041		5,400	4,387
3.125% due 11/15/2041		1,500	1,467

U.S. Treasury Notes

2.375% due 05/15/2029 (1)		5,100	4,940
			12,505

米国合計			21,357
(取得原価 \$ 22,709)			
ウルグアイ 0.9%			
ソブリン債 0.9%			
Uruguay Government International Bond			
4.975% due 04/20/2055	600		630
5.100% due 06/18/2050	467		498
7.625% due 03/21/2036	788		1,022
ウルグアイ合計			2,150
(取得原価 \$ 2,123)			
ウズベキスタン 0.1%			
ソブリン債 0.1%			
Republic of Uzbekistan International Bond			
3.700% due 11/25/2030	200		163
ウズベキスタン合計			163
(取得原価 \$ 172)			
ベネズエラ 0.9%			
社債等 0.3%			
Petroleos de Venezuela S.A. (a)			
5.375% due 04/12/2027	6,550		377
5.500% due 04/12/2037	7,040		378
6.000% due 05/16/2024	810		44
			799
ソブリン債 0.6%			
Venezuela Government International Bond (a)			
7.000% due 03/31/2038	2,430		212
7.650% due 04/21/2025	12,085		1,088
9.250% due 09/15/2027	3,190		295
			1,595
ベネズエラ合計			2,394
(取得原価 \$ 21,154)			
ザンビア 0.4%			
ソブリン債 0.4%			
Zambia Government International Bond (a)			
5.375% due 09/20/2022	1,100		733
8.970% due 07/30/2027	400		279
ザンビア合計			1,012
(取得原価 \$ 1,368)			
短期金融商品 9.9%			
定期預金 1.5%			
Australia and New Zealand Banking Group Ltd.			
0.030% due 06/01/2022	AUD	23	17
0.400% due 06/01/2022	\$	57	57
Bank of Nova Scotia			
0.280% due 06/01/2022	CAD	68	53
0.400% due 06/01/2022	\$	824	824
BNP Paribas Bank			
(0.780%) due 06/01/2022	EUR	26	28
(0.410%) due 06/01/2022	¥	61	1
0.400% due 06/01/2022	\$	64	64

5.950% due 06/01/2022	ZAR	473	30
Citibank N.A.			
0.400% due 06/01/2022	\$	423	423
DBS Bank Ltd.			
0.400% due 06/01/2022		847	847
HSBC Bank PLC			
(0.780%) due 06/01/2022	EUR	69	74
0.420% due 06/01/2022	GBP	1	1
JPMorgan Chase Bank N.A.			
0.400% due 06/01/2022	\$	847	847
Royal Bank of Canada			
0.400% due 06/01/2022		18	18
Sumitomo Mitsui Banking Corp.			
(0.780%) due 06/01/2022	EUR	45	48
0.400% due 06/01/2022	\$	32	32
Sumitomo Mitsui Trust Bank Ltd.			
(0.780%) due 06/01/2022	EUR	7	7
(0.410%) due 06/01/2022	¥	7	0
0.400% due 06/01/2022	\$	427	427
0.420% due 06/01/2022	GBP	37	46
The Hongkong and Shanghai Banking Corp. Ltd.			
0.120% due 06/01/2022	SGD	1	1
			3,845
イスラエル国債 1.5%			
0.889% due 05/03/2023 (g)	ILS	13,000	3,869
日本国債 1.1%			
(0.108%) due 07/11/2022 (g)	¥	340,000	2,643
米国短期国債(g) 5.3%			
0.385% due 06/09/2022 (n)	\$	2,500	2,500
0.481% due 06/23/2022 (n)		300	300
0.581% due 07/12/2022		2,700	2,698
0.615% due 07/19/2022 (h)		4,300	4,295
0.808% due 07/21/2022		2,400	2,397
1.063% due 08/25/2022		1,200	1,197
			13,387
米国財務省キャッシュ・マネジメント・ビル 0.5%			
1.074% due 08/23/2022 (g)		1,200	1,197
短期金融商品合計			24,941
(取得原価 \$ 24,944)			
投資有価証券合計 103.3%			
(取得原価 \$ 327,283)	\$		259,528
金融デリバティブ商品(k)(m) (0.3%)			(772)
(取得原価またはプレミアム (純額) \$ (11))			
その他の資産および負債 (純額) (3.0%)			(7,417)
純資産 100.0%	\$		251,339

投資明細表に対する注記：

* 残高ゼロには、実際の金額を四捨五入した結果千未満となったケースが含まれている。

- (a) 債務不履行証券
- (b) 永久債（記載日は次回の契約上の償還日）である。
- (c) 現物払証券
- (d) 発行日取引証券
- (e) この金額のすべてまたは一部は未実行ローン・コミットメントである。未実行部分に係る金利は実行時に決定される。未実行ローン・コミットメントの詳細に関しては財務書類に対する注記の注 4、有価証券およびその他の投資を参照のこと。
- (f) 偶発転換社債
- (g) クーポンは最終利回りである。
- (h) クーポンは加重平均最終利回りである。

(i) 制限付証券：

発行体名称	クーポン	満期日	取得日	取得原価	市場価格	市場価額の 対純資産比率
Development Bank of Southern Africa Ltd.	8.600%	10/21/2024	10/07/2021	\$ 2,545	\$ 2,416	0.96%
JPMorgan Structured Products BV	12.000%	08/28/2026	06/15/2021	99	149	0.06%
JPMorgan Structured Products BV	12.000%	01/04/2027	06/15/2021	83	122	0.05%
JPMorgan Structured Products BV	14.000%	12/09/2031	05/24/2021	105	365	0.14%
制限付証券合計				\$ 2,832	\$ 3,052	1.21%

借入れおよびその他の金融取引

リバース・レボ契約：

取引相手	借入金利 ⁽¹⁾	決済日	満期日	借入金額 ⁽¹⁾	リバース・レボ契約に係る 未払金
BRC	(6.500%)	04/26/2022	06/01/2022	\$ (92)	\$ (92)
JML	(0.500%)	04/13/2022	TBD ⁽²⁾	(840)	(839)
JML	1.030%	05/06/2022	06/17/2022	(1,011)	(1,012)
JML	1.050%	05/06/2022	06/17/2022	(2,420)	(2,421)
NOM	(1.750%)	05/18/2022	TBD ⁽²⁾	(170)	(170)
NOM	1.000%	05/06/2022	TBD ⁽²⁾	(232)	(232)
SCX	1.100%	05/31/2022	06/10/2022	(988)	(988)
リバース・レボ契約合計				\$	(5,754)

担保付き借入れとして会計処理される特定の取引

	契約の残存期間 翌日物および継続				30 日以下	31-90 日	90 日以上	合計
リバース・レボ契約								
Non - U.S. Corporate Debt	\$	0	\$	(3,255)	\$	0	\$ (232)	\$ (3,487)
Non-U.S. Government Debt		(92)		(1,166)		0	(1,009)	(2,267)
リバース・レボ契約合計	\$	(92)	\$	(4,421)	\$	0	\$ (1,241)	\$ (5,754)
借入合計	\$	(92)	\$	(4,421)	\$	0	\$ (1,241)	\$ (5,754)
リバース・レボ契約に係る未払金							\$	(5,754)

売建有価証券：

取引相手	銘柄名	クーポン	満期日	額面金額	手取金	空売りに 係る未払 金 ⁽³⁾
BPS	U.S. Treasury Bonds	2.250%	05/15/2041	\$ 200	\$ (170)	\$ (170)
売建有価証券合計 (0.1%)				\$	(170)	\$ (170)

借入れおよびその他の金融取引要約

以下は、2022 年 5 月 31 日現在の借入れおよびその他の金融取引ならびに差し入れた（受領した）担保の市場価格を取引相手別に分類して要約したものである。

(j) 2022 年 5 月 31 日現在、下記マスター契約の条件に基づき市場価格合計 \$ 6,072 の有価証券が担保として差し入れられている。

取引相手	レポ契約に係る未収金	リバース・レポ契約に係る未払金	セール・バイバック取引に係る未払金	空売りに係る未払金	借入れおよびその他の金融取引合計	差入（受入）担保	ネット・エクスポージャー ⁽⁴⁾
グローバル／マスター・レポ契約							
BRC	\$ 0	\$ (92)	\$ 0	\$ 0	\$ (92)	\$ 98	\$ 6
JML	0	(4,272)	0	0	(4,272)	4,479	207
NOM	0	(402)	0	0	(402)	411	9
SCX	0	(988)	0	0	(988)	1,084	96
マスター有価証券先渡取引契約書							
BPS	0	0	0	(170)	(170)	0	(170)
借入れおよびその他の金融取引合計	\$ 0	\$ (5,754)	\$ 0	\$ (170)			

- (1) 2022 年 5 月 31 日に終了した会計期間中の平均借入額は \$ 13,526 で、加重平均金利は 0.123%であった。セール・バイバック取引とリバース・レポ契約が会計期間中に保有されていた場合、平均借入額にはそれらが含まれる。
- (2) オープン物リバース・レポ契約。
- (3) 空売りに係る未払利息 \$ 0 を含む。
- (4) ネット・エクスポージャーはデフォルト時の取引相手に対する未収金／未払金の純額を表す。借入れおよびその他の金融取引のエクスポージャーは同一の法主体との同一のマスター契約が適用される取引に限り相殺することができる。マスター・ネッティングの取決めの詳細に関しては財務書類に対する注記の注 8、マスター・ネッティングの取決めに参照のこと。

(k) 金融デリバティブ商品：上場または中央清算

先物取引：

銘柄名	売買区分	消滅日	契約数	未実現評価 (損) 益	変動証拠金		
					資産	負債	
Euro-Bobl 5-Year Note	売建	09/2022	123	\$ 77	\$ 109	\$ 0	
September Futures							
Euro-Bund 10-Year Bond	売建	09/2022	31	30	30	0	
September Futures							
Euro-Schatz 2-Year Note	売建	09/2022	23	3	2	0	
September Futures							
U.S. Treasury 2-Year Note	売建	09/2022	30	(12)	6	0	
September Futures							
U.S. Treasury 5-Year Note	買建	09/2022	158	34	0	(59)	
September Futures							
U.S. Treasury 10-Year Note	買建	09/2022	130	14	0	(96)	
September Futures							
U.S. Treasury Ultra 30-Year Bond	買建	09/2022	19	(12)	0	(52)	
September Futures							
先物契約合計				\$ 134	\$ 147	\$ (207)	

スワップ契約：

クレジット・インデックスのクレジット・デフォルト・スワップ - プロテクションの売り⁽¹⁾

インデックス/ ランシェ	固定約定受取 レート	満期日	想定元 本 ⁽²⁾	市場価 格 ⁽³⁾	未実現評価 (損) 益	変動証拠金	
						資産	負債
iTraxx Asia Series 37 Index	1.000%	06/20/2027	\$ 800	\$ (2)	\$ 2	\$ 0	(1)

金利スワップ

変動金利支 払/受取	変動金利 インデックス	固定金 利	満期日	想定元 本	市場価 格	未実現評 価 (損) 益	変動証拠金	
							資産	負債
Pay	3-Month LIBOR	USD- 1.750%	06/21/2047	\$ 3,100	\$ (650)	\$ (1,149)	\$ 0	(53)
Receive	3-Month SAJIBOR	ZAR- 5.950%	11/30/2024	ZAR 40,900	48	48	9	0
Receive ⁽⁴⁾	6-Month EURIBOR	0.250%	09/21/2032	EUR 2,400	400	183	31	0
Receive ⁽⁴⁾	6-Month EURIBOR	0.500%	09/21/2052	800	248	160	17	0
Pay	BRL-CDI- Compounded	5.863%	01/02/2023	BRL 22,000	(231)	(217)	0	(1)
Pay	BRL-CDI- Compounded	9.200%	01/02/2024	11,300	(106)	(106)	0	(4)
Receive	BRL-CDI- Compounded	11.970%	01/02/2024	22,700	49	49	7	0
Pay	IBMEXID	6.100%	02/26/2025	MXN 88,800	(307)	(510)	0	(13)
Pay	IBMEXID	6.100%	02/28/2025	47,100	(164)	(271)	0	(7)
Receive	IBMEXID	5.470%	04/21/2025	23,000	102	126	4	0
Receive	IBMEXID	5.615%	04/23/2025	90,500	383	504	14	0
Receive	IBMEXID	5.520%	04/24/2025	21,000	92	116	3	0
Receive ⁽⁴⁾	Sterling Overnight Interbank Average Rate	0.500%	09/21/2024	GBP 6,700	335	58	33	0
					\$ 199	\$ (1,009)	\$ 118	\$ (78)
スワップ契 約合計					\$ 197	\$ (1,007)	\$ 118	\$ (79)

金融デリバティブ商品：上場または中央清算要約

以下は、2022 年 5 月 31 日現在の市場または中央清算金融デリバティブ商品の市場価格および変動証拠金の要約である。

- (1) 2022 年 5 月 31 日現在、上場および中央決済金融デリバティブ商品に関して市場価格合計 \$ 790 の有価証券および \$ 1,216 の現金が担保として差し入れられている。マスター・ネットティングの取決めの詳細に関しては財務書類に対する注記の注 8、マスター・ネットティングの取決めに参照のこと。

金融デリバティブ資産				金融デリバティブ負債			
市場価格	変動証拠金資産			市場価格 売建オプション	変動証拠金負債		
	買建オプション	先物	スワップ契約		先物	スワップ契約	合計
上場または 中央清算合 計	\$ 0	\$ 147	\$ 118	\$ 265	\$ 0	\$ (207)	\$ (79)
							\$ (286)

- (1) ファンドがプロテクションの売り手で、特定のスワップ契約の条件で規定された信用事由が生じた場合、ファンドは (i) プロテクションの買い手にスワップの想定元本に等しい額を支払い、参照債務の引渡しを受けるかもしくは参照インデックスを構成する有価証券の引渡しを受ける、または (ii) スワップ

の想定元本から参照債務の回収価値を減じた額もしくは参照インデックスを構成する有価証券の回収価値を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは有価証券の形で支払う。

- (2) 特定のスワップ契約の条件で規定されている信用事由が生じた場合にファンドがクレジット・プロテクションの売り手として支払うことが要求される、または買い手として受け取る可能性がある最大額を示す。
- (3) クレジット・デフォルト・スワップ契約の価格およびその結果の価値は、当該クレジット・デリバティブに関して支払い/履行リスクの現状の指標としての役割を果たし、当該クレジット・デリバティブの想定元本が期末に清算/売却された場合に予想される負債(または利益)の可能性を表す。スワップの想定元本と比較した市場価額の絶対額の増加は、参照組織の信用の健全性の悪化を表し、デフォルトまたは当該契約の条件で定義されたその他の信用事由の発生の可能性またはリスクの増大を表す。
- (4) この金融商品の効力発生日は先日付である。詳細は財務書類に対する注記 2、有価証券取引および投資収益を参照。

(m) 金融デリバティブ商品：店頭

外国為替先渡契約：

取引相手	決済月	引渡通貨	受取通貨	未実現評価(損) 益	
				資産	負債
BOA	06/2022	\$ 9	PLN 39	\$ 0	\$ 0
BOA	07/2022	1,936	PEN 7,777	164	0
BOA	07/2022	1,026	4,146	93	0
BOA	07/2022	ZAR 12,776	\$ 849	35	0
BOA	08/2022	JPY 25,200	196	0	(1)
BOA	08/2022	PEN 452	118	0	(4)
BOA	09/2022	\$ 5,105	PEN 19,720	190	0
BPS	06/2022	BRL 3,238	\$ 676	0	(8)
BPS	06/2022	PEN 727	197	0	0
BPS	06/2022	\$ 626	BRL 3,238	57	0
BPS	06/2022	345	EGP 6,434	0	0
BPS	06/2022	184	ILS 600	0	(4)
BPS	06/2022	198	PEN 727	0	0
BPS	08/2022	ZAR 3,851	\$ 241	0	(4)
BPS	10/2022	PEN 6,245	1,530	0	(142)
BPS	11/2022	ZAR 1,102	69	0	0
BRC	07/2022	JPY 340,000	2,780	133	0
CBK	06/2022	\$ 977	EUR 928	17	0
CBK	07/2022	PEN 7,777	\$ 2,018	0	(81)
CBK	07/2022	\$ 373	PEN 1,407	8	0
CBK	08/2022	PEN 2,539	\$ 666	0	(18)
CBK	08/2022	350	91	0	(3)
CBK	09/2022	5,515	1,430	0	(51)
CBK	12/2022	20,045	4,779	0	(558)
CBK	02/2023	9,915	2,495	0	(134)
CBK	04/2023	\$ 1,969	PEN 7,777	77	0
CBK	05/2023	ILS 12,890	\$ 3,807	0	(146)
CBK	05/2023	PEN 522	132	0	(5)
DUB	06/2022	\$ 5	PLN 22	0	0
DUB	02/2023	ZAR 1,092	\$ 65	0	(3)
GLM	06/2022	BRL 3,238	649	0	(35)
GLM	06/2022	EGP 6,390	390	47	0
GLM	06/2022	\$ 685	BRL 3,238	0	(1)
GLM	07/2022	643	3,238	34	0
GLM	10/2022	ZAR 19,929	\$ 1,265	4	0
GLM	11/2022	1,060	66	0	(1)
GLM	05/2023	1,919	115	0	(4)
JPM	06/2022	PEN 727	190	0	(7)
JPM	08/2022	JPY 119,177	912	0	(17)
MBC	06/2022	EUR 286	302	0	(4)
MBC	06/2022	\$ 288	GBP 230	2	0
MYI	06/2022	BRL 2,412	\$ 510	1	0
MYI	06/2022	EUR 18,520	19,675	0	(165)

MYI	06/2022	\$	499	BRL	2,412	10	0
MYI	06/2022		195	EUR	185	3	0
MYI	07/2022	BRL	2,412	\$	494	0	(10)
MYI	08/2022	TRY	8,468		490	18	0
RBC	06/2022	MXN	351		17	0	(1)
SCX	07/2022	ZAR	4,716		311	10	0
SOG	06/2022	\$	18,985	EUR	17,693	0	(31)
SOG	06/2022		126	ILS	410	0	(3)
SOG	07/2022	EUR	17,693	\$	19,017	28	0
UAG	10/2022	TRY	13,404		795	100	0
UAG	11/2022	ZAR	2,343		149	2	0
UAG	11/2022		2,114		129	0	(4)
外国為替先渡契 約合計					\$	1,033	\$ (1,445)

スワップ契約：

社債、ソブリン債、米国地方債に係るクレジット・デフォルト・スワップ — 買建プロテクション⁽¹⁾

取引 相手	参照組織	固定約定 (支払) レート	満期日	インプライ ド・クレジ ット・スプ レッド (2022年5 月31日現 在) ⁽³⁾	想定元 本 ⁽⁴⁾	プレミアム支 払額 (受取 額)	未実現 評価 (損) 益	スワップ契約 (公正価 値)	
								資産	負債
GST	Russia Government International Bond	(1.000%)	12/20/2022	461.719%	\$ 500	\$ 143	\$ 213	\$ 356	\$ 0
GST	South Korea Government International Bond	(1.000%)	06/20/2027	0.446%	1,400	(49)	9	0	(40)
HUS	Dubai Government International Bond	(1.000%)	12/20/2024	0.825%	100	0	0	0	0
JPM	Dubai Government International Bond	(1.000%)	12/20/2024	0.825%	700	(1)	(3)	0	(4)
JPM	South Africa Government International Bond	(1.000%)	06/20/2026	2.045%	1,700	79	(17)	62	0
						\$ 172	\$ 202	\$ 418	\$ (44)

社債、ソブリン債、米国地方債に係るクレジット・デフォルト・スワップ — 売建プロテクション⁽²⁾

取引 相手	参照組織	固定約 定受取 レート	満期日	インプライ ド・クレジ ット・スプ レッド (2022年5 月31日現 在) ⁽³⁾	想定元 本 ⁽⁴⁾	プレミアム支 払額 (受取 額)	未実現 評価 (損) 益	スワップ契約 (公正価 値)	
								資産	負債
BOA	Brazil Government International Bond	1.000%	06/20/2031	2.965%	\$ 300	\$ (44)	\$ 2	\$ 0	\$ (42)
BOA	Mexico Government International Bond	1.000%	06/20/2024	0.614%	300	1	2	3	0
BOA	Montenegro Government	1.000%	06/20/2023	3.979%	EUR 100	(8)	5	0	(3)

	International Bond Peru Government International								
BOA	Bond	1.000%	06/20/2026	0.865%	\$ 200	2	0	2	0
	Qatar Government International								
BOA	Bond	1.000%	06/20/2023	0.310%	3,700	16	18	34	0
	Saudi Government International								
BOA	Bond	1.000%	06/20/2023	0.326%	10,700	44	54	98	0
	Colombia Government International								
BPS	Bond	1.000%	06/20/2026	1.725%	300	(3)	(2)	0	(5)
	Mexico Government International								
BPS	Bond	1.000%	06/20/2026	1.029%	200	0	0	0	0
	Mexico Government International								
BPS	Bond	1.000%	12/20/2026	1.155%	400	0	(1)	0	(1)
	Peru Government International								
BPS	Bond	1.000%	06/20/2026	0.865%	1,000	7	0	7	0
	Turkey Government International								
BPS	Bond	1.000%	06/20/2027	7.122%	600	(119)	(21)	0	(140)
	Argentina Government International								
BRC	Bond	5.000%	12/20/2023	19.418%	550	(77)	(25)	0	(102)
	Qatar Government International								
BRC	Bond	1.000%	12/20/2022	0.263%	3,700	18	5	23	0
BRC	QNB Finance Ltd.	1.000%	06/20/2023	0.564%	300	2	0	2	0
	Russia Government International								
BRC	Bond	1.000%	12/20/2031	105.930%	700	(73)	(453)	0	(526)
	Saudi Government International								
BRC	Bond	1.000%	12/20/2024	0.441%	375	4	2	6	0
	Panama Government International								
CBK	Bond	1.000%	06/20/2026	0.929%	5,000	63	(40)	23	0
	Peru Government International								
CBK	Bond	1.000%	06/20/2026	0.865%	2,000	14	5	19	0
CBK	Trust Fibra Uno	1.000%	06/20/2022	3.701%	100	(1)	1	0	0
	Egypt Government International								
DUB	Bond	5.000%	06/20/2022	6.146%	900	31	(22)	9	0
	Turkey Government International								
DUB	Bond	1.000%	12/20/2022	6.332%	800	(36)	14	0	(22)
	Chile Government International								
GST	Bond	1.000%	12/20/2026	0.787%	1,700	18	1	19	0
	Indonesia Government International								
GST	Bond	1.000%	06/20/2027	1.001%	6,800	16	(3)	13	0
	Peru Government International								
GST	Bond	1.000%	06/20/2026	0.865%	1,200	12	(3)	9	0
	Qatar Government International								
GST	Bond	1.000%	12/20/2023	0.352%	4,200	38	13	51	0

	Bond								
	Russia								
	Government								
	International								
GST	Bond	1.000%	12/20/2031	105.930%	200	(21)	(129)	0	(150)
	Saudi Government								
	International								
GST	Bond	1.000%	12/20/2024	0.441%	225	2	1	3	0
	Turkey								
	Government								
	International								
GST	Bond	1.000%	12/20/2022	6.332%	900	(41)	16	0	(25)
	Turkey								
	Government								
	International								
GST	Bond	1.000%	06/20/2027	7.122%	400	(78)	(15)	0	(93)
	Israel								
	Government								
	International								
JPM	Bond	1.000%	06/20/2024	0.198%	500	12	(3)	9	0
	Nigeria								
	Government								
	International								
JPM	Bond	1.000%	06/20/2022	1.435%	800	(5)	7	2	0
	Nigeria								
	Government								
	International								
JPM	Bond	1.000%	06/20/2023	1.436%	500	(12)	11	0	(1)
	Peru Government								
	International								
JPM	Bond	1.000%	06/20/2026	0.865%	300	3	0	3	0
	Mexico								
	Government								
	International								
MYC	Bond	1.000%	12/20/2026	1.155%	200	1	(2)	0	(1)
	Mexico								
	Government								
	International								
MYC	Bond	1.000%	06/20/2027	1.255%	500	(2)	(3)	0	(5)
	Peru Government								
	International								
MYC	Bond	1.000%	06/20/2026	0.865%	1,300	3	6	9	0
	Qatar Government								
	International								
MYC	Bond	1.000%	12/20/2022	0.263%	6,300	29	9	38	0
	Saudi Government								
	International								
NGF	Bond	1.000%	12/20/2023	0.376%	1,800	1	20	21	0
						\$ (183)	\$ (530)	\$ 403	\$ (1,116)
ス									
ワ									
ッ									
プ									
契									
約									
合									
計						\$ (11)	\$ (328)	\$ 821	\$ (1,160)

金融デリバティブ商品：店頭要約

以下は、2022 年 5 月 31 日現在の店頭金融デリバティブ商品と差し入れた（受領した）担保の市場価格を取引相手別に分類して要約したものである。

- (n) 2022 年 5 月 31 日現在、国際スワップ・デリバティブ協会のマスター契約が適用される金融デリバティブ商品に関して市場価格合計 \$ 1,344 の有価証券が担保として差し入れられている。

取引相手	金融デリバティブ資産				金融デリバティブ負債				店頭デリバティブの市場価	差入（受取）担保	ネット・エクスポージャー
	外国為替先渡契約	買建オペシヨ	スワップ契約	店頭合計	外国為替先渡契約	売建オペシヨ	スワップ契約	店頭合計			

ン				ン				格 (純 額)				(6)										
BOA	\$	482	\$	0	\$	137	\$	619	\$	(5)	\$	0	\$	(45)	\$	(50)	\$	569	\$	0	\$	569
BOS		0		0		0		0		0		0		0		0		0		(560)		(560)
BPS		57		0		7		64		(158)		0		(146)		(304)		(240)		272		32
BRC		133		0		31		164		0		0		(628)		(628)		(464)		400		(64)
CBK		102		0		42		144		(996)		0		0		(996)		(852)		672		(180)
DUB		0		0		9		9		(3)		0		(22)		(25)		(16)		0		(16)
GLM		85		0		0		85		(41)		0		0		(41)		44		(260)		(216)
GST		0		0		451		451		0		0		(308)		(308)		143		0		143
JPM		0		0		76		76		(24)		0		(5)		(29)		47		0		47
MBC		2		0		0		2		(4)		0		0		(4)		(2)		0		(2)
MYC		0		0		47		47		0		0		(6)		(6)		41		(81)		(40)
MYI		32		0		0		32		(175)		0		0		(175)		(143)		0		(143)
NGF		0		0		21		21		0		0		0		0		21		0		21
RBC		0		0		0		0		(1)		0		0		(1)		(1)		0		(1)
SCX		10		0		0		10		0		0		0		0		10		0		10
SOG		28		0		0		28		(34)		0		0		(34)		(6)		0		(6)
UAG		102		0		0		102		(4)		0		0		(4)		98		0		98
店 頭 合 計	\$	1,033	\$	0	\$	821	\$	1,854	\$	(1,445)	\$	0	\$	(1,160)	\$	(2,605)						

- (1) ファンドがプロテクションの買い手で、特定のスワップ契約の条件で規定された信用事由が生じた場合、ファンドは (i) プロテクションの売り手からスワップの想定元本に等しい額を受け取り、参照債務を引き渡すかもしくは参照インデックスを構成する有価証券を引き渡す、または (ii) スワップの想定元本から参照債務の回収価値を減じた額もしくは参照インデックスを構成する有価証券の回収価値を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは有価証券の形で受け取る。
- (2) ファンドがプロテクションの売り手で、特定のスワップ契約の条件で規定された信用事由が生じた場合、ファンドは (i) プロテクションの買い手にスワップの想定元本に等しい額を支払い、参照債務の引渡しを受けるかもしくは参照インデックスを構成する有価証券の引渡しを受ける、または (ii) スワップの想定元本から参照債務の回収価値を減じた額もしくは参照インデックスを構成する有価証券の回収価値を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは有価証券の形で支払う。
- (3) インプライド・クレジット・スプレッドは、絶対値で表示され、社債、米国地方債、またはソブリン債に係るクレジット・デフォルト・スワップの期末時点における市場価値を決定するために利用される。インプライド・クレジット・スプレッドは、支払／履行リスクの現在の状況の指標としての役割を果たし、クレジット・デリバティブのデフォルトの可能性やリスクを表す。特定の参照組織のインプライド・クレジット・スプレッドは、プロテクションの買建／売建のコストを反映するもので、これには、契約を締結するために要求される前払金が含まれることがある。クレジット・スプレッドの拡大は、参照組織の信用状態の悪化、および契約の条件で規定されているデフォルトやその他の信用事由の可能性やリスクの拡大を表す。
- (4) 特定のスワップ契約の条件で規定されている信用事由が生じた場合にファンドがクレジット・プロテクションの売り手として支払うことが要求される、または買い手として受け取る可能性がある最大額を示す。
- (5) ネット・エクスポージャーはデフォルト時の取引相手に対する未収金／未払金の純額を表す。店頭金融デリバティブ商品のエクスポージャーは同一の法主体との同一のマスター契約が適用される取引間でのみ相殺することができる。マスター・ネットティングの取決めの詳細に関しては財務書類に対する注記の注 8、マスター・ネットティングの取決めに参照のこと。

金融デリバティブ商品の公正価値

以下は、ファンドが保有するデリバティブ商品の公正価値をリスク・エクスポージャー別に分類して要約したものである。ファンドのリスクに関しては財務書類に対する注記の注 7、主なおよびその他のリスク

を参照のこと。

資産・負債計算書上の金融デリバティブ商品の公正価値（2022 年 5 月 31 日現在）：

ヘッジ商品として計上されていないデリバティブ											
		コモディティ契約		クレジット契約		エクイティ契約		外国為替契約		金利契約	合計
金融デリバティブ商品 – 資産											
上場または中央清算											
先物	\$	0	\$	0	\$	0	\$	0	\$	147	\$ 147
スワップ契約		0		0		0		0		118	118
	\$	0	\$	0	\$	0	\$	0	\$	265	\$ 265
店頭											
外国為替先渡契約	\$	0	\$	0	\$	0	\$	1,033	\$	0	\$ 1,033
スワップ契約		0		821		0		0		0	821
	\$	0	\$	821	\$	0	\$	1,033	\$	0	\$ 1,854
	\$	0	\$	821	\$	0	\$	1,033	\$	265	\$ 2,119
金融デリバティブ商品 – 負債											
上場または中央清算											
先物	\$	0	\$	0	\$	0	\$	0	\$	(207)	\$ (207)
スワップ契約		0		(1)		0		0		(78)	(79)
	\$	0	\$	(1)	\$	0	\$	0	\$	(285)	\$ (286)
店頭											
外国為替先渡契約	\$	0	\$	0	\$	0	\$	(1,445)	\$	0	\$ (1,445)
スワップ契約		0		(1,160)		0		0		0	(1,160)
	\$	0	\$	(1,160)	\$	0	\$	(1,445)	\$	0	\$ (2,605)
	\$	0	\$	(1,161)	\$	0	\$	(1,445)	\$	(285)	\$ (2,891)

損益計算書に対する金融デリバティブ商品の影響（2022 年 5 月 31 日に終了した会計年度）：

ヘッジ商品として計上されていないデリバティブ											
		コモディティ 契約		クレジット 契約		エクイティ 契約		外国為替 契約		金利契約	合計
金融デリバティブ商品に係る実現純利益（損失）											
上場または中央清算											
先物	\$	0	\$	0	\$	0	\$	0	\$	87	\$ 87
スワップ契約		0		19		0		0		904	923
	\$	0	\$	19	\$	0	\$	0	\$	991	\$ 1,010
店頭											
外国為替先渡契約	\$	0	\$	0	\$	0	\$	4,757	\$	0	\$ 4,757
スワップ契約		0		(311)		0		0		0	(311)
	\$	0	\$	(311)	\$	0	\$	4,757	\$	0	\$ 4,446
	\$	0	\$	(292)	\$	0	\$	4,757	\$	991	\$ 5,456
金融デリバティブ商品に係る未実現評価（損）益の純変動額											
上場または中央清算											
先物	\$	0	\$	0	\$	0	\$	0	\$	(72)	\$ (72)
スワップ契約		0		59		0		0		(472)	(413)
	\$	0	\$	59	\$	0	\$	0	\$	(544)	\$ (485)
店頭											
外国為替先渡契約	\$	0	\$	0	\$	0	\$	346	\$	0	\$ 346
スワップ契約		0		(1,430)		0		0		0	(1,430)
	\$	0	\$	(1,430)	\$	0	\$	346	\$	0	\$ (1,084)
	\$	0	\$	(1,371)	\$	0	\$	346	\$	(544)	\$ (1,569)

公正価値の測定

以下は、ファンドの資産と負債を評価するために使用された 2022 年 5 月 31 日現在の情報に基づいた公正価値の要約である。

				公正価値 (2022 年 5 月 31 日現在)
カテゴリー	レベル 1	レベル 2	レベル 3	
投資有価証券（公正価値）				
アンゴラ				
ソブリン債	0	2,390	0	2,390
アルゼンチン				
ソブリン債	0	4,200	0	4,200
アルメニア				
ソブリン債	0	828	0	828
アゼルバイジャン				
社債等	0	3,705	0	3,705
バハマ				
ソブリン債	0	840	0	840
バーレーン				
ソブリン債	0	3,203	0	3,203
ベラルーシ				
ソブリン債	0	95	0	95
バミューダ				
社債等	0	635	0	635
ブラジル				
社債等	0	781	1,175	1,956
ソブリン債	0	2,556	0	2,556
英領バージン諸島				
社債等	0	414	0	414
ソブリン債	0	1,271	0	1,271
カメルーン				
ソブリン債	0	521	0	521
ケイマン諸島				
社債等	0	15,237	0	15,237
チリ				
社債等	0	4,227	0	4,227
ソブリン債	0	4,614	0	4,614
中国				
社債等	0	1,538	0	1,538
コロンビア				
社債等	0	408	0	408
ソブリン債	0	5,765	0	5,765
コスタリカ				
ソブリン債	0	1,851	0	1,851
ドミニカ共和国				
ソブリン債	0	5,840	0	5,840
エクアドル				
ソブリン債	0	3,927	0	3,927
エジプト				
ソブリン債	0	5,757	0	5,757
エルサルバドル				
ソブリン債	0	1,143	0	1,143
エチオピア				
ソブリン債	0	315	0	315
ジョージア				
ソブリン債	0	174	0	174
ガーナ				
ソブリン債	0	3,790	0	3,790
グアテマラ				
社債等	0	3,219	0	3,219
ソブリン債	0	2,086	0	2,086

香港				
社債等	0	819	0	819
ソブリン債	0	266	0	266
ハンガリー				
ソブリン債	0	1,546	0	1,546
インド				
社債等	0	1,233	0	1,233
ソブリン債	0	721	0	721
インドネシア				
社債等	0	3,584	0	3,584
ソブリン債	0	1,397	0	1,397
アイルランド				
社債等	0	35	0	35
ソブリン債	0	134	0	134
イスラエル				
社債等	0	2,513	0	2,513
コートジボワール				
ソブリン債	0	2,462	0	2,462
ジャマイカ				
社債等	0	179	0	179
ジャージー、チャンネル諸島				
社債等	0	1,334	0	1,334
ヨルダン				
ソブリン債	0	1,573	0	1,573
カザフスタン				
社債等	0	5,587	0	5,587
ケニア				
ソブリン債	0	1,564	0	1,564
ルクセンブルク				
社債等	0	4,011	0	4,011
マレーシア				
社債等	0	2,847	0	2,847
ソブリン債	0	749	0	749
マーシャル諸島				
社債等	0	75	0	75
モーリシャス				
社債等	0	391	0	391
メキシコ				
社債等	0	6,035	0	6,035
ソブリン債	0	1,808	0	1,808
モンゴル				
ソブリン債	0	2,322	0	2,322
モロッコ				
社債等	0	1,181	0	1,181
ソブリン債	0	1,705	0	1,705
多国籍				
社債等	0	690	0	690
ナミビア				
ソブリン債	0	935	0	935
オランダ				
社債等	0	1,542	0	1,542
ソブリン債	0	1,435	0	1,435
ナイジェリア				
バンクローン債務	0	715	0	715
社債等	0	675	0	675
ソブリン債	0	6,285	0	6,285
オマーン				
ソブリン債	0	6,257	0	6,257

パキスタン				
ソブリン債	0	2,661	0	2,661
パナマ				
社債等	0	1,078	0	1,078
ソブリン債	0	3,355	0	3,355
パラグアイ				
ソブリン債	0	625	0	625
ペルー				
社債等	0	3,775	0	3,775
ソブリン債	0	1,030	0	1,030
フィリピン				
社債等	0	1,483	0	1,483
ソブリン債	0	645	0	645
カタール				
社債等	0	1,025	0	1,025
ルーマニア				
ソブリン債	0	3,720	0	3,720
ロシア				
ソブリン債	0	568	0	568
ルワンダ				
ソブリン債	0	335	0	335
サウジアラビア				
社債等	0	2,368	0	2,368
ソブリン債	0	641	0	641
セネガル				
ソブリン債	0	1,432	0	1,432
セルビア				
ソブリン債	0	897	0	897
シンガポール				
社債等	0	1,393	0	1,393
南アフリカ				
バンクローン債務	0	0	1,661	1,661
社債等	0	6,302	2,416	8,718
ソブリン債	0	5,003	0	5,003
スリランカ				
ソブリン債	0	1,990	0	1,990
国際機関				
ソブリン債	0	181	0	181
タンザニア				
バンクローン債務	0	0	242	242
タイ				
社債等	0	258	0	258
チュニジア				
ソブリン債	0	900	0	900
トルコ				
バンクローン債務	0	1,617	0	1,617
社債等	0	190	0	190
ソブリン債	0	4,366	0	4,366
ウクライナ				
社債等	0	379	0	379
ソブリン債	0	2,805	0	2,805
アラブ首長国連邦				
社債等	0	677	0	677
ソブリン債	0	498	0	498
英国				
社債等	0	3,777	0	3,777
ソブリン債	0	108	0	108
米国				

社債等	0	3,998	0	3,998				
モーゲージ担保証券	0	1,012	0	1,012				
米国政府機関債	0	3,842	0	3,842				
米国財務省債務証券	0	12,505	0	12,505				
ウルグアイ								
ソブリン債	0	2,150	0	2,150				
ウズベキスタン								
ソブリン債	0	163	0	163				
ベネズエラ								
社債等	0	799	0	799				
ソブリン債	0	1,595	0	1,595				
ザンビア								
ソブリン債	0	1,012	0	1,012				
短期金融商品	0	24,941	0	24,941				
投資合計	\$	0	\$	254,034	\$	5,494	\$	259,528
売建有価証券（公正価値）	\$	0	\$	(170)	\$	0	\$	(170)
金融デリバティブ商品－資産								
上場または中央清算	141	124	0	265				
店頭	0	1,854	0	1,854				
	141	1,978	0	2,119				
金融デリバティブ商品－負債								
上場または中央清算	0	(286)	0	(286)				
店頭	0	(2,602)	(3)	(2,605)				
	0	(2,888)	(3)	(2,891)				
合計	\$	141	\$	252,954	\$	5,491	\$	258,586

2022年5月31日に終了した年度においてレベル3で重要な移動はなかった。

以下は、2022年5月31日に終了した年度において、ファンドのために重要な観察不能の情報（レベル3）を使用した公正価値の購入、発行および振替の要約である。

カテゴリー	純購入額 ⁽²⁾	発行	レベル3へ振替	レベル3から振替
投資有価証券（公正価値）				
ブラジル				
社債等	\$ 135	\$ 0	\$ 1,051	\$ 0
南アフリカ				
バンクローン債務	109	0	0	0
社債等	2,545	0	0	0
合計	\$ 2,789	\$ 0	\$ 1,051	\$ 0

以下は、公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類された資産と負債の公正価値評価に使用された重要な観察不能な情報の要約である。

カテゴリー	期末残高（2022年5月31日現在）	評価手法	観察不能な情報	入力値（別段の注記のない限り%）
投資有価証券（公正価値）				
ブラジル				
社債等	\$ 1,175	Reference Instrument	Weight Average BRL	42.58
南アフリカ				
バンクローン債務	1,661	Reference Instrument	Yield	5.38
社債等	2,416	Reference Instrument	Yield	9.09
タンザニア				
バンクローン債務	242	Proxy Pricing	Base price	99.75
金融デリバティブ商品				

資産

クレジット契約	0	Indicative Market Quotation	Broker Quote	(0.15)
負債				
クレジット契約	(3)	Indicative Market Quotation	Broker Quote	(3.09)
合計	\$ 5,491			

- ⁽²⁾ 金融デリバティブ商品の純購入および売却額には、スワップ契約記載条件と市場実勢価格との間の差異を補填するために、スワップ契約締結時に行ったまたは受領した支払が含まれている場合がある。

添付の注記参照

財務諸表に対する注記

2022 年 5 月 31 日現在

重要な会計方針

以下は、ピムコ・バミューダ・トラスト（以下「トラスト」という）が米国において一般に公正妥当と認められる会計原則（以下「米国 GAAP」という）に準拠した財務諸表を作成するにあたって、継続して従っている重要な会計方針の要約である。各ファンドは米国 GAAP の報告規定に該当する投資会社として扱われている。米国 GAAP に従い財務諸表を作成するにあたって、経営陣は、決算日現在の資産・負債の計上金額および偶発資産・債務の開示事項、ならびに決算期間中における運用による純資産の増加および減少の計上金額に影響を与える見積りおよび仮定を行う必要がある。実績は、これらの見積りとは異なる可能性もある。

(a) 被取得ファンド

受託会社およびマネージャーは、PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド、PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（円ヘッジ）、および PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド II（これらは他のファンドに対する投資を行うもので、以下では、「ファンド・オブ・ファンズ」または「取得ファンド」という）の資産の全部または一部を、PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）（以下では、「被取得ファンド」という）に振り替えることができる。振り替えられた資産は、直接受領されたものと同様に保有される。資産がそのように振り替えられた場合、被取得ファンドは、対応する取得ファンドへの受益証券の発行を当該受益証券の 1 口当たりの発行価格で計上し、当該受益証券の買戻し時には、受益証券 1 口当たり買戻し価格で当該受益証券の買戻しを行う。

財務ハイライトに記載の比率は被取得ファンドの費用を含んでいない。ファンドの報酬に関しては財務諸表の注記を適宜参照のこと。

(b) 有価証券取引および投資収益

有価証券取引は、財務報告上、約定日基準で計上される。発行日取引または遅延引渡基準で売買された有価証券は、当該有価証券の約定日から標準決済期間を経過した後で決済されることがある。有価証券売却に係る実現損益は、個別原価法で計上されている。配当収入は、配当落ち日に計上される。ただし、外国有価証券からの配当で配当落ち日を過ぎたと思われる一部配当金については、ファンドが配当落ち日の通知を受領次第計上される。受取利息は、ディスカウントの増額およびプレミアムの償却が反映され、決済日から発生基準で計上される。ただし、先スタート発効日のある有価証券は例外で、その受取利息は発効日から発生基準で計上される。転換型証券の転換権に係るプレミアムは償却されない。特定の外国有価証券に係る見積税金債務は発生基準で計上され、損益計算書において場合に依りて受取利息の構成要素または投資に係る未実現評価益（評価損）の純変動額として反映される。かかる有価証券売却の結果実現する税金債務は損益計算書において投資に係る実現純損益の構成要素として反映される。モーゲージ関連証券およびその他の資産担保証券の元本返済による損益は、損益計算書において受取利息の構成要素として計上される。継続して適用している手続きに基づき利息の全部または一部の回収が疑わしくなった場合、債務証券は不良債権に分類することができ、関連する受取利息は経過利息の計上を停止し未収利息を償却することによって減額できる。発行体が利息の支払を再開した場合または利息の回収可能性が高まった場合は不良債権の分類から除かれる。

(c) 現金および外貨

各ファンドの財務諸表は、主たる営業の場所において使用されている通貨（以下「機能通貨」という）で表示されている。各ファンドの機能通貨は下記の表に記載されている。

外国有価証券、保有通貨ならびにその他の資産および負債の市場価格は、各営業日現在の為替レートに基づき各ファンドの機能通貨に換算される。外貨建ての有価証券の売買および収益費用項目は、取引日における実勢為替レートで各ファンドの機能通貨に換算される。ファンドは外国為替レートの変動の影響を保

有価証券の市場価格の変動と区別して報告していない。かかる変動は損益計算書において投資に係る実現純損益および未実現損益の純変動額に含まれている。ファンドは外貨建ての有価証券に投資することができ、かつ、取引時点の実勢為替レートでスポット（現金）ベースでも外国為替先渡契約によっても外貨取引を行うことができる。スポット外貨の売却から発生する実現外国為替損益、有価証券取引に係る取引日と決済日の間に実現した為替損益、ならびに配当金、利息および外国源泉徴収税の計上額と実際に受け取ったまたは支払った金額の機能通貨相当額との間の差額は損益計算書の外貨取引に係る実現純損益に含まれている。決算期間末に保有されている投資有価証券以外の外貨建て資産および負債に係る外国為替レートの変動に起因する未実現外国為替純損益は、損益計算書の外貨資産および負債に係る未実現評価損益の純変動額に含まれている。

特定のファンド（あるいは、該当する場合はそのクラス）の純資産価額およびトータル・リターンは現在の目論見書で詳述されている通り純資産価額が報告される通貨（以下「報告通貨」という）で表示されている。純資産価額およびトータル・リターンの日本円による表示目的のため、期末純資産価額は期首と期末日それぞれの為替レートで換算され、分配額は分配日の為替レートで換算される。各ファンドの報告通貨は下表の通りである。

ファンド/クラス:	報告通貨	機能通貨
PIMCOバミューダ フォーリン・ロー・デュレーション・ファンド	日本円	米ドル
PIMCOバミューダ U.S. ロー・デュレーション・ファンド	日本円	米ドル
PIMCOエマージング・マーケット・ボンド・ファンド	日本円	米ドル
PIMCOエマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M)	米ドル	米ドル
・ USD		
PIMCOエマージング・マーケット・ボンド・ファンド (円ヘッジ)	日本円	米ドル
PIMCOエマージング・マーケット・ボンド・ファンド II	日本円	米ドル
・ J (BRL)		
・ J (IDR)		
・ J (INR)		
・ J (MXN)		
・ J (TRY)		
・ J (ZAR)		
PIMCOユーロ・トータル・リターン・ファンド	ユーロ	ユーロ
PIMCOリアル・リターン・ファンド	米ドル	米ドル
PIMCOショート・ターム・ストラテジー		
・ AUD	豪ドル	米ドル
・ C (USD)	米ドル	米ドル
・ J (JPY)	日本円	米ドル
・ J (USD)	日本円	米ドル
・ JPY	日本円	米ドル
・ USD	米ドル	米ドル

(d) 複数のクラスによる運用

トラストにより提供されるファンドの各クラスは、該当する場合、そのファンドの資産に関して同一ファンドの他のクラスと同じ権利を保有する。ただし、通貨ヘッジ取引に関連して帰属クラスが特定されている資産ならびにキャピタル・ゲインおよびキャピタル・ロスを除く。収益、クラス特有ではない費用、実現および未実現のキャピタル・ゲインおよびキャピタル・ロスは、該当する場合、それぞれのファンドの各クラスの純資産価額に応じて受益証券の各クラスに按分される。クラス特有の費用は、現在、運用報酬、投資顧問報酬、代理店報酬および販売報酬である。

(e) 配分方針

次の表は、各ファンドの予定分配頻度を表示している。各ファンドからの分配は、マネージャーにより承認された場合にのみ公表されかつ受益者に分配され、またマネージャーの裁量により承認が保留されることもある。

毎日公表毎月支払:
PIMCOユーロ・トータル・リターン・ファンド
毎月分配:
PIMCOエマージング・マーケット・ボンド・ファンド
PIMCOエマージング・マーケット・ボンド・ファンド (円ヘッジ)
PIMCOエマージング・マーケット・ボンド・ファンド II
PIMCOショート・ターム・ストラテジー
・ J (JPY)
・ J (USD)
四半期分配:
PIMCOバミューダ フォーリン・ロー・デュレーション・ファンド
PIMCOバミューダ U.S. ロー・デュレーション・ファンド
毎年分配:
PIMCOリアル・リターン・ファンド
PIMCOショート・ターム・ストラテジー
・ AUD
・ C (USD)
・ JPY
・ USD
マネージャーは下記ファンド（あるいは、該当する場合はクラス）について分配の公表を予定していない。ただし、その裁量でいつでも受益者に分配することができる。
PIMCOエマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M)

分配（もしあれば）は、通常、関連したファンド（あるいは、該当する場合はクラス）の投資純利益から行われる。また、マネージャーは、分配に使用可能な実現純キャピタル・ゲインの支払を認めることもある。追加分配は、マネージャーが適切と考えた場合に公表されることがある。あるファンド（あるいは、該当する場合はクラス）に関して分配が支払われた場合は、そのファンド（あるいは、該当する場合はクラス）の受益証券 1 口当たり純資産価額が減少する。受益証券保有者はその裁量で、ファンド（あるいは、該当する場合はクラス）からの分配金をファンド（あるいは、該当する場合はクラス）の受益証券に追加して再投資するか、あるいは現金で受領することができる。現金の支払は、ファンドの報告通貨で行われる。各ファンド（あるいは、該当する場合はそのクラス）が、ファンド（あるいは、該当する場合はそのクラス）の妥当な分配水準を維持するために必要と考えた場合は、追加分配を公表することができる。目論見書により要求されているファンド（あるいは、該当する場合はクラス）の分配金を支払うのに十分な純利益および実現純キャピタル・ゲインがない場合、マネージャーは、そのファンド（あるいは、該当する場合はそのクラス）の資本金の一部を分配金として支払うことができる。期日から 6 年を過ぎてなお受領されていない分配金は失効し、ファンド（あるいは、該当する場合はそのクラス）に帰属する。

(f) 新しい会計原則および規制アップデート

2020 年 3 月、財務会計基準審議会（以下「FASB」という）はロンドン銀行間取引金利（「LIBOR」）および廃止が予想されているその他の参照金利からの移行に伴う潜在的な会計上の負荷を軽減するための任意のガイダンスを提供する会計基準アップデート（以下、「ASU」という）ASU 2020-04 を発行した。ASU 2020-04 は、2020 年 3 月 12 日から 2022 年 12 月 31 日までの期間に発生する一定の参照金利に関連した契約の修正に関して効力が発生する。2021 年 3 月、LIBOR 運営機関は大半の米ドル LIBOR セッティングの公表を 2023 年 6 月 30 日まで延長すると発表した。経営陣は LIBOR 停止がファンドの投資に与え得る潜在的影響を継続的に評価し、この ASU の採用がファンドの財務諸表に重大な影響を与える可能性は低いと決定した。

(参考)

マネー・オープン・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

	2022 年 1 月 17 日現在	2023 年 1 月 16 日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	403,501,108	316,785,966
流動資産合計	403,501,108	316,785,966
資産合計	403,501,108	316,785,966
負債の部		
流動負債		
未払解約金	4,649,636	708,627
未払利息	217	201
流動負債合計	4,649,853	708,828
負債合計	4,649,853	708,828
純資産の部		
元本等		
元本	392,661,920	311,251,070
剰余金		
剰余金又は欠損金 (△)	6,189,335	4,826,068
元本等合計	398,851,255	316,077,138
純資産合計	398,851,255	316,077,138
負債純資産合計	403,501,108	316,785,966

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

		2022 年 1 月 17 日現在	2023 年 1 月 16 日現在
1.	期首	2021 年 1 月 16 日	2022 年 1 月 18 日
	期首元本額	513,302,339 円	392,661,920 円
	期首からの追加設定元本額	10,849,375 円	25,036,312 円
	期首からの一部解約元本額	131,489,794 円	106,447,162 円
	元本の内訳 ※		
	上場インデックスファンド中国A株 (パンダ) E F u n d C S I 3 0 0	198,295 円	198,295 円
	上場インデックスファンド海外債券 (F T S E W G B I) 毎月分配型	19,740 円	19,740 円
	高金利先進国債券オープン (毎月分配型)	7,402,307 円	6,525,990 円
	世界銀行債券ファンド (毎月分配型)	9,828,359 円	9,201,097 円
	高金利先進国債券オープン (資産成長型)	600,892 円	558,277 円
	資源ファンド (株式と通貨) ブラジルリアル・コース	5,343,847 円	7,904,694 円
	資源ファンド (株式と通貨) 南アフリカランド・コース	2,895,008 円	2,653,229 円
	資源ファンド (株式と通貨) オーストラリアドル・コース	1,425,003 円	1,228,287 円
	グローバル3倍3分法ファンド (1年決算型)	203,495,014 円	161,056,339 円
	グローバル3倍3分法ファンド (隔月分配型)	111,327,794 円	77,255,205 円
	グローバル3倍3分法 (適格機関投資家専用)	2,604,787 円	5,692,365 円
	グローバル3倍3分法オープン (適格機関投資家専用)	548,589 円	460,487 円
	日興・G S 世界ソブリン・ファンド (毎月分配型)	7,197,609 円	6,478,429 円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型 (米ドルコース)	15,233,545 円	13,234,116 円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型 (円ヘッジコース)	3,475,983 円	2,474,477 円
	日興・アッシュモア・グローイング・マルチストラテジー・ファンド	2,195,069 円	— 円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型 (米ドルコース)	1,388,565 円	1,188,936 円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型 (ブラジルリアルコース)	2,186,479 円	2,088,033 円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型 (南アフリカランドコース)	553,810 円	428,256 円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型 (トルコリラコース)	12,333,159 円	10,805,868 円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型 (メキシコペソコース)	643,634 円	564,264 円
	日興・世界ソブリン・ファンド V A (適格機関投資家転売制限付)	568,933 円	458,318 円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型 (インドネシアルピアコース)	262,423 円	175,442 円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型 (インドルピーコース)	933,076 円	600,926 円
	計	392,661,920 円	311,251,070 円
2.	受益権の総数	392,661,920 口	311,251,070 口

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	自 2021 年 1 月 16 日 至 2022 年 1 月 17 日	自 2022 年 1 月 18 日 至 2023 年 1 月 16 日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	2022 年 1 月 17 日現在	2023 年 1 月 16 日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 該当事項はありません。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

2022 年 1 月 17 日現在	2023 年 1 月 16 日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)
1.0158 円 (10,158 円)	1.0155 円 (10,155 円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【中間財務諸表】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 52 年大蔵省令第 38 号)並びに同規則第 38 条の 3 及び第 57 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)に基づき作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当中間計算期間(2023 年 1 月 17 日から 2023 年 7 月 16 日まで)の中間財務諸表について、PwC あらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2023年8月23日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 辻村 和之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 榊原 康太
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）の2023年1月17日から2023年7月16日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）の2023年7月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年1月17日から2023年7月16日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、日興アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前計算期間末 2023 年 1 月 16 日現在	当中間計算期間末 2023 年 7 月 16 日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	43,440,667	45,415,844
投資信託受益証券	1,122,091,320	1,163,578,392
親投資信託受益証券	1,207,364	1,217,928
流動資産合計	1,166,739,351	1,210,212,164
資産合計	1,166,739,351	1,210,212,164
負債の部		
流動負債		
未払金	-	5,960,566
未払収益分配金	1,146,160	-
未払解約金	56,109	143,345
未払受託者報酬	207,075	190,945
未払委託者報酬	10,839,982	9,996,043
未払利息	27	17
その他未払費用	794,044	403,997
流動負債合計	13,043,397	16,694,913
負債合計	13,043,397	16,694,913
純資産の部		
元本等		
元本	458,464,019	431,419,353
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	695,231,935	762,097,898
（分配準備積立金）	338,737,175	301,791,108
元本等合計	1,153,695,954	1,193,517,251
純資産合計	1,153,695,954	1,193,517,251
負債純資産合計	1,166,739,351	1,210,212,164

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前中間計算期間 自 2022 年 1 月 18 日 至 2022 年 7 月 17 日	当中間計算期間 自 2023 年 1 月 17 日 至 2023 年 7 月 16 日
営業収益		
受取配当金	36,306,420	33,106,400
有価証券売買等損益	△46,895,480	89,111,550
営業収益合計	△10,589,060	122,217,950
営業費用		
支払利息	2,079	5,138
受託者報酬	210,034	190,945
委託者報酬	10,994,676	9,996,043
その他費用	463,605	404,039
営業費用合計	11,670,394	10,596,165
営業利益又は営業損失 (△)	△22,259,454	111,621,785
経常利益又は経常損失 (△)	△22,259,454	111,621,785
中間純利益又は中間純損失 (△)	△22,259,454	111,621,785
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△)	△5,933,352	7,602,240
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	831,457,520	695,231,935
剰余金増加額又は欠損金減少額	20,973,439	40,958,860
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	20,973,439	40,958,860
剰余金減少額又は欠損金増加額	88,878,067	78,112,442
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	88,878,067	78,112,442
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	747,226,790	762,097,898

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	--

(中間貸借対照表に関する注記)

	前計算期間末 2023年1月16日現在	当中間計算期間末 2023年7月16日現在
1. 期首元本額	538,248,999 円	458,464,019 円
期中追加設定元本額	49,860,784 円	24,361,615 円
期中一部解約元本額	129,645,764 円	51,406,281 円
2. 受益権の総数	458,464,019 口	431,419,353 口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

前中間計算期間 自 2022年1月18日 至 2022年7月17日	当中間計算期間 自 2023年1月17日 至 2023年7月16日
信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 4,600,475 円	信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 4,185,166 円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	前計算期間末 2023年1月16日現在	当中間計算期間末 2023年7月16日現在
中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありませ	中間貸借対照表計上額は中間計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありませ
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(1口当たり情報)

前計算期間末 2023年1月16日現在	当中間計算期間末 2023年7月16日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)
2.5164 円 (25,164 円)	2.7665 円 (27,665 円)

当ファンドは、「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同投資信託です。なお、同投資信託の財務諸表は2023年4月14日提出の有価証券報告書に記載されております。

また、当ファンドは、「マネー・オープン・マザーファンド」を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

(参考)

マネー・オープン・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

	2023 年 1 月 16 日現在	2023 年 7 月 16 日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	316,785,966	312,301,584
流動資産合計	316,785,966	312,301,584
資産合計	316,785,966	312,301,584
負債の部		
流動負債		
未払解約金	708,627	758,337
未払利息	201	118
流動負債合計	708,828	758,455
負債合計	708,828	758,455
純資産の部		
元本等		
元本	311,251,070	306,828,888
剰余金		
剰余金又は欠損金 (△)	4,826,068	4,714,241
元本等合計	316,077,138	311,543,129
純資産合計	316,077,138	311,543,129
負債純資産合計	316,785,966	312,301,584

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

		2023 年 1 月 16 日現在	2023 年 7 月 16 日現在
1.	期首	2022 年 1 月 18 日	2023 年 1 月 17 日
	期首元本額	392,661,920 円	311,251,070 円
	期首からの追加設定元本額	25,036,312 円	5,784,619 円
	期首からの一部解約元本額	106,447,162 円	10,206,801 円
	元本の内訳 ※		
	上場インデックスファンド中国A株 (パンダ) E F u n d C S I 3 0 0	198,295 円	198,295 円
	上場インデックスファンド海外債券 (F T S E W G B I) 毎月分配型	19,740 円	19,740 円
	高金利先進国債券オープン (毎月分配型)	6,525,990 円	6,032,624 円
	世界銀行債券ファンド (毎月分配型)	9,201,097 円	9,000,074 円
	高金利先進国債券オープン (資産成長型)	558,277 円	558,055 円
	資源ファンド (株式と通貨) ブラジルリアル・コース	7,904,694 円	7,904,694 円
	資源ファンド (株式と通貨) 南アフリカランド・コース	2,653,229 円	2,566,967 円
	資源ファンド (株式と通貨) オーストラリアドル・コース	1,228,287 円	1,134,603 円
	グローバル3倍3分法ファンド (1年決算型)	161,056,339 円	161,056,339 円
	グローバル3倍3分法ファンド (隔月分配型)	77,255,205 円	74,152,633 円
	グローバル3倍3分法 (適格機関投資家専用)	5,692,365 円	6,283,774 円
	グローバル3倍3分法オープン (適格機関投資家専用)	460,487 円	460,487 円
	日興・G S 世界ソブリン・ファンド (毎月分配型)	6,478,429 円	6,422,994 円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型 (米ドルコース)	13,234,116 円	13,508,627 円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型 (円ヘッジコース)	2,474,477 円	2,237,944 円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型 (米ドルコース)	1,188,936 円	1,199,457 円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型 (ブラジルリアルコース)	2,088,033 円	2,128,579 円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型 (南アフリカランドコース)	428,256 円	401,892 円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型 (トルコリラコース)	10,805,868 円	9,872,986 円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型 (メキシコペソコース)	564,264 円	625,897 円
	日興・世界ソブリン・ファンド V A (適格機関投資家転売制限付)	458,318 円	470,644 円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型 (インドネシアルピアコース)	175,442 円	117,851 円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型 (インドルピーコース)	600,926 円	473,732 円
	計	311,251,070 円	306,828,888 円
2.	受益権の総数	311,251,070 口	306,828,888 口

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	2023 年 1 月 16 日現在	2023 年 7 月 16 日現在
--	-------------------	-------------------

貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 該当事項はありません。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(1 口当たり情報)

2023 年 1 月 16 日現在		2023 年 7 月 16 日現在	
1 口当たり純資産額	1. 0155 円	1 口当たり純資産額	1. 0154 円
(1 万口当たり純資産額)	(10, 155 円)	(1 万口当たり純資産額)	(10, 154 円)

2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は 2023 年 7 月 31 日現在です。

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）】

【純資産額計算書】

I 資産総額	1,212,539,704円
II 負債総額	2,785,850円
III 純資産総額（I－II）	1,209,753,854円
IV 発行済口数	430,077,583口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.8129円

（参考）

マネー・オープン・マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	311,751,983円
II 負債総額	41,344円
III 純資産総額（I－II）	311,710,639円
IV 発行済口数	307,001,481口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0153円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2023年7月末現在	資本金	17,363,045,900円
	発行可能株式総数	230,000,000株
	発行済株式総数	197,012,500株

●過去5年間における主な資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の意思決定機関（2023年7月末現在）

・株主総会

株主総会は、取締役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行います。

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年3月31日（事業年度の終了）から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。また、取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができます。

当社の取締役会は10名以内の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び5名以内の監査等委員である取締役で構成され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役若干名を選定します。

・監査等委員会

当社の監査等委員会は、5名以内の監査等委員である取締役で構成され、監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。監査等委員会は、その決議をもって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定します。

(3) 運用の意思決定プロセス（2023年7月末現在）

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理ならびに法令など遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理／コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、2023年7月末現在の投資信託などは次の通りです。

種 類	ファンド本数	純資産額 (単位：億円)
投資信託総合計	849	270,489
株式投資信託	794	231,409
単位型	314	9,741
追加型	480	221,668
公社債投資信託	55	39,079
単位型	42	1,034
追加型	13	38,045

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 64 期事業年度（2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年6月13日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋 宗 勝 彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三 上 和 彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第64期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注

記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(1)【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第 63 期 (2022 年 3 月 31 日)		第 64 期 (2023 年 3 月 31 日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		42,427		42,036
有価証券		170		1,025
前払費用		932		908
未収入金		96	※4	410
未収委託者報酬		25,193		21,336
未収収益	※3	1,048	※3	589
関係会社短期貸付金		5,005		3,318
立替金		1,056		1,015
その他	※2	998	※2	1,233
流動資産合計		76,928		71,875
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	244	※1	245
器具備品	※1	153	※1	122
有形固定資産合計		397		367
無形固定資産				
ソフトウェア		335		390
無形固定資産合計		335		390
投資その他の資産				
投資有価証券		23,969		23,274
関係会社株式		22,366		22,366
長期差入保証金		652		375
繰延税金資産		3,678		448
投資その他の資産合計		50,667		46,465
固定資産合計		51,399		47,224
資産合計		128,328		119,099

(単位：百万円)

	第 63 期 (2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (2023 年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
預り金	651	433
未払金	9,693	7,557
未払収益分配金	7	7
未払償還金	71	71
未払手数料	8,783	6,586
その他未払金	831	892
未払費用	※3 5,572	※3 4,227
未払法人税等	2,354	-
未払消費税等	※4 3,669	-
賞与引当金	3,958	2,563
役員賞与引当金	5	218
訴訟損失引当金	7,847	-
その他	1,330	647
流動負債合計	35,083	15,648
固定負債		
退職給付引当金	1,395	1,424
賞与引当金	423	437
役員賞与引当金	-	16
その他	390	181
固定負債合計	2,209	2,059
負債合計	37,292	17,708
純資産の部		
株主資本		
資本金	17,363	17,363
資本剰余金		
資本準備金	5,220	5,220
資本剰余金合計	5,220	5,220
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	68,901	79,307
利益剰余金合計	68,901	79,307
自己株式	△2,067	△2,067
株主資本合計	89,417	99,823
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,350	2,056
繰延ヘッジ損益	△731	△488
評価・換算差額等合計	1,618	1,567
純資産合計	91,035	101,391
負債純資産合計	128,328	119,099

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第 63 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
営業収益		
委託者報酬	94,938	73,998
その他営業収益	4,743	3,479
営業収益合計	99,682	77,477
営業費用		
支払手数料	42,026	30,699
広告宣伝費	987	755
公告費	1	3
調査費	23,000	17,479
調査費	1,042	1,170
委託調査費	21,932	16,282
図書費	25	26
委託計算費	598	581
営業雑経費	1,014	948
通信費	143	139
印刷費	308	309
協会費	52	56
諸会費	13	16
その他	494	427
営業費用計	67,628	50,469
一般管理費		
給料	11,759	9,818
役員報酬	156	314
役員賞与引当金繰入額	5	234
給料・手当	7,229	6,544
賞与	143	147
賞与引当金繰入額	4,225	2,577
交際費	22	56
寄付金	29	24
旅費交通費	66	205
租税公課	429	433
不動産賃借料	937	938
退職給付費用	394	383
退職金	169	155
固定資産減価償却費	172	183
福利費	1,171	1,097
諸経費	3,888	4,291
一般管理費計	19,042	17,588
営業利益	13,010	9,420

(単位：百万円)

	第 63 期		第 64 期	
	(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)		(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	
営業外収益				
受取利息		71		107
受取配当金	※ 1	5,257	※ 1	9,255
時効成立分配金・償還金		1		1
為替差益		1,548		—
その他		58		236
営業外収益合計		6,936		9,601
営業外費用				
支払利息		177		407
デリバティブ費用		49		389
有価証券償還損		—		6
時効成立後支払分配金・償還金		9		1
為替差損		—		342
その他		39		15
営業外費用合計		275		1,163
経常利益		19,672		17,858
特別利益				
投資有価証券売却益		253		427
子会社有償減資払戻益		1,445		—
訴訟損失引当金戻入額		—	※ 3	4,481
特別利益合計		1,699		4,909
特別損失				
投資有価証券売却損		132		347
固定資産処分損		0		0
訴訟損失引当金繰入額		7,847		—
特別損失合計		7,980		347
税引前当期純利益		13,391		22,420
法人税、住民税及び事業税		3,435		1,340
法人税等還付税額	※ 2	△329		—
法人税等調整額		△1,851		3,252
法人税等合計		1,255		4,593
当期純利益		12,136		17,826

(3) 【株主資本等変動計算書】

第 63 期（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	17,363	5,220	5,220	61,956	61,956	△2,067	82,472
当期変動額							
剰余金の配当				△5,191	△5,191		△5,191
当期純利益				12,136	12,136		12,136
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	6,944	6,944	—	6,944
当期末残高	17,363	5,220	5,220	68,901	68,901	△2,067	89,417

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計	
当期首残高	1,461	115	1,577	84,049
当期変動額				
剰余金の配当				△5,191
当期純利益				12,136
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	889	△847	41	41
当期変動額合計	889	△847	41	6,985
当期末残高	2,350	△731	1,618	91,035

第 64 期（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	17,363	5,220	5,220	68,901	68,901	△2,067	89,417
当期変動額							
剰余金の配当				△7,420	△7,420		△7,420
当期純利益				17,826	17,826		17,826
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	10,406	10,406	—	10,406
当期末残高	17,363	5,220	5,220	79,307	79,307	△2,067	99,823

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計	
当期首残高	2,350	△731	1,618	91,035
当期変動額				
剰余金の配当				△7,420
当期純利益				17,826
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△294	242	△51	△51
当期変動額合計	△294	242	△51	10,355
当期末残高	2,056	△488	1,567	101,391

[注記事項]

(重要な会計方針)

項目	第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)				
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 ① 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 ② その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 市場価格のない株式等 総平均法による原価法 (2) デリバティブ 時価法				
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、2016 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table border="0"> <tr> <td>建物</td><td>3 年～15 年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>3 年～20 年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法によっております。	建物	3 年～15 年	器具備品	3 年～20 年
建物	3 年～15 年				
器具備品	3 年～20 年				
3 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。				
4 収益の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。 (1) 投資信託委託業務 当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の運用資産残高(以下「AUM」)に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資信託報酬は、各ファンドの AUM に固定料率を乗じて毎日計算され、日次で収益を認識しております。 (2) 投資顧問業務 当社は、投資顧問契約に基づき機関投資家に投資顧問サービスを提供し、ファンドの AUM に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資顧問報酬は、一般的に各ファンドの AUM に投資顧問契約で定められた固定料率を乗じて毎月計算され、月次で収益を認識しております。				

5 ヘッジ会計の方法	(3) 成功報酬 当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資信託契約または投資顧問契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。 (1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。 (3) ヘッジ方針 ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。
6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更)

第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
(時価の算定に関する会計基準の適用) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準第 31 号 2021 年 6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。本会計基準適用指針の適用が当財務諸表に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
その他有価証券の為替リスクヘッジに係るヘッジ損益について、ヘッジ対象の損益認識時に繰延ヘッジ損益を純損益に計上するに当たり、前事業年度において、「為替差損益」に含めていましたが、金額的重要性が高まったことから、ヘッジの効果をより明瞭に表示するため当事業年度よりヘッジ対象の損益区分と同一区分である投資有価証券売却益あるいは投資有価証券売却損として表示することとしております。

(重要な会計上の見積り)

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 当事業年度の財務諸表に計上した金額

訴訟損失引当金を 7,847 百万円計上しております。

2 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

訴訟について将来発生しうる損失の見込額を算出し、訴訟損失引当金として計上しています。

(2) 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

原告が主張する損害額に基づき、将来発生することが予想される損失の見積を行っています。

(3) 翌事業年度の財務諸表に与える影響

当社では、現在までに想定しうる最善の仮定に基づき訴訟損失引当金を計上しておりますが、今後の経過により、翌事業年度において訴訟損失引当金の追加計上または取り崩しを行う可能性があります。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

第 63 期 (2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (2023 年 3 月 31 日)
※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,390 百万円 器具備品 823 百万円 ※ 2 信託資産 流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客 分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に 信託しております。 ※ 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりで あります。 (流動資産) 未収収益 233 百万円 (流動負債) 未払費用 2,314 百万円 ※ 4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 「未払消費税等」として表示しております。 ※ 5 保証債務 ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピ ーティーワイ・リミテッド(旧社名「日興AMエク イティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リ ミテッド」)が発行する買戻し条件付株式の買戻請 求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネ ジメント・リミテッドは最大 5 百万豪ドルを提供す る義務を負っています。当社はヤラ・キャピタル・マ ネジメント・リミテッドが負う当該資金提供義務 を保証しております。	※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,437 百万円 器具備品 879 百万円 ※ 2 信託資産 流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客 分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に 信託しております。 ※ 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりで あります。 (流動資産) 未収収益 263 百万円 (流動負債) 未払費用 1,778 百万円 ※ 4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 「未収入金」に含めて表示しております。 ※ 5 保証債務 ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピ ーティーワイ・リミテッド(旧社名「日興AMエク イティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リ ミテッド」)が発行する買戻し条件付株式の買戻請 求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネ ジメント・リミテッドは最大 448 百万円(5 百万豪 ドル)を提供する義務を負っています。当社はヤ ラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う 当該資金提供義務を保証しております。

(損益計算書関係)

第 63 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
※ 1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、 次のとおりであります。 受取配当金 5,194 百万円 ※ 2 法人税等還付税額 過年度の取引に関する法人税等の還付金相当額を 計上しています。	※ 1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、 次のとおりであります。 受取配当金 9,241 百万円 ※ 3 訴訟損失引当金戻入額 原告との和解が成立したことにより、前事業年度 に計上した訴訟損失引当金から、和解金を控除した 額を計上しております。

(株主資本等変動計算書関係)

第 63 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197, 012, 500	—	—	197, 012, 500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	2, 860, 000	—	—	2, 860, 000

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
2011 年度 ストックオプション(1)	普通株式	432, 300	—	432, 300	—	—
2016 年度 ストックオプション(1)	普通株式	1, 016, 000	—	928, 000	88, 000	—
2016 年度 ストックオプション(2)	普通株式	1, 772, 000	—	956, 000	816, 000	—
2017 年度 ストックオプション(1)	普通株式	2, 607, 000	—	1, 071, 000	1, 536, 000	—
合計		5, 827, 300	—	3, 387, 300	2, 440, 000	—

(注) 1 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

2 2016 年度ストックオプション(1)88,000 株、2016 年度ストックオプション(2)816,000 株及び 2017 年度ストックオプション(1)847,000 株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、2017 年度ストックオプション(1)689,000 株は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021 年 5 月 25 日 取締役会	普通株式	5, 191	26. 74	2021 年 3 月 31 日	2021 年 6 月 29 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022 年 5 月 27 日 取締役会	普通株式	利益剰余金	7, 420	38. 22	2022 年 3 月 31 日	2022 年 6 月 27 日

第 64 期（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197,012,500	—	—	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,860,000	—	—	2,860,000

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
2016 年度 ストックオプション(1)	普通株式	88,000	—	88,000	—	—
2016 年度 ストックオプション(2)	普通株式	816,000	—	599,000	217,000	—
2017 年度 ストックオプション(1)	普通株式	1,536,000	—	784,000	752,000	—
合計		2,440,000	—	1,391,800	969,000	—

(注) 1 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

2 2016 年度ストックオプション(2)217,000 株及び 2017 年度ストックオプション(1)752,000 株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022 年 5 月 27 日 取締役会	普通株式	7,420	38.22	2022 年 3 月 31 日	2022 年 6 月 27 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023 年 5 月 26 日 取締役会	普通株式	利益剰余金	5,092	26.23	2023 年 3 月 31 日	2023 年 6 月 27 日

(リース取引関係)

第 63 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)		第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料		オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料	
1 年内	911 百万円	1 年内	899 百万円
1 年超	4,324 百万円	1 年超	3,425 百万円
合計	5,236 百万円	合計	4,324 百万円

(金融商品関係)

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「5 ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが 1 年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日。以下、「時価算定適用指針」という。）第26項に従い経過措置を適用した投資信託及び市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額 (*4)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引(*1)				
株式関連 (*2)	△262	—	—	△262
通貨関連 (*3)	—	△1,066	—	△1,066
デリバティブ取引計	△262	△1,066	—	△1,329

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(※2) 株式関連のデリバティブ取引のうち△262百万円は、貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。

(※3) 通貨関連のデリバティブ取引の△1,066百万円は、貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。

(※4) 時価算定適用指針に従い、経過措置を適用した投資信託は上記に含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は有価証券に170百万円、投資有価証券に23,952百万円となります。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

デリバティブ取引

株式関連

株式指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用することから、その時価をレベル1に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	16
子会社株式	17,183
関連会社株式	5,183

3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	42,427			
未収委託者報酬	25,193			
未収収益	1,048			
有価証券及び投資有価証券				
投資信託	170	345	8,874	19
合計	68,839	345	8,874	19

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「5 ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが 1 年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券 其他有価証券 投資信託	6,238	18,045	—	24,283
資産計	6,238	18,045	—	24,283
デリバティブ取引(*1)				
株式関連(*2)	△246	—	—	△246
通貨関連(*3)	—	△352	—	△352
デリバティブ取引計	△246	△352	—	△599

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(※2) 株式関連のデリバティブ取引のうち△246百万円は、貸借対照表上流動資産及び流動負債のその他に含まれております。

(※3) 通貨関連のデリバティブ取引の△352百万円は、貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株式関連

株式指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	16
子会社株式	17,183
関連会社株式	5,183

3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	42,036			
未収委託者報酬	21,336			
未収収益	589			
有価証券及び投資有価証券				
投資信託	1,025	204	4,520	10
合計	64,987	204	4,520	10

(有価証券関係)

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	17,183
関連会社株式	5,183

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	投資信託	20,934	17,366	3,568
	小計	20,934	17,366	3,568
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	投資信託	3,188	3,369	△180
	小計	3,188	3,369	△180
合計		24,123	20,735	3,387

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 16 百万円）については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	3,079	253	△132
合計	3,079	253	△132

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	17,183
関連会社株式	5,183

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	投資信託	17,219	13,860	3,359
	小計	17,219	13,860	3,359
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	投資信託	7,063	7,459	△395
	小計	7,063	7,459	△395
合計		24,283	21,319	2,963

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 16 百万円）については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	11,194	1,349	△221
合計	11,194	1,349	△221

(デリバティブ取引関係)

第 63 期(2022 年 3 月 31 日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引				
	売建	2,306	-	△ 262	△ 262
	買建	-	-	-	-
合計		2,306	-	△ 262	△ 262

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外 の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	4,708	-	△ 293	△ 293
合計		4,708	-	△ 293	△ 293

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	為替予約取引	投資有価証券			
	売建				
	米ドル		5,445	-	△367
	豪ドル		222	-	△20
	香港ドル		1,097	-	△59
	人民元		5,185	-	△324
	ユーロ	35	-	△0	
合計			11,986	-	△772

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

第 64 期(2023 年 3 月 31 日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	10,970	-	△ 246	△ 246
合計		10,970	-	△ 246	△ 246

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建 シンガポ ールドル	3,275	-	△ 24	△ 24
合計		3,275	-	△ 24	△ 24

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	為替予約取引 売建	投資有価証券			
	米ドル		6,132	-	△280
	豪ドル		105	-	0
	香港ドル		699	-	△34
	人民元		5,822	-	△1
	ユーロ		234	-	△10
合計			12,994	-	△328

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(持分法損益等)

第 63 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)	関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)
(1) 関連会社に対する投資の金額 5,312	(1) 関連会社に対する投資の金額 5,326
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額 15,942	(2) 持分法を適用した場合の投資の金額 16,722
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,964	(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 2,185

(退職給付関係)

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,429
勤務費用	143
利息費用	2
数理計算上の差異の発生額	△12
退職給付の支払額	△211
退職給付債務の期末残高	1,352

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,352
未積立退職給付債務	1,352
未認識数理計算上の差異	43
貸借対照表に計上された負債の額	1,395
退職給付引当金	1,395
貸借対照表に計上された負債の額	1,395

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	143
利息費用	2
数理計算上の差異の費用処理額	3
確定給付制度に係る退職給付費用	150

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎
割引率

0.3%

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、244 百万円でありました。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,352
勤務費用	133
利息費用	4
数理計算上の差異の発生額	△16
退職給付の支払額	△107
退職給付債務の期末残高	1,366

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,366
未積立退職給付債務	1,366
未認識数理計算上の差異	58
貸借対照表に計上された負債の額	1,424
退職給付引当金	1,424
貸借対照表に計上された負債の額	1,424

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	133
利息費用	4
数理計算上の差異の費用処理額	△1
確定給付制度に係る退職給付費用	136

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.6%

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、247 百万円でありました。

(ストックオプション等関係)

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプション(新株予約権)の内容

	2011 年度ストックオプション(1)	2016 年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 186 名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 16 名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式 6, 101, 700 株	普通株式 4, 437, 000 株
付与日	2011 年 10 月 7 日	2016 年 7 月 15 日
権利確定条件	2013 年 10 月 7 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 2 分の 1、4 分の 1、4 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。	2018 年 7 月 15 日 (以下「権利行使可 能初日」といいます。)、当該権利行 使可能初日から 1 年経過した日の翌 日、及び当該権利行使可能初日から 2 年経過した日の翌日まで原則とし て従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	2013 年 10 月 7 日から 2021 年 10 月 6 日まで	2018 年 7 月 15 日から 2026 年 7 月 31 日まで

	2016 年度ストックオプション(2)	2017 年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 31 名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 36 名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式 4, 409, 000 株	普通株式 4, 422, 000 株
付与日	2017 年 4 月 27 日	2018 年 4 月 27 日
権利確定条件	2019 年 4 月 27 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。	2020 年 4 月 27 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	2019 年 4 月 27 日から 2027 年 4 月 30 日まで	2020 年 4 月 27 日から 2028 年 4 月 30 日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション(新株予約権)の数

	2011 年度ストックオプション(1)	2016 年度ストックオプション(1)
付与日	2011 年 10 月 7 日	2016 年 7 月 15 日
権利確定前(株)		
期首	432,300	1,016,000
付与	0	0
失効	432,300	928,000
権利確定	0	0
権利未確定残	—	88,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	2016 年度ストックオプション(2)	2017 年度ストックオプション(1)
付与日	2017 年 4 月 27 日	2018 年 4 月 27 日
権利確定前(株)		
期首	1,772,000	2,607,000
付与	0	0
失効	956,000	1,071,000
権利確定	0	0
権利未確定残	816,000	1,536,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2011 年度ストックオプション(1)	2016 年度ストックオプション(1)
付与日	2011 年 10 月 7 日	2016 年 7 月 15 日
権利行使価格(円)	737(注) 3	558
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

	2016 年度ストックオプション(2)	2017 年度ストックオプション(1)
付与日	2017 年 4 月 27 日	2018 年 4 月 27 日
権利行使価格(円)	553	694
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

- (注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。
- 2 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 1,222 百万円
- 3 株式公開価格が 737 円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するように調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	2016 年度ストックオプション(1)	2016 年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 16 名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 31 名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式 4,437,000 株	普通株式 4,409,000 株
付与日	2016 年 7 月 15 日	2017 年 4 月 27 日
権利確定条件	2018 年 7 月 15 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。	2019 年 4 月 27 日 (以下「権利行使可 能初日」といいます。)、当該権利行 使可能初日から 1 年経過した日の翌 日、及び当該権利行使可能初日から 2 年経過した日の翌日まで原則とし て従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	2018 年 7 月 15 日から 2026 年 7 月 31 日まで	2019 年 4 月 27 日から 2027 年 4 月 30 日まで

	2017 年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 36 名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式 4,422,000 株
付与日	2018 年 4 月 27 日
権利確定条件	2020 年 4 月 27 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	2020 年 4 月 27 日から 2028 年 4 月 30 日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション(新株予約権)の数

	2016 年度ストックオプション(1)	2016 年度ストックオプション(2)
付与日	2016 年 7 月 15 日	2017 年 4 月 27 日
権利確定前(株)		
期首	88,000	816,000
付与	0	0
失効	88,000	539,000
権利確定	0	0
権利未確定残	—	217,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	2017 年度ストックオプション(1)
付与日	2018 年 4 月 27 日
権利確定前(株)	
期首	1,536,000
付与	0
失効	784,000
権利確定	0
権利未確定残	752,000
権利確定後(株)	
期首	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
権利未行使残	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2016 年度ストックオプション(1)	2016 年度ストックオプション(2)
付与日	2016 年 7 月 15 日	2017 年 4 月 27 日
権利行使価格(円)	558	553
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

	2017 年度ストックオプション(1)
付与日	2018 年 4 月 27 日
権利行使価格(円)	694
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0

(注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

2 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 344 百万円

(税効果会計関係)

第 63 期 (2022 年 3 月 31 日)		第 64 期 (2023 年 3 月 31 日)	
1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳 (単位：百万円)	1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳 (単位：百万円)
	繰延税金資産		繰延税金資産
	賞与引当金		賞与引当金
	投資有価証券評価損		投資有価証券評価損
	関係会社株式評価損		関係会社株式評価損
	退職給付引当金		退職給付引当金
	固定資産減価償却費		固定資産減価償却費
	繰延ヘッジ損益		繰延ヘッジ損益
	訴訟損失引当金		その他
	その他		繰延税金資産小計
	繰延税金資産小計		評価性引当金
	評価性引当金(注)		繰延税金資産合計
	繰延税金資産合計		
			繰延税金負債
	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金
	その他有価証券評価差額金		その他
	その他		繰延税金負債合計
	繰延税金負債合計		繰延税金資産の純額
	繰延税金資産の純額		
(注) 関係会社株式評価損に係る繰延税金資産から控除した評価性引当金が、在外子会社の減資により 1,377 百万円減少しております。			
2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
	法定実効税率		法定実効税率
	(調整)		(調整)
	交際費等永久に損金に算入されない項目		交際費等永久に損金に算入されない項目
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目		受取配当金等永久に益金に算入されない項目
	評価性引当金の減少		その他
	その他		税効果会計適用後の法人税等の負担率
	税効果会計適用後の法人税等の負担率		

(関連当事者情報)

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業 の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガ ポール 国	232,369 (SGD 千)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	資金の貸付 (米国ドル 貸建) (注 1)	—	関係会社 短期 貸付金	2,019 (USD 16,500 千)
							貸付金利息 (米国ドル 貸建) (注 1)	44 (USD 397 千)	未収収益	10 (USD 86 千)
							資金の返済 (円貸建) (注 1)	577	関係会社 短期 貸付金	—
							貸付金利息 (円貸建) (注 1)	3	未収収益	—
							資金の貸付 (シンガポール ドル貸建) (注 1)	2,788 (SGD 33,000 千)	関係会社 短期 貸付金	2,985 (SGD 33,000 千)
							貸付金利息 (シンガポール ドル貸建) (注 1)	23 (SGD 266 千)	未収収益	23 (SGD 266 千)
							減資 (注 2)	9,149 (SGD 110,000 千)	—	—
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD 千) (注 3)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	配当の受取	3,788 (USD 34,000 千)	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 融資枠 5,300 百万円 (若しくは 5,300 百万円相当額の外国通貨)、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- Nikko Asset Management International Limited の行った 110,000 千株の減資により、当社は資金の払戻を受けております。
- Nikko AM Americas Holding Co., Inc. の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は 2021 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	34,450 百万円
負債合計	6,257 百万円
純資産合計	28,192 百万円

営業収益	18,176 百万円
税引前当期純利益	5,587 百万円
当期純利益	3,956 百万円

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業 の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガ ポール 国	232,369 (SGD 千)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	資金の貸付 (シンガポールド ル貸建) (注 1)	—	関係会社 短期 貸付金	3,318 (SGD 33,000 千)
							貸付金利息 (シンガポールド ル貸建) (注 1)	103 (SGD 1,043 千)	未収収益	55 (SGD 551 千)
							資金の返済 (米国ドル貸建) (注 2)	2,019 (USD 16,500 千)	関係会社 短期 貸付金	—
							貸付金利息 (米国ドル貸建) (注 2)	3 (USD 26 千)	未収収益	—
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD 千) (注 3)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	配当の受取	7,795 (USD 58,000 千)	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 融資枠 55 百万シンガポールドル、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
2. 融資枠 5,300 百万円（若しくは 5,300 百万円相当額の外国通貨）、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しておりました（決定方針等を 2022 年 8 月 26 日付にて上記 1 に変更しております）。
3. Nikko AM Americas Holding Co., Inc. の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は 2022 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	34,828 百万円
負債合計	5,655 百万円
純資産合計	29,173 百万円

営業収益	15,864 百万円
税引前当期純利益	4,191 百万円
当期純利益	3,159 百万円

(セグメント情報等)

セグメント情報

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4 収益の計上基準」に記載のとおりです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4 収益の計上基準」に記載のとおりです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

(1株当たり情報)

項目	第 63 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
1 株当たり純資産額	468 円 88 銭	522 円 22 銭
1 株当たり当期純利益金額	62 円 50 銭	91 円 81 銭

(注) 1 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第 63 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
当期純利益 (百万円)	12,136	17,826
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	12,136	17,826
普通株式の期中平均株式数 (千株)	194,152	194,152
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	2016 年度ストックオプション (1) 88,000 株、2016 年度ストックオプション (2) 816,000 株、2017 年度ストックオプション (1) 1,536,000 株	2016 年度ストックオプション (2) 217,000 株、2017 年度ストックオプション (1) 752,000 株

3 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第 63 期 (2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (2023 年 3 月 31 日)
純資産の部の合計額 (百万円)	91,035	101,391
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	91,035	101,391
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (千株)	194,152	194,152

(重要な後発事象)

当社は 2022 年 12 月 21 日付け株式売買契約書に基づき、星州子会社の日興アセットマネジメントインターナショナルが保有する関連会社 AHAM アセットマネジメント Berhad の 20%の株式を、2023 年 4 月 19 日に 13,412 百万円で取得しました。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

<約 款>

＜追加型証券投資信託 日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）＞

運 用 の 基 本 方 針

約款第17条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基 本 方 針

この投資信託は、投資信託証券を中心に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をはかることを目標として運用を行ないます。

運 用 方 法

(1)投資対象

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

(2)投資態度

以下の投資信託証券に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長を目指し運用を行ないます。

バミューダ籍外国投資信託 PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド 円建受益証券
証券投資信託 マネー・オープン・マザーファンド 受益証券

各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性等を勘案して、決定します。

なお、各投資信託証券への投資比率には制限を設けません。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

運 用 制 限

(1)上記投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

(2)有価証券先物取引等のデリバティブ取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行ないません。

(3)投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

(4)外貨建資産への直接投資は行ないません。

(5)一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

収 益 分 配 方 針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行ないます。

①分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

③留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第2条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

③ 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から2024年1月15日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第4条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（追加日時の異なる受益権の内容）

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第9条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第10条 受託者は、第2条第1項の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

- 第11条 委託者は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。なお、第34条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に限り、1口の整数倍をもって当該取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、受益権の取得申込者がその申込をしようとする場合において、委託者に対し、当該取得の申込に係る受益権について、第34条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込をしないことを申し出たときは、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。
- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が定める単位をもって取得申込に応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込に応ずることができるものとします。
- ③ 前2項の取得申込者は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者（第34条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、受益権の取得の申込に応じないものとします。ただし、第34条第2項および第3項に規定する収益分配金の再投資に係る場合を除きます。
- ⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が第34条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第28条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 証券投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。以下本条において同じ。）を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託）にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取約定日または一部解約請求日を含みます。）の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の1口当たりの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数について取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- なお、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。
- ⑨ 追加型証券投資信託の受益証券を保有する者が、当該信託の信託終了日の1年前の日以降に開始す

る委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ⑩ 第5項、第8項および第9項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。以下この項において同じ。）について、委託者がその翌々営業日の一部解約の実行を停止した場合で受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、別に定める各信託の一部解約金の手取金をもってするこの信託の取得の申込を、別に定める各信託について委託者が一部解約の実行の停止を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日（この計算日が第4項に規定する取得の申込に応じない日であるときは、この計算日以降の最初の取得の申込に応ずることができる日とします。）を取得申込日とする取得の申込とみなします。

- ⑪ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消することができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第14条 この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. 金銭債権
3. 約束手形

- ② この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

（運用の指図範囲）

第15条 委託者（第18条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。以下、第17条、第19条、第23条、第24条および第26条について同じ。）は、信託金を、主として次の外国投資信託の受益証券および日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された次のマザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. バミューダ籍外国投資信託 PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド

2. 証券投資信託 マネー・オープン・マザーファンド
 3. 短期社債等（社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
 4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

- 第16条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、第3項および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第14条ならびに第15条第1項および第2項に定める資産への投資を行なうことができます。
- ② 前項の取扱い、第19条および第23条から第25条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。
- ③ 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- ④ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第14条ならびに第15条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第19条および第23条から第25条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ⑤ 前4項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

- 第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

（運用指図権限の委託）

- 第18条 委託者は、運用の指図（第15条第1項第1号に掲げる受益証券の運用指図に限ります。）に関する権限を次の者に委託します。

名 称：ピムコ ジャパン リミテッド

所在地：東京都港区虎ノ門4丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス18階

- ② 前項の委託を受けたものが受ける報酬は、第31条に規定する信託報酬のうち委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額は、信託財産の純資産総額に年10,000分の65以内の率を乗じて得た金額とします。
- ③ 前項の報酬は、信託期間中の毎年1月15日および7月15日（各々、休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了時に、第1項により委託を受けた者に支払います。なお、第1項により委託を受けた者との間の運用指図権限の委託に関する契約が終了する場合は、当該委託契約終了時に支払います。

- ④ 第1項の規定に関わらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。
- ⑤ 委託者と第1項により委託を受けた者との間の運用指図権限の委託に関する契約がやむを得ず終了することとなった場合、委託者は、必要な手続きを経て、新たに委託を受ける者を選任し、運用指図権限を委託するものとします。ただし、新たに委託を受ける者の選任ができず、第1項の規定に基づく運用指図権限の委託が終了した場合には、委託者は自ら運用の指図を行なうものとします。

(同一銘柄の投資信託証券への投資制限)

第19条 (削 除)

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者（第18条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第21条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券またはマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、投資信託証券に係る収益分配金、有価証券等に係る利子等ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内
- ③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- ④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- ⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、毎年1月16日から翌年1月15日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2008年11月12日から開始するものとし、最終計算期間の終了日は第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務等の諸費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息（第2項各号に掲げる諸費用を含め、以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 前項に定める諸費用のほか、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
 2. 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
 3. 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 4. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 6. この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
 7. 格付の取得に要する費用
 8. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
- ③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。
- ④ 前項に基づいて実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託者は、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託者は、かかる見積率に上限を付することとし、その上限の範囲内で、かかる見積率を何時にても見直すことができますものとしします。
- ⑤ 前項の場合において、第2項に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率（前項に規定する見積率の上限は、年万分の10とします。）を乗じて得た額とし、第28条に規定する計算期間を通じて毎日計上され、委託者が定めた時期に信託財産中から支弁するものとしします。

（信託報酬等の額）

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の160の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間（第1計算期間を除きます。）の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

（収益分配）

第32条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 分配金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第33条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第34条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第34条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第34条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第34条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。））、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関に支払われます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとし、当該取得により増加した受益権は、第9条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第36条第4項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。
- ③ 委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの勧誘に係る受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとし、当該取得により増加した受益権は、第9条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第36条第4項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。
- ④ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第34条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。））、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ⑤ 一部解約金は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑥ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとし、委託者の自らの勧誘に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとし、
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

（委託者の自らの勧誘に係る受益権の口座管理機関）

第34条の2 委託者は、委託者の自らの勧誘に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。

（収益分配金および償還金の時効）

第35条 受益者が、収益分配金については第34条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第34条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（一部解約）

第36条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとし、

- ③ 前2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、受益権の一部解約の実行を受け付けないものとします。
1. 一部解約の実行の請求日がニューヨーク証券取引所の休業日
 2. 一部解約の実行の請求日から当該請求日に係る第34条第4項に規定する一部解約金の支払開始日までの期間中（一部解約の実行の請求日および一部解約金の支払開始日を除きます。）の全日がニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合
- ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑥ 第4項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。以下この項において同じ。）について、委託者がその翌々営業日の追加信託を行なわない措置を取ったときは、委託者は、この信託契約の一部解約金の手取金をもってする別に定める各信託の取得申込に係る一部解約の実行を停止することができます。当該一部解約の実行が停止されたときは、受益者は当該一部解約の実行停止当日およびその前営業日を解約請求日とする一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、別に定める各信託について委託者が追加信託を行なわない措置を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日（この計算日が第3項に規定する一部解約の請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第5項の規定に準じて算定した価額とします。
- ⑦ 委託者は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
- ⑧ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が第3項に規定する一部解約の請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第5項の規定に準じて算定した価額とします。
- ⑨ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、純資産総額が10億円を下ることとなった場合には、第38条の規定に従ってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

（質権口記載または記録の受益権の取り扱い）

第37条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

第38条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

- ② 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

- ⑤ 第2項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合ならびに、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第39条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定に従うものとします。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条第4項に該当する場合には、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第41条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第42条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第43条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合にあつては、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第29条の2に規定する「軽微な併合」を除きます。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対者の買取請求の不適用)

第44条 この信託は、委託者が第36条第1項の一部解約の請求を受け付けた場合にこの信託契約の一部を解約する委託者指図型投資信託に該当するため、第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合に、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者であっても、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することはできません。

(信託期間の延長)

第45条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第46条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(公告)

第47条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。

www.nikkoam.com/

- ② 前項の規定に関わらず、事故その他やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載することとします。

(運用報告書の交付省略)

第47条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項で定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書を次のアドレスに掲載するものとします。

www.nikkoam.com/

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附 則

- 第1条 この約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。
- 第2条 第34条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2008年11月12日

東京都港区赤坂九丁目7番1号
委託者 日興アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

(1)別に定める各信託

約款第11条第10項および第36条第6項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース） 受益証券

